

Title	明治初期の日伊蚕卵貿易関係における第二次駐日イタリア全権公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の役割 (1870-1877)
Author(s)	Bertelli, Giulio Antonio
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/51195">https://hdl.handle.net/11094/51195</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

大阪外国語大学

博士論文

明治初期の日伊蚕卵貿易関係における

第二次駐日イタリア全権公使

アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の役割

(1870-1877)

提出年月 2007年6月

氏名 BERTELLI, GIULIO ANTONIO

## 博士論文・日本語要旨

[Japanese summary]

### 明治初期の日伊蚕卵貿易関係における 第二次駐日イタリア全権公使 アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の役割 (1870-1877)

BERTELLI, GIULIO ANTONIO

幕末・明治初期に日本とイタリアが盛んな貿易関係で繋がっていたことを知る人は、日本でもイタリアでも極めて少ない。当時、日本からイタリアに大量に輸出された貴重な品目は、いわゆる「種紙」(たねがみ)、即ち無数の「蚕卵」(さんらん)を載せた四角い厚紙であった。両国の歴史教科書には通常、この重要な外交貿易関係に関する記述が一切掲載されていない。幕末・明治期の歴史に関する専門書ですら、事実に触れる記述があったにせよ、説明は一二行で終わることが多い。実際のところ、日伊外交貿易関係の不明点は未だに多い。130年以上の埃を溜めた幕末・明治初期の日伊交流をめぐる多くの忘れられた史料はイタリアと日本との古文書館や資料館で、研究者に発見されるのを待っている。

1850年代から、ヨーロッパで不治の蚕の病気がはやり始めた。そのせいで、イタリアやフランスなどの生糸生産が著しく低下し、養蚕製糸業に依存するイタリア経済は致命的な打撃を受けた。感染範囲が拡大し続ける中で、イタリア人養蚕家のために無病で良質の卵を仕入れる目的で、多くの商人は毎年、世界の果てにある未知の国、日本にまで訪れることになったのである。

1866年に、この貿易を奨励するために、イタリアと日本とは修好通商条約を結んだ。それ以来、毎年多くのイタリア人蚕卵商人たちは10数年間、定期的に日本を訪れることになった。毎年、彼らはイタリアの養蚕家から膨大な金額を預かり、できるだけ大量に良質の種紙を仕入れなければならなかった。条約締結からおおよそ1年後に、イタリア政府は日本に公使と領事とを派遣することになった。彼らの主な任務は、他国の利害に触れない範囲で日伊蚕卵貿易を擁護することだった。

イタリア人養蚕家は、毎年高く購入する日本産蚕卵の質に関する苦情を言い、イタリア政府、そして蚕卵商人を激しく非難することが多かった。同様に、蚕卵商人たちは、雑誌

や新聞などにおいて、彼らの仕事を容易にするような便宜（特に、蚕卵原産地に立ち入ることを意味する日本における内地旅行の解禁）を日本政府から獲得できない駐日公使や領事のせいにする傾向があった。当時の駐日イタリア公使は、正に「贖罪のヤギ」（スケープゴート）のような存在で、責任の多い、困難に満ちた任務を遂行しなければならなかったのである。

本論は、岩倉使節団のイタリア訪問に際して接伴に携わり、美術品コレクターとして有名なアレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵（Conte Alessandro Fè D'Ostiani, 1825-1905）という外交官を中心とするものである。彼は第二代駐日イタリア公使として、日本で約6年間（一回目は1870年11月から1873年2月までの間、そして二回目は1874年9月から1877年5月までの間）駐在することになった。本論は6章で構成されており、この人物の明治初期の日伊蚕卵貿易関係における役割を検討するものである。

第1章では、日伊蚕卵貿易はなぜ、どのような経緯で始まったか、そしてどのような形で行われていたかを詳しく検討する。この章の主な目的は、蚕卵貿易関係は日本とイタリアにとって、どの程度重要なものだったかを明らかにすることである。

第2章では、第一に、駐日公使が果さなければならない任務を明らかにしてから、主に未刊史料を利用し、駐日公使フェ・ドスティアーニ伯爵の前任者に関して論じる。ここで、フェ・ドスティアーニ伯爵の前任者はどこまで日伊関係の基礎を築いたのか、そしてなぜ、どのような状況でフェ・ドスティアーニ伯爵の前任者は駐日公使を辞任することになったのかという二つのポイントに焦点を当てる。また、第二に、フェ・ドスティアーニ伯爵の生い立ちと経歴、家族、養蚕知識などを追究する。

第3章においては、主に未刊史料を利用し、第一に、彼の駐日公使としての着任へ導いた様々な出来事を分析することによって、なぜ、そしていかなる経緯でフェ・ドスティアーニ伯爵は駐日公使として選ばれたのかという点を明らかにする。第二に、フェ・ドスティアーニ伯爵と共に来日したイタリア領事や書記官などはどのように活躍したかを明らかにする。第三に、フェ・ドスティアーニ伯爵はどのように日本政府の好感を勝ち取ることができたのかという点に触れつつ、種紙押印問題をいかに解決できたのかについて明らかにする。最後に、なぜ彼は1873（明治6）年2月下旬に一時帰国するのか、その真の理由を検討する。

第4章において、先行研究及び未刊史料に基づき、フェ・ドスティアーニ伯爵が一時帰国した期間（1873-74年）にイタリアにおいて日本政府、そして日伊貿易の継続を擁護する

ために行なった様々な活動を検討する。第一に、岩倉使節団のイタリア訪問（フェ・ドスティアーニ伯爵はその接伴係だった）について論述する。第二に、1873（明治6）年初夏に日本政府が北イタリアに派遣した養蚕視察団（フェ・ドスティアーニ伯爵はこの一行の接伴にも携わった）の行程、目的、成果について論じる。ここで、また、或る日本側史料を分析した結果、久米邦武が『米欧回覧実記』に紹介するイタリア養蚕業に関する情報をどのように手に入れたかという点も明らかになる。本章の最後に、フェ・ドスティアーニ伯爵がイタリア養蚕業（そして蚕卵商人たちの活動）を支援するために発案した孵化不良種紙の取り調べ及びその結果を明らかにする。

次の第5章は本論の最重要の部分であり、フェ・ドスティアーニ伯爵が直面した最大の課題、即ち外国人内地旅行問題を検討する。ここで、主に未刊史料の分析に基づいて、蚕卵商人たちにとって大変重要だったこの問題の解決に向かってフェ・ドスティアーニ伯爵は一体どのように動いたのかということを検討してから、次の点に基づき、彼の努力の歴史的意義を明らかにする。

- ① 外国人内地旅行の解禁に向けて、フェ・ドスティアーニ伯爵はどう動いたのか。
- ② フェ・ドスティアーニ伯爵は日本政府からいかなる特権を獲得できたのか。
- ③ イタリア政府はどのように外国人内地旅行問題を理解し、どのように動いたのか。
- ④ 外国人内地旅行問題はどのように展開し、どのように終結したのか。

そして、最後の第6章においては、未刊史料を利用し、フェ・ドスティアーニ伯爵の留守中に発生した様々な出来事（主に日伊蚕卵貿易の正常継続を危うくする渋沢・井筒屋の一件）を分析してから、フェ・ドスティアーニ伯爵の再着任が遅れた理由、そして再着任してから再び異動を申請した理由について論じる。

本論の最終目的は、主に以下に挙げる5点を明らかにすることである。

- ① フェ・ドスティアーニ伯爵は駐日公使に問われる能力を所持していたのか。
- ② 彼はどこまで蚕卵商人たちのために努力し、日本政府から便宜を獲得できたのか。
- ③ フェ・ドスティアーニ伯爵とその前任者の外交姿勢はどの点で相異なるか。
- ④ 彼はイタリア政府から受けた指示を守ることができ、外交官として成功したのか。
- ⑤ 彼は日伊蚕卵貿易関係の中で、どのような役割を果たしたのか。

本論において分析される未刊史料は主に、イタリア外務省歴史外交資料館 (ASDMAE)、イタリア国立古文書館 (ACS)、イタリア海軍歴史資料館 (ASDMM)、日本国立公文書館、そして日本外務省外交史料館において発見されたものである。

## Doctor's Thesis - English Summary

[英語要旨]

The role played by the Second Italian Minister Plenipotentiary to Japan, Count Alessandro Fè D'Ostiani, in the Italo-Japanese silkworm egg trade during the early Meiji period. (1870-1877)

BERTELLI, GIULIO ANTONIO

There are relatively few people, both in Italy and Japan, who know that in 1860s and 70s these two countries were connected by a prosperous, large-scale trade relationship. The precious goods exported from Japan to Italy were hundreds of thousands of rectangular cardboard sheets (*tanegami*); each one topped with thousands of minuscule silkworm eggs (*sanran*). Usually, in history textbooks, this fact is completely ignored. Even more specialized historiographical research centring on the *Bakumatsu* and *Meiji* periods tend to consider it only superficially, but there is plenty to say about it, and there are still many hundreds of documents relating to this issue that have lain untouched for more than 130 years in Italian and Japanese archives.

The increase in demand for silkworm eggs started in early 1850s due to an epidemic (known as "*pebrine*") that affected silkworms and inflicted a fatal blow to Italian and European silk production, forcing most sericulturists to send traders to purchase pebrine-free silkworm eggs from the most remote regions of the world. For this reason, some courageous Italian traders started to export silkworm eggs from Japan in the early 1860s.

A Treaty of Amity and Commerce between Italy and Japan was signed in 1866 to promote this trade, and this brought a gradually increasing number of Italian silkworm egg traders to Japan for more than a decade. Every year, each silkworm egg trader was trusted by the Italian sericulturists with large sums of money and was expected to bring the greatest possible number of high quality eggs back to Italy. The year after the signing of the treaty (1867), the Italian Ministry of Foreign Affairs decided to send a Minister Plenipotentiary and a Consul to Japan in order to supervise this trade and

guarantee its good and profitable continuation without interfering with other countries' spheres of interest.

The Italian sericulturists were often disappointed with the quality of the expensive Japanese silkworm eggs and criticized both the Italian government and the silkworm egg traders. In turn, in newspapers and magazines the traders themselves blamed the Italian diplomats to Japan for their problems. In particular the fact that the diplomats were not able to obtain any privileges from the Japanese government that would facilitate their task; most importantly the permission to enter the inner districts of Japan where silkworm eggs were produced. In the end, the Italian Minister Plenipotentiary became a scapegoat for both the Italian government and the whole Italian sericulture industry so this was an extremely uncomfortable position that bore heavy responsibilities.

This dissertation is divided in six chapters, and is centred on the figure of the second Minister Plenipotentiary to Japan, Count Alessandro Fè D' Ostiani (1825-1905), who resided in Japan for almost six years (from Nov. 1870 to Feb. 1873 and again from Sep. 1874 to May 1877), and on the role he played in the Italo-Japanese silkworm egg trade. Count Fè is mainly known for guiding the Iwakura Mission during its visit to Italy, but was also a noted collector of Japanese fine art.

In the first chapter, I examine in detail for what reasons, and under which circumstances, Italian traders began to import silkworm eggs from Japan. The main purpose of this chapter is to emphasize the importance of this trade relationship and to give an idea of its particular characteristics.

In the second chapter, I illustrate in detail the directives given by the Italian Minister of Foreign Affairs to the Minister Plenipotentiary in Japan. Through the analysis of mainly unpublished documents, I show the main points which distinguished the diplomatic activity of Count Fè D' Ostiani's from his predecessor Count Vittorio Sallier De La Tour (1827-1894). The second part of this chapter deals with Count Fè's diplomatic career, his family's links to the Italian sericulture industry and looks at his actual knowledge of sericulture.

The third chapter is also mainly based on the analysis of unpublished documents.



First of all, it gives us an idea about the reasons which brought Count Fè to Japan (he was initially sent to China). Secondly, after introducing a number of Italian consuls and secretaries who resided in Japan while Count Fè was in charge of the legation, this chapter explains how Count Fè was able to gain the favour and co-operation of the Meiji Government. Thirdly, after explaining how Fè succeeded in obtaining from the Japanese Government the introduction of particular stamps that were printed on silkworm egg sheets, which brought many concrete advantages to Italian traders. The chapter ends by analyzing the true reasons for which Count Fè asked, in 1871, permission to leave Japan temporarily (which was only granted in 1873, coinciding with the visit to Italy of the Iwakura embassy).

The fourth chapter dwells on Count Fè's activity during the eighteen months he spent outside Japan in 1873-74 and is divided into three parts. The first part deals with the visit of the Iwakura Mission to Italy; the second is based mainly on unpublished documents and illustrates the visit of the Japanese Sericulture Commission to northern Italy (May - June 1873), its historical significance and the role that Count Fè played in order to make it successful. Also, from the analysis of certain Japanese documents, it becomes clear where exactly Kume Kunitake gathered the information about Italian sericulture which he introduced in his *Beiō Kairan Jikki*. The last part of this chapter is based on an investigation, ordered by Count Fè in May 1873, of the main causes which determined the imperfect nature of silkworm eggs on a large number of cardboard sheets imported from Japan the year before. The unpublished documents give us an idea of Count Fè's sensitivity to the calls of Italian sericulture industry and of his attitude towards the silkworm egg traders.

The fifth chapter covers the most important part of this research, dwelling entirely on the problem of the admission of foreigners to the inner districts of Japan and in particular on the efforts of Count Fè to obtain from the Japanese government the right for Italian traders to visit some important silkworm egg producing sites situated in those districts. By utilizing mainly primary sources (i.e. official documents, letters and reports many of which are still unpublished), I intend to demonstrate the historical significance of Count Fè's efforts, focusing mainly on the following points:

1. Count Fè's diplomatic skills and his activity in achieving such privileges.
2. The actual privileges that Count Fè was able to obtain from the Meiji Government for Italian citizens in Japan in the years 1872 and 1873.
3. The position and intervention taken by the Italian Government.
4. The controversy about the admission of foreigners into inner regions of Japan and the evolution of this issue.

In the last chapter, by introducing other unpublished documents, I would like to examine certain events that occurred in Japan during Count Fè's temporary departure from Japan in 1873, which endangered the silkworm egg traders' business (i.e. the Shibusawa-Izutsuya affair, an attempt by the Japanese government to corner the silkworm egg market and export this product directly to Italy). Finally, I would like to illustrate Count Fè's return to Japan in 1874, and the reasons why he asked the Foreign Ministry to be transferred to another legation.

By following this path, I will draw my conclusions. The ultimate purpose of this research is to clarify the following five points:

1. Did Count Fè have the diplomatic skills required of the Minister Plenipotentiary to Japan?
2. Was Count Fè making enough effort to obtain from the Japanese government the privileges requested by the Italian silkworm egg traders? Could he actually gain those privileges?
3. In what way did Count Fè's diplomatic strategy differ from that of his predecessor Count De La Tour?
4. Could Count Fè follow the directives given to him by the Italian government and did he succeed diplomatically in his mission to Japan?
5. What role did Count Fè play in the Italo-Japanese silkworm egg trade?

The sources of the unpublished documents which have been analyzed in this research

include the Historical-Diplomatic Archives of the Italian Ministry of Foreign Affairs (ASDMAE), the Italian National Central Archive (ACS), the Italian Navy's Historical Archive (ASDMM), the National Archives of Japan (Nippon Kokuritsu Kōbunshokan), the Diplomatic Record Office of the Ministry of Foreign Affairs of Japan (Nippon Gaimushō Gaikō Shiryōkan).

## ■ 謝辞 ■

---

ここで、何年もご指導頂いている森藤一史先生、嶋本隆光先生、藤村昌昭先生、多くのアドバイスや文献を親切にご提供頂いた岩倉翔子先生、岩倉具忠先生、奥西俊輔先生、山蔭昭子先生、クラウディオ・ザニエル (Claudio Zanier) 先生、シルヴィオ・ヴィータ (Silvio Vita) 先生、テレサ・チャッパローニ・ラ・ロッカ (Teresa Ciapparoni La Rocca) 先生、シルヴァーナ・デ・マイオ (Silvana De Maio) 先生、リア・ベレッタ (Lia Beretta) 先生、ロマノ・ヴルピッタ (Romano Vulpitta) 先生、岩壁義光氏、伊藤久子氏、長い時間をかけて注意深く本論のプルーフリーディングをしてくださった福森雅史先生、中川光先生、増田祐子氏、英語要旨のプルーフリーディングをして、色々アドバイスをくださった先輩ニコラス・カッソン (Nicholas Casson) 氏をはじめ、本論分の作成にご協力頂いたその他全ての方々に、この場を借りて厚く感謝の辞を申し上げたい。

## ■ 目次 ■

---

■ 謝辞 ■ .....	2
■ 目次 ■ .....	3
■ はじめに ■ .....	5
■ 第 1 章 ■ 幕末・明治初期—日伊貿易と国交開始について .....	9
[1-1] ～微粒子病と日本へ渡る蚕卵商人たちについて～ .....	9
[1-2] ～日伊国交の開始とその重要性について～ .....	18
[1-3] ～明治維新以降の日伊蚕卵貿易とその重要性について～ .....	27
■ 第 2 章 ■ イタリア公使館の初年とフェ伯爵の登場について .....	39
[2-1] ～フェ伯爵の前任者及び初代領事の活躍について～ .....	39
[2-2] ～アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵について～ .....	62
■ 第 3 章 ■ 駐日イタリア公使フェ伯爵の派遣や初期活動について .....	71
[3-1] ～フェ伯爵の派遣及び着任の経緯について～ .....	71
[3-2] ～フェ伯爵と共に活躍した領事や書記官たちについて～ .....	81
[3-3] ～日本政府の好意を勝ち取るフェ伯爵について～ .....	86
[3-4] ～フェ伯爵と日本政府種紙押印の制定について～ .....	92
[3-5] ～フェ伯爵の休暇請願及び岩倉使節団の派遣について～ .....	106
■ 第 4 章 ■ フェ伯爵の一時帰国—イタリアでの活躍について .....	117
[4-1] ～フェ伯爵の帰国と岩倉使節団のイタリア訪問について～ .....	117
[4-2] ～フェ伯爵と日本養蚕視察団のイタリア訪問について～ .....	129
[4-3] ～フェ伯爵と日本種紙の孵化不良取り調べについて～ .....	160

■第5章■フェ伯爵と外国人内地旅行問題について .....	175
[5-1] ～蚕卵商人たちと外国人内地旅行の禁止について～ .....	175
[5-2] ～1872（明治5）年—フェ伯爵と副島種臣の「暗黙の合意」について～... ..	176
[5-3] ～外国人内地旅行の解禁及び領事裁判権の放棄について～ .....	193
[5-4] ～外国人内地旅行問題とイタリア政府について～ .....	200
■第6章■フェ伯爵の留守と日本再着任について .....	219
[6-1] ～日本政府の種紙直輸出計画について～ .....	219
[6-2] ～フェ伯爵の日本産塩漬鮭輸出計画について～ .....	231
[6-3] ～フェ伯爵の再着任と二度目の日本滞在について～ .....	238
■結論■ .....	247
付録①～日伊蚕卵貿易のデータ（1868-1880）～ .....	252
付録②～私文書に見るフェ伯爵とイタリア公使館～ .....	258
付録③～日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）～ .....	271
付録④～訪れた古文書館や資料館～ .....	300
付録⑤～参考文献～ .....	302
付録⑥～総合年表～ .....	311

## ■はじめに■

---

不思議なことに、幕末・明治初期に日本とイタリアが盛んな貿易関係で繋がっていたことを知る人は、日本でもイタリアでも極めて少ない。当時、日本からイタリアに大量に輸出された貴重な品目は、いわゆる「種紙」（たねがみ）、即ち無数の「蚕卵」（さんらん）を載せた四角い厚紙であった。両国の歴史教科書には通常、この重要な外交貿易関係に関する記述が一切掲載されていない。幕末・明治期の歴史に関する専門書ですら、事実に触れる記述があったにせよ、説明は一二行で終わることが多い。

1850年代から、ヨーロッパで不治の蚕の病気がはやり始めた。そのせいで、イタリアやフランスなどの生糸生産が著しく低下し、養蚕製糸業に依存するイタリア経済は致命的な打撃を受けた。感染範囲が拡大し続ける中で、イタリア人養蚕家のために無病で良質の卵を仕入れる目的で、多くの商人は毎年、世界の果てにある未知の国、日本にまで訪れることになったのである。

彼らは「蚕卵商人」と呼ばれていた。

日伊蚕卵貿易が始まってから数年後に、イタリアと日本とは修好通商条約を結び、イタリア政府は日本に公使と領事とを派遣することになった。彼らの主な任務は、信仰の自由を保障しながら、他国の利害に触れない範囲で日伊蚕卵貿易を擁護することだった。

1860年代後半から1870年代前半にかけての間にイタリアで刊行された日刊紙に目を通してみると、日本産蚕卵を販売する商社の宣伝、または日本に関する情報を含めた養蚕関係の記事が必ず目に止まるだろう。このように、日伊蚕卵貿易の規模は相当大きく、イタリアの養蚕家が蚕卵商人たちに膨大な金額を預けていたことが窺える。したがって、蚕卵商人は、万一質の悪い蚕卵を輸入した場合、大金を出してそれを買わざるを得なかった養蚕家の批判を一身に浴びる立場にいたと言える。

多くの蚕卵商人たちはまた、イタリア政府に圧力をかけると同時に、日本政府との交渉に携わっていた駐日公使の努力が不十分であると主張することが多かった。具体的に述べると、蚕卵商人及び養蚕家が横浜の居留地外にある蚕卵原産地で直接に種紙を仕入れることができなかったのは、そのための許可を取得できないイタリア公使のせいにされていた。また、種紙の価格が高い、蚕卵の質が悪いということまでも、蚕卵商人たちの利益を十分に意識しない公使のせいにされていた。

もちろん、蚕卵商人たちは日本の政治的情勢を詳細に把握しておらず、公使の任務を帯びた者の苦勞を理解できなかった。いずれにせよ、このように、イタリア語で「fare a scaricabarili」（相手の背中に樽を降ろす）という独自の表現で表す鎖のような責任のなすり合いが生じ、この鎖の最後の輪、即ちすべての責任を持ち、全ての批判を浴びなければならなかったのは駐日イタリア公使・領事だったのである。駐日イタリア公使は正に「贖罪のヤギ」（スケープゴート）のような存在だったと言える。

更に、一方で、イタリア政府の日本に対する関心が非常に低く、他方で、明治政府の対外政策はまだはっきりと定まっていなかったことも忘れてはならない。

以上の点に基づくと、当時の駐日イタリア公使というのは、困難に満ちた職業だったことが窺える。

明治維新直前（1867年）から岩倉使節団の帰国後（1873年）までの日伊関係はほぼ完全に蚕卵貿易関係そのものだったといっても過言ではない。この理由に基づいて、有望な利益をもたらす蚕卵貿易の継続を保障することは駐日イタリア外交官が果さなければならぬ最大の課題だった。したがって、駐日イタリア公使は、交渉能力と洞察力のある外交官であると共に、進取の精神に富み、利益を常に意識した「商売人」のような人物でなければならなかった。

本論でとり扱う第二代駐日イタリア公使の任務を帯びることになったアレッシェンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵（Conte Alessandro Fè D'Ostiani, 1825-1905）という外交官は1870（明治3）年秋、つまりちょうど日伊蚕卵貿易が最も盛んである時に横浜に到着する。本論では、明治初期の日伊蚕卵貿易関係におけるフェ・ドスティアーニ伯爵の役割を検討する。本論は6章で構成されている。

第1章では、日伊蚕卵貿易はなぜ、どのような経緯で始まったか、そしてどのような形で行われていたかを詳しく検討する。この章の主な目的は、蚕卵貿易関係は日本とイタリアにとって、どの程度重要なものだったかを明らかにすることである。

第2章では、第一に、駐日公使が果さなければならぬ任務を明らかにしてから、主に未刊史料を利用し、駐日公使フェ・ドスティアーニ伯爵の前任者に関して論じる。ここで、フェ・ドスティアーニ伯爵の前任者はどこまで日伊関係の基礎を築いたのか、そしてなぜ、どんな状況でフェ・ドスティアーニ伯爵の前任者は駐日公使を辞任することになったのかという二つのポイントに焦点を当てる。また、第二に、フェ・ドスティアーニ伯爵の生い立ちと経歴、家族、養蚕知識などを追究する。



第 3 章においては、主に未刊史料を利用し、第一に、彼の駐日公使としての着任へ導いた様々な出来事を分析することによって、なぜ、そしてどの経緯でフェ・ドスティアーニ伯爵は駐日公使として選ばれたのかという点を明らかにする。第二に、フェ・ドスティアーニ伯爵と共に来日したイタリア領事や書記官たちなどはどのように活躍したかを明らかにする。第三に、フェ・ドスティアーニ伯爵はどのように日本政府の好感を勝ち取ることができたのかという点に触れつつ、どのように種紙押印問題を解決できたのかについて明らかにする。最後に、なぜ彼は 1873（明治 6）年 2 月下旬に一時帰国するのか、その本当の理由を検討する。

第 4 章において、先行研究及び未刊史料に基づき、フェ・ドスティアーニ伯爵が一時帰国した期間（1873-74 年）にイタリアにおいて日本政府、そして日伊貿易の継続を擁護するために行った様々な活動を検討する。第一に、岩倉使節団のイタリア訪問（フェ・ドスティアーニ伯爵はその接伴掛だった）について論述する。第二に、1873（明治 6）年初夏に日本政府が北イタリアに派遣した養蚕視察団（フェ伯爵・ドスティアーニはこの一行の接伴にも携わった）の行程、目的、成果について論じる。本章の最後に、フェ伯爵がイタリア養蚕業（そして蚕卵商人たちの活動）を支援するために発案した孵化不良種紙の取り調べ及びその結果を明らかにする。

次の第 5 章は本論の最重要の部分となり、フェ・ドスティアーニ伯爵が直面した最大の課題、即ち外国人内地旅行問題を検討している。ここで、主に未刊史料の分析に基づいて、蚕卵商人たちにとって大変重要だったこの問題の解決に向かってフェ・ドスティアーニ伯爵は一体どのように動いたのか、そして結局、この問題を解決することができたのか、などという点について論じる。

そして、最後の第 6 章においては、未刊史料を利用し、フェ・ドスティアーニ伯爵の留守中に発生した様々な出来事（主に日伊蚕卵貿易の正常継続を危うくする脅威）を分析してから、フェ・ドスティアーニ伯爵の再着任が遅れた理由、そして再着任してから再び異動を申請した理由について論じる。

この道を辿り、結論へと導く。本論の最終目的は、主に以下に挙げる 5 点を明らかにすることである。

- ① フェ・ドスティアーニ伯爵は駐日公使に問われる能力を所持していたのか。
- ② 彼はどこまで蚕卵商人たちのために努力し、日本政府から便宜を獲得できたのか。

- ③ フェ・ドスティアーニ伯爵とその前任者の外交姿勢はどの点で相異なるか。
- ④ 彼はイタリア政府から受けた指示を守ることができ、外交官として成功したのか。
- ⑤ 彼は日伊蚕卵貿易関係の中で、どのような役割を果たしたのか。

アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニの活躍（特に美術関係）に触れる様々な先行研究は存在している。しかしながら、本研究は、主に未刊史料を利用し、この外交官を蚕卵貿易の擁護者として見ようとする全く新しい研究である。本研究はまた、幕末・明治初期の日伊関係に関する先行研究が残す多くの疑問を解明し、日伊関係の知られざる側面を明らかにするものとしての価値がある。

日伊関係に関する新しい、個性的な歴史研究を生むためには、先行研究において扱われている貴重な情報を把握するだけでなく、イタリアと日本とにある古文書館・資料館で発見された未刊史料を紹介し、分析することが重要だと考えられる。しかしながら、これは、百数十年前に離散された巨大なモザイクの欠片を集め、それらを元の位置に戻すような、非常に困難な作業である。なぜなら、或る史料は、単独で扱うと全く意味と重要性とを持たないが、それが本来持つべき背景に正しく位置づけ、他の関連史料と照らし合わせれば、予想外の事実が浮かび上がることになるからである。

筆者はおよそ2年8ヶ月という限られた時間で、イタリアと日本とにおける様々な資料館や古文書館で、フェ・ドスティアーニ伯爵の日本における活躍に関わる未刊史料を収集した。イタリアで集めた史料を解読した後に残る疑問と不明点とは、不思議なことに、たいてい日本で発見した史料の解読後に次から次へ解明されていった。本論で、失われた幕末・明治初期の日伊関係というモザイクの再現に挑む。こうすることによって、多くの疑問が解明される上に、また新しい研究への道が開かれるのである。

## ■第1章■幕末・明治初期—日伊貿易と国交開始について

### [1-1] ～微粒子病と日本へ渡る蚕卵商人たちについて～

#### [1-1-1—微粒子病の発生とヨーロッパ養蚕業の危機について]

ヨーロッパ養蚕製糸業は14-15世紀ごろから徐々に発展し始めた。しかしながら、産業革命<sup>1</sup>の影響によって、19世紀前半から、蚕糸の生産は需要の急増に刺激され、特にフランスの南部及びイタリアの北部において目覚しく成長した。その頃、イタリア諸国<sup>2</sup>からの最大の輸出品は生糸となり、イタリア半島の生糸生産量は中国に次ぎ、世界第二位だったのである<sup>3</sup>。

しかしながら、1840年代の終わりと1850年代の初めにかけて、南フランスの養蚕場において飼育された蚕は、謎の病気に罹り始めた。この謎の病に冒された蚕の体表にはコシヨウに似た微小な黒い斑点<sup>4</sup>（微粒子）が生じていた。そのため、この病気は当時のヨーロッパで、俗にペブリン（仏 *Pèbrine*、伊 *Pebrina*）と名づけられた<sup>5</sup>。日本語では正式に「微粒子病」といい、その原体は *Nosema Bombycis* という微生物にある<sup>6</sup>。その微生物に冒された蚕は、発育が著しく阻害されるため、正常に絹糸を生産できずに死ぬことになる。微粒子病は蚕が既に成長している時に症状を現し始めるので、養蚕家が被る損害は極めて大きい。この猛烈な病に犯された蚕の繭生産は50%から80%も減少するため、蚕の飼育にかかった費用、時間、そして努力はほとんど全て水の泡になる<sup>7</sup>。

微粒子病の感染エリアは徐々に拡大し、1850年代前半からアルプス山脈を越え、フラン

<sup>1</sup> 産業革命 (Industrial Revolution) は、生産方法及び技術の変革（特に産業における機械の導入）によって、各種製品の生産量と共に、原料の需要を急激に増加させる効果があり、大工場の成立は社会構造を一変させた現象である。それは1760年代のイギリスに始まり、1830年代からヨーロッパ諸国にも普及し始めた。産業化は徐々に、近代化に欠かせない要素となった。

<sup>2</sup> イタリアは1861年に統一される前に、複数の諸国、つまりサルデーニャ王国(Regno di Sardegna)、ロンバルド・ヴェーネト王国(Regno Lombardo-Veneto)、パルマ公国(Ducato di Parma)、モデナ公国(Ducato di Modena)、マッサ公国(Ducato di Massa)、ルッカ王国(Ducato di Lucca)、トスカーナ大公国(Granducato di Toscana)、教皇領(Stato Pontificio)、そして両シチリア王国(Regno delle Due Sicilie)に分かれていた。

<sup>3</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 19 ページ参照。

<sup>4</sup> これらの微粒子はイタリア人科学者エンリーコ・コルナリア (Enrico Cornalia) によって発見されたものであるため、「コルナリアの微粒子」(伊 *Corpuscoli del Cornalia*) とも国際的に知られている。ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 20 ページ参照。

<sup>5</sup> 「ペブリン」はプロヴァンス語の「pebre」(コシヨウ) に由来している。

<sup>6</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 20 ページ参照。

<sup>7</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 22 ページ参照。

スからイタリア半島北部<sup>1</sup>にも渡った。1850年代のイタリア半島北部の経済は、ちょうど1848-49年の第一次独立戦争がもたらした不況から立ち直ろうとした頃に、微粒子病の新たな脅威と立ち向かう破目に陥った。その感染エリアが拡大するにつれて、ありとあらゆる治療法<sup>2</sup>が次から次へと試されたが、微粒子病の撲滅へ導くどころか、むしろ養蚕家の憤怒を扇動するだけであった。

実際、微粒子病は現在も不治の病気である。その発生を予防する方法は1869（明治2）年に、ルイ・パスツール<sup>3</sup>によって発見された。それは蚕卵を顕微鏡で検査し、感染した蚕卵の隔離を中心とする極めて単純な予防法だった。但し、その普及は、必要な設備に非常に高額な費用を要すること、そして長年効果のない治療法に騙されつづけた養蚕家の不信によって著しく妨げられた。したがって、結局、パスツール法によるイタリア産無病蚕卵の生産が再びイタリア養蚕業の需要を満たしはじめたのは1880年代初年となった。

ここで、1850年代から1880年代までの30年間に、イタリア人を含むヨーロッパ人の養蚕家は一体どのように生糸を生産し続け、倒産を免れたのかという単純な疑問が残る。

#### [1-1-2—蚕卵商人という職業について]

微粒子病の感染以前、養蚕家たちは自らそれぞれの養蚕場で翌年分の蚕卵を生産していた。他所で購入することはほとんどなかった<sup>4</sup>ため、蚕卵の価格は極めて低かった<sup>5</sup>。しかし微粒子病がもたらした養蚕業界の危機によって、この状況は一変することになった。1850年代半ばから1880年代までのおよそ30年間、微粒子病による被害、そして倒産を回避するために、ヨーロッパの養蚕家たちはまだ微粒子病に感染されていない地域で蚕卵を仕入れるという一時的な解決策を採用するしかなかった。

このように、養蚕家が預けた膨大な金額を携えながら未感染の地域を訪れ、良質の蚕卵を探求する困難な任務を背負った冒険家のような者、いわゆる「蚕卵商人」（イタリア語で

<sup>1</sup> 主にサルデーニャ王国 (Regno di Sardegna) とロンバルド・ヴェーネト王国(Regno Lombardo-Veneto)とを指す。

<sup>2</sup> 科学に基づくものもあれば、そうでないものもあった—この災害につけ込み、意図的に何の効果もない「特効薬」を高価で販売する悪徳業者も少なくなかった。

<sup>3</sup> Louis Pasteur (1822-1895) : フランスの有名な化学者・細菌学者。酒石酸の旋光性や発酵の研究を行い、乳酸菌・酪酸菌を発見、発酵や腐敗が微生物によって起ることを明らかにし、自然発生説を否定、また低温殺菌法を考案。炭疽菌や狂犬菌のワクチンを発明。(広辞苑より)

<sup>4</sup> 他所で生産された新鮮な高級蚕卵の購入は、自家製の蚕卵の質が悪化し、繭の生産が低下した時（およそ3-4-5年毎に1度）だけに行われていた。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 27-28 ページ参照。

<sup>5</sup> 蚕卵 25-30 グラム (種紙一枚) の価格は微粒子病の感染以前の時期に、せいぜい2-3フラン (または2-3リラ : 1フランはフランスの通貨で、その価値はイタリアリラに等しい) に及んでいたが、微粒子病の感染がフランス全域に拡大した後に、それは10-20フラン以上に高騰した。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 27 ページ参照。

俗に「セマイオ」－*Semaio*<sup>1)</sup> という新たな職業が誕生したのである。

最初に動き始めた蚕卵商人たちは、言うまでもなく、フランス人だった。彼らは 1854 (安政元) 年までイタリア北部のロンバルディア州及びヴェーネト州を訪れ、その地域の極めて良質の蚕卵を大量に仕入れ始めた。この商売は最初に、イタリア人養蚕家にとっては非常に有利だったが、その寿命は非常に短かった。感染地域から来たフランス人蚕卵商人たちのせいで、微粒子病はすぐにイタリアの養蚕場にも広まった。イタリア人養蚕家はフランスの例に倣い、1857-58 (安政 4-5) 年頃から、良質で無病の蚕を仕入れる目的で、蚕卵商人を未感染の地域に派遣し始めることになった。

ただし、微粒子病に感染されていない蚕卵を他の地域で発見し、それを地元の養蚕家に納入することは、微粒子病問題の一時的な解決策に過ぎなかった。輸入された無病の蚕卵では、正常に繭を生産することが可能だった。しかしながら、その繭から生まれた蚕蛾が産む卵は微粒子病に感染されてしまうため、養蚕家は毎年新鮮な蚕卵を仕入れる必要があったわけである。

イタリア人蚕卵商人は当初、比較的近いダルマチア、コルシカ島、ギリシャを訪れたが、微粒子病がすぐにそれらの地域にも広まった<sup>2)</sup>。また、蚕卵商人の数が倍増していたから競争も激しくなる一方だった。

そのため、彼らは 1860 (万延元) 年前後になると、徐々に遠い地域、ルーマニア、オスマン帝国、ブハラ (Bukhara、ウズベキスタン南部の都市)、ペルシャ、カシミール (Kashmir、インド北西部の地方)、中国などにまで足を踏み入れることになった<sup>3)</sup>。しかしながら、それらの地域も微粒子病に感染されたか、その蚕卵の質が良好でなかったかという理由で、すべての期待は裏切られた。その頃、養蚕業の危機が高まる中で、イタリアの繭生産は既におよそ 40-50% 低下していた。もはや、蚕卵の仕入れが可能な地域としては、朝鮮半島、そして日本しか残っていなかった。

一方で、朝鮮半島は極めて閉鎖された地域だったため、貿易関係や国交を開始することは不可能だった。しかし他方で、日本は 1850 年代から開国の兆しを見せていたため、勇敢

<sup>1)</sup> (複数形は *Semai* となる。) イタリア語の正式な呼び方は *Commerciante di seme-bachi* (コッメルチャンテ・ディ・セメ・パーキ) である。

<sup>2)</sup> 実際、微粒子病を未感染地域に広めたのは蚕卵商人たち自身だった。彼らは微粒子病の克服を試みる意志と希望に駆り立てられ、しばしばその遠い地域において、イタリアの感染された蚕卵の回復を目的とした実験を行っていた。日本における微粒子病感染が特に遅かった理由は、島国であるほか、蚕卵商人 (外国人) の内地旅行を禁じる不平等条約のおかげであるともいえる。

<sup>3)</sup> これらの遠征は、ZANIER, Claudio, *Alla ricerca del seme perduto. Sulla via della seta tra scienza e speculazione (1858-1862)*, Franco Angeli Editore, 1993、という一冊において、丁寧に紹介されている。また、ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006、26-38 ページにも扱われる。

な蚕卵商人たちはこの国における蚕卵購入遠征を試みることを検討し始めた。

ここで、イタリア人蚕卵商人たちの最初の日本上陸を検討する前に、1850年代の日本の歴史的情勢及び対外政策について触れる必要があるだろう。

### [1-1-3—鎖国の日本と欧米列強について]

蚕卵商人たちが訪れようとしていた日本は、200年以上鎖国体制を保ち続けた国であった。18世紀の終わり頃から19世紀前半にかけて、日本はオランダと中国以外の国と公式な貿易関係を持たなかった。実際、日本列島に接近し、通商関係などを結ぼうとした試みは様々であったが、ロシアのレザノフ (Nikolai Petrovich Rezanov, 1764-1807) 使節をはじめ、イギリスの「フェートン号」(Phaeton)やアメリカの「モリソン号」(Morrison)の任務も、すべて挫折に終わった<sup>1</sup>。

しかし、1852 (嘉永 5) 年に、江戸幕府は米国のペリー提督(Matthew Calbraith Perry, 1794-1858)が艦隊を率いて日本を訪れる公式な報告を受けた。この報告がヨーロッパ各国に広まったため、ロシア、イギリスなどの船が日本へ渡航する準備を始めた<sup>2</sup>。翌 1853 (嘉永 6) 年 7 月 8 日、ペリー提督の黒船が約束どおりに浦賀沖に現れたことで、幕府が長年維持しつづけた鎖国体制の崩壊が始まった。なぜなら、ペリー提督には以前の外国使節のような失敗が許される余地がなかったからである。

幕府に対して、ペリー提督は表向き友好的な態度を示していた。しかしながら、浦賀湾に錨を下ろしていた「黒船」の大砲は、彼の言葉に言外の威圧感を与えていた。ペリー提督は、1853 (嘉永 6) 年 7 月 14 日、フィルモア大統領 (Millard Fillmore, 1800-1874) からの国書とともに、日米通商関係の開始、日本沿岸で遭難したアメリカ人に対するの待遇、そしてアメリカ船 (主に捕鯨船) への薪水・食糧補給の保証などの要求を強調する自筆の手紙を幕府に提出した。そして僅か三日後に日本を出航した<sup>3</sup>。これを受けた幕府には、二つの選択肢しかなかった。ペリーの要求に応じるか、それとも米国との対決に備えて時間を稼ぎ、海岸防衛に力を入れるかということであった。

翌 1854 (嘉永 7) 年 2 月に、再び黒船 (今回は八隻の巨大な船舶) が国書に対する回答を受け取るために再び来日した。幕府は結局、慎重な姿勢をとり、ペリー提督との交渉を始めることにした。こうして、同年 3 月 31 日に日米和親条約が締結されることになった。

<sup>1</sup> W.G.Beasley, *Storia del Giappone moderno* (nuova edizione), Einaudi, 1975, 48-57 ページ参照。

<sup>2</sup> W.G.Beasley, *Storia del Giappone moderno* (nuova edizione), Einaudi, 1975, 57-58 ページ参照。

<sup>3</sup> W.G.Beasley, *Storia del Giappone moderno* (nuova edizione), Einaudi, 1975, 72 ページ参照。

結局、ペリー提督は日本との通商条約を結ばなかったが、補給港として下田港と函館港の開港、遭難したアメリカ人に対する適切な待遇の保証、そして駐日領事を派遣する許可を獲得した。

もちろん、黒船来航は幕府に相当の圧力をかけたという点で重大な役割を果たしたと言える。しかし結局、外国と戦わずに交渉の道を選んだのはあくまでも幕府（具体的に述べると、老中阿部正弘と大老井伊直弼）だった。この決断は、日本が欧米列強の植民地にならなかった主な原因の一つであるとされる。

いずれにせよ、欧米列強は近代化を進めながら、世界各地に貿易市場を拡大することに相当の力を入れはじめていたため、日本が開国するのは時間の問題だった。

ペリー提督が収めた成功を目の当たりにした多くのヨーロッパ列強も日本へ目を向け始めた。1853（嘉永6）年8月12日に、プチャーチン提督（Evfimii Vasil'evich Putyatin, 1804-1883）が長崎に来航し、1855（安政2）年2月に日露和親条約が結ばれた。また、イギリスとオランダも同様の条約を締結することになった。まさに田中彰が述べているように、「ひとたび資本主義世界に開かれた鎖国の窓は、つぎつぎとおし広げられていく」<sup>1</sup>のであった。

また、1856（安政3）年8月21日に、日米和親条約に規定されているとおり、初代駐日米国総領事は下田に着任した。彼の名はタウンゼンド・ハリス（Townsend Harris, 1804-1878）で、特に日米通商条約の締結までの過程に重要な役割を果たした人物である。

一方で、外国が日本にかかる圧力は徐々に強くなりつつあった。他方で、この圧力をどのように抑えればよいかかわからなかった幕府及び諸藩の懸念は高まっていくばかりだった。幕府（老中阿部正弘）はペリーの来航と提出された国書について朝廷、そして諸藩主の見解を求めた。これは全く前例のないことで、その結果、幕府の専制的・絶対的な権力が討論に付され、朝廷と諸藩の権威が強まったのである。

このように、大名や幕臣が開国問題について、多くの意見書を提出した。1853（嘉永6）年に、開戦・拒絶論を支持していた藩は合わせておよそ62.9%を占領し、圧倒的に多く、許容・積極的交易論を支持していた藩主は合わせてわずか29.6%に過ぎなかった。しかし、駐日アメリカ領事ハリスと老中阿部正弘（1819-1857）の後継者堀田正睦（1810-1864）の働きかけ、そしてアロー戦争の勃発<sup>2</sup>によって、諸藩の外国人許容論が徐々に広まっていっ

<sup>1</sup> 田中彰『開国と倒幕』（児玉幸多、他編『集英社版日本の歴史』第⑩巻）、集英社、1992、62ページ参照。

<sup>2</sup> アロー戦争(The Arrow War):1856年、広東港に停泊中のイギリス国旗を掲げた小帆船アロー号の臨検問題から起った、中国とイギリス・フランスとの間の戦争。1860（万延元）年、イギリス・フランス連合軍の北京入場によって北京条

た<sup>1</sup>。

ハリスは着任してからずっと、イギリス・フランスの脅威について幕府を必死に説得しようとした。そして、アロー戦争が勃発した時、幕府は「無敵な」イギリスとフランスの危険性を目の当たりにした。徳川斉昭（水戸藩）の猛反対にもかかわらず、老中堀田正睦は、西洋列強との破滅的戦争を避けるために、徳川幕府の死守すべき祖法に叛いても、異国を許容する方針に沿ってあらゆる努力をした。

このように、堀田はイギリス・フランス船の来航に備え、迅速にオランダとの通商条約を結んだ。同時に、ロシアのプチャーチンが再度来航し、幕府に日露通商条約の締結を要求した時、幕府は彼にオランダと結んだ通商条約モデルを提案した。プチャーチンは最後にその条約に調印したが、ハリスはそれを一切受け入れようとせず、強硬な姿勢で「本格的な」通商条約締結を要求するため、あえて将軍に謁見した。その結果、老中堀田はついにハリスの通商契約モデルを受理し、そこから長い交渉が開始されたのである。

結局、ハリスの条約草案は以前のオランダ草案より遥かにアメリカにとって有利だった。そこで、ハリスは、アメリカ領事館を下田から江戸に移動させること、貿易における幕臣の干渉を許さないこと、長崎・神奈川・新潟・兵庫を開港すること、アメリカ人商人が江戸・大坂へ自由に立入できることなどの特権を獲得できた。しかしながら、堀田はこの条約草案を諸藩に提出した時、それに反対する藩が予想以上に多数であったことに気付いた。

この問題を迅速に解決するために、堀田は朝廷の勅許を得ようと上京したが、孝明天皇自身も外国との通商条約に反対するという意見を表明した。

ちょうどその頃、イギリスとフランスの脅威はさらに身近だった。1858（安政5）年に、アロー戦争の結果として、イギリス、フランス、アメリカとロシアが中国と天津条約を結び、日本へ使節を送る準備に着手していた。その事情を知ったハリスが好機をつかむため、江戸に駆け込み、幕府に改めてイギリス脅威論を巧みに説いた結果、1858（安政5）年7月29日に、大老井伊直弼は孝明天皇の勅許を得ずして、日米修好通商条約を締結した。また、オランダとロシアの次に、ついにイギリスのエルギン（James Bruce, Earl of Elgin, 1811-1863）及びフランスのグロ（Jean Baptiste Louis Gros, 1793-1870）も来日し、同じ条約を調印した。

---

約を締結。第二次阿片戦争ともいう。〔広辞苑参照〕。

<sup>1</sup> 1857-8（安政4-5）年に、開戦・拒絶論支持が20.5%に減り、許容・積極的的交易論が圧倒的な58.7%に達したのである。田中彰『開国と倒幕』（児玉幸多、他編『集英社版日本の歴史』第19巻）、集英社、1992、70ページ（図その51）参照。



これらはいわゆる「安政の仮条約」、又は「五カ国条約」である。それらの締結によって、日本は鎖国体制を放棄し、ついに欧米諸国と貿易を開始した。もちろん、在日外国人には開港された都市の居留地以外の場所に立ち入ることが禁止されていたが、欧米列強にとって、大きな第一歩だった。

しかしながら、この条約の締結は日本各地に猛反発を引き起こし、攘夷派の憤怒を掻き立てる効果もあったことを忘れてはならない。

ここで、十四ヶ条からなる五カ国条約（日米修好通商条約）の主な条文を簡潔に検討する<sup>1</sup>。まず、第一条・第二条は日米修好関係及び公使・領事の派遣に関するものである。第三条では、貿易港が決定されており、それらは神奈川と長崎（1859（安政6）年7月4日<sup>2</sup>）、新潟（1860（万延元）年1月1日）、江戸（1862（文久2）年1月1日）、大坂・兵庫（1863（文久3）年1月1日）である。また、神奈川の開港から6ヶ月が経つと、下田港は閉鎖されることも決まる。続いて、第四条は関税を決定する条項である。第五条においては内外貨幣の同種同量による通用が定められ、第六条には治外法権、つまり日本で罪を犯す者がアメリカの法律で裁かれることが規定される。第七条は居留地に駐在する外国人の移動制限に関するものであり、次の第八条は外国人の信仰の自由を保証するものである。また、注目に値する条項は第十三条である。ここで、1872（明治5）年7月4日（後に7月1日となる<sup>3</sup>）以降、条約改正の予備会談が開かれるべきであるとのことが規定される。この条約は日本にとって非常に不利なものであったことは周知の通りである。日本と貿易を行う外国が支払う輸出税は極めて小額で、在日外国人は治外法権の権利を享受することができる。

いずれにせよ、日米修好通商条約の締結は1860（万延元）年代の日本、特に尊攘運動の発生と幕府の崩壊とに多大な影響を及ぼした。また、その改正問題は明治維新後、近代化に向かって歩み始めた新政府にとって頭の痛い課題となった。条約改正の予備会談開始日に向けて、1871（明治4）年末に日本政府は岩倉使節団を米欧に派遣すると共に、一時的に柔軟な対外姿勢をとる。本論で扱う駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵の外交活動は、1870年代前半の日本の対外政策に大きく影響されるため、上記の条約の内容及びその改正問題の重要性を改めて強調しておく価値がある。

<sup>1</sup> 日米修好通商条約の英語版は AUSLIN, Michael R., *Negotiating with Imperialism - The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy*, Harvard University Press, 2004, 214-221 ページ、に載っている。

<sup>2</sup> 実際、横浜と長崎は1859年7月1日に開港された。

<sup>3</sup> 日伊修好通商条約にも、条約改正予定日は1872（明治5）年7月1日となっている。本論の付録③参照。外務省記録局『締盟各国条約彙纂』第一編 1884,1889 477-504 ページ

#### [1-1-4—日本に上陸した最初のイタリア人蚕卵商人たちについて]

五カ国条約の締結及び横浜などの開港によって、多くの外国人が日本を訪れるようになった。前述のとおり、ちょうどその頃、ヨーロッパ（そしてイタリア）の蚕卵商人たちは日本に目を向け始めるところだったため、開国のタイミングは絶好だったと言える。

ピサ大学教授クラウディオ・ザニエル（Claudio Zanier）氏の蚕卵商人に関する研究によれば、イタリア人蚕卵商人が最初に日本を訪れたのは1861（文久元）年のことである。しかしながら、この人物が実際どの程度蚕卵を輸入できたかは不明である<sup>1</sup>。

いずれにせよ、1860（万延元）年から1862（文久2）年までの間に、日本産蚕卵のサンプルはフランスやイタリアのあちこちに現れ始め、その質は極めて良好であることが証明された<sup>2</sup>。日本産蚕卵は早くもフランス人、そしてイタリア人養蚕家に好評を博した。無論、日本の蚕は決して微粒子病に免疫があるわけではなかったが、確実にヨーロッパの蚕よりもその病に対して抵抗力があることが判明した。しかしながら、日本に渡る蚕卵商人たちは様々な困難や問題を乗り越えなければならなかった。

第一に、当時<sup>3</sup>、ヨーロッパから日本に渡る者は、片道2ヶ月程度の長い旅行期間に耐えなければならなかった。更に、その旅行を行うために膨大な費用が必要だった<sup>4</sup>。

第二に、蚕卵商人を含む外国人には、前述の通り、五カ国条約によって定められたエリア（外国人居留地とその周辺）以外の地域に足を踏み入れることが厳禁されていた。蚕卵商人たちは従来、ヨーロッパやアジアで蚕卵を仕入れていた時は、原産地で、直接に良質の蚕卵を選抜することができていた。しかし日本の蚕卵原産地は居留地から相当離れており、外国人蚕卵商人が蚕卵を直接に購入することができなかった。このように、彼らが帯びる任務は更に困難となっていた（「外国人内地旅行問題」について、詳しくは第5章参照）。

第三に、横浜が開港されてから、蚕卵の輸出は幕府が発布した「蚕種輸出禁止令」という法令によって禁じられていた。蚕卵の輸出が解禁されるのは1865（慶応元）年夏になるため、その時までヨーロッパの蚕卵商人は蚕卵を密輸せざるを得なかった。

<sup>1</sup> 1861年に確実に日本にいた蚕卵商人は、後にイタリア国籍を獲得するダルマチア人のニコロ・ヴチュティック（Nicolo Vucetich）である。また、トスカーナ出身のフェルディナンド・デ・ペルフェッティ（Ferdinando De Perfetti）という人もその頃日本に滞在していたと見られる。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006 48ページ参照。

<sup>2</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell'interno del Giappone 日本国内旅行 (1872)*, Cleup, 2006、10-11ページ参照。

<sup>3</sup> ここで、「当時」はスエズ運河が1869年に開通される以前の時期を指す。

<sup>4</sup> 片道料金はおよそ465ドル（およそ2580リラ）である。LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa)*, Ufficio Storico della Marina Militare, 1992、195ページ参照。

しかしながら、蚕卵商人たちはそれでも挫折しなかった。1863（文久3）年にはフランス、イギリス、そしてオランダ経由で、蚕卵が大規模に日本からイタリアへ輸出され始めることになった。その年の総輸出量はおよそ3万オンス<sup>1</sup>に相当し、その一部がイタリア人養蚕家の手にも届いた。このように、日本産蚕卵に対する好評が更に広まり、それでできた絹製品が良質であることが再確認されたため、大勢のイタリア人蚕卵商人は翌年から直接に日本を訪れ始めたのであった。

1864（元治元）年は、後に徳川幕府を積極的に支援する一方で、日仏貿易に新たな刺激を与えた駐日フランス公使ロッシュ（Léon Roches, 1809-1901）が着任した年である<sup>2</sup>。イタリアはこの頃、日本との修好通商条約をまだ締結していなかったため、イタリア人蚕卵商人達は「蚕種輸出禁止令」が解除されるまでは蚕卵を密輸し、その後はフランス、スイス、イギリス、オランダの傘下で取引していた。

この年に日本を訪れたイタリア人には、合資会社を創立してから旅行を計画したエンリーコ・アンドレオッシ（Enrico Andreossi, 1828-1884）<sup>3</sup>を初め、1880（明治13）年までほぼ毎年渡日するポンペオ・マツツオッキ（Pompeo Mazzocchi, 1829-1915）<sup>4</sup>、ジュゼッペ・グラツィオーリ（Giuseppe Grazioli, 1808-1891）そしてアントニオ・ドゥズィーナ（Antonio Dusina, 1833-1906）<sup>5</sup>などが含まれ、合計で16人にも及んだ。1864（元治元）年に輸出された蚕卵の量が30万オンス（つまり1863年度の10倍程度）に上り、その中の2/3がイタリアで販売された<sup>6</sup>。更に、翌1865（慶応元）年、つまり「蚕種輸出禁止令」が解除された年に、ヨーロッパに輸出された蚕卵の量は合計300万オンス（1863年度の100倍）にまで上ったと見られる<sup>7</sup>。

<sup>1</sup> 蚕卵の1オンスはおよそ25-30グラムに相当していた。（つまり種紙一枚、蚕卵をおよそ40000個に等しい一オンスの単位はまだ標準化されず、国と地方とによって異なっていた。）但し、日本の種紙一枚が載せる蚕卵の量は極めて不規則的で、20グラムから30グラムの間で、変動が激しかった。また、日本の蚕卵はヨーロッパで生産されたものよりも小さかったようである（日本産の蚕卵の1オンスは蚕卵50000個に相当する）。この点については、ザニエル氏の研究が詳しい。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 71-77ページ参照。

<sup>2</sup> 田中彰『開国と倒幕』（児玉幸多、他編『集英社版日本の歴史』第⑩巻）、集英社、1992、314-315、330ページ参照。

<sup>3</sup> アンドレオッシはロンバルディア州のベルガモ（Bergamo）で活躍するスイス系の大商人である。この蚕卵商人についての詳しい情報はZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 271-275ページ、に含まれている。

<sup>4</sup> この人物の生涯や活躍はSALDI BARISANI, Caterina, *Pompeo Mazzocchi: La vita e i viaggi*, Fondazione civiltà bresciana, 1999という一冊において、丁寧にまとめられている。また、彼の興味深い日記も刊行されている。ZANIER, Claudio (a cura di), *Il Diario di Pompeo Mazzocchi 1829-1915*, La Compagnia della Stampa - Massetti Rodella Editori, 2003を参照。

<sup>5</sup> グラツィオーリやドゥズィーナについては、ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 338-341, 317-319ページ参照。

<sup>6</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 63ページ参照。

<sup>7</sup> ザニエル氏が述べるように、以上の数字を見ると、蚕種輸出禁止令が解除される前にも、幕府はこの貿易の重要性に目覚め、その違法を厳しく取り締まる意志はなく、相当手加減していたと考えられる。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006 63-65ページ参照。

## [1-2] ～日伊国交の開始とその重要性について～

### [1-2-1—イタリア王国の成立について]

イタリアは、国家として存在していなかった頃（1861年以前）からも、近代化に向かって歩み始めていた。特にサルデーニャ王国（現在のピエモンテ州）及びオーストリア帝国の支配下にあったロンバルディア州においては近代工業が奨励されていた。

しかしながら、1860年以前イタリア半島は八ヶ国に分裂され、それぞれの王国や公国は独自の関税率、通貨、尺度の単位を持ち、この状況は商業や産業の発展を著しく妨げていた。北イタリアの商人、豪農や企業家などは、統一された国家の重要性を理解し始めるところだった。彼らは自らの利益を増し、経済成長を図るために、新たな道路や鉄道を作ると共に貿易を擁護できる中央政府を必要としていたのである。

微粒子病がヨーロッパ各地で猛威を振るい、イタリアの養蚕場が完全に感染されていた頃、試行錯誤の末、1861（文久元）年にイタリア王国がついに成立した。サルデーニャ王国の首相で優れた政治家カヴール伯爵（Camillo Benso Conte di Cavour, 1810-1861）の努力によって、イタリア北部地方（ヴェーネト州以外）が、オーストリア帝国から独立を得ることに成功し、サルデーニャ王国に併合された。翌年、伝説の愛国者ガリバルディ（Giuseppe Garibaldi, 1807-1882）は、有名な「千人隊」を率い、イタリア南部（両シチリア王国）遠征を行った。ガリバルディはその地方を支配していたブルボン族の追放に成功し、イタリア南部をサルデーニャ国王（後にイタリア国王）ヴィットリオ・エマヌエーレ二世（Vittorio Emanuele II, 1820-1878）に献じた。

### [1-2-2 養蚕業の危機とイタリア経済について]

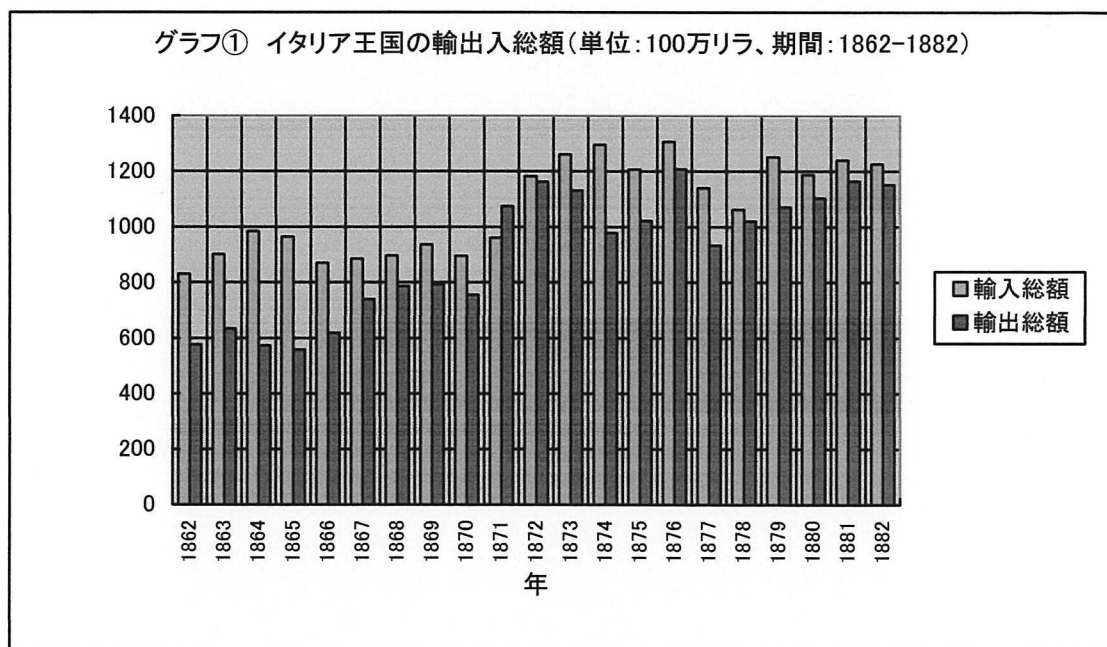
しかしながら、生まれたばかりの立憲君主制国家、イタリア王国の政治・経済的構成はまだ非常にもろく、その基盤は不安定だった。また、カヴールの急死（1861（文久元）年6月6日）によって、イタリア王国の政界は手痛い打撃を受けた<sup>1</sup>。ちょうどこの困難な時代が始まろうとしていた頃に、養蚕製糸業に基づいていたイタリア経済は微粒子病の脅威によって大きな損害を被った。

蚕卵を除けば、1860-70年代イタリア王国の主要な輸入品は、食糧（小麦）、石炭、木綿、

<sup>1</sup> MONTANELLI, Indro, *Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900*, Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324 ページ参照。

綿花、羊毛、鉄板、機械類などだった。そして輸出していた主なものは生糸（総輸出額の1/3）の他、硫黄、大理石、銑鉄、ワイン、オリーブ油などである<sup>1</sup>。この事実は、イタリアの近代工業の発展度がいかに低かったか、そしてイタリアの経済はいかに農業（特に養蚕業）に依存していたかということを示す。

1862（文久2）年から1882（明治15）年までのイタリア輸出入総額のデータ<sup>2</sup>を調べると、この事実は更に明瞭に現れる（以下グラフ①参照）。1860年代の輸入額は輸出額を遥かに超えている。もちろん、1866（慶応2）年5月から1883（明治16）年まで導入された「コルソ・フォルツォーソ」（Corso forzoso）<sup>3</sup>によるイタリアリラの価値下落（そしてそれに繋がる輸入の抑制と輸出の促進）は主な原因であろうが、この差には養蚕業の危機が著しく影響しているに相違ない。1870年代から、イタリアの近代化がゆっくりと進む中で、輸入額が上昇する傾向を見せるが、輸出額との差が縮まり、1871（明治4）年にイタリア経済は黒字になる。しかしながら、それは単なる異例にすぎず、1882（明治15）年までの11年間に、再び黒字になることはなかった。（輸出入総額データを以下のグラフにまとめた。）



<sup>1</sup> LUZZATTO, Gino, *L'economia italiana dal 1861 al 1894*, Piccola Biblioteca Einaudi, 1968, 146-151 ページ参照。  
日本語で、森田鉄郎 編『世界各国史 15 イタリア史』山川出版社 1976、358-360 ページ、を参照。

<sup>2</sup> このデータは税関への申告書から抽出したもので、実際の輸出入総額はやや高いと思われる。LUZZATTO, Gino, *L'economia italiana dal 1861 al 1894*, Piccola Biblioteca Einaudi, 1968, 145 ページ参照。

<sup>3</sup> 森田鉄郎の研究によれば、ナツィオナーレ銀行が発行する銀行券の金との兌換停止が認められ、銀行券は強制通用力の認められた不換紙幣となり、コルソ・フォルツォーソ（正貨兌換の義務のない通貨制度）と呼ばれた。森田鉄郎 編『世界各国史 15 イタリア史』山川出版社 1976、361-362 ページ参照。

したがって、1860年代前半の目立った赤字を無くすには、まず、養蚕製糸業の危機を解決する必要があった。その解決への鍵を握っていたのは蚕卵商人だったのである。

### [1-2-3 日伊修好通商条約の必要性について]

1863（文久3）年3月24日に外務大臣となったエミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ（Emilio Visconti Venosta, 1829-1914）は、養蚕製糸業が最も発展しているロンバルディア州（ミラノ）の出身だったため、その事情を非常によく理解していた。したがって、彼は早くもイタリア北部の養蚕家・蚕卵商人たちの呼びかけに応えた。渡日を希望する蚕卵商人たちに便宜を図るためには、できるだけ早く日本と修好通商条約を締結する必要があった。

そのために、ヴェノスタは、外交官クリストフオロ・ネーグリ（Cristoforo Negri, 1809-1896）<sup>1</sup>や商人アンドレオッシと協力し、日本にイタリア使節を派遣する計画の準備に着手した。しかしながら、結局、海軍省はその使節に必要な軍艦を提供しなかったため、彼の全ての努力は水泡に帰した<sup>2</sup>。

結局、1864（元治元）年9月27日、ミンゲッティ（Marco Minghetti, 1818-1886）内閣が瓦解し、ヴェノスタが外務大臣を辞した。しかし養蚕家の期待が裏切られそうになったその時に、イタリア王国首相・外務大臣・海軍大臣の任命を帯びたラ・マルモラ（Alfonso La Marmora, 1804-1878）将軍<sup>3</sup>が登場した。彼は農工商大臣に任命されたトレッリ（Luigi Torelli, 1810-1887）<sup>4</sup>と協力し、更に積極的に日伊修好通商条約の締結に携わった<sup>5</sup>。

このように、ヴィットリオ・アルミニョン海軍中佐（Vittorio Arminjon）が特命全権大使に任命され、イタリア海軍が誇るコルヴェット艦「マジエンタ号」（Magenta）<sup>6</sup>の指揮権を握ることになった。彼の任務は清国（中国）、そして日本の政府と交渉し、修好通商条約

<sup>1</sup> ネーグリはミラノ生まれで、1867年にフィレンツェにおいて、イタリア地理学協会（Società Geografica Italiana）を創立し、その主席となる。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 527 ページ参照。

<sup>2</sup> UGOLINI, Romano, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'eta' Meiji*, in ISTITUTO PER LA STORIA DEL RISORGIMENTO ITALIANO - COMITATO DI ROMA, *Lo stato liberale Italiano e l'eta' Meiji - Atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, 1987, (131-174 ページ) 134 ページ参照。

<sup>3</sup> 彼はカヴールの政治観を支持し、イタリア人企業家の企画を熱心に奨励するものだった。

<sup>4</sup> 彼はロンバルディア州、ソンドリオ市の出身で、イタリア養蚕業界の悲惨な状況をよく把握していたと考えられる。

<sup>5</sup> UGOLINI, Romano, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'eta' Meiji*, in ISTITUTO PER LA STORIA DEL RISORGIMENTO ITALIANO - COMITATO DI ROMA, *Lo stato liberale Italiano e l'eta' Meiji - Atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, 1987, (131-174 ページ) 134-135 ページ参照。

<sup>6</sup> この船の進水式は1862（文久2）年にリヴォルノ（Livorno）で行われた。その乗組員は310名に及び、排水量が2503トンである。1865年にウルグアイの領海に駐在し、そこから、1866（慶応2）年1月18日に横浜に向かって出発した。

を締結することだった。

アルミニオンは早速、1865（慶応元）年10月3日に条約締結の予備交渉のためパリへ赴き、そこに滞在していた柴田日向守（しばたひゅうがのかみ）と会見<sup>1</sup>した。そして、彼を乗せた「マジエンタ号」はナポリを出港し、1866（慶応2）年1月18日にウルグアイのモンテビデオに到着した。そこから、2月2日に日本<sup>2</sup>に向かって出港した。ちなみに、「マジエンタ号」が航海中だった時に、ヨーロッパで戦争が勃発した。4月8日にプロイセンと攻守同盟を結んだイタリア王国は、ヴェーネト（Veneto）地方の返還を目指していたため、6月20日に参戦し、オーストリア帝国と戦端を開いた。この戦争は「第三次イタリア独立戦争」とも呼ばれた。ロマーノ・ウゴリーニ教授が述べるように、第三次独立戦争の勃発によって、軍艦「マジエンタ号」の旅行と共に日伊修好通商条約の締結が再び中止される恐れがあった<sup>3</sup>。しかし結局、アルミニオンは無事任務を成功に導くことができた。

#### [1-2-4—1860年代の日本及び徳川幕府の衰退について]

1858（安政5）年に日本が欧米列強と締結した不平等条約は大きな矛盾を孕んでいた。つまり、将軍は天皇に「征夷大將軍」として任命を受けていたにも拘らず、「夷狄」（いてき）、つまり外国人の日本上陸を公式に認めたわけである。

この決断は一方で、鎖国から目覚めた日本を近代化に向かわせるのに著しい影響があった<sup>4</sup>が、他方、尊攘派による多くの暴力・暗殺事件の原因となった。

こうして、幕府が朝廷の勅令を受けずに条約を締結した結果、尊攘派大名、京都の公家、そして日本各地の志士の不満の声が一斉に高まっていった。特に、条約締結に携わった張本人、大老井伊直弼（1815-1860）は批判的となったが、逆に騒動の鎮圧に着手した。井伊は多くの大名や公家に急度慎（きつとつしみ）や隠居を命じ、志士を処刑した<sup>5</sup>。いわゆる「安政の大獄」である。

<sup>1</sup> ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 205-206 ページ参照。

<sup>2</sup> アルミニオンは蚕卵商人の活動を援助するため、蚕卵仕入れの季節である夏に日本に到着する計画を立てた。この理由に基づき、彼は中国ではなく、日本を訪問することを優先させた。ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 209 ページ参照。ここで挙げる入港・出港の日にも公式な記録（つまり ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869）に基づいている。

<sup>3</sup> UGOLINI, Romano, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'eta' Meiji*, in ISTITUTO PER LA STORIA DEL RISORGIMENTO ITALIANO - COMITATO DI ROMA, *Lo stato liberale Italiano e l'eta' Meiji - Atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, 1987, (131-174 ページ) 135 ページ参照。

<sup>4</sup> 不平等条約と幕末時代の日本外交などの点に関して、Michael Auslin, *Negotiating with Imperialism - The unequal treaties and the culture of Japanese diplomacy*, Harvard University Press, 2004 が詳しい。

<sup>5</sup> この点について、吉田常吉『安政の大獄』吉川弘文館、1991 を参照。

条約締結及び安政の大獄は幕府に対する反感を更に高め、尊皇攘夷<sup>1</sup>派の怒りを爆発させる結果となった。それは、まさに恐怖の時代の幕開けであった。尊皇攘夷運動を支持する士族や浪人の刀が狙っていた標的は、まさに「尊皇攘夷」という言葉が示すように、天皇の意に背き、外国人を日本に受け入れる者（主に幕府の・開国論者）、そして日本に移住する外国人自身だった。ここで、尊攘派襲撃事件の最も代表的な例を挙げる。

第一に、1860（万延元）年3月24日の午前中に、江戸城の桜田門外で、大老井伊直弼が水戸・薩摩藩士によって暗殺された。この事件は「桜田門外の変」として有名であり、徳川幕府を激しく動揺させる結果となった。

第二に、1862（文久2）年9月14日に、幕末史上で最も有名な外国人暗殺事件が発生した。「生麦事件」である。英国人ら4人が乗馬したまま、薩摩藩主の父島津久光の行列を横切ろうとしたため、その四人のうちリチャードソン(Charles Lennox Richardson)が斬り殺され、残りの三人が負傷した。駐日英国代理公使ニール(John Neale)は事件を外交的に解決するために幕府に10万ポンドの賠償金を請求したが、襲撃者は薩摩藩士だったので、幕府は薩摩を罰する力もなく、かといってイギリスに賠償金を支払う勇気もなかった。結局、この事件が翌1863（文久3）年の薩英戦争勃発の遠因となり、江戸幕府に対するイギリス政府の立場に大きく影響した。

これ以降の幕府君権の軌跡を追ってみる。第一に、大老井伊直弼の暗殺後、後任の老中安藤信正(1820-1871)と久世広周(1819-1864)は幕府の政局安定化に努めた。二人は公武合体政策を積極的に推進し、将軍徳川家茂(1846-1866)を孝明天皇の皇妹和宮(1846-1877)と結婚させることに成功した。しかしこの政策は尊攘派の怨みを買う結果となっただけで、1862（文久2）年2月13日に安藤信正が襲撃され、負傷する。この失敗で幕府の立場は更に安定性を失った。ただし、この事件をきっかけに、オールコックは幕府の危機的状況を実見し、兵庫と大坂の開港の延期を決心した。安藤は金貨流出問題、そしてそれに関連する物価高騰問題を解決しなければならなかった。

同時に、リチャードソンの殺害に際して、一方で、幕府はイギリスに求められた賠償金を支払ったが、他方で、薩摩藩はイギリスの催告を無視した<sup>2</sup>。更に、薩摩藩は襲撃者たちの処刑にも一切協力しなかった。そこで、イギリスは薩摩と決着をつけるために、東洋艦隊（七隻）を薩摩に移動させ、1863（文久3）年8月12日（陰暦6月28日）に交渉を始

<sup>1</sup> 天皇を尊敬し、夷狄を攘斥する幕末の政治運動である。

<sup>2</sup> 幕府が支払った金額は100000ポンドで、薩摩が請求された賠償金は25000ポンドに及んでいた。W.G.Beasley, *Storia del Giappone moderno* (nuova edizione), Einaudi, 1975, 101 ページ参照。



めた。しかしながら、事態は進展を見せなかったため、イギリスは攻撃を開始せざるを得なかった。このように、1863（文久3）年8月15日（陰暦7月2日）に、いわゆる「薩英戦争」が勃発した。嵐と高波にも拘わらず、イギリスの圧倒的な海軍力が薩摩の砲台を撃破し、鹿児島之城下は火の海と化した<sup>1</sup>。

薩英戦争のおよそ1年後に、尊攘運動の本拠地であった長州藩も西洋の近代的武装による攻撃を体験することになる。長州藩は1863（文久3）年6月25日以降、下関海峡を通過する外国船に攻撃を開始した。そのため、イギリス、フランス、アメリカ、オランダの4ヶ国は幕府の黙認を得て、長州藩に対して武力行使に踏み切ろうと決心した。四国連合艦隊は1864（元治元）年9月5日（陰暦8月5日）の午後に移動を開始し、翌日の戦いで長州の砲台が完全に撃破された。連合軍は上陸し、勝利を収めた。そして、8日に始まった交渉の結果、14日に、下関海峡の通過を許し、「懇切」な対応を約束し、台場の新築を禁ずる条約書が締結された。後に、四国連合が幕府に300万ドルの賠償金を求めることになったが、幕府はそれを半分支払ったところで崩壊し、残りの金額は明治政府が支払うことになった<sup>2</sup>。

薩英戦争と下関攻撃では、薩摩と長州だけでなく、幕府、そして日本全国が欧米諸国の圧倒的に優れた軍事力を目の当たりにし、外国と全面戦争を行っても勝利の確率は零に近いことを確実に知った。一方では、以前、攘夷的な姿勢を見せていた薩摩藩と長州藩とはこれらの事件の後、外国（主にイギリス）との協力関係、そして貿易関係を開始することによって近代的な武器を購入し、軍備を強化させた。他方では、外国人は薩摩と長州の勇敢な武士及びその精神的な力を高く評価した。ただし、フランスは雄藩でなく、幕府と協力を継続するのであった。

これらの戦いの後、尊皇攘夷運動は徐々に討幕運動に変化していった。倒幕をすすめる主な志士たちの中には、「奇兵隊」という強力な非正規軍を組織した長州出身の高杉晋作（1839-1867）、維新後に五箇条の御誓文、版籍奉還や廃藩置県などに力を入れた桂小五郎（木戸孝允、1833-1877）、英公使館の焼き討ち事件に参加した長州出身の伊藤俊輔（伊藤博文、1841-1909）、王政復古やその後の戊辰戦争において決定的な役割を果たした薩摩藩出身の大久保利通（1830-1878）や西郷隆盛（1827-1877）などがいた。

<sup>1</sup> 田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、134ページ参照。

<sup>2</sup> この金額の支払いは1871（明治4）年末に欧米に派遣された岩倉使節団の課題の一つとなった。明治政府は1874（明治7）年に、イギリスに645000ドル、米、仏、蘭にそれぞれ785000ドルを支払ったが、アメリカが1883（明治16）年にその全額を日本に返した。田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、149-150ページ参照。

1862（文久2）年10月に参勤交代制度が緩和されたことによって、薩摩藩や長州藩に対する幕府への束縛が更に緩くなった。両藩は1860年代前半、朝廷の政治的決断をめぐる主導権を得るために対立し続けたが、1860年代後半に入ると、両藩の指導者は同盟の必要性を痛感し始めた。そのきっかけを作った人物こそが土佐藩出身の坂本竜馬（1835-1867）である。彼の斡旋で、両藩の首脳であった桂小五郎（木戸孝允—長州）と西郷隆盛（薩摩）とは京都の薩摩藩邸にて会談し、両藩が倒幕に協力することを誓う。その結果、1866（慶応2）年3月7日に、いわゆる「薩長盟約」という協定は締結された。幕府の余命はそれから、僅か1年数ヶ月に過ぎなかった。

#### [1-2-5—日伊修好通商条約の締結について]

イタリア使節を乗せた「マジエンタ号」は「薩長同盟」が締結されてからおよそ4ヵ月後の1866（慶応2）年7月5日に江戸湾に到着した。同船は、その頃すでに日本に到着していたイタリア人蚕卵商人たちの熱烈な歓迎を受けた<sup>1</sup>。アルミニオンは熱海でフランス公使ロッシュと会見してから、横浜へ赴き、交渉を始めた。その結果、ついに、1866（慶応2）年8月25日に日伊修好通商条約が締結された<sup>2</sup>。

本章第1節において、「五カ国条約」の内容を検討したが、ここで日伊修好通商条約の内容を簡潔にまとめることにする。この条約の全文（イタリア語文、フランス語文、日本語文）は本論の付録③に収録されている<sup>3</sup>。

日伊修好通商条約の本文は二十三ヶ条から構成されており、それに、貿易に関する六つの定則と十一ヶ条の附属約書が付録されている。序文には、条約の意味、目的、そしてその締結に携わる全権大使（アルミニオン、そして柴田日向守、朝比奈甲斐守、そして牛込忠左衛門）に関する情報が見られる。第一条においては、日伊修好関係が公式に認められる。第二条は両国公使・領事の派遣に関するもので、駐日イタリア公使と領事とは、日本の各地を自由に移動することができる旨と記述されている。公使と領事以外のイタリア人の移動が可能である範囲は、次の第三条で定められている。この条項によって、もちろんイタリア人蚕卵商人達も日本の内地にある蚕卵原産地を自由に訪れることができなかった。第四条は、在日イタリア人の信仰の自由を保障するものである。次の第五・六・七条は非

<sup>1</sup> 詳しくは、ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 218-225 ページ参照。

<sup>2</sup> 条約締結の詳細な経緯に関しては、アルミニオンの旅行記においてまとめられている。詳しくは、ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869 参照。

<sup>3</sup> 外務省記録局『縮盟各国条約彙纂』第一編 1884,1889 477-504 ページ参照。

常に重要で、領事裁判権の施行に関するものである。領事裁判権によって、在日イタリア人は罪を犯した場合、日本の法律ではなく、イタリアの法律によって裁かれることになる（この点は本論の第5章に扱うことにする）。第八条から第十八条までの条項は日伊貿易の運営方法（取引の方法、イタリア人による日本人の雇用、関税の支払い、通貨など）を定めるものである。第八条は特に重要で、イタリア人と日本人の間に行われる取引に、日本役人が立ち会わないことを定める。第19条にはいわゆる「最恵国條款」(The Most Favored Nation Clause)で、次の第20条には条約改正の交渉が開始される予定日（1872年7月1日）が記されている。第21条と第22条は日本政府とイタリア公使、領事との書簡のやり取りの言語（フランス語又はイタリア語）や、条約の正文（フランス語文）を決定するもので、最後の第23条は条約の有効開始日を定め、条文を締めるものである。

条約に付録された「日本開きたる港々に於て伊太利商民貿易の定則」（全6則）、そして「附屬約書」（全11条）は、主に日伊貿易を中心としたものである。

この条約が締結される数日前、8月12日に伊墮休戦協定が結ばれ、第三次イタリア独立戦争は終結していた。講和が成立したのは10月3日であり、実際は、プロイセンが勝利したにも拘らず、イタリアはとりあえず、ヴェーネト州及びヴェネツィアの回収に成功した<sup>1</sup>。

条約の締結をめぐる準備は予想外に順調に進んだ。アルミニオン中佐は政府から受けた任務を見事に成し遂げ、蚕卵商人たちが待ち続けていた通商条約の締結が実現した。この条約のおかげで、数年前から始まっていた日本とイタリアとの間の蚕卵貿易は公式となり、遠い日本を訪れるイタリア人の利益と権利とが初めて擁護されるようになった。

日本とイタリアとの間の国交は、1867（慶応3）年1月1日と条約の第23条が定めていた（本論付録③参照）が、公使と領事が日本に到着したのは同年の春と夏とにかけての間である。

ちなみに、1866（文久2）年夏に日本に上陸したアルミニオン、そして彼の使節に随行する自然科学者・民族誌学者ジッリョーリ（Enrico Hillyer Giglioli 1845-1909）は二つの非常に興味深い旅行記を遺した<sup>2</sup>。本研究の中心となる第二代駐日イタリア公使フェ・ドス

<sup>1</sup> 詳しくは森田鉄郎 編『世界各国史15 イタリア史』山川出版社 1976、346-347ページを参照。イタリア王国はヴェーネト州の回収に成功したが、旧ヴェネツィア領だったトレンティーノ（Trentino）、トリエステ（Trieste）、ゴリツィア（Gorizia）、イストリア（Istria）やダルマツィア（Dalmazia）などは第一次世界大戦の終結までオーストリアの支配下に残った。

<sup>2</sup> 一つ目の作品の題名は『Il Giappone e il Viaggio della Corvetta Magenta』（『日本とコルヴェット艦マゼンタ号の航海』）。この本の前半では日本の歴史、社会、生活様式や習慣などが詳しく紹介され、後半では日伊通商修好条約の締結へと導いた出来事と共に、使節団が日本で過ごした日々、そして日伊、及び中伊修好通商条約の前文が記録されている。この書物は1869（明治2）年に刊行された。1860年代のイタリア人にとって、日本は伝説と神秘とに包まれた未知の世界だったため、この一冊はイタリア人読者が持っていた日本に関する偏見と疑問を一気に追い払う役割

ティアーニ伯爵の極東派遣は 1870（明治 3）年 3 月 7 日に決定された。そのため、彼がイタリアを出発した時に、アルミニョンの本を参考書として利用したことがある可能性は極めて高いと考えられる。

#### [1-2-6—維新の兆し—日本の皇室及び幕府における変化について]

1866（慶応 2）年 8 月 29 日、つまり日伊修好通商条約締結からわずか四日後に、十四代目将軍徳川家茂は他界した。その代わりに、同年 9 月 28 日に十五代目将軍として、一橋派の徳川慶喜が任命されることになった。慶喜は、主に駐日フランス公使レオン・ロッシュ（Léon Roches, 1809-1901）の影響と協力を受け、近代的な政治基盤に基づいた幕府を作る抜本的な改革を計画し始めたが、幕府の余命はあと僅かで、この計画を実行することはなかった。

4 ヶ月後に、翌 1867（慶応 3）年 1 月 30 日（陰暦慶応 2 年 12 月 25 日）に、外国との修好通商条約の締結に猛反対し、最後まで公武合体を支持し続けた保守派の孝明天皇（1831-1867）も京都で急死した。その後継者として、当時 15 歳の息子が明治天皇（睦仁、1852-1912）<sup>1</sup>として即位することになった。

新しい将軍、そして新しい天皇の登場は急激に時代を動かす効果があった。明治天皇の身近な存在であり、薩摩と長州との意思を理解していた公家岩倉具視（1825-1883）の働きかけによって、将軍は朝廷に政権を返すように説得される。このように、徳川慶喜は新政权を監督できると確信し、1867（慶応 3）年 11 月 9 日、1603（慶長 8）年、幕府を開く際に委任された征夷大将軍の職を返上する。これは「大政奉還」として知られている。「大政奉還」

---

を果たしたわけである。ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869 参照。この本の前半のみが部分的に日本語に翻訳されている。アルミニョン・V・F 著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』講談社学術文庫 2000 を参照。残念ながら、マジェンタ号の乗組員の日本滞在や条約締結に関する最も興味深い第二部はなぜか、この日本語翻訳に含まれていない。アルミニョンと共に「マジェンタ」号に乗船し、1866（文久 2）年から 1868（明治元）年までの期間に世界一周旅行を行ったジッリョーリの旅行記はアルミニョンの見聞録よりもはるかに膨大なものである。なぜなら、その中で日本の他にも、「マジェンタ」号が訪れたその他の地域（つまり中国、ジャワ島、オーストラリア、ニュージーランド、ペルーなど）に関する情報が含まれているからである。この旅行記の日本に関する部分は、アルミニョンの旅行記と同様に、幕末時代を詳細に描写するものである。ただし、ジッリョーリの書物をアルミニョンの旅行記と比べてみると、その内容だけでなく、性格までが大きく異なっている。アルミニョンは、修好通商条約を締結する政治的な目標にアクセントを置いている。しかし、「マジェンタ号」の世界一周旅行には実際、他にも気象学、水路学、民俗学や地理学上のあらゆる情報及び鳥獣虫魚の標本を極力多く収集する科学的な目標もあった。よって、ジッリョーリの作品における描写は、その莫大な調査の結果であるため、「科学者らしい」、分析的且つ分類的なアプローチで行われている。また、ジッリョーリの旅行記は 1870（明治 3）年代前半に編集され、1876（明治 9）年に刊行されたものであるため、アルミニョンの作品と異なり、明治初年の社会的・政治的变化に関する記述も収録している。この記録は 1876 年にミラノで発刊されたものである。そのタイトルは『*Relazione del viaggio attorno al Globo della pirocorvetta Magenta*』である。この本に収録された日本滞在記の主な部分は Enrico Hillyer Giglioli, *Giappone perduto*, a cura di Roberto Tresoldi, Luni Editrice, 2005、にまとめられている。

<sup>1</sup> 明治天皇については、KEENE, Donald, *Emperor of Japan: Meiji and his world, 1852-1912*, Columbia University Press, 2002 が詳しい。

によって 264 年間政権を握った徳川幕府が崩壊したのである。

### [1-3] ～明治維新以降の日伊蚕卵貿易とその重要性について～

#### [1-3-1—明治維新・封建社会との絶縁を図る新政府について]

薩摩藩と長州藩とはやはり幕府が新政権を監督することを許せなかった。したがって、薩摩藩の大久保利通や公家岩倉具視などは王政復古を計画し、1868（明治元）年 1 月 3 日（陰暦慶応 3 年 12 月 9 日）にそれを実行した。薩摩、芸州などの諸藩が宮門を固めた後、朝廷の実権を握っていた岩倉具視は、天皇の臨席のもとに、いわゆる「王政復古の大号令」を発した。これによって、徳川慶喜の辞官（内大臣<sup>1</sup>の辞退）、そして納地（所領の返上）<sup>2</sup>が決定され、天皇を中心とする新政府が設けられた。

維新政府の基本政策と建国の方針は、1868（明治元）年 4 月 6 日（陰暦 3 月 14 日）に発表された「五箇条御誓文」においてまとめられている<sup>3</sup>。「五箇条」の内容は相当曖昧で、その解釈は様々であるが、その内容は次のようにまとめられる。明治政府は民主主義を採用すると同時に江戸時代の階級社会を廃止することによって、一般庶民に官僚や武士と同じ権利を与え、それぞれの意見に耳を傾ける決断を下した。また、江戸時代の主なイデオロギー（即ち儒学）を放棄しながら、各分野にわたる欧米諸国の専門的知識を採り入れることによって、天皇を基にした国家を盛んにする方針を示す。

また、新政府は、中央集権国家の出発点として、1868（明治元）年 9 月に江戸を東京と改称し、翌 1869（明治 2）年 5 月に天皇も、太政官も東京に移動したため、東京は（再び）日本の政治的中心となった。更に、戊辰戦争の終結直後、1869（明治 2）年 7 月 15 日に、新政府はいわゆる「版籍奉還」によって、諸藩主が所有する土地及び領民の天皇への返上を命じた。この結果、旧藩主が知藩事と称され、新政府の行政官吏となった。

また、版籍奉還によって藩主と藩士との主従関係がなくなった上で、江戸時代の封建的身分制度（士・農・工・商）の改革も進められた。大名と上層公家は「華族」に、一般の

<sup>1</sup> 慶喜は大政奉還後に、内大臣の職に就いた。

<sup>2</sup> 田中彰『集英社版日本の歴史⑤ 開国と倒幕』集英社 1992、318-319 ページ参照。

<sup>3</sup> 一、広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ・一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ経綸ヲ行フヘシ・一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス・一、旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ・一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。中村哲『集英社版日本の歴史⑥ 明治維新』集英社 1992、16-38 ページ参照。原案は 1868 年 1 月に由利公正（1829-1909）によって書かれ、2 月に福岡孝弟（1835-1919）によって改定された。最終版の文章は木戸孝允、岩倉具視、そして三條実美によって決定された。『五箇条御誓文』について詳しくは、中村哲『集英社版日本の歴史⑥ 明治維新』集英社 1992、52-55 ページ参照。

武士は「士族」に、そしてかつての農工商は「平民」になった。平民と華士族との結婚も認められていた<sup>1</sup>。

しかしながら、この政策はすぐに政府が期待していた結果を生まなかった。未だ新政府に対して不満を抱いていた者の声が高まり、農民一揆も頻繁に発生していた。封建制度との縁を完全に切るために、更に抜本的な措置を採る必要があった。その措置は 1871（明治 4）年 8 月 29 日に発された「廃藩置県」の詔である。明治政府はそれによって、封建時代の後遺症とされていた「藩」を完全に廃止し、「県」を設置した。そして、知藩事の代わりに、政府が決めた官吏（県知事）が派遣された。また、300 もの藩が、72 県と 3 府にまとめられた。この政策によって、旧幕藩体制が完全に、そして平和的に解体され、日本各地が新政府の直接統治下に治まることになった。このように、明治政府は中央集権国家の確固たる基盤に立脚して近代化を本格的に進めることになったのである。

### [1-3-2—維新政府の政治体制について]

本研究は基本的に、明治維新後に駐日イタリア公使として活躍した者の役割を追究するため、ここで彼の交渉相手、即ち明治政府の仕組みに少し触れておく必要がある。

1868（明治元）年 6 月 17 日（陰暦閏 4 月 21 日）に発布された「政体書」によって、維新後の政治的権力は「太政官」（だじょうかん）という組織に移った。ここで、明治政府は古代日本の律令制を復活させたように思えるが、類似はその名称にとどまり、組織の内容は大きく変革された。この新たな体制はアメリカの三権分立制度を模倣していたが、およそ 1 年後に改新されることになった。版籍奉還の直後に、1869（明治 2）年 8 月 15 日に、「祭政一致」に基づいた新たな太政官制（神祇・太政二官制）が生まれたが、廃藩置県後に中央集権体制を強める目的で再び改革されることになった。この改革が進めば進むほど、様々な要職に携わる政治家（特に公家）の数が徐々に少なくなっていき、主に薩摩・長州・土佐、そして肥前の四藩出身の人物が権力を握ることになった（つまり、藩閥政府が形成された）。それ以来、政府高官として活躍し続けた公家は岩倉具視、三條実美、そしてその他の 5-6 名に過ぎなかった<sup>2</sup>。

次に、1871（明治 4）年以降の中央官制はいかに組織されていたかを簡潔に見ておく必要がある。1869（明治 2）年の改革に際して成立した神祇官が廃止され、太政官は正院、

<sup>1</sup> また、平民に苗字をつけることも公認され、1871 年に、解放令の発布によって、旧来のえた・非人も平民として認められる。詳細は、五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、323 ページを参照。

<sup>2</sup> 詳しくは、W.G.Beasley, *Storia del Giappone moderno* (nuova edizione), Einaudi, 1975, 126-127 ページ参照。

左院そして右院の三院制になった。政治を司る最高機関はもちろん正院であり、それは太政大臣、左右大臣そして参議からなっていた。左院は立法諮問を行う機関とされた。そして右院は各省の長官（卿）及び次官（大輔）からなり、連絡機関の役割を果たす。太政官の下には宮内省、司法省、開拓使（1882（明治15）年2月に廃止）、工部省、文部省、外務省、兵部省（1872（明治5）年3月に海軍省と陸軍省に分裂する）、大蔵省、そして神祇省（後に教部省で、1877（明治10）年1月に廃止）が設置された。また、1873（明治6）年11月に内務省、1875（明治8）年4月に大審院、1881（明治14）年4月に農商務省、そして同年10月に参事院が成立した<sup>1</sup>。太政官制度は1885（明治18）年12月に、つまり内閣制度が導入された際に廃止されたのである。

### 〔1-3-3—イタリアと日本・養蚕製糸技術・生産効率性の差について〕

幕末・明治期から昭和初期まで、生糸は日本の最も有力な輸出品目だったため、日本の経済は蚕糸業に支えられ続けた。もちろん、日本の養蚕製糸業は江戸時代から目覚ましい成長を見せていた。しかしながら、1860年頃の日本蚕糸業をヨーロッパ式の近代蚕糸業と比べてみると、技術及び生産効率性の差が顕著である。

一方で、上垣守国（1753—1808）が19世紀の初め頃に執筆した『養蚕秘録』<sup>2</sup>には、日本の伝統的製糸道具や繰糸法を描く興味深い挿絵が収録されている。中世から伝わる胴繰（どうぐり）、18世紀に出現した手繰（たぐり）などの技術の進化から産まれた「座繰」（ざぐり）という器具は19世紀半ばまでベルトや歯車を用いることによって改良され<sup>3</sup>、維新後まで利用されていた。但し「座繰」で生産する生糸の質は相当悪かったので、競争品質に達するために、西洋式の技術を導入する必要があった。

他方で、北イタリア<sup>4</sup>蚕糸業は明治維新前後の日本蚕糸業よりはるかに発達していた。微粒子病による被害にも拘わらず、1850（嘉永3）年から明治維新直後までの期間、イタリアは世界で最重要生糸供給国だった。フランスは1850年代半ばまで、二位を占めていたが、微粒子病の影響で早くもそれを中国に譲り、三位となった。日本は1870年代半ばまで、四位を占め続けた。しかしながら、日本の生糸供給量は1876（明治9）年頃にフランスを越えてから、また急上昇し、20世紀初年に中国やイタリアを遥かに越えることになった<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、322ページ参照。

<sup>2</sup> 上垣守国著、西村法橋他画『養蚕秘録』1803（複写版）を参照。

<sup>3</sup> 中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、239—240ページ参照。

<sup>4</sup> 主にサルデーニャ王国・ロンバルディア州のことである。

<sup>5</sup> 主要製糸供給国のグラフは、中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、238ページにある。そのデ

日本の蚕糸業が迎えた目覚ましい成長は西洋式の製糸技術及び生産方法の導入による。日本蚕糸業、そして産業近代化の出発点となるのは 1872 (明治 5) 年に、官営模範工場として開設された富岡製糸場である。

この大きな近代工場の設立に当たったのは、1869 (明治 2) 年から大蔵省に出仕していた渋沢栄一<sup>1</sup>であった。彼は日本産生糸の質、そして西洋技術の導入に関して次のように述べている。

〔日本語原文〕

「其の頃我国から輸出した生糸は伊太利で出来る様な精良の生糸ではなかつた、全て皆座繰取であつて、欧羅巴風の機械取はない、故に「デニール」<sup>2</sup>の揃はぬ生糸のみであるから需要地に於て僅に緯糸として消費せらるゝに過ぎない、之では一国の重要輸出品として其の販路を拡張する訳に行かぬから、是非伊仏のやうに器械製糸に改めて、以て経糸として立派の生糸を産出する様にしなければならぬと云ふので、先づ富岡製糸場を設立する事になり、之が設計監督の任には悉皆余が當つたのである」<sup>3</sup>

1870 年代に入っても、イタリアの製糸技術は日本にとって模範だったわけである。渋沢の言葉は両国の製糸技術の差を非常によく表現している。

イタリアと日本の養蚕技術に於ける差はさほど大きくなかつた。しかしながら、イタリアでは日本と異なり、病気の予防が目的で、養蚕業に科学的手法が応用されていた。また、イタリアはエミリオ・コルナリア (Emilio Cornalia)<sup>4</sup>、ガエターノ・カントーニ (Gaetano

---

一タ出典は、石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会 1972 である。

<sup>1</sup> 渋沢栄一 (1840-1931) は武蔵血洗島村 (現在の埼玉県深谷市) の豪農の息子である。幕末に、尊皇攘夷運動に参加し、明治維新後に大蔵省に出仕する。1873 (明治 6) 年 5 月に下野してから、第一国立銀行を経営し、製紙、紡績、保険、運輸、鉄道などの多くの企業設立に関与し、日本資本主義の指導者として活躍した大物実業家である。

ちなみに、1873 (明治 6) 年初め (下野する前) に、イタリアに日本産蚕卵の大量輸出を狙った商社の設立に関与したようである。ちょうどその頃、栄一の従弟 (渋沢喜作) はイタリアに赴き、蚕卵市場調査を行ったが、帰国した時に、栄一はすでに下野し、その計画は失敗に終わった。(『渋沢栄一伝記史料-14』) この計画に関する情報がもたらされた 1873 年の夏、イタリア人蚕卵商人は大騒ぎを起こした。(詳しくは本論の第 6 章を参照。)

<sup>2</sup> 「デニール」 (denier) は生糸の太さを表す時に用いる単位。長さ 450 メートルで、重さが 0.05 グラムのものを 1 デニールという。

<sup>3</sup> 渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』(第 2 巻) 1955~ 出典。

<sup>4</sup> エミリオ・コルナリア (1824-1882)、ミラノ出身の博物学者で、「イタリア昆虫学協会」を設立した科学者の一人である。1866 (慶応 2) 年からはミラノ博物館長となった。彼は微粒子病を起こす微生物を発見した者である。ちなみに、その病気がかかった蚕の体表に現われる黒い斑点は「コルナリアの微粒子」(伊: Corpuscoli del Cornalia) として知られている。



Cantoni)<sup>1</sup>、カルロ・ヴィッタディーニ (Carlo Vittadini) <sup>2</sup>エンリーコ・ヴェルソン(Enrico Verson)<sup>3</sup>などのヨーロッパでも極めて名高い農学士、昆虫学者や博物学者を誇っていた。更に、1871 (明治 4) 年に、イタリア政府はパドヴァにおいて養蚕実験局を設け、その他にも養蚕研究施設が設けられた。1873 (明治 6) 年に、日本政府はヨーロッパ、そしてイタリアの養蚕製糸業の実地調査を行い、養蚕製糸技術を学ぶ目的で、養蚕視察団を派遣した。この視察団の代表者はパドヴァの養蚕実験局などを訪れ、帰国後に日本でも同じ役割を果たす施設を設けた。(養蚕視察団のイタリア旅行に関しては、本論の第 4 章で詳解。)

#### [1-3-4—イタリア政府と明治維新後の蚕卵貿易とについて]

1864 (元治元) 年に本格的に始まり、条約締結によって合法になった日伊蚕卵貿易は、日本の政権が交替したにも拘らず、1880 年代まで継続した。このように、一方で、イタリアの経済を支える養蚕家たちは、微粒子病によって発生した危機を克服するために、日本産蚕卵を輸入することになった。そして他方で、明治政府は強い近代国家作りをあげ、不平等条約の重荷から解放されるために資金を必要としていたため、「金の卵を産むニワトリ」のような、非常に有利な日伊蚕卵貿易の擁護を重視し続けた。

しかしながら、イタリア王国政府自身は、日本との貿易関係を保護し、奨励させるための具体的な努力を見せることがほとんどなかった。この消極的な態度の主な理由は二つである。第一に、カヴールが死去した後、イタリア政府は非常に不安定で、特に 1860 年代に多くの内閣が成立し、すぐに瓦解することが多く、イタリア王国の政治的方針及び対外政策が一貫性を持っていなかった。そして第二に、1860-70 年代のイタリア政権担当者たち(主に外務省と農工商省) が持っていた日本に関する知識は非常に浅薄で、日本における政治的变化に対して明らかに無関心であった。

日伊修好通商条約が締結された時にも、イタリア政府を動かしたのは、微粒子病の危機を訴え続ける養蚕家の声だった。イタリア公使と領事を日本に派遣することによって、イタリア政府は彼らの「洞察力」に日伊蚕卵貿易の運命を任せた。このように、イタリア政府は、養蚕家 (そして蚕卵商人) の不満や猛烈な苦情から身を守るために、駐日公使・領

<sup>1</sup> ガエターノ・カントーニ、ロンバルディア出身の農学士で、微粒子病対策をめぐる研究に大きく貢献したものである。  
<sup>2</sup> カルロ・ヴィッタディーニ (1800-1865)、ミラノ付近出身の植物学者・菌学者である。1850 年代に、コルナリアと共に、微粒子病に関する研究の先駆者である。  
<sup>3</sup> エンリーコ・ヴェルソン (1845-1927)、パドヴァ出身の昆虫学者。1871 (明治 4) 年に、パドヴァの国立養蚕実験局を設立し、その局長となった。1873 (明治 6) 年夏に、駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵と共に、イタリアを訪れた日本養蚕視察団の接伴掛として務めた。(本論の第 4 章も参照。)

事らを「盾」のようなものとして利用することができたのである。

### 〔1-3-5—蚕卵商人が背負う責任について〕

イタリア人蚕卵商人らは、商社を設立することによって、養蚕家の注文、そして蚕卵の購入に必要な金額（内金のみ—未払い金の決算は帰国してから）を集めていた。彼らは毎年 6-7-8-9 月から 11-12 月までの間に定期的に日本を訪れていた。そこで、自らの経験と判断力に頼り、できるだけ廉価で良質の蚕卵を厳選しなければならなかった。しかしながら、外国人が移動できる地域は条約によって、居留地とその近辺に制限されていた。この制限はイタリア人蚕卵商人たちにとって、非常に窮屈なものだった。なぜなら、蚕卵の主な原産地は日本の内地（埼玉県・群馬県・長野県・福島県など）にあったからである。そのため、内地で製造された蚕卵は横浜の市場に運送されてから、蚕卵商人の手に渡っていた。ここで、蚕卵はどのような形で外国人商人のもとに運ばれていたかに目を転ずることにする。

日本、及びアジアにおける蚕卵の単位はいわゆる「種紙」（たねがみ）であった。「種紙」とは長方形の厚紙で、その表面は蚕蛾が蚕卵を産み落とせるようになっており、その裏面には生産地、生産者の名をあらわす文字などが記されていた。

ヨーロッパ、そしてイタリアでは本来、蚕卵の量を測るためには「オンス」という単位がしばしば利用されていたが、当時はオンスの標準単位は未だに確定されず、国と地方によって、一オンスにあたる量は様々であった。

種紙一枚に当って、蚕卵の量は普段、25-30 グラムとされる。但し、日本の種紙一枚が載せる蚕卵の量は（主に 1860 年代に）極めて不規則的で、20 グラムから 30 グラムの間で、変動が激しかったと見られる<sup>2</sup>。普段、日本種紙一枚で生産できる繭の平均量は 51.3 キログラムに及んでいた<sup>3</sup>。

蚕卵は「生きている品物」で、気温の差や湿気、カビなどに極めて敏感だった。そのため、種紙の保管、梱包及び運送の仕方には細心の注意と工夫とが求められていた。具体的に言うと、種紙は風通しのよい場所に保管する必要があっただけでなく、同時に部屋の気

<sup>1</sup> 年が経つにつれて、蚕卵の仕入れ時期の始まり、そして商人たちの出発が遅くなる。こうした遅れの理由は以下に述べる。

<sup>2</sup> 20 グラム未満の種紙もあった。

<sup>3</sup> SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuati nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, E. Treves editore, 1870, 98 ページ参照。（これは、この一冊の著者サヴィオが日本語から翻訳した養蚕学に関する手稿本に含まれたデータであるため、その信頼性は低い。）

温や品物の状況も常に管理しなければならなかった。蚕卵は特に、温度差に敏感である。気温が急に上がったたり下がったりすると、蚕卵の孵化に問題が生じることがある。

種紙の最適な保存条件を守る責任は、購入前には、日本人販売人であったが購入後には当然、外国人蚕卵商人へと移った。購入した種紙をしばらく横浜の倉庫に保管し、11-12月が来て仕入れ期が終わると、種紙をヨーロッパまで発送するという最後の試練が待っていた。蚕卵は日本からイタリアへの2ヶ月以上の航海に耐えなければならなかったから、種紙を穴の開いた木箱<sup>1</sup>に入れ、できるだけ安全に梱包<sup>2</sup>する必要があった。船は普段香港—スエズ—マルセイユ経由<sup>3</sup>で、長い期間にわたって熱帯地域を通過していたため、蚕卵を入れた木箱を船の最も風通しのよいところに積む必要があった。そこで、蚕卵商人は品物に異常が発生しないように、定期的にその保存気温を計るとともに、種紙の状態を常に監視する必要があった。万一、蚕卵があまりの熱気などによるダメージを受けてしまえば、蚕卵商人たちがその貴重な品物に費やした全ての時間、費用、そして努力は全て水泡に帰ることになっていた<sup>4</sup>。蚕卵商人は、非常に大きな責任を背負う覚悟、そして相当の勇気と冒険心を要する困難な職業だったのである。

### [1-3-6—種紙の種類について]

ここで、蚕、そして種紙の種類について論じる。蚕の種類は、大まかに言えば、二つある。一つ目は「春蚕」（「はるこ」または「しゅんさん」）という。この種類の蚕はイタリア語で「*Monovoltino*」、または「*Annuale*」といい、その蚕蛾は一年に一回しか卵を産まない種類である。この蚕の繭で生産できる生糸の品質は上等だったので、日本を訪れる蚕卵商人たちは主にこの種類の蚕卵を購入していた。

二つ目は「夏蚕」（「なつこ」または「なつご」）として知られているものである。イタリア語で「*Bivoltino*」というこの蚕は、蛾に変態した時に、一年に二回卵を産む種類である<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> 穴は空気の入替えに必要だった。また、ネズミ防止には、普段、ブリキの網が設置されていた。ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 89 ページ参照。

<sup>2</sup> 梱包の詳細について詳しくは、ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 89-92 ページ参照。

<sup>3</sup> スエズ運河は1869年に開通されたが、開通前にスエズからエジプトのアレクサンドリアまでに鉄道で行く必要があった。そこで、蚕卵があまりの暑さに耐えきれないことが多かった。他に、シベリアのルートもあったが、そこから品物の大量運輸が不可能だった。1870（明治3）年に、カリフォルニア—ニューヨークの鉄道線が開設された頃から、アメリカルートも利用可能になった。このルートを選ぶ商人たちは特に1870年代に多い。詳しくはZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 80-84 ページ参照。

<sup>4</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 80-84, 89-92 ページ参照。

<sup>5</sup> イタリア語で「*Polvoltino*」という。「Poli-」は「複数」を意味する接頭辞が示唆するように、一年に一回以上卵を産む蚕のことである。（2回から8回まで産卵する蚕の種類があった）。

この種類の蚕は日本で広く栽培されていたが、その繭から生産される生糸は極めて粗悪なため、イタリア人蚕卵商人たちは（特に1870年代に）ほとんどこの種類の蚕卵は購入しなかった<sup>1</sup>。ヨーロッパでの需要が少なかったため、「夏蚕」の種紙一枚の販売価格は、言うまでもなく非常に低かった<sup>2</sup>。

（本論において、「春蚕」や「夏蚕」は重要なキーワードとなるので、その解説は付録③にも収録した。）

### [1-3-7—種紙一枚の生産量及び販売価格変動について]

横浜蚕卵市場に販売される種紙一枚の価格は、その年の気候、流行っていた蚕の病気・寄生虫などに繋がる生産量（実際に生産される種紙の総合枚数）によって大幅に変動していた。更に、価格は蚕卵の原産地、及び購入時期によって異なることもあった。

蚕卵貿易に関する信頼性の高いデータを収集することは極めて難しい作業である。普段、世界各国に駐在していた外交官たちは通年、定期的に通商関係の報告書を送っていたが、それらはイタリア外務省歴史外交資料館（ASDMAE）によって廃棄され、その中に含まれていた情報や貴重なデータは永遠に失われた。これが主な原因で、日伊貿易関係の足跡をたどることは極めて困難な作業となった<sup>3</sup>。

いずれにせよ、イタリア公使と領事はしばしば、蚕卵の仕入れ季節の終わりに、日本の税関から入手した蚕卵輸出に関するデータを集め、イタリア外務省が毎年刊行する『領事会報』<sup>4</sup>において、その年の蚕卵仕入れ季節に関する報告書を載せていた。そのため、日伊蚕卵貿易の景気を観察するには、この一次資料は極めてよい出発点となる。

もちろん、信頼性の高いデータを集めることは当時の人々にとっても、非常に難しい作業だった。『領事会報』に現れるデータ（横浜の市場において販売された種紙の数や輸出高）の出典は日本の税関に提出される申告書であるため、量や価格を表す数字は、しばしば実際の価格よりも低かったと考えなければならない。

ここで、『領事会報』に含まれた情報などに基づき、上述した種紙一枚の生産量、及びそ

<sup>1</sup> 「夏蚕」を購入するのは主にフランス人の蚕卵商人だったが、いずれにせよ、その量は非常に少なかった。ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 136 ページ参照。

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 77-80 ページ参照。

<sup>3</sup> 実を言うと、駐日公使がイタリア外務省に送っていた通商関係報告はすべて失われたわけではない。偶然によってイタリア外務省歴史外交資料館の徹底処分を逃れ、他の資料館において保管された通商関係報告書は遺されている。本論で、はじめて発見されたこれらの通商関係報告を紹介することによって、日伊蚕卵貿易関係及びフェ伯爵の活躍の知られざる側面を明らかにしたい。

<sup>4</sup> イタリア語では、『*Bollettino Consolare*』という。『領事会報』における蚕卵貿易に関する報告は毎年掲載されるわけではなかった。

れに繋がる価格を変動させる要因を検討する。

①気候。春に入ってからでも続く寒冷な気候は時に、養蚕周期を狂わせ、蚕卵の生産を遅らせることがあった。

②病気と寄生虫による被害。1869（明治 2）年当時、日本は一切微粒子病に感染されていなかったようである<sup>1</sup>。しかしその代わりに、日本の養蚕業は古来より、「蛆」（ウジ）<sup>2</sup>という寄生虫の脅威に晒されていた。「蛆」の幼虫は蚕の体内に成長し、蚕のサナギを蚕蛾になる前に殺すため、蚕卵の生産量を著しく（20-80%）低下させ、種紙の価格高騰に影響を及ぼすものであった<sup>3</sup>。

③蚕卵の原産地。例えば、『領事会報』の 1869（明治 2）年度蚕卵仕入れ季節に関する報告書<sup>4</sup>によれば、蚕卵商人の中で最も需要の多いとされる「春蚕」の蚕卵は最も価格の高いものである。例えば、奥州産（4～4.80 ドル<sup>5</sup>）、出羽産（米沢—4.25～4.80 ドル）、そして信州産（上田 4.50～4.90 ドル）の種紙は最高級品とされ、高価格である。また、上州産（島村—3.00～3.60 ドル）の蚕卵も相当良質のもので、甲州、武州、豆州産（平均 3.00 ドル）種紙は中等品とされる。下等品として扱われる種紙は江州（近江—0.80～1.40 ドル）で生産されたものである。ちなみに、「夏蚕」の価格も原産地によって大きく変動するが、需要が少ないため、その価格は非常に低い（0.30～1.80 ドル）。

④横浜の市場での種紙の販売時期。蚕卵商人はたいてい、6・7・8・9 月中に日本に到着していた。しかしながら、前述の通り、彼らは日本の内地にある蚕卵の原産地に立入り、生産者の元で種紙を仕入れることができなかった。そのため、毎年、蚕卵の生産量に関する情報を把握しないまま、種紙が原産地から横浜蚕卵市場へ運送されるまで待機せざるを得なかった。日本人種紙生産者は利益を上げるために、外国人内地旅行禁止の制限につけ込み、内地で生産された種紙の横浜市場における販売を意図的に遅らせることによって、徐々に供給を制御するようになった。したがって、外国人蚕卵商人は妥当な価格で蚕卵を購入す

<sup>1</sup> ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 90 ページ参照。

<sup>2</sup> 又は「蛆蠅」（ウジバエ）という。

<sup>3</sup> ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 89-90 ページ参照。

<sup>4</sup> 1869 年度の平均価格は、蚕卵の生産はよくなかったため、例年より高い。ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 94-96 ページ参照。

<sup>5</sup> 「ドル」は 16 世紀から中国や東南アジア、そして開港後の日本で貿易用通貨として用いられていたメキシコドルを指す。1 メキシコドル（銀貨）は、1858（安政 5）年から一分銀 3 枚と等価であると規定された。また、1871（明治 5）年に貿易用に鑄造された 1 円銀貨と同位同量である。中村哲『集英社版日本の歴史<sup>⑥</sup> 明治維新』集英社 1992、216-227 ページ参照。イタリアリラで言うと、その価値は 1861 年から 1880 年までの間に、5 リラから 6.2 リラまで変動する（平均：5.6 リラ）。ZANIER, Claudio, *SEMAI—Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006、18 ページ参照。

るために、急がずに種紙の価格が低下するのを待たなければならなかった。但し、価格の低下を待ち過ぎると、最良質の種紙が他の蚕卵商人に購入されるか、輸出用種紙が売り切れるかなどの恐れがあった。そのため、彼らにとっては購入するタイミングを失わないことも非常に重要だった。蚕卵商人同士の競争も種紙の価格を大きく影響していたことを忘れてはならない。

蚕卵生産者と販売者とが図っていた種紙販売開始時期の意図的遅延の代表的な例として、『領事会報』のデータに基づき、1868（明治元）年と1869（明治2）年の種紙販売枚数及び種紙が横浜に運送された時期の表<sup>1</sup>（以下の表①）を挙げておく。

〔表①—供給制御のために遅れて横浜の蚕卵市場に運送された種紙の枚数〕

販売時期（月）	1868（明治元）年	1869（明治2）年
6月	1.356枚	279枚
7月	1.057.053枚	55.839枚
8月	517.955枚	314.311枚
9月	262.006枚	581.466枚
10月	119.955枚	366.879枚
11月	26.219枚	78.289枚
12月	—	884枚
	合計： 1.984.544枚	合計： 1.397.947枚

まず、冷害や虫害のせいで、1869（明治2）年に生産された蚕卵の数は前年より相当少なかったことを指摘しなければならない。1868（明治元）年に、種紙の大多数は7月中横浜市場に届き、最初から供給は多いが、8月から11月までの間に徐々に減っていく。しかしながら、1869（明治2）年の場合は、種紙が大量に横浜に運ばれる時期は7月末からはじまり、そのピークは9月に達する。一見したところ、この遅延は冷害・虫害によるものであろうと考える余地がある。しかしながら、『領事会報』の報告書<sup>2</sup>に目を通してみると、

<sup>1</sup> ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 91 ページ参照。

<sup>2</sup> ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 91 ページ、CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di*

この遅延は日本人の蚕卵生産者と販売者が種紙の供給、そして価格を制御するために、意図的に企てたものであることが窺える。1869（明治2）年に、種紙を仕入れずに9-10月まで待つことにした外国人蚕卵商人は多くの種紙を廉価で購入できた可能性がある<sup>1</sup>。

年が経つに連れて、この現象は更にはっきりと見えてくる。例えば、1876（明治9）年度の蚕卵仕入れ季節に関する『領事会報』の報告書<sup>2</sup>を見ると、最初の種紙が横浜で販売され始めるのは8月と9月で、そのほとんどが11月と12月にかけての間に販売されたことが窺える。蚕卵商人たちに種紙購入を急がせないことは、駐日イタリア公使が果さなければならない役割の一つである。

#### [1-3-8—日伊蚕卵貿易の重要性について]

日伊蚕卵貿易に関する具体的な情報、つまり1868（明治元）年から1880（明治13）年までの期間の種紙総輸出金額、種紙総輸出枚数、種紙一枚の価格変動、そして渡日する蚕卵商人人数は本論の付録①において紹介している。その中に含まれたデータ、そしてそれに基づいて作成したグラフ①～④は本論に分析された史料を裏づけるものとして、極めて重要なものである。

その中に現れるグラフ④のデータ（表②の[2]）を、1868-1880（明治元-明治13）年間の日本総合輸出データ<sup>3</sup>（表②の[1]）の横に並べ、更に、総合輸出の割合（表②の[3]）、そしてイタリア市場行きの割合（表②の[4]）を計算してみると、日伊蚕卵貿易の規模、及びその重要性、そしてその行方については一目瞭然となる。

ザニエル氏の研究<sup>4</sup>及び『領事会報』に収録された様々な報告書によれば、1863-73（文久3-明治6）年の間に、総額のおよそ65%-75%に相当する蚕卵は最終的にイタリア養蚕家を取り扱ったものである<sup>5</sup>。とにかく、1873年以降に、フランス人蚕卵商人らの数が非常に少なくなり、イタリア行き蚕卵の総額は80-85%以上に上昇する点が重要である。

---

*seme serico in Yokohama nel 1876* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIII, 1877, 615 ページ参照。

<sup>1</sup> 『領事会報』の報告書において、領事ロベッキは1869（明治2）年にすぐに種紙を買わず、粘り強く待ち続けた蚕卵商人たちに褒め言葉を捧げる。ROBECCHI, Cristoforo, *Mercato del seme di bachi da seta a Yokohama nel 1869*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VI, 1870, 91 ページ参照。

<sup>2</sup> CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1876* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIII, 1877, 615 ページ参照。

<sup>3</sup> 岡光夫、山崎隆三編著『日本経済史 一幕藩体制の経済構造—』ミネルヴァ書房 1983、257 ページ出典。

<sup>4</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 136 ページ出典。

<sup>5</sup> 残りはほとんどフランス人の蚕卵商人たちが輸出する蚕卵の金額である。とにかく、輸出申告書においてフランス・アメリカ行きとされていた蚕卵はしばしばイタリアに転送されていたことも忘れてはならない。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 134-136 ページ参照。

[表②—日本総合輸出における蚕卵輸出の割合—日伊蚕卵貿易の重要性]

年	[1]日本輸出総額 (メキシコドル)	[2]蚕卵輸出総額 (メキシコドル)	[3]蚕卵総合輸出 (%)	[4]イタリアの分 (③の70%—74年 以降は85%とする)
1868 (明治元)	20435000	4180000	20.455%	14.319%
1869 (明治2)	11485000	2710000	23.596%	16.517%
1870 (明治3)	15143000	3470000	22.915%	16.040%
1871 (明治4)	19184000	2170000	11.312%	7.918%
1872 (明治5)	24294000	1920000	7.903%	5.532%
1873 (明治6)	20660000	3030000	14.666%	10.266%
1874 (明治7)	20164000	730000	3.620%	3.077%
1875 (明治8)	17917000	470000	2.623%	2.230%
1876 (明治9)	27578000	1900000	6.890%	5.856%
1877 (明治10)	22866000	350000	1.531%	1.301%
1878 (明治11)	26259000	680000	2.590%	2.201%
1879 (明治12)	27372000	580000	2.119%	1.801%
1880 (明治13)	27419000	990000	3.610%	3.069%

蚕卵貿易によって、1868 (明治元) 年から 1870 (明治3) 年までの3年間には特に、生まれたばかりの明治政府は、近代化を成し遂げるために必要な収入 (総輸出額) の20%以上を確保していた。日本輸出総額のおよそ14—16%はイタリア人蚕卵商人らが毎年落としていた膨大な金額が占めるわけである。その金額の割合は1871-72 (明治4-5) 年に下がり、1873 (明治6) 年に再び10%台に上がった。その後、1874 (明治7) 年以降、ヨーロッパにおける蚕卵の需要の急減に伴う種紙一枚の値下げ、そして日本の輸出総額の上昇によって、日伊蚕卵貿易は急激に重要性を失っていく。

本論で、第二代駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の活動がどのように、以上に検討したデータ、そして本論の付録①に含まれたデータに影響を及ぼしたかを明らかにする。



## ■第2章■イタリア公使館の初年とフェ伯爵の登場について

---

### [2-1] ～フェ伯爵の前任者及び初代領事の活躍について～

#### [2-1-1—駐日公使・領事の任務について]

前章でも述べたとおり、19世紀のイタリア人にとって日本は全く未知の世界だった。イタリア人の頭の中の日本やその歴史と文化とは神秘的に包まれていた上に、政治、経済に関する事情と知識も非常に漠然たるものだった。日伊修好通商条約の締結時点では日本に関する書物も極めて少なかった。しかもその大多数は外国語で書かれたものだった。

無論、イタリア外務大臣及び外務省の職員たちの日本に関する知識も極めて漠然としたものだった。そのため、外務省は1867（慶応3）年に初めて日本に派遣されたイタリア人外交官らにはっきりした使命を与えることはできず、外交官ら個人の洞察力を当てにする以外に選択肢はなかった。

駐日公使・領事への指示としては、基本的に次の3点が挙げられる。

- ①日伊修好貿易関係（蚕卵貿易）を擁護し、イタリア人商人の利益を確保すること。
- ②日本に駐在・滞在しているイタリア人の思想・宗教の自由信奉を保障すること。
- ③日本と修好通商条約を結んだ他国の利害と対立し得る外交活動を行わないこと<sup>1</sup>。

本論では、特にポイント①と③を扱う。第二代駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵が外交官として、どこまでこの指示を守ることになったのであろうかという疑問を明かすことは本論の主な目的の一つである。

この人物の紹介に踏み切る前に、本章の第1節で、彼の果たした役割及びあげた実績をより深く理解するために、彼の前任者が築いた日伊関係の基盤を検討する。

#### [2-1-2—初代イタリア公使・領事の着任について]

ここで、イタリア外務省歴史外交資料館（ASDMAE）、イタリア国立古文書館（ACS）、

---

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.612, 1867年5月15日、イタリア外務大臣ボンペオ・ディ・カンペッロより、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵宛の書簡。（3月6日にも、前外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタも公使らに同じような指示を与えたとみられる。）（未刊）

そして日本外務省外交史料館などで収集した史料を利用して、日伊外交関係はいかなる状況で始まったかについて論じる。

1867（慶応2）年1月1日から日伊修好通商条約が施行されてから数ヵ月後、ヴィットリオ・サリエ・ド・ラ・トゥール伯爵（Conte Vittorio Sallier De La Tour, 1827-1894）は中国・日本に駐在するイタリア公使に、そして領事クリストフオロ・ロベッキ（Cristoforo Robecchi, 1821-1891）<sup>1</sup>は領事に、任命された。

ド・ラ・トゥール伯爵は、彼が執筆した蚕卵貿易に関する報告書（『領事会報』<sup>2</sup>など）を見ると、蚕卵及び蚕卵貿易に関する最低限の知識は持っていたのであろうが、この面で決して玄人ではなかったことが推測できる。

この面で、領事ロベッキはド・ラ・トゥール伯爵よりもイタリア・日本養蚕業をめぐる専門的知識を持っていたと言える。彼はミラノ（Milano）に生まれた外交官で、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタの親友だった<sup>3</sup>。

ド・ラ・トゥール伯爵は書記官マルコ・アレーゼ・ルチーニ伯爵（Conte Marco Arese Lucini, 1840-1893）<sup>4</sup>と共にイタリア南東部ブリンディシを出港し、アレクサンドリア、スエズ、上海経由で、ちょうど蚕卵の仕入れ期が始まる前に、1867（慶応3）年6月9日に横浜に入港した<sup>5</sup>。そして領事ロベッキが同地に到着したのはおよそ1ヵ月後のことだった。

ド・ラ・トゥール伯爵はサルデーニャ王国の首都トリノ（Torino）出身で、旧サルデーニャ王国の外交官だった<sup>6</sup>。1867（慶応3）年1月27日に、9000リラ（およそ1607ドル）

<sup>1</sup> パヴィア（Pavia）大学法学部出身で、駐横浜領事の任命を受けたのは1867年2月24日である。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 625 ページ参照。1867年4月5日に、外務省がド・ラ・トゥール伯爵に書簡を送り、彼にロベッキの領事としての任命を知らせる。ASDMAE, Serie I, fasc. I, R-4, 1867年4月5日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵宛の書簡。（Serie Personale N.145）（未刊）

<sup>2</sup> 領事会報には、SALLIER DE LA TOUR, Vittorio, *Sul commercio del seme da filugelli a Jokohama nel 1867.*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.IV, 1868, 355-357 ページ、という短い報告書以外にも、SALLIER DE LA TOUR, Vittorio, *Sopra una spedizione bacologica nell' interno del Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 116-123 ページ、もある（ただし、この報告書を実際に公使が書いたか否かは定かでない）。

<sup>3</sup> ロマーノ・ウゴリーニ、「使節団訪伊以前の対日外交」、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、（167-202 ページ）より、179 ページ参照。ウゴリーニの論文のイタリア語原文は ISTITUTO GIAPPONESE DI CULTURA (ed.), *Il Giappone scopre l' Occidente, una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto Giapponese di Cultura in Roma, 1994 というカタログに収録されている。

<sup>4</sup> GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 23 ページ参照。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年6月12日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.4-5）（未刊）

<sup>6</sup> 1846（弘化3）年から外務省に入り、外交官としてのキャリアをはじめ。書記官として、教皇庁、ベルギー、スイスなどで活躍してから、1862（文久2）年に公使館付参事官になり、ドイツやポルトガルに異動される。1864（元治元）年末、公使に昇進され、暫くメキシコに派遣されてから、日本へ派遣された。イタリア外務省外交資料館において、若いド・ラ・トゥール伯爵を外交官として評価する公文書によると、彼はボランティアとして外交活動をはじめ、フランス語が堪能で、特技は音楽・絵描きで、詳細な事柄よりも、大きな事柄を扱うことに向いている。また、道徳的資質の欄に心の細やかさがよく評価されるとある半面、社会的資質の欄にはその短気な性格に関する註がある。

の給料<sup>1</sup>で、1870（明治3）年4月22日まで<sup>2</sup>駐横浜イタリア全権公使としての任務を遂行することになった<sup>3</sup>。

領事ロベッキは1871（明治4）年6月23日まで日本に滞在し、公使ド・ラ・トゥール伯爵が帰国してからその後任者フェ・ドスティアーニ伯爵の到着（1870年秋）までの間、代理公使として活躍することになった。彼は、蚕卵貿易に関する貴重な情報源である『領事会報』に掲載された報告書を執筆しただけでなく、イタリア人蚕卵商人たち（そしてその他の外国人）のために、日本（特に養蚕地域）の地図に漢字で記されている地名をローマ字に書き換える膨大な計画に挑んだ<sup>4</sup>。イタリア政府は領事ロベッキの活躍を非常に高く評価し<sup>5</sup>、1869（明治2）年6月22日に、彼に聖マウリツィオ・エ・ラッツァロ（Santi Maurizio e Lazzaro）の騎士称号を与えた<sup>6</sup>。

#### [2-1-3—書記官アレーゼ、サヴィオとガルヴァーニャについて]

1867（慶応3）年に公使ド・ラ・トゥール伯爵と共に出発した書記官アレーゼ伯爵の健康状態は、来日してから数ヵ月後に非常に悪くなり、全く回復する兆候を見せなかった。日本の政治状況が徐々に複雑になり、毎年日本を訪れるイタリア人が増えていく中で、ド・ラ・トゥール伯爵は多忙を極め、書記官の協力は不可欠であった。そのため、彼は1868（明治元）年度の蚕卵仕入れ期が開始する前（2月）に、アレーゼ伯爵を帰国させ、外務省に新たな書記官の派遣を依頼した<sup>7</sup>。しかしながら、外務省の返事は遅く、結局、アレーゼが帰

---

そして、彼の政治的意見に関する欄には、彼が君主制支持者で保守主義者だったという情報が含まれている。この公文書はサルデーニャ王国外務省が発行したものである。（イタリア統一前のものである）ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour（未刊）

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. Ministero degli Affari Esteri, Roma, 9 Febbraio 1886（1886年2月9日付の履歴書）（未刊）リラはおよそ5.6ドルとした。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1870年3月21日、ド・ラ・トゥール伯爵よりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡（未刊）

<sup>3</sup> 日本に向かって出発する前に、トリノで1867（慶応3）年2月9日に、マチルデ・ルイナル・ド・ブリモン（Matilde Ruinart de Brimont）と結婚した。翌1868（明治元）年6月16日には、二人の間に娘ジャンナ・フランチェスカ（Gianna Francesca De La Tour, 1868-1887）が生まれるが、その子は、おそらく日本で生まれた最初のイタリア人だと考えられる。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 651ページ参照。ちなみに、ローマ「ラ・サピエンツァ」（“La Sapienza”）大学専任講師テレサ・チャッパローニ・ラ・ロッカ（Teresa Ciapparoni La Rocca）氏は、ド・ラ・トゥール伯爵夫人の日本滞在を語る史料を発見した。（フランス語文で、スケッチも多少含まれている）

<sup>4</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 113-114ページ参照。ザニエル氏によると、ロベッキは漢字で書かれた地名を日本人にカタカナに書き直させて、ローマ字に書き換えていた。ロベッキが所持していた日本の地図コレクションはイタリア地理学協会（Società Geografica Italiana）が保管している。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie I, fasc. I, R-4, 1870年11月17日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、領事ロベッキ宛の書簡。（Serie Personale N.840）（未刊）

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie I, fasc. I, R-4, 1869年6月22日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、領事ロベッキ宛の書簡。（Serie Personale N.420）（未刊）

<sup>7</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour, 1868年2月4日、ド・ラ・トゥール伯爵より、外務省総務部長バルボラーニ宛の書簡。（未刊）

路については10月30日のことであった。更に、ド・ラ・トゥール伯爵には、新しい書記官の名前と来日予定日などの情報が一切提供されなかったばかりか、新しい書記官が派遣されるか否かの情報さえ、知らされていなかった。

イタリア政府の沈黙が続く中、余りに忙しい公使は、1867（慶応3）年秋前から領事館でロベッキの手伝いに携わっていた若者ピエトロ・サヴィオ(Pietro Savio, 1838-1904)を、80ドル（およそ450リラ）の月給で、代理書記官として11月から雇用することを決定した<sup>1</sup>。サヴィオは蚕卵商人としても活躍し、ザニエル氏の研究によると、1867（慶応3）年から1880（明治13）年まで、彼の日本滞在が毎年確認されている<sup>2</sup>。ここで、ド・ラ・トゥール伯爵の片腕として書記官の任を勤めたサヴィオについて更に詳しく述べることにする。

サヴィオはイタリア北部ピエモンテ州にあるアレッサンドリア県出身で、商人の息子だった。1867（慶応3）年夏に、「最も遠い国」、日本へ旅立つことにした。彼が乗っていた同じ船で、領事の任命を受けて日本へ赴くところだったロベッキと偶然知り合うことになる<sup>3</sup>。同年末から、彼は領事館でロベッキの手伝いをし始め、領事と共に蚕卵商人のための日本養蚕地域の地図作成に尽力しながら、日本語の勉強に挑戦した<sup>4</sup>。その頃、サヴィオは日本語から複数の養蚕手引冊子などを翻訳したほか<sup>5</sup>、1869（明治2）年、そして1874（明治7）年に訪問した日本内地の養蚕地域における実地調査を中心とした二冊の旅行記<sup>6</sup>を刊行したのである。また、領事ロベッキの英語教師として活躍したことも確認されている<sup>7</sup>。

イタリア外務省は、1869（明治2）年1月19日の書簡で、サヴィオの無断雇用を非難<sup>8</sup>しながら、アレーゼの後任者、フランチェスコ・ガルヴァーニャ男爵（Conte Francesco

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie II, Consolati, fasc. Y-1, Yokohama, 1868年11月7日、ド・ラ・トゥール伯爵より、外務省メナブレア宛の書簡。Affari in genere, N.28（未刊）

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 383-386 ページ参照。

<sup>3</sup> TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Italia Giappone 450 anni*, 2004, 108 ページ参照。この情報はローマ大学テレサ・チャッパローニ・ラ・ロッカ氏が発見したサヴィオの日記から抽出された情報である。

<sup>4</sup> サヴィオについての詳細な情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 383-386 ページ、に含まれている。

<sup>5</sup> 冊子のイタリア語翻訳文は SALLIER DE LA TOUR, Vittorio, *Opuscoli giapponesi sull'allevamento dei bachi da seta*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 116-123 ページ参照。

<sup>6</sup> 一冊目は SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuati nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, Milano, Treves, 1870。である。この一冊は現在、岩倉翔子氏によって日本語に翻訳され、近いうちに出版される予定である。また、この一冊に関する更なる情報は、吉浦盛純『日伊文化史考 十九世紀イタリアの日本研究』イタリア書房 1969, 164 ページ、にも含まれている。二冊目は SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875 である。著者が描いた挿絵も多くふくまれ、極めて興味深い書物である。

<sup>7</sup> TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Italia Giappone 450 anni*, 2004, 108 ページ参照。この情報はローマ大学テレサ・チャッパローニ・ラ・ロッカ氏が発見したサヴィオの日記から抽出された情報である。

<sup>8</sup> サヴィオの給料は国庫の負担となっていた。

Galvagna, 1839-1902) <sup>1</sup>の日本派遣をド・ラ・トゥール伯爵に告げる。これを受けたド・ラ・トゥール伯爵はサヴィオを解雇せざるを得なかった上に、彼の給料を私費で支払うことになった<sup>2</sup>。

#### [2-1-4—信任状提出問題—ド・ラ・トゥール伯爵と明治維新について]

イタリア公使らは明治維新の直前に渡日した。その頃、日本の政治的情勢は極めて混乱していた。また、駐日外交団にとっては、日本の内政に関する正しい情報を得ることも非常に難しかった。そのような状況にありながら、ド・ラ・トゥール伯爵は日本に到着してから僅か一ヶ月の間に、日本におけるフランスとイギリスとの対立、及び将軍の権力衰退をめぐる情報をよく把握していたことが注目になる<sup>3</sup>。彼はこのように、できるだけフランス<sup>4</sup>かイギリスの傘下に入らずに、イタリアの独立的立場を保護することに尽力した。

また、彼は、日本におけるイタリアの権力と存在感とを強化し、そしてその貿易を保護するために、フランスやイギリスのように極東に軍艦を派遣するように外務省に依頼した<sup>5</sup>。その依頼に対し、外務省は経済的な理由ですぐには受け入れかねる<sup>6</sup>と回答した。しかしながら、その後も、公使は軍艦の必要性を強調し続け、翌 1868 (明治元) 年 12 月に、ついにその要望に応じて、軍艦「プリンチペッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde) が横浜に入港することになった<sup>7</sup>。これらはド・ラ・トゥール伯爵の外交活動の中で、極めて重要な点である。

このように、イタリア公使らはうまく情報を入手しながらその任を果たしていたが、彼は着任してからすぐ、日本の真の支配者が将軍であるのか、天皇であるのか、そして信任状の提出はどちらに対して行えばよいかという疑問に直面した。当初、ド・ラ・トゥール伯

<sup>1</sup> ヴェネツィア出身の外交官。書記官として任命されたのは 1868 年 11 月 4 日である。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 23 ページ参照。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie II, Consolati, fasc. Y-1, Yokohama, 1869 年 4 月 7 日、ド・ラ・トゥール伯爵より、外務省メナブレア宛の書簡。(Affari in genere N.35, Personale) (未刊)

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867 年 7 月 14 日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.7) (未刊)

<sup>4</sup> 極秘の書簡において、ド・ラ・トゥール伯爵はフランス公使レオン・ロッシュ (Léon Roches, 1809-1901) の「保護的」姿勢への抵抗を明らかに現わす。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867 年 10 月 15 日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica Confidenziale N.1) (未刊)

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867 年 9 月 30 日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.13) (未刊)

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1130, 1867 年 12 月 28 日、イタリア外務大臣より、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵宛の書簡。(N.reg. 7, disp.5) (未刊)

<sup>7</sup> LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina – Volume 1* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 123 ページ参照。

爵は、天皇に信任状を奉呈することも検討し、この提案をイタリア外務省にも伝えた<sup>1</sup>。しかしながら、イタリア外務省はそれを受け、本来他国代表者らが信任状を奉呈していたのも、支配者として広く公認されていたのも将軍だったため、その提案を決然と却下した。公文書からすると、それ以来、ド・ラ・トゥール伯爵は本国の命令に従い、信任状を将軍に提出することにした<sup>2</sup>。以下はなぜド・ラ・トゥール伯爵が将軍に謁見できなかったかについて論じる。

1867（慶応3）年頃、将軍徳川慶喜は大坂に滞在していた。ド・ラ・トゥールは国書の提出を行うために、大坂に赴く予定だったフランス軍艦「ゲリエール号」（*Guerriere*）に乗ることを検討した。しかしながら、領事ロベッキが一ヶ月前から病気にかかり、書記官アレーゼが旅行中<sup>3</sup>で暫く横浜に戻れなかったため、その時に横浜を離れることが不可能だった。こうして、彼の大阪訪問は断念され、信任状の提出<sup>4</sup>は延期されることになった<sup>5</sup>。

9月30日付の外務省宛の書簡において、ド・ラ・トゥール伯爵は、幕府に会見を再度延期された旨を報告する<sup>6</sup>。そして1867（慶応3）年10月10日、彼は信任状提出のため再び大坂へ赴く計画を立てた。しかしながら、出発する5日前に、外国奉行の朝比奈甲斐守（あさひなかいのかみ）はイタリア公使館を訪問し、将軍が京都で「極めて重要な交渉」（つまり翌月の大政奉還に先立つ会談）に応じなければならないため、謁見及び信任状の提出を延期するよう伝えた<sup>7</sup>。

11月9日の大政奉還によって政権が朝廷のもとに返上された頃、ド・ラ・トゥール伯爵は中国（上海）へと渡っていたようである。彼がロベッキの報告によってその事実を知っ

<sup>1</sup> 1867年8月30日の外務省宛の書簡で、ド・ラ・トゥールは初めて信任状提出問題に触れたのである。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年8月30日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.10) (未刊)

<sup>2</sup> ベルージャ大学教授ロマーノ・ウゴリーニ氏の研究によると、ド・ラ・トゥール伯爵は「イタリア政府の指示に逆らい、」意図的に将軍に信任状を奉呈しなかったという説を述べている。しかしこの断言は公文書の内容と少し齟齬する。UGOLINI, Romano, *I rapporti tra Italia e Giappone nell'eta' Meiji*, in ISTITUTO PER LA STORIA DEL RISORGIMENTO ITALIANO - COMITATO DI ROMA, *Lo stato liberale Italiano e l'eta' Meiji - Atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell'Ateneo, 1987, (131-174 ページ)、137-138 ページ参照。

<sup>3</sup> アレーゼ伯爵は、1868年1月に開港する港町の選択（能登、新潟、敦賀のどれか）という任務を負った諸外交官らと共に、フランス船「ラプラス」(Laplace)号に乗船していた。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年7月28日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.8) (未刊)

<sup>4</sup> イタリア政府はイギリス・フランスの政府と相談してから、将軍に信任状を奉呈するように指示した（12月つまり大政奉還が既に行われた頃）。しかしイタリア政府はもちろん、明治維新へ導いた様々な急展開を知る由もなかった。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1130, 1867年12月28日、イタリア外務大臣より、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵宛の書簡。(N.reg. 7, disp.5) (未刊)

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年8月30日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.10) (未刊)

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年9月30日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.13) (未刊)

<sup>7</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年10月6日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.15) (未刊)

たのは12月中になってからであり、その数日後に既に帰国していたと見られる<sup>1</sup>。ド・ラ・トゥール伯爵は、外務省に送った書簡において、将軍の権力を支持し続けたことを何度も強調している。しかしながら、大政奉還の後、彼には情勢がいかに関開するかを見守るしかなかった。

つまり、公使が日本に着任した頃に心底に抱いていた日本の真の支配者に関する疑問は正当であったにも拘わらず、彼は幕府が完全に崩壊するまで、将軍が日本の公認された唯一の支配者であると信じ続けた。そのため、彼は最後まで信任状を将軍に提出する意志を保ち続けるのであった。結局、ド・ラ・トゥール伯爵がその他の公使らと共に天皇に信任状の提出を行ったのは1869（明治2）年1月4日のことである<sup>2</sup>。

#### [2-1-5—イタリア公使と神戸事件—新政府に対する信頼について]

1868（明治元）年1月1日は大坂と兵庫とが開港される期日だった。その機会に応じて、欧米諸国は多くの軍艦を関西方面に赴かせる予定だった。しかしながら、公使ド・ラ・トゥール伯爵がイタリア外務省に繰り返して依頼したにも拘わらず、イタリア軍艦は未だに派遣されていなかった。そのため、彼は改めてその要望を表しながら、領事ロベッキと共に<sup>3</sup>、商船で大坂に赴いた<sup>4</sup>。

兵庫と大坂とが予定通りに開港された<sup>5</sup>二日後、公使らは大坂に滞在していた。ちょうどその頃に、王政復古の大号令が発せられた。この際、ド・ラ・トゥール伯爵は、外務大臣宛の親展報告において、イギリス以外の国を代表する公使らと同じように、最後まで将軍を支持していたことを改めて強調する<sup>6</sup>。

鳥羽・伏見で旧幕府軍を打ち破った薩長軍が、1月29日に大坂に突進しようとしていた

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年11月29日、駐日イタリア領事ロベッキより、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politico-commerciale N.1）（未刊）

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1869年1月15日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡参照。（Serie Politica N.56）（未刊） 謁見や信任状提出については、イタリア軍艦「プリンチペッサ・クロティルデ」号の航海日誌にも、非常に興味深い記録が残されている。（LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 98-100 ページ参照。）

<sup>3</sup> 書記官アレーゼは数ヶ月前から病気にかかり、随行することができなかった。大坂・兵庫には、市場調査のために、主に生糸や蚕卵を扱っていたイタリア商会の代表者アイモニン（Vittorio Aymonin）、そしてコーミ（Vincenzo Comi）も赴いていた。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年12月27日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.17）（未刊）

<sup>4</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1867年12月17日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.16）（未刊）

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年1月5日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.18）（未刊）

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年1月24日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Confidenziale N.3）（未刊）

ため、身に危険を感じた<sup>1</sup>ド・ラ・トゥール伯爵やロベッキは、他の外交官らと共に大坂を離れ、天保山に避難した。そこに2月2日の夜まで滞在せざるを得なかった二人はアメリカ軍艦に乗船し、ついに兵庫に向かって出航することができた。そこで一行は、新しく開港された兵庫の居留地のために利用される予定だった建設中の税関事務所に宿をとった際、戦争に巻き込まれるのを恐れていたその地の住民が山の方へ逃走しているところを目撃した<sup>2</sup>。

しかしながら、2月4日（陰暦で1月11日）には、外国人居留地付近にあった神戸において、在日外国人を著しく心配させる事故が発生した。これは「神戸事件」として有名である<sup>3</sup>。この事件に関して、日本側史料と外国側史料において多少齟齬をきたすところがあるため、不明な点も多い。神戸三宮神社へ行き、鳥居の左側を見ると、一枚のプレート版がある。そこには、この事件の流れを語る次の碑文が刻み込まれている。

〔日本語文〕

「明治維新 神戸事件概要」

神戸開港早々の明治元年正月十一日尼崎へ出向を命ぜられた岡山備前の隊士の行列が三宮神社前を通過するとき神戸沖に停泊中の外国軍艦の乗組員数名が行列を横切った

隊士の瀧善三郎正信は日本の風習から無礼を怒って相手を傷つけたそれがもとで外国兵と備前藩士の一行との間に砲火を交える騒ぎとなったその結果神戸の街は外国兵によって一時占領されてしまった同月十五日東久世通禧は勅命で神戸へ来て明治維新で天皇新政となったことを初めて外国側に知らせ同時にこの事件について交渉をした結果瀧善三郎は責任を一身に負い外国人代表ら立会いの前面で切腹し問題は解決した」

ド・ラ・トゥールの報告によると、負傷したのはアメリカ人水兵一人及びフランスの護衛に携わる兵士二人だったが、その時神戸にいたド・ラ・トゥール伯爵がこの事件を実際

<sup>1</sup> 将軍を支持していたド・ラ・トゥールは、王政復古を知った時に、国が「浪人」や極端派の手に落ちることを恐れていた。（多くの在日外国人の頭の中で、薩摩・長州などと言えば、「凶暴な浪人」、「攘夷派」などの先入観が相当根強かった。）ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月7日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.21）（未刊）

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月7日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。（Serie Politica N.21）（未刊）

<sup>3</sup> この事件について、内山正熊の研究が詳しい。内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983参照。



に目撃したか否かに関しては不明である<sup>1</sup>。

この事件が発生してから数日後、2月8日に、東久世勅使は、外交団に次の宣言書を提出した。この宣言は1868（明治元）年2月3日（陰暦で1月10日）、つまり神戸事件の前日に書かれていることも注目に値する。

〔日本語原文〕

日本国天皇、告諸外国帝王及其臣人、嚮者將軍徳川慶喜請帰政權也、制充之、内外政事親裁之、乃曰、従前条約雖用大君名称、自今而後当換以天皇称、而各国交際之職專命有司等、各国公使諒知斯旨。

慶応四年戊辰正月十日

御名 国璽<sup>2</sup>

この宣言は王政復古以降、新政府と外国代表者たちとの最初の接触だと言えるため、その意味は重大である。以前、種々の噂に振り回され、情勢の展開をよく把握できなかった外交団もこの公式の布告を受けたことによって、日本の新たな支配者は天皇である、という情報を確実に知ることができた。新政府がこの宣言の直後に、国内にも開国和親の新国是を表明した<sup>3</sup>。

東久世の命令に従い、ド・ラ・トゥール伯爵は、日本や東アジアに在住するイタリア人に、日本の情勢を伝達しながら、イタリアの不干渉を公式に宣誓した<sup>4</sup>。

イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵がこの時期に書いた報告書には、戊辰戦争の展開に関する興味深い証言が多く残されているが、本論の主旨とは異なるため、これ以上はここでは扱わない。そこから、最後まで將軍政權の正当性を説き続けたド・ラ・トゥール伯爵らは、旧幕府軍の撤退や將軍の逃走、そして神戸事件などの出来事を目の当たりにすることによって、不安を切実に感じたことが窺える。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月7日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.21)。この書簡に、イタリア公使が事件を直接に目撃したことをほのめかす表現がない。

<sup>2</sup> 内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983、66ページ出典。

<sup>3</sup> 内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983、67ページ参照。

<sup>4</sup> 他国外交官もちろん、公式に中立を示した。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月25日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.25) (未刊)

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月12日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.22) (未刊)

とにかく、東久世の宣言、そして神戸事件を解決へと導いた瀧善三郎の速やかな逮捕と処刑<sup>1</sup>は、彼、そしてその他の外交官や在日外国人が抱いていた新政府に対する最初の不信と疑問とを一気に吹き飛ばす効果があったと言える。

#### [2-1-6—偽造される日本産種紙及び公使館・領事館による種紙の押印について]

明治維新直後の政治的情勢が徐々に落ち着き、新政府の権力が認められていくと同時に、ド・ラ・トゥール伯爵とロベッキは公使館と領事館との運営に戻った。毎年の蚕卵仕入れ期に際して、公使、領事や書記官は多忙を極めていた。彼らはいわゆる「種紙の押印」という作業を行わなければならなかったからである。

日本産の種紙には、生産者や原産地などを表す日本語（漢字）が記されていたが、中国や日本産種紙の象形文字記述は、大多数の人にとって不可解な記号に過ぎなかった。なぜなら、当時のイタリアで、日本語・漢字が十分に読める人はいなかったからである。その結果、日伊蚕卵貿易が開始した頃から、悪徳商人はこの養蚕家の弱点につけ込み、イタリアで「偽造された」日本産種紙を販売していた。

その手口は様々であった。種紙に書かれた漢字を一生懸命に別の紙に模写する試みに挑戦する「芸術派」の悪徳業者もいれば、単に本物の使用済み種紙（前年のものなど）を利用する「リサイクル派」の詐欺師もいたわけである。この人物達はとにかく、日本語（それか、それに似たもの）の記述のある紙に、廉価の「夏蚕」（付録③参照）の卵、そして最悪の場合には、イタリア産の微粒子病に冒された不良蚕卵を貼っていた。また、比較的質の悪い中国産蚕卵を日本産のものとして売りつける商人も少なくなかった<sup>2</sup>。

この現象を抑制するために、イタリア公使や領事は、前述の「種紙の押印」という措置を採用することに至った。彼らつまり、しばしば蚕卵商人ら自身の手を借りながら、種紙一つ一つに購入年月日の記述がついた印を押していた。公使の予想では、この「証印」のようなものによって、その種紙の蚕卵は、当年日本で生産されたものであることと「夏蚕」卵ではない<sup>3</sup>ことが保証されるはずであった。

<sup>1</sup> 瀧善三郎は新政府によって逮捕され、公使らの目前で切腹を命じられた。顔の筋を一つも動かさずに腹を切る瀧の姿は鮮やかに外国人の心と意識に深く刻み込まれた。彼らの目には「武士」は残酷でありながら尊敬すべき存在となったのである。瀧の処刑にイタリア代表として出席したのはド・ラ・トゥールではなく、ピエトロ・サヴィオだった。彼はこの処刑について、非常に興味深い報告書を残した。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年3月3日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.27+Allegato) (付録として追加されている文章はサヴィオが書いたものである。) (未刊)

<sup>2</sup> 「偽造種紙問題」に関して、ザニエル氏の研究は非常に詳しい。ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 93-102 ページ参照。

<sup>3</sup> 夏子卵の販売は、普段、春蚕卵のよりも遅く開始されていた。

イタリア領事が蚕卵商人たちに送った回状<sup>1</sup>を見ると、この制度は1867（慶応3）年8月8日に導入されたことが窺える。購入された種紙は押印のために公使館に運ばれることが多かったが、商人が横浜で借りた倉庫で押印されることもあった。商人らは、購入した種紙を公使館や領事館に出す前に、サインか、それに代わる独特の記号を書く必要があった。

とは言え、公使館や領事館による押印は義務ではなかった。押印は無料だったものの、実際それに応じる蚕卵商人たちは比較的少なかった。それに応じなかった蚕卵商人の大多数にとって、種紙を押印することは何の保証も得られず、かえって彼らの商売人としての信頼性を傷つけるものであった<sup>2</sup>。1867（慶応3）年11月14日当時、イタリア公使館と領事館によって押印された種紙は、その年に輸出されたおよそ850000枚<sup>3</sup>中の僅か177487枚<sup>4</sup>に過ぎなかった。表①を見れば、1868（明治元）年には、イタリア領事館で押印された種紙は急増するが、その数は翌1869（明治2）年から減少していく一方である。

[表①] 年ごとの押印された種紙枚数

年	押印された種紙の枚数
1867	177487 枚
1868	596691 枚
1869	247090 枚
1870	203854 枚
1871	56906 枚

実際、押印に応じなかった蚕卵商人の見解は正しかった。公使館・領事館印や蚕卵商人のサインや記号が偽造しやすかったため、次第に当初の意義が失われ、結局は数ヶ月で数十万枚の種紙を押印するという公使館・領事館員の努力は種紙偽造問題の解決へ導くことはなかった。

1870（明治3）年末に来日した第二代駐日公使フェ・ドスティアーニ伯爵は、翌1871（明

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1867年7月30日、駐日イタリア領事ロベッキよりイタリア人蚕卵商人宛の回状（未刊）

<sup>2</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1867年10月1日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールよりイタリア外務省宛の書簡（農工商省用のコピー）（未刊）

<sup>3</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 131ページ参照。、本論の付録①も参照。

<sup>4</sup> この合計には、フランスなどの商会在輸出した種紙14330枚も含まれている。ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1867年10月1日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールよりイタリア外務省宛の書簡（農工商省用のコピー）（未刊）に付録されたデータ表より。

治4)年に日本政府の協力を得て、思いもよらぬ結果をもたらすことになった種紙偽造問題に対する新たな解決策を考案した(この点に関して、本論の第3章において詳しく取り上げることにする)。

#### [2-1-7—ド・ラ・トゥール伯爵の日本内地養蚕地域における実地調査について]

1869(明治2)年に、駐日公使ド・ラ・トゥール伯爵は日本の内地にある養蚕地域における実地調査旅行を行う機会があった。旅行の主な目的は、第一に、養蚕場に養育されている蚕の衛生状態を観察し、微粒子病やその他の病気の有無を確認すること、そして第二に、日本の養蚕法及び製紙技術を調べることだった。ド・ラ・トゥール伯爵と共に、伯爵夫人、書記官のガルヴァーニャ男爵や以前臨時書記官として勤めたサヴィオの外にも、フェルディナンド・メアツァ(Ferdinando Meazza)<sup>1</sup>、エルネスト・プラート(Ernesto Prato)<sup>2</sup>、そしてエルネスト・ピアッティ(Ernesto Piatti, 1835-1872)<sup>3</sup>という長年の経験を誇る蚕卵商人3人も一行に加わっていた。一行が横浜を出発したのは6月8日の午前中である。主に上州(群馬県)の主な養蚕地域を訪れてから、6月28日正午に横浜に戻った<sup>4</sup>。

外国人が日本の内地にある養蚕現場で実地調査を目的とした旅行を行うのは全く前例のないことだった。この旅行の経緯を紹介するサヴィオ<sup>5</sup>、そしてド・ラ・トゥール伯爵<sup>6</sup>が遺した二つの記録は大変貴重なもので、注目に値する。また、イタリアのブレッシヤ(Brescia)県、コッカーリョ(Coccaglio)市の歴史資料館には、ド・ラ・トゥール伯爵一行を描く大変美しい錦絵が保管されている<sup>7</sup>。この錦絵を見ると、その時、ド・ラ・トゥール伯爵の一行は決して自由に移動できず、まるで江戸時代の大名のように、役人・衛兵の壮大な行列

<sup>1</sup> この人物に関する更なる情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 357-360 ページ に含まれている。

<sup>2</sup> この人物に関する更なる情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 373-376 ページ に含まれている。

<sup>3</sup> この人物に関する更なる情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 370-371 ページ に含まれている。

<sup>4</sup> ちなみに、イギリスも 1869(明治2)年6月に日本内地の養蚕地域における実地調査を目的とした旅行を行った。この旅行を企画したのはイギリス公使館において書記官として勤める F. O. アダムズ(Francis Ottiwell Adams, 1826-1889)だったが、ド・ラ・トゥール伯爵のおよそ2週間後(6月22日)に出発し、7月6日に東京に戻った。アダムズも、「Report by Mr. Adams, Secretary to Her Majesty's Legation in Japan, on the Central Silk Districts of Japan」というタイトルの興味深い記録を遺した(印刷物、全部で17ページ、それに詳細な地図も付録されている—1869年8月9日)。この報告書は ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 というファイルにも含まれている。

<sup>5</sup> SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuatasi nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, Treves, 1870 参照。この一冊の日本語訳は岩倉翔子氏によって刊行される予定である。

<sup>6</sup> DE LA TOUR, Vittorio Sallier, *Sopra una spedizione bacologica nell'interno del Giappone*, in *Bollettino Consolare*, 1869, vol.5, parte II, 116 ページ参照。

<sup>7</sup> ZANIER, Claudio (ed.), *Il Diario di Pompeo Mazzocchi*, La Compagnia della Stampa editori, 2003, 12-13 ページ参照。

に伴われていたことがわかる。

ここで、この実地調査旅行を計画しながら、イタリア公使は日本政府とどのように交渉したのかという疑問点が残る。この疑問点を解明できる史料は現時点で発見されていない。

#### [2-1-8—公使ド・ラ・トゥールの怪我と帰国要望について]

1869（明治2）年9月2日の書簡<sup>1</sup>から窺えるように、公使ド・ラ・トゥール伯爵は内地旅行出発前に、右脚に打撲傷を負った。20日間にも及ぶ苦難に満ちた旅行はその傷の状態を更に悪化させてしまう結果となった。そのため、5ヶ月間にも及んだ治療期間もよい結果をもたらさず、公使はヨーロッパで特効的な治療を受ける必要性に駆り立てられ、外務大臣に休暇期間を要望するに至った。

同じ書簡において、彼は医師に勧められたように、9月4日からおよそ4-5週間、公使館を離れ、宮ノ下（箱根）温泉で治療を受けることにしたと報告している。

イタリア外務省は早速、1869（明治2）年10月28日の書簡で、ド・ラ・トゥール伯爵の休暇要望を受け入れた<sup>2</sup>。その二日後（10月30日）に送った書簡<sup>3</sup>によると、彼はその時には既に横浜に戻っており、怪我の状況も、宮ノ下・芦湯温泉で治療を受けたおかげで、徐々に快方に向かい始めていたようである。そして、彼は以前求めた休暇を取り消す意志を外務大臣に伝えた。

しかしながら、解任が既に決定されており、外務省にはその決断を取り消す意志はなかった<sup>4</sup>。そのため、ド・ラ・トゥール伯爵は1870（明治3）年初めに予定通り東南アジアへは赴くことができたが、再び日本に着任することはなかった。そして、最後の任務を終えてから一旦横浜に戻り、その後、家族と共に1870（明治3）年4月22日に米国経由で帰国した<sup>5</sup>。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1869年9月2日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣兼内閣総理大臣メナブレア伯爵宛の書簡 Serie Politica, S.N. (未刊)。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1870年3月21日、ド・ラ・トゥール伯爵よりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡 (未刊)

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1869年10月30日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣兼内閣総理大臣メナブレア伯爵宛の書簡 Serie Politica, S.N. Personale (未刊)。

<sup>4</sup> 1869年12月14日に外務大臣となったエミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタの返事は1870年1月14日に書かれ、ド・ラ・トゥール伯爵がそれを受けたのは3月半ばだった ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1870年3月21日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡 (未刊)。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1870年3月21日、ド・ラ・トゥール伯爵よりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡 (未刊)

[2-1-9—公使の日本養蚕地域における新たな旅行の計画について]

体調を回復させ、日本に再着任できることをまだ信じていたド・ラ・トゥール伯爵は、1870（明治3）年1月10日に香港からイタリア外務大臣に一通の通商系親展報告<sup>1</sup>を送った。その中で、彼は日本で内地にある養蚕地域を訪問することがイタリア、そしてしばしば日本を訪れるイタリア人蚕卵商人たちにとっていかに有益であるかを強調しながら、新たな大規模な養蚕視察団の派遣計画を提案している。ここで、ド・ラ・トゥール伯爵は蚕卵商人に有利な情報を獲得するための旅行を計画し、イタリア政府に支援を求めている点を明らかにすることにする。また、この書簡において、ド・ラ・トゥール伯爵が呼び戻された理由を探ることもできる。

この書簡は初めてこの計画の存在を知らしめると同時に、日本の内地にある養蚕現場の様子を視察することがいかに重要だったかを更に明らかにする未刊の一次史料であるため、ここでその全文を挙げることにする。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Legazione d'Italia al Giappone*

*Hong Kong li 10 Gennaio 1870*

*Serie Commerciale N.60 – Confidenziale Riservato*

*A Sua Eccellenza Il Generale Conte Menabrea Presidente del Consiglio, Ministro <sup>s i c</sup> degli Affari Esteri a Firenze*

*Signor Ministro.*

*Con Rapporto Comm.le N.49 in data 23 settembre scorso, rispondendo al Dispaccio Ministeriale del 26 Giugno N.1313, io spiegai a Vostra Eccellenza i motivi per i quali non credevo di poter secondare il desiderio espresso dal Ministero d'Agricoltura e Commercio, acciò i semai venissero autorizzati a recarsi nell'interno del Giappone per assistere all'allevamento dei bachi e farvi acquisti di buon seme.*

*Dissi inoltre allora come la facoltà di far commercio nell'Interno non mi sembrasse cosa opportuna a chiedersi. Non tarderemo a vedere questa libertà concessa, ma è d'uopo lasciarla portare dalle circostanze stesse del paese; ed ogni giorno più vi si avvicina; il*

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1870年1月10日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールよりイタリア外務省宛の書簡、Serie Commerciale N.60 Confidenziale Riservato (付録付き、未刊史料)

*volerla anticipare sarebbe andar incontro ad inconvenienti e disturbi gravi. —Però è evidente che è di sommo vantaggio il poter andar nell' Interno per assistere all' allevamento del filugello ed alla confezione del seme, — studiare il metodo seguito nell'una come nell' altra di queste operazioni, — e rendersi così un' idea esatta dello stato della bachicoltura al Giappone.*

*—Per tale motivo intrapresi l'anno scorso la spedizione nel Giosciu. Questa credo abbia ottenuto tutto lo scopo che le condizioni di fretta nelle quali dovetti organizzarla potevano prestarle; e dai Signori che mi accompagnarono vennero fatte tutte le osservazioni e gli studi possibili.*

*Il buon risultato ottenuto dalla prima prova m' aveva ispirato il pensiero d'effettuare una seconda spedizione su più larga scala. Senonchè alcune difficoltà che si erano sollevate, e lo stato di mia salute che mi faceva supporre che dovrei lasciare il Giappone, m'avevano consigliato a sospendere ogni proposta a tal riguardo. — Trovandomi però ora in sufficiente via di guarigione per poter prolungare il mio soggiorno in questi paesi, ed esaminata attentamente la cosa, credo non potrà esservi impedimento all' attuazione del mio progetto.*

*Siccome si tratterebbe di una missione che per raggiungere pienamente il suo scopo avrebbe bisogno dell' iniziativa e dell' appoggio del Governo del Re, così io reputo conveniente di sottomettere il mio divisamento al giudizio di Vostra Eccellenza. Al finire del venturo Maggio io mi porterei in un centro di coltivazione bacologica conducendo meco una spedizione composta di alcuni scienziati in bachicoltura e di alcuni pratici semai, i quali verrebbero dal Governo Delegati, ed ai quali inviterei ad unirsi alcuni fra gli italiani residenti al Giappone. — Questa spedizione o meglio Commissione fornita dal Governo d'ogni strumento opportuno, s'occuperebbe dello studio dell' allevamento del baco, dal suo schiudimento sino alla confezione del seme, della trattura e della tessitura della seta, della coltivazione del gelso, in una parola d'ogni punto che si riferisca alla materia. — Di questa spedizione Capo sarebbe il Ministro il quale dovrebbe poter esercitare su tutta la missione una autorità eguale alla responsabilità che gli incombe in faccia del Governo Giapponese a tenore degli accordi presi in proposito. Come in quella dell' anno scorso nessun membro della Missione potrebbe fare operazioni di commercio. — Ritornando a*

*Niegata, terminati gli studii e sciolta quindi la spedizione, coloro cui talenterebbe fermarvisi per far acquisti di cartoni ne avrebbero l' autorizzazione. La spedizione per tal modo non darebbe solo come frutto le osservazioni che si farebbero sull' allevamento del filugello, ma sarebbe altresì vantaggiosa dal lato commerciale; poichè, trovandosi già sopra luogo (Niegata), i semai potrebbero fare colà le loro compere in tempo opportuno, in luogo di giungervi, come pel passato, verso la fine della stagione, e portando una parte dei capitali su un altro centro di commercio, si diminuirebbe la ressa che vien fatta ora esclusivamente sulla piazza di Yokohama dai nostri connazionali. Ove le condizioni di quella Provincia non si prestassero al progettato viaggio, io inizierei pratiche col Governo locale onde ottenere eguali facilitazioni per qualche altra provincia, quale sarebbe l' <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> Osciù o il <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> Sinsciu. — Per agevolare il compimento di questa Missione il Governo del Re dovrebbe autorizzare la Legazione a sopperire ad alcune delle spese occorrenti, nolo e mantenimento dei cavalli, trasporto dei bagagli e dei viveri, lo che porterebbe forse ad una spesa media di Fr.i 500 per persona.*

*Sarebbe a mio avviso utile, trattandosi di una spedizione come quella che io propongo, che dal R.o Governo venissero aggregati uno o due naturalisti i quali potessero intraprendere degli studi sia sulla natura del suolo che sulle differenti specie di piante e di animali che ci sarà dato di incontrare sul nostro cammino, <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> arricchendo<sup>1</sup> così la scienza di nuove nozioni e di nuovi prodotti.*

*Ad onta del desiderio che avrei che fossero chiamati molti Italiani a partecipare alla spedizione, io non posso a meno di consigliare Vostra Eccellenza di volerne restringere il numero a 6 o 7; ed ancor questi dovrebbero esser scelti con molta diligenza onde non comprendervi individui che in luogo di recar vantaggio dovessero creare difficoltà al compimento del nostro mandato. — Dalla distinta ch'io mando qui unita delle persone che si trovarono nelle scorse stagioni a Yokohama, e che con tutta probabilità vi ritorneranno in quest' anno, Vostra Eccellenza Vedrà su quali soli [segnati con un \*] io crederei opportuno di far cadere la scelta, come quelli che meglio degli altri mi paiono adattati a prender parte alla Missione.*

*Non è d' uopo ch'io faccia qui presente all' Eccellenza Vostra quanto sia necessario di*

---

<sup>1</sup> 正しい綴りは arricchendo である。



*usare la massima cautela acciò il progetto che ho l'onore di sottomettere non si propali prima del tempo; giacchè, prescindendo pure dalle difficoltà che potrebbero far sorgere i nostri connazionali, se la voce d'un simile viaggio dovesse giungere alle orecchie di alcune Potenze, come ebbi già a dirlo nel mio succitato Rapporto, l'una per le viste sue proprie, l'altra pegli interessi che ha comuni con noi nella questione bacologica, esse potrebbero facilmente o crearci degli imbarazzi o prevenirci nell'esecuzione di questo viaggio, loche in un caso o nell'altro verrebbe a menomare di assai il vantaggio che dalla spedizione io mi lusingo di ottenere in favore della nostra industria serica.*

*Calcolando la ristrettezza relativa del tempo, io sarei grato a Vostra Eccellenza se, approvato in principio il progetto da me ora formulato, Ella volesse farmi prontamente conoscere la di Lei opinione, acciò io possa cominciare a prendere tutti i provvedimenti opportuni per l'esecuzione di codesto viaggio.*

*Gradisca, Signor Ministro, i nuovi sensi della mia alta considerazione.*

*De La Tour*

*Pini Achille    \*Antongini cav. Carlo    \*Orio dottor Carlo    Damioli ing. Diego*  
*\*Velini Paolo    Venturi ing. Giovanni    \*Meazza Ferdinando    Panigati Francesco*  
*Fondra Carlo    Zanetti Francesco    Biffi Giuseppe    Frigerio Pietro*  
*[\*Andreossi Enrico]    Mozzoni G.G.    Vedovelli Carlo    Viganò Francesco*  
*Mazzocchi Pompeo    Malugani Pietro    Dusina Antonio    Pini Enrico*  
*Gattinoni Vincenzo    Ghirardi Giovanni    Facchi Paolo    Bassani Luigi*  
*Catenacci Antonio    Sala Secondo    Chiapello Carlo    \*Savio Pietro*  
*Ghirardotti Luigi    Begnotti Alessandro    Bossolo Luigi    \*Botto Domenico*  
*Bertone Giovanni    Tartaglia Cesare    Civetta Giuseppe*  
*\*Parravicino nob. Ippolito    Bertotti Roberto    Vucetich Nicola    \*Pugno Egidio<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1870年1月10日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールよりイタリア外務省宛の書簡、Serie Commerciale N.60 Confidenziale Riservato (付録付き、未刊史料)。ここに書き連ねている蚕卵商人に関する情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 255-399 ページに含まれている。ちなみに、Mozzoni G.G. という人物はザニエル氏の蚕卵商人リストに現れない。

〔日本語訳〕

在日イタリア公使館

1870年1月10日、香港にて

通商系報告 第60号 - 親展

在フィレンツェ内閣総理大臣兼外務大臣メナブレア伯爵閣下

閣下。

6月26日付第1313号貴簡のご返信としてお送り致しました去る9月23日付の通商系報告第49号において、蚕卵商人が蚕の飼育を直接見て良質の蚕卵を購入するように、日本の内地訪問の認可を取得するという農工商省が表明した願望に小生は応じることが不可能であると存じている理由を閣下に説明いたしました。

また、小生は内地において商売を行う許可を<日本政府に>申請することも不適切であると存じていることも述べました。この特権の認可はこの国の情勢次第ですが、時間の問題で、その時が毎日迫ってきているので、その過程を早めることは深刻な問題や不都合を招くことになるでしょう。いずれにせよ、蚕の飼育や蚕卵の製造を見学し、これらの作業を行う方法を学んで、日本養蚕業の現状について正しい見方をつけるために内地を訪問できるのが大変有利であることは論を俟たないことです。

そのような理由から、小生は昨年、上州における遠征の計画を立案いたしました。この遠征は急いで企画したものでしたが、その目的はそれなりに達成されたと信じており、小生に随行した者たちによってあらゆる観測や調査を行っています。

この最初の試みで得た良好な結果に促され、小生はより大きな規模で新たなる遠征を行うという考えを抱くようになりました。しかしながら、突然発生した幾つかの困難と、日本を離れなければならないと思わせた小生の健康状態とは、それに関するあらゆる計画を一時的に停止させました。とにかく現在、小生はこの国々における滞在を延長できるくらい十分に快方に向かっていますし、この旨を注意深く検討した上で、小生の計画は差し支えなく実行できると存じます。

これは、目標を完全に達成するために、我が政府の企画と支援とを必要とする任務ですので、小生はこの計画を閣下の判断にお任せするのが妥当であると考えております。来る6月末に、小生は養蚕地域へ赴き、政府が派遣する数人の養蚕研究者並びに<養蚕に>詳しい蚕卵商人からなる一行を同伴させたく存じます。更に、この一行に日本在住のイタリア人数人

<sup>1</sup> この書簡の日本語訳は本論筆者によるものである。また、<>内表記も本論筆者によるものである。

の参加もお勧めしたいと存じております。この遠征、否、この視察団は、政府にあらゆる必要な道具を提供され、孵化から蚕卵の製造までの蚕の飼育、生糸の繰糸と機織、桑の木の栽培、つまり養蚕製糸業の全面的研究に携わるものとなります。この一行の代表者は、以前締結した協定により定められた日本政府に対する責任と等しい権限を視察団に行使できる公使となるのでしょうか。昨年と同じく、視察団員は一切商売の取引をすることができません。ただ、新潟に戻って調査を終了し、視察団を解散させてからは、種紙を仕入れるためにその地に留まりたい者にはその許可を与えます。このように、視察団の結果は蚕の飼育に関する知識に留まらず、商業の側面でも有利となります。なぜなら、既にその地（新潟）にいる蚕卵商人たちは以前のように仕入れ季節の終わり頃ではなく、最適の時期にそこに到着しく蚕卵を購入できるからです。そうすると、資金の一部を別の市場に持っていくことで、横浜にだけに殺到する我が同国人たちとの競争を減少させることが可能となります。

その地方の状況が以上の旅行に適さなかった場合は、小生が日本政府から奥州や信州などの別の地方で同じ便宜を獲得するための手続きに取りかかります。この任務の実行を容易にするためには、王国政府は公使館に、馬の賃貸・養育費、荷物と食糧の運送などの必要な費用の一部をまかなう許可を与えて下さる必要があります。それで、一人当たりの平均費用はおそらく500フランになるでしょう。

小生が提案するような実地調査には、王国政府が地質や旅行中に発見する動植物を調査できる一人或は二人の自然科学者を一行に随行させることが有益であると存じています。そうすれば、新しい知識や産物で科学を発展させることができます。

多くのイタリア人がこの視察団に参加できるという小生の願望にも拘わらず、小生はその人数を6-7人に限ることを閣下に勧めざるを得ません。また、我々の任務に利益をもたらさず、逆にその達成を妨げるような者たちを含めないために、随行員を慎重に選ばなければなりません。小生は、先年横浜を訪れ、今年もそこに戻る可能性の高い者たちのリストをここに添付させて頂きました。その中から、閣下はこの視察団の一員として参加するのに他の人よりも相応しい者で、選ばれるべき（\*でマークされている者）であると小生が認める者を御覧になれます。

小生は今回提出させて頂く計画が予定より早く広まってしまわないように閣下のご配慮をお願いすることは言うまでもありません。とにかく、我々の同国民から生みだし得る困難はさておき、もし、そのような視察旅行が実行される噂が特定の外国の耳に入ってしまうと、そのうちのひとつの国は独自の見解を有し、別の国は養蚕業界における利益を我が国と共にしてい

るため、それらは我々を当惑させる行動をとったり、視察旅行の実行を阻止する可能性が十分にあり、いずれにせよこのようなことは小生が視察団から期待している我が国の養蚕業に有利な成果を著しく損なうことになるでしょう。

時間が比較的少ないことを考慮して、小生が考えた計画が採用された上で、閣下のご意見を拜聴できれば幸いです。そうして頂ければ、小生がその視察旅行の実行に向かつての適切な措置に着手できます。

敬具           ド・ラ・トゥール

<別紙に、蚕卵商人の氏名が書き連ねられている>

この書簡において、ド・ラ・トゥール伯爵は外国人内地旅行の解禁などの便宜を日本政府に求めることができないという慎重な外交姿勢を表す。その理由を含む書簡は発見されていないので、詳細は不明であるが、その要求は農工商省から来ていたことは確実である。この事実に基づけば、農工商省は蚕卵商人たちから圧力をかけられていたことが十分に考えられる。

また、彼は慎重に「特定の外国」に言及しているが、それらは言うまでもなく、イギリス（日本から生糸を大量に輸入していたため、イタリア人蚕卵商人の立ち入りで微粒子病が日本の養蚕地域にも感染してしまうことを恐れていた）、とフランス（イタリアと同じ様に、日本から蚕卵を輸入していた）である。

この書簡は外務大臣メナブレア宛てであるが、1870（明治3）年1月10日には既にその後任者ヴィスコンティ・ヴェノスタが着任していた。ヴィスコンティ・ヴェノスタがこの書簡にどのように返信したかは不明であるが、書簡の最初のページには、後から追加された数行の記述が書き殴られている。この文章は鉛筆で慌しく書かれており、彼の手によるものである可能性が非常に高い。以下はその内容を挙げることにする。

〔イタリア語原文〕〔未刊史料〕

*Parmi si possa rispondere che stante il suo richiamo e la necessità di gravi economie non si può per ora pensare ad un simile progetto.<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1870年1月10日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールよりイタリア外務省宛の書簡の1ページ目に現われる鉛筆の追加記述(未刊史料)。

〔日本語訳<sup>1)</sup>〕

彼の帰国及び膨大な金額の必要性を考慮すると、今のところ、そのような計画は採用できないとお返事できると思います。

このようにして、ド・ラ・トゥール伯爵の計画は断念された。外務大臣に着任したばかりのヴィスコンティ・ヴェノスタは、蚕卵商人たちの立場をよく理解していたため、以上の書簡に表れるド・ラ・トゥール伯爵の日本における外国人内地旅行に対する慎重な態度に驚き、彼を帰国させようと決心したことも十分に考えられる（彼の後任者は未だに決定されなかったにも拘らず、ド・ラ・トゥール伯爵は呼び戻されたことが注意に値する）。この時点で、ヴィスコンティ・ヴェノスタはド・ラ・トゥール伯爵を帰国させることによって、蚕卵商人の利益を考慮すると共に、日本政府に対するもっと積極的な外交姿勢をとる外交官を派遣しなければならないと思った。

この事実を踏まえた上で、1870（明治3）年3月7日に、彼の後任者となる運命にあったアレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵の中国派遣が決まったのは偶然ではなからう。（フェ伯爵の派遣の経緯に関しては本論の第3章が詳しい。）

#### 〔2-1-10—1870年夏・代理公使ロベッキの内地旅行について〕

本節の最後に、イタリア領事が行った内地旅行の知られざる事実を明かす未刊の史料を紹介し、分析する。それは1870（明治3）年7月22日に、来日したばかりの副領事フランチェスコ・ブルーニ（**Francesco Bruni, 1844-1911**）<sup>2)</sup>によって書かれた報告書であり、そこには、領事ロベッキが内地旅行を行っていることが記されている。

今のところ、この旅行に関する他の史料は発見されていない。そのため、ここで、この書簡を分析する価値は十分にあると言える。

<sup>1)</sup> この記述の日本語訳は本論の筆者によるものである。

<sup>2)</sup> 駐日副領事フランチェスコ・ブルーニは1844年2月6日、サレルノ市（Salerno）付近にあるノチェーラ・インフェリオーレ（Nocera Inferiore）にて生まれる。1864年12月20日、ナポリ大学法学部を卒業する。1870年3月25日に横浜赴任が決定され、1875年末までに日本に滞在する。1875年3月29日は二等副領事に昇進する。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987、112-113ページ参照。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Consolato di S.M. il Re d'Italia*

*Yokohama 22 Luglio 1870*

*N.51 Affari in genere – Viaggio intrapreso dal Cav. Robecchi nell'interno del Giappone*

*– A Sua Eccellenza Il Ministro per gli Affari Esteri Firenze*

*Eccellenza*

*Ho l'onore di annunziare all' Eccellenza Vostra che questo R. Console Cav. Robecchi il giorno 16 del corrente mese partiva da Yokohama per l'interno del Giappone. Egli aveva a piu' riprese fatto invito ad alcuni de' nostri concittadini di accompagnarlo nel suo viaggio, onde accrescere il numero delle tanto utili osservazioni sullo stato de' bachi e su quello dell' industria serica in generale. Pero' il volgere alla sua fine della stagione piu' adatta a tali studi, e d'altro canto l'imminente apertura della campagna bacologica sono stati ostacoli a' semai per seguirlo, come pur era loro desiderio.*

*Il Governo locale rinvenne delle difficoltà ad accordargli il permesso d' <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> innoltrarsi nell' Impero, facendosi forte dell' Articolo del trattato in vigore, col quale tale facoltà non vien concessa che solo agli Agenti Diplomatici, ed a' Consoli Generali. Ma si arrese dietro l' osservazione che il signor Robecchi si trova in questo momento incaricato degli affari della R. Legazione, soggiungendo pero' che tal permesso non dovrebbe nell' avvenire esser riguardato come un precedente; volendosi riserbare piena libertà di condotta in qualche altra simile occasione. Non fu poi possibile ottenere il permesso di farsi accompagnare da italiani; ma siccome era stato chiesto prima che questi si dichiarassero nell' impossibilità di poterne profittare così il rifiuto non produsse nocumento di sorta. È da osservarsi frattanto che molti esempi si potrebbero addurre, constatanti che il Governo permette a persone investite di ben altro grado, che quello previsto da' Trattati di traversar da un capo all' altro il suo territorio. Si son visti tra questi i semplici Agenti Consolari, e ben anche privati, specialmente di sudditanza inglese esercenti professioni industriali, o commercio.*

*Il Cav. Robecchi farà il giro di tutte le località circostanti al monte Fusi-yama, traversando così in trenta o quaranta giorni parte del Sinsciu, e dell' Osciu; ed è facile prevedere che così esperto, ed attento investigatore saprà nel suo viaggio unire al diletto,*

*osservazioni, e raccolta di notizie utili ed importanti pe' nostri interessi. Intanto egli ha avvisato tutte le Autorità locali, ed estere qui residenti, ch'io rimanevo a surrogarlo, mentre mi proverò dal canto mio a porre tanta diligenza nel disimpegno de' mie' doveri, da non demeritare la benevolenza del R. Governo.*

*Gradisca, signor Ministro, gli atti del mio profondo ossequio. F. Bruni<sup>1</sup>*

〔日本語訳<sup>2</sup>〕

イタリア王国領事館

1870年7月22日横浜にて

第51号 雑務報告書 — ロベッキ氏によって行われた日本内地旅行

在フィレンツェ 外務大臣閣下宛

閣下

この地に駐在するイタリア領事ロベッキ氏は今月16日に日本の内地に向かって横浜を出発したことを閣下に報告させていただきます。彼は、蚕の状況や養蚕業全般に関して大変有益になる知識を拓めるために、幾度も我々の同国人に対してその旅行に同行するように招待しました。しかしながら、一方で、そのような調査に最も適する季節が終了したことで、他方で、蚕卵仕入れ季節の開始が間近に迫ってきたことで、彼に随行する意志があった蚕卵商人は参加を差し控えました。

帝国政府は内地を旅行するための許可をめぐって、施行中の条約はその権利が外交官と総領事にのみ与えると定めているなどという数々の異議を差しはさみました。政府はロベッキ氏が現在代理公使であるという抗議に折れましたが、その時に与えた許可は将来、よく似た状況が生じた場合、認可決定の権利を留保し、今回の認可は前例として見なされるべきではないことを言い添えました。結局、イタリア国民に随行してもらう許可を得るのは不可能でしたが、その認可は彼らがそれを利用できないと表明する前に申請されたため、それは少しの実害も発生しませんでした。とにかく、政府が条約の定める身分以外の者に隅から隅まで全国旅行を實際許した以上、同じ例があってもよいことは指摘しなければなりません。そのような中には、単なる領事館員や一般人すらいたことが判りました。これらの者たちは主にイギリス国民で、産業や商業などに従事する者です。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I, fasc. I R/4, Cristoforo Robecchi. 1870年7月22日、駐日イタリア副領事ブルーニより、外務大臣宛の書簡（未刊）。

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

ロベッキ氏は富士山付近一帯を回り、三十日から四十日間で信州と奥州との一部を訪問する予定です。彼は非常に経験が豊富で、目が利きますので、気晴らしをしながら、必ず我が国の利益のためになる観察と役立つ情報の収集とに成功するでしょう。彼は既に日本、そして在日外国の関係諸当局に小生がここで彼の代理を勤めるために残ることを伝えたのです。小生の立場としては、王国政府のご愛顧を喪失しないために、任された義務を極力勤勉に完遂するよう尽力する所存です。

敬具 F. ブルーニ

この書簡から、領事ロベッキは以前ド・ラ・トゥール伯爵の計画の実行に踏み切ろうとしたのではないかと推測される。結局、ロベッキはたった一人でド・ラ・トゥール伯爵が訪問するつもりだった信州や奥州地方を旅行することになった。この書簡を書いたブルーニ副領事が、公使・領事ではないイギリス人の内地旅行<sup>1</sup>を許しながらイタリアに同じ便宜を与えようとし、ない日本政府を批判している段落も興味深い。

最後に、ド・ラ・トゥール伯爵よりも蚕事に詳しいロベッキは、代理公使として、非常に積極的で「攻勢」的な外交姿勢を見せる機会があった。条約（本論の付録③参照）に基づき、日本政府に反論し、外交官として内地を旅行する権利を要求することによって、後々には、便宜の獲得に成功したのである。

## [2-2] ～アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵について～

### [2-2-1—フェ伯爵の生い立ちと略歴について]

ここで、本論の中心テーマとなる第二代駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵 (Conte Alessandro Fè D' Ostiani, 1825-1905) [以下の写真①、②参照] の生い立ちと経歴とを簡潔にまとめることにする<sup>2</sup>。

アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵は 1825 (文政 8) 年 6 月 12 日に、父ジュリオ・ディ・マルカントニオ (Giulio di Marcantonio) と母パオリーナ・フェナローリ (Paolina

<sup>1</sup> ここで、ブルーニはおそらく 1869 (明治 2) 年にイギリス公使館に勤めるアダムズが率いた実地調査旅行を示唆している。アダムズは単なる書記官だったからである。

<sup>2</sup> GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987 という外務省の公式な記録の他にも、この経歴をまとめるために利用した主な出典は、STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), *Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996 (カタログ)、FAPPANI, Antonio, *Enciclopedia bresciana - volume IV*, Edizioni "La Voce del Popolo" Brescia, 1981 (百科事典)、そして DUCOS, Marziale, *Ombre - alcuni scritti per amici scomparsi*, Fratelli Geroldi, 1961 (覚書) である。



Fenaroli)の5人目の子供としてイタリア北部都市ブレッシヤ(Brescia)で生まれた。

1847(弘化4)年8月にウイーン大学法学部を卒業してから、しばらく在ロンバルディア国サルデーニャ王国公使館にて書記官として勤めた。これが彼の外交官としての職歴の始まりとなる。また、1848-49(嘉永元-2)年の蜂起と第一次イタリア独立戦争の際には、サルデーニャ国王の参謀本部の一員となり、第七騎兵連隊に所属した。

そして、1849(嘉永2)年9月からフェ伯爵は在リオ・デ・ジャネイロ公使館及び領事館に書記官として勤め始める。1854(安政元)年8月3日に、フェ伯爵は一等書記官に昇進するが、3年後の1857(安政4)年4月に、家庭の事情により一時帰国する。フェ伯爵が在ブラジル・サルデーニャ王国公使館に再着任したのは翌1858年5月のことであるが、その僅か1年2ヶ月後に、公使館が廃止されたため、再び帰国することになる。その後、ブラジルに滞在していた際、フェ伯爵はブラジル出身のリタ・デ・ソウザ・ブレヴェス(Rita de Souza Breves)と結婚した。そして二人の間に、1859(安政6)年6月12日には、二人の間に娘マリア・パオリーナ・アントニア(Maria Paolina Antonia)〔写真①参照〕が生まれた。

その二年後、1861(文久元)年2月に在ペルシャ伊公使館に一等書記官として勤めたが、僅か数ヶ月後、11月に在フランス伊公使館へ異動した。しかしながら、ここにも数ヶ月間しか滞在せず、翌1862(文久2)年3月末には、代理公使として新たに開設された在ブラジル伊公使館へ派遣された。フェ伯爵が弁理公使に昇進したのはまだブラジルに滞在していた1864(元治元)年1月のことである。

1866(慶応2)年2月末、妻リタ・デ・ソウザ・ブレヴェスは突然リオ・デ・ジャネイロで死去した。その時、フェ伯爵は外務省ラ・マルモラ(Alfonso La Marmora)に書簡を送っており、そこで妻の死亡とそれに関わる事情(健康上の理由など)を述べた上で、休暇を求めている<sup>2</sup>。ちなみに、1866(慶応2)年と1867(慶応3)年に、リオ・デ・ジャネイロで、娘マリア・



写真①：フェ伯爵と娘パオリーナ

<sup>1</sup> 彼には17人の兄弟がいた。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.172 (E-J), Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1866年3月7日、フェ伯爵より外務大臣ラ・マルモラ將軍宛の書簡。(未刊)

パオリーナ・アントニアは、母方の祖父・祖母によって二回誘拐された<sup>1</sup>。誘拐を企画した祖父と祖母はブラジルの大変裕福な貴族の一つであるソウザ・プレヴェス家で、フェ伯爵が一家の富を浪費することを恐れていたのである。この誘拐はブラジル政府まで巻き込んだ複雑な裁判に発展したが、その展開と解決に関する詳細な情報は手元にない。

フェ伯爵は外交官として勤めた 20 年間に、聖マウリツィオとラッザロ (Santi Maurizio e Lazzaro) の騎士、上級騎士、コンメンダトーレ勲位、ブラジルの薔薇高官勲章、ペルシヤの太陽と獅子の称号など多くの褒章を得た。

1860 年代後半には、フェ伯爵は、旧在トスカーナ教皇庁公使館の記録保管所を整理すると共に、司教館の空席に着任させる候補者名簿を教皇に提出するなどの任務を受けたこともある。また、イタリア王国に統合される以前の教皇庁とイタリア王国政府との直接交渉に携わるという主要な役割を果たしたこともある<sup>2</sup>。

フェ伯爵は 1867 (慶応 3) 年 1 月に二等特命全権公使になった後、1870 (明治 3) 年 3 月にはついに特命全権公使に昇進し、駐日本・中国イタリア公使の任務を受けた。



写真②: フェ伯爵 (1860 年前後)

そして同年 5 月下旬、上海に到着し、養蚕実地調査を行いながらおよそ 5 ヶ月間中国で滞在してから、秋に横浜へ赴いた。

横浜に到着したのは同年 10 月 30 日であり、国書を奉呈してからすぐに公使館に着任した。そして翌 1871 (明治 4) 年、3 月から 7 月にかけての間、国書を奉呈するために再び中国に赴くことになった。1873 (明治 6) 年 2 月下旬にフェ伯爵は日本を離れて一時帰国するが、帰国中にも日本政府と協力を続ける。つまり

岩倉使節団及び養蚕視察団の接伴掛として活躍する傍ら、ウイーン万国博覧会において日本政府出展を監督する代表委員として活躍した。

翌 1874 (明治 7) 年 6 月上旬にイタリアを出国し、アメリカ経由で在横浜イタリア公使館に再着任する (同年 9 月 23 日)。そして、1877 (明治 10) 年 5 月まで日本に滞在するこ

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.172 (E-J), Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro というファイルには、フェ伯爵の娘の誘拐に関する書類が入っている。特に、1867 年 6 月 23 日、フェ伯爵より、ディ・カンペッロ理事官宛の書簡 (未刊) は興味深い。

<sup>2</sup> この点に関しては、FAPPANI, Antonio, *Enciclopedia bresciana - volume IV*, Edizioni "La Voce del Popolo" Brescia, 1981, 65 ページ参照。

とになる。

駐日イタリア公使としての任命を全うしたフェ伯爵は 1877 (明治 10) 年 11 月から再びブラジル (リオ・デ・ジャネイロ) のイタリア公使館へ派遣され、その地でおよそ 3 年間勤めることになった。1880 (明治 13) 年から、多くの勲位を受けながら、駐ベルギー (ブリュッセル)、駐スイス (ベルン)、駐ギリシャ (アテネ) イタリア公使となり、その後、1890 (明治 23) 年にはイタリア王国の上院議員になった。その 4 年後の 1894 (明治 27) 年、フェ伯爵は外交官を辞したものの、上院議員としての活躍を続けながら、1895 (明治 28) 年には国際法諮問機関の参事官、そしてその翌年にはブレッシャ県ビエンノ (Bienna) 市議会の一員となった。更には市長にもなった。高齢にも拘わらず、上述の多くの活動に尽力した。しかしながら、1905 (明治 38) 年 6 月 4 日、フェ伯爵はローマ市内のホテルの一室で急性肺炎に襲われ<sup>1</sup>、この世を去った。

フェ伯爵は頑丈な体格の持ち主であったと同時に、活力と洞察力とに満ちあふれた外交官だった。日本に派遣されるイタリア人外交官はしばしば日本の気候に慣れることができず、体調を崩すことが多かったが、ド・ラ・トゥール伯爵などと異なり、フェ伯爵は日本に着任してからも、病気を理由に与えられた任務から離れることがなかった。

フェ伯爵関係の文書を調べると、ドイツ語とフランス語とが堪能で、英語にも通じていたことが窺える。

### [2-2-2—フェ・ドスティアーニ一家と養蚕業について]

フェ・ドスティアーニ一家は 18 世紀から、北イタリアのブレッシャ市における最も裕福で著名な華族であった。フェ・ドスティアーニ邸は第二次世界大戦の空爆による損害を少なからず受けたにも拘わらず、未だにブレッシャ市内 (現在、マッテオッティ通り第 54 番地—C.so Matteotti N.54)<sup>2</sup>に残存している。この壮麗な建物は何よりも一家の威信を反映するものである<sup>3</sup>。

ブレッシャ県はロンバルディア州の東側に位置し、ガルダ湖 (Lago di Garda) に面して

<sup>1</sup> 「ラ・プロヴィンチャ・ディ・ブレッシャ」 (La Provincia di Brescia) 紙、1905 年 6 月 7 日号も参照。

<sup>2</sup> この住所は、フェ伯爵が生まれた 1825 年現在、バルベリ通り第 1763 番地 (Corso dei Bàrberi N.1763) だった。PRESTINI, Rossana, *Alessandro Fè d' Ostiani e le origini della collezione dei dipinti orientali dei Musei Civici d' arte e storia di Brescia. Regesto* in STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), *Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996, 169 ページ参照。

<sup>3</sup> フェ・ドスティアーニ邸に関する詳しい情報は、FRABETTI, Giuliano, *Alessandro Fè d'Ostiani, a representative man*, in STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), *Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996 35-38 ページ、などにも含まれている。

いる。そこはイタリアの最も重要な養蚕製糸地域の一つであり、18世紀後半のフェ・ドスティアーニ一家も積極的にその産業に関わっていた可能性が高い。

まず、フェ伯爵の兄弟17人の内、1870年代に蚕卵商人として活躍した者が二人もいたことは注目に値する。1830（天保元）年12月18日に生まれた弟マルカントニオ・フェ・ドスティアーニ（Marcantonio Fè d'Ostiani）は技師・建築士であると同時に、1871（明治4）年と1872（明治5）年とに中国を訪れて蚕卵の売買に携わっていたとみられる。また、1833（天保4）年1月10日に生まれた弟ピエトロ・フェ・ドスティアーニ（Pietro Fè d'Ostiani, 1833-1901）は蚕卵を仕入れるために、1870（明治3）年から1874（明治7）年までの5年間日本を訪れた<sup>1</sup>だけでなく、ブレッシャとミラノとで日本で仕入れた蚕卵を販売する商店（合資会社「Pietro Fè e comp.i」）を設立した<sup>2</sup>。

更に、1834（天保5）年4月20日に生まれたフェ伯爵の妹カミッラ・フェ・ドスティアーニ（Camilla Fè d'Ostiani）は、ブレッシャの市長として長年活躍したガエターノ・ファッキ（Gaetano Facchi, 1812-1895）の兄弟ジョヴァンニ・ファッキ（Giovanni Facchi）と結婚した。ファッキ一家も養蚕業界と親密な関係を持っていた。市長ガエターノ・ファッキの息子パオロ（Paolo Facchi, 1833-1904）は1867（慶応3）年から1875（明治8）年にかけて、9回も日本を訪れ、蚕卵商人として活躍していた。というのも、日本を訪れる前（1860年代前半に）から、コーカサス山脈やオスマン帝国などで蚕卵を仕入れる仕事をしており、経験に富んだ商人だったからである<sup>3</sup>。

フェ伯爵は他にも、北イタリアの養蚕業界において、多くの人脈を持っていたとみられる<sup>4</sup>。

### [2-2-3—フェ伯爵の養蚕に関する知識について]

以上のような環境に生まれ育ったフェ伯爵自身の養蚕に関する知識は日本に着任する以前から一般の外交官よりも深かったと推測できる。上述の通り、フェ伯爵は1870（明治3）年の春から夏にかけて中国で実地調査を行った。その際、彼が執筆した『領事会報』のための報告書に目を通してみれば、彼が日本へ赴く前にどの程度の養蚕知識を持っていたか

<sup>1</sup> 1870年といえば、ちょうど兄が駐日イタリア公使として着任するために来日した年である。

<sup>2</sup> ピエトロ・フェに関しては、ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 323 ページ、を参照。

<sup>3</sup> パオロ・ファッキに関するその他の情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 320-321 ページ、に含まれている。

<sup>4</sup> この点に関しては、本論の第4章を参照。

ということが明らかになる。この報告書は「Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China)」(「江浙省(中国)養蚕地域の旅行」)<sup>1</sup>という題名で、その内容は基本的に二つの部分に分かれている。前半には、1870(明治3)年5月22日から6月6日の間に、フェ伯爵が重要な養蚕地域である中国東部の江浙省で行った実地調査の報告と、訪れた場所の地名とが詳しく記述されている。例えば、フェ伯爵は最初の段落で、次のように述べている。

[イタリア語原文]

*Dacchè nello scorso anno il Governo del Re mi avea destinato ad una missione in China, promossa dal voto del Parlamento, mi sono, come era mio dovere, immediatamente occupato nel raccogliere in Europa quelle notizie che potessero in seguito essermi utili sul luogo.*

*Mi dedicai specialmente ad assumere dati bacologici per <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> visitare e preparare uno degli obbiettivi principali della decretata Legazione.[...]<sup>2</sup>*

[日本語訳<sup>3</sup>]

昨年中に、王国政府が国会の投票によって決定された小生の中国派遣を決めたため、小生は、当然の義務として、直に現地で有用になり得る情報をヨーロッパで収集し始めました。

設定された公使館が主に目標としていることの一つを達成する準備を行うために、特に養蚕に関するデータを入手することに尽力致しました。[後略]

フェ伯爵は5月22日上海に到着した。そしてその5日後に、通訳のペレイラ(Pereira)やその他の人物と共に、2隻の舟に乗り、出帆した。ちょうど丸一日かけて黄浦江<sup>4</sup>上を航行しながら、嘉興市<sup>5</sup>周辺にある村々の養蚕現場を訪れた。その地方の桑の木を注意深く観

<sup>1</sup> Fè d'Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 172-180 ページ参照。

<sup>2</sup> Fè d'Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 172 ページ参照。

<sup>3</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

<sup>4</sup> 中国語で黄浦江(Huángpǔ Jiāng)という。フェ伯爵はHwang-Pu, Whampu-khonと書く。

<sup>5</sup> 中国語で嘉興市(Jiāxīngshì)という。フェ伯爵はKa-shing, Kausin-fü, Kia-hing-fuと書く。

察してから、村人が飼育する蚕の良好な健康状態を確かめると同時に、彼らの養蚕製糸技術を調べた。フェ伯爵は、訪れたほとんど全ての家が、蚕を飼育するだけでなく、同時に製糸作業も励んでいたことも書いている。後に、フェ伯爵はほとんど未踏査だった江浙省西部へ赴き、南浔<sup>1</sup>という地方に着いた。そこで絹市場の開始を祝う花火に驚かされながら市場で販売されているものを見た。報告書には、その商品の価格がまだ相当高いと述べている。(ここで、フェ伯爵は蚕卵・生糸の価格の目安を十分に把握していることが窺える。)

湖州<sup>2</sup>という町にほんの少しの間だけ滞在した後、再び乗船したフェ伯爵は31日の午後にドザンセン<sup>3</sup>という地域に入った。フェ伯爵がそこで見た繭は最も良質のものの一つだったとみられる。また、その製糸道具が非常に粗末なものだったにも拘らず、生糸の質は抜群だったことに驚いた<sup>4</sup>。

その地に滞在している時に、フェ伯爵はある寺院の僧侶にもてなされることになった。その時の様子は、『領事会報』の報告書には次のように記されている。

[イタリア語原文]

*Imbattutomi con due suoi subordinati, al mio sbarco, gli fui da essi condotto. Offertami una frugale refezione, quel buon vegliardo, proprietario di estesa parte delle campagne all'intorno, mi volle assecondare nel mio intento e mediante il suo intermezzo potei persino ottenere una cinquantina di bachi, allora levati dalla quarta muta, che poi si racchiusero nel bozzolo nella mia imbarcazione durante il viaggio di ritorno. [...] Io era il primo ivi giunto per ricerche bacologiche.*

*Dalle informazioni assunte, dal visto, dal provato sotto ai miei occhi, nessuna traccia di morbo rilevavasi in quei bachi che salivano pieni di vita al bosco, spesso allevati in tugurii mal riparati e sudici, lungi da ogni cura a cui da noi è costretto, e spesso anche indarno, lo sfortunato colono. I poveri insetti che meco involai, mal nutriti, esposti al vento e alla pioggia, nel tragitto di ritorno vollero pur tutti costrurre il loro breve ma prezioso*

<sup>1</sup> 中国語で南浔 (Nánxún) という。フェ伯爵は Nan-zin, Nen-cin と書く。

<sup>2</sup> 中国語で湖州 (Húzhōu) という。フェ伯爵は Wu-chu-fu, U-tciu-fu, Hoo-chow-fu と書く。

<sup>3</sup> この地名は確定できなかった。フェ伯爵は Do-zan-sen と書く。

<sup>4</sup> Fè d'Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 172 ページ参照。

*involucro serico.[...]¹*

〔日本語訳²〕

〔前略〕上陸した時に、彼<僧侶>の配下に属する者に出会い、彼の所へ案内されました。周辺にある畑の大部分を所有するあの良き老翁は、小生につまましい食事を与えてから調査に手を貸してくれました。小生は彼の仲介で、帰路の旅の途中に小生の舟で繭に身を包んだ四眠³中の蚕を五十匹程度手に入れることもできました。〔中略〕小生は、養蚕研究を行う目的で、その地に足を踏み入れる最初の者でした。

獲得した情報やこの目で観察、体験したことに基づいて言うと、雨露も凌げない不潔なあばら家に飼育されていることが多く、我が国の不運な農夫のしばしば無駄となってしまう努力が捧げられていないにも拘らず、元氣よく上簇⁴するその蚕に、一切病気のしるしはありませんでした。小生が持っていった憐れな蚕は皆、栄養不足で風雨に晒されていたものの、帰路の途中にそれぞれの貴重な絹包被を造りました。〔後略〕

その後、フェ伯爵は僧侶の仲介で入手した蚕の健康状態を見守りながら、再び嘉興の方へ航行した。6月3日の朝には嘉興に到着し、直ぐに絹の名産地である杭州市⁵（フェ伯爵は「アゼ」と呼ぶ⁶）に向かって出帆した。そして、翌4日には、フェ伯爵は途中にあったキリスト教の村（チュ・フォ・パンと書く⁷）に止まった。フェ伯爵はその地に住むフランス人宣教師と会見する予定であったが、彼が留守だったため面会できなかった。その代わりに、養蚕製糸業に関する知識に長じる中国人のカトリック教徒にその村の養蚕場及び杭州の絹市場まで案内された。

フェ伯爵が杭州の絹市場で見た繭は価格のわりに、質が悪かったと述べる。更に、種紙

¹ Fè d'Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.V, parte II 1870, 175 ページ参照。

² この日本語訳は本論の筆者によるものである。〔前略〕、〔中略〕、〔後略〕も本論の筆者によるものである。

³ 本論では、1872 (明治5) 年に刊行された田嶋弥平の有名な養蚕参考書『養蚕新論』に基づき、原文にある *quarta muta* というイタリア語を、「四眠」という日本語に翻訳した。最も広く普及している種類の蚕は通常、繭を作る前に四回脱皮する。一回目の脱皮期間 (眠期) は「初眠」又は「獅休」、二回目は「二眠」又は「鷹休」、三回目は「三眠」又は「船休」、四回目は「四眠」又は「庭休」と言う。詳しくは田嶋弥平『養蚕新論』(乾) 1872、卷之二、1-7 ページ参照。

⁴ 上簇 (じょうぞく) とは、「蚕が十分發育して体の透き通った時、繭を造らせるために簇 (まぶし) に入れること」〔広辞苑、第五版より〕。外にも、田嶋弥平『養蚕新論』(乾) 1872、卷之二、7-9 ページ参照。

⁵ 中国語ではこれを杭州 (Hángzhōu) という。

⁶ フェ伯爵はそのまま *Azè* と書いているが、報告書で「その周辺の最も重要な都会」と述べていることから「杭州」を指していると考えられる。

⁷ フェ伯爵はこの地名を *Tciu-fo-pan*, *Tcio-fo-pan* と記している。

はほとんど販売されておらず、その地で生産される蚕卵は輸出向けでない指摘している。そこから4日の夕方に帰路につき、6日の午後には既に上海に戻っていた。

他方、この報告書の後半では、訪れた地域で観察された桑樹や蚕の養育方法、及び絹の質に関して、更なる専門的な情報が提供されているのである。

この報告書から、以下の三点を伺い知ることができる。第一に、フェ伯爵が勇気と冒険心とを備えていた点である。彼が訪れた地は当時ヨーロッパ人がほとんど足を踏み入れたことのない地であったことから、高く評価すべき点であると言える。第二に、彼が用いる養蚕製糸関係の専門用語は単なる素人が決して利用できるものではないという点である。これは書簡の中に表れる語句から窺える。第三に、フェ伯爵がイタリア政府に与えられた上述の任務は、日本派遣に向けて彼の養蚕製糸業の専門知識を測るために行われた試験のようなものだったという点である。この点に関しては本論第3章1節において論じる。



## ■第3章■駐日イタリア公使フェ伯爵の派遣や初期活動について

---

### [3-1] ～フェ伯爵の派遣及び着任の経緯について～

#### [3-1-1—フェ伯爵の日本派遣について]

本章ではまず、主に未刊の一次資料を利用し、フェ伯爵のイタリア公使としての中国・日本派遣と着任の経緯、彼と共に日本で活躍していた領事や書記官などの活動、彼の一時帰国の理由、そして彼がいかに日本政府の好感を得たのかを明らかにする。この事情を踏まえた上で、彼の提案で1871（明治4）年から日本政府によって導入された種紙押印制度、及びそれが日伊蚕卵貿易に及ぼした影響に関して詳しく論じる<sup>1</sup>。

イタリア外務省歴史外交資料館（ASDMAE）の職員個人ファイルで、イタリア養蚕業界の声に敏感だったイタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ（Emilio Visconti Venosta）が着任してから僅か10日後にフェ伯爵に宛てた一通の書簡の下書きが発見された。この書簡は1869（明治2）年12月24日付で、これを以って外務大臣は待機中のフェ伯爵に新たな任務を課した。それを以下に掲載する。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Ministero degli Affari Esteri – Divisione Politica*

*Firenze 24 Dicembre 1869*

*Signor Conte,*

*Le informazioni pervenute a questo ministero mi hanno persuaso della necessità di provvedere ad una missione speciale in Cina; dove molti Italiani si dispongono a recarsi per acquistarvi del seme di bachi da seta.*

*Nell' ultima relazione del bilancio presentata alla camera dei Deputati era stato espresso il voto che una legazione permanente fosse stabilita a Pechino ed un aggiunta al bilancio passivo per l' anno 1870 ha somministrato a questo Ministero i fondi occorrenti a*

---

<sup>1</sup> フェ伯爵の外交活動において最重要の位置を占めるイタリア人蚕卵商人の日本内地旅行許可の獲得を目的とした交渉は、本論の第5章において別途検査されている。

*tale spesa.*

*Non essendo però ancora deciso se lo stabilimento di una legaz. permanente a Pechino sarà possibile per l'anno prossimo, io le affido intanto una missione speciale invitandola a fare sin d'ora i preparativi di partenza per quella destinazione.*

*Il Ministero si riserva poi di farle sapere se dopo la missione di China le verrà affidata anche quella del Giappone, daddove è probabile che fra alcuni mesi venga richiamato l'attuale titolare della legazione.*

*Ad ogni modo però la prima parte della missione che Le è affidata dovrà trattenere la S.V. per vari mesi in Cina, epperò Ella potrà fare i suoi preparativi di viaggio e di soggiorno tenendo conto di tale circostanza.*

*f. Visconti Venosta<sup>1</sup>*

[日本語訳文]

外務省一政治局

1869年12月24日、フィレンツェにて

伯爵 殿、

本省が受けました情報は、蚕卵を購入する目的で多くのイタリア人が訪問する中国における公使館の必要性を認めさせる効果がありました。

下院に提出された最新の収支報告において、常設公使館が北京に開設されるという願望が表されました。また、1870年の決算に加算されました金額のおかげで、本省がその費用を負担できるようになりました。

但し、在北京常設公使館の開設が来年以内に可能であるか否かはまだ決定されておりませんので、小生はとりあえず貴方に特命を委ね、その目的地へ赴く準備をなさいますようお願い申し上げます。

現在日本に駐在している公使が数ヵ月後に呼び戻される可能性があるため、中国における公使館の後に、日本における公使館も同時に貴方に運営させるかどうかという件は本省が後にお知らせいたします。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1869年12月24日、イタリア外務大臣 ヴィスコンティ・ヴェノスタよりフェ伯爵宛の書簡。Divisione Politica (下書き) (未刊)。

貴方に課された任務の前半はとりあえず、貴殿が数ヶ月間中国に滞在することを予定しておりますが、以上の旨を考慮した上で、旅行と滞在の準備をして下さい。

署名 ヴィスコンティ・ヴェノスタ

フェ伯爵は当初、駐中国イタリア公使として派遣された。本論の第 2 章において検討したように、当時駐日公使として勤めていたド・ラ・トゥール伯爵は体調を崩し、1869 (明治 2) 年 9 月にイタリア外務省に休暇の請願をした。その依頼は受け入れられたが、芦湯温泉で治療を受けたド・ラ・トゥール伯爵の健康状態が回復し、休暇請願の取り消しを求めた。但し、この取り消しの依頼 (前章 1 節で分析した 10 月 30 日付の書簡<sup>1</sup>を参照) がイタリアに届くのは遅かった (おそらく 2 ヶ月後、つまり 12 月末か 1 月前半に届いたと思われる)。その頃、蚕卵貿易の奨励を重視していたフェ伯爵と同じロンバルディア出身のヴィスコンティ・ヴェノスタは既に前外務大臣メナブレアの後任者となっていた。着任してからすぐ、ヴィスコンティ・ヴェノスタは、イタリアと中国・日本の間の蚕卵貿易が抱える問題を積極的に解決できる最適の人物フェ伯爵の中国特命を即座に決定しただけでなく、彼の日本派遣の可能性を検討しはじめていた。つまり、ド・ラ・トゥール伯爵の健康状態が快方に向かっていたとしても、彼の駐日イタリア公使の任務が延長されずに終わった<sup>2</sup>ことから、ヴィスコンティ・ヴェノスタがフェ伯爵の日本派遣を検討していたことが推測できる。このヴィスコンティ・ヴェノスタの決断に対し、任務延長を断られたド・ラ・トゥール伯爵の驚愕ぶりは、以下に示す 1870 (明治 3) 年 3 月 21 日の書簡の文面からも明らかになる。

[イタリア語原文]

*[...]Avendo io già prevenuto il Ministero che mi trovavo in condizioni tali di miglioramento non solo da non esser più per me il caso di profittare del congedo facoltativo che avevo precedentemente chiesto, e che con dispaccio del 28 Ottobre mi era stato concesso, ma da poter ancora prestare i miei servizi in questi paesi, mi desta, a dir vero,*

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1869 年 10 月 30 日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣兼内閣総理大臣メナブレア伯爵宛の書簡 Serie Politica, S.N. Personale (未刊)。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S - Sallier De La Tour. 1870 年 3 月 21 日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡 (未刊)。

*una certa sorpresa che lo stato di mia salute abbia potuto essere causa della determinazione presa. –Ad ogni modo, obbedendo alle intenzioni dell’Eccellenza Vostra, io partirò alla volta d’Italia, lasciando il segretario di Legazione, B.ne Galvagna, quale Incaricato d’Affari.[...]*<sup>1</sup>

〔日本語訳文<sup>2</sup>〕

〔前略〕小生の健康状態は 以前小生が依頼し、10月28日付の書簡で容認された任意休暇の利用を取りやめるだけでなく、此方の国々における任務をまだ継続できるくらい回復していたことを既に貴省に伝えました。実のところ、小生の健康状態が原因となってこのような決断が下されたことに相当驚きました。いずれにしても、閣下の意図にしたがって、書記官ガルヴァーニャ男爵を代理公使の任務を委ね、小生はイタリアに向かって出発致します。〔後略〕

ド・ラ・トゥール伯爵は1870（明治3）年4月22日に出発したが、実際、ガルヴァーニャ男爵も日本に長く留まることなく帰国し、同年7月15日にギリシャのアテネに派遣されることになった<sup>3</sup>。ちなみに、ガルヴァーニャ男爵は単なる書記官であったため、代理公使になる資格はなかった。

その結果、1870（明治3）年春に、副領事ブルーニが派遣される<sup>4</sup>までの期間、領事ロベッキは暫く一人で領事・代理公使という二重の任務を負わざるを得なかった。

しかしながら、領事ロベッキが5月2日に送った書簡を見ると、ド・ラ・トゥール伯爵は慌てて出発したせいか、駐日領事ロベッキを公式に臨時代理公使（*Incaricato d’affari ad interim*）という身分で日本政府に紹介する義務を怠ったという事実が明らかになる<sup>5</sup>。この事情を知り、日本政府との摩擦や事故が生じるのを恐れていた外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは即座（7月5日）に、領事ロベッキに対して遺憾の意を表しながら、フェ伯爵

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I, B.174, Pi-S – Sallier De La Tour, 1870年3月21日、駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵より、外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡（未刊）

<sup>2</sup> 日本語翻訳は本論筆者によるものである。〔前略〕、〔後略〕も本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 346 ページ参照。

<sup>4</sup> ブルーニの派遣は1870年3月25日に決定されたのである。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 112 ページ参照。

<sup>5</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年5月2日、駐日イタリア領事・代理公使ロベッキより、イタリア外務大臣宛の書簡。（未刊）

の日本派遣を伝えている。以下にその書簡を挙げる。

[イタリア語原文]

*[...] Il R. Governo ha designato a surrogare il C.te La Tour, come Inviato Straord.rio Ministro plenip.rio in China ed al Giappone il Sig. Conte Fè. Ma questo R. Rapp.te deve fare a Pechino un soggiorno di vari mesi. Egli non è ancora accreditato presso il Micado, epperciò non potrebbe, prima di aver presentato le sue credenziali, presentare la S.V. con una Sua lettera nella qualità che il Ministero intendeva che Ella assumesse. [...]*<sup>1</sup>

[日本語訳<sup>2</sup>]

[前略] 王国政府は、駐中国・日本イタリア特命全権公使、ド・ラ・トゥール伯爵の代理を務める者として、フェ伯爵様を指名しました。しかし、この外交官は数ヶ月間北京に駐在しなければなりません。彼は未だにミカドに信任されていないので、信任状を奉呈しないうちに本省が与えるつもりだった資格で閣下を<天皇に>紹介することができません。[後略]

外務大臣は更に、もし、駐日領事ロベッキがフェ伯爵の来日を緊急に必要とすれば、直接フェ伯爵と連絡をとるように伝えた。同時に、外務大臣はフェ伯爵にも下記の書簡において同様の旨を伝えている。

[イタリア語原文]

*[...] Quando Le giungerà questo dispaccio, la stagione bacologica sarà già terminata. Lascio dunque al suo savio criterio di apprezzare, in seguito a quanto Le scriverà il Sig. Robecchi, se converrà che Ella si affretti di andare a Yokohama ovvero se questo viaggio potrà ancora essere ritardato.*

*In ogni caso, se la S.V. dovesse andare al Giappone per qualche tempo, e dopo dovesse ritornare in China, vorrà ella ricordarsi che è sempre stata intenzione precisa del Gov.no*

<sup>1</sup> ASDMAE、Moscato VI, b.1130、1870年7月5日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、駐日イタリア領事ロベッキ宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も、[前略]、[後略]も本論の筆者によるものである。

*del Re che il R. Console a Yokohama sia presentato al Gov. locale ed ai rapp.ti esteri come Incaricato d' Affari ad interim per il tempo in cui durerà la temporaria assenza del Ministro [...]*<sup>1</sup>

〔日本語訳文<sup>2</sup>〕

〔前略〕本書簡が其方のもとに届く時に、養蚕時期はもう終了しているでしょう。ロベッキ氏が貴方に書簡にて伝えることに応じて、貴方が直ぐに横浜へ赴くべきか、或はこの旅行が更に延期できるかという決断を下すことを閣下の賢明な判断に任せます。

いずれにせよ、閣下が暫く日本へ赴き、その後は中国へ戻らなければならない場合、公使の不在期間に、駐横浜イタリア領事を日本政府及び駐日外交団に、臨時代理公使として紹介することは元より王国政府の意図であったと考慮して頂きたいと存じ上げております。〔後略〕

中国における任務を果たすために、フェ伯爵はイタリアを出発し、5月4日に香港に入港していた<sup>3</sup>。そこから上海へ赴いてから、6月6日まで、本論の第2章で検討した浙江省における実地調査を行った。そして、6月中に、彼は芝罘（しふ）<sup>4</sup>へ赴いた。

6月下旬にそこに到着したフェ伯爵の耳に入った最初のニュースは、1870（明治3）年6月21日に、天津で外国人18人が無残に虐殺される事件<sup>5</sup>が起きた、というものであった。これは「天津事件」と呼ばれた。その際、身に危険を感じたフェ伯爵を含む在中国外国人コミュニティは新たな虐殺の発生を恐れながら警戒しつつ、移動を最低限に抑えてい

<sup>1</sup> ASDMAE, Moscatti VI, b.1130, 1870年7月5日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、駐中国イタリア公使フェ伯爵宛の書簡。（未刊）

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。〔前略〕も〔後略〕も本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年5月9日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.1（未刊）

<sup>4</sup> 英：Chefoo（チーフー）。中国山東省（山東半島）北東部の湾岸都市。この都市は現在、煙台（えんたい）、中国語で Yāntái Shì と言う。

<sup>5</sup> この事件に関しては、ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年7月7日、駐中国イタリア領事ヴィニャーレ（Vignale）より、イタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N.6（未刊）、そしてそれに添付されている1870年6月29日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵より、駐中国イタリア領事ヴィニャーレ宛の書簡（コピー）、更に、1870年7月1日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N.3（未刊）が詳しい。殺された人はまず、フランス領事フォンタニエ（Fontanier）とその書記官（Simon）、また駐北京フランス領事館で書記官として勤める者（Thomassin）とその夫人である。更に、フランス人教師（Chalmaison）とその夫人やロシア人商人3人のほか、一人のフランス人神父（Chevrier）と愛徳会の修道女9人もいる。1870年7月3日在北京フランス公使ロッシュアート（Rochechouart）より駐中国イタリア公使フェ伯爵宛の書簡からすると修道女の1人は（サン・カッシヤノ・トスカーナ生まれ）のマリア・アンドレオーニ（Maria Andreoni, 1836-1870）というイタリア人だったとみられる。

その時、在天津フランス領事館、修道女の教会や宣教師の修道院などの建物も焼き尽くされた。この暴行は、外国人宣教師などが子供を誘拐し、黒魔法などの儀式の生贄にするという民間に広まったとんでもない噂から発生したものであるとみられる。

た。

こうして、国書提出のために北京へ赴くつもりだったフェ伯爵は結局、芝罘に留まり<sup>1</sup>、9月までイタリア人蚕卵商人数名と共に<sup>2</sup>治安の回復を待ち続けることになった<sup>3</sup>。

9月上旬に、フェ伯爵はイタリア外務大臣が7月5日に送った書簡を受けた後、次のように返信した。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Regia Legazione d'Italia in Cina*

*N.11 Politica*

*Chefoo 9 Settembre 1870*

*A Sua Eccellenza Il Cavaliere Visconti Venosta Ministro degli Affari Esteri di S.M. il Re d'Italia a Firenze*

*Eccellenza*

*Ho avuto l'onore di ricevere i dispacci di V.E. N.1 e 2 Serie Politica, in data 5 e 6 Luglio. Coll' ultimo mio rapporto di questa Serie che rassegnai a V.E. in data 29 Agosto, annunziavo la mia incertezza sulla convenienza di recarmi a Pekino nelle attuali circostanze, nè in questi giorni alcunchè di nuovo sorse in paese a farmi decidere se fosse più utile al R. Servizio il mio soggiorno in China o una pronta partenza pel Giappone.*

*Il dispaccio di V.E. succitato N.1 Serie Politica, col quale mi si previene delle difficoltà in cui potrebbe trovarsi il R. Console a Yokohama, e la minore importanza che avrebbe ora la presenza della R.Legazione a Chefoo, quando sta qui per chiudersi la campagna dei bacologi che sono in procinto di rimpatriare, sono i due motivi principali che mi hanno determinato ad allestirmi per la partenza alla volta del Giappone. Mi cementò poi maggiormente nella presa risoluzione il riflesso non irrilevante del probabile mio arrivo in Yokohama in tempo ancora per assistere, per più di un mese, i numerosi bacologi che*

<sup>1</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年7月7日、駐中国イタリア領事ヴィニャーレ (Vignale) より、イタリア外務大臣宛の書簡 (未刊) に添付されている1870年6月29日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵より、駐中国イタリア領事ヴィニャーレ宛の書簡 (コピー・未刊)

<sup>2</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年7月9日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N. 5 (未刊)

<sup>3</sup> 中国の治安などに関する情報はASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年7月16日、7月25日、8月22日、8月29日の駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡を参照、Serie Politica N. 6,7,9,10 (未刊)

*quest'anno partivano più tardi del solito in vista della procrastinata apertura del mercato del seme.[...]*

Fè<sup>1</sup>

[日本語訳<sup>2</sup>]

在中国イタリア王国公使館

政治関係第 11 号

1870 年 9 月 9 日、芝罘にて

イタリア国王陛下の在フィレンツェ外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ閣下殿

閣下、

7 月 5 日、6 日付の政治関係第 1、2 号の貴翰を受けました。8 月 29 日付で閣下に発送させて頂いた政治関係報告書を以って、小生が現状で北京へ赴くべきかどうかという疑問を伝えました。また、この国では最近事態が変化せず、小生が中国に滞在するよりも、早速日本に向かって出発の方がよいのではないかと検討しています。

小生が日本に出発することを決意した二つの理由は、駐横浜イタリア領事が困難に遭遇している可能性を予告する上述の政治関係第 1 号貴翰と、ここの蚕卵仕入れ季節がもうすぐ終わり、商人たちが帰国の準備をしているため、公使の芝罘駐在が意味を失ったということです。今年蚕卵の販売開始が延期されたことによっていつもより遅く<イタリアを>出発した多くの蚕卵商人の活動を一ヶ月以上支援できるために、小生が間に合って横浜に到着できることの重要性は小生の決意を更に固めてくれました。[中略]

フェ

こうした理由から、結局、フェ伯爵は北京へ行かずに日本へ赴くことにした。このようにして、ヴィスコンティ・ヴェノスタの意図（ド・ラ・トゥール伯爵の後任者としてフェ伯爵を日本に派遣する）は実現されることになったのである。

ちなみに、ザニエル氏の研究によると、フェ伯爵の弟ピエトロは 1870（明治 3）年に日本へ渡ったようである。これもフェ伯爵を速やかに日本へ赴かせた理由の一つとなつたのではないかと考えられる。

<sup>1</sup> ASDMAE, Moscatti VI, b.1288、1870 年 9 月 9 日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N. 11（未刊）

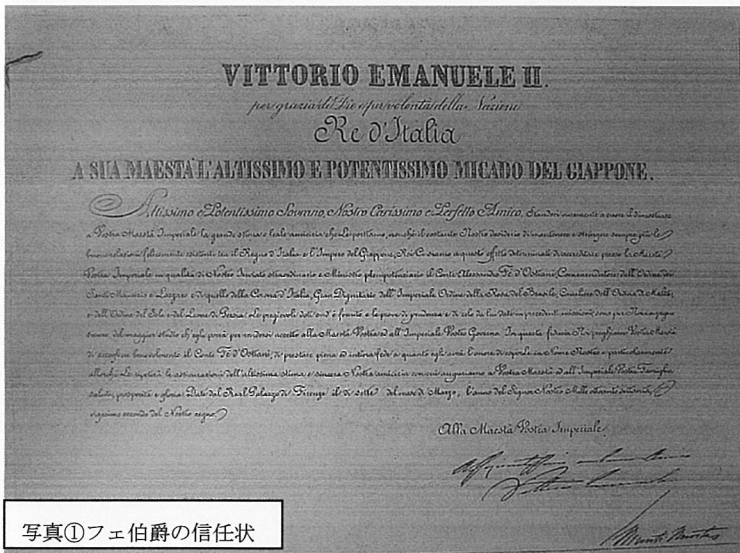
<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。



### [3-1-2—フェ伯爵の来日と着任について]

フェ伯爵は結局、1870（明治3）年10月22日にアメリカの蒸気船「ニューヨーク号」に乗船し、上海を出港した。そして、長崎・兵庫経由で、ついに30日の夜明けに横浜に到着した。11月3日の朝は日本外務卿及び外務大輔と会見してから天皇への謁見の準備を整えるため、すぐに東京へ赴いた<sup>1</sup>。

1870（明治3）年11月5日に書かれた報告書<sup>2</sup>によれば、前公使ド・ラ・トゥール伯爵の依頼に応じて極東の海でイタリアの権威を高めるために派遣されたイタリア軍艦「プリンチペッサ・クロティルデ号」（Principessa Clotilde）<sup>3</sup>は以前からシャムへ赴く命令を受けていたが、艦長のカルロ・アルベルト・ラッキア（Carlo Alberto Racchia, 1833-1896）はわざわざ横浜でフェ伯爵の来日を待つために、その任務を延期することにした。フェ伯爵は、到着した後、できるだけ早く天皇に信任状を奉呈する意志に駆り立てられたため、「プ



リンチペッサ・クロティルデ号」で、東京まで送ってくれるようにラッキア艦長に依頼した。そのため、艦長はフェ伯爵の依頼を快く受け入れ、11月7日の朝に公使を乗せた軍艦は東京に向けて横浜出港した。天皇への謁見と信任状の提出とは予定通り翌8日に行われた<sup>4</sup>。

<sup>1</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年11月3日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。この書簡はすでに、DI MAIO, Silvana, Il Conte Fè d' Ostiani nei rapporti fra Italia e Giappone negli anni settanta dell' Ottocento, in TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Nell' Impero del Sol Levante – Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone*, Fondazione Civiltà Bresciana, 1998 (133-155 ページ)、135-136 ページ、にて既に活字になっている。ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1871年1月4日、イタリア海軍大臣より、イタリア外務大臣宛の書簡に添付された1870年11月5日の報告書（軍艦「プリンチペッサ・クロティルデ号」の艦長ラッキアによるものである）（未刊）も参照。

<sup>2</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1871年1月4日、イタリア海軍大臣より、イタリア外務大臣宛の書簡に添付された1870年11月5日の報告書。（未刊）

<sup>3</sup> コルヴェット艦「プリンチペッサ・クロティルデ号」の極東派遣に関しては、LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina – Volume 1 (Ristampa)*, Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 87-124 ページ、が詳しい。ローマにあるイタリア海軍資料館にもこの軍艦の日本駐在をめぐる多くの史料が遺されている。ASMM, [イタリア海軍歴史資料館] b.2196 “R.N. Principessa Clotilde”

<sup>4</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年11月11日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N.2。この書簡はすでに、DI MAIO, Silvana, Il Conte Fè d' Ostiani nei rapporti fra Italia e Giappone negli anni settanta dell' Ottocento, in TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Nell' Impero del Sol Levante – Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone*, Fondazione Civiltà Bresciana, 1998 (133-155 ページ)、136-137

謁見に関しては、様々な史料が遺されている。まず、日本側史料として『明治天皇紀』にフェ伯爵の謁見と国書の提出の流れとが簡潔にまとめられている<sup>1</sup>。また、更に詳しい情報は『明治天皇紀』の編集に利用された出展、『嵯峨實愛日記』<sup>2</sup>にも現れる。(本論の筆者は宮内庁書陵部においても調査を行う機会があり<sup>3</sup>、そこで発見した史料、皇居までの行列や宴会の準備、謁見に参加する者<sup>4</sup>などに関する非常に詳しい情報も含まれている<sup>5</sup>。) 天皇に提出された信任状〔以上写真①を参照〕は日本外務省外交史料館に保管されており<sup>6</sup>、その日本語翻訳は『太政官日誌』<sup>7</sup>に収録されている。

イタリア側には、フェ伯爵がイタリア外務大臣に送った報告書の外にも、「プリンチペッサ・クロティルデ号」の航海日誌から引用された興味深い記録もある<sup>8</sup>。

公式の手続きを済ませたフェ伯爵は横浜に戻り、以前ド・ラ・トゥール伯爵が利用していた建物に住居を定め、駐日イタリア公使としての活動に着手したのである<sup>9</sup>。

### [3-1-3—フェ伯爵・二度目の中国訪問について]

1871 (明治 4) 年の春と夏にかけて、フェ伯爵は前年中止した公式の訪問を済ませるために再び中国を訪れる。(フェ伯爵は駐中国イタリア公使の任務を兼任していたことを忘れてはならない。)

フェ伯爵が米国郵船で横浜を出港したのは3月8日で、彼の留守中に領事ロベッキが嫌々ながら再び代理公使となった。とにかく、今回はド・ラ・トゥール伯爵が出発した時とは異なり、ロベッキは公式に代理公使として紹介された。フェ伯爵は6-7月に蚕卵仕入れ期の始まりに間に合うために、3ヶ月以上日本を離れないつもりで出発した<sup>10</sup>。

---

ページにて活字になっているため、ここで取り扱わない。

<sup>1</sup> 宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀』(第二巻) 吉川弘文館 1969、345 ページ参照。

<sup>2</sup> 宮内省臨時帝室編修局編修『極秘 續愚林記 二』 1921 参照。

<sup>3</sup> 宮内庁書陵部で熱烈に歓迎し、この調査を手伝ってくれた宮内庁書陵部の編修課長岩壁義光氏に厚く感謝を申し上げます。

<sup>4</sup> フェ伯爵の他にも、領事ロベッキ、副領事ブルーニ、書記官ピサ、艦長ラッキア、海軍大尉のコシャ (Giulio Coscia)、ピアンケーリ (Angelo Biancheri)、ボネッティ (Domenico Bonetti) も宴会に参加したと見られる。

<sup>5</sup> 宮内庁書陵部、全部局共通「皇室例規類纂 (明治 3 年)」ファイル、「皇室例規類纂稿本 (明治 3 年)」ファイルを参照。更に、式部職 (3) 「外事録 (明治 3 年)」ファイルも参照。

<sup>6</sup> 日本外務省外交史料館、国書イタリア 5 「千八百七十年三月七日 コント・デ・フェ氏ヲ全權公使ニ任スル件」

<sup>7</sup> 石井良助 編『太政官日誌』(第四巻) 東京堂出版、1980、248-249 ページ参照。ここに、天皇の勅語も含まれている。

<sup>8</sup> LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992、113-114 ページ参照。

<sup>9</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1288、1870 年 11 月 19 日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.3 (未刊)

<sup>10</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871 年 3 月 7 日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.1 Personale (未刊)。また、1871 年 3 月 25 日、駐日イタリア領事ロベッキよりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.2 Personale (未刊)

暫く上海に留まり、国の情勢と治安の様子を見てから4月6日に同地を出発し、17日に北京に到着した。フェ伯爵は22日に総理衙門（そうりがもん）<sup>2</sup>に赴き、恭親王奕訢（きょうしんのうえききん、1832-1898）<sup>3</sup>に謁見し、豪華な接待を受けた。ロシア公使館に投宿していた<sup>4</sup>フェ伯爵は二日後に恭親王の訪問を受け、彼と中国に駐在するカトリックの宣教師の立場などに関する意見を交わした<sup>5</sup>。この会議で注目すべきは、中国と日本とでイタリア公使として活躍していたフェ伯爵は自由信仰の保障という課題の実現にも尽力したことである。

フェ伯爵は、予定通り、蚕卵仕入れ期が始まるまでに日本に戻ることができた。5月30日に北京を出発し、7月5日の午前中に横浜に入港した<sup>6</sup>。

## [3-2] ～フェ伯爵と共に活躍した領事や書記官たちについて～

### [3-2-1—フェ伯爵の右腕—書記官ウーゴ・ピサについて]

フェ伯爵が極東に向かってエジプトのアレクサンドリアを出発してからというもの、フェ伯爵の傍らには常に一人の若者が離れることなく付き従っていた。彼こそが、後にフェ伯爵の右腕として活躍したウーゴ・ピサ（Ugo Pisa, 1845-1910）<sup>7</sup>である。彼はフェラーラ（Ferrara）出身で、領事ロベッキと同じくパヴィア大学（Università di Pavia、法学部）を卒業し、弁護士となった。

ピサは1869（明治2）年7月10日に、私費・無報酬で、外務省に出仕し、暫くコンスタンチノーブルに派遣された後、1870（明治3）年初めに、また私費でフェ伯爵と共に極東に向けて出発する申請書を外務大臣に提出した。もちろん、外務大臣は差し支えなく彼の

<sup>1</sup> 在中国外国人の立場は前年と変わらないという印象を表している。ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1871年4月4日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.15（未刊）

<sup>2</sup> 「総理衙門」とは、「総理各国事務衙門」の略称で、1861（文久元）年に創設された清末の外交機関である。中国語で Zōnglǐ Yámen と読む。フェ伯爵は Tsungli-Yamen と綴っている。

<sup>3</sup> 中国語で Gōng Qīnwáng Yìxīn と読む。清朝の皇族で、1860（万延元）年に英仏と北京条約を結んだ者である。1860-70年代に清国を支配していた彼はしばしば外国人と会見し、中国の近代化を奨励しようとしたことも言及に値する。フェ伯爵は Principe Kung と綴る。

<sup>4</sup> 北京には、イタリア公使館専用の建物は存在していなかった。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年4月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale S.N.（未刊）、1871年4月26日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Politica N.16（未刊）。この書簡に、フェ伯爵と恭親王の会見で行われた対話の記録が添付されている。

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年7月10日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale N.3（未刊）

<sup>7</sup> ウーゴの父親はザッカリア・ピサ銀行（Banca Zaccaria Pisa）の所有者ルイーダ・ピサ（Luigi Pisa）の息子だったとみられる。ピサ家は大変裕福な家族だったようである。詳しくは MAZZANTI, PATRIZIO *La diplomazia italiana e i cartoni giapponesi* (tesi di laurea Univ. Bocconi Milano) 2002（学士論文）参照。

依頼を受け入れ、出発の準備について、フェ伯爵と相談するように勧めた<sup>1</sup>。

そこで、この若者は 1870(明治 3)年 3 月 25 日にフェ伯爵とアレクサンドリアで合流し、彼と共に中国に向かって出発した。フェ伯爵は二回目に中国に渡った時(1871 年 5 月 1 日)に外務大臣に送った書簡の中で、ピサの活躍を非常に高く評価している。フェ伯爵曰く、ピサは単なる公使館員ではなく、普段書記官の役割を勤勉に果たしていた。更に、ピサは熱心に日本語の勉強に従事していたため、フェ伯爵にとって大変有用な協力者となったのである。

ただし、フェ伯爵は派遣された頃から、日本と中国との間の往復旅行を繰り返すことになり、これは、裕福であるとは言え、ピサにとって、経済的に大きな負担となっていた。具体的に述べると、1871(明治 4)年 5 月 1 日の時点で、彼の出費は 3 万リラ(およそ 5357 ドル)以上に及んでいた。そこで、ピサはフェ伯爵の仲介をしてもらうことで、外務省に正式な形で書記官として雇用されるように依頼した<sup>2</sup>。彼の公式的な経歴を見ると、この依頼が外務省に受け入れられ、1871(明治 4)年 6 月 30 日の省令で正式に書記官となったことが判る。

ピサは日本に滞在している間に様々な旅行を行う機会があった。例えば、1871(明治 4)年夏、2 回目中国から日本に渡った時、フェ伯爵は公使館に再着任するために横浜へ赴いたが、ピサは一人で兵庫に下船し、大坂を訪問してから横浜に戻ったと見られる<sup>3</sup>。

1871(明治 4)年 12 月 24 日付のフェ伯爵より外務省宛の書簡から判明するように、同年の秋に、駐日米国公使デロング(Charles De Long)は、以前外国人が足を踏み入れることがなかった日本列島の北方地方、蝦夷(現在の北海道)に遠征を行うことを決定した。デロングはその遠征の同行をフェ伯爵に依頼したが、出発が予定された頃(9 月)はまだ蚕卵仕入れ期が終わっていなかった。そのため、フェ伯爵が公使館を離れることはできなかった。そのため、ピサはフェ伯爵の代わりに、私費でアメリカ公使に同行することにした<sup>4</sup>。デロングたちは 9 月 6 日に横浜を出港し、函館港へ赴いた。そこから一行は馬に乗り、18 日間でアイヌの集落を探検しながら一度札幌まで行ってから、別のルートで函館に戻った。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1870 年 2 月 26 日、イタリア外務大臣 ヴィスコンティ・ヴェノスタより、ウーゴ・ピサ宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871 年 5 月 1 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣 ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Personale S.N. (未刊)

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871 年 7 月 10 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣 ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Personale S.N. (未刊)

<sup>4</sup> デロングの誘いに関しては、ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871 年 12 月 24 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。Serie Politica N.20 (未刊)を参照。

その後はロシア軍艦で津軽海峡を渡って本州（野辺地という村）に上陸し、駕籠で23日間をかけて、青森、盛岡、一関、仙台、福島、郡山、宇都宮を通過して11月5日に東京に戻った。

この旅行について貴重な記録が残されている。それはデロングの随員だったチャールズ・ロングフェロー（Charles Longfellow）が記した『日本滞在記』<sup>1</sup>である。この滞在記には、ピサに関する記述も多く遺されている<sup>2</sup>。但し、ロングフェローのピサに関する最後のコメントは「この二ヶ月間の素晴らしい旅で、僕は他の外国人が経験したこともない日本の奥地を見ることができて、合計蝦夷で四百マイル、本州では五百マイルを踏破した。全て良し、というところだが、デロング氏の病気、そしてイタリアの書記官ピサと一緒にあったことだけが不愉快な思い出。」<sup>3</sup>というもので、決してポジティブな印象は感じられないものである。

ピサの方もこの旅行に関する未刊の報告書を遺した。この手書きの文書はあまりに長く、本論で紹介することは不可能であるが、その中には訪れた場所に関する記述の他にも、外国人を初めて見た日本の奥地に居住する人々の反応や振る舞い、それらの地方における中央政府の直轄、インフラの欠如などに関する印象やコメントが多く含まれている<sup>4</sup>。

この旅行のためか、翌1872（明治5）年からピサの健康状態は急に悪くなっていき<sup>5</sup>、同年5月25日にアメリカ経由でイタリアに帰ることになった。ピサの帰国後直ぐに、フェ伯爵は彼の代理となる書記官の必要性を外務省に強調した<sup>6</sup>。

### [3-2-2—イタリア領事館の通辯—吉田要作について]

ピサの他にも、フェ伯爵の難しい任務を著しく助けていたと見られる人物がいた。それが当時イタリア公使館で勤めていた若き通辯吉田要作（よしだようさく、1850-1927）である。『海を越えた日本人名事典』<sup>7</sup>によると、吉田は士族の子として江戸に生まれた。1865

<sup>1</sup> チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』、平凡社 2004 参照。

<sup>2</sup> チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』、平凡社 2004、50、60、63、69、72、80、100、110、117、130 ページ参照。

<sup>3</sup> これは、山田久美子の翻訳である。チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』、平凡社 2004、130 ページ出典。

<sup>4</sup> ピサの報告書は ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871 年 12 月 21 日、ピサより、フェ伯爵宛の書簡（未刊）にある。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872 年 5 月 26 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Contabilità N.13 (Duplicata)（未刊）付録として、医者が書いた診断書が添付されており、そこから、ピサが以前から胃腸を患っていたことが明らかになる。

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872 年 9 月 14 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.3（未刊）

<sup>7</sup> 富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985、631 ページ参照。

(慶応元)年に横浜仏蘭西語伝習所に入学し、1867(慶応3)年にフランスに留学した。帰国後の1870(明治3)年に岡山藩の兵学校でフランス語を教え始めた。イタリア公使館<sup>1</sup>及び富岡製糸場の通辯として活躍し、1873(明治6)年にウイーン万国博覧会の事務員としてヨーロッパに派遣された<sup>2</sup>。岩倉翔子氏が編修した史料集『Prima e dopo la Missione Iwakura – Testimonianze inedite』によると、吉田は岩倉使節団がイタリアを訪問した時に、通訳としても活躍した<sup>3</sup>。また、石井元章の研究『ヴェネツィアと日本』によると、吉田は1873(明治6)年10月29日にヴェネツィア商業高等学校<sup>4</sup>(現在のヴェネツィア大学<sup>5</sup>)で開かれた日本語講座の初代講師となっている<sup>6</sup>。

1871(明治4)年9月にイタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」(Vettor Pisani)が初めて横浜に入港した<sup>7</sup>。蚕卵仕入れ季節がほぼ終了した頃、つまり同年11月20日に、軍艦は瀬戸内海の水流量図を観測する目的で、兵庫、大坂、長崎、そして中国へ赴いた。その際、フェ伯爵は日本政府に、その計画を実現するために必要だった許可を得るなどの準備に携わっただけでなく、通訳として吉田を乗船させることを決定した<sup>8</sup>。艦長ジュゼッペ・ローヴェラ・ディ・マリア(Giuseppe Lovera Di Maria)は、フェ伯爵に送付した長い報告書において、訪れた地方に関する貴重な情報を提供しながら、吉田の活躍を高く評価する<sup>9</sup>。

### [3-2-3—領事ロベッキの帰国について]

1867(慶応3年)年から日本で領事として職責を全うしていたが、ロベッキは、1870(明

<sup>1</sup> 日本政府が公使館に送る書簡の英語訳を添付しなくなった頃から、フェ伯爵は吉田を雇うことになったと見られる。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月24日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。Serie Politica N.20(未刊)

<sup>2</sup> ちなみに、その頃、彼はフェ伯爵と共にヨーロッパへ赴いたことが明らかである。ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872年12月2日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.15 Affari in Genere(未刊)

<sup>3</sup> IWAKURA SHOKO(ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994, 46ページ参照。

<sup>4</sup> イタリア語で Scuola Superiore di Commercio in Venezia という。

<sup>5</sup> イタリア語で Università “Ca' Foscari” di Venezia という。

<sup>6</sup> 石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999, 41-46ページ参照。

<sup>7</sup> 「ヴェットール・ピザーニ号」の最初の世界一周航海に関しては、LEVA FAUSTO(ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina – Volume I* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 125-149ページ参照。更に、BEDINELLO, Ugo, *Diario del viaggio intorno al globo della regia corvette Italiana “Vettor Pisani” negli anni 1871-73*, (Seconda edizione) Tipografia Domenico Del Bianco, 1893 という一冊の日本に関する部分も大変興味深いものである。「ヴェットール・ピザーニ号」は翌1872(明治5)年の養蚕仕入れ期に際して(8月7日から11月1日までの期間)横浜に戻った。

<sup>8</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月24日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。Serie Politica N.20(未刊)

<sup>9</sup> ローヴェラ・ディ・マリアの報告書は ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月11日、ヴェットール・ピザーニの艦長ローヴェラ・ディ・マリアより、フェ伯爵宛の書簡(未刊)にある。

治3) 年後半頃から健康状態が悪くなり始めた。そのため、同年の秋に、彼は外務省に休暇を求めた。これを受けた外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは1870(明治3)年の書簡で与えられた任務を見事に果たしたロベッキを褒めながら、その要求を受け入れ、翌1871(明治4)年の養蚕仕入れ期の終了後に帰国する許可を与えた<sup>1</sup>。

更に、彼の帰国を養蚕仕入れ期の終了まで延ばすと、望んでいた休暇の開始が遅れるので、数ヵ月後の1871(明治4)年3月5日、外務大臣は改めてロベッキに書簡を送り、いつ帰国してもよいという許可を与えた<sup>2</sup>。そこで、フェ伯爵とピサも中国から横浜に戻る途中だった、ロベッキは副領事ブルーニに領事館の引継ぎの手続きを済ましてから、1871(明治4)年6月23日にアメリカ経由で帰国した<sup>3</sup>。もちろん、出発する前に、ロベッキは帰国の旨をフェ伯爵にも伝えた。ただし、フェ伯爵が中国から戻る日(7月5日)までの12日間の間、日本に駐在するイタリア人外交官は、副領事ブルーニ一人だった。

#### [3-2-4—ロベッキの後任者—領事バツリーリスの来日と帰国について]

領事ロベッキが帰国してから領事館の運営に1年間携わったのはまた、副領事ブルーニただ一人である。領事ロベッキの後任者ディエゴ・デ・バツリーリス(Diego De Barrilis, 1835-1881)<sup>4</sup>は1872(明治5)年8月中に横浜に到着したと見られる<sup>5</sup>。バツリーリスは来日してからすぐに領事として勤め始めた。フェ伯爵が一時帰国する翌1873(明治6)年2月下旬から、代理公使バルツァリーノ・リッタ(Balzarino Litta Biumi Resta, 1832-1880)が来日するまでの間に、在東京イタリア公使館の運営に携わり、同期間にブルーニは再び領事を代行することになった<sup>6</sup>。

フェ伯爵の一時帰国後、バツリーリスは1873(明治6)年1月23日にトリノで父親が突然死去したことを知り、その衝撃の余り、彼の精神的・健康的状態は急激に悪化した。そのため、1873(明治6)年3月22日付の書簡で、外務大臣に1873(明治6)年度の蚕卵仕

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.R-4, Fasc. Robecchi, 1870年11月17日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、領事ロベッキ宛の書簡。N.840 pers. (下書き) (未刊)

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.R-4, Fasc. Robecchi, 1871年3月5日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、領事ロベッキ宛の書簡。N.155 pers. (下書き) (未刊)

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.R-4, Fasc. Robecchi, 1871年6月23日、領事ロベッキより、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.65 Affari in Genere personale (未刊)

<sup>4</sup> トリノ出身。1855年に、トリノ大学法学部を卒業し、外交官になる。彼の領事としての横浜派遣は1872年4月2日に決定された。GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 57 ページ参照。

<sup>5</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1872年7月9日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Affari in Genere N.13 (未刊)、1872年7月19日、在ニューヨークイタリア公使より、イタリア外務大臣宛の書簡。Affari in Genere N.808 (未刊)

<sup>6</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1873年2月18日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。N.18 Affari in Genere (未刊)

入れ期の終了後に帰国できるよう許可を求めた<sup>1</sup>。結局、1873（明治6）年7月28日付の書簡から判明するように、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは、バツリーリスに帰国する許可<sup>2</sup>を与えると共に、父親の死去にも拘らずイタリア政府から与えられた任務に尽力したことに感謝するために、同年6月6日、聖マウリツィオ・エ・ラッツァロの勲位を与えた<sup>3</sup>。父親の死去がバツリーリスを激しく動揺させ、彼の臨時代理公使としての任務の遂行を著しく妨げたと言える。

### [3-3] ～日本政府の好意を勝ち取るフェ伯爵について～

#### [3-3-1—外交団長となるフェ伯爵について]

1871（明治4）年12月23日に、その日まで駐日外交団長として勤めていた米国公使デロングはアメリカで岩倉使節団を案内するために、一行と共に横浜を出港した。その日から、フェ伯爵はデロングを代行し、外交団長として活躍し始めたのである。この地位を占めることは、フェ伯爵にとって、日本政府のイタリアに対する好感を勝ち取る機会でもあった。

1872（明治5）年と1873（明治6）年の新年<sup>4</sup>、そして東京—横浜鉄道線の開設<sup>5</sup>に際して、外交団を代表して祝辞を述べたということだけで、フェ伯爵は以前よりも明治政府の注目を浴びるようになった。フェ伯爵が初めて日本政府の活動を具体的に支援する最大のチャンスは、1872（明治5）年2月に訪れた。以下はその状況について論じる。

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1873年3月22日、駐日領事バツリーリスより、イタリア外務大臣宛の書簡。S.N. Personale（未刊）

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1873年7月28日、駐日領事バツリーリスより、イタリア外務大臣宛の書簡。S.N. Personale（未刊）

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1873年8月31日、駐日領事バツリーリスより、イタリア外務大臣宛の書簡。Affari in Genere N.27（未刊）

<sup>4</sup> 外交団が天皇に新年の挨拶を届ける習慣を初めて採用しようとしたのは、外交団長となったばかりのフェ伯爵だった。外交団はこの発案を受け入れ、1872（明治5）年2月10日（陰暦1月2日）に日本と修好通商関係を結んだ国々の代表者たちが初めて全員揃って天皇に謁見した。明治天皇は、フェ伯爵の挨拶の辞に対して自ら答えたのである。この事実は1872（明治5）年2月11日にフェ伯爵が書いたイタリア外務大臣宛の書簡に確認できる。その書簡には、フェ伯爵の挨拶の辞（イタリア語）及び天皇が返した言葉（フランス語）も収録されている。天皇が直接に外交官に対して口を利くことは初めてだったため、このことは言及する価値があると言える。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年2月11日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.23（未刊）この件に関する日本側史料は、国立公文書館 本館 2A-009-00・公 00578100 リール番号：006000、開始コマ：1189 「伊国公使ヨリ来歳年賀各国公使一同参拝ノ儀申立ニ付上陳」にある。

<sup>5</sup> 東京—横浜鉄道線の開設式は1872年10月16日に行われている。開設式の流れとその際にフェ伯爵が天皇に捧げた言葉（フランス語）と、天皇の返事（フランス語）はASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年10月20日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.34（未刊）に収録されている。同じ書簡で、フェ伯爵はイタリア外務省に、日本とヨーロッパをつなぐ新しい電信線が設けられたことと、横浜でガスが導入された旨も報告している。



[3-3-2—ウイーン万博の日本出展におけるフェ伯爵の役割について]

翌 1873（明治 6）年 5 月からオーストリアの首都ウイーンで、万国博覧会が開催される予定だった。日本もそれに出品することになったため、その準備に向かって、明治政府は駐日オーストリア代理公使カリチェ男爵（Barone Henry Calice）を通して、オーストリア政府や博覧会総監督との連絡を取っていた。しかしながら、1872（明治 5）年初めに、日本政府はオーストリア公使から次の書簡を受けた。

[当時のドイツ語から日本語訳文<sup>1</sup>]

一月十六日（二月二十四日）澳地國辦理公使ヨリ大隈參議等宛

澳地國辦理公使不在中維納萬國博覽會事務取扱者通知ノ件

以手紙致啓上候然ハ先般及御相談置候我國ビヘナ展覽會之儀ニ付拙者御當地留守中ハ  
イタリヤ國全權公使ヘエードステアニ拙者爲名代展覽會用向萬端取扱同掛リ官員左之通

一マーテンドーメン 澳地利亞翁加里亞代辦領事

二ケンフルマン タイツ公使館附通辯

同人儀展覽會書史兼

三ワグネル 開成所教師

四バビエル 横濱商人

五クラメル 本草家

同人儀展覽會手傳

六シーボルト 澳地利亞翁加里亞通辯

右之者共儀此度展覽會用掛取極申候則名前書差進申候右之段可得御意如斯御座候以上

千八百七十二年二月廿四日 澳地利亞國辦理公使 ヘンリホンカリツチ

澳地利亞ビヘナ展覽會ニ付

大日本右御用掛

大隈參議

寺島外務大輔 閣下

井上大蔵大輔<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 翻訳者の名前は不明である。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 594-596 ページ参照。

このように、フェ伯爵は帰国を余儀なくされたカリチェ男爵の代わりに、日本各地から送られた出品物の収集及び発送の準備に携わることになった。カリチェ男爵は 1871-72 (明治 4-5) 年頃、暫くの間イタリア公使館に投宿したこともあり、フェ伯爵の友人だった<sup>1</sup>。フェ伯爵はウイーン大学で法律を学び、ドイツ語が堪能だった上に、日本政府と良好な関係を持っていたことから、カリチェ男爵に託された任務を果たせる最適の者として選ばれたことが十分に考えられる。

### [3-3-3—ウイーン万博の日本出展準備に携わるフェ伯爵の活躍について]

1872 (明治 5) 年 12 月 8 日に、副島外務卿はフェ伯爵に次の書簡を送った。

[日本語原文]

十一月八日 (十二月八日) 副島外務卿ヨリ 伊國公使宛

博覽會事務總裁同副總裁任命通知ノ件

壬申十一月八日達

來歲澳國都府於て興行有之候博覽會場え我政府より諸物件差出し候に付參議大隈重信事務總裁被命工部省三等出仕佐野常民事務副總裁被命候此段申進候敬具

年 月 日

副嶋卿

伊太利國特命全權公使閣下

<sup>(朱書)</sup>「澳公使歸國ノ節博覽會事務ヲ伊公使へ託セシニ付此報知同公使へ遺セシ也」<sup>2</sup>

そしてこの一通の書簡に対して、フェ伯爵が次のように返信した。

[フランス語原文]

*Legazione d' Italia al Giappone*

*Tokio, il 13 Dicembre 1872*

*Excellence*

*J'ai l'honneur de recevoir le communication de V. E. que le Conseiller d' Etat Okuma et*

<sup>1</sup> SHEPARD, Charles O., *Christmas stories for my sister's children – Personal reminiscences of a not uneventful life*, Entre nous, 1878, 104-106 ページ参照。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第五卷) 1955 600 ページ参照。

*Monsieur Sano ont été nommé Président et Vice Président de la Commission pour l'Exposition de Vienne. Je me suis empressé d'en informer le Gouvernement Imperial de Vienne aussi bien que le Directeur Generale de la dite Exposition.*

*Agréez, Monsieur le Ministre mes remerciement et les sens de ma très haute consideration.* FE.

*A S. E. Monsieur Soyegima Ministre des Affaires Etrangères Tokio<sup>1</sup>*

[当時の日本語訳文<sup>2</sup>]

十一月十三日（十二月十三日） 伊國公使ヨリ 副島外務卿宛

博覽會事務總裁同副總裁任命ノ趣ハ奥国政府等ニ傳達スル旨回答ノ件

奥國ビエンヌ府博覽會事務總裁として参議大隈氏及副總裁として佐野氏え被命候段御報知の貴翰致落手候右の段帝國ビエンヌ府政府及右ジレクトウル、セネラルえ速に告知致置候此段御厚禮如斯御座候以上

千八百七十二年十二月十三日

フェ

外務卿副島種臣閣下<sup>3</sup>

ウィーン万博出品の事務に尽力するフェ伯爵の活躍は 1873（明治 6）年に日本政府によって刊行された「*Notice sur l'Empire du Japon et sa participation a l'Exposition Universelle de Vienne, 1873*」というフランス語で書かれたパンフレット<sup>4</sup>にも取り扱われている。フェ伯爵に関する部分は以下に挙げることにする。

[フランス語原文]

*[...] Pendant le mois de Mars<sup>5</sup>, des conférences régulières eurent lieu entre les Membres de la Commission Impériale Japonaise les 3, 8, 13, 18, 23 et 28 de chaque mois*

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 600 ページ参照。

<sup>2</sup> 翻訳者の名前は不明である。

<sup>3</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 601 ページ参照。

<sup>4</sup> COMMISSION IMPERIALE JAPONAISE, *Notice sur l'Empire du Japon et sa participation a l'Exposition Universelle de Vienne, 1873*, C.Levy, 1873 参照。このパンフレットは 84 ページからなっており、日本の歴史や経済的事情以外にも、同国のウィーン万博出展に関する多くの興味深い事情を紹介している。

<sup>5</sup> 1872（明治 5）年 3 月のことである。

*et entre le Ministre d'Italie, Comte Fè d'Ostiani, et les Membres de la Commission Austro-Hongroise, les 3 et 18 de chaque mois japonais, conférences ayant trait à la réunion des différents articles et à d'autres détails de l'Exposition.*<sup>1</sup>

[...]29 Décembre 1872. — *Le Comte FÈ D' OSTIANI, Ministre Plénipotentiaire d'Italie, a envoyé le télégramme suivant à Son Excellence le Comte ANDRASSY à Vienne:*

*“Le vapeur français Phase part pour Trieste le 23 Janvier avec la Commission Japonaise et les collections pour l'Exposition de Vienne. Il arrivera à Trieste le 15 Mars.*

*“Emplacement requis à l'intérieur du palais douze cent mètres carrés”.*

*Le 18 Janvier 1873. — Une réunion d'adieu des Commissions Japonaise et autrichienne a eu lieu au palais impérial de Hamagoten. Le Comte FÈ D' OSTIANI n'ayant pu par suite d'une légère indisposition y assister, a prié le Consul d'Angleterre et d'Autriche de le remplacer pour souhaiter un bon voyage aux membres partants de la Commission japonaise.*<sup>2</sup>

[...]Le Vice Président SANO, répondant à ce discours au nom de la Commission Japonaise, s'est empressé de constater à son tour les bonnes relations qui ont existé entre les deux Commissions, et a vivement remercié la Commission Austro Hongroise, si noblement représentée par le Ministre d'Italie, du concours intelligent et persévérant prêté par elle à la Commission Impériale, concours, a-t-il ajouté, auquel est dû en grande partie le succès de l'Exposition. <sup>3</sup> [...]

〔日本語訳<sup>4</sup>〕

[前略] 3月中に、日本帝国委員会のメンバーの間で、各3日、8日、13日、18日、23日、28日に、そしてイタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵とオーストリア・ハンガリー委員会のメンバーの間で、毎月陰暦の3日、18日に定期会議が開催されることになる。これらの会

<sup>1</sup> COMMISSION IMPERIALE JAPONAISE, *Notice sur l'Empire du Japon et sa participation à l'Exposition Universelle de Vienne, 1873*, C.Levy, 1873、55 ページ参照。

<sup>2</sup> COMMISSION IMPERIALE JAPONAISE, *Notice sur l'Empire du Japon et sa participation à l'Exposition Universelle de Vienne, 1873*, C.Levy, 1873、63 ページ参照。

<sup>3</sup> COMMISSION IMPERIALE JAPONAISE, *Notice sur l'Empire du Japon et sa participation à l'Exposition Universelle de Vienne, 1873*, C.Levy, 1873、64 ページ参照。

<sup>4</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。〈〉内の記述も、[前略]、[中略]、[後略] も本論の筆者によるものである。

議は様々な出品物の収集及び博覧会の詳細に関するものである。[中略]

1872年12月29日。－イタリア全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵は在ウィーンのアンドラッシー伯爵閣下に次の電信を送った。

「フランス蒸気船「ファース号」は、日本委員会及びウィーン万博のための出品物を乗せて、1月23日にトリエステに向かって出発します。3月15日にトリエステに到着する予定です。建物内に必要とされる面積：千二百平方メートル。」

1873年1月18日－浜御殿において、日本及びオーストリア委員会の送別会が行われた。軽い病気にかかり、参加できなかったフェ・ドスティアーニ伯爵は、出発する日本委員会のメンバーに別れの挨拶をするために、英国及びオーストリア領事に彼の代理をするように頼んだ。[中略]

佐野副総裁は以上の挨拶に対して、日本委員会の代表者として、両委員会の間にあった良好な関係に強調しながら、イタリア公使に極めて相応しく代表されたオーストリア・ハンガリー委員会に厚く感謝の意を表した。更に、<佐野副総裁はオーストリア・ハンガリー委員会が>聡明に、そして根気よく日本委員会と協力したことは、博覧会を成功へ導くための大きな要因であったと述べた。[後略]

以上の段落に目を通すと、フェ伯爵がウィーン万博の日本出展の準備にあたって、非常に積極的に働いたことが再確認できる。ウィーン博覧会は日本にとって、その文明度を世界に示す好機だった。日本の文明度や近代化に向かったの努力を高く評価していたフェ伯爵は、一時帰国をしてからも、現地で博覧会の成功を収めるために、日本政府と協力し続けたのである。この協力をきっかけに、日本政府は他国外交官よりも、フェ伯爵に対する信頼と好意を抱くようになったのである。フェ伯爵は、一時帰国する前の1873（明治6）年2月22日、天皇に謁見した。その謁見式の模様を報告するバツリーリスが書いた書簡<sup>1</sup>によれば、フェ伯爵は天皇から「あなたの出発を知って遺憾に思いますが、一刻も早く再会できるよう期待しております。あなたはわれわれの友人の一人です<sup>2</sup>」という言葉を受けた。天皇自らが彼に捧げたこの言葉は、日本政府の彼に表す好意を示した最大の証拠であると

<sup>1</sup> この書簡のイタリア語文は IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994, 22-25 ページにおいて活字になっている。その日本語訳は、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997, 50-52 ページにおいて紹介されている。この書簡の手書き原文はイタリア外務省歴史外交資料館にて保管されている。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年3月2日、バツリーリスより、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.46

<sup>2</sup> この日本語翻訳は岩倉翔子によるものである。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997, 51 ページ出典。

言える。

### [3-4] ～フェ伯爵と日本政府種紙押印の制定について～

#### [3-4-1 種紙押印をめぐるフェ伯爵の新提案について]

フェ伯爵は日本に到着してから直ぐ、イタリアにとって有益な蚕卵貿易の擁護に尽力した。

本論の第2章1節で説明した通り、初代駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵、領事ロベッキや彼らの下に勤める人々にとって最も手間のかかる作業、つまり1867（慶応3）年夏に導入された輸出用種紙の押印は思わしい結果を出さなかった。なぜなら、公使館印が偽造されやすかったからだけでなく、種紙に載せる蚕卵が必ずしも需要の少なく、価格の安い「夏蚕」のそれではないことをはっきりと保証するわけではなかったからである。その結果、その無駄な作業に応じる蚕卵商人たちも徐々に少なくなっていくばかりだった。

ここで、その問題をよく認識し、その解決のために、イタリア政府の積極的な支援を期待できないことを知っていたフェ伯爵は、下記の書簡を送って単刀直入に日本政府の協力を求めることにしたのである。

[英語原文] [未刊史料]

*Légation d'Italie au Japon*

*Yokohama, 4<sup>th</sup> February 1871*

*To Their Excellencies Sawa etc. etc.etc. and Terashima etc. etc.etc.*

*Ministers of Foreign Affairs of H. M. the Tenno*

*Tokio*

*Excellencies*

*I have the honour of including to Their Excellencies the here annexed Memo, that contains the whole correspondence of His Imperial Majesty's Government with the Italian Legation upon the Aratame-Riò's question.*

*The opinions on the purpose are and remain opposite.*

*The Undersigned makes reserve of discussing this matter at the next occasion, when taxes and tariffs will be treated.*

*In the meanwhile, the Undersigned hopes that the Imperial Government will adhere to such whatever measure taken, agreeing with him, by which the quality of silkworm's eggs, if bivoltini or annual, will be pointed.*

*The Undersigned has the honour of assuring Th. Excellencies of his most high consideration.*

*Fè<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

在日イタリア公使館

1871年2月4日、横浜にて

天皇陛下外務卿・大輔 澤等々、寺島等々 閣下 東京

閣下の方々

改料問題に関する帝国政府とイタリア領事館との往復書簡を全部含む添付のメモを閣下の方々に送らせて頂きます。

その点をめぐる意見は現在も、相違したままでございます。

以上の件をめぐる会談は、次回税金と関税とが扱われる時に延期したいと署名者は考えております。

同時に、署名者は、帝国政府が彼<署名者>と合意した上に、蚕卵の種類が夏蚕であるか、春蚕であることを示すためのあらゆる対策の採用に応じることを望んでおります。

敬具

フェ

この書簡の前半に現れる「the Aratame-Rio's question」(改料問題)に関する詳しい情報、そしてそれに関するフェ伯爵が言及している「the here annexed Memo」(添付のメモ)は手元がない。いずれにせよ、「改料」は日本政府が種紙の検査にあたって徴収する税金のようなものだったことが推測される。

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雜件 第一卷 自二年至六年」1871年2月4日 駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡。(未刊)この書簡のイタリア語訳はイタリアで発見し、それにも基づき、本論の筆者が日本語訳を行った。ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年2月17日付、通商係報告第5号、付録1 (未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の文章も本論の筆者によるものである。

[3-4-2—フェ伯爵の依頼に応じる日本政府について]

フェ伯爵は、澤外務卿らと会談した結果、以上の書簡で、種紙に載せた蚕卵の種類を見分ける措置の採用を要求した。日伊蚕卵貿易関係の順調な継続によって膨大な収入を得ていた日本政府は、以下の書簡を以って、すぐにフェ伯爵の依頼を受け入れた。

[英語原文からのイタリア語訳文]<sup>1</sup> [未刊史料]

*Allegato N.2 al Rapporto Serie Commerciale N.5 in data 17 Febbraio 1871*

*Versione dall'Inglese*

*22° giorno 12° mese d' Anno di Meigi (11 Febbraio 1871)*

*Noi abbiamo ben compreso l'oggetto della memoria, o ricordo, acclusa nella vostra lettera, in data 4 Febbraio 1871.*

*Lo scopo di facilmente discernere la quantità degli annuali, e dei bivoltini espresso nella vostra lettera fu pure prontamente inteso da noi stessi.*

*Se fatti di frode astuta si effettuassero su questo prodotto, questo perderebbe tosto la sua rinomanza, (credito) e grande ostruzione pure ne verrebbe al commercio.*

*Laonde coll' intento di proteggerlo rigorosamente da ingiuria, noi abbiamo fissato certi contrassegni, come dall' unito esemplare, e abbiamo pure stabilito norme per proteggerlo.*

*Ora noi vi spieghiamo che se un cartone non porterà bolli indicanti o natzko, o yotzuke o saide ecc..., tale cartone deve essere annuale.*

*Noi abbiamo poste tali norme allo scopo di dare protezione come dicemmo sopra, ma noi non possiamo assicurare che nessun bollo sarà contraffatto; quindi noi desideriamo che anche i compratori stieno in guardia e scrutino contro un tale evento.*

*Noi abbiamo l'onore di rispondervi come sopra, e siamo con grande rispetto e considerazione*

*(firmato)*

*Sawa Giusanmi Kiowarano Nobuyoski Totzukasakiò*

*Terasima Giuscì Fugiwarano Munenori Totzucasantaiko<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> 本書簡の英語原文は発見されていない。



[日本語訳<sup>2</sup>]

1871年2月17日付の商業関係報告書第5号、付録その2

英語からの翻訳

明治年12月22日(2月11日)

我々は1871年2月4日付の貴翰に付録されたメモ、又は覚え書の趣旨を大変よく理解できました。

また、我々は貴翰に表明された夏蚕卵と春蚕卵とを簡単に見分けるといふことの目的もすぐに了解しました。

本商品に巧みな不正行為が行われた場合、そのことがその評判(信頼性)を落とし、貿易も大いに妨害されることとなります。

よって、我々はそれを害毒から守るために付録した見本のような特定の印を定め、それ〔商品〕を保護するための規定も制定致しました。

また、もし種紙に夏蚕、夜付、再出などの印が押されていない場合は、即ちその種紙は確実に春蚕卵であると、我々が貴方に説明しなければなりません。

上述の通り、我々は保護のためにこれらの規定を制定致しました。しかしながら、印が一切偽造されないことは保証できません。したがって、購入者も油断せず、その類の行動が行われないように注意深く観察することを望んでおります。以上。

敬具

(署名)

澤従三位 清原宣嘉外務卿

寺島従四位 藤原宗則外務大輔

日本政府からの返信を受けてから、一方で、領事ロベッキは在日イタリア人たちにフェ伯爵が獲得した便宜を説明する目的で、横浜の英字新聞「The Japan Herald」に回状(2月16日の日付)を掲載した。

そして他方で、フェ伯爵はとりあえず2月17日に、イタリア外務省に以上の旨を伝える商業関係の報告書と共に、彼と日本外務省との間の往復書簡(つまり以上に分析したもの)

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.153. 1871年2月17日付、商業関係報告第5号、付録2(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。( )内の文は原文にも現れるものであり、本論の筆者が追加したものではない。

や、領事ロベッキの回状を載せた「The Japan Herald」を5部程度送付した。

十日後に、フェ伯爵は次に挙げる書簡で、日本政府に、種紙に押される印の見本を五十枚程度用意させる。

[フランス語原文] [未刊史料]

*Légation d'Italie au Japon*

*Yokohama, le 27 Février 1871*

*À Leurs Excellences Sawa etc. etc. etc. et Terasima etc. etc.etc.*

*Ministres des Affaires Étrangères de S.M. le Tenno à Tokei*

*Excellènces*

*Je prends la liberté de prier L.L. E.E. de vouloir me faire préparer cinquante exemplaires des timbres convenus pour appliquer aux cartons. Je desire les envoyer à mon Gouvernement pour les distribuer aux centres agricoles d'Italie. Je me procurerai l'honneur de me rendre en personne chez L.L. E.E. dans quelques jours pour Leur présenter mes compliments.*

*Je prie L.L. E.E. d'agréer l'assurance de ma plus haute consideration.*

*Fèl*

[日本語訳<sup>2</sup>]

在日イタリア公使館

1871年2月27日、横浜にて

天皇陛下外務卿・大輔 澤等々、寺島等々 閣下 東京

閣下の方々に

種紙用の印の見本を50枚程度用意して頂きますようお願い申し上げます。小生は、それがイタリアの農業施設に配布されるために、我が政府に送付したいと思っております。数日後に小生は謹んで、挨拶のために、自ら閣下の方々のところへ赴くこともお伝え申し上げます。

敬具 フェ

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雜件 第一卷 自二年至六年」1871年2月27日、駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

フェ伯爵は日本政府から見本を入手すると、それらをイタリア外務省に送ったとみられる。フェ伯爵が日本政府から獲得できた便宜を知った外務省領事・商業総局長アウグスト・ペイローリ (Augusto Peiroleri, 1831-1912) は、4月11日付の書簡<sup>1</sup>で、即座に農工商省にその旨を伝え、引き続き数日後に届いたとみられる印の見本も送付した。

[3-4-3—農工商省が養蚕家・蚕卵商人たちに当てた回状について]

イタリア農工商省総務部長ルイージ・ルツァッティ (Luigi Luzzatti, 1841-1926) は、以上の情報がイタリアの養蚕家と蚕卵商人たちに一刻も早く報告されるように、全国の農業共進会に、次の回状を送った。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*REGNO D'ITALIA – MINISTERO DI AGRICOLTURA, INDUSTRIA E COMMERCIO*

*Div.ne 1a – Sez.ne 1a    Oggetto. – Bollatura dei cartoni Giapponesi*

*CIRCOLARE N. 163    Ai signori Presidenti dei Comizi Agrari del Regno*

*Firenze, addì 20 Aprile 1871*

*Il Regio Ministro a Yokohama dopo varie conferenze tenute col secondo <sup>s i c</sup>Minist<sup>i</sup>ro<sup>c</sup> degli affari esteri del Giappone, onde trovar modo di impedire possibilmente le frodi nel Commercio dei cartoni di semente di bachi da seta, ottenne dal Governo Imperiale che la specie polivoltina fosse distinta <sup>s i c</sup>ccn<sup>3</sup> appositi bolli ufficiali dalla specie annuale. Quindi in seguito a ciò per cura del Regio Consolato, fu diramata agl' Italiani colà residenti una circolare per ragguagliarli della presa deliberazione, circolare che poscia fu riprodotta pure nel Japon Herald<sup>4</sup> organo ufficiale della Legazione e del Consolato*

*Io mi do premura di portare a conoscenza delle Rappresentanze agrarie la Circolare anzidetta, che è del tenore seguente, e porta la data di Yokoama 16 febbraio p.p.*

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153. 1871年4月11日付、外務省領事・商業総局長ペイローリより、農工商省宛ての書簡(付録に、領事ロベッキの回状を載せた「Japan Herald」などが添付されている)(未刊)

<sup>2</sup> 正しくは Ministro である。

<sup>3</sup> 正しくは con である。

<sup>4</sup> 正しくは Japan Herald と綴る。

*“Il sottoscritto per incarico di S.E. il R. Ministro, porta a notizia dei sudditi Italiani che, in seguito ad accordi passati col Ministero Imperiale, nella prossima stagione 1871 i cartoni di semente di bachi, dovranno portare il nome del produttore, ed i polivoltini essere controsegnati da un bollo speciale, così che ogni cartone non portante un tale bollo sarà a ritenersi di semente annuale.*

*“Ad evitare però le frodi e le incertezze farà d'uopo che ogni compratore faccia d'ora innanzi aggiungere ai cartoni il nome e bollo del venditore immediato.*

*“Nel caso poi che la semente venduta per annuale risultasse per polivoltina, non sarà dato corso a reclamo per risarcimento di danno, se non contro ritorno dei cartoni accompagnati da certificato del Sindaco del Comune ove furono allevati, constatante che i bachi risultarono polivoltini. Tutti poi essi cartoni dovranno portare il bollo della detta Autorità che avrà lasciato il certificato.*

*“I modelli dei bolli sovramenzionati saranno ostensibili in questo R° Consolato*

*“Il Console di S.M.*

*“C. BOBECCHI”*

*Nel pregare quindi le SS. LL. di recare quanto sopra a conoscenza del pubblico valendosi all'uopo sia dei Bullettini dei Comizî, sia in quelli altri modi che crederanno convenienti; io mi riservo di trasmettere fra breve gli esemplari dei bolli stabiliti per gli opportuni accertamenti.*

*Per il Ministro*

*LUZZATTI<sup>2</sup>*

[日本語訳<sup>3</sup>]

イタリア王国—農工商省 第一局 — 第一課 件名—日本産種紙の押印

回状第 163 号 王国農業共進会長各位 1871 年 4 月 20 日、フィレンツェにて

駐横浜イタリア公使は、日本の外務大輔と数回会談した結果、蚕卵紙の商売における不正行

<sup>1</sup> 正しくは、C. ROBECCHI と綴る。

<sup>2</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153. 1871 年 4 月 20 日付の回状。(未刊)

<sup>3</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

為をなるべく阻止する方法の採用に向かつて、帝国政府が特定の印を以って夏蚕卵と春蚕卵とを見分けられるようになる措置を導入するという便宜を獲得しました。その後、イタリア領事館は、その地に駐在するイタリア人にこの決議を知らせる回状を公表しました。この回状は後に、公使館・領事館の公式機関紙ジャパン・ヘラルドにも掲載されました。小生は取り急ぎ、去る2月16日付横浜にて公表された上述の回状を各農業共進会にお知らせいたします。それは次の通りです。

「署名者は公使閣下の代わりに、過去に帝国政府と結ばれた協定に基づいて、来る1871年の仕入れ期から、蚕卵紙に生産者名を記す義務があること、そして夏蚕の種紙に特別な印を付け、その印のない種紙は春蚕と見なさなければならないということをイタリア国民にお知らせ致します。

とにかく、不正行為や疑惑を避けるために、各購入者は今後、小売業者の氏名と印を種紙に付け加えさせる必要があるでしょう。

春蚕として販売された蚕卵が夏蚕であると判明した場合は、返却する種紙に、蚕が夏蚕であることを認めるという蚕が養育された町村の市長発行の証明書を添付しない限り、損害賠償の要求は一切受理されません。また、それらの種紙には証明書を発行した当局の印を記載しなければなりません。

上述の印の見本は差し支えなく、本領事館にてご覧になれます。

国王陛下の領事

“C. ロベッキ”

農業共進会報か、適切とされたその他の方法で以上の旨を万人に通知するように貴殿たちにお願いを申し上げながら、小生は参考のために、決定された印の見本を近いうちに送らせて頂きます。

大臣代、

ルツアッティ。

#### [3-4-4—種紙用印の見本について]

本論の筆者が、ローマにあるイタリア国立古文書館（ACS）で以上の回状（すでに活字になったもの）を見つけた時、それには、日本政府が定めた種紙用印の見本〔以下写真③参照〕が数枚添付されていた。

これらの見本はフェ伯爵が日本政府に注文し、農工商省が各県の農業共進会などに送付した時に余ったものである。ここで、見本にある記述について目を転じることにする。



写真③：日本政府制定の種紙用印・見本

左上にはまず、「總テ蚕種紙へ可押印判ハ油製ノ印肉不可用事」とある。中上の四角い印に見られる篆書体の文字は「改済」（あらためずみ）と読み<sup>1</sup>、種紙が検査済みであることを表している。その下の丸い印に「極」と書かれ、横に小さく「白字打込印」と書かれている（「極」の文字はつまり、種紙自体に凹状に印刻される）。

右上にある三つの小さい丸印は蚕卵の種類、つまり「夏蠶」（夏蚕）、「夜附」（よつけ）<sup>2</sup>、

<sup>1</sup> フェ伯爵が1871（明治4）年2月4日の書簡で言及している「改料」は、恐らくこの印の押印に際して、日本政府が徴収する料金であることが推測できる。

<sup>2</sup> 「夜附」は別の種紙に適切とされた量の蚕卵を既に産み落とした蚕蛾が産んだ蚕卵のことである。

そして「再出」(さいで)<sup>1</sup>を表すものである。フェ伯爵が日本政府から受けた書簡によると、種紙にこれらの印が押されていないことは、それに載っている蚕卵がイタリアで最も需要の多い、高価な「春蚕」であることを意味する。

左下に、「蚕種製造人并原紙製造人居所名前之印ハ銘々彫刻押印可致事」という記述が見られる。蚕卵の製造人だけでなく、台紙の製造人も種紙にそれぞれの印を彫刻、または押印することになる。これらの印の形、大きさと内容は、見本の中下、右下に表れる図を以って定められている。

中下のものは、原紙製造人の印である。その大きさは7分×1寸3分(2.121×3.939cm.)で、枠外に「墨印楷字」と書かれている。枠内には、「原紙製造人 何國 何郡 何村 誰」という記述がある。

右下にあるのは蚕卵製造人の印で、その大きさは1寸3分×1寸7分(3.939×5.151cm.)に相当する。また、枠外には「墨印楷書並輪」、枠内には「原紙製造人 何國 何郡 何村 誰」と書かれている。

以上の見本に似た写真は、ザニエル氏の研究においても見ることができる<sup>2</sup>。そこで見本と共に、その日本語記述をイタリア語に訳した試みも紹介されている。ただし、ザニエル氏の研究には、この印の歴史と詳細経緯ではなく、イタリア人蚕卵商人や養蚕家が種紙に記された漢字の表記をどこまで読むことができていたか、そして本物の種紙を見分けるためにどのような努力をしていたかというところに焦点が当てられている<sup>3</sup>。ザニエル氏が紹介する日本語からのイタリア語訳は比較的正確なものであるが、誰が翻訳したかは不明である。そこに、ピエモンテ州アレッサンドリア(Alessandria)県の農業共進会の印が押されている。

以上の事実を考えると、農工商省は約束通り、農業共進会にその見本を送っただけでなく、日本語を読めない養蚕家や蚕卵商人たちのために、日本政府が決定した公式の印は一体何を指しているかをイタリア語で表す努力も惜しんでいなかったと言える。

### [3-4-5—フェ伯爵の活動がもたらした成果について]

フェ伯爵の働きかけで日本政府によって導入された印は一体、日伊蚕卵貿易、そしてイ

<sup>1</sup> 「再出」は翌年の春でなく、生産年中に不時に孵化する春蚕卵のことである。

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 100-101 ページ参照。

<sup>3</sup> 見本とそのイタリア語訳はアレッサンドリア国立古文書館が所蔵するものである。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 101 ページ、図その 28 参照。

タリア養蚕業にどのような利益をもたらしたかということを追究する。以下は、1872（明治5）年1月25日に、イタリア外務省の領事・商業総局長ペイロレーリが農工商大臣に宛てた書簡で、その内容からフェ伯爵の努力が高く評価されていることが窺える。

〔イタリア語原文〕〔未刊史料〕

*Ministero degli Affari Esteri – Direzione Generale dei Consolati e del Commercio*  
*Divisione Commerciale Ufficio 1° N.37 Oggetto Mercato di seme di bachi al*  
*Giappone Al Ministero di Agricoltura e Commercio*

*Roma addì 25 Gennajo 1872*

*Il R. Ministro a Yokohama con rapporto in data 25 Novembre p.p., annuncia la chiusura del mercato bacologico al Giappone per l'anno ora decorso, che nel complesso fu, a suo dire, molto favorevole agl' interessi degl' Italiani ivi accorsi per fare acquisto di semente, giacchè l'istituzione del nuovo bollo, che non lascia luogo ad inganno, produsse ottimi effetti.*

*Quel R. Ministro fa anzi osservare, a questo proposito, che il Governo e le popolazioni del Giappone si sono accorte che tale istituzione non risulta che a vantaggio del Commercio Italiano, poichè la bollatura ufficiale dei cartoni preparati per l'esportazione, costituisce la statistica della quantità della merce disponibile, mentre i venditori Giapponesi, dal loro canto, non possono mai conoscere esattamente la quantità di ricerca che ne possa fare l'Italia.*

*Il Conte Fè chiede adunque, nell'interesse del commercio Italiano, di essere autorizzato ad insistere presso il Governo Giapponese per ottenere, s'è possibile, la continuazione della suaccennata concessione anche per l'anno 1872.*

*Quel R. Ministro aggiunge che essendo venuto a conoscenza che un milione e duecento mila cartoni erano già stati bollati, e che altre tre o quattrocento mila doveansene presentare al bollo più tardi, per cui la merce trovavasi in quantità maggiore della domanda de' nostri semaj, egli fu in grado di consigliare costoro di non affrettarsi nelle loro operazioni, dimodochè essi poterono acquistare i cartoni al prezzo ragionevole di tre dollari ognuno, procurando in tal modo all' Italia, per quest' anno un risparmio di quasi*



*cinque milioni di Lire.*

*Il Ministero scrivente affrettasi di partecipare a quello dell' Agricoltura, e Commercio quanto presente, e si riserba, dietro un suo avviso, d' interessare il R. Ministro a Yokohama a non desistere dal domandare al Governo Giapponese la continuazione della bollatura governativa de' cartoni destinati all' esportazione.*

*Pel Ministro A.Peiroleri<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

外務省一領事・商業総務局 商業局第一課 第37号 件名：日本における蚕卵市場

農商省御中

1872年1月25日、ローマにて

駐横浜イタリア公使は、去る11月25日付の書簡で、昨年度の日本蚕卵仕入れ期の終了を報告しました。それは彼曰く、不正行為を生じさせない新しい印の制定は大変よい結果をもたらしたので、蚕卵を購入するためにその地へ急ぎ赴いたイタリア人達にとって、全体的に非常に有益とのことでした。

公使はそれについて更に、日本政府と国民とが、その制定がイタリア側だけにとって有益だということに気付いた旨を指摘しています。なぜなら、輸出用蚕卵の法定押印は種紙の供給を表明しているからです。また、それと同時に、日本人販売者たちの立場としては、イタリア側の蚕卵需要を明確に把握できません。

したがって、フェ伯爵はイタリア商業のために、できれば上述した便宜の継続が1872年度にも認可されるように日本政府に再び要求する<農工商省の>許可を求めています。

公使は、種紙120万枚が既に押印済みで、更に30-40万枚が後に押印される予定で、商品の量は我が国の蚕卵商人たちの需要を上回っていたという情報を把握し得たことによって、商人らに仕入れを急がないように勧めることができました。このように彼らが種紙を一枚当たり三ドル<sup>3</sup>という適正な価格で購入できたため、昨年、イタリアはおよそ500万リラ<sup>4</sup>を節約できました。

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153. 1872年1月25日、領事・商業総務局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述は本論の筆者が追加したものである。

<sup>3</sup> これはおそらく、イタリア人が多く仕入れる春蚕種紙(最も高い種紙)の平均価格であるとみられる。本論の第1章に挙げた種紙一枚の平均価格データ(1871年→1.45ドル)は低価の夏蚕種紙を含むものである。

<sup>4</sup> 5.6リラは1メキシコドルというレートでいえば、この金額はおよそ892857メキシコドルに相当する。

本省は取り急ぎ、農商省に以上の旨を通知し、貴省の見解を聞いた後、駐横浜イタリア公使に、輸出用種紙の法定押印の継続を日本政府に、控けずに、請願し続けるように頼みたいと存じております。

大臣殿

A. ペイロレーリ

この書簡からすると、フェ伯爵の発案はまさに一石二鳥だったと言える。彼が日本政府に導入させた種紙の押印は、つまり種紙の偽造を難しくするという目的を達成しただけでなく、輸出用の種紙の枚数に関する詳しい情報の公開という思いもよらぬ成果をもたらした。輸出用に生産される種紙の枚数、つまり供給を把握できることによって、蚕卵商人たちは種紙の販売価格が下がる時まで待ち、安い価格で種紙を購入することができた。

本論の付録①に挙げた 1871（明治 4）年度の種紙一枚あたりの平均価格、総輸出枚数、そして総輸出額を 1870（明治 3）年のデータと比べてみると、以上の書簡が強調するイタリア側の利益がはっきりと見えてくるのである<sup>1</sup>。

結局、1872（明治 5）年度にもフェ伯爵は日本政府に圧力をかけ、輸出用種紙の法定押印の継続を確保できた。この事実は、次に挙げる書簡によって明らかにされる。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Ministero degli Affari Esteri – Direzione Generale dei Consolati e del Commercio*

*Divisione 2a Ufficio 1° N.345 Oggetto Bollatura de' cartoni Giapponesi*

*Al Ministero d'Agricoltura, Industria e Commercio Urgente*

*Roma, addì 1 Giugno 1872*

*Uniformemente al desiderio espresso da codesto Dicastero con pregiata Nota del 27 Marzo scorso N. 3171=1477 Posiz. 6a, il sottoscritto fin dal 1° Aprile scorso diresse apposito dispaccio al R.o Ministro al Giappone, col quale, nell'attestargli la nostra soddisfazione pei favorevoli risultati ottenuti da' semai italiani in seguito della istituzione del bollo governativo locale, lo si impegnava ad adoperarsi perchè un tal sistema di bollatura fosse continuato anche per quest'anno.*

<sup>1</sup> 種紙一枚の平均価格（1870年=2.48ドル、1871年=1.45ドル）、種紙の総輸出枚数（1870年=140万枚、1871年=143万枚）、蚕卵の総輸出額（1870年=347万ドル、1871年=217万ドル）。1871年に輸出された種紙の枚数はほぼ前年に等しいが、このデータを参考にすると、総輸出額の差は130万ドル（728万リラ）に相当するのである。

*Ora giunge un telegramma del Conte Fè in data di Nagasaki, 29 Maggio, col quale comunica che il Giappone accorda, anche in quest'anno, il bollo dei cartoni, come nell'anno scorso, e soggiunge che la stagione bacologica si manifesta favorevole. Il sottoscritto affrettasi di portare quanto precede a notizia del suo Onorevole Collega al Dicastero d' Agricoltura, Industria e Commercio*

*Pel Ministro A. Peiroleri<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

外務省一領事・商業総務局 第二局第一課 第 345 号 件名：日本産種紙の押印

農工商省御中 至急

1872年6月1日、ローマにて

去る3月27日付の第3171=1477、6位の貴翰において、貴省の願望に応じて、署名者はわざわざ、去る4月1日に駐日公使に書簡を送りました。その中で、日本政府印の制定によって蚕卵商人たちが見事な成果を得たため、我々は彼に歓喜の意を表すと同時に、その押印制度が今年も採用されることに向かつて尽力するように命じました。

この度、フェ伯爵が長崎から5月29日に送った電信が届き、その中で彼は今年も昨年と同じように、日本政府が種紙の押印を採用することと共に、今年の蚕卵仕入れ期がよい結果をもたらす見込みだと伝えています。署名者は取り急ぎ、以上の旨を農工商省に通知致します。

大臣代 A. ペイロレーリ

本論の付録①に紹介した1872（明治5）年のデータを見れば、1871（明治4）年度のデータとは大きく変わらないことから、イタリアの蚕卵商人たちは比較的廉価で種紙を購入できたことが推測できる。

ただし、微粒子病が日本にも広まったと言う声が高まる一方で、蚕卵の品質は徐々に落ちていく一方だった。1871（明治4）年、そして1872（明治5）年度にイタリアに輸入された多くの種紙は翌年の春に孵化しなかったため、イタリア人養蚕家と蚕卵商人の不満は高まっていくばかりだった。この問題の原因は一体どこにあったかということを探るために、一方で、日本政府は1873（明治6）年夏に、北イタリアに養蚕視察団を派遣した。そ

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153. 1872年6月1日、領事・商業総務局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。（未刊）

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

して他方で、ほぼ同じ時期に、フェ伯爵は自ら蚕卵孵化不良について取り調べを開始することになった。(本論の第4章参照。)

1872(明治5)年以降も政府の押印が導入されたかは不明であるが、1873(明治6)年2月にフェ伯爵が一時帰国をしたせいか、種紙の総輸出枚数は1871-72(明治4-5)年と比べて大きく変化しないものの、その年の種紙一枚あたりの平均価格は急騰する。本論の付録①においても確認できるように、その年に日本を訪れる蚕卵商人が非常に多かったため、競争が激化したことは高値の理由の一つと考えられる。実際のところ、種紙の価格高騰の主な原因は蚕卵商人たちの間で流れていた噂にあった。その噂によれば、日本政府は輸出用種紙の一部を買占め、直接にイタリアに売り捌く計画を立てようとしている、とのことであった。その計画は実際に存在していたか、そして噂は蚕卵商人たちにどのように受け止められたかなどという点は、本論の第6章1節において論じる。

総括すると、フェ伯爵は、日本政府にかけた圧力と、イタリア人蚕卵商人たちに購入を急がないように指示する働きかけによって、着任してからの最初の二年間で、見事に種紙の価格を抑えることに成功し、彼の努力はイタリア養蚕業、ひいてはイタリア経済に相当の潤いをもたらしたと言える。

### [3-5] ～フェ伯爵の休暇請願及び岩倉使節団の派遣について～

#### [3-5-1—岩倉使節団の派遣について]

フェ伯爵の帰国に関する最後の展開について論じる前に、ここで、岩倉使節団派遣の経緯、目的、成員、行程を簡潔にまとめることにする。

1872(明治5)年は日本にとって極めて重要な年だった。なぜなら、不平等条約を改正する会談が開催される年だったからである。不平等条約は近代国家を目指していた日本の経済成長を著しく妨げるものであり、あらゆる問題の根源として見做されていたので、その改正は新政府にとって緊急の課題であった。

また、天皇を中心とする新政府は欧米諸国の最高指導者らに国書を奉呈する必要があった。使節団を派遣することによって、日本政府は近代国家を目指していることと、新政権を樹立させたことを欧米諸国の政府に通知しようとした。

更に、五箇条の御誓文において強調された点、即ち「知識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ」に基づき、使節団の派遣には西洋諸国の政治制度・先端技術・近代工業・生活

様式などに関する知識を積極的に学び取る意味もあった。

ちなみに、欧米に大規模な使節団を派遣するという原案<sup>1</sup>はフルベッキ<sup>2</sup>という人物が考えた。フルベッキは長崎において、英語を中心とする実学を教えていた頃、知識に飢えていた彼の生徒たち（ちなみにその中で大隈重信(1838-1922)や副島種臣(1828-1905)などもいた）が次から次へとぶつける全ての質問に答えようとしていたが、質問の数に圧倒され、「私の知っていることには限りがある。百聞は一見に如かずです。西洋の文明を学ぶには俊秀を選んで海外に派遣し、直接見るに如くはありません。」と述べたという<sup>3</sup>。維新後、フルベッキは開成所（現在の東京大学）の教授となり、新政権において相当の権力を握ることになった元生徒・佐賀藩出身の大隈重信の指示に耳を貸しながら、1869（明治 2）年に、使節団の海外派遣企画書、いわゆる「ブリーフ・スケッチ」というものを執筆した。その中で、「天皇及び国民が、その知性、活動力、高い人格に充分の信頼がおける人物」<sup>4</sup>を使節団代表として派遣する重要性を強調したのである。

明治政府は 1871（明治 4）年に廃藩置県などの改革を見事に成功させ、その基盤が安定すると遣米使節団の具体的な企画に着手し、岩倉使節団を編成したのである。そして、明治維新からわずか三年後の 1871（明治 4）年 12 月 23 日（陰暦 11 月 22 日）に、新政府の右大臣岩倉具視が率いる岩倉使節団を乗せた外輪船「アメリカ号」はサンフランシスコに向い、横浜を出港した。その日から、632 日間にも及んだ使節団の世界一周の旅が始まった<sup>5</sup>。

岩倉使節団の総勢は、出発の時点でおおよそ 107 人<sup>6</sup>にも及んでいた。一行のリーダー達は、周知のように、公家・右大臣岩倉具視（47 歳・特命全権大使）、薩摩出身の大蔵卿大久保利通（42 歳・副使）、長州出身の参議木戸孝允（39 歳・副使）と工部大輔伊藤博文（31 歳・副使）、そして肥前出身の外務少輔山口尚芳<sup>7</sup>（33 歳・副使）という五人の人物であった。彼らは正に使節団の核心であったとも言える。それらに書記官、理事官、そして様々な随

<sup>1</sup> 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店 2002、22-28 ページ参照。

<sup>2</sup> Guido Herman Fridolin Verbeck (1830-1898)は、1859（安政 6）年、長崎に渡来したオランダ系アメリカ人の宣教師である。当時、キリスト教は未だに禁止だった故、数年間にわたり実学（主に工業技術）そして英語を教え続けた。維新後、明治政府にお雇い外国人として採用され、後に明治学院大学で神学の教授となった。

<sup>3</sup> 泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004 38 ページ参照。

<sup>4</sup> 泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004 40 ページ参照。

<sup>5</sup> 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店 2002、2-8 ページ参照。

<sup>6</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記 一』岩波書店、1977 参照。

<sup>7</sup> 山口尚芳は他の副使ほど知られている人物ではない。1839（天保 10）年に肥前（現在の佐賀県武雄市）で生まれ、長崎でオランダ語と英語を学び、明治政府の外国事務局御用掛として勤めた。その後、東京府知事として勤め、外務少輔になってから岩倉使節団に参加した。帰国した後は征韓論に反対し、慎重な政策を奨励し続け、貴族院議員の任命を受けた。この人物については、武雄市図書館・歴史資料館編『海に火輪を 山口尚芳の米欧回覧』武雄市図書館・歴史資料館（平成十三年度 特別企画展）2002、というカタログが詳しい。ちなみに、尚芳は「ますか」と読まれることもある。

行員を追加すると、総勢は46人に達した。このグループは使節の本隊であり、その最も代表的な人物は『特命全権大使米欧回覧実記』という膨大な報告書を編集した権少外史久米邦武(33歳)、学制と教育令に力を尽くした教育行政者田中不二麿(27歳)、そして1868・69(明治元・2)年の戊辰戦争に従軍した長州の陸軍少将山田顕義(28歳)などであった<sup>1</sup>。

ただし、この46人は全員新政府の代表的人物や公家のみではなかった。そのほかに、欧米に渡った経験のある、欧米についての知識に富んだ旧徳川幕府の幕臣(福地源一郎、田辺太一、安藤太郎、川路寛堂など)も少なくなかった(13人程度<sup>2</sup>)。ただし、幕臣はまだ明治寡頭政府に対する嫌悪を胸の奥底に抱いていたので、使節団員同士で摩擦や揉め事が発生することはけっして稀ではなかった。

残りのおよそ60人の参加者は使節随従者と留学生であった。随行者の間には、岩倉具視の息子岩倉具綱、大久保利通の長男と次男大久保彦之進と牧野<sup>のぶあき</sup>伸熊、山口尚芳の長男山口俊太郎も並んでいた。続いて、留学生として、使節団の中で最も若い8歳の少女津田梅子(1882(明治15)年に女子英語塾・後津田塾大学を設立)、更にほかの四人の若い婦らと共に、著名な作家武者小路実篤<sup>3</sup>の父武者小路実世、1880年代に伊藤博文と共に憲法の起草に励むことになる金子健太郎や鍋島直正の息子直大<sup>なほひろ</sup>も派遣された。

一行が最初に訪れたのは北米である。サンフランシスコからボストンまでアメリカ大陸を横断し、その次は、大西洋を渡りイギリスへ向かった。イギリスを回覧してから、フランス、ベルギー、オランダ、ドイツ、ロシア、デンマーク、スウェーデン、再びドイツ、イタリア、オーストリア、スイス、再びフランス、そしてスエズ運河を経由し、1873(明治6)年9月13日に日本に帰国した<sup>4</sup>。

岩倉使節団が欧米で行った条約改正をめぐる予備会談は結局、失敗に終わり、日本政府の期待は早くも裏切られることになる。歴史が証明するように、不平等条約の改正問題が完全に解決されるまでは、さらにおよそ40年の年月が必要となる<sup>5</sup>。

しかしながら、岩倉の一行は新政府の成立を国際的に認めさせると同時に、欧米諸国の事情を鋭く、そして深く観察することができた。久米邦武が編集した膨大な報告書『特命

<sup>1</sup> 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店 2002、9-22 ページ参照。

<sup>2</sup> 泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004 288-291 ページ参照。

<sup>3</sup> 武者小路実篤(1885-1976)は東京生まれの作家で、志賀直哉らと共に文学雑誌『白樺』を創刊した。彼の最も代表的な作品は「お目出たき人」、「その妹」、「人間万歳」などである。

<sup>4</sup> 詳しい年表は、田中彰『「脱亜」の明治維新 岩倉使節団を追う旅から』NHKブックス 1984、227-230 ページにある。この一冊は岩倉使節団の世界一周旅行を詳細に紹介するものである。

<sup>5</sup> 条約が完全に改正されたのは1911(明治44)年のことである(関税自由権が回復される)。しかし治外法権は1894(明治27)年に締結された日英通商航海条約において撤廃されたのである。

全権大使 米欧回覧実記』自体がこれらの任務が見事に達成されたことを証明している。つまり、岩倉使節団が条約改正には失敗しながらも、欧米諸国で得た政治的・技術的知識を確実に理解し、それを十分に活用したことは日本の近代化において極めて重大であったと言える。

岩倉使節団のイタリア訪問<sup>1</sup>（1873（明治6）年5月9日～6月3日）に際して、駐日イタリア公使フェ伯爵が一行の接伴掛として活躍するのは周知の通りである（本論の第4章1節参照）。

### [3-5-2—留守政府の活躍について]

岩倉使節団に参加したことによって、岩倉具視、大久保利通や木戸孝允などの維新政府首脳は1年10ヶ月もの間、日本を離れることになった。廃藩置県で旧幕藩体制と絶縁できたにも拘らず、その重要な時期に、新政府は新たな脅威に晒される恐れがあった。

しかしながら、祖国に残った者たちは国をしっかりと治めながら、様々な改革を進めた。太政大臣三條実美の下で、参議としては大久保と木戸と共に王政復古に決定的な役割を果たし、軍を掌握していた西郷隆盛、戊辰戦争に参加した板垣退助（1837-1919）、そして以前岩倉使節団の欧米派遣を提案した大隈重信（1838-1922）がいた。三條、西郷と板垣は政府に安定性を与える役割を果たしたが、殊に改革に力を入れたのは大隈、そして諸省に携わっていた井上馨（1835-1915）、山県有朋（1838-1922）、そして江藤新平（1834-1874）などの急進改革派だった。この政治家たちには、急変に対して慎重な姿勢をとっていた岩倉、木戸、大久保などのような人物たちが不在である間に、改革を実行させる仕事をほとんど何の妨害もなく推し進めることができた。

彼らは1871（明治4）年の「廃藩置県」に続く三つの大きな改革、つまり「学制」、「徴兵令」、そして「地租改正」を実行した。

第一に、1872（明治5）年9月に、明治政府が「学制」の公布によって、平民及び華士族各自男女の間で学問を広め、国家を強化するために、近代的な国民教育制度の基礎工事をした。この改革はもともと、全国を8つの大学区、各大学区を32の中学区、そして各中

<sup>1</sup> 岩倉使節団のイタリア訪問に関する、日本語で書かれた最も正確で詳細な専門研究は、岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会 1997 という一冊である。イタリアで刊行されたものとして、IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994 という資料集と、IWAKURA SHOKO (ed.), *Il Giappone scopre l'Occidente, una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto Giapponese di Cultura in Roma, 1994 というカタログも極めて興味深い。この2冊の中に、岩倉使節団や日伊関係などに関係する多くの写真も収録されている。

学区を 210 の小学区にわけ、各大学区に大学を 1 校、各中学区に中学校を 1 校、そして各小学区に小学校 1 校を設けるという計画であった。しかしながら、この計画は国民の実情に合わなかったもので、その完全な実現は不可能であった。そのため、1879 (明治 12) 年の「教育令」発布と同時に廃止されることになった。いずれにせよ、「学制」によって、全国に 2 万以上の小学校<sup>1</sup>が開かれた。その結果、1875 (明治 8) 年に男子小学校就学率は 50% を超える<sup>2</sup>ようになった<sup>3</sup>一方で、貧窮に苦しんでいた農民の間では、働き手であった子供を学校にとられることと、入学金の支払いを強いられることで、不満の声が高まっていくばかりだった。

第二に、1873 (明治 6) 年 1 月 10 日に、1872 年 (明治 5) 12 月の「全国徴兵ニ関スル詔」、及び「徴兵告諭」に続く「徴兵令」が発布された。この新しい軍制によって、満 20 歳の男性は身分を問わず (士族でも平民でも) 兵役に服しなければならなくなった。また、軍隊は洋式の軍備及び訓練を受けることになった。この政策によって、新政府は軍隊を近代的に組織できたものの、旧来の特権的身分に加えて、戦うという階級としての「存在理由」を失ってしまった士族の怒りと怨みを買う結果にもなった<sup>4</sup>。

第三に、太政官は田畑永代売買の禁止を解いてから、1873 (明治 6) 年 7 月 28 日に、いわゆる「地租改正」に着手した。この政策で、政府は土地制度、そして税制を抜本的に改革した。その内容を簡潔にまとめることにする。第一に、地価を課税の標準にし、旧来の収穫高の標準を廃止した。第二に、税率を 3% にし、それを収穫の豊凶によって変更できないと決定した。第三に、納税は現物でなく、金貨で支払うべしと定め、そして第四に旧来の土地保有権者を土地所有権者とした<sup>5</sup>。この政策も未だに不完全なところがあり、結局、農村社会に新たな不満の種を蒔くこととなった。

これらの改革以外に、留守政府は 1873 (明治 6) 年 1 月 1 日 (太陰暦明治 5 年 12 月 3 日) に、旧来の太陰暦を廃止し、太陽暦を導入した。この政策を採った政府にはもちろん太陰暦・太陽暦の変換問題を解決する意図があったが、実はそれだけではなかった。1872 (明治 5) 年は閏年で、ちょうど 12 月は閏月だった。12 月 3 日を突然 1873 (明治 6) 年 1 月 1 日に変換することによって、閏 12 月分の給料の支払いを行わずに済んだため、国家財

<sup>1</sup> この目覚ましい結果は江戸時代に「寺子屋」という手習所、つまり初等教育機関があったことによるものである。

<sup>2</sup> 女子の小学校就学率は 18.7% に過ぎなかった。

<sup>3</sup> 五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、322 ページ参照。

<sup>4</sup> 五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、322 ページ参照。

<sup>5</sup> 五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、324 ページ参照。



政的にも名案だったと言える<sup>1</sup>。このように、岩倉使節団が欧米を旅行している間、留守政府は「文明開化」、そして「富国強兵」の旗印のもとに、数多くの画期的な改革を進めた。しかしながら、それらは士族や農民が背負うべき負担を伴い、政府内にも様々な対立を発生させる逆効果もあったのである。

[3-5-3—フェ伯爵の休暇要求と岩倉使節団派遣の知らせについて]

ただし、フェ伯爵の一時帰国の動機は岩倉使節団の欧州訪問とは全く無関係である。以下は未刊史料を利用し、この事実を明らかにする。フェ伯爵は再度中国から横浜に入港してから僅か 5 日後に外務省に書簡を送り、暫くイタリアに帰国するための休暇を求めた。しかしながら、丈夫な身体を持ち主だったフェ伯爵は、書記官アレーゼやピサ、そしてロベッキなどのように、日本滞在中に病の苦痛を経験したわけではなく、むしろ、家族の事情で休暇を求めることになった。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Lègation d'Italie au Japon. Serie Personale N.3* *Yokohama, 10 Luglio 1871*

*A S.E Il Cav.r Visconti Venosta Ministro per gli Affari Esteri, Roma*

*Eccellenza*

*[...]Ho bisogno di chiedere a V. E. un congedo normale a senso dell' Art.28 del Regolamento, reclamato dall' urgenza di determinare i miei affari domestici per la morte di mio Padre.*

*Ne profitterei nel lasso di tempo fra la chiusura dell' attuale campagna bacologica all' apertura delle conferenze per la rinnovazione dei trattati col Giappone (Serie Commerciale) comprendendo così la fine dell' attuale ed il principio del prossimo anno giapponese, tempo di ferie burocratiche in questi paesi.*

*Quello stesso sentimento che non mi permise di chiedere prima d'ora il congedo, tosto ebbi la notizia del domestico lutto, giacchè dovea compiere la missione in China e trovarmi qui di ritorno all' arrivo dei semai, mi impedirà pure di profittare del favore che chieggo se altre cause di servizio qui reclameranno la mia presenza.*

<sup>1</sup> 泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004、204-206 ページ参照。

*Preferirò sempre l' utilità del pubblico ufficio ai miei privati interessi, e col sollecito viaggio che mi propongo di fare potrò informare V.E. di viva voce sulla grave questione che si agita in China ed avere quelle istruzioni sia per China o Giappone che potranno rendere più efficaci queste missioni. [...]*

*Un sollecito riscontro di V. E. a questa mia domanda mi sarà grato come segno di speciale benevolenza.*

*Accolga, Signor Ministro, i sensi del mio profondo ossequio.*

*Fè<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

在日イタリア公使館。職員報告第3号

1871年7月10日、横浜にて

イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ閣下 ローマ

閣下 [中略]

父親の他界に際し、我が家庭の事柄を定める必要性に駆り立てられ、小生は閣下に規定の第28条に準じる普通休暇を依頼しなければなりません。

そのために、今年の蚕卵仕入れ期の終了と日本の条約改正とをめぐる会談の開幕（商業関係報告書を参照）までの期間を利用したいと存じております。このようにすれば、官僚政治の休暇とちか合う日本暦の今年の終わりと来年の初めもその期間に含まれることとなります。

小生が今まで中国における任務を果たし、蚕卵商人たちの来日を迎えるためにここに帰らなければならなかったため、我が家にあった不幸の知らせを耳にした時でさえ、すぐに休暇を願い出なかったのと同様な気持ちから、他の原因により、小生がここに留まらなければならない事態が生じた場合は、願い出た休暇を利用することはないでしょう。

小生は、必ず私事よりも公務に役立つことを優先します。そして、小生が計画する短期間の旅行で、中国で発生した深刻な情勢について、閣下に口頭でお知らせすると共に、中国と日本とにおける公使館の活動の効率性を高めるために必要な指示を得ることができましょう。[中略]

小生の依頼に対する閣下の迅速な対応を、ご愛顧の証拠として、有難く存じます。

敬具 フェ

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年7月10日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale N.3 (未刊)

<sup>2</sup> 日本語訳と一部省略は本論の筆者によるものである。[中略] も本論の筆者によるものである。

この書簡からすると、フェ伯爵が父親の死亡を耳にしたのは中国へ渡る前のことである。いずれにせよ、上記の書簡で、フェ伯爵は帰国するための許可を求めながらも、日本や中国で止むを得ない用事で引き留められる場合、帰国を延期する可能性を表している。

ちょうどフェ伯爵がイタリア外務大臣の返事を待っていた頃、日本では 1871 (明治 4) 年 8 月末に廃藩置県の詔が発せられる。その頃の政治関係の報告書<sup>1</sup>において、フェ伯爵は日本が迎えている大きな改革について長く述べている。

この書簡に対するヴィスコンティ・ヴェノスタの返事は 9 月 8 日に送られ、フェ伯爵の手に渡ったのは 11 月上旬のことである。その書簡は発見されておらず、その詳しい内容は不明であるが、大臣はフェ伯爵の一時帰国を許したものの、出発をフェ伯爵が望んでいた期間ではなく、1873 (明治 6) 年 3 月に決定した<sup>2</sup>。

大臣の書簡を受けてからおよそ 2 週間後 (11 月 22 日の書簡を参考) に、フェ伯爵は初めて日本政府から岩倉使節団の欧米派遣について報告を受ける<sup>3</sup>。

#### [3-5-4—フェ伯爵の一時帰国—公式の発表について]

フェ伯爵が初めてイタリア外務大臣に 1871 (明治 4) 年秋に許可された休暇を利用する旨を報告したのは 1872 (明治 5) 年 12 月 2 日のことである。以下に彼がその日に書いた書簡を挙げる。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Legazione d' Italia al Giappone N.15 Affari in Genere Tokio, il 2 Dicembre 1872*  
*A Sua Eccellenza Il nobile Cavaliere Visconti Venosta, Ministro degli Affari Esteri, Roma*  
*Eccellenza*  
*Qualora V. E. non mi mandi ordini in contrario ne' primi giorni di Marzo io partirò in*

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871 年 8 月 21 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.13 (未刊)、1871 年 9 月 4 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.14 (未刊)

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872 年 12 月 2 日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.15 Affari in Genere (未刊)

<sup>3</sup> 岩倉使節団の出発やメンバーなどに関するフェ伯爵の報告書は、岩倉翔子氏によって丁寧に紹介されている。これらの書簡とその付録のイタリア語・フランス語の原文も収録されている。岩倉翔子「未刊行イタリア外交文書—岩倉使節団関係資料(一八七一年十一月～十二月)一」、就実女子大学史学科 編『就実女子大学史学論集』(第 15 号) 就実女子大学史学科 2000 参照。これらの書簡はイタリア外務省歴史外交資料館に保管されている。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871 年 11 月 22 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.17、1871 年 11 月 30 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡 (付録付)。Serie Politica N.18、1871 年 12 月 20 日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡 (付録付)。Serie Politica N.19

congedo ordinario, a seconda del riverito Dispaccio S. N. "Personale" dell' 8 Sett. 1871.

*È opinione del Governo Giapponese, che le negoziazioni pe' nuovi Trattati non avranno luogo, che al principio del 1874, ed in aspettativa di queste è arenato ogni lavoro d' importanza politica generale. Non mi resta più alla Legazione alcun affare pendente, e prima di partire avrò stabilito col Governo Imperiale le norme relative alla bacologia pel prossimo anno.*

*Per ciò che riguarda la Legazione in China non è a prevedersi urgente bisogno della mia presenza a Pekino durante il tempo del mio congedo.*

*Partendo io all'epoca sopra indicata è quasi certo che il mio arrivo in Italia coincida con quello dell' Ambasciata Giapponese; e per questa eventualità io mi permetto proporre a V. E. che voglia autorizzarmi a condurre meco l' Interprete della R. Legazione, essendo assai più decoroso, che il Ministero abbia un suo proprio impiegato per intendersi con questi alti funzionari, come fece in tale occasione l' Inghilterra, e la Francia. Il sig.r Yoscida non chiederebbe che un passaggio di 2da classe su' postali inglesi, ove per la sua qualità d' impiegato al servizio regio costerebbe solo metà prezzo; ed inoltre una piccola indennità di soggiorno, il che tutto non farebbe oltrepassare il complessivo bilancio per interpreti; e guardie di questa Legazione, come in dettaglio farò conoscere in serie "Contabilità".*

*A queste condizioni il sig. Yoscida farebbe un contratto di servizio per tre anni, il che sarebbe utilissimo a questa R. Legazione, giacchè in caso diverso non posso esser sicuro di conservarlo, essendo ricercatissimi gl' interpreti pel moltiplicarsi degli affari internazionali in questo paese, ed assai facile a' migliori interpreti giapponesi entrare al servizio consolare, e diplomatico del loro paese.*

*Per ciò che mi riguarda personalmente non ricevendo nuove istruzioni, riterrò confermato il permesso di congedo, accordatomi nel surriferito Dispaccio. E darò esecuzione al progetto del condurre meco l' interprete solo nel caso, che all' epoca della mia partenza codesto Ministero mi riconferma la probabilità del mio incontro costà coll' Ambasciata Giapponese, e che l' E. V. non m' abbia a questo proposito inviato per telegrafo ordini in contrario. Accolga, Signor Ministro i sensi del mio profondo ossequio. Fè<sup>1</sup>*

---

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872年12月2日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.15 Affari in Genere (未刊)

〔日本語訳<sup>1</sup>〕

在日イタリア公使館 第15号 雑務

1872年12月2日、東京にて

外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ閣下殿 ローマ

閣下

閣下から以下と相違する指示を受けなければ、小生は1871年9月8日付の職員関係無号の貴翰に応じて、3月上旬に普通休暇のために出発致します。

日本政府によると、条約改正をめぐる会談は1874年の初め頃に開催されることになり、それを待っている間、重要政策計画は全て頓挫しました。小生は公使館で未解決の問題も残しておらず、出発前に日本政府と来年度の養蚕関係規定を定める予定です。

中国における任務に関しては、小生の休暇期間中に、北京における滞在を必要とする急用は生じないだろうと存じております。

上述の時期に出発すれば、小生のイタリア到着は日本使節団の到着と同時になることがほぼ確実です。この可能性に応じて、小生は公使館の通訳を共に連れて行くことを認めるように閣下に提案させていただきます。なぜなら、この高官たちと理解し合うために、その際イギリスやフランスがしたように、外務省に正式に雇用された者がいた方が適切であるからです。吉田氏は、王国公務員の身分であるため半額となる英国郵船の二等船旅、そして小額の滞在費しか求めておりません。小生が後に会計関係の報告書を以って知らせるつもりであるように、これらの費用は合計で、本公使館の通辯・衛兵の予算を上回るものではないでしょう。

以上の条件で、吉田氏は3年間の雇用契約を望んでいます。それは本公使館に大変役立つことです。日本における国際事が増加するにつれて通辯が多く求められ、優秀な通辯にとって自国の領事・外交官になるのが大変容易であるので、そうしないと、小生は彼を利用し続けられることを保証できません。

小生の個人的なことに関しては、新たな指示がなければ、上述の書簡において与えられた帰国の許可が承認されているとさせていただきます。また、貴省によって小生の日本視察団との合流が再確認され、閣下から、電信を以ってこの旨に関する修正命令を受けなかった場合に限って、小生は通辯を連れて行く計画の実行に移します。 敬具 フェ

<sup>1</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

この書簡は、通辯吉田要作の雇用やイタリア派遣に関する貴重な事情を提供する以外にも、本論で検討した1871（明治4）年7月10日付の書簡と共に、フェ伯爵の一時帰国は岩倉使節団のイタリア訪問と重なることになったのは偶然だったという知られざる側面を明らかにするものである。フェ伯爵は1872（明治5）年末頃に、岩倉使節団の接伴掛りとなる可能性が充分にあったため、その準備を整え始めていた。それは、彼にとって、日本政府のイタリアに対する好感と共に、日伊蚕卵貿易を奨励する新たな便宜や特権を勝ち取るための最大のチャンスだったからである。

岩倉使節団のイタリア訪問に際するフェ伯爵の活躍は、岩倉翔子氏が『岩倉使節団とイタリア』において詳しく扱っている。次章では、主にこの先行研究に基づき、その最重要ポイントのみを取りあげることとする。そして、イタリア、ならびに日本で収集した未刊の史料を利用し、岩倉使節団のイタリア訪問がほぼ完了されている時にイタリアに入国した養蚕視察団の訪問などに際するフェ伯爵の役割に焦点を当てて検討する。

## ■第4章■フェ伯爵の一時帰国—イタリアでの活躍について

### [4-1] ～フェ伯爵の帰国と岩倉使節団のイタリア訪問について～

#### [4-1-1—フェ伯爵のイタリア到着について]

第3章5節で明らかにしたように、フェ伯爵が1871（明治4）年夏に父親の死去を理由に求めた休暇は1873（明治6）年2月25日に利用されることになった。その時期に帰国することで、フェ伯爵はちょうどウイーン万国博覧会の開会式に出席し、岩倉使節団及び日本養蚕視察団の接伴掛として活躍することができた。本章では、日本を出発してからのフェ伯爵の移動をフォローしながら、彼が如何にヨーロッパにおける日本政府の活動を支援したかという点を明らかにしたい<sup>1</sup>。

フェ伯爵は、ウイーン万博の副総裁佐野常民と共にアレクサンドリア経由でヨーロッパへ赴いた<sup>2</sup>。佐野は同時に、日本政府から駐ローマ日本弁理公使に任命されていたので、信任状提出のためにローマへ赴く予定だった。しかしながら、1873（明治6）年4月7日に佐野自らがイタリア外務大臣に送った書簡<sup>3</sup>からも判明するように、彼はウイーン訪問を優先し、ローマ赴任を延期することになった。

そのため、13日にイタリア南部ブリンディシ（Brindisi）に入港した佐野は、すぐにローマへ赴いたフェ伯爵と別れ、ヴェネツィアへ赴いた<sup>4</sup>。一方で、佐野は駐ヴェネツィア日本領事中山讓治<sup>5</sup>と会見してから、博覧会の開会式に出席するためにウイーンへ赴いた。他方で、フェ伯爵はローマで外務大臣や農工商大臣などと会見し、口頭で日本及び中国の情

<sup>1</sup> ただし、フェ伯爵のイタリアでの移動をより詳しく追うために、公文書だけでなく、当時イタリアで刊行された日刊紙の報道に含まれた情報なども利用することにする。

<sup>2</sup> ちなみに、ウイーン万博の日本委員会の一員で、1873年5-6月にイタリアを訪問した養蚕視察団を率いることになる佐々木長淳もフェ伯爵や佐野と同じ船でヨーロッパへ赴いたとみられる。この情報は、佐々木の著書『微粒子病蠶之類末』に含まれた自伝に基づくものである。佐々木長淳『微粒子病蠶之類末』佐々木長淳 1907、34ページ参照。

<sup>3</sup> この書簡の英語文、及び当時の日本語訳は、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、44-45ページで紹介されている。この書簡で、佐野は改めてフェ伯爵の日本における活躍を褒める。

<sup>4</sup> 『ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア』（La Gazzetta di Venezia）、1873年4月14日号参照。

<sup>5</sup> 中山讓治（1839（天保10年）年6月15日—1911（明治44）年）、江戸生まれ、幕臣瀬戸本太夫の息子である。1857（安政4）年に、長崎で蘭学・英学を学び、1865（慶応元）年に横浜仏蘭西語学所伝習生となり、フランスに留学し、そこで兵学を学んだ。1870（明治3）年に、蚕卵紙の海外販路を拡大させるために、イタリアに派遣された。また、1872（明治5）年に外交官（総領事）になり、ヴェネツィアへ赴き、翌1873（明治6）年5月9日にそこで領事館を設けるが、1874（明治7）年3月8日に太政官がそれを廃館する決断をとった故、同年10月17日に帰国した。五ヶ国語に通じていたという。『海を越えた日本人名事典』より。中山讓治、在ローマ日本公使館と在ヴェネツィア日本領事館に関する更に詳しい情報は、石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999、17-24ページ、に含まれている。

勢を説いた。その後、26日にヴェネツィアに到着したフェ伯爵も、翌朝ウイーンに向かって出発した<sup>1</sup>。

いずれにせよ、フェ伯爵はウイーンに長く滞在しなかった。万博開会式の数日後、彼は岩倉使節団の出迎えに行くためにイタリアに戻った<sup>2</sup>。

#### [4-1-2—岩倉使節団のイタリア訪問について]

この点は既に深く研究されているため<sup>3</sup>、本論では、『米欧回覧実記』、及び岩倉翔子氏の先行研究『岩倉使節団とイタリア』などに基づき、一行の行程などを概観するに留める。

横浜港から出発してからおよそ一年半が経過した頃、1873（明治6）年5月7日に、一行はアメリカとヨーロッパの多くの国々を回覧してから、ミュンヘンを出発した<sup>4</sup>。チロル地方（Tirol）のインスブルック（Innsbruck）、そして当時オーストリア領であったボルツァーノ（Bolzano）、トレント（Trento）とロヴェレート（Rovereto）経由で、使節団は翌8日にイタリアに入国した。

久米邦武は『米欧回覧実記』で、イタリアに関して次のようなコメントを残している。その中には、儒学者久米が持っていた「イタリア観」が露骨に現れている。

<sup>1</sup> 「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」（La Gazzetta di Venezia）、1873年4月27日号参照。

<sup>2</sup> フェ伯爵帰国後の動きに関しては、岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、91-93ページ、を参照。岩倉氏が指摘するように、『木戸孝允日記』によると、岩倉使節団と別れ、万博の開会式に出席した木戸がウイーンからイタリアへ赴いた頃はフェ伯爵と同じ列車に乗っていたことが分かる。「同五日 晴六字出宿佐野公使渡邊書記小松書記送てステーションに至る伊太利公使も一行中の蒸車にて歸國せり」、木戸孝允『木戸孝允日記』（第二巻）、早川出版、1933、358ページ参照。

<sup>3</sup> もちろん、岩倉使節団のイタリア訪問に関する最も詳しい日本側一次史料は『特命全権大使 米欧回覧実記』（第73-78巻）である。久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』（第四巻）岩波文庫 1977、252-357ページを参照。最も詳しい先行研究は、イタリアの資料館や古文書館で発見された多種の資料を活用する岩倉翔子の『岩倉使節団とイタリア』である。この先行研究を補うものとして、岩倉翔子「未刊行イタリア外交文書—岩倉使節団関係資料（一八七一年十一月—十二月）—」、就実女子大学史学科 編『就実女子大学史学論集』（第15号）就実女子大学史学科 2000、189-213ページ、岩倉翔子「イタリア日刊紙掲載記事—岩倉使節団のフィレンツェとローマ訪問—」、就実女子大学史学科 編『就実女子大学史学論集』（第16号）就実女子大学史学科 2001、191-205ページもある。更に、太田昭子「岩倉使節団のイタリア訪問」、芳賀徹編『岩倉使節団の比較文化史的研究』思文閣出版 2003、148-229ページ、そしてフェ・ドスティアーニ伯爵の活躍を中心としたシルヴァーナ・デマイオ「一八七〇年代のイタリアと日本の交流におけるフェ・ドスティアーニ伯爵の役割」、米欧回覧の会 編『岩倉使節団の再発見』思文閣出版 2001、67-76ページなどがある。もちろん、田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの米欧』講談社現代新書 1977、田中彰『明治維新と西洋文明 —岩倉使節団は何を見たか—』岩波新書 2003、田中彰『「脱亜」の明治維新 岩倉使節団を追う旅から』NHKブックス 1984、田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの欧米』講談社現代新書 1977の中にも、主に『米欧回覧実記』に見る岩倉使節団のイタリア訪問に関する部分が含まれている。岩倉使節団について、英語で大変参考になるものはNISH, Ian (ed.), *The Iwakura mission in America & Europe. A new assessment*, Japan Library, 1998、そしてMAYO, Marlene, *The Iwakura Mission to the United States and Europe. 1871-1873, in Researches in the Social Sciences in Japan*, Columbia University East Asian Studies, 1956, VI, pg. 28-47である。イタリア語では、IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994、そしてIWAKURA SHOKO (ed.), *Il Giappone scopre l'Occidente, una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto Giapponese di Cultura in Roma, 1994を参照。

<sup>4</sup> IWAKURA, Shoko (ed.), *Il Giappone scopre l'Occidente, una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto Giapponese di Cultura in Roma, 1994, 119ページ参照。



〔日本語原文〕

〔前略〕古語ニ曰、沃土之民情ト、此一語ハ、地球ニ通シテ、不易ノ諺トイフベシ、「アルプス」ノ山ヲコエテ、以太利ノ境ニ入レバ、頓ニ面目ヲカユルヲ覺フ、山秀テ水清ク、空氣清暢ニシテ、土壤肥腴ナリ、草木ミナ茂シ野芳モ妍妍トシテ、美ヲ争フ、然ルニ路傍ニハ、除カザル蕪草アリ、市街ニハ私ハサル塵芥アリ、農ハ野中ニ偃臥午睡シ、或ハ路隅ニ箕踞盤傲ス、馭夫ハ車中ニ睡リ、馬ニ任セテ路ヲ過ス、市中ニハ便服ニテ箕踞シ、酒ヲ飲ミ拇戦ス、或ハ一家団欒シテ飲食ヲナシ、其生業ニ於ル、通シテ勦勵ノ氣象ニ乏シク、北方諸国トハ、頓ニ異俗を覺ユルなり、〔後略〕<sup>1</sup>

岩倉使節団がイタリアに到着した頃、副使木戸・大久保は既に帰国の途についていたため、その構成員の人数は僅か 15 人程度に減少していた。規模をかなり小さくした使節団は以前より簡単に移動することができるため、フェ伯爵が担っていた接伴の任務が比較的容易となったことが推測される。

岩倉翔子氏が『岩倉使節団とイタリア』において紹介する史料によると、イタリア政府が岩倉使節団のイタリア入国を確実に知ったのは 4 月末で、慌しくその受け入れの準備に着手したことが窺える<sup>2</sup>。更に、イタリア政府が使節団やその到着予定日に関する詳しい情報を把握していなかったため<sup>3</sup>、一行の受け入れにあたってのミスまで生じることになった<sup>4</sup>。

岩倉使節団が最初に訪問した都市はフィレンツェである。一行は 5 月 9 日早朝にそこに到着し、フェ伯爵の出迎えを受けた。この点に関し、『米欧回覧実記』には次の記述が現れる。

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』（第四巻）岩波文庫 1977、266 ページ出典。

<sup>2</sup> 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、53-56 ページ参照。

<sup>3</sup> フェ伯爵が 4 月末に外務省総務局長イサッコ・アルトムに送った電信によれば、使節団が 5 月 10 日にローマに到着する予定であるという情報しかない。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、53 ページ参照。（アルトムの書簡のイタリア語原文は IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994、26 ページ参照。

<sup>4</sup> 5 月 9 日は岩倉使節団がフィレンツェに到着した日である。その日に、ヴェローナ県知事ファラルド氏 (Carlo Faraldo) が外務省に一つの報告を送った。8 日の午後 3 時 15 分過ぎに外務大臣は、日本使節のヴェローナ到着を知らせるためにこの人物に電報を打った。したがって、ファラルド氏は慌ててヴェローナ駅に係員を送り、王族専用の列車を使節団のために用意させたが、結局使節団はもうヴェローナを発ちフィレンツェへ向かっているところだった。この長い手紙はイタリア側の極めて非効率的な情報管理の証拠として興味深いものであり、『米欧回覧実記』に記されていない事実を呈示する。IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994、26 ページ参照。この史料は日本語でも紹介されている。岩倉翔子、「日欧交流史研究の盲点 ―岩倉使節団のイタリア訪問の場合―」、『あろーら』2000 年春・第 19 号、「21 世紀の関西を考える会」事務局、88-100 ページ参照。

〔日本語原文〕

伊太利政府ヨリ、元日本在留公使「カウント」〈爵名〉「ヘートスチェンニー」氏ヲ接伴掛として、此ニ出迎へ款接ヲナス、<sup>1</sup>

フェ伯爵は岩倉使節団がイタリアを出国する6月3日まで、一行に随行した。

岩倉使節団はフィレンツェのグランデ・アルベルゴ・レアーレ・デッラ・パーチェ (Grande Albergo Reale della Pace) に宿泊した。9日午前からフィレンツェの中心部にあるサンタ・マリア・デル・フィオレ (S.Maria del Fiore) 教会、町の美術館 (Galleria degli Uffizi) やナツィオナーレ博物館 (Museo Nazionale) などを見学した。午後はカシーネ (Cascine) 公園を馬車で回った。

翌10日に、岩倉使節団は徒歩でフィレンツェ市内にあるモザイク師の家や日本物産店を見学し、午後は馬車で郊外のドッチャ (Doccia) 磁器製造工場を訪れる。その後、フィレンツェの周辺にある桑畑を馬車で走り回る。ちなみに、久米邦武は『米欧回覧実記』第74巻において、初めてイタリアの養蚕方法に関する記述を行っている。

〔日本語原文〕

〔前略〕此日ハ、仏羅稜府ノ鄙ヲ車行シ、回覧スルニ、近郊正に春色闌ニ、日輝煌煌トシテ、春服ノ重キヲ覚フ、午気人ヲ悩マシ、路傍ニ堰臥シ、或ハ車ニ睡リ馬ニ任せ行ク農夫ヲミル、野路ハ修マラス、墻壁往往ニ壊レ、黄塵車ヲ趁テ来ル、路側ニ多ク桑樹ヲ以テ、行樹トナシタルヲミル、正ニ養蚕三眠ノ候ニテ、蚕家ノ奴アリ、桑樹ヲ撿メテ葉ヲ抄シトリ、編筐ニ充テルヲ見ル、伊太利ニテモ、桑葉ハ尽ク畦ノ株裁ヨリ刈取テ用フルニハアラス、又巨樹ヲナサシメテ、其葉ヲモ抄取スルコトモアレハ、我邦ニ異ナラサルヲ知ルヘシ、

伊太利養蚕ノ大略ヲキクニ、凡養蚕ノ室ハ、清浄ヲ尚ヒ太陽ノ光線ト、空気ノ蕩滌ニ、心ヲ用フルヲ要ス、故ニ養蚕ノ室ハ、「コロール、カルキ」水ニテ、白鉛漆粉ヲ和調シ、屋壁、及ヒ諸器具ヲ塗り、又、「コロール、カルキ」ニ、「ビトリオル」ヲ和シテ沸騰セシメ、速ニ戸ヲ開テ、一昼夜放チ置ケハ、室中ノ悪臭悪気、ミナサリテ清浄トナル、是室ヲ清ムル法ナ

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』（第四巻）岩波文庫 1977、272ページ出典。〈〉中のもも原文のまま、本論の筆者が追加したものではない。

リ、蓋「コロール」瓦斯ハ、滅臭滅色ノ性強ク、欧州ニ於テ、晒白劑、臭氣止メ、及ヒ空氣ヲ清ムル薬トナシ、近年ニハ益多量ニ製スルヲ以テ、価モ下科ナレトモ、伊太利ノ郡村ニテ、家家ニ蚕ヲ養フハ、ミナ必ス此清浄法ヲ行フニハ非ス、民家ナドニテハ、一二ノ棚ヲ天井ヨリ鈎下シテ、其上ニテ養蚕ヲナシ、一家男女、ミナ其同室ニ寢處シテモ、注意ヲ厚クシ、室内ヲ清浄ニシ、飼方ヨキモノハ、良好ノ絹糸ヲ得テ、利潤多ケレトモ、大家豪農ノ通習ニテ、只白塗薬水法ノミ備ヘ、巨大清美ノ蚕室ヲ設ケルモ、主人親ラ養飼ニ心ヲ用ヒテ手ヲ下サス、傭工ヲ指揮スル悪シキモノハ其蚕悪クシテ利潤ナシト、夫レ利潤ハ、勤勞ノ価ニテ、名譽ハ精勉ノ効ナリ、徒法を講シテ實際ニ懶ナル豪家、徒ニ財本ヲ持メハ、理勝テ実副ハサルコトハ、何国モ同シキコトヲ知ラレタリ、○扱春抄ニ、蚕種ヨリ孵化スルニ及ヘハ、清浄ノ紙ニ、無数ノ小孔ヲ穿チタル面ニ、桑葉ヲ細剉シテ撒布シ、之ヲ種紙ノ上ニオケハ、勢力遅シキ蚕ハ、其葉ヲ食ハント、親ラ孔ヨリ脱ケ出テ、紙上ニ上ル、因テ其虫ハ、紙ノマヽニ別筐ニテ飼フ、中ニ紙上ニ出ルヲ得サル蚕アレハ、勢力微ナルモノニテ、之ヲ別筐ニ養フ、其後初眠ヨリ、四眠ニ至マテ、飼養ノ法ハ、略我邦ト同シ、室中ノ温度ハ<sup>サンチグラフ</sup>百度表ノ十六度有半ヨリ、十五度マテノ温ヲ失ハサラシム、故ニ室内ニハ、必ス火罎ノ設ケアリ、是ニ焚ク材ハ、多ク桑条ヲ焼ク、蓋シ經濟ノ目的ニヨリテ然ルナリ、雨天ニハ、其火氣ニテ、温溽ナル空氣ヲ消散セシメテ、清浄ナル空氣ヲイルハ、罎ノ前面ニハ、「フランケット」<sup>ツキタテ</sup>ノ歩障ヲオキテ、火氣ノ直射ヲサク、窓ニハ必ス白布ヲ垂レテ、日光ノ直射ヲ防ク、雨天ニハ、紙戸ヲ閉テ、温ヲ防キ、晴ニハ簾ヲタレテ、光線ヲ蔽遮ス、除糞ノトキ、蚕身ヲ指、或ハ簞<sup>ハシ</sup>ニテモ、撮ミトルコトハアルナシ、必ス小孔ヲ穿チタル髮、若クハ糸ノ網ヲ以テ、蚕筐ヲ覆ヒ、其上ニ桑葉ヲ撒布スレハ、蚕自ラ其葉ニ上ルヲ待テ、糸網を引揚テ、他筐ニ送ル、其残りタル無氣力ノ蚕ハ又別筐ニ蓄フ、凸鏡ヲ以テ、時々ニ蚕身ヲ照シテ、其病アルヤ無ヤヲ診察ス、四眠ノ後ニ、宿蚕ノ法種種アリ、或ハ麦稈菜茎ヲ束ネ、或ハ叢枝ニ上セ、或ハ細ニ角木ヲ組合セルアリ、鉤屑ヲ集メテ宿セシメ、或ハ桑枝ノ上、直ニ細枝ヲ堅連ネテ、宿セシム、蚕ノ性質ニヨリテハ、堅枝ニ登リ宿セシメ、或ハ横積セシ枝ニ下リ宿セシム、スベテ宿蚕ノトキハ、百度表ニテ温十七八度ヲ要ス、 [後略]<sup>1</sup>

一行は、フィレンツェをわずか 2 日間で見回った後、再び蒸気車に乗り、イタリア王国の首都ローマへと向かった。11 日早朝にローマに到着した岩倉たちは、駐伊日本総領事中山讓治に歓迎され、宿泊先ホテル・コスタンツィ (Hotel Costanzi) へと向かった。翌日、

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』(第四卷) 岩波文庫 1977、282-284 ページ出典。

イタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタを訪問し、イタリア王への謁見を申請した。午後、一行は馬車でサン・ピエトロ広場 (Piazza San Pietro)、サンタンジェロ城(Castel Sant'Angelo)、パンテオン (Pantheon)、コロッセオ (Colosseo) やその他の旧跡を回覧した。そして、13日に、岩倉たちは初めてイタリア国王の前に立ち、国書を捧呈し、夕方は下院議会 (Camera dei Deputati) を訪問した。

翌14日に、夕方から王宮にて岩倉使節団をもてなすために晩餐会が開かれた。15日から17日までの期間に、一行はじっくりとローマを回覧した。15日の兵屯營所の見学を終えてから、一行はローマの城外壁周辺にある養蚕所及び桑樹畑を見学することになった。久米は『米欧回覧実記』において、改めてイタリア養蚕・製糸業に関する記述を載せる。

〔日本語原文〕

〔前略〕○帰路ニ、羅馬城外壁ノ辺ニアル、養蚕ヲ一見ス、是ハ二層ノ小室ニテ、楼上ニ棚ヲ連ネテ養フ、玻璃ノ窓ハ、韋簾布幔ヲ以テ、光線ヲ覆ヒ、空中ニ風ヲ通スル口ナシ、棚上ニハ箱ノ底ナキ格子ヘ、縦横ニ糸ヲ張りテ、上ニ厚キ紙ヲ席トシテ養フ、温ハ「セ」氏ノ十九度ナリ、正ニ三眠ノ最中ニテアリケリ、其内ニハ眠ラサル虫モアレトモ、是ハミナ其勢力健ナラヌヲ覚ヘタリ、桑葉ハ四眠ノトキマテ裁判シテ食ハシム、凸鏡ヲ以テ虫ヲ照ス、之ヲ要スルニ、養蚕ノ方ハ、日本ト大抵相同シ、然則日本生糸ノ備乏シキハ、只唯製糸ニ拙ナルニヨリ、勝ヲ欧州ニ譲レルノミ

伊太利ニテ干繭ヲ作り、生糸ヲ製スル大略ヲ問フニ、干繭ノ装置ハ、各家ニテ同シカラス、皆其慣用セルヲ主張スレトモ、大略ハ兩式ノ装置ニスキス、其一ハ尋常ノ屋壁ニツイテ、中央、或ハ壁側ニ、火罐ヲ設ケ、煉火瓦ヲ以テ、其罐火ヲ導キ、壁ニソフテ回旋セシメ、室内ノ温熱ヲマシテ、繭中ノ虫ヲ燥殺ス、此式ハ輕便ニテ繭ノ乾燥ニモ、良善ナルニ似タリ、其一ハ煉火瓦ヲ以テ別ニ小室ヲ作り、周囲ノ壁内ニ、火道ヲ施シ、傍ニ竈ヲ設ケ、薪ヲ焚キテ、四方ノ火道ヘ火氣ヲマハシ、室内ノ熱度ヲスヽメテ、一方ノロニ戸アリ、鉄道ヲ作り、繭ヲ積重ネタル棚車ヲ、室ヨリ出入ヲナス、凡繭中ノ虫ヲ燥殺スル熱度ハ、「セ」氏ノ六十度ニテ、十六時、乃至二十四時ヲオキテ殺ストナリ、其後ニ干繭ヲ棚ニタクハヘ、日ニ一度ツヽ撒開シテ、空氣ヲ通シ、太陽ノ光線ニ暴露シテ、曝乾スルヲ禁ス、繭ヲ蓄フ室ニモ<sup>ストーブ</sup>暖罐ヲオキ、常ニ十六度ノ温ヲ失フナカラシム、○糸ヲ挽キテ糸トナスハ、器械一ナラス、大小ノ差モ甚タ不等ナリ、或ハ二百馬力ノ蒸氣器ヲ用フルアリ、又四五馬力ノ蒸氣器ヲ用フルモアリ、水ニ便ナル所ハ、水

車ヲ用フ、水車ニ豎輪臥輪ノニアリ、臥輪ヲ便ナリトス、小ナルハ器械ノカヲ仮ラス、人カノミニテ製スルヲ常トス、一鍋ニテ、二条乃至四条ノ糸ヲ挽ク、挽糸ノ紅女二人コトニ、一人ノ女ヲ配シテ、ロヲ立シム、或ハ六人ニ、一ノロ立女ヲ配スルモアリ、挽糸ロ立ヲ一女ニテ兼ルモアリ、又籠ヲ毎鍋ニ設クル、我国ノ如キハ甚ダ希ナリ、繰車ノ製ハ、家家人人ニ慣用アリ、大小得失、一一ニ論述シカタシ、是製糸ノ大略ナリト、[後略]<sup>1</sup>

ちなみに、ローマの日刊紙「ファンフッラ」(「Fanfulla」)の1873年5月20日号に掲載された記事によると、岩倉たちが訪れた養蚕場はニコロ・ノヴェット(Niccolò Novelletto)という人物が所有する規模の相当大きいものだったようである。この養蚕場はローマのサン・セバスティアノー門(Porta San Sebastiano)周辺にあるとも書かれている<sup>2</sup>。養蚕場の主人はフェ伯爵の知人だったか否かは不明であるが、岩倉使節団にその見学を勧めたのはフェ伯爵だったことも推測できる。いずれにせよ、イタリアの最も代表的な養蚕地域は、岩倉使節団がほとんど足を踏み入っていないロンバルディア州及びピエモンテ州<sup>3</sup>にあった。

18日に、岩倉たちはついにイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタと会見した。そこで、一行は条約改正をめぐる会談<sup>4</sup>を行ったが、イタリア外務大臣がその件に関して非常に慎重な姿勢をとっていたため、岩倉使節団には交渉の余地もなく、具体的な成果を収められなかった(この点に関して詳しくは、本論の第5章3節を参照)。

19日の夜、使節団はローマを発って、南へ向かった。翌日早朝に、一行はナポリ付近の町カゼルタ(Caserta)に到着した。ここで、午前中に壮麗なカゼルタ王宮(Palazzo Reale、又はReggia di Caserta)及びその庭園を訪問した。夕方にカゼルタを発ち、ナポリのホテル・デュ・グラン・ブレターニュ・エ・アングレテール(Hotel du Grand Bretagne et d'Angleterre)に到着した。ちなみに、『米欧回覧実記』によれば、ここで、フェ伯爵は岩倉たちのために鯛を用意させていた。

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』(第四卷)岩波文庫 1977、312-313 ページ出典。

<sup>2</sup> 日刊紙「ファンフッラ」(「Fanfulla」)、1873年5月20日号参照。

<sup>3</sup> 実際、副使伊藤と山口は数日間、岩倉大使が体調不良のためにヴェネツィアに留まっていた頃、フェ伯爵と共に、ブレッシェ及びミラノを訪れた。ただし、この訪問の記録が『米欧回覧実記』に遺されていないため、非公式の訪問とすべきである。

<sup>4</sup> この会談の内容は日本国外務省編『日本外交文書』(第六卷)1955 101-103 ページに収録されている。[5月18日 条約改正ニ關シ伊國側ノ見込照會ノ件]。本対話の解説は、石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、93-94 ページに行われている。

〔日本語原文〕

〔前略〕魚鮮ニシテ腴美ナリ、此ニテ紅鬣魚ヲ宰ス、日本ヲ発スルノ後ニ、此魚ヲ食シタルハ、唯此国アルノミ、欧州ノ俗、一般ニ肉食行ハレ諸畜ノ肉ハ、常茶飯ニ比スヘシ、反テ魚肉ヲ重ンス、魚肉ノ価ハ、反テ獣肉ニ倍ス、英、仏、独逸等ニテ宰スル魚ハ、多クハ比目魚、鱈、<sup>サケ</sup>鮭ニテ、甚キハ<sup>しおづけニシ</sup>醃<sup>ニシ</sup> 鮭ヲ食セシメルニ至ル、曾テ紅鬣ノ美ヲ食セシコトアルナシ、接待掛「カウントヘー」氏、我邦人ノ紅鬣ヲ賞スルヲ以テ、故ニ此ヲ宰セシメタリ、欧米諸国ミナ此魚ヲ宰セス、水族館ニモ此魚ヲ養フタルヲ見ス、是其希少ナルニヨルナラン、〔後略〕

久米が述べるとおり、ヨーロッパの内陸地方で最も食べられる魚の一つは塩漬けのものである。鮭の需要は特に多かったため、ちょうど 1873（明治 6）年に、フェ伯爵は日本から廉価で美味の塩漬け鮭をイタリアに輸出しようと計画した。（この件に関しては、本論第 6 章 2 節が詳しく述べている。）

21 日に、一行は朝からナポリ市内を見学した。王宮 (Palazzo Reale)、考古学博物館 (Museo Archeologico)、カステル・デッローヴォ (Castel Dell'Ovo) などを訪問した。また、22 日に、朝からヴェスヴィオ火山の麓にあるポンペイ及びヘルクラネウムの遺跡を訪れた。

翌 23 日午後、一行は汽車でナポリ駅を立ち、ローマに戻り、再びホテル・コスタンツィで投宿した。二日後の朝、イタリア王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世に別離の謁見をした後、午後に再びサン・ピエトロを訪れ、散歩がてらにピンチョ・ヴィッラボルゲーゼ (Pincio, Villa Borghese) 公園でローマの美しいパノラマを眺望した。一行がローマを離れたのは 26 日の夜で、次の目的地はヴェネツィア (Venezia)、いわゆる「水の都」だった。

列車は途中でパドヴァ駅に止まる。一行はそこで下車しないが、久米は『米欧回覧実記』において、イタリア政府が 1871（明治 4）年に同市に設けた養蚕実験局に関する記述を書き加える。以下にその一部を示す。

〔日本語原文〕

〔前略〕近年政府ヨリ、此ニ養蚕ノ学校ヲ建テ、本年落成セリト云、停車ノ時間促シテ、一見ニ由ナカリケレトモ、其記聞ノ概略ヲ左ニ載スヘシ、

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』（第四卷）岩波文庫 1977、323-325 ページ出典。

[中略] ○先年伊太利国ヨリ、始メテ日本蚕種紙ヲ買入レ、養蚕ヲナセシ頃ニハ、一枚ノ種紙ニテ、精良ナルハ、繭ヲ收ムル五十「キロカラム」ニモ及ヒシコトアリ、平均二十五「キロカラム」ノ所得ナリシニ、近年次第ニ悪クナリ現今ハ平均十五六「キロカラム」ニスキス、其内ニハ全紙ミナ病虫ヲ生シテ、未タ繭ヲナサザル前ニ斃レルコトアリ、養蚕ノ人民、之カ為メニ破産流離スルモノ、年年ニ相増加シタリ、内国ノ商、多年其利ヲ受ケ、猶中ニ居テ利ヲ罔シ、蚩民之カ騙惑ニ陥リ其弊イフベカラス、是ヲ以テ政府ヨリ「パトワ」府ニ、養蚕学校ヲ創立シ、其術ヲ研究シ、精良ノ蚕種ヲトリテ、以来外国ヨリ蚕種ヲ買入ルコトヲ禁スル目的ヲ立タリ、去年日本ヨリ輸入ノ蚕種ヲ、此ニテ試験セシニ、五十枚ノ内ニ、無病ノ蚕種ハ、唯二枚アルノミナリキ、故ニ日本ノ蚕種ハ、以国ノ民ヲ流離セシムル禍卵ナリトテ、仇敵トシテミルニ至ル、是日本蚕種紙、年年ニ価ヲ低下シテ、輸出ノ源塞カラントスル所以ナリ、○此校ニ於テ尤モ意ヲ致スハ、蚕蛾ヲ検査シテ、無病ノ種ヲトルニアリ、校内ニ蚕虫ノ形、蚕蛾ノ形ヲ、顕微鏡ニテ照シタル雛形ヲ作り、其体内ノ諸臟腑、機関ノ状ヲ示シ、又六種蚕病ノ形容ヲ作りテ衆ニ示ス、当時伊太利ニテ三種ヲトルニハ、蚕ノ繭ヲナシタル後、直ニ其化蛾ヲ促シテ試験ヲナス、其法ハ、円形箱ニ繭ヲイレ、之ニ温ヲ送り、<sup>サンチグラー</sup>百度表ニテ、九度ヨリ十八度マテノ温ヲ、半日ツ、次第ニ増進スレハ、繭内ノ虫ハ天然化蛾ノ期ニ先ツテ、蛾トナリ化出ス、因テ其蛾ヲトリ、器械ニテ拉挫シ、其液ヲ玻璃板ニ点シ、顕微鏡ニテ照スニ、液中ニ正円ナル点星ヲ顕ハスハ無病ノ良蛾ナリ、種種ノ扁形ヲ顕ハスハ、病蛾ナリ、因テ良蛾ノ繭ノミ番附ヲナシテ、種類ヲ分チオキ、天然化蛾ノトキヲ待ツ、○天然化蛾ノ時ニ至レハ、再ヒ其繭ノ状ヲミテ、雌雄ヲ鑑定シ、糸ヲ張タル<sup>フキダテ</sup>歩障ニ、其繭ヲ並ヘオク、蛾ノ繭ヲ破リ出テ、雌雄相交ルトキ、薄ク織リタル白布ニテ製セル、小袋ヲ以テ、雌雄ヲ摘ミトリテ袋ニイレ、格子ヲ施シタル歩障ニ鈎下シ、窓前ニオキ、光線ヲ透シテ、両蛾ノ交ハリテ相離ルハヲ觀ヒ、即時ニ其袋ヲ開キ、雄蛾ヲ撮ミテ、他ノ同番号ノ袋ニイレオキ、雌蛾ノ袋ハ、銅線ノ網ヲハリタル防虫箱ノ内ニイレ、施格歩障数枚ヲ、空隙一寸ツ、オキテ、立列ネ、之ニカケオク、是ハ雌雄卵ヲ生ム間ニ、数種ノ細虫飛来リテ、蛾身ヲ害スルヲ防クナリ、又鉄ノ曲板鉄筒銅線ノ編物ナドニイレテ生シムルモアリト云、雌蛾全ク卵ヲ生ミ終レハ、同番号ノ雌雄ヲアツメテ、其肉体ヲ拉挫シ、顕微鏡ニテ検査シ、若病アルトキハ、其種ヲ廃棄ス、○是ニ於テ良蛾ノ産ミタル、布袋中ノ卵種ノミヲ、半時間、或ハ十五分時間、清水ニヒタシオキ、卵ヲ布ニ<sup>ネチヤク</sup>傳<sup>ネチヤク</sup>シタル「ゴム」質ノ液ヲ溶シ、其卵ヲ指ニテ軽く撥シテ脱落シ、再ヒ洗ヒ試ミノ器中ニイレル、此器ハ、水管ヨリ清水ヲ吹出シテ、卵ヲ揺動セシメル仕掛ヲナシ、是ニテ水底ニ沈ムルモノヲ良卵ト定ム、浮動スルモノハ不良ノ卵ナリ、之ヲ詳細ニ扱ミ、

無<sup>むこうし</sup>膠紙、若クハ浄布ノ上ニ、卵ヲオキテ水ヲサリ、其後他ノ白布ヲ張タル薄箱ノ中ニ撒布シ、是ヲ他ノ銅線ノ網ヲ張タル大箱ニ送り、三十段モ重ネ、毎段相隔テルコト、一寸ノ空隙ヲトリ、底ニハ無数ノ小孔ヲ穿ツテ、其卵種ノ温ヲサリ、空氣ヲ通暢セシムルトナリ、此法ハ近年ノ發明ニテ、猶此学校ニ於テ工夫ヲ凝シ、更ニ良善便利ノ術ヲ研究スルト云、〔後略〕<sup>1</sup>

ここで本節に引用した『米欧回覧実記』に紹介される養蚕製糸業をめぐる専門的知識は本当に久米が集めたものなのかという疑問が生じる。(詳細は本章 2 節参照。)

岩倉使節団がヴェネツィアに到着したのは5月27日の夜であった。駐ヴェネツィア日本総領事中山譲治とその書記官の歓迎を受けてから、投宿先のホテル・ニューヨーク (Hotel New York) まで案内した。翌日、一行は午後から、サンマルコ広場 (Piazza S.Marco)、溜息の橋 (Ponte dei Sospiri)、ドゥカーレ宮殿 (Palazzo Ducale) などのヴェネツィアの主なスポットを回覧した。そして29日は、岩倉使節団は二つのグループに分かれた。一方で、岩倉大使とその書記官らなどは体調を崩したため、ヴェネツィアに滞在し、他方では、伊藤・山口副使らはフェ伯爵に案内され、列車でブレッシャ及びミラノへ赴いた。岩倉の一行はグッリエルモ・ベルシェー (Guglielmo Berchet) に案内され、国立古文書館を訪れ、1615年支倉常長(六右衛門)がヴェネツィアを訪問した際に残した署名を見た後、サンタ・マリア・デッラ・サルUTE (S.Maria della Salute) 教会などを訪問した。30日、岩倉は船に乗り、ムラーノ島 (Murano) でガラス工芸館及び複数の工房を見学し、翌日はヴェネツィアのアカデミア美術館 (Galleria dell' Accademia) を見学した。そして6月1日には、ブレッシャ・ミラノから帰ってきたフェ伯爵、伊藤と山口と再合流し、翌日王室専用列車を利用して、伊奥国境に向かって出発した。一行はウディネ (Udine) 経由でイタリアの国境を越え、当時オーストリア帝国領土であったナブレシナ (Nabresina) 駅で駐日オーストリア公使カリチェ (Calice) 及び佐野常民と落ち合った。ここで、フェ伯爵は岩倉使節団と別れ、本章の第2節に扱う養蚕視察団の案内掛として務めるために、パドヴァへ赴いた。

#### 〔4-1-3—使節団副使伊藤と山口のフェ・ドスティアーニ邸訪問について〕

以上述べた通り、特命全権大使岩倉具視がヴェネツィアで滞在している間、副使ら伊藤博文と山口尚芳などがフェ伯爵の生まれ故郷ブレッシャとミラノとを訪問した。久米邦武の『特命全権大使米欧回覧実記』においては、この非公式の訪問に関する記述は一切現れ

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』(第四巻) 岩波文庫 1977、341-344 ページ出典。



ない。岩倉翔子氏は、『岩倉使節団とイタリア』という研究において、貴重な史料を紹介することによって、この点に光を投じている。

この史料はブレッシェで刊行された日刊紙ラ・センチネッラ・ブレッシャーナ (La Sentinella Bresciana) の5月30日号に掲載された記事である。その中には、副使伊藤・山口のフェ・ドスティアーニ邸訪問に関する情報が多く含まれるため、以下にその原文及びその日本語訳を挙げる価値が充分にあると考えられる。

[イタリア語原文]

*Oggi col convoglio del mezzogiorno proveniente da Venezia arrivavano qui gli ambasciatori giapponesi. Primo a discendere dal vagone della Casa Reale (posto a loro disposizione) fu il conte Alessandro Fè d'Ostiani Ministro plenipotenziario d'Italia al Giappone (ora in breve licenza) incaricato di accompagnarli nella escursione che fanno in Italia, quindi l'ambasciatore Yto e di poi gli altri dignitarii in numero di sei; tutti vestiti all'europea.*

*Saliti al palazzo Fè venivano loro presentate le autorità e i dignitari del paese – quindi i signori semai delle diverse società bacologiche esistenti in Brescia che intendono nel p. Luglio di recarsi nuovamente al Giappone.*

*Dopo codeste presentazioni passarono nel grande salone ove era imbandito un banchetto di colazione per quaranta coperti. Il salone era decorato assai bene con piante e fiori di molte e svariate qualità ed egregiamente disposte in modo da non togliere la prospettiva delle bellissime pitture a fresco della scuola veronese del secolo scorso rappresentanti l'Eneide di Virgilio del pittore Marcola.*

*Il banchetto durò una mezz'ora e sedevano a fianco dei ben venuti ospiti la signora marchesa Terzi, la signora contessa Fè e la signora contessa Fè Facchi. Vi prendevano parte la Rappresentanza del paese ed altre distinte persone ed i signori semai. Una decina di eleganti equipaggi trasportavano tutti i commensali a visitare il Palazzo Municipale ed il Museo Patrio dove gli illustri ospiti lasciarono i loro ricordi sul libro dei visitatori, che a noi saranno sempre cari quantunque illeggibili ai più, perchè scritti in giapponese con pennello*

*Tutti si mostrarono assai gentili nel conversare chi in inglese e francese ed altri a mezzo d'interpreti fino a che alle ore tre e mezzo pomeridiane furono accompagnati alla ferrovia donde partirono per Milano.*<sup>1</sup>

〔日本語訳<sup>2</sup>〕

本日正午、ヴェネツィア発の列車で、当地に日本使節の一行が到着した。一行のために仕立てられた王室御用列車から最初に下車したのは、イタリア巡覧の使節一行に随伴する駐日本全権公使（現在短期休暇中）アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵で、ついで伊藤大使、さらに全員六名の他の高官たちが続いた。全員が洋風姿であった。

フェ・ドスティアーニ館邸に入ったあと、当市要人と高官が紹介され、ついで来る七月に日本再訪を予定しているブレッシェの養蚕会社数社の蚕種業者の面々が引き合わされた。

以上の紹介のあと、四十席の午餐会を設宴した大広間に移動。大広間はさまざまな植物や花で至極上品に飾られ、それも画家 [マルコ]・マルクオーラの筆になる、ウエルギリウスのアエネイス物語を描いた十八世紀ヴェローナ派のきわめて美しいフレスコ画の眺めを阻まぬような配慮のもとに、しつらえられていた。

午餐は半時間ほど続いたが、遠来の賓客のかたわらには、テルツィ侯爵夫人、フェ・ドスティアーニ伯爵夫人、フェ・ファッキ伯爵夫人が座を占めていた。当地代表の面々ほか名士および蚕種業者らが陪席した。十台ほどの優美な幌馬車が午餐会参加者全員を乗せて、市庁舎とパトリオ博物館の訪問に赴いた。訪問先で賓客たちは、芳名帳に署名を残したが、筆によって日本字で書かれているため、大概のものには判読しがたいとしても、われわれには大切な記念となることだろう。

使節の一行のだれもが英語やフランス語で、あるものは通訳を介して会話を楽しみ、大いに親愛の情を示した。それは午後三時半にミラノへ向けて出発する列車の見送り時まで続いたのであった。（五月三十日付『ラ・センチネッラ・ブレシヤーナ』）<sup>3</sup>

岩倉翔子氏が指摘するように、フェ伯爵が伊藤・山口をブレッシェの蚕卵商人たちに面

<sup>1</sup> 「ラ・センチネッラ・ブレシヤーナ」(La Sentinella Bresciana) 紙、5月30日より。この史料のイタリア語原文は、IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L'Erma di Bretschneider, 1994、121-122ページにも紹介されている。

<sup>2</sup> この日本語訳は岩倉翔子氏によるものである。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、133-134ページ出典。

<sup>3</sup> 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、133-134ページ出典。

会させたのは注目に値する点である。まず、この事実からすると、フェ伯爵がブレッシャ訪問及び午餐会を前もって計画したことは明らかであろう。また、岩倉氏は「その機会に、郷土の商人に益するなんらかの優遇措置を日本側から引き出そうと意図し、あるいは少なくともなにがしの便宜を図ってもらいたいとの期待感が、この計画に秘められていたのではなかろうか。午餐会は私的な性格を装いながら、公的な意図の反映、政治的な配慮があったことは否定できないであろう。」<sup>1</sup>と指摘する。

フェ伯爵に蚕卵商人として活躍する二人も兄弟や多くの知人がいたことを考えると<sup>2</sup>、日本政府に期待していた「なにがしの便宜」はまず、彼自身の家族及び知り合いに有益なものであることが確実である。

次に、フェ伯爵の果たした役割に焦点を置くことにする。フェ伯爵が数時間でも、日本政府の高官伊藤と山口と、毎年日本を訪れる蚕卵商人たちとの接触の場を設けることによって、蚕卵商人たちと日本政府の高官とが直接に話し合うための機会を作ったのである。一方では、伊藤と山口とには少なくとも、蚕卵商人たちが毎年背負う重大な責任（膨大な金額を日本に持ち込み、良質の蚕を選ばなければならない）、抱える不満（日本産蚕卵の品質悪化）、そして解決して欲しい政治的問題（特に本論の第5章に扱う外国人内地旅行問題）を直接耳にし、蚕卵商人らの立場をよりよく理解するチャンスを得たと言える。そして他方では、この出会いをきっかけに、イタリア政府（そして駐日公使）の活動を批判する傾向のある蚕卵商人は日本政府の立場をよりよく理解できたことが十分に考えられる。

## 【4-2】 ～フェ伯爵と日本養蚕視察団のイタリア訪問について～

### 【4-2-1】 養蚕視察団のイタリア訪問について

1873（明治6）年5月末に、岩倉使節団がイタリアの主要都市の訪問をほぼ完了し、ちょうどヴェネツィアに到着しようとした頃<sup>3</sup>、ウィーン万国博覧会から、他の日本人団体がイタリアに入国した。それは日本政府によって派遣された養蚕視察団だった。

この一行は、オーストリア、スイス、そしてイタリア北部の養蚕場・製糸場を訪れ、ヨ

<sup>1</sup> 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、135ページ出典。

<sup>2</sup> 弟のピエトロ・フェは1873（明治6）年にも日本を訪れたため、午餐会に参加していたことが十分に考えられる。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006、323ページ参照。

<sup>3</sup> 岩倉使節団は1873（明治6）年5月9日から6月3日にかけての間に、イタリアの主要都市フィレンツェ、ローマ、ナポリ、ヴェネツィアなどを訪れた。その時、一行のメンバーは非常に少なくなり（15-16人）、その時点で副使木戸孝允と大久保利通はすでに使節団を離れていた。

ヨーロッパにおける蚕の飼育方法・技術・環境や生糸の生産技術を徹底的に視察する任務を帯びていた。

一行がイタリアを訪問した時期は5月26日から6月11日にかけての間で、訪れた場所はフリウリ州、ヴェーネト州、ロンバルディア州、そしてピエモンテ州の主な養蚕・製糸関係スポットである。

フェ伯爵は、岩倉使節団と別れてから、すぐにこの視察団と合流し、その接伴にも携わった。また、フェ伯爵とともに一行の北イタリア視察旅行に案内掛として同行したもう一人の人物は、パドヴァ養蚕実験局の局長であり、なお且つ当時のイタリアにおける最高の養蚕専門家でもあったエンリーコ・ヴェルソン博士 (Dott. Enrico Verson)<sup>1</sup>だった。

この養蚕視察団に関する日本側、及びイタリア側の一次資料を分析した専門的研究はほとんどない<sup>2</sup>。そこで、本節では両国で集めた未刊史料を活用することで、この視察団の経緯を浮き彫りにしながら、次に挙げる四つの疑問を解明する。

- ① 視察団の目的は果たして順調に達成されたのか。
- ② 養蚕視察団は日伊貿易関係の継続にどの程度の影響をもたらしたのか。
- ③ 養蚕視察団のヨーロッパ派遣はどのような歴史的意義を持つのか。
- ④ 養蚕視察団の接伴掛として務めたフェ伯爵の役割はいかに評価すべきなのか。

これらの疑問に答えるためにはまず、養蚕視察団のメンバー、訪れた都市、受けた歓迎やかかった費用といった点に光を当てる必要がある。そして、日本側及びイタリア側の報告書や建言書などの一次資料の分析を行う必要がある。

#### [4-2-2—視察団のヨーロッパ派遣の目的について]

もちろん、養蚕視察団をヨーロッパに派遣した日本政府の狙いは、幕末・明治初期の日本の最重要な輸出品であった生糸の生産量と品質とをヨーロッパの水準にまで引き上げることだった。なぜなら、輸出を増加させることで、日本政府は、国家を豊かにするための

<sup>1</sup> エンリーコ・ヴェルソン博士 (Dott. Enrico Verson, 1845年4月25日—1927年2月15日) は北イタリアパドヴァ (Padova) で生まれた医者並びに優れた昆虫学者であり、1871年にイタリアの農工商省 (Ministero di Agricoltura, Industria e Commercio) が養蚕業に関する研究を奨励する目的で設立したパドヴァ養蚕実験局 (Stazione Bacologica Sperimentale di Padova) の局長となった。

<sup>2</sup> 実際、この視察団の訪問に触れる一つの研究は存在する。それは CAMPORESE, Chiara, *La Missione Iwakura in Italia*, Università Ca' Foscari di Venezia, Tesi di laurea (学士論文), 1998、というものである。しかしこの学士論文は主に、イタリアの日刊紙を利用しており、日本側資料を一切扱っていない。

収入を確保することができるからである。

しかしながら、毎年（特に 1871 年以降）日本からイタリアへ輸出される蚕卵の質が悪化する<sup>1</sup>とともに、イタリア人養蚕家の不満は高まっていくばかりだった。

また、1869（明治 2）年に、パスツール<sup>2</sup>によって、微粒子病に対する予防策が発見されたため、ヨーロッパの養蚕業界はこれに全ての望みを託し、蚕卵を再び自ら生産する方向に進み始め、前向きな姿勢を取り戻すところだった。ただし、この予防策はすぐには中小規模の養蚕場に普及せず<sup>3</sup>、結局、イタリア人蚕卵商人らは 1870 年代後半まで定期的に日本を訪問し続けなければならなかった。

前述のとおり、この貿易関係は日本側にとって非常に有益だった。したがって、日本産蚕卵の品質低下を訴えるイタリア人養蚕家の不満の声、そして微粒子病の予防策の発見を耳にした明治政府は、日本の近代化にとって貴重な外貨の泉が涸れてしまうのではないかと懸念を抱くようになった<sup>4</sup>。

この角度から見ると、1873（明治 6）年 5・6 月に北イタリアに派遣された養蚕視察団の主な目的は様々な養蚕場・製糸場・養蚕試験所・養蚕学校を訪問し、当時の日本養蚕業・製糸業に不可欠だった科学的・技術的知識をできるだけ集めるとともに、日伊蚕卵貿易の危機を生じさせた諸問題の解決に尽力することもあったのではないかと考えられる。

また、イタリア人蚕卵商人たちは日本で外国人居留地以外の地域を自由に旅行することができず、直接に生産地で良質の蚕卵を仕入れることができなかったことを忘れてはならない。この理由で、1873（明治 6）年に岩倉使節団がイタリア国内を自由に旅行した時、イタリア養蚕業界において更に<sup>5</sup>憤怒の声が高まり、イタリア政府、そして駐日イタリア公使などが猛烈な批判の的となった<sup>6</sup>。

以上のような状況の中で、養蚕視察団はイタリアに足を踏み入れたのである。

#### [4-2-3—視察団のメンバーについて]

イタリアに派遣された日本養蚕視察団の代表者は、佐々木長淳（ささき・ながあつ、1830

<sup>1</sup> 蚕卵の質の悪化は生産側・販売側による不正行為、様々な病気や誤った保存方法などによるものだったとみられる。

<sup>2</sup> Louis Pasteur (1822–1895) フランスの化学者・細菌学者。

<sup>3</sup> この予防策を実行させるために、当初は膨大な金額が必要となっていた。

<sup>4</sup> 日伊蚕卵貿易関係について、ザニエル氏の研究が詳しい。例えば、「岩倉使節団の時代における網と日伊通商関係」、岩倉翔子 1997『岩倉使節団とイタリア』217-236、ZANIER, CLAUDIO (A cura di) *Il Diario di Pompeo Mazzocchi*, Massetti Rodella Editori 2003 17-63 ページなどを参照。また、MAZZANTI, PATRIZIO *La diplomazia italiana e i cartoni giapponesi* (tesi di laurea Univ. Bocconi Milano) 2002 (学士論文) もこのテーマについて論じている。

<sup>5</sup> 1872 年に日本から輸出された蚕卵の質が特に悪く（本章第 3 節参照）、イタリア養蚕業界においての不満は高かった。

<sup>6</sup> イタリア養蚕業会の不満は、特に 1873 年 5-6 月に観光されたイタリア側の日刊紙に現われている。

—1916) という人物である。佐々木は福井藩の出身で、維新前に洋式兵器の技術者として務めていたが、維新後に工部省に出仕し、養蚕業務を司り、近代的養蚕技術の導入の先駆者となった。彼は、日本養蚕業の近代化及び養蚕研究の発展に最も貢献した人物の一人である<sup>1</sup>。

佐々木の同行者に、グレーフェン (Engel A. Greven) というドイツ人技師も加わっていたが、この人物に関する情報は非常に少ない。グレーフェンは何らかの形でウイーン万博において日本政府と協力したと見られるが、その詳細は不明である。

また、一行に駐伊日本総領事中山譲治<sup>2</sup>も同行したと見られる。

イタリア側の新聞記事と書簡、そして日本側の公式な報告書には、佐々木、グレーフェンそして中山以外のメンバーや視察団構成員の数に関する情報は一切見出せない。ただし次に挙げているウディネのホテルの領収証には、一行の人数を示唆する情報がある。

〔イタリア語原文〕〔未刊史料〕

〔日本語訳<sup>3</sup>〕

NOTA INTERINALE

臨時会計

<i>Camera N. 1, 9, 10, 13 li 29/5 73</i>		<i>1, 9, 10, 13 号室</i>	<i>1873年5月29日にて</i>
<i>It. Lire Cent.</i>		<i>伊リラ</i>	<i>センツ</i>
<i>Alloggio</i>	<i>L. 15' 00</i>	<i>宿泊</i>	<i>15' 00</i>
<i>Candelle</i>	<i>, 3' 00</i>	<i>蠟燭</i>	<i>3' 00</i>
<i>Collazione per sei</i>	<i>, 13' 25</i>	<i>昼食 6人前</i>	<i>13' 25</i>
<i>1 Botiglia vino e birra</i>	<i>, 6' 00</i>	<i>ワインとビール 一本</i>	<i>6' 00</i>
<i>Pranzo per sei a L.5</i>	<i>, 30' 00</i>	<i>夕食 6人前 5リラ</i>	<i>30' 00</i>

<sup>1</sup> 『海を越えた日本人名事典』によると、佐々木長淳（または権六）は1830（天保1）年、越前国福井で、福井藩士の長男として生まれた。藩主の下で海外の軍備品や工業の事情を学び、1867（慶應3）年に工場を視察するためにアメリカへと渡った。また、帰国してから、兵器、書籍、そして軍法規を日本に輸入し、日本の軍備開発・軍隊教育に著しく貢献した人物であった。佐々木は1871（明治4）年に新政府が設けた工部省勸工寮に勤め、1873年に内務省勸業寮に移り、同年の春と夏とにかけて、オーストリアのウイーン万国博覧会に派遣された。佐々木は全部でイタリアを2回訪問した。1回目は、本論で扱っている養蚕業視察団の代表者として行った時で、2回目は1876（明治9）年、イタリアの養蚕公会所に出張した時である。また、帰国後、1877（明治10）年に、ドイツ人技師グレーフェンの協力を得、上州新町駅紡績所を創立し、養蚕業に関する『蚕夢問答』、『蚕の夢』、『蚕体解剖』などの書籍を執筆した。

<sup>2</sup> 中山譲治（1839（天保10）年6月15日—1911（明治44）年）、江戸生まれ、幕臣瀬戸本太夫の息子である。1857（安政4）年に、長崎で蘭学・英学を学び、1865（慶応元）年に横浜仏蘭西語学所伝習生となる。そしてフランスに留学し、そこで兵学を学んだ。また、1870（明治3）年に、蚕卵紙の海外販路を拡大させるために、イタリアに派遣された。1872（明治5）年に外交官（総領事）になり、同年10月15日にヴェネツィアへ赴く。翌1873（明治6）年5月9日にそこで領事館を設けるが、1874（明治7）年3月8日に太政官がそれを廃館する決断をとったため、同年10月17日に帰国した。五ヶ国語に通じていたという。『海を越えた日本人名事典』より

<sup>3</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

<i>N.2 Botiglie vino e birra,</i>	7' 00	ワインとビール 二本	7' 00
<i>Carrozza</i>	, 15' 00	馬車	15' 00
<i>Omnibus Partenza e bag,</i>	5' 00	乗り合い馬車・荷物	5' 00
	<hr/>		<hr/>
	L. 94 25'		94 25'リラ
<i>Servizio</i>	6 00'	サービス料	6 00'
	<hr/>		<hr/>
<i>Saldato</i>	L.100 25'	支払い済み	100 25'リラ
<i>Bulfony Volpato</i> <sup>1</sup>		ブルフォオーニ ヴォルパート	

昼食代や夕食代がそれぞれ 6 人分ずつ請求されていることを考えると、日本視察団の総勢は、案内掛を除いておよそ 4-5 人だったことが推定できる<sup>2</sup>。

#### [4-2-4-養蚕視察団の行程について]

ここで、イタリア側の新聞記事<sup>3</sup>や公文書などの史料に基づき、養蚕視察団一行の視察旅行のルートを中心にまとめたい〔以下の地図①参照〕<sup>4</sup>。

1873 (明治 6) 年 5 月 21 日 (水) : 視察団はオーストリア帝国の首都ウィーンを出発した。ちなみに、ウィーン万国博覧会は 1873 (明治 6) 年 5 月 1 日に開催された。

1873 (明治 6) 年 5 月 27 日 (火) : 視察団は汽車で、イタリア東北フリウリ (Friuli) 州にあるウディネ (Udine) 市経由で、岩倉使節団と同じ日に、ヴェーネト (Veneto) 州、ヴェネツィア (Venezia) に到着し、「ホテル・ラ・ルーナ」 (Hotel La Luna) で宿泊した。フェ伯爵もこのホテルに泊まっていたとみられる。この日にヴェルソン博士も一行に合流した。

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873 年 5 月 29 日、ウディネ・ホテルの領収証

<sup>2</sup> ちなみに、1873 年 2 月、日本政府に北イタリアの養蚕場・製糸場を視察するために、渋沢喜作 (誠一郎、1838-1912、渋沢榮一の従兄) と中島才吉 (謙益、1846-1925、外交官・在ヴェネツィア日本総領事館にて勤めた) という二人の人物が派遣されたが、この二人は 5-6 月に未だヨーロッパに滞在しているはずだったものの、佐々木の一行に随行していなかったことはほぼ確実である。なぜなら、渋沢と中島の 1873 年 2 月の北イタリア訪問は日刊紙などに広く取りあげられたが、佐々木の視察団の移動を取り上げる日刊紙は今回、渋沢と中島について一切言及しないからである。

<sup>3</sup> プレッシヤの日刊紙「ラ・センチネッラ・プレッシャーナ」 (La Sentinella Bresciana) (6 月 8 日号)、そしてヴェネツィアの日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」 (La Gazzetta di Venezia) (6 月 17 日号) において、一行の移動が詳細に取り上げられている。

<sup>4</sup> RAND McNally, *Premier World Atlas*, Rand McNally & Co., 1967, 21 ページ出典。



地図①—佐々木長淳が率いる養蚕視察団のイタリア訪問行

1873 (明治6) 年 5 月 28-30 日 (水・木・金) : 28 日はヴェネツィアに滞在した。29 日午前フェ伯爵は岩倉使節団の副使であった伊藤博文と山口尚芳と共に、ブレッシヤ (Brescia)・ミラノ (Milano) へと出発した。佐々木らはヴェルソン博士と共に、ウディネへ赴き、同市内の「グランド・アルベルゴ・ディタリア」(Grande Albergo d' Italia) に投宿し、周辺のコネツリャーノ (Conegliano) 村周辺の製糸所・養蚕場を見学した。

1873 (明治6) 年 5 月 31 日-6 月 2 日 (土・日・月) : 一行は再びフリウリ州からヴェネト州に入り、パドヴァ (Padova) へ到着し、そこで滞在する。ヴェルソン博士の養蚕学校・養蚕実験局を訪問し、そこで養蚕技術・蚕病の検査方法・蚕の解剖方法などを学んだ。

1873 (明治6) 年 6 月 3-4 日 (火・水) : 一行は温泉名所のアバノ (Abano) 村を經由して、ヴィチエンツァ (Vicenza) へ到着した。ヴィチエンツァで岩倉使節団と別れたフェ伯爵は佐々木の一行と再合流した。そして、フェ伯爵と共に、一行はスキオ (Schio) 村の製糸場を訪問した。

1873 (明治6) 年 6 月 5 日 (木) : ヴェローナ (Verona) とガルダ湖 (Lago di Garda) 畔のデセンツァーノ (Desenzano) 村周辺の養蚕場を訪問、一行は同村に宿泊した。

1873 (明治6) 年 6 月 6 日 (金) : 一行は早朝デセンツァーノを発って、ロンバルディア (Lombardia) 州に入り、ブレッシヤ (Brescia) 県レッツァテ (Rezzate) 村にあるフェ



ナローリ (Fenaroli) 家<sup>1</sup>の養蚕場を訪問した。そこから、正午、一行はブレッシャ市内へ移動し、博物館、テアトロ広場 (Piazza del Teatro) にある蚕の市場などを見学した後、岩倉使節団と同じように、佐々木らはフェ伯爵の自宅にて宴会でもてなしを受けた。その後、一行はロンカデッレ (Roncadelle) 村のグアイネーリ (Guaineri) 兄弟の城へ赴き、近くの養蚕場において、数人の養蚕家と面会した。夕方、視察団は汽車でミラノ (Milano) へと出発した。

1873 (明治6) 年6月7日 (土) : ミラノに到着した視察団は博物館と農業高等学校を訪れた。一行は同市内に投宿した。

1873 (明治6) 年6月8日 (日) : この日に、一行はブリアンツァ (Brianza) という地域にあるランカーテ (Rancate) 村へ赴いた。そこで、スザーニ (Cav. Guido Susani) <sup>2</sup>の「カシーナ・パスツール」(Cascina Pasteur) <sup>3</sup>という私立養蚕試験場を見学した。この施設で、佐々木らは、イタリアで飼育された良質で無病の蚕を見ることができた<sup>4</sup>。次いで、一行は絹の名産地コモ (Como) とその周辺の製糸場・養蚕場を見学し、ミラノで宿泊した。

1873 (明治6) 年6月9日 (月) : アンノーニ伯爵 (Conte Annoni) の馬車に乗り、同伯爵のバター・チーズ工場を見学し、夕方はピエモンテ (Piemonte) 州アレッサンドリア (Alessandria) へ赴いた。

1873 (明治6) 年6月10日 (火) : アレッサンドリア市内の蚕市場などを見学し、夕方はトリノ (Torino) に向かって出発した。

1873 (明治6) 年6月11日 (水) : 視察団は早朝からトリノの蚕市場も見学した後、汽車に乗り、附近のカセッレ (Caselle) 村にあるデプレ男爵 (Barone Deprè) の製糸場などを訪れた。

夕方、一行は二つのグループに別れた。佐々木とグレーフェンの一行は視察旅行を続けるために、スイス、そしてオーストリアに向かって出発した一方で、フェ伯爵、ヴェルソ

<sup>1</sup> フェナローリ家はフェ・ドスティアーニ家と親戚関係で繋がっていた。フェ伯爵の母親もフェナローリという苗字である。

<sup>2</sup> この施設の訪問について、本節の第9セクションに引用したグレーフェンの建白書も言及している。それによると、グイード・スザーニと言う人物は大地主で、多くの養蚕場を所有しており、日本からの蚕卵の輸入に挑む先駆者の一人であったと見られる。養蚕関係の雑誌「La Selezione microscopica」[顕微鏡検査]もスザーニによって刊行されていた。

<sup>3</sup> この施設は微粒子病の予防法を発見したパスツールの名を付けられ、ここで、スザーニ氏はイタリア国産の良質の蚕卵を生産するための研究を行っていた。

<sup>4</sup> この点に関し、詳しくは、ヴェネツィアの日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia) (6月17日号)を参照。ちなみに、グレーフェンも日本政府に提出した建白書の中で、この試験場に言及している。この点に関し、詳しくは、本節の第9セクションを参照。(日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 マイクロフィルム No.004500 pos.0090~)

ン博士と日本総領事中山はパドヴァに戻るようになった。

#### [4-2-5—視察団がイタリアで受けた歓迎について]

イタリア国立古文書館 (Archivio Centrale dello Stato - ACS) には、この視察団のイタリアで受けた歓迎に関する未刊史料が多く保管されているが、そのなかでも最重要なものを以下に分析する。

イタリア外務省 (Ministero degli Affari Esteri)、そしてイタリア農工商省 (Ministero d'Agricoltura, Industria e Commercio) の連携協力によって、5月上旬から視察団の受け入れ準備が整えられ始めた。農工商省は外務省から日本養蚕視察団のイタリア訪問の連絡を受け、迅速に動き出し、回状という形で、ピエモンテ州、ロンバルディア州、そしてヴェーネト州の各県知事などに視察団の来伊を伝達した。

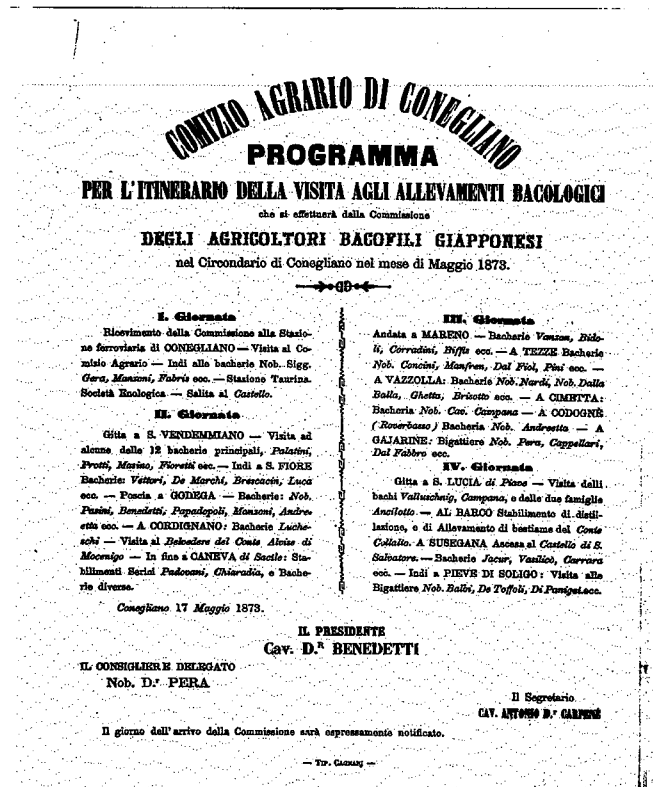
回状が発表された時点で、まだ視察団到着の日にち・滞在期間に関する詳しい情報はなかったが、各県知事は農業共進会と農業・養蚕会社と共に、歓迎の準備を整え始めた。特に、コネッリャーノ (Conegliano) 村の農業共進会会長は4日間にも及ぶ見学プランを用意し、それを賓客に対する好奇心を隠せない書簡と共に農工商省に送った<sup>1</sup> [見学プランは以下写真①を参照]。

もちろん、視察団がコネッリャーノ村で4日も滞在することはなかったが、熱烈な歓迎を受けたであろうことは容易に推測できる。事実、北イタリアの日刊紙には、イタリア人養蚕家たちの視察団員に対する温かいもてなしを強調する記事がしばしば現れている。

日本の内地はイタリア人にとって立入禁止であるにも拘らず(本論第1章、第5章参照)、岩倉使節団がイタリア国内を無制限に移動できることと、日本産蚕卵の品質悪化(本章3節)を原因に、養蚕家や蚕卵商人らは憤怒に駆り立てられ、イタリア政府と駐日外交官の弱腰な姿勢を非難することがあった。イタリア養蚕業界が大変不穏な状況だった頃にイタリアを訪れたことを考慮すれば、佐々木の日本視察団が受けた歓迎は予想外盛大なものだったと言える。

---

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, II Vers. b.153 コネッリャーノ村の農業共進会会長ベネデッティ (Benedetti) から農工商大臣宛の書簡及びコネッリャーノ村・農業共進会のプログラム (未刊)



写真①「コネッリャーノ村農業共進会・日本養蚕視察団によって、1873年5月コネッリャーノ郡にて行われる養蚕場訪問の行程プラン」とあ

[4-2-6—視察団の費用について]

イタリア側史料の中で、視察団旅行の費用に関する文書もあった。以下は主なもののみを挙げることにする。

一行は主に汽車で移動していた。汽車代の総額は1042.50リラ（およそ195ドル）<sup>1</sup>に相当し<sup>2</sup>、この金額は農工商省が北伊鉄道会社（Società Ferrovie dell' Alta Italia）に直接支払ったものである。

しかしながら、フェ伯爵が旅行中に自ら支払った雑費の払い戻しに関して或る問題が生じた。フェ伯爵から諸費用の払い戻しを依頼された農工商省は外務省宛に一通の書簡を送った。その中で、農工商省はすでに一行の旅費を払っていたが、残りの諸費はフェ伯爵の交際費で支払うべきなのではないかという疑問をぶつける<sup>3</sup>。それに対して、外務省はフェ伯爵が休暇の間、給与の半分しか受け取っていないため、彼に視察団旅行の雑費を負担さ

<sup>1</sup> 5.35 リラは1871（明治4）年に、およそ1ドルに相当していたと見られる。F.G. Bruni, Mercato del seme dei bachi da seta a Yokohama nel 1871, *Bollettino Consolare*, vol. VIII, Firenze, 1872, 364-378] 参照。

<sup>2</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873年9月25日、北伊鉄道会社から農工商省宛の書簡（未刊）

<sup>3</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873年7月18日、農工商省から外務省宛の書簡（未刊）

せるべきではないと答え、農工商省にその払い戻しを催告した<sup>1</sup>。

農工商省はこれを受け、フェ伯爵に全額払い戻すことを納得したが、これには厳しい条件をつけた。その条件とは、旅館などの領収証を全部提出すること、そして各費用の表記と共に、支払った人の名前と日付を書き加えること（つまり、費用を何らかの形で証明すること）であり、それをヴェルソン博士に要求した<sup>2</sup>。

そして、最後にヴェルソン博士は農工商省に、フェ伯爵の要請に応じて証明できる費用だけの払い戻しを依頼し、証明できない費用はフェ伯爵自身が負担するということを伝えた<sup>3</sup>。結局、フェ伯爵に払い戻された総金額は 465 リラ（およそ 87 ドル）のみであった。ちなみに、払い戻された諸費用はヴェルソンの書簡に添付されていた明細書に一つひとつ表記されている。この明細書を以下に挙げる。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Distinta delle spese sostenute per la Commissione Bacologica Giapponese, dietro incarico avuto da S.E. il Signor Ministro Conte Fè d' Ostiani:*

<i>Ingresso al teatro (Venezia)</i>	<i>L.I.</i>	<i>13.00</i>
<i>Cafè (Udine)</i>		<i>4.00</i>
<i>Albergo (Udine)</i>		<i>100.25</i>
<i>Mancia in casa Concini (Conegliano)</i>		<i>20.00</i>
<i>Vettura dalla Staz. ferrov. Di Padova</i>		<i>5.00</i>
<i>Pranzo (Padova 1° giorno)</i>		<i>34.00</i>
<i>Vetture (interno città)</i>		<i>5.00</i>
<i>Colazione (Padova 2° giorno)</i>		<i>11.60</i>
<i>Telegramma Venezia</i>		<i>2.00</i>
<i>Pranzo (Padova 2° giorno)</i>		<i>34.00</i>
<i>    "    (    "    3° giorno)</i>		<i>40.00</i>
<i>Vetture (Abano)</i>		<i>19.00</i>
<i>Colazione (Vicenza)</i>		<i>9.50</i>

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873年7月23日、外務省から農工商省宛の書簡（未刊）

<sup>2</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873年9月4日、農工商省からヴェルソン博士宛の書簡（未刊）

<sup>3</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers. b.153 1873年9月26日、ヴェルソン博士から農工商省宛の書簡（未刊）

<i>Pranzo (Vicenza)</i>	<i>29.00</i>
<i>Colazione (Vicenza, preso parte i signori Vicentini)</i>	<i>21.00</i>
<i>Pranzo (Vicenza 2° giorno)</i>	<i>33.00</i>
<i>Albergo (Vicenza)</i>	<i>40.40</i>
<i>Verona, colazione (stazione ferrov.)</i>	<i>5.50</i>
<i>Omnibus (Como)</i>	<i>14.00</i>
<i>Barca (Lago di Como, sbarco al filatojo)</i>	<i>2.00</i>
<i>Cafè (Milano)</i>	<i>4.00</i>
<i>Colazione (Torino)</i>	<i>3.90</i>
<i>Ferrovia Ciriè (Torino)</i>	<i>12.75</i>
<i>Vetture (Torino)</i>	<i>2.00</i>

---

*464.90*

*Somma totale di L.I. quattrocentosessantaquattro*

*Cent. Novanta, ricevute dal Signor*

*Ministro Conte Fè                      E. Verson [firma] <sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

公使フェ・ドスティアーニ伯爵閣下に委託を受け、日本養蚕視察団のために支払った  
諸費用明細書：

劇場入場料 (ヴェネツィア)	イタリアリラ	13.00
カフェ (ウディネ)		4.00
旅館 (ウディネ)		100.25
コンチーニ家に支払ったチップ		20.00
パドヴァ駅からの馬車代		5.00
夕食 (パドヴァ 1日目)		34.00
馬車代 (市内)		5.00

<sup>1</sup> ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II Vers., b.153 諸費リスト (未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

昼食 (パドヴァ 2日目)	11.60
電報 ヴェネツィア	2.00
夕食 (パドヴァ 2日目)	34.00
〃 ( 〃 3日目)	40.00
馬車代 (アバノ)	19.00
昼食 (ヴィチェンツァ、ヴィチェンティーニ氏らも参加)	21.00
夕食 (ヴィチェンツァ 2日目)	33.00
旅館 (ヴィチェンツァ)	40.40
ヴェローナ 昼食 (汽車)	5.50
乗合馬車 (コモ)	14.00
舟代 (コモ湖、製糸場まで)	2.00
カフェ (ミラノ)	4.00
昼食 (トリノ)	3.90
列車 チリエ (トリノ)	12.75
馬車 (トリノ)	2.00
	<hr/>
	464.90

公使フェ伯爵から受け取った

四百六十四イタリアリラ九十センツの総額

エ・ヴェルソン [著名]

フェ伯爵とヴェルソン博士とが証明できなかった費用の金額はもちろん不明だが、ウデイネやヴィチェンツァ以外の宿泊代などを含んでいるので、相当高い金額に及んだことが推測される。

#### [4・2・7—佐々木長淳の報告書について]

佐々木長淳が遺した公式報告書はその視察旅行について貴重な情報を提供する。ここで、佐々木長淳の欧州養蚕所・製糸場視察に関する二つの公式報告書を検討したい。

一つ目の報告書は、「佐々木長淳「イタリア」國巡行ノ略記」<sup>1</sup>という題目で、佐々木が1873（明治6）年7月21日（スイス訪問も終えた頃）に執筆したものである<sup>2</sup>。この報告書は佐々木が旅行中に取ったメモをまとめたようなものであるため、技術に関する詳細な情報を含む部分は相当多いが、所々に著者の興味深いコメントも含まれている。

この報告書に現れる技術などに関する情報は、久米邦武が『米欧回覧実記』で紹介したもの〔本章1節参照〕と非常によく類似していることが注目に値する。ここで、イタリアに関する部分のみを以下に挙げることにする。〔注意：「ㄣ」という記号は「コト」を意味する。〕

〔日本語原文〕〔未刊史料〕

佐々木長淳「イタリア」國巡行ノ略記

今般養蚕法製糸法及ヒ屑糸製造器械等取調ノ命ヲ蒙リ往還三十日「イタリア」國スウイツ國ノ諸村ヲ巡行シテ畧記スルㄣ左ノ如シ

○「ウテイ子」糸會社

此所當時ノ價一「キロ」ニ付百「フランク」ト云ヘリ（即一「キロ」ハ一千ガラム）此社中ニ於テ諸所より集り来リシ糸ノ量目善悪ヲ改メ、且其糸ノ太シ細シヲ検査スルニ數種ノ器械ヲ用ユ即「フランス」ノ八百「メートル」ノ長サニ付テ、量目四十二度或ハ四十五六度等ノ數目ヲ閱シ、再ヒ糸ヲ束子直スニ亦良器械ヲ以テ其事業甚迅速ナリ、而メ之ヲ厚紙ニテ包ミ此表面ニ前ニ改メシ度數ヲ記シテ之ヲ蔵内ニ貯フ「ウテイ子」領中製糸所ヲ設ルㄣ凡十五ヶ所ナリト云ヘリ

○パドワ城

此所ノ學校ニ入テ聞見スルニ抑日本國ト交易ヲ始シ時ハ種紙ノ製方甚宜シクメ一枚ノ種紙ヨリ凡繭五十「キロ」ヲ製スルㄣヲ得タレドモ近来次第ニ種紙ノ製方悪シクメ漸ク一枚ノ種紙ヨリ十五六「キロ」ヲ製スルモノ少ナカラズ故ニ民間ノ困窮擧テ數ガタシ是ヲ以テ「イタリア」政府パドワ城ニ於テ學校ヲ設、養蚕製糸ノ理ヲ研究センㄣヲ始メタリ

第一蚕及ヒ蛾ノ雛形ヲ造リ身軀中ノ諸部ヲ明知スルㄣヲ得セシメ且養蚕中六種ノ疾病アル

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 マイクロフィルム No.004500 pos.0090～、「佐々木長淳「イタリア」國巡行ノ略記」（未刊）

<sup>2</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 マイクロフィルム No.004500 pos.0090～、「佐々木長淳「イタリア」國巡行ノ略記」（未刊）

形容ヲ造リ且蛾身ヲ摺崩シテ顯微鏡ヲ以テ鑑定スル、及ヒ種卵ヲ試生セシムルノ法等、百般ノ事業ヲ教授シ且之ニ関スル諸器械盡ク具ハレリ其校ノ園庭ニハ四十八種ノ桑木ヲ植テ其性質ヲ検査シ又寒冬中ニ養蚕ヲ試ント欲シテ桑木ヲ硝子屋ノ中ニ植養シテ適宜ニ葉芽ヲ萌サシメ傍ニ蚕ヲ養育スベキ口室ヲ設ケタリ已ニ造築落成シテ今年初テ此試験ヲ為スト云ヘリ學校中ニ入テ傳習スル男女許多アリ若此校益々ス威大トナリ且養蚕ノ理益々ス明知セル上ハ「イタリヤ」國ニ於テ善良ノ種卵ヲ製造シテ必ス外國ノ種紙を買入ル、ヲ禁セント欲スル由ナリ

○「パルマ」「ウエッセンツア」「トリーノ」「ステビナ」

此所ニテ製糸所ノ壯大ナルヲ見ル「パルマ」ニ於テハ四馬力半ノ蒸氣器械ヲ以テ糸車ヲ回轉シ且ツ長銅管ヲ自在ニ接續シテ蒸氣ヲ送糸挽鍋内ノ水ヲ沸騰セシム糸挽女七十人ヲ使フ其女一日間ニ糸ヲ挽ク、一「キロ」ノ五分ノ一ナリ（即五人ニテ一「キロ」ヲ挽キ終ルヲ度トス）此女一日ノ給料一フランク（即日本ノ十匁計リ）検査役ノ女ハ、二フランク半ヲ與フ其他糸ノ太細善惡を改メル者四人繭ノ可否ヲ鑑定シテ之ヲ撰抜スル者四人屑繭ヲ引延シ之ヲ釘ニ掛テ燥カス者三人アリ此屑繭ヲ引延セシ長サ九四尺八寸ヨリ五尺計リ也○繭虫ヲ燥殺スル室アリ右ハ地土ニ瓦室ヲ造リ傍ニ火炉ヲ設ケ此火氣瓦室ノ四壁ヲ通行シテ室中ヲ乾燥セシメ而メ其室内ニ積ム處ノ繭虫ヲ燥殺セリト雖モ近来ハ家屋ノ二層目ニ於テ燥室ヲ造リ其中央ニ暖炉ヲ置キ一方ノ瓦壁ニ添テ烟突ヲ造、此暖炉ノ四方ニ數層ノ棚ヲ設ケテ而メ中ニ一尺五寸長サ三尺五寸深サ六尺計リ桑枝ヲ編テ造リタル籠ニ、乾燥スベキ繭ヲ入レ、之ヲ此棚ノ上ニ併列シテ燥殺スルニ「レアムムル」（ママ）六十度ノ温ニテ十六時間或ハ二十四時ヲ経ルト云ヘリ ○繭ヲ貯フル室中ニハ七八層ノ棚ヲ設ケ其上下相隔ル、一尺五寸計リ棚毎ニ簞箱を乗セ此中ニ繭ヲ撒開シテ一日間ニ之ヲ轉回シテ空氣ヲ透ス、一度或ハ二度トス室ノ中央ノ壁邊ニ暖炉ヲ置テ十六度ノ温氣ヲ始終失ハサラシム○糸挽器械ノ製作其形チ大同小差アレトモ糸捻ヲ掛ルハ必ス二筋ノ糸ノ互ニ捻レ合フ所ヨリ為ル糸挽鍋一筒ニ於テ或ハ二條ヲ挽クアリ或ハ四條ヲ挽クアレトモ通常三條ヲ挽ク且ツ挽女二人ニ付テ糸口女一人ヲ具フルアリ或ハ具ヘザルアリ「ステビナ」村ニ於テハ挽女六人ニ付糸繫リ女一人又挽女四人ニ付糸口女一人ヲ配具スルアリ製糸ノ繭ノ數ハ其繭ノ性質（ママ）ト織物ノ種類ニ從フテ各々異ナルトモ通例繭四粒ヲ挽クヲ通常法トス○方今ハ製糸ノ鍋毎ニ竈ヲ設クルハ甚タ稀レナリ、只「ウエッセンツア」市中ニ於テ一箇所ヲ見ルノミ○諸所ノ糸挽場ニ於テ通常左右二類（ママ）ニ併列セル糸口女、互ニ背ヲ向ヒ合セテ坐スルト雖トモ「トリーノ」近在ノ製糸所ニテハ、之ニ反シテ糸挽女、家ノ中央ノ方ニ併列シテ二類（ママ）互ニ背ヲ向ヒ合セ糸雙二行ニ相連テ兩隻ノ間空ハ漸ク一人ヲ通行セシム而メ二行ノ連雙ニ許多ノ窓ヲ穿チタル長箱ヲ以テ之ヲ覆ヒ中間ニ蒸氣管二條ヲ横ヘテ糸ヲ燥カ



ス為ニ具フ則チ糸簀ヲ検査シ或ハ之ヲ出納スル者ハ其箱ノ天井上ヲ通行シテ糸簀ノ上部ニ開キ戸ヲ設ケテ此口ヨリ事ヲ行フ此箱ノ天井ノ四方ニ棚干(ママ)ヲ連テ通行ノ人危カラス其他製糸ノ装置最威大ニシテ二百馬力ノ蒸氣器械ヲ具ヘ數百人ノ女ヲ使用ス而メ糸挽鍋一箇ニ付テ糸四條ヲ挽ク總テ製糸所中ノ形勢甚タ簡易ニシテ數種ノ小器械モ又盡ク具ハリ全ク新發明ノ者ト見ヘタリ○製糸器械ヲ轉回スルニ、最蒸氣力ヲ用ト雖トモ水利ノ便ヲ得タル場所ニ於テハ盡ク水車力ヲ用ユ、即チ水車ハ天掛中掛ヲ用ユレトモ「トルビーン」ニ過サル由ナリ近來ハ「トルビーン」ノ法大ニ發明アリテ尋常流通ノ河水ニ「トルビーン」ヲ使用スト云ヘリ

「プチュレイ」 「ランカテ」 「ユラ」

此處ニテ養蚕所ヲ見ル、先蚕ヲ養蚕セント欲セハ、其前年蚕卵ヲ撰ミ貯ルヲ一重要務トス、若誤テ其蚕種ヲ精撰セズ或ハ姦商ヨリ之ヲ買得テ而テ養育ニ心カラ盡スト雖トモ只金銀ト人カラ費スノミニシテ大損害ヲ受ル、必セリ、故ニ各品ノ蚕種ヲ集メ其可否ヲ點檢シテ、之ヲ試生温箱ニ入レ「レアムムル」(ママ)二十六度ノ温氣ニ入ル又一ノ円形ノ試生温箱ニ入ル□ハ初メ九度ヨリ十八度迄半日ツ、次第ニ温度ヲ増進スルノ法ヲ以テ天然、化蛾ノ時節ヨリ早く之ヲ産出セシメ其蛾ヲ捕リ其蛾軀ヲ器械ニテ摺崩シ其液ヲ硝子板ニ附ケ之ヲ顯微鏡ニテ検査シ其液中正円ナル點星ヲ顯スモノハ即チ無病ノ良蛾トシテ此種類ヲ集テ之ニ番号ヲ記シ、又其液中ノ點若シ正圓ナラズシテ種々ノ異形ヲ顯スモノハ有病蛾ノ兆ニテ、之ヲ廢棄シ而テ天然化蛾ノ時節ヲ待テ其無病ノ良繭ヲ集メ務メ其雌雄ヲ鑑定シテ張糸步障<sup>ツキタテ</sup>ニ下面ヨリ上面ニ次第ニ積列セシム而メ已ニ蛾虫自ラ繭ヲ破テ外面ニ匍匐出テ雌雄ノ蛾各相交ルノ時、其雌雄ヲ、撮取テ番号ヲ記シタル白布ノ小袋ニ入レ之ヲ他ノ段步障ニ連綿ト鈎併ヘ、而メ之ヲ窓前ニ置テ交リ、兩蛾相離ルヤ否ヤヲ□透カシ見ルニ便ナラシム已ニ相離ル時其袋内ノ雄蛾ヲ捕テ又他ノ同号ヲ記タル袋ニ入レ置キ、其雌蛾袋ハ全ク卵種ヲ産シ終ルマテ之ヲ銅網ヲ張りタル防虫箱内ニ送リテ數枚ノ段步障ヲ縱ニ押並ヘ其空隙ヲ凡一寸トス是レ雌蛾ノ卵ヲ產生スル間ニ數般ノ小虫アリテ蛾身ヲ害セシムルヲ防クナリ或又布袋ヲ用ヒズシテ紙上ニ鑊葉ノ曲板ヲ並ベハ鑊葉ノ筒、或針金製ノ小笠等ヲ連列シ、兩蛾ヲ此中ニ入レテ產生セシムルアリ雌蛾全ク卵種ヲ產生シテ終テ後チ同一ノ記号アル雌雄袋ヲ集メ、盡ク其軀肉ヲ摺崩シテ再、之ヲ顯微鏡ニテ検査シ其病ノ有無ヲ撰抜シテ可ナル者ハ之ヲ翌年ノ用ニ貯ヘ不可ナル者ハ之ヲ廢棄ス、則チ翌年迄貯ント欲スル所ノ布袋ノ卵種ヲ□時間或ハ十五分時間水中ニ浸シ置キ卵種ト布袋ト密着セル「ゴム」質ノ物ヲ溶解セシメ其卵種ヲ輕ク指頭ヲ以テ拂ヒ落シ再ヒ之ヲ洗試器械ニ送り、水管ヨリ清水ヲ吹出シテ□其卵ヲ動揺セシメ水底ニ沈ムモノハ好卵トシ水面ニ浮フ者ハ不良好卵トシ委ク其輕重ヲ撰抜シテ速ニ之ヲ脱水紙、或ハ白布ノ上ニ置キテ其水分ヲ除キ、而メ□又

他ノ白布ヲ張りタル薄箱中ニ撒列シテ、此薄箱ヲ又他ノ銅網テ張回シタル大箱ニ送り之ヲ三十層相重テ毎層相隔ル一吋トス薄箱ノ底板ニハ数百ノ小穴ヲ穿チテ其卵種ノ温氣ヲ脱キ或ハ空氣ヲ流通セシム、之ヲ翌年マテ貯フル者トス或又遠國ニ運輸セント欲スル卵種ハ且ツ洗ヒ且ツ乾キタルモノヲ平延セル白綿ノ上ニ撒列シ、次第ニ之ヲ相重子卵種ト白綿共ニ相挾テ管中ニ藏メテ動揺ノ患ヒナカラシム、此卵種ヲ精製スルノ法ハ、近来ノ發明ニシテ「イタリヤ」民間未タ一般ニ之ヲ行フヲ得スト云ヘリ○翌年養蚕ノ時節ニ及ヘハ先ツ養蚕セント欲ル室中ノ壁及ヒ柱梁及ヒ器具類ヲ「コロールカルキ」ニ水ヲ和シタルモノヲ以テ、白色ニ塗り、且又「コロールカルキ」ヲ陶鉢ニ入レ此中ニ「ビトリオル」ヲ和入シテ沸騰セシメ之ヲ杖頭ニ攪混シ速ニ戸ヲ閉チ二十四時間ヲ放置ス此間タニ其「ガス」室中ヲ巡リ悪氣悪臭盡ク脱去シテ全ク清潔（浄）ナラシム是養蚕中疾病ヲ生セザラシムルナリ、而メ後天然卵種化シテ小蚕生スル時ニ及シテ小蚕ノ上部ニ小穴紙ヲ乗セ、其上ニ細切セル桑葉ヲ粉散ス此特勢力アル小蚕、自ラ其紙穴ヲ匍匐シ出テ、始テ桑葉ヲ食ス而メ十日或ハ七八日ヲ經テ蚕虫各々首頭ヲ揚ケテ食セス之ヲ第一休ト云フ、此ノ如クスルコト第四休ニシテ后チ繭ヲ造ント欲スル時限ハ凡ソ日本ノ養蚕法ニ異ナラザルガ如シ、然リト雖モ蚕ニ桑葉ヲ與ヘ且蚕糞ヲ除去スルノ時ハ□モ指頭或ハ箸ヲ以テ之撮挾スルナク穴紙或ハ糸網ヲ以テ蚕上ニ乗セ、桑葉ヲ與フル前ノ如クシ蚕自ラ其上ニ登ルヲ待テ其網ヲ上部ニ引揚ケ而メ其糞ト其殘葉トヲ拂去ルナリ網或ハ紙上ニ登リ後レタル者ハ其他ノ養育籠ニ送リテ、蚕ノ強弱ヲ混同セザラシム、総テ養蚕中ハ其室内ニ一ニ箇ノ驗温器ヲ具テ、「レアムムル」（ママ）十六度半、或ハ十五度ノ温ヲ失ハサラシムル為メ一室中ニ二三ヶ所ノ火炉ヲ設ケテ火ヲ焚キ、又桑ノ枝ヲ焚テ、室中ヲ温ムルノミナラス雨天ノ時ハ其烟氣ニテ温氣ヲ消散シ清浄ノ空氣ヲ送り入ル、此火炉ノ前面ニハ「フランケット」ノ歩障ヲ置テ、火氣ノ直射シテ直ニ蚕虫ニ中ルヲ防ク、又其室ニ数ヶ所ノ紙窓ヲ設ケ内部ニハ白布ヲ垂シテ雨天ニハ紙戸ヲ閉チテ温氣ヲ防キ晴天ニハ布簾ヲ垂シテ日光ノ射入ヲ防ク○養蚕ノ□棚、及ヒ筐籠ノ諸製作法ハ、各種相異ナリ或ハ貧小ノ民家ニ於テハ一ニノ棚ヲ天井ヨリ鉤リ卸シタルアリ、其傍ニ臥床アリ及食竈食器等アリテ、室中敢テ美ナラスト雖モ二三箇ノ驗温器ヲ具ヘ塵埃ヲ掃除シ家族晝夜其側ニ在テ、養法聊カ怠ラサレハ、養蚕極メテ善良ナリ、或ハ四五層ノ大家ヲ造榮シ、諸器械皆具ハリ「コロールカルキ」（ママ）ヲ以テ精白ニ塗リタリト雖トモ其主人タル者自ラ乎を下サズ能ハス、号令モ亦充分ナラザンバ、養蚕極メテ下悪ナリ、即「アバノ」<sup>1</sup>村ノ豪農是ナリ○宿蚕ノ法、其種類甚多シ、或ハ麦藁ヲ束子或ハ菜種稗ヲ建テ、或ハ桑枝及ヒ其他ノ繁茂セル細枝ヲ重子或ハ細角木ヲ組合セ、或ハ□屑等ヲ集メテ蚕ヲ之ニ移シ、宿ラシ

<sup>1</sup> 「アバノ」（現在は Abano Terme）はパドヴァ付近の村である。有名な温泉地でもある。

ム、或ハ食桑枝ノ上面ニ直ニ細枝ヲ建テ連子或ハ細枝ヲ緑板ノ上ニ敷キ重子テ以テ各蚕ノ性質ニ應シテ或ハ建板ニ登宿セシメ、或ハ横積セル枝ニ下宿セシム此宿蚕中ノ温度「レアムムル」(ママ) 十七八度ヲ要ス

○「ツリヤノ」「バーセル」「ルツァーン」

此所ニテ「シャープ」(即屑糸ヲ製練シテ上糸トナスコト) 製造ノ器械ヲ見ル、各威大ノ装置ニシテ、蒸氣器械ト水車ト兩車カヲ用ユ、尤モ「ツリヤノ」ニ於テハ河上ヨリ水ヲ導キ其水道ノ下部ニハ土砂ヲ盛上ケ、其上ニ砂利ト石炭トヲ以テ厚サー尺ノ水樋ヲ造リ、又其内部ニ砂利ト「セメント」トヲ以テ厚サー寸斗リニ塗固メテ、而メ河水ヲ流通セシム、此河下ニ四百馬力ノ「トルビーン」ヲ設ケタリ [中略]

○前條ノ次第諸所巡見歩行中筆ヲ把リテ或ハ見或ハ聞キ一冊ニ畧記セルヲ今拾集シテ茲ニ編書ス、最誤謬ナキヲ得サルベシ、所謂養蚕製糸ノ方法ハ民間ノ一大事件ニシテ毫モ之ヲ誤ルヘキハ金銀人カヲ費ヤス、シカノミナラス或ハ家財ヲ賣却シ、或ハ一家族ヲ分散シ、實ニ身命ニ關係スヘキ事件ヲモ引起スニ至ル若此質問ノ件々、實地民間ニ教授セシメンニハ少年ノ人ヲ撰ミ纔時「パドワ」ノ學校中ニ入ラシメテ、臣カ略記セル所ノ誤謬ヲ檢査セサル可ラス  
養蚕ノ器械類皆圖ヲ以テ知ルヘシ其圖許多ナリ故ニ此ニ畧 七月二十一日<sup>1</sup>

『米欧回覽実記』との類似点は非常に多いことが明らかである。文章には多少手が加えられているにも拘らず、内容は久米の挙げるものとほぼ同じである。無論、『米欧回覽実記』は1878(明治11)年に編修されたため、久米が、佐々木長淳が収集した養蚕製糸業をめぐる専門的知識や情報を利用したことになる。ただし、『米欧回覽実記』のイタリアに関する部分において、佐々木の名前が一切現れないのは注目すべき点である。

『米欧回覽実記』の第三十五卷(イギリス「ブラットホールト」府ノ記)を見ると、次の記述が表れる。

[日本語原文]

[前略] 明治六年(西曆一千八百七十三年)、理事管佐々木長淳カ、<sup>スイス</sup>瑞士ヲ巡行シテ筆記セル報告ニ、彼国ノ屑繭製糸ヲ記セリ、此ト大同ニテ小異ナルニ似タリ、参考ノタメ

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 マイクロフィルム No.004500 pos.0090~ 「佐々木長淳「イタリア」國巡行ノ略記」(未刊) (「口」という文字は、字がはっきりと読めない時に、本論の筆者が利用する文字である。)

此ニ撮記セン、[後略]<sup>1</sup>

その後、久米は佐々木がスイスの屑糸製糸場に関する報告の段落をほぼ原文のままに挙げている。この事実が明らかになると、『米欧回覧実記』の第35巻において、佐々木がスイスだけでなく、イタリアでも養蚕製糸業に関する実地調査を行ったことを久米が記述していないのは何故か、そして『米欧回覧実記』のイタリアに関する部分において、第35巻と同じ様に、久米が佐々木の名前を挙げなかったのは何故かという二つの疑問が生じる。

岩倉使節団がイタリアで養蚕場を訪れたのはイタリア側の日刊紙にも扱われる事実であるが、養蚕製糸業が最も発展しているイタリア北部、即ちピエモンテ州、ロンバルディア州、ヴェーネト州そしてフリウリ州の都市はほとんど訪れていない<sup>2</sup>。岩倉使節団はイタリアを訪れた頃、当初12ヶ月の予定だった欧米滞在期間をおよそ5ヶ月延長していた。その頃、副使木戸と大久保は既に帰国の途についていた<sup>3</sup>が、岩倉や伊藤も、留守政府の政治活動を監視できるように、できるだけ早く帰朝しなければならなかったため、北伊の地方を訪れる時間がなかった。また、イタリアを訪れた時点で、岩倉使節団の総勢も少なくなり、その中で養蚕・製糸技術の専門的学習に従事できる者はいなかった。したがって、一行が主に訪問した場所は大体フィレンツェ、ヴェネツィア、ローマ、ナポリなどの観光スポットのみである。しかしながら、『米欧回覧実記』のイタリアに関する部分(本章1節)では、1873(明治6)年5・6月に佐々木が北イタリアで実際に集めた養蚕関係の情報は、まるで岩倉使節団自らがフィレンツェ・ローマの郊外にある養蚕場で集めたように紹介されている。

久米が佐々木の集めた専門的知識を岩倉使節団の実績として紹介しているのは、岩倉使節団のイタリア訪問を更に正当化するためだったのではないかと考えられる。これを具体的に述べると、久米が佐々木の情報を利用したのはあくまで批判を逸らすためであり、岩倉使節団がイタリアで過ごした27日間は観光ばかりでなく、積極的に日本の工業発展に役立つ情報の収集に従事していたことを証明するためだったことが推測できる。

<sup>1</sup> 久米邦武編、田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』(第二巻)岩波文庫 1977、291ページ出典。

<sup>2</sup> 岩倉具視特命全権大使が体調不良のせいでヴェネツィアに滞在している間に、伊藤博文と山口尚芳副使は、駐日イタリア公使フェ・ドスティアーニ伯爵と共に、ロンバルディア州のプレッシャ及びミラノを訪れたとみられる。久米邦武が編集した『特命全権大使米欧回覧実記』はこれらの都市の訪問について一切言及しない。この点について、岩倉翔子編 1997『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 などにおいて詳しい情報が記述されている。

<sup>3</sup> 木戸は帰国する前に、イタリアを訪問した。

以上のような疑問はさておき、佐々木がイタリアで集めた情報は岩倉使節団の公式見聞記（米欧回覧実記）に掲載される程度信頼性の高いものだったということは紛れもない事実であると言える。

いずれにせよ、佐々木はパドヴァの養蚕実験局を訪れたことで、日本産蚕卵の品質悪化のために、日伊蚕卵貿易がいかに深刻な状況に陥っていたかを痛感したことが推測できる<sup>1</sup>。また、彼は以上の報告書に含まれている専門的知識を集めることによって、日本の養蚕製糸業の発展に著しく貢献したと言える。

二つ目の報告書は佐々木が帰国から数年後に執筆したものである。この報告書は、一つ目の報告書と異なり、1897（明治30）年8月7日に刊行された『澳國博覽會參同記要』<sup>2</sup>という一冊において、活字になって収録されているものであり、佐々木長淳の活躍をよく理解するために重要な資料であると考えられるので、以下に全文を挙げる。

〔日本語原文〕

東京市麴町區隼町六番地 佐々木長淳

明治六年即チ西曆一千八百七十三年五月廿一日ヲ以テ澳地利國維納府ヲ出發シテ同國及伊太利國瑞西國等ヲ巡廻シ養蠶法製糸法及屑絲紡績法等ヲ調査見聞シタル顛末左ノ如シ

伊太利國「ウデイネ」地名ノ生糸會社ニ赴キ絹糸ノ良否ヲ鑑定シ糸條ノ細太ヲ試験シ且其重量ヲ調査スル數種ノ機械類ヲ目撃シ又絹絲ヲ束縛シ之ヲ包製シテ庫内ニ貯藏スルノ順序ヲモ見聞セリ

同國「パドワ」地名ノ蠶事學校ニ趣キ教師「ウエルソン」氏ニ會シテ蠶兒ノ生理蠶身ノ解剖術及蠶種ノ製造法蠶種ノ病毒調査術等ノ諸説ヲ聞キ又之ニ關スル諸機械其他桑園中ニ栽培セル各種ノ桑樹柘樹等ヲ熟見セリ

同國「パルマ」、「ウエッセンツァ」、「ステビナ」、「トリイノ」、地名ノ製糸場ニ趣キ製糸用ノ機械ヲ運轉スル蒸氣機關及水車ノ裝置其他各種ノ製糸機械熨斗絲ヲ製スル手術、繭蛹ヲ燥殺スル熱室、繭ヲ貯藏スル倉庫其他製糸用ノ淨水池等ヲ視察シ且其機械ノ使用法工男工女ヲ雇用スル方法等ヲ聞ケリ

同國「プチェレイ」、「ランカテ」、「コラ」、地名ノ養蠶家ヲ訪ヒ蠶種ノ貯蓄法、蠶種ノ病毒

<sup>1</sup> 佐々木だけでなく、視察団のメンバーであったグレーフェンも、日本政府に提出した建白書において、日伊貿易関係の断絶を懸念している。

<sup>2</sup> 田中芳男、平山成信 編『澳國博覽會參同記要』下篇、第二章、30 ページ参照。

検査法、蠶種ノ製造法、蠶病ノ消毒法、蠶兒ノ飼育法、蠶室ノ構造法、室内温暖法、空氣ノ代  
謝法、熟蠶ノ上簇法等ヲ視察シテ具ニ其説明ヲ聞ケリ

伊太利國「ツリヤノ」地名瑞西國「パーズル」、「ルツアーン」<sup>1</sup>地名等ニ趣キ及之屑絲紡績機  
械ヲ運轉スル蒸氣機關、水車ノ装置、且之ヲ使用スル要技ヲ點見シ之ガ説明ヲ聞キ又「ルツア  
ーン」ノ近傍ナル「ケレイン」村ニ到リ紡績機械ノ製造所ヲ一覽シ其機械ノ整式ノ特ニ精巧ヲ  
極ムルヲ認識セルヲ以テ諸機械ノ寫眞ヲ購ヒ其價額ヲモ調査セリ

澳地利國「ゴルツ」<sup>2</sup>地名ノ蠶事學校ニ赴キ教師「ボルレー」<sup>3</sup>氏ニ就テ蠶事及顯微鏡ニ關ス  
ル諸要件ヲ傳習シ末期ニ臨テ左ノ如キ證明書ヲ受領セリ

證明書 日本佐々木長淳君ハ一千八百七十三年九月十日ヨリ二十四日ニ至ルマデ澳地  
利帝國蠶事實験場ニ於テ蠶業ノ教育ヲ受ケタリ即チ顯微鏡ヲ以テ有害無害ノ蠶卵、蠶兒、蠶蛹、  
蠶蛾ヲ區別スルコトニ塾達スルノミナラズ尚ホ習學ノ末期ニ於テ執行シタル試験ニ依テ蠶兒  
ノ解剖及生理、蠶兒ノ疾病及其病原ヲ探究スルニ重要ノ秘事ヲ自得セラレタルコトヲ證明ス

「ゴルツ」府一千八百七十三年九月二十四日

澳地利帝國蠶事試験場長 「ヨハネスボルレー」印

明治七年歸朝以後諸般ノ業務ニ従事シテ或ハ創立シ或ハ發見發明シタル經歷左ノ如シ

明治七年ヲ以テ内務省所轄内藤新宿試験場中ニ一棟ノ蠶室ヲ創造シ十二ヶ所ノ桑園ヲ新設  
シ各縣下ヨリ養蠶者及栽桑者ヲ募集シテ各其實業ニ従事セシメ之ガ技術ノ可否得失ヲ比較講  
究シ次ニ尚ホ一棟ノ蠶事研究所ヲ建設シ曾テ「ゴルツ」ニ於テ傳習セシ一切ノ學理ト實業トヲ  
試験研磨シ傍ラ製絲ニ關スル諸要件ヲ講究中發見發明セルモノ鮮シト爲サス中ニ就キ養蠶ニ  
必要ナル温暖ノ度、蛆害ノ原因等ハ其著キモノトス後チ試験場ノ廢止ニ遭フモ尚ホ續テ講究セ  
シニ由リ蠶兒ガ呼吸スル要件、蠶室ノ構造法、室内乾濕機ノ得失、其他製糸器及凸形綾振（ナ  
カタカアヤフリ）機械等ヲ發明セリ

明治十年内務所轄省群馬縣録野郡新町驛温井川ノ畔ニ於テ數棟ノ屑絲紡績所ヲ創造シ蒸氣  
機關及水車ヲ装置シテ各縣下ヨリ工男工女ヲ募集シ同年十月二十日ヲ以テ開業式ヲ執行セリ<sup>4</sup>

<sup>1</sup> スイスの都市パーゼル（Basel）とルツェルン（Luzern）のことである。

<sup>2</sup> 「ゴルツ」（Görz、伊 Gorizia ゴリツィア）は現在、イタリア東北部フリウリ・ヴェネツィア・ジュリア州、イタリ  
アとスロヴェニアの国境の近くに位置している町である。当時はオーストリア帝国の領土だった。

<sup>3</sup> ジョヴァンニ・ボッレ（Giovanni Bolle）。この人物は当時、オーストリア帝国領土だったイタリアの都市ゴリツィア  
における養蚕実験局・蚕事学校の所長である。（パドヴァ実験局と並び、ゴリツィア実験局は蚕事研究が行われる最  
先端施設だったと言える。）また、ボッレ氏は様々な養蚕参考書の著者（全てはイタリア語文にて刊行されている）  
としても知られている。その中で、最も興味深いのは、農工商に頼まれて刊行した BOLLE, Giovanni, La  
bachicoltura nel Giappone. Paternolli, 1898（『日本における養蚕業』）である。その中に、ボッレが 1893（明治 26）  
年に行った日本への旅行の時に、佐々木長淳などの協力を得て収集した養蚕データ（桑樹の栽培法、養蚕法、製糸法、  
蚕の病など）が含まれている。更に、多くの興味深い写真や挿絵も含まれている。

<sup>4</sup> 田中芳男、平山成信 編 1897『澳國博覽會參同記要』下篇、第二章、30-33 ページ出典。

基本的に、この報告書の前半は一つ目の報告書の短縮されたものである。もちろん、一つ目の報告書と比べると、養蚕・製糸技術に関する詳細な記述や佐々木のコメントや意見は含まれていない。一方では、順番に訪問したそれぞれの養蚕場や製糸場と、そこで用いられる技術や機械のことが報告されている。しかしながら、他方では、イタリア訪問より数年後に書かれたものであり、佐々木がイタリアなどで学んだ知識及び技術をどの様に活用したかが窺えるため、この報告書の後半は特に興味深い。

佐々木はイタリアとスイスとを訪問した後、当時オーストリア帝国の領土であったゴルツ（Gorz、現在はゴリツィア（Gorizia）・イタリア東北部・フリウリ州の都市）の養蚕試験場において、2週間に亘り、ジョヴァンニ・ボッレ（Giovanni Bolle）所長の下で蚕卵・蚕児の顕微鏡検査や蚕児の解剖方法などを学び、証明書を受けた。また、ここで、佐々木は帰国後の経歴を書き加えている。また、佐々木は内務省所轄内藤新宿試験場<sup>1</sup>において設けられた養蚕実験局の局長となっただけでなく、養蚕研究を積極的に続け、複数の道具や機械までも発明したことが述べられている。更に、佐々木は1877（明治10）年に開かれた内務省所轄群馬新町の屑糸紡績所<sup>2</sup>についても言及している。この報告書は視察団の移動行程や学習したことだけでなく、一行が得た知識や技術が日本の養蚕業・製糸業の発展に如何に貢献したかを証明している点で、極めて貴重な史料であると言える。

以上の二つの報告書においては、視察団構成員の人数に関する詳細な記述はない。更に、これらの報告書に見られる地名の大多数は不正確にカタカナ表記されていることも強調し値する点である<sup>3</sup>。

ちなみに、1907（明治40）年に発行された佐々木の著書『微粒子病蠶之顛末』において、経歴、ヨーロッパ派遣や、ゴリツィア試験場での経験やジョヴァンニ・ボッレとの談話などに関する記述が多い。また、この一冊の最終章「第三 農業世界の佐々木長淳翁」は、佐々木の自伝のようなものである。そこには、公文書だけでは読み取ることのできない佐々

<sup>1</sup> 1872（明治5）年10月に、大蔵省は旧内藤家の邸宅及びその周辺地（総合面積は17万8千坪—59ヘクタール）を買い取り、そこで、明治政府は近代的農業の発展を奨励する目的で、「内藤新宿試験場」を設立した。佐々木の報告書において確認できるように、養蚕実験局は1874（明治7）年に設置された。同実験局は5年後1879（明治）年に廃止された。詳細は 北村實彬、野崎稔 1993『農林水産省における蚕糸試験研究の歴史』独立行政法人農業生物資源研究所（第一部）参照。

<sup>2</sup> ちなみに、これは初めて日本人が設計した洋式本格工場である。

<sup>3</sup> 例えば、「ウディネ」（Udine）、「パドワ」（Padova）、「トリノ」（Torino）、「ランカテ」（Rancate）や「ヴェッセンツァ」（Vicenza）は確実に佐々木の一行によって訪問された都市であるが、「パルマ」、「ステピナ」、「ブチェレイ」、「コラ」、「ツリヤノ」は確実にどの町を指しているかについて、不明なところがある。イタリア側の資料を調べてみると、佐々木の一行はエミリア・ロマーニャ州にあるパルマ（Parma）を訪問しなかったようであることに基づいて、佐々木が述べる「パルマ」は別の町を指しているに相違ない（順番を考えるとヴェローナ（Verona）ではなからうか）。その他に、「ブチェレイ」は「ブレッシヤ」（Brescia・フェ伯爵の故郷）、「コラ」は絹の名産地「コモ」（Como）で、「ツリヤノ」は改めて「トリノ」（Torino）を指している可能性がある。

木本人の養蚕研究に対する熱心な気持ちが溢れ出ている。この一冊に目を通すことで、佐々木長淳という歴史的人物を垣間見ることができるのである。

[4-2-8—ヴェルソン博士の報告書について]

日本側の史料を用いても埋められなかった空白、つまり、イタリア政府の立場及び視察団の移動を明らかにするためには、当然のことながら、イタリア側公文書の観察も不可欠である。そこで、ヴェルソン博士が1873（明治6）年6月16日に、（一行が北イタリア養蚕場の視察を終了した頃）イタリアの農工商省宛に送った下記の報告書をここに紹介し、分析することにする。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*STAZIONE BACOLOGICA SPERIMENTALE IN PADOVA*

*N. 205    Oggetto    Viaggio della Commissione Giapponese*

*Li 16 Giugno 1873*

*Eccellenza,*

*In conformità ai desideri espressi da V. E. nella riverita Nota 20 Aprile, ho accompagnato la Commissione giapponese nel suo viaggio d'istruzione per l'Alta Italia.*

*Raggiuntala a Venezia, dove si trovava con S.E. il Co. Fè d'Ostiani, e separatici da lui, che volle accompagnare l'ambasciata per altro viaggio, abbiamo cominciato la nostra gita dal Friuli, visitando Udine e Conegliano, dove i signori Giapponesi ebbero a mostrare il loro pieno soddisfacimento pegli stabilimenti di bachicoltura e serici, che ivi e nei dintorni si trovano. Di là passammo a Padova, ove feci vedere questa Stazione bacologica e altri allevamenti dei principali. Andammo di qui a Vicenza ove ci riunimmo col sig. Ministro e con lui passammo a Schio, e quivi la Commissione restò meravigliata dei filatoj e telai meccanici.*

*Visitammo quindi Verona e là vedemmo gli allevamenti del Sen. Miniscalchi, poi Brescia, Rezzate, Roncadelle, Albiate, Milano, Como, Torino e Casale. Da per tutto la Commissione fu accolta con ogni gentilezza e riguardo possibile; mostrò di approvare altamente i nostri sistemi sericoli e prese copia delle principali macchine, apparecchi ed attrezzi di*



*bachicoltura. Essa esternò il desiderio che anche nel Giappone si aprissero una scuola di bachicoltura e una stazione bacologica, simili alle nostre di Milano e Padova, ed interessò al Conte Fè a farsi interprete di questo suo desiderio presso il Governo Giapponese.*

*Ecco quanto, a pieno esaurimento del mio mandato cui ho creduto in dovere di riferire alla E. V.*

*Il Direttore E. Verson [firma]<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

在パドヴァ養蚕実験局

205号 件名：日本養蚕視察団巡行

1873年6月16日

閣下

4月20日の貴簡にて閣下が表した願望に応じて、小生は北イタリアで見学旅行を行った日本養蚕視察団を案内致しました。

ヴェネツィアにてフェ・ドスティアーニ伯爵と共に滞在していた視察団と合流して、そこから別の行程で<岩倉>使節団に同行することにしたフェ・ドスティアーニ伯爵と別れて、フリウリ州から我々の旅行を始めました。ウディネとコネツリャーノの訪問に際して、日本の紳士達は两市やその周辺にある養蚕場と製糸所とを見学して、大いに満足の意を表しました。そこからパドヴァへ赴いて、そこで本養蚕実験局且つその他の主要な養蚕場を見せました。そこからヴィチェンツァへ行って、その場で公使<フェ伯爵>と再合流した後、彼と共にスキオを訪問しました。視察団は感嘆しながら、ここの製糸機械や動力織機を見ていました。

その次はヴェローナを訪問して、そこでミニスカルキ上院議員の養蚕場を見学した後、ブレツィヤ、レッツァテ村、ロンカデツレ村、アルビアテ村、ミラノ、コモ、トリノ、カザーレ村を訪れました。視察団は至る所で最高の親切さと気配りで歓迎され、我々の養蚕製糸法を高く評価して、養蚕業に利用する主な機械、装置、並びに道具を複写しました。一行は日本においても、我が国のミラノとパドヴァにある農学校と養蚕実験局のような施設が設けられるように、という願望を示して、その願望を日本政府に伝達する任務はフェ伯爵が引き受けたのです。

小生の任務を完全に成し遂げた現在の時点で、閣下に伝えるべきであることは以上のとおりです。

局長 エ・ヴェルソン<署名>

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, II Vers. b.153, 1873年6月16日、ヴェルソン博士より農工商省宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> この文書の日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述は筆者が追加したものである。

この報告書で、ヴェルソン博士は訪れた場所を順番に並べながら、視察団の満足度やフェ伯爵の移動などに関する貴重な情報も提供している。最後に、フェ伯爵が視察団の願望（つまり、日本で養蚕学校と養蚕実験局を開設すること）を理解し、それを日本政府に伝える責任を負ったとヴェルソン博士が報告している。

これを証明する日本側の史料は、現時点では発見されていないため、実際に、フェ伯爵が日本政府に直接この願望を伝えたか否かは不明である。いずれにしても、フェ伯爵とヴェルソン博士が佐々木長淳とその視察団に対して、非常に積極的な姿勢を示したことは否めない。

#### [4-2-9—佐々木とグレーフェンが日本政府に提出した建白書について]

日本国立公文書館において、「佐々木長淳建言書」、そして「グレーベン氏建白書」<sup>1</sup>というものも保管されている。

これらの建言書は、特に、一行がイタリアの養蚕研究施設及び製糸場にどのような印象を持ったのか、そして視察団派遣の目的がどのような成果を得たのかを明らかにするために不可欠な史料である。

まずは「佐々木長淳建言書」から見ることにする。ここで、本研究を行う上で最も重要であると考えられる「第一」という部分のみを下記として挙げる。〔注意：「ㄣ」という記号は「コト」を意味する。〕

〔日本語原文〕〔未刊史料〕

第一イタリヤ國養蚕ノ法則凡 皇國ノ法ニ異ナラス所謂養蚕家ノ大患トスルモノハ抑種卵ヨリ化生セシヨリ養育ノ為大ニ人カヲ費ヤシ桑葉ヲ喰シメテ大ニ金銀ヲ費シ次第ニ成長シテ後已ニ繭ヲ造ラントスルニ臨ンテ俄ニ疾病ヲ發シテ過半死亡ニ及ヒ小民之カ為ニ家財ヲ賣リ或ハ家屬分散等ノ困難ヲ蒙リシㄣ 是全ク種卵製造ノ理ヲ究メサルヨリ起リシ害ナレハ方今イタリヤ國ニ於テ是患ヲ防カント欲シテ將ニ種卵ヲ造ラントスル時其親虫ノ身軀ヲ摺崩シ之ヲ「ミクロスコープ」ヲ以テ其疾病ノ有無ヲ検査シ其他養蚕中六種類ノ病虫ヲ研究シ或ハ家室ヲ清淨ニシ暖度ヲ齊シカラシメ且養育セシムル肝要ノ諸器械ヲ發明セリ之ヲ其万民ニ教授センカ為ニ「パドワ」城ニ於テ學校ヲ取設ケ倫ク男女子ニ傳習セリ則私共此學校中ニ入テ一日其形

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 リール番号：004500 開始コマ：0090～、「佐々木長厚建言書」（未刊）

勢ヲ見分仕リ實ニ驚入り候此教師「ウエルソン」氏曰ク初メ日本ト貿易ヲ發セン以來種紙製造年々歳々歳々次第ニ佳シカラス近來益甚シク下民大ニ困窮ニ迫リ候ニ付「イタリヤ」ニ於テ蚕種ノ製造發明ノ上ハ此後可相成丈同國中へ外國ノ種紙ヲ輸入スルヲ禁セント欲ス日本若シ學校ヲ設ケ學術ヲ弘メ姦商ヲ遠ケ小利欲ヲ專ラトセス互ニ懇親ノ情ヲ以テ貿易スルヲ得ハ日本「イタリヤ」兩國ノ大幸ナラント云ヘリ〔後略〕<sup>1</sup>

以上の文章では、まず、佐々木の第一報告書と同じく、イタリアの養蚕家たちが受けていた被害と苦痛、そしてイタリア養蚕業の厳しい状況を佐々木が非常によく理解していることが記されている。また、イタリア養蚕業が抱える諸問題を克服するために採用している対策を日本政府に報告しながら、ヴェルソン博士の養蚕学校と実験局との各々が果す役割と目標とが強調されている。佐々木はその施設を見学した際、その様子に驚いたことも述べている。最後に、日本人養蚕家に科学的知識を広め、良質の蚕卵を生産することによって日伊貿易関係のよい継続を保護するために、佐々木はパドヴァのような施設を日本でも設けようと日本政府に提案していることも述べられている。

ちなみに、ここに引用していない「第二」、「第三」、「第四」部では、佐々木は干し繭を作るために用いる措置の仕組みに関する情報、屑糸・屑繭の加工、そして日本養蚕業・製糸業の発展に不可欠な機械と道具（顕微鏡など）とその価格を書き連ねている。

ここで、次に挙げる「グレーベン氏建白書」<sup>2</sup>に目を転じることにする。〔注意：「ㄱ」という記号は「コト」を意味する。〕

〔日本語原文〕〔未刊史料〕

閣下ノ需ニ應シテ日本養蚕ノ追々粗悪ニ至ルヲ日本政府ニ於テ如何様ノ所置（ママ）アラハ改正セラルヘキヲ聊カ建白ス日本ヨリ以太利其外ノ國々へ年々輸出スル蚕卵紙ノ次第ニ悪クナルㄱハ誰モヨク知ル所ナリ已前ハ平均シテ一枚ノ蚕卵紙ニツキ二十五「キログラム」ノ繭ヲ得タリシニ當今ハ平均シテ僅カニ二十五「キログラム」ヲ得ルノミ是レ其粗悪ニ至ルノ確證ナリ  
去年バドワ（ママ）ノ養蚕改所ニ日本蚕卵紙五十枚ヲ出タシ顕微鏡ノ検査ヲ請ヒシ人アリ仍テ検査セシニ僅カニ二枚ハ全く無病ナリシカ其餘ハ皆ナ病ノ徴アリテ其内ニハ殊ニ甚シキモ

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 リール番号：004500 開始こま：0090～、「グレーベン氏建白書」（未刊）

<sup>2</sup> これは文書のタイトルで、「グレーベン」は佐々木の同行者グレーフェンのことである。

ノモ見エタリトゾ其特ニ日本政府ヨリ養ヒ試ルヲ請フカタメニ以太利ニ送レル蚕卵紙三十枚ヲモ此改所ニ出タセリ此蚕卵紙ハ北海道ヨリ出テタルモノニテ長キ航海中船中ニテノ損シ少ナカラストハ雖モ顕微鏡ニテ検査セシニ皆ナ病ノ徴シ顯ハレタリ此病ノ徴ハ決シテ船中ニテノ損シヨリ起レルニアラサルヲ分明ナリト云ヘリ

又タ當節日本ヨリ来ル蚕卵ヲ養フニ毎々病ヲ發シテ死ルアリ已前ハ斯ルヲナカリシニ全ク近来始マリシヲナリトゾ又タ多クノ蚕卵紙ノ中ニハ全ク孚卵セサルモノアリト云フ是故ニ買フ人ノ損毛(ママ)トナルヲ以テ其價ノ下ルハ勿論ナリ又タ以太利人ハ斯ル損失ヲ厭ヒ日本ノ蚕卵ヲ仰カスシテ自國ノ蚕卵ヲ用ヒント思フ程ノ次第ニ至レリ自國ノ蚕卵ヲ用フレハ日本ノ原種ヲ用フルヨリ却テ得ル所多ナリト云フ以太利政府ニ於テ斯ル大切ナル事件ヲ察シ「パドワ」ニ養蚕改所ヲ設ケ「ドクトル、ウエルソン」氏<sup>1</sup>ヲ以テ其頭取トナセリ又タ此本局ヨリシテ所々ニ分局ヲ置キ以テ養蚕ノ業ヲ勸メリ是事ハ附録ノ第一章ニ詳ナリ此外民間ニテモ自費ヲ以テ養蚕ノ業ヲ勸ムルモノ多クアリテ養蚕ノハ他邦ヲ仰カスシテ自國ニテ獨立ニ行ハントスル勢ニナレリ

吾等先日チュラン(ママ)ヨリ御届ケ致セシ通り民間ニテ設ケタル養蚕取調所ヲ一覽セリ是レハ「ギドスサニ」ト云ヘル人ノ設ケタルモノニテランカアテ(ママ)ト云フ所ニアリ此所ニ於テ日本ノ蚕卵ヲ養試セシニ初年ハ百疋ノ内僅カニ十疋ナラデハ無病ノモノアラサリシト云フ併シテカラ(チュルレングレニルム)「蝶ノ雌雄ヲ一雙ツ、小サキ袋様ノモノニ入レテ卵ヲ生セシムル」ノ式ヲ用ヒテ得タル自國ノ種ヲ養フヘキハ病アルモノ僅カニ百分ノ二ナリト云フ。斯ル事件ヲ民間ニテ追々聞傳ナハ自國ノ蚕卵ヲノミ用ヒテ終ニハ日本ノ種ヲ用ヒサルニ成行クヘシ右ノ如ク追々蚕卵ノ悪クナルハ急ニ多ク得ントスルニ因ルナリ日本ノ民ハ外國人ニ成ルタケ多ク賣リ成ルタケ多ク利ヲ得ントシ蚕卵ノ病ヲモ顧ミス善惡相混セリ是故ニ蚕卵ノ病年々蔓延シ繭ヲ得ル又タ從テ年々減少ス

當節ノ世評ニ以太利ノ蚕ヲ養フ者日本ノ所々ニ行キ蚕卵ヲ見分ケテ買フヲ許サルヘシト云ヘリ然ルヘキハ日本ノ蚕卵ノ今ヨリ善クナルハ決シテナカルベシ如何トナレハ是迄日本商人スラ唯目前ノ小利ニ惑ヒテ蚕卵ヲ多ク買集メ其悪クナルヲモ顧ミサリシニ尚又外國商人所々ニ立入テ将来ノ善ヲモ顧ミスシテ多ク買集メントセハ愈々悪シクナルヲ疑ヒナキヲ以テナリ

斯ル次第故日本政府ニ於テ速ニ所置(ママ)シ國ノタメニ大切ナル職業ノ廢ラサルヤウニ世話シ如何ホトノ細民タリトモ西洋人ニ劣ラサルヤウニ盡力ナサレタキヲナリ以太利政府ニ於

<sup>1</sup> パドヴァ養蚕実験局の局長エンリーコ・ヴェルソン博士のことである。

テ既ニ良法ヲ立タルカ故ニ此法ニ倣ヒ左ニ見込ヲ陳述スベシ

此害ヲ防ク仕方ハ先ツ究理ヲ本トシテ蚕ヲ養フノ際諸事清潔ヲ主トシヨク々々注意セシメ日本ノ養蚕人ニ此事ヲヨク論シ此事ヲ成届クルヘキハ大利益アルヲ理會セシムヘキナリ次ニハ日本貧民ノヨキ蚕卵ヲ造リテ賣ルノ道ヲ開クベシ左スレハ悪シキ蚕卵紙ヲ賣ルハ出来難カルヘシ此目的ヲ以テ此業ヲ勸ムルタメ都合ヨキ場所ヲ撰ミ左ノ二者ヲ設クヘシ

第一 學校一所

第二 養蚕役所

學校ノ事

此學校ニハ前以テ教育ヲ受ケタル若キ生徒ヲ撰ミ養蚕ノ法並ニ顕微鏡ヲ以テ病アル蚕卵ヲ見分ケ之ヲ除クヲ教フベシ此生徒ノ内ヨリ役員ヲ撰ミ蚕ヲ養フ郡邑ニ至テ養蚕人ヲ教導シ又タ養蚕役所ヨリ出ツル規則ヲ布告シテ之ヲ行ハシムヘシ

右の法則ニ從テ十分其人ヲ得タル上ハ誰ニテモ右ノ學校ニハ都テパドワノ學校ニ倣ヒ器械其外必用ノ道具ヲ集ムベシ (附録ノ第二章ニ詳ナリ)

養蚕役所ノ

一是レハ學校ト併立シ諸分局ヲ總轄シ都テ養蚕ノ法則ヲ定メ之ヲ諸分局ニ布告スベシ

二蚕ヲ養フモノ其事業中ニ本局ノ吟味ヲ請フアラハ之ヲ許シ蚕卵ヲ生スル前ニ本局ノ頭取之ヲ吟味スヘシ此見極ハメタルモノヨリ得ル所ノ蚕卵ハ寸分健康ナルヲ以テ其證トシテ極印ヲ押シ與フヘシ又タ日本國中ニテ用フヘシ然ル後チ顕微鏡ヲ以テ追々検査スルモ亦タ政府ノ任タリ其タメニ凡ソ半年ヲ費スヘシ政府ノ極印ハ西洋ノ極印ノ如ク細密ニ製シ價印ヲ防クヘシ且蚕卵紙ノ上ニ検査人并ニ養蚕人ノ姓名ヲ記スヘシ○僅カノ蚕ヲ養フ者其蚕卵紙ヲ本局ニテ取次キ交易ニ出スヲ願ハ之ヲ許スヘシ斯ル仕方ニシテ追々此本局ニ規則ヲ定メテ運上ヲ納メシムヘシ左スレハ之ヲ以テ此本局ノ費用ヲ補フヘシ此仕方ニナセハ政府ノ極印ハ即チ蚕卵紙ノ請合トナルヘシ然ルトモ今迄ハ極印アレトモ真ノ請合ニハナラス甚遺憾ノ至ナリ又タ貧民ドモ此法ニ從ヘハ其益少ナカラサルヲ以テ蚕卵紙ヲ製出スルニ意ヲ用ユルヤウニナルヘシ而カメ此良法ニ從ハズシテ製出スルモノハ其價下落スルカ故ニ追々悪シキモノヲ製出スルモノ無キニ至ルヘシ全躰役員サヘ正シケレハ決シテ偽リハ出来ヌモノナリ若シ偽リヲナス者アラハ之ヲ糺シテ相當ニ所置 (ママ) スルヲ得ヘシ

三此本局ハ伊太利パドワノ本局其外養蚕取調所ト絶ヘス通信シ追々起ル病氣ノニ就テ相談シ或ハ養蚕ノ新工夫并ニ新發明アルヘキハ互ニ相教ヘ日本ノ養蚕ノ業ヲ外國ニ劣ラサルヤウニスヘシ

四養蚕ニ關係スル器械等ヲ買入タキ趣ヲ本局ニ願出ル者アラハ之ヲ周旋スヘシ

右ノ條々ハ日本ニ於テ養蚕ノ業ヲ改正スルノ良法ト愚考セリ此事ハ日本政府ニ於テ若シ可トセハ速施行アランヲ希フ但シ此學校ト本局ヲ設クルハ格別難キニアラス始メハ多クノ器械ヲ要セス而メパドワ本局ノ頭取「ドクトルウエルソン」氏ノ話シニ此度以太利ヘ養蚕取調ベトシテ来レル人ニ當九月ニ再ヒ来テ凡ソ十五日間モ逗留セハ顕微鏡ヲ用フル法其外吟味ノ仕方ヲ傳授セント云ヘリ 閣下若シ許可セハ本局ヲ立ツルノ取調ハ十分ニ行届クヘシ

閣下ニ於テ斯ル好機會ヲ必ス失ハサルヤウニ行ハルハ疑ヲ容レサル所ナリ而メ此目的ニ就テ尚ホ詳細ノヲ望ミ玉ハ、今一層委シク取調ヘテ呈スヘシ

千八百七十三年六月二十八日 [インジェール、グ、ア、グレーベン]

#### 附録一章

一パドワ養蚕改所ノ規則ノ大畧 此本局ハ左ノ目的ヲ以テ設クルモノナリ

一 養蚕ノ業ニ就テ良法ヲ取調ル 二 分析究理ヲ基トシテ蚕ヲ養フニ適當セル法則ヲ定ムル 三 蚕ノ病ノ原因并ニ桑ノ善惡ヲ取調ル 四 無病ノ蚕卵ヲ造リ其良キ種ヲ諸方ニ分配シ諸方ニテ造レル蚕卵并ニ蚕ヲ検査スル 五 新種類ノ蚕ト新器械トヲ試ル 六 書面并ニ口傳ヲ以テ一般ノ人ニ養蚕ノ良法ヲ教ヘ或ヒハ本局ニテ調タル成績ヲ風聴スル

#### 附録二章

此學校ニ要スルモノハ教授ノ室一二箇所并ニ是レニ附属ノ諸道具 顕微鏡數品 蚕ヲ並ノ時ヨリ早く育ツル器械 病アル蚕并ニ蝶ノ模造 蚕ヲ試ニ養フタメノ諸道具<sup>1</sup>

その中で、グレーフェンは佐々木よりも詳細に、日本政府に日伊蚕卵貿易の深刻な状況を説明しながら、イタリアに輸入される日本産の蚕卵の著しい質の悪化を訴えている。その状況が継続すれば、イタリア人養蚕家は日本から蚕卵を購入するよりも、養蚕研究に力を注いで再び自国で生産した蚕卵を用いる方が合理的であると見なして、その結果、日本にとって非常に有益な蚕卵貿易に終止符を打つのではないかとも指摘している。ヴェルソン博士のパドヴァ養蚕実験局と養蚕学校、そしてロンバルディア州ランカーテ村にある「カシーナ・パスツール」（良質の蚕卵を生産するための先端技術を活用する施設）などの目的と役割とが強調されている。したがって、日本の養蚕業の近代化を奨励すると同時に、日本の養蚕家らに養蚕業に関する科学的知識を広め、良質の蚕卵を生産するために、グレーフェンは日本政府がイタリアの良法に倣い、養蚕学校及び養蚕役所を開設するように強く

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00379100 リール番号：004500 開始こま：0090～、「グレーベン氏建白書」（未刊）

勧めている。

更に、この建白書の後半には、養蚕学校と役所の仕組みと目的などが更に詳しく紹介されている。

[4-2-10—内藤新宿試験場、イタリア養蚕実験局との通信開始の件について]

日本政府は佐々木とグレーフェンとの建白書に現れる提案と願望を早々に実現させた。日本政府は彼らの指示に従い、1874（明治7）年に内藤新宿試験場において蚕室を設けた。ここで、以下に挙げた翌1875（明治8）年3月24日にイタリア外務省領事・商業総局長ペイロレーリが農工商省へ宛てた書簡を紹介することにする。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Ministero degli Affari Esteri*

*Roma, addì 24 Marzo 1875*

*Direzione Generale dei Consolati e del Commercio*

*Oggetto: Bacologia*

*Il Governo Giapponese ha testè stabilito in Tokio una stazione bacologica ad imitazione di quelle di Padova e di Gorizia. Essa è quasi una sezione della scuola agricola sperimentale di Tokio. Al posto di Direttore della stazione venne chiamato il Sig. S<sup>s</sup> i<sup>i</sup> c<sup>c</sup> Sacchi, già membro della Commissione che fu mandata in Europa per fare studi su questa materia. Il Sig. S<sup>s</sup> i<sup>i</sup> c<sup>c</sup> Sacchi avrà a coadiutore il Sig. G<sup>g</sup> i<sup>i</sup> c<sup>c</sup> Greenen altro membro di quella Commissione, il quale ha anch' egli fatto studii bacologici a Padova ed a Gorizia. La nuova stazione bacologica chiede ora di mettersi in comunicazione con quella di Padova per ciò che concerne gli studii e le esperienze comuni ad entrambe.*

*Tale richiesta essendo vivamente appoggiata dal R.o Rappresentante al Giappone, il sottoscritto recasi a premura di darne notizia a codesto Ministero per quelle misure che stimerà opportuno di prendere in tale accorgimento.*

*Pel Ministro A. Peiroleri<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. b. 22, f. 240 1875年3月24日、外務省領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡（未刊）

〔日本語訳〕

外務省

1875年3月24日 ローマにて

領事館・商業総局

件名：養蚕業

日本政府は近頃、パドヴァとゴリツィアの施設に倣って、東京にて養蚕実験局を開設しました。それは東京農業試験場のほぼ一部となっています。局長の任務は嘗てこの分野について学ぶためにヨーロッパに派遣された養蚕視察団の一員となったソサッキ<sup>2</sup>氏に委ねられました。

ソサッキ氏は、あの視察団の一員で、パドヴァとゴリツィアにおいて養蚕業研究を行ったグレーネン<sup>3</sup>氏を協力者としています。

新設の養蚕実験局は現在、パドヴァの実験局と研究や共同経験をめぐる交流を開始することを望んでおります。

この依頼は駐日公使<sup>4</sup>によって積極的に支持されているため、貴省がこの件に関して最も適切な措置をとりますように、署名者がそれを迅速に伝達したいと思っております。

大臣代 ア・ペイロレーリ <署名>

この書簡では、第一に、日本側史料に現される様々な情報（養蚕実験局が設けられ、佐々木がその局長となるなど）を再確認することができる。第二に、佐々木とグレーフェンの依頼が日本政府によって実行されたことが窺える。そして第三に、イタリアと日本との養蚕製糸界は新たな架け橋で結ばれたことが明らかになる。

#### 〔4-2-11—養蚕視察団派遣の歴史的意義について〕

最後に、以上の考察に基づいて、佐々木の養蚕視察団が持つ歴史的意義について論じる。

第一に、本論で検討した佐々木の報告書の中に含まれたイタリア養蚕業に関する専門的知識と情報とを久米邦武が『米欧回覧実記』に利用したという事実を改めて強調したい。また、岩倉使節団及び佐々木の養蚕視察団のメンバーは全員5月27日中にヴェネツィアに到着し、28日にそこで滞在したことを考えると、佐々木達と岩倉達とが会見しなかった可

<sup>1</sup> この文書の日本語訳は本論の筆者によるものである。

<sup>2</sup> 佐々木長淳のことである。

<sup>3</sup> グレーフェンのことである。

<sup>4</sup> フェ伯爵のことである。



能性は非常に低い<sup>1</sup>。

この事実を踏まえるとなお、佐々木の一行は、岩倉使節団が訪問しなかった場所をおよそ二週間に亘って訪れ、つまり、イタリアの経済を支える最重要の産業の一つである養蚕製糸業の状況を視察し、その専門知識を収集するという岩倉使節団が十分に遂行できなかった任務を果たしたと言える。

第二に、佐々木長淳らがイタリアで得た知識は日伊貿易を長く継続させる即時の効果がなかったにも拘らず、東京での養蚕実験局、そして群馬新町の屑糸紡績場において大変効率的に活用された。以上の事実を考えると、佐々木らはヨーロッパの養蚕製糸業に用いられる近代的技術の導入及び養蚕研究の採用に尽力したため、日本養蚕製糸業の近代化に向けて第一歩を記した。これも佐々木とその視察団とが果たした重要な役割の一つであると言える。

#### [4-2-12—フェ伯爵の役割について]

最後に、視察団の案内掛として勤めたイタリア政府の代表者、駐日イタリア公使フェ伯爵の役割を評価することにする。

フェ伯爵は日本側の意図（イタリアに倣い、日本養蚕業・製糸業を近代化させ、良質の蚕卵を生産する）を非常によく理解し、ヴェルソン博士と共に、不満に満ちた北イタリアの養蚕家たちにその意図を伝える仲介者の重要な役割を果たした。また、以前にも述べたように、フェ伯爵は視察団の北イタリア旅行にかかった費用の一部を自ら支払ったことも忘れてはならない。更に、以上に引用したペイロレーリの書簡に書かれているように、視察団が帰国してからも、フェ伯爵は日本養蚕研究の発展を積極的に支持し続けたのである。

しかしながら、佐々木の視察団、そしてフェ伯爵の努力は結局、時代の圧力に屈し、日伊貿易関係を長く継続させるという目的の達成には至らなかった。ヨーロッパで、微粒子病の予防策は徐々に民間にも普及し、1880年前後からイタリアの中小規模の養蚕家らも再び良質の蚕卵を生産するようになった。そのため、イタリアにおける日本蚕卵の需要は徐々に減少し、最終的には、日本とイタリアを結ぶ貿易の糸が途切れてしまうことになった。

---

<sup>1</sup> この事実を証明する公文書はない。ただし、6月3日まで岩倉使節団の接伴掛として務め続けたフェ伯爵は、佐々木らと共に「Albergo La Luna」というヴェネツィア市内のホテルに宿泊していたことを考えると、両グループのメンバーが会見した確率が高くなる。

## [4-3] ～フェ伯爵と日本種紙の孵化不良取り調べについて～

### [4-3-1—フェ伯爵の発案について]

フェ伯爵がウイーン万国博覧会の開会式に出席したことは既に本章第 1 節で述べた。そこからイタリアに戻った時に、フィレンツェで岩倉使節団の出迎えをする前日、つまり 1873 (明治 6) 年 5 月 8 日に、トリノからイタリア外務大臣に宛てて下記の書簡を送った。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Il Ministro del Re al Giappone al Ministro degli Affari Esteri.*

*Torino 8 Maggio 1873*

*Nel rapido mio viaggio d' andata e ritorno da Vienna, compiuto in questi ultimi giorni, ho potuto scorgere che in diverse località delle provincie dell' Alta Italia, si rinnovano le lagnanze degli agricoltori sull' imperfetto schiudimento del seme Giapponese. Mi credo in dovere pertanto di proporre rispettosamente a Vostra Eccellenza una inchiesta, da farsi in proposito, presso lo stabilimento bacologico governativo di Padova, sui cartoni di cattiva riuscita, invitando i detentori di questi a farli colà recapitare colle indicazioni che sarebbero all' uopo richieste dal direttore del detto stabilimento.*

*La presenza in Italia agli ordini del Ministero degli Esteri di uno de' suoi interpreti Giapponesi che presso la Legazione in Tokio si occupa del ramo di servizio bacologico; il prossimo arrivo fra noi della Commissione Agricola bacologica Giapponese, l'attuale presenza d' un Consolato di quel paese a Venezia, sono circostanze che assai opportunamente potrebbero essere utilizzate a riconoscere i bolli d' origine dei cartoni e le apposte firme dei negozianti ed avere, dall' esame del complesso dei cartoni di cattiva riuscita, un risultato sul modo pratico da evitare un sì gran danno alla nostra bachicoltura.*

*Il complesso dei cartoni riuniti in un sol luogo cogli elementi sopra indicati potrà fornire i dati per una statistica esatta sulle proporzioni di essi relativi ad ogni provincia e distretto d' origine ed indicare la via per scoprirne le cause del loro male esito o far evitare almeno la compera di cartoni di quelle località delle quali lo schiudimento del seme*

*risultasse più difettoso.*

*È mia opinione del pari che presso al detto stabilimento di Padova abbiano a far centro i diversi reclami (che spero non saranno molti) sui cartoni di bolli falsificati e pei quali dev' essere chiamato l' intervento del Consolato Giapponese alla prima istruzione del processo come è inteso fra la Regia Legazione in Tokio ed il Governo Imperiale. (Firmato) Fè<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

駐日イタリア公使より、外務大臣宛

1873年5月8日、トリノにて

小生は、先日短期間で行ったウイーンへの往復旅行に際して、北イタリア県々の多くの町村で、日本産蚕卵の孵化不良に関する農夫たちの苦情が相次いでいることに気がつきました。したがって、小生は、パドヴァの国立養蚕施設で、それに関する取り調べを行うことを謹んで閣下に提案させて頂く義務があると存じております。その取り調べは、正常に孵化しなかった種紙に行い、それらの所有者たちに、上述の施設所長の必要な指示に応じて、それらの同施設までの送付を求めることによって行います。

在東京公使館で養蚕業務に携わる日本人通辯の一人<sup>3</sup>が外務省の指揮下に、現在イタリアに滞在していること、日本農業養蚕視察団がまもなく此方に到着すること、そして彼国領事館が現在ヴェネツィアで存在することは、好都合なことに、種紙原産地の印及び販売人の署名を鑑定するために利用できます。このように、孵化しなかった種紙の全体を検査することによって、我が国の養蚕業への損害を避ける実践的方法という結果が得られます。

一箇所に収集した種紙の総体は、上述の要素と共に、各原産地域別の正確な統計を行うためのデータを提供できる上に、その孵化不良の原因の発見を導き、或はせめて孵化が最も不良である蚕卵原産地の種紙の購入を回避できるという結果をもたらしてくれれば幸いです。

偽造された印を載せた、在東京公使館と定刻政府の合意が定めるように、勝訴の序審における日本領事館の臨席を必要とする種紙に関する様々な苦情（多くないことを祈っています）は上述のパドヴァの施設に向けなければならないというのも小生の見解です。

(署名) フェ

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年5月8日、フェ伯爵より、外務省宛の書簡(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> 吉田要作のことである。

フェ伯爵がウイーンからイタリアに帰った時にヴェネツィアへ赴いたが、なぜそこから直接にフィレンツェへ行かずにトリノにまで赴く必要があったかは不明である（以上の書簡はトリノから発送されている）。いずれにしても、フェ伯爵は北イタリアの養蚕家たちが抱く不満をよく認識していた。蚕卵の孵化不良を招いた主な原因に関して、養蚕家らは蚕卵商人の不注意によるのではないかと訴えていた。また、蚕卵商人たちは彼らの方で、蚕卵製造者・販売者（つまり日本人）の不注意によるものだと主張しており<sup>1</sup>、責任のなすり合いが生じていた。

上掲の書簡からは、フェ伯爵が明らかに蚕卵商人たちの味方であったことが窺える。なぜなら、フェ伯爵が提案する計画は通訳吉田や領事中山の協力を得て、種紙を一つ一つ調べ、その原産地に遡ることを目的としていたからである。1872（明治5）年に、フェ伯爵の弟ピエトロも種紙を仕入れるために日本を訪れて<sup>2</sup>いるが、彼も養蚕家からの苦情や批判を浴びる身となった可能性が極めて高い。この事実を踏まえてだけで、フェ伯爵が取った立場を十分に理解することができる。また、この書簡は、イタリア政府に種紙の孵化不良の原因を探る取り調べをするように提案した者は、イタリア政府ではなくフェ伯爵だったということを明示している点においても極めて貴重なものであると言える。

フェ伯爵の提案を受けたイタリア外務省領事商業局長ペイロレーリは、5月15日に農工商大臣に一通の書簡を送り、フェ伯爵の意志を伝えた<sup>3</sup>。農工商大臣カスタニョーラは一刻も無駄にせずに、全国の県知事にフェ伯爵の提案を含めた回状を送り、各県知事がまたそれをその県の各市長に回した<sup>4</sup>。フェ伯爵の計画はおそらく、5月末までには、全国の養蚕家の耳に入っていたと推測できる。

#### [4-3-2一取り調べの実行及び蚕卵商人の立場を保護するフェ伯爵について]

6月初め頃から、北イタリアの市長、農業共進会会長、そして養蚕家自身たちが孵化不良の種紙をパドヴァに送り始めた。日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)によれば<sup>5</sup>、フェ伯爵、ヴェルソン博士、そして中山領事は、佐々木の視察団

<sup>1</sup> 孵化不良の原因を探ることにに関して、ランカーテ村の「カシーナ・パスツール」によって刊行された「La Selezione Microscopica - Rivista bacologica」(1874年1月、第12号)という養蚕雑誌における特集が非常に興味深い。

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 323ページ参照。

<sup>3</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年5月19日、イタリア外務省領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。(未刊)

<sup>4</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年5月22日、コセンツァ (Cosenza) 県知事ミアーニより、コセンツァ県市長各位宛の回状(種紙の孵化不良に関する農工商大臣カスタニョーラの回状を含む)(未刊)。

<sup>5</sup> 日刊紙「La Gazzetta di Venezia」(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」)、1873年6月16日号、6月17日号

と別れた後（6月11日以降）、パドヴァに戻り、養蚕実験局で6月17日に取り調べの第一次集会を開始した。6月25日の時点では、パドヴァの養蚕実験局に送られた不良種紙は2500枚程度に上っていた。第一次集会が終了した時、フェ伯爵とヴェルソンたちはまだ結論を出していなかった。その後、フェ伯爵が暫くウイーンへ赴いてから、9月上旬頃にパドヴァで取り調べの第二次集会が開かれた。

その際、フェ伯爵とヴェルソン博士とが農工商大臣フィナーリ（Gaspere Finali、つまりカスタニョーラの後任者）に宛てた書簡を下記として挙げる。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*STAZIONE BACOLOGICA SPERIMENTALE IN PADOVA Li 9 Settembre 1873*

*N. Fuori di serie Oggetto Commissione Bacologica*

*Eccellenza !*

*La Commissione incaricata dal predecessore di V.E. di fare un'inchiesta sulle cause del cattivo schiudimento del seme bachi giapponese, oggi nuovamente riunita in Padova, si lusinga di poter fra breve presentare il rapporto del suo lavoro. Frattanto Essa riconosce il bisogno di pregar V. E. a voler interessare senza ritardo i bacologi che faranno in breve ritorno dal Giappone, onde si occupino durante il loro viaggio a desumere alcuni dati relativamente alle diverse temperature, che avranno a subire i cartoni ch' essi importano; dati questi, sui quali la Commissione non ha potuto fare assegnamento quest' anno come avrebbe voluto.*

*La causa dello schiudimento incompleto, che da più anni si verifica nei semi giapponesi originari, sembra cioè dipendere assai spesso dalla irregolarità della temperatura di svernamento.*

*Egli è noto che un seme, già esposto a una temperatura alta abbastanza perchè ne rinasca l'assopita attività interna è poi sensibilissimo per un susseguente abbassamento di codesta temperatura. Ed è sorprendente l'osservare, come di questo fatto generalmente riconosciuto, tanto poco conto tengano gli importatori di cartoni giapponesi originari,*

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年9月9日、フェ伯爵より、農工商省(?)宛の書簡。(私文書)(未刊)

nonchè gli allevatori stessi che se ne servono; tantochè, i primi non si peritano di tenere i loro cartoni fino al momento della distribuzione in locali riscaldati e per altri motivi disadatti; i secondi, senza conoscere punto le condizioni della svernatura precedente, mettono i cartoni acquistati immediatamente al fresco, onde ritardare così la nascita del seme.

Codesta circostanza per verità non è l'unica che possa venire accagionata dei danni sofferti per incompleto schiudimento dei semi. Tuttavia risulta dalla esperienza fatta nella Stazione Bacologica di Padova, che simili casi si avverano molto di frequente con danno degli importatori i quali evidentemente ne restano screditati, non meno che con danno degli allevatori traditi nelle loro speranze.

Ond'è che a tutti gli importatori di cartoni si fanno calde raccomandazioni di voler tener esatta nota delle temperature subite dai medesimi fino al momento della consegna; e di trasmettere a ciascun compratore insieme ai cartoni una tavola indicante la temperatura media del locale di conservazione, per tutti i giorni della pregressa svernatura.

Questa tavola servirebbe da un canto a determinare le norme per l'ulteriore conservazione dei cartoni fino alla covatura; dall'altro canto essa salverebbe gli importatori da molti sospetti e da non poche accuse. La Commissione si permette di offrire qui unito un progetto di modulo al quale secondo il suo desiderio, i bacologi dovrebbero per l'avvenire attenersi. Il Pres. Fe' Il Direttore d. Stazione Prof. E. Verson<sup>1</sup>

[日本語訳<sup>2</sup>]

パドヴァ養蚕実験局

1873年9月9日

番号ナシ 件名 養蚕取り調べ委員会

閣下

閣下の先任者によって日本産蚕卵の孵化不良をめぐる取り調べを行う任務を委ねられた委員会は、本日パドヴァにて再び集合しており、間もなくその作業の報告書を提出できることを光榮に思っております。その間に、本委員会は閣下に、間もなく日本から帰国の途につく蚕卵

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年9月9日、フェ伯爵より、農工商省宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述は本論の筆者によるものである。

商人に、彼らが輸入する種紙が耐え得るべき温度に関するデータを、帰路中に、書き留めるように依頼させて頂くことの必要性を認識しております。本委員会は今年、期待していたとおりこれらのデータに基づくことができませんでした。

数年前から真日本産<蚕>種に発生している不完全な孵化の原因はしばしば、冬眠気温の不規則性に関わるようです。

<蚕>種の中の鎮まった生理的過程が覚醒される程度の気温で一度保存されてから、気温の低下が発生すると、種がその気温低下に大変敏感になることは周知の通りです。これは一般的に知られていることですが、真日本産種紙の輸入者たちも、そしてそれらを利用する養蚕家たちも、余りにこの点を軽視しているという驚くべき事実を指摘したいと存じております。だから前者<輸入者>はあえて、彼らの種紙を配分の時まで暖房のきいた、又はその他の理由で不向きな部屋で保存したりする一方で、後者<養蚕家>はその時までの冬眠状況を全く把握せずに、孵化を遅らせるために購入した種紙をすぐに涼しい場所に置いてしまいます。

実を言うと、<蚕>種の孵化不良による損害の原因として告発されるのはその事情だけではありません。しかしながら、パドヴァの養蚕実験局の経験に基づけば、このような事態はしばしば発生することが分かります。その結果、信頼性を失ってしまう輸入者はもちろん、期待を裏切られる養蚕家も損害を被ることになります。

したがって、種紙の輸入者各位に、同紙の引渡しまでの期間に亘って、保存気温を正確に書き留めて、冬眠期間の毎日の保存室平均気温を記録した表を種紙と共に、購入者に引き渡すように熱心に勧告します。

この表は一方で、孵化期までの種紙保存法を決定するために役立つものとなり、また他方で、輸入者にとっては多くの容疑や告発を免れるために役立つものとなるでしょう。本委員会は、閣下の懇願に応じて、これ以来蚕卵商人たちが従うべき書式の案を謹んでここに添付させて頂きます。

主席 フェ

局長 E.ヴェルソン博士

この書簡は、フェ伯爵たちが結論を出す直前に書いたものであると見られる。その証拠に、その行間を読んでもみると、彼らが集めたデータは、当初期待された結果（即ち、孵化不良の原因は日本にあること）を出さなかったことが明らかになる。彼らつまり、この書簡で、孵化不良が輸入者達と養蚕家達とが種紙の保存気温を軽視することによる（つま

り、原因は旅行中、またはイタリアにあること)と述べている。しかしながら、蚕卵商人の立場をかばうフェ伯爵はヴェルソン博士と共に、種紙保存室の平均気温表の計画を立てるよう発案したのである。なぜなら、政府がこの措置を採れば、彼の弟ピエトロを含む蚕卵商人たちは養蚕家の告発を免れることになっていたからである。

同じ9月9日に、フェ伯爵はもう一通の書簡(私文書)を書く。その宛て先は記されていないが、その内容から判断すると、農工商省の者であると考えられる<sup>1</sup>。以下にそれを掲載する。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Signor Commendatore*

*Padova 9 Settembre 1873*

*Sono venuto espressamente da Vienna per la seduta bacologica tanto mi sembrò urgente l'argomento che avea proposto trattarsi oggi.*

*Mi riferisco al rapporto che spedisco a S. E. in data d'oggi, avvisandola che sarebbe opportuno farne partire le proposte istruzioni ai bacologi in Yokohama non più tardi del postale inglese che salpa da Brindisi lunedì prossimo 15 corrente a ore 5 ant.*

*Sabato sera riparto per Vienna desiderando trovarmi colà per l'arrivo di S.M. pel quale i viennesi sono in vero orgasmo di gioja.*

*Le recenti notizie bacologiche del Giappone mi sembrano soddisfacenti; il numero dei cartoni preparati all'esportazione si calcola a un quinto più dello scorso anno per cui si deve sperare anche a una diminuzione proporzionale nel prezzo.*

*Mi onori di suoi ordini e mi creda con distintissima stima*

*Dev.Serv. Aless. Fè<sup>2</sup>*

[日本語訳<sup>3</sup>]

閣下

1873年9月9日、パドヴァにて

小生は、本日扱われたのは当面の課題だと存じて、養蚕集会のためにわざわざウイーンか

<sup>1</sup> この書簡は旧農工商省に関するファイルに発見したこともこの仮説をほぼ確実なものにする。

<sup>2</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年9月9日、フェ伯爵より、農工商省(?)宛の書簡。(私文書)(未刊)

<sup>3</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。



ら参りました。

以上のことは、閣下へ送った本日付の報告書を指して言っているのです。そこで提案した指示を横浜にいる蚕卵商人宛に、来週の月曜日、つまり来る15日、午前5時にプリンディシを出港するイギリス郵船に間に合うように発送したほうがよいことを知らせておきたいと思っております。

ウイーンの人々が大変喜んで待っている陛下が到着する時に向こうにいたいので土曜日の夜はまたウイーンに向かって出発します。

最近の日本からの養蚕便りは満足すべきものだと思っております。輸出のために用意された種紙の総数は去年よりも五分の一増えたので、それに比例した価格の減額も期待できます。

敬白 フェ

フェ伯爵は自ら、新たな措置が採用されたことを日本にいる蚕卵商人たちに一刻も早く知らせたい意志に駆り立てられ、以上の書簡をローマに送ったと考えられる。以上の書簡から、フェ伯爵にとって、蚕卵商人の立場を守ることは何よりも大事だったことが読みとれる。

#### [4-3-3—取り調べの公式な結果について]

パドヴァで行われた種紙の孵化不良をめぐる取り調べの公式な結果が発表されたのは1874（明治7）年1月15日のことである。そこで、本節では、フェ伯爵とヴェルソン博士とがどのような結果を発表したのかに目を転じることにする。そこで、本節で扱っている種紙の孵化不良問題が如何に解決されたかを明らかにするために、取り調べの公式発表のうち、特に重要だと考えられる部分を抜粋して以下に挙げる。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*R. STAZIONE BACOLOGICA SPERIMENTALE IN PADOVA Li 15 Gennaio 1874*

*Commissione per la inchiesta sullo schiudimento incompleto dei cartoni.*

*ECCELLENZA,*

*Col foglio 16 Giugno 1873, N.206, la firmata Commissione riferiva all' E.V. i risultati incompleti sul principio de' suoi studi. D' allora in poi le condizioni si sono alquanto*

*mutate, e, persistendo con perseveranza nel suo proposito, essa è riuscita a raccogliere un buon numero di dati, i quali ci autorizzano ad alcune conclusioni che sottomettiamo all' apprezzamento di V. E.*

*Lo scopo della inchiesta si riferiva a delle ricerche statistiche e scientifiche, che presentemente si possono dire esaurite, per quanto almeno lo comportava il materiale disponibile. [...]*

*In realtà non pervennero alla Stazione Bacologica che 4126 cartoni. Di questi solamente si è voluto tener conto dalla Commissione. Per mezzo degl' interpreti giapponesi messi a nostra disposizione dal Consolato Giapponese, i medesimi furono distinti secondo le provenienze nei seguenti gruppi:*

<i>Scinsciù</i>	<i>Cartoni</i>	<i>N°</i>	<i>1662</i>
<i>Osciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>713</i>
<i>Gosciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>689</i>
<i>Busciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>296</i>
<i>Giosciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>422</i>
<i>Omi</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>89</i>
<i>Kosciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>59</i>
<i><sup>s i c</sup>Eteici</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>27</i>
<i><sup>s i c</sup>Simo-osso</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>15</i>
<i>Izu</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>3</i>
<i><sup>s i c</sup>Etego</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>2</i>
<i>Casciù</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>1</i>

*Cartoni nei quali non è scritta o*

*non si può rilevare la prove-*

*nienza a cui appartengono*

*N° 58*

---

*Compless. " 4126*

*In mancanza dell' esatto numero dei cartoni esportati nello scorso anno da ciascuna provincia, che stabilisce un confronto fra il numero dei cartoni prodotti e quelli che schiusero incompletamente, ci siamo prevalsi della tabella pubblicata nel Bollettino*

Consolare dell'anno anteriore, che sappiamo poco diversa dai risultati di quest'anno:

Provincia di Scinsciù (Scinano)	Cartoni	N	859,143
" Giosciù (Kotzke)	" "	" "	412,480
" Osciù ( <sup>s i c</sup> Matsu)	" "	" "	198,762
" Gosciù (Omi)	" "	" "	70,577
" Busciù (Musasci)	" "	" "	31,253
" Cosciù (Kai)	" "	" "	30,430
" Sosciù (Sagami)	" "	" "	11,708
" Bisciù ( <sup>s i c</sup> Ozzard)	" "	" "	2,596
" Sansciù (Mikava)	" "	" "	3,332
" Sansciù ( <sup>s i c</sup> Sango)	" "	" "	2,150
" Ivaki- alias parte d' Osciù	" "	" "	1,021
" Kasciù " " di <sup>s i c</sup> Dorra	" "	" "	757
" Jasciù ( <sup>s i c</sup> Scimabzke)	" "	" "	400
" Hisciù (Kida)	" "	" "	267
" Hesciù (Ecigo)	" "	" "	83
" <sup>s i c</sup> Femesciù (Hitaci)	" "	" "	38

---

N° 1,626,797

*A confrontare fra di loro le cifre portate dalle due tavole precedenti, emerge anzitutto che i cartoni non nati restano distribuiti egualmente fra le diverse provincie giapponesi, sicchè dello schiudimento incompleto non può venire incolpata nessuna località speciale.*

*Estese le ricerche anche ai nomi dei produttori, si ebbero conformi risultati, vale a dire, si constatò, che, siccome dalla precedente inchiesta doveva apparire lo schiudimento incompleto non si verificò di preferenza sul prodotto di una o di poche determinate marche.*

*Visto dunque che nè determinate provincie, nè produttori singoli somministrarono il maggior contingente di cartoni malamente schiusi, restava ultimo il sospetto che durante il trasporto dall' interno al mercato, ovverosia per effetto di fraudolenti operazioni al Giappone medesimo, i cartoni abbiano potuto subire i danni verificatisi.*



調べは、統計的、そして科学的調査を目的としていました。これらの調査は、収集できた材料が可能にした範囲で、現時点で終了しているといえます。[中略]

実際、実験局に届いた種紙は 4126 枚に過ぎません。委員会は調査の対象としてこれらの種紙しか扱っていません。日本領事館が我々の協力者として派遣した日本人通辯を介して、我々は同紙を原産地によって次のグループに分けました。

信州	種紙	N°	1662 枚
奥州	“	“	713 枚
江州	“	“	689 枚
武州	“	“	296 枚
上州	“	“	422 枚
近江	“	“	89 枚
甲州	“	“	59 枚
越中<?>	“	“	27 枚
下野<?>	“	“	15 枚
伊豆	“	“	3 枚
越後<?>	“	“	2 枚
加州<河州?羽州?>	“	“	1 枚
原産地表記のない又は原産地の 確認が不可能である種紙		“	58 枚
合計			4126 枚

生産された種紙と正常に孵化しなかった種紙との対照を可能にする昨年輸出された種紙の正確な地方別枚数データがないため、我々は今年のデータとあまり相違しないと思われる一昨年の領事会報に掲載された表を利用させて頂きました。

信州 (信濃)	地方	種紙	N° 859,143 枚
上州 (上野)	”	”	” 412,480 枚
奥州 (陸奥)	”	”	” 198,762 枚
江州 (近江)	”	”	” 70,577 枚
武州 (武蔵)	”	”	” 31,253 枚
甲州 (甲斐)	”	”	” 30,430 枚

相州 (相模)	〃	〃	〃	11,708 枚
尾州 (尾張)	〃	〃	〃	2,596 枚
三州 (三河)	〃	〃	〃	3,332 枚
山州 (山城<?>	〃	〃	〃	2,150 枚
磐城 (即ち奥州の一部)	〃	〃	〃	1,021 枚
羽州 (即ち出羽の一部) <?>	〃	〃	〃	757 枚
野州 (下野)	〃	〃	〃	400 枚
飛州 (飛騨)	〃	〃	〃	267 枚
越州 (越後)	〃	〃	〃	83 枚
常州 (常陸)	〃	〃	〃	38 枚

以上の二つの表に現れる枚数を照合すると、まず、孵化不良の種紙は日本の様々な地方の間で平等に割り当てられています。したがって、孵化不良の罪は特定の地域に負わせることができません。

生産者の名前にまで調査を広めても、同じ結果を得ました。即ち、前調査で得るはずだった結果と同様に、不完全な孵化は、特別に一つの、または少数の商標の品に現れたわけではありません。

特定の地域及び特定の生産者が孵化不良の種紙の最大割り当てを出していないことがわかったので、内地から市場までの運送中に、即ち日本国内における不正行為の結果として、種紙が後<孵化の時>に明らかとなった損害を被ったのではないかという疑問だけが残っていました。

しかしながら、最近委員会が得た情報によれば、昨年横浜の市場で購入され、後に中国やアメリカの様々な地方に生産のために送られた種紙は、一切苦情の原因とならずに、正常に孵化したという事実が以上の疑問を解明します。このように、孵化不良の原因は日本にあるという推測を不可能と見なすならば、それは、イタリアまでの運送中、及び着荷から孵化までの保存<期間>中にあるのではないかということを探るのみとなりました。

その目的で、委員会は届いた種紙を輸入者別に分類させました。しかしながら、蒸気船の連絡ミスのおかげで、スエズにて数日間の不慮で有害な保存期間を被った種紙を除けば、この作業からも運送中に被った被害ははっきりと見出せませんでした。

こうなると、最後に推測される事態、即ち大部分の蚕卵が運送後に損害を受けたことしか考えられません。[中略]

委員会はその意見を持っており、数人の輸入者たちが本委員会に提案された貴省の勸告、つまり日本で購入する時から養蚕家への引渡しまでの期間の保存気温を記した日記を用意することに従ったことに対して、満足の意を表しています。[中略]

署名：G.O.中山

フェ

E.ヴェルソン博士

1874（明治7）年1月30日に、農工商大臣フィナーリは、以上の文を回状という形で、全国の県知事、農業共進会会長、商業会議所長などに伝えた。

取り調べの結果として、孵化不良の主な原因は養蚕家が蚕卵商人から商品を引き渡された後の期間の保存気温にあることが明記されている。

蚕卵は日本で購入した時からイタリアでの引渡しまでの数ヶ月間、蚕卵商人たちが責任を持って保管しなければならないが、孵化不良の原因がその期間にない理由の説明は非常に曖昧で、短いであることを指摘したい。また、輸入者別の孵化不良種紙枚数の割り当ては以上検討した文に全く掲載されていないことも注目に値する。おそらく、このデータを載せることによって、特定の蚕卵商人の信頼性が傷付けられる恐れがあったことから、フェ伯爵が農工商に送った文には掲載しないことにしたのではいかと推測される。

とにかく、蚕卵商人別の割り当てデータが存在していないわけではない。蚕卵商人の活動（日本産蚕卵の輸入）に反対し、イタリア産蚕卵生産の再開を奨励するランカーテ村にある「カシーナ・パスツール」<sup>1</sup>の機関紙（季刊）「ラ・セレツィオーネ・ミクروسコピカ」（La Selezione Microscopica）の1874（明治7）年1月号の種紙孵化不良取り調べに関する特集に表れている<sup>2</sup>。それによると、孵化不良の種紙が最も多い（1329枚）輸入者はピエモンテ州カザーレ・モンフェッラート市（Casale Monferrato）の会社「マッサーザ・エ・プーニョ」（Massaza e Pugno）であるが、フェ伯爵の故郷ブレッシェ周辺にも相当多くの孵化不良とされた種紙を輸入している。これらの会社は「ザーネ・エ・ダミオーリ」（Zane e Damioli）（225枚）、「ブレッシェ養蚕協会」（Associazione Bacologica Bresciana）（154枚）、「ギラルディ」（Ghirardi）（103枚）、などで、その代表者たちがフェ伯爵の知り合いだった可能性は非常に高い。

その他にも、孵化不良種紙輸入者の「ブラックリスト」には、不良種紙が僅か4枚だけ

<sup>1</sup> 佐々木長淳とグレーフェンが1873年6月に訪れた場所である（詳細は本章2節を参照）。

<sup>2</sup> 「La Selezione microscopica – Rivista Bacologica」〔養蚕雑誌ラ・セレツィオーネ・ミクロスコピカ〕、1874年1月、第十二号、138ページ参照。この特集は「Rivista Settimanale di Bachicoltura」という週刊誌から引用されたものである。

とは言え、フェ伯爵の弟ピエトロ (Pietro Fè) の名前が表れることも注目に値する。これは、フェ伯爵が彼の弟などを含む蚕卵商人たちにそれ以上養蚕家の批判を浴びせないために、蚕卵商人の「ブラックリスト」を全国の県知事や農業共進会宛ての回状（以上に挙げた 1874 年 1 月 15 日のもの）に掲載しないことにした理由の一つとして考えられる。

いずれにせよ、以上分析した史料に基づけば、フェ伯爵が発案した取り調べの目的は蚕卵商人のビジネス（そして日伊蚕卵貿易）の擁護だったことが再確認できる。結局、孵化不良種紙を購入した養蚕家がおそらく期待していたであろう損害賠償は一切支払われることなく、蚕卵商人たちが 1873（明治 6）年度から蚕卵の保存気温を表記する手間を義務付けられるだけで事は済まされたということになる。



## ■第5章■フェ伯爵と外国人内地旅行問題について

---

### [5-1] ～蚕卵商人たちと外国人内地旅行の禁止について～

#### [5-1-1—条約改正期日の切迫について]

日本が欧米諸国との修好通商関係を開始した頃から、国民は徐々に外国人と交流し始めることになった。徳川幕府も明治政府も、毎年日本の居留地を訪れる外国人と接する中で、前例のない、多くの問題と直面せざるを得なくなった。事実、外国人に対する暴力事件、居留地の行政や外交・貿易関係の開始に伴う諸問題などが相次いで発生し続けるようになった。

本章で扱う外国人内地旅行問題もその一つである。1858（安政5）年の五カ国条約では、外国人は居留地などの定められた遊歩規定（つまり開港場十里四方）以外に自由に足を踏み入れることが固く禁じられていた。これらの条約の改正期日は1872（明治5）年7月4日（後に7月1日となる）と定められ、この旨は、近代国家の建設を滞りなく成し遂げるために、治外法権の撤廃と関税自主権の回復<sup>1</sup>を目指していた明治政府にとって当面の課題となった。この日に向かって、日本政府は駐日諸国代表者に対して頗る柔軟な外交姿勢をとりながら、欧米に岩倉使節団を派遣し、条約締結国家との交渉を始めるための準備に尽力していた。

#### [5-1-2—蚕卵商人たちが日本の内地を旅行しなければならない理由について]

条約の改正は、在日外国人の移動エリアをめぐる制限の撤廃を意味していたのである。この点に最も関心があったのは言うまでもなく、外国人蚕卵商人である。

日本国内を自由に旅行できないイタリア人蚕卵商人達は蚕卵の生産環境を調べることも、販売価格に著しく影響する生産量などに関する情報を把握することもできなかった。内地旅行を禁じられた商人らは内地から発送された蚕卵を横浜の市場でしか購入できなかった。このように、日本人の蚕卵生産者と販売者とは種紙の価格を制御し、しばしば不良品を売りつけることもあった。条約が定める内地旅行の禁止はつまり、蚕卵商人たちにとっての

---

<sup>1</sup>つまり、安政の条約によって日本に押し付けられた不利な関税を廃止し、自由に関税を決定する権利を日本に返還することである。

諸悪の根源だったのである。

1870（明治 3）年秋から日本に駐在していたフェ伯爵は、日伊貿易を盛んに継続させる最適の者としてイタリア外務省に選ばれた人物である。更に、フェ伯爵は蚕卵商人として勤める二人の兄弟がいた上に、親戚の中に、毎年祈るような気持ちで蚕卵商人に途方もない金額を預ける養蚕家もいた。そのため、彼は蚕卵商人を困惑させる問題の深刻さを痛感し、他国の外交官らよりも不平等条約が改正される日を待ち望み、外国人内地旅行の解禁に向けて積極的に行動した。

本章では、この問題を解決しようとしたフェ伯爵の行動を扱いながら、特に次の 4 点に焦点を当てることにする。

- ① 外国人内地旅行の解禁に向けて、フェ伯爵はどのように動いたのか。
- ② フェ伯爵は外国人内地旅行に対し、日本政府からいかなる特権を獲得できたのか。
- ③ イタリア政府はどのように外国人内地旅行問題を理解し、どのように動いたのか。
- ④ 外国人内地旅行問題はどのように展開し、どのように終結したのか。

この目標を達成するためには、まず、岩倉翔子氏、クラウディオ・ザニエル氏や石井孝氏などの先行研究において検討された要点を整理し、外国人内地旅行問題及び日伊蚕卵貿易の経緯をまとめる必要がある。更に、イタリアの国立古文書館（ACS）と外務省歴史外交資料館（ASDMAE）、そして日本の外務省外交資料館で収集した複数の未刊史料を紹介し、分析することにする。

## [5-2] ～1872（明治 5）年—フェ伯爵と副島種臣の「暗黙の合意」について～

### [5-2-1—第一回京都博覧会とフェ伯爵の期待について]

1872（明治 5）年 4 月 17 日から第一回京都博覧会が開催された。その際、外国人の参加を奨励するために、日本政府は博覧会へ赴く外国人の内地旅行を禁じる制限を一時的に緩めることにした（京都はそれまで外国人が訪問できる地域ではなかった）。日本政府は 1872（明治 5）年 3 月 11 日（陰暦 2 月 3 日）の書簡で、この旨を諸国公使らに知らせた。その書簡と共に、政府は次に引用する「外国人入京規則」を添付する。

〔日本語原文〕

外国人入京規則

一京都ニ於テ博覽會会場ノ日ハ來ル三月十日ヲ以テ初トシ此日ヨリ五十日ノ間外國人入京  
縦觀ヲ許スベシ但入京ヲ願フ者ハ左ノ三條ノ規則ニ從フベシ

一 大坂兵庫兩所ニ於テ其自國ノ領事ヘコノ入京切手ヲ渡スヘシ領事ヨリ之レニ其國名人名  
番號ヲ記載シ其印ヲ押シ願人ヘ配達スベシ但シ入京ノ間所々ニテ右切手ヲ検査スベキ事アラ  
ハ之ヲ示スヘシ其検査ヲ拒ム者或ハ其切手所持セサル者通行ヲ免サズ

一 滯京中遊歩スルハ京都府管轄外ニ出ルヲ許サス府内ハ勿論入京ノ途中遊獵發砲ハ一切之  
ヲ禁ズ及ビ都テ諸人ノ立入ルヲ許サル場所ヘ入ベカラス

但江州琵琶湖ハ京都府管轄外トイヘトモ遊覽スル事ヲ許スベシ尤其期程ハ東ハ彦根南ハ草  
津澤北ハ堅田迄ヲ限リトスヘシ

一 會場ヘ所持ノ品差出度者ハ前以テ自國領事ノ手ヲ經テ大坂兵庫ノ内官廳ヘ申出其指圖ヲ  
受ベシ尤品物差出スモノハ開場一週日前ヨリ入京シ閉場後一週日滯京ヲ許スヘシ。〔後略〕<sup>1</sup>

この書簡を受けたフェ伯爵は当日、商業系報告書でこの旨をイタリア外務省に報告した<sup>2</sup>。  
また、京都博覧会が開会されてからおよそ一ヶ月後、1872（明治5）年5月14日に、フェ  
伯爵は以下に引用する書簡で博覧会が順調に進んでいる旨をイタリア外務大臣に報告した。

〔イタリア語原文〕〔未刊史料〕

*Doc.2 – Il R<sup>o</sup> Ministro a Yeddo al Ministro per gli Affari Esteri*

*Tokio 14 Maggio 1872*

*ric. li 8 Luglio //*

*Cogliendo l'occasione dell'esposizione di Kioto, della quale mi feci dovere dar notizia all'  
E.V. in Serie Commerciale (16 Marzo 1872 N° 27.) il Governo Imperiale ha fatto  
spontanea e lodevole prova di allargare i confini stabiliti ai viaggi dei forastieri in questo  
paese.*

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 549-550 ページ出典。

<sup>2</sup> 商業系の報告書はイタリア外務省によって処分されたため、残念ながらほとんど残されていない。

*Dal 17 Aprile fino a tutt'oggi le notizie da Kioto sono concordi nell'affermare la tranquillità e il buon contegno della popolazione, anzi i visitatori lodanti dell'ospitalità e del facile contatto cogli indigeni.*

*Continuando quest'esperienza si felicemente sino alla chiusura dell'esposizione, come si può a buon dritto lusingarsene, riuscirà più ragionevole il chiedere e più facile l'ottenere dal Governo Imperiale l'abolizione quasi totale delle vigenti restrizioni ai viaggi nell'interno pegli stranieri, nella occasione della prossima rinnovazione dei trattati.*

*Ho l'onore ecc.*

*Firm. = Fè<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

その2—駐江戸王国公使より、外務大臣宛て

1872年5月14日 東京にて

同年7月8日 着

商業系報告書(1872年3月16日、第27号)において閣下にお知らせした京都博覧会を好機に、帝国政府は本国における外国人旅行が可能である規制領域を自発的に拡大するという称賛すべき政策をとった。

4月17日から本日までに受けた京都からの様々な便りは全て、住民の平穏と行儀の良さとを報告している点で一致している。更に、訪問者達は受けた歓待、そして地元の人々との触れ合いが容易であることを絶賛している。

十分に期待できるように、以上の状況が博覧会の閉会まで上手く続けば、条約改正の際、外国人による内地旅行を禁ずる既成制限の大幅な廃止は帝国政府に求めやすく、そして獲得しやすくなるだろう。

敬具 署名=フェ

条約改正の予備談話が開始される予定日である1872(明治5)年7月1日が迫る中、フェ伯爵は以上のように、日本政府がとった外国人に対する政策を高く評価すると共に、外国人内地旅行の解禁に大きな期待を抱くようになった。更に、その頃は1872(明治5)年

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年5月14日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc.2)

<sup>2</sup> 本書簡の日本語翻訳は筆者によるものである。

の蚕卵の仕入れ期の始まりが間近だったことも忘れてはならない。そのため、フェ伯爵は、イタリア人蚕卵商人らの仕事を補助するために、一刻も早く内地旅行の許可を獲得するために、副島外務卿と交渉を始めた。

[5-2-2—フェ伯爵の要求について]

1872（明治5）年6月24日に、フェ伯爵は外務卿副島種臣に一通の書簡を送った。以下にその全文を挙げることにする。

[フランス語原文] [未刊史料]

*Légation d'Italie au Japon*

*Jeddo, le 24 Juin 1872*

*Monsieur le Ministre,*

*Dans le sence de dernières conversations que j'ai eu l'honneur d'avoir avec Votre Excellence je viens de recevoir un telegramme de S. E. Monsieur Visconti Venosta Ministre des Affaires Etrangères a Rome par le quel il m'ordonne de faire toutes les demarches possibles pour obtenir du Gouv. Du Japon la concession aux graineurs pour se rendre sur les lieux de la confection des Cartons pour le motif que le mauvaise éclosion de la graine japonaise en Italie on pretende qu'elle depende de manque des soins necessaries pour la rendre capable a supporter la longue traversée.*

*Au bon point on se trouve heureusement cette question que je n'agitè pas pour etablir un principe (riservè aux discussions des nouveaux traites)*

*Veillez Monsieur le Ministre mi mettre en condition de pouvoir repondre au Gouvernement d'Italie que le personnes qui s'occupent de perfectionner les grains de vers-à soie pourront etre autorisè à chercher les Cartons dans les provinces ou on les preparent.*

*Agrèez Monsieur le Ministre les sentiment de ma tres haute consideration*

*Fèl*

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸關係雜件 第三卷 自二年至六年」1872年6月24日 駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡 [未刊]

〔日本語訳〕

在日イタリア公使館

1872年6月24日

外務卿 殿

閣下と最近行った談話に関して、小生は在ローマ外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ閣下から電報を受け取っており、蚕卵商人が種紙の製造所を訪れる許可の獲得に向けてあらゆる努力を尽くすよう貴国政府に指図を受けております。なぜなら、イタリアにおける日本産蚕卵の孵化不良は、蚕卵を長い航海に耐えるようにするための工夫の欠如が原因であると見なされているからです。

この問題が現在よく捗っている中で、小生は、(新たな条約に関する交渉時に定める)原則を定めたいからそれを検討しているわけではありません。

蚕卵の改良に携わる者達が種紙を原産地で<買い>求める認可をイタリア政府に報告できる立場に小生がなれるよう貴卿がとり計って頂けますようよろしくお願い致します。

敬具

フェ

1871(明治4)年度の蚕卵仕入れ期に購入された種紙の中で、孵化不良のものが少なからずあったと見られる一方で、既に本論の第4章で見たように、養蚕家の苦情の的となっていた蚕卵商人たちは、日本における内地旅行の解禁を要求し続け、イタリア農工商省及び外務省に圧力をかけ続けていた。このように、蚕卵商人の要求に敏感だったヴィスコンティ・ヴェノスタはフェ伯爵に電報を打った。フェ伯爵は「認可をイタリア政府に報告できる立場に小生がなれるよう貴卿がとり計って頂けますようよろしくお願い致します。」という巧妙な文言で、イタリア人の内地旅行が認められるように副島種臣に依頼した。

いずれにせよ、イタリア外務省は蚕卵商人たちとの直接な関係を一切持っていなかった上に、特定の養蚕学者を日本に派遣する計画もなかった。

#### 〔5-2-3—2人のイタリア人蚕卵商人の内地旅行及びフェ伯爵の仲介について〕

1872(明治5)年7月4日(日伊修好通商条約に記されている改正の予備談話開始日から僅か3日後)に、フェ伯爵は副島種臣に一通の書簡を送り、その中で二人のイタリア人

<sup>1</sup> フランス語からの翻訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。

蚕卵商人のために通過許可証を申請する。この申請の内容を以下に検討することにする。

[フランス語原文] [未刊史料]

*Légation d'Italie au Japon*

*Jeddo le 4 Juillet 1872*

*Monsieur le Ministre*

*Suivant votre autrisation J'ai l'honneur de prier V.E. de vouloir bien accorder un  
passé-port pour le deux bacologues qui viennent d'arriver d'Italie:*

*Monsieur Bresciani*

*Monsieur Cicogne et qui desirent examiner la cultivation de la soie dans les localité  
indiqué sur l'itineraire ci-joint en langue Japonaise*

*Agreez Monsieur les sentiment de ma haute consideration*

*S.E. Gaimou Kio Soyedjima*

*Comte A. Fèl*

[日本語訳<sup>2</sup>]

在日イタリア公使館

1872年7月4日

外務卿閣下

拝啓 貴方より許可を受けた上で、イタリアより到着した二人の養蚕学者<sup>3</sup>ブレッシャーニとチコーニヤ両氏に通行許可証を発行して頂けるようお願いしたいと存じております。両氏は別紙にて日本語で記された町村において、養蚕実地調査を行うことを望んでおります。

敬具

副島外務卿宛

A. フェ伯爵

内地旅行を行おうとしていた二人の人物はフェ伯爵と同じブレッシャ (Brescia) 出身のチェーザレ・ブレッシャーニ (Cesare Bresciani) そしてジャーコモ・チコーニヤ (Giacomo Cicogna, 1843-1874) である。ちなみに、ブレッシャーニはこの旅行に関する興味深い報

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雜件 第一卷 自二年至六年」1872年7月4日 駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡 (未刊)

<sup>2</sup> フランス語からの翻訳は本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> 二人はしばしば日本と中国を訪れた蚕卵商人だったが、フランス語の「bacologues」は日本語で「養蚕学者」になる。

告書<sup>1</sup>を遺しているが、そこからは、様々な情報を読みとることができる。以下は、その報告の一部を挙げることにする。

[イタリア語原文]

*[...]Al mio giungere al Giappone trovai che, dietro reiterate istanze del conte Alessandro Fè, Ministro italiano in questo paese, il governo giapponese aveva ufficialmente accordato ai semai italiani la autorizzazione di percorrere i distretti sericoli. Bisognava solo presentare assieme alla domanda un itinerario preciso della via che s' intendeva percorrere, ed il passaporto che veniva rilasciato non era valido che pel cammino su esso indicato.[...] <sup>2</sup>*

[日本語訳<sup>3</sup>]

[前略] 小生が日本に到着した頃、本国に駐在しておりますイタリア公使アレッサンドロ・フェ伯爵が何度も請願を申し出ましたので、日本政府はイタリア人蚕卵商人達に養蚕地域を訪問するための公式な許可<sup>4</sup>を与えていました。申請書と共に、訪れる町村の詳細な行程を提出することだけが必要で、公布された通行許可証はその行程でのみ有効でした。[後略]

ブレッシャーニとチコーニャは小林<sup>5</sup>という人物を伴って、1872（明治5）年7月5日に汽車で横浜から品川まで行き、イタリア公使館に着いた。フェ伯爵から日本政府の通過許可証を得、公使館で一泊した後、翌6日早朝、二人は東京を出発した。日本橋から旧中仙道に沿って、熊谷、島村、本庄、高崎、松井田、小諸、田中、上田などの小・中規模の養

<sup>1</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006。この報告書は実際、ブレッシャーニが横浜から1872年8月25日に、義兄のカルロ・ヴェドヴェッリ (Carlo Vedovelli) に送った書簡である。当初、ミラノ商工会議所の機関紙「イル・ソレー」(“Il Sole”) において1872（明治5）年12月と翌1873（明治6）年1月にかけての間に連載で刊行されたものである。

<sup>2</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006 22-24 ページ出典。

<sup>3</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006 の日本語訳は若干不正確なところがあるため、本論の筆者はこの段落の訳文を書き直した。[前略]、[後略] は本論の筆者によるものである。

<sup>4</sup> ブレッシャーニは「公式な許可」と述べているが、実際はそうではなかった。フェ伯爵が1872（明治5）年に得た特権が実際どんなものだったかということは本章で明らかにしたい問題点の一つである。

<sup>5</sup> この小林は種紙（蚕卵）販売人だったとみられる。BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行* (1872), Cleup, 2006, 24-25 ページ参照。



蚕場を訪問し、そこで、二人は日本の養蚕技術と生糸の生産技術を視察することができた。そして 19 日に東京に帰った<sup>1</sup>。以下は、二人が東京に戻ったことに関する報告の部分の部分を挙げることにする。

[イタリア語原文]

*Il giorno 19 luglio eravamo a Tokyo, ove passammo la notte nella casa del conte Alessandro Fè, il quale com'è sua abitudine, ci fu largo di ogni sorta di cortesia. Egli ci disse come fosse giornalmente informato dal Ministero degli Interni di ogni cosa che a noi si riferisse e ciò a mezzo di corrieri che le autorità dell'interno spedivano a Yedo.* <sup>2</sup>

[日本語訳<sup>3</sup>]

7月19日に東京に到着致しました。そこで、我々はいつも親切なアレッサンドロ・フェ伯爵に丁重なもてなしを受け、彼の家に泊らせて頂きました。彼は、内地村落の諸当局が江戸に派遣した使者による小生らに関するあらゆる情報について内務省<sup>4</sup>から毎日連絡を受けていたと言いました。

この報告から、日本政府はブレッシャーニとチコーニャの移動を念入りに監視し、怠ることなく二人の移動に関する情報をフェ伯爵に報告していたことが窺える。

[5-2-4—英国代理公使ワトソンの疑問について]

しかしながら、1872（明治5）年7月17日に、ブレッシャーニとチコーニャの内地視察旅行が終わりに近づいていた頃、突然、駐日英国臨時代理公使ワトソン<sup>5</sup>は副島外務卿に一

<sup>1</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone* 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006 53 ページ参照。

<sup>2</sup> BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone* 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006 110 ページ出典。

<sup>3</sup> イタリア語原文からの翻訳は本論の筆者によるものである。

<sup>4</sup> 「Ministero degli Interni」は日本語にすると「内務省」となるが、実際、日本の内務省は1873（明治6）年（征韓論政変後）に大久保利通によって設けられたものである。したがって、ここでは「外務省」を指していると推測される。

<sup>5</sup> R. G. Watson. ワトソンは英国代理公使 F.O. アダムズ (Francis Ottiwell Adams, 1826-1889) の代わりに着任した者であり、パークスの様に強かで厳しい外交姿勢、そして時に厳格な性格を見せる人物である。例えば、1872年6月22日の「The Japan Weekly Mail」が報道するように、天皇との謁見の日にちが定まってから、天皇が座りなが

通の書簡で、一つの疑問をぶつけた。

[英語原文]

*Sir,*

*British Legation Yedo, July 17, 1872*

*As notice has been given in the Public Journals of Yokohama, under the signature of His Excellency Count Fè d'Ostiani, that the privilege had been accorded to certain Italian subjects of visiting specified localities of Japan for a special purpose, and since, as Your Excellency is aware, the existing Treaty between England and Japan provides that Her Britannic Majesty's Subject should be permitted to enjoy any privileges which may be accorded to Japan to the most favoured nations, I should be much obliged by Your Excellency authorizing me to make known to such of Her Britannic Majesty's subjects as may be desirous of visiting the same specified localities for the like purposes that the same privilege has been conceded to them.*

*I shall, in such case, of course be answerable, for such of Her Britannic Majesty's subjects who may be so privileged, to a similar extent with the Italian Minister for Subjects of His Italian Majesty.*

*I avail myself of this opportunity to renew to Your Excellency the assurance of my highest consideration.*

*R.G. WATSON*

*Her Britannic Majesty's Chargè d'affaires in Japan*

*His Excellency, Soyejima Tanèomi<sup>1</sup>*

[当時の日本語訳]

(<sup>朱</sup> 壬申六月十三日<sup>書</sup>到来)

以手紙致啓上候然者此頃横濱新聞紙に致出板候伊太里公使布告の趣には同國人民さる用向

---

ら謁見を行うことを知ったワトソンはそれに憤慨し、その習慣が改定されるまで謁見を断ることにした。その後、日本政府の困惑をかきたてたワトソンの拒絶は「もし天皇がヴィクトリア女王のように立って謁見しないのであれば、英国にこれを訴え、当時ちょうどイギリスにいた岩倉具視に対して女王の謁見を取り消しにする」という脅迫に急激に変化した。日本政府はワトソンのかけた圧力に屈し、天皇は遂に外国人に謁見を賜る際、立つことになった。以上引用した書簡の中からもワトソン氏の厳しい性格が顕になる。

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 558 ページ出典。

にて貴國內處々立越候儀許容有之段致傳承候然者閣下も御存の通我國と貴國の間取詰候條約第二十三ヶ條に向後他の外國え可許殊典ある時は貌利太尼亞國民えも同様の免許可有之趣掲載有之に付前書の處々立越度我人民えも前書同様許容有之候段布告致度存候間御承知の有無被仰越度尤前書の許容を得候我人民の儀は伊太里公使同様拙者に於て引受可申候右の趣可得御意如此御座候以上 六月十二日<sup>1</sup> 英國代理公使 アージーワトサン

副島外務卿閣下<sup>2</sup>

つまり、ワトソンは、この手紙で日本政府がイタリア人だけに特別な権利を与えたのであれば、その同じ権利をイギリス人にも与えなければならぬと訴えているのである。

1872（明治5）年7月17日といえば、ワトソンが着任してから僅か一ヶ月しか経過していなかった。明治初期の駐日外交官達にとって（もちろんフェ伯爵も例外ではない）、明治政府における動きや政策の意味を正確に把握することは非常に困難なことであった。一方では、言語の壁を越える必要があった。そのために各公使館に通訳が雇われることも、外国人書記官が日本語の勉強に挑戦することもあった。他方、当時の日本政府が公開する情報は理解し難く、また曖昧な点が多かった。たとえ外国語に翻訳されても、外国人にとってその本当の意味を把握することは極めて困難な作業であり、そのためには相当の洞察力が必要だったと推測される。

公使・領事の情報収集の最大の味方は言うまでもなく、当時横浜や長崎などで刊行されていた英字新聞だった。しかしながら、それらの新聞は時に日本政府から流出した情報を解釈しながら、それらを膨らませ、空騒ぎや論争まで起こすという難点があった。

着任したばかりのワトソンは、単に外交官として与えられた任務を果たしただけで、フェ伯爵が受けた「特権」に言及する記事を読み、日本政府に詳細な情報を求めただけである。なぜなら、万一日本政府が一つの締約国に何らかの特権を与えた場合は、日本と諸外国との間に成立した修好通商条約が含むいわゆる「最恵国条款」(The Most Favored Nation Clause) によって、他の締約列国にも同じ特権を与える必要があったからである。これでワトソンの迅速な反応の意味が十分に説明できる。

しかしながら、イギリスの懸念はそれだけに留まらなかった。事実、イギリス公使は、

<sup>1</sup> この日付は陰暦である。陽暦にすると、「1872年7月17日」のことである。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五巻）1955 558 ページ出典。日本語文の次に、次の註が追加されている。  
【日本語原文】註 右來翰ニ對シ六月十五日副島外務卿ヨリ英國臨時代理公使宛「(前略)布告は事實と齟齬致居不都合に付當時同國公使え掛合中に有之候」云々ト辨明スル所アリタリ

過去にヨーロッパの絹産業に著しい損害を与えた微粒子病が、蚕卵商人の立入によって、日本の養蚕場にも伝染することを恐れていたと考えられる。なぜなら、イギリスは、1860-70年代に日本から生糸を有利な価格で大量に輸入しており、日本にまで微粒子病の感染が拡大した場合、日英貿易、そしてイギリスの経済は相当の打撃を受ける可能性があったからである。

ワトソンの書簡を受けた副島外務卿は、即座にワトソンの読んだ英字新聞に現れた布告を手に入れ、その内容が「事実と齟齬」しているとワトソンに説明した（1872年7月17日の書簡の日本語文に現れる註を参照）。そして、イタリア側にも同じ誤解が生じていないかを確認するために、フェ伯爵宛てに次の書簡（仏文）を送った。

[フランス語文] [未刊史料]

*S.E. Soyedjima al sig.<sup>s</sup> Conte Fè, Ministro d'Italia*

*Tokio, 20 Juin 1872<sup>1</sup>*

*J'ai l'honneur de vous annoncer que Vous avez demandé dernièrement la permission de faire visiter l'intérieur de pays par des personnes habiles pour la culture des vers-à-soie, envoyées exprès par le Gouvernement italien, afin d'examiner cette culture, vu que les cartons exportés dans votre pays n'ont pas donné de bons résultats.*

*Le Gouvernement Japonais vous a répondu qu'il donnerait cette permission seulement dans cette occasion, car c'est une chose très importante pour l'agriculture et de \*\*\*\*\* la demande spéciale de votre Gouvernement l'a exigé. V.E. a bien compris que come cette permission est donnée pendant la saison des vers-à-soie de cette année, on ne fixe pas le rang des personnes. Mais veuillez cependant consentir que notre Gouvernement ne donne la permission predate qu'après avoir bien examiné les personnes qui en font la demande, comme Daidjio et Siodjio vous ont dit dernièrement; quoique votre Gouvernement désigne une autre fois des personnes pour le même motif, la permission déjà accordée ne doit pas être considérée comme chose fixe. J'ai l'honneur de Vous informer de cela.*

*signé*

*Soyedjima<sup>s i c</sup>2*

<sup>1</sup> この日付は陰暦である。陽暦にすると、「1872年7月25日」のことである。

<sup>2</sup> この書簡のフランス語文はイタリアの古文書館で発見された。ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439.

[日本語原文]

六月廿日達ス

以手紙致啓上候然ハ我國より輸出の蠶種貴國へ輸入し算出の上近來兎角不熟勝に付我國養蠶方法試験の上貴國農政の一端を補はんとの貴政府御評議の末其筋巧者の貴國人本國より態々被差越候に付我内部旅行實地研究爲致度右の特許を御求被成候旨先般御來示に付農政肝要の一端にて殊には貴政府別段の御懇情無餘義相聞候に付此節限免許候旨及貴答候處閣下於ては當年養蠶季節中は一應願濟の事故其廉を以人員を限らざる事にご了解被成候由に候へとも我政府おゐては前條申述候通非常の詮議を以其節の人員に限り免許候事故右様御承知有之過日大少丞より申述候通貴政府より同事に付後日他人差遣され候とも最前の免許を以定法とは不相成候此段爲念今一應申進置度如是御座候以上

年 月 日 卿

伊太利公使閣下

以上の書簡を以って、ワトソンに注意された日本政府は慎重な態度をとり、イタリア人に与えた内地旅行の許可に関して、フェ伯爵に誤解を招かないような説明をした。この説明はある種の「非公式の協定」として捉えることも可能である。

これを受けたフェ伯爵は早速、副島外務卿に返事を送った。この返事を以って副島に正確を期し、この一件に関する日本政府の疑いを晴らそうとしたのである。以下にフェ伯爵の書簡（フランス語原文及び当時の日本語訳）を挙げる。

[フランス語原文]

*Légation d'Italie au Japon.*

*Yedo, le 25 Juillet 1872*

*Monsieur le Ministre,*

*J'ai l'honneur de recevoir la dépêche de cette date par la quelle V.E. croit qu'il y ait un malintendu relativement à la permission que j'ai demendé pour autoriser quelque graineur (bacolognes<sup>2</sup>) à visiter les provinces sèricicoles de l'Empire. Je n'ai jamais eu*

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第五卷）1955 558-559 ページ出典。

<sup>2</sup> 正しくは bacologues である。

*l'intention de demander une concession générale; comme j'ai eu l'honneur de Vous expliquer, je ne prétendais pas établir un précédent ou faire une question de droit, j'ai voulu seulement assurer la faveur imperial au nombre restreint des personnes qui peuvent donner des lumières pour les études des vers-a-soie et de la graine pour cette saison.*

*Tel a été le but de mes démarches auprès de V.E. pour ne pas me trouver dans la position désagréable d'avoir obtenue une faveur à quelqu'un et pas à d'autres qui se trouvent dans les memes conditions.*

*Je compte pour ça sur la bienveillance du Gouvernement imperial pour n'avoir pas à être injuste envers mes concitoyens.*

*Agreez, monsieur le Ministre, les sens de ma très haute considération. Fè*

*A.S.E. Monsieur Sojedgima Ministre des Affaires Etrangères Tokio<sup>1</sup>*

[当時の日本語訳]

壬申六月廿日來

是日附の閣下の御書翰落手いたし候然は我國養蠶取扱の者貴國內出蠶の場所々々罷越度免許拙者より曾て懇願仕度一件に付心得取違有之様閣下御考に相成候趣に付御申越の件々具さに領承仕候

右は元より手廣く免許相願候儀には更に無之且右を以一定の法と心得或は援て後列となし候杯の所存更に無之唯皇帝政府の仁惠を以養蠶術に達し候者にて此後用立ち候見込み有之候數名え此季節中を限り相願仕度儀に有之候實に拙者に於ても甲の者えは仁惠の沙汰いたし乙の者えは同じき場合の者にて其沙汰無之候は極めて快らかさる次第に候間閣下え歎願の所存如斯御座候付ては貴政府の厚意を以此後拙者儀我が国民え對し不公の処置に立至らさる様いたし度存候右貴答可得貴意如斯御座候以上

千八百七十二年七月廿五日

伊太利全權公使 フェ

副島外務卿閣下<sup>2</sup>

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第五卷) 1955 559-560 ページ出典。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第五卷) 1955 560 ページ出典。

つまり、この書簡によって、フェ伯爵は自分の立場と状況とをいかに理解しているかを明らかにしたわけである。換言すれば、内地旅行の許可は一時的なものであり、それを利用できるイタリア人養蚕家の数が限られていることは十分に了承していることを日本政府に知らせた。また、最恵国条款を含む条約の下で、単独で日本政府から特権を獲得する意思がないことも明らかにした。

[5-2-5—1872(明治5)年に日本の内地を訪れたその他のイタリア人達について]

次の日、1872(明治5)年7月26日に、もう一名のイタリア人のために通過許可証を申請した。以下にその推薦書を検討する。

[フランス語原文] [未刊史料]

*Légation d'Italie au Japon.*

*Jeddo, le 26 Juillet 1872*

*A S.E. Mr. Sojedjima Ministre des Affaires Etrangères Tokei*

*Monsieur le Ministre*

*Monsieur Civetta est un des bacologues italiens qui est chargé par cette Légation de faire des études sur la mauvaise éclosion des graines de vers-a-soie comme a ordonné le Ministère de Rome. Il désirè a cette occasion se rendre avec son interprete et un domestique dans les localités sousindiqués.*

*Je prie V.E. de vouloir bien lui accorder un passeport valable seulement pour cette saison.*

*Agreez Monsieur le Ministre mes remerciements anticipés et les sentiments da me très haute consideration.*

*Fè*

*Itinerair Schimamura Takasaky Anna-ka Naka-nojo Nakano Simo-nita<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-9-4-9「外国人内地旅行関係雑件 — 自明治元年至廿一年」1872年7月26日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡。(未刊)

〔日本語訳〕

在日イタリア公使館

1872年7月26日

副島外務卿閣下 東京

外務卿閣下

拝啓 在ローマ<外務>省が命令致しましたように、チヴェッタ氏は蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家の一人です。彼はこの度、通訳や召使いを連れて下記の地域に赴くことを望んでおります。小生はこの季節に限って有効な通過許可証を彼に交付して頂きますよう、閣下をお願い申し上げます。あらかじめ感謝の意を申し上げます。

敬具 フェ

行程 島村 高崎 安中 中之条 中野<sup>2</sup> 下仁田

1871(明治4)年度にイタリア外務省が刊行した『領事会報』(Bollettino Consolare)に、初代駐日イタリア領事ロベッキが書いた「日本における蚕卵市場について」という題名の報告書が掲載されている<sup>3</sup>。その中には、日本を訪れる蚕卵商人達の姓名、その所属会社と出身地のリストが含まれている。このリストには、チヴェッタ・ジュゼッペ(Civetta Giuseppe 1822-1897)の名がある<sup>4</sup>が、この人物は、フェ伯爵の書簡で言及されている者である可能性が高い<sup>5</sup>。いずれにせよ、現在の時点では、この人物が残した報告書は発見されていないため、その旅行の経緯は不明である。

初代駐日イタリア公使ド・ラ・トゥールが1869(明治2)年に初めての外国人として上

<sup>1</sup> フランス語からの日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。

<sup>2</sup> この推薦書にある「島村」、「高崎」、「安中」、「中之条」と「下仁田」は全て群馬県の地名であることから、ここにある「中野」はおそらく長野県北部にある「中野市」ではなく、群馬県の旧地名「中野村」を表す可能性が高いと考えられる。

<sup>3</sup> ROBECCHI, Cristoforo, *Sul mercato del seme di bachi da seta al Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.VII, Parte I, 1871, 321 ページ参照。

<sup>4</sup> ちなみにチヴェッタはイタリア北西ピエモンテ(Piemonte)州クーネオ(Cuneo)県サント・ステファノ・ベルボ(Santo Stefano Belbo)村の出身で、蚕卵輸入会社「チヴェッタ・エ・クレモーナ」(Civetta e Cremona)社に所属していたと見られる。

<sup>5</sup> 最近刊行されたクラウドディオ・ザニエル氏の研究によると、チヴェッタ・ジョヴァンニ(Civetta Giovanni)という人物も確実に3回渡日したことがある。ジュゼッペと同じ蚕卵商人で、彼の親戚だったに相違ない(親等は不明である)。そのため、フェ伯爵が推薦した人物はこのジョヴァンニである可能性も捨てられない。ZANIER, CLAUDIO 2006 SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880) Cleup, 305-306 ページ、を参照。



州などの養蚕地域を訪問した時に、領事館、そして公使館において書記官としても勤めた<sup>1</sup>蚕卵商人ピエトロ・サヴィオ (Pietro Savio 1838-1904) <sup>2</sup>も一行に加わり、彼はこの視察旅行の報告書を翌 1870 (明治 3) 年に刊行した<sup>3</sup>。また、1874 (明治 7) 年夏にサヴィオは再び内地旅行を行った時に、養蚕業だけでなく、日本人の日常生活や風習に関する情報までを含む興味深い報告書を作成し、それを翌 1875 (明治 8) 年に刊行した<sup>4</sup>。この書物の序文からは、サヴィオがフェ伯爵の仲介のおかげで 1872 (明治 5) 年にも内地旅行を行い、それに関する報告書を作成したことが明らかになる。しかしながら、サヴィオはこの旅行に際して訪れた地域が 1869 (明治 2) 年の旅行の行程とほぼ一致していたため、結局その報告書は刊行しなかったとも述べている<sup>5</sup>。

以上の情報から、フェ伯爵は日本政府にサヴィオを推薦したと考えられる。しかしながら、1872 (明治 5) 年度のサヴィオの報告書及びその他の史料が発見されていないため、この旅行の詳細な経緯の再現は不可能である。

#### [5-2-6—1872 (明治 5) 年～フェ伯爵と副島外務卿の「暗黙の合意」について]

1872 (明治 5) 年夏の時点で、フェ伯爵と副島外務卿の間に公式の協定が結ばれていなかったことは明らかである。しかしながら、イタリア人による内地旅行は様々な条件が付された上で認められることがあった。以上分析した様々な史料に基づきながら、それらの条件を以下にまとめることにする。

- ① 駐日イタリア公使の仲介が必要である。
- ② 駐日イタリア公使はイタリア政府が指定した者しか推薦できない。
- ③ 推薦される者の人数に制限はあるが、何人までかははっきりしていない。
- ④ 通過許可証を申請する際、旅行の行程をあらかじめ指定する必要がある。
- ⑤ 日本外務省が発行した通過許可証は指定された行程以外の地域では利用できない。
- ⑥ 通過許可証は発行された年にしか利用できない。

<sup>1</sup> ド・ラ・トゥールがサヴィオを書記官として公使館に雇ったと述べている。ASDMAE, Serie II, Busta Y-1, Consolato di Yokohama. 1868 年 11 月 4 日の書簡、ド・ラ・トゥールより、外務大臣メナブレア宛の書簡。

<sup>2</sup> サヴィオについては ZANIER, CLAUDIO 2006 SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880) Cleup, 383-386 ページ、を参照。

<sup>3</sup> SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell'interno del Giappone e nei centri sericoli effettuate nel mese di giugno dell'anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, E. Treves editore, 1870 参照。

<sup>4</sup> SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875

<sup>5</sup> SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875 1-2 ページ参照。

⑦ 日本外務省は内地を旅行する者のあらゆる移動を監視し、公使館に報告する。

副島が 1872（明治 5）年 7 月 25 日にフェ伯爵に送った書簡の中で、内地旅行の許可を申請する者は「我内部旅行實地研究」を行う者に限ると記されている。また、フェ伯爵は翌日チヴェッタを「蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究者」として推薦する。もちろん、ブレッシャーニ、チコーニヤ、チヴェッタやサヴィオなどの蚕卵商人は養蚕製糸業に関する技術的知識に長じるものであろうが、厳密な意味では「研究者」だとは言えない。彼らはあくまで良質で廉価な蚕卵を仕入れるために尽力する「商人」であり、養蚕製糸技術の発展及び蚕卵の生産量と荷造りの現状を視察することによって、経済的利益を挙げようとしていたわけである。

当時、フェ伯爵の書簡にも書かれているように、イタリアが輸入する日本産の種紙の中に含まれる不良品の数が徐々に多くなっていった一方で、1869（明治 2）年にパスツールが微粒子病に対する予防策を発見した上に、イタリアで蚕卵の国内生産を実現するための研究が着々と進められていた。このような理由から、日本政府は近代化に向けて必要としていた莫大な収入を失うことを懸念していたことが推察される。

同時に、イタリア政府は当時、日本の蚕卵に依存していたイタリア養蚕業（そして経済）を振興させる、それだけのために、日伊蚕卵貿易の継続を奨励していたわけである。もちろん、日本でイタリア政府を代表するフェ伯爵はイタリア政府の指示通りに行動していた。但し、蚕卵商人の兄弟が二人もいて、知り合いに養蚕家が何人もいたフェ伯爵にとって、日本から良質の蚕卵が輸出されることは個人的利益に繋がる極めて重要な点であったに相違ない。

つまり、尊敬し合い、それぞれの立場を理解し合っていたフェ伯爵と日本政府とは良質の蚕卵を輸出するという点で全く同意見であった。しかしながら、不平等条約の「最恵国條款」を考えると、イタリアが日本と公式な協定を一方的に締結することは、他国（主にイギリス）の怒りと反感とを招いてしまう懸念があったことが推察される。

したがって、1872（明治 5）年に、フェ伯爵と副島外務卿と協力し、公式な文章でない「暗黙の合意」に達したおかげで、幾人かのイタリア人蚕卵商人が日本の内地を訪れることができた。

しかしながら、翌 1873（明治 6）年 2 月に、この状況は新たな進展を見せた。次節では、その進展に焦点を当てて観察することにする。

## [5-3] ～外国人内地旅行の解禁及び領事裁判権の放棄について～

### [5-3-1—フェ伯爵の新たな提案について]

1872（明治5）年の岩倉使節団が欧米諸国で行った条約改正をめぐる会談は、日本政府並びにフェ伯爵が期待した成果をもたらすことはなかった。1872（明治5）年8月21日に、つまり岩倉使節団が米国における会談を終了し、ちょうどイギリスのロンドンに到着した頃、フェ伯爵はイタリア外務大臣に一通の書簡<sup>1</sup>を送った。そこには、日本外務省が岩倉使節団から受けた報告と共に、駐日米国公使デロング<sup>2</sup>による条約改正の進展に関する意見が記されている。一方で、岩倉の一行は、日本外務省に電報を打ち、ヨーロッパで条約締結国の首脳を全員同じ場所に集めてから条約改正をめぐる予備会談を行うどころか、各国で新たな条約を締結することすら非常に困難であろうという消極的な姿勢を示した。そして他方で、米国公使デロングは、もし岩倉達がヨーロッパで条約改正をめぐる交渉の際、アメリカ政府に要求した事項の改正（つまり日本における治外法権の撤廃や関税自主権の回復など）を再び持ち出した場合、おそらく成果を得ずに帰国することになるだろうという懸念を示したことも窺える<sup>3</sup>。この懸念は、時間が経つにつれて現実のものとなり、治外法権及び輸出入関税に関する事項は改正されず、岩倉使節団が背負っていた主な任務の一つは失敗に終わった。

1873（明治6）年2月7日に、岩倉の一行がフランス訪問をほぼ終えた頃、日本における治外法権の撤廃そしてそれに繋がる外国人内地旅行の自由は成立しそうもなかった。したがって、フェ伯爵は日本を自由に旅行できる許可を目的とした抜本的な計画の実行に着手した。以下は、フェ伯爵が2月7日に日本政府に送った書簡の全文を挙げる。

[当時の日本語訳文<sup>4</sup>]

二月七日 伊国公使ヨリ副島外務卿宛

日本ニ於ケル領事裁判権ノ廢止並ニ伊國人日本内地旅行ニ關シテ意見ヲ陳フル件

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年8月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica No.29-minuta（未刊）

<sup>2</sup> デロングは米国で岩倉使節団の接伴掛として務めた後に日本に戻り、駐日米国公使館に再着任した。

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年8月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica No.29-minuta（未刊）

<sup>4</sup> この書簡のフランス語文は残念ながら、発見されていない。

去月十五日附貴翰を以中山讓治貴下我國在留總領事に被任候趣且右領事館御取設の儀に付種々御談話有之候御見込の旨をも御申越承知致し候右御手紙の譯文を速に我政府へ報知致し候就ては我政府にても満足致し右領事の任至當の保護有之候は疑無之定て我政府に於て右御書面の廉々に付此後拙者より駈と御請申上候様可越義と存候

一爰に拙者の志慮を以て申述候は是迄閣下其他貴省中の高官方と領事館の儀に付御談話いたし候廉々繰返し申上候抑我伊太利政府に於ては貴政府に於て近來御變革御施行有之通内政外交等努めて獨立自主の權を專に致すべき儀に有之候故に我國に於ては往昔より不絶自國を盛大に變革致し候事務の外他國の政事に管せず且他國內部の事務に關係候事も無之候東洋諸國の條約上に於て領事の得たる特權は全く自國人民の保護と利益の爲めに設候而已の事にて一旦貴政府にて外國人及び其利益の爲め眞實の保護相立候上は外國より及し候權は有名無實と可相成候

一居所定り居候領事館へ趣き保護裁許受候より直に其場にて裁決相調ひ候事の辨理なるは閣下にも御了解可有之候事にて我國の蠶卵商人貴國內部へ容易く旅行相成候様に御許容被下候等の事は貴政府に於て十分懇親なる御処置の證據に有之候故に免許を得旅行候者は尊敬を得候而已ならず懇遇を得無免許の者は差留られ我領事於て裁判を遂げ罰を與へ貴國の有せる君權に對し敬意を表し候

一偕貴國と交りの因みある國と集議の上條約改定已前に唯今取用ひ居候交際の法を根元より變革致し候儀を我政府へ申入候義は難相成儀に候得ども貴國內部へ旅行候事は我國種紙商人の爲要用の事に有之候故居留の境界も相定り領事等も有之候開港場裁判向に付ては變法をなさず唯兩國利益并辨理の仕法相立候ため既に御談話致し置候儀を尚引續き御相談致し度候右得貴意度如斯候敬具

千八百七十三年第二月七日

コントフェ

副島外務卿 閣下<sup>1</sup>

以上の書簡で、フェ伯爵は副島外務卿にイタリア人蚕卵商人の日本内地旅行に関する意見を述べながら、イタリア人に限定した領事裁判権の放棄を条件に、自由の内地旅行を検討するように求めている。フェ伯爵の要求は、言い換えれば、日本内地旅行を行う願望のあるイタリア国民は、個人の判断で遊歩地域以外の場所を訪れる際、条約によって定めら

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第六卷）1955 651-652 ページ出典。

れた治外法権（本論の付録④参照）を放棄して日本の法律で裁かれることになる。フェ伯爵は、イタリアの蚕卵商人が非常に勇敢な者ばかりで、毎年日本にはるばる渡り、時に非常に厳しい日本の法律に服してでも彼らの任務を完遂する覚悟があったことをよく認識していたため、この決断がなされたのである。

副島外務卿は、日本の文明度を高く評価したフェ伯爵の提案を快く受け入れた。そして数日後、ちょうどフェ伯爵が帰国前に天皇に謁見した日<sup>1</sup>、つまり 1873（明治 6）年 2 月 22 日に、副島は、イタリア人内地旅行の認可に関する規則案をフェ伯爵に提出した。この規則案を以下に挙げる。

[当時の日本語文]

二月二十二日 副島外務卿ヨリ伊国公使宛

伊國人本邦内地旅行規則案提示ノ件

我国内經歷の事に付閣下御考案の次第御申越有之逐一熟慮致し候御出發以前右に對し回答申進度と存假極めの約則左に陳述致し候閣下御同意有之候様希望致し候

第一則

歐洲各國の習俗に於ける如く領事裁判の範圍を出て土地官員の裁判と保護に服するに於ては伊太利國民は日本帝國内部を障りなく回歷す可し

第二則

前條回歷せん爲めに行状正しき伊太利人には自國官員の紹介に因て我外務省より一人毎に往來切手を得能ふ可し

第三則

伊太利國民及び其所持物損傷を受ける事ある時は日本の國律通りに償還を請求する理伊太利政府に在る可し然りと雖とも伊太利人其訴ふる理を伸へん爲めに日本の裁判所に於て力の及ふ丈け手段を盡し果せし時か又は疑ふへき理なくして日本裁判所にて裁判を否みし時に非されは伊太利政府此事に立入らざる可し

第四則

伊太利國民を刑法に處するには手酷とき刑は用ひざるへし此肝要の事務のために前條四則

<sup>1</sup> フェ伯爵の謁見については、ASDMAE, Fondo Moscati VI, b.1288, 1873年3月2日、駐日イタリア領事パツリーリスよりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。その日本語訳は 岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会、1997、50-52 ページ参照。

の意旨に随ひ猶一條の規則を設立致す可くと存候此段回答得貴意度如斯候敬具

明治六年二月廿二日

外務卿副島種臣

伊太利國公使 コントアレサントロフェ閣下<sup>1</sup>

ここで、上記の規則案の内容を以下にまとめることにする。

第一則は内地旅行を行うイタリア人が領事裁判権を放棄し、日本の法律に服するということを定める。第二則は内地旅行を行うイタリア人が以前と同じく、公使の仲介で、日本外務省が発行した通過許可証を取得する必要があると定める。第三則はもし内地旅行を行ったイタリア人やその所持品が何らかの形で損害を受けた場合にも、損害賠償は日本の法律によって決定されることになることと共に、裁判の際、ある種の例外を除いて、イタリア政府の干渉が拒否されることを定める。最後に、第四則は、刑法上の裁判が発生した場合、イタリア人が過度に嚴重な処罰を受けないことを保証しながら、新たな一條の規則が制定される可能性に言及する。

こうして、1872（明治5）年夏の「暗黙の合意」が進化<sup>2</sup>し、具体的な形に整えられた。これはイタリア人（及びその他の外国人）による内地旅行を許す公式な協定に向かったの第一歩であると言える。

但し、フェ伯爵が1873（明治6）年2月25日に弁理公使として在ローマ日本公使館に着任する予定の佐野常民などと共にヨーロッパに赴く<sup>3</sup>ことになったためか、この規則案はその前に提出できるように外務省が慌てて作成した仮のものであった。事実、第四則に書かれているように、更に一條を追加する必要があった。

一方で、岩倉使節団が欧米諸国で試みた不平等条約の改正が挫折しそうになっていた頃に、フェ伯爵の提案は、新たな交渉の糸口として、岩倉の一行と日本政府とに大変歓迎された。他方で、日本における自由な移動を許す協定はイタリア人蚕卵商人が日伊貿易関係の当初から待ち焦がれていたものだった。

以上の規則案を受けた直後に、フェ伯爵は副島に感謝の意を表しながら、直接にイタリア外務省にその旨を伝える意志を表した。この事実は、以下の書簡（当時の日本語訳文のみ—フランス語原文は発見されていない）に含まれているものである。

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955 652ページ出典。この規則案のフランス語訳文（つまりフェ伯爵が受けとったもの）は、本論の筆者によってイタリア国立古文書館（ACS）で発見された。ACS〔イタリア国立古文書館〕、MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439。（未刊）。

<sup>2</sup> 旅行者の人数及び旅行の期間や行程の制限がなくなっている。

<sup>3</sup> この点については岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会、1997 41-49ページ参照。

[当時の日本語訳文]

二月二十二日 伊國公使ヨリ副島外務卿宛

伊國人日本内地旅行規則案歸国ノ節同國外務卿へ傳達スヘキ旨回答ノ件

當日附貴翰を以て我國人貴国内部自由旅行候爲めの假極め約則御遣し被下儘に落手致し候拙者懇願の儀御聞届被下難有則拙者ローマ伊太利都府ノ名着次第シールウイスコンチーケノスタ氏外務卿ノ名へ右御書差出し我政府の回答早速閣下へ御通達可致存候

右御報申上度如斯候以上

千八百七十三年第二月廿二日 伊太利国特命全權公使 コントフェ

副島種臣 閣下<sup>1</sup>

この書簡を書いてから三日後(2月25日)、フェ伯爵は帰国の途についた。しかしながら、フェ伯爵がイタリアへ帰る間に状況は大きく変わっていった。次セクションでは、その状況の変化について観察する。

### [5-3-2—駐日外交団の非難と阻止活動について]

フェ伯爵の提案は巧妙に不平等条約の法網をかいくぐるものだった。なぜなら、領事裁判権の放棄は条約で定められた遊歩地域以外に足を踏み入れるというリスクを負う個人に限っていたからである。しかしながら、フェ伯爵は今回も諸外国の代表者と直接に相談することなく、単独で行動してしまった。最惠国条款で同じ権利を持つ他国の立場を十分に考慮しなかったことは、彼の計画を狂わせる主な原因となった。フェ伯爵が不在中に、日本政府と駐日外交との間で、外国人内地旅行問題に関する論争が始まった。

この点については石井孝氏の『明治初期の国際関係』<sup>2</sup>に詳しい。その中で、石井孝氏は主に駐日英外交官ワトソンやパークスがイギリス外務大臣グランヴィル(George Leveson-Gower, Earl of Granville)に宛てた書簡などを取り上げ、丁寧に問題の経緯を再現している。ここで、その論争の最重要なポイントだけを取り上げたい。

石井孝氏によると、フェ伯爵が提案を提出した直後に、諸国公使らはそれに対して、わりと積極的な姿勢をとったようである<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第六卷) 1955 652-653 ページ出典。

<sup>2</sup> 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、第二章『外国人の内地旅行問題』、97-188 ページ参照。

<sup>3</sup> 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、100-101 ページ参照。

但し、フェ伯爵が後に副島外務卿から受けた規則案は仮のものだったことを忘れてはならない。フェ伯爵が出発してから僅か三日後に、副島は米国公使デロングから内地旅行の新協定に関する詳細な説明を要求され、「外国人内地旅行に付見込み覚書」を作成し、米国公使館に送った。この「覚書」は2月22日にイタリアに送ったものとほぼ同じ内容だったが、比較してみると、第四則に「尤有役或は無役の入牢又は罰金等に止るへし」<sup>1</sup>という点が現われているだけでなく、更に、以下に挙げるの第五則及び附箋が付け加えられている。

〔日本語原文〕

#### 第五則

死罪の律を申渡すへき罪人ある時は土地の官員より前以東京にある政府へ何を経ずして罪科に處せざるへし是日本の從民に用ふる處の法と習俗に従ふ處也

#### 附箋

一貿易禁止之事 此草稿ハ外務卿ノ見込覚書ナレハ現ニ是ヲ施行スルニハ再ヒ政府ノ議定アルベシ 二月廿八日太政大臣大隈參議板垣參議目前ニ於テ記ス 印 上野<sup>2</sup>

以上の「第五則」は遊歩地域外における治外法権の完全な放棄を意味し、米国公使デロングをはじめ、外交団を大変失望させたと思われる<sup>3</sup>。中国を訪問していた副島は帰国した後、外交団長デロングと会見した。その席で、フェ伯爵の帰国までに以上の協定の実施を中止するように提案されたが、断った。イタリア政府がその協定を承認した場合は、他国の政府も最惠国条款の規則で内地における領事裁判権を完全に失うことになる。3月に入ると、この状況を把握した駐日ドイツ公使フォン・ブランド(M. Von Brandt)及び駐日イギリス代理公使ワトソンらが慎重な姿勢をとり、フェ伯爵の単独行動及び日本外務省が出した規則案の内容を批判し始めた。徐々に、これらの批判は完全にイタリア政府が協定を認可しないための阻止活動と化した。

フェ伯爵は4月13日にイタリアのプリンディシ港に到着し、そのままローマへ赴いた。そこで、外務大臣などと会見し、2月22日の規則案についての説明をした。しかしながら、英国側の史料に基づく石井孝氏の研究によると、ワトソンに頼まれた英国外務大臣グラン

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第六卷）1955 654 ページ出典。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第六卷）1955 654 ページ出典。

<sup>3</sup> 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977 101 ページ参照。



ヴィルは、5月9日に駐伊英国公使パジト (Paget) に、この問題に関するイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ (Emilio Visconti Venosta) の意見を聞くよう依頼した。パジトとの会見によって、ヴェノスタは外国人内地旅行問題の展開と諸外国の批判を知った上で、慎重な態度をとることにした<sup>1</sup>。

### [5-3-3—イタリア外務大臣と岩倉使節団との会見について]

第4章1節で検討したように、5月8日に岩倉使節団はイタリアに入国し、翌日早朝にフィレンツェに到着した。イタリア政府が慌しくその歓迎の準備を整え<sup>2</sup>、数日後、5月18日に岩倉具視はヴェノスタ外務大臣と会見することになった。二人は早速本題、つまり条約改正問題に入り、その点に関して、ヴェノスタは他国の立場から離れない慎重な姿勢を示した<sup>3</sup>。岩倉大使が領事裁判権の放棄を特に強調しながら内地旅行問題を取り上げ、更に、関税自主権及び外国人居留地における治外法権の撤廃を求めた。そしてヴェノスタ外務大臣は日本との修好通商関係の繁栄を希望していることを明らかにしたが、外国人を日本の法律に従わせるという点に関しては、それが一朝一夕にできることではなく、その時点で承諾できないと述べた。

その会見に、イタリア人の領事裁判権放棄を提案した張本人のフェ伯爵も出席していたのは強調に値することである。正に石井孝氏が述べるように、フェ伯爵と岩倉とはヴェノスタ外務大臣にもう少し積極的な姿勢を期待していたに相違ない。しかしながら、彼らの期待は裏切られた。ずっと蚕卵貿易を奨励し続けたヴェノスタ外務大臣の慎重な姿勢の裏に、イギリス側による圧力があつた<sup>4</sup>。いずれにせよ、その日にフェ伯爵は自分が考え出した画期的な提案が破綻する姿を目の当たりにしたのである。

### [5-3-4—一件のその後の展開について]

しかしながら、その後の出来事で、ヴェノスタの慎重な姿勢は建前に過ぎなかったことが明らかになる。ヴェノスタはイギリス政府から圧力をかけられ、一時的に抑えつけられていた。またその一方で、イタリア政府は日伊蚕卵貿易を奨励する必要性があつたばかり

<sup>1</sup> 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、105ページ参照。

<sup>2</sup> 岩倉翔子『岩倉使節団とイタリア』、京都大学出版会、1997、53-66ページ参照。

<sup>3</sup> ヴェノスタ外務省と岩倉大使との対話は 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻) 1955 101-103ページに収録されている。[5月18日 条約改正ニ関シ伊國側ノ見込照會ノ件]。本対話の解説は、石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、93-94ページで行われている。

<sup>4</sup> 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、94ページ参照。

でなく、日本の内地における自由旅行の許可を望むイタリア人蚕卵商人達の圧力も受け続けていた。

イギリス側の史料を用いる石井孝氏の研究によれば、6月下旬と7月上旬にかけて、駐英・米イタリア公使らは両国政府に対し、イタリア政府が日本との協定の締結を望んではいないと言うものの、せめてフェ伯爵が獲得した規則案に記された条件で、イタリア人が自己のリスクで内地旅行を行うべきであるなどの立場を再び強調し始めたことが確認される。

1873（明治6）年の蚕卵仕入れ期が迫る中で、内地旅行が可能であるか否か、状況は明らかでなかった。つまり1873（明治6）年に内地旅行を行おうとするイタリア人たちは一体どんな規則に従うべきであるかという点も不明だった。そのため、イタリア政府は、日本との協定を批准することが不可能であったと知っていたものの、フェ伯爵が得た特権を暫定的に利用できることを狙っていた。

しかしながら、イギリス外務大臣グランヴィルが特に許せなかったのは、イタリア側（フェ伯爵）の単独行動であった。彼は在日ヨーロッパ人達ができ得る限り協力しなければならぬと主張していた。そのため、フェ伯爵が他国代表者の意見を聞かずに日本政府から特権を得たことに大変驚き、あらゆる手段を用いてイタリアの単独行動を阻止する方針をとった。2ヶ月にも亘る論争のあげく、フェ伯爵が提案した協定は成立せず、結局、イタリア人蚕卵商人による内地旅行が公に認められることはなかった。

#### [5-4] ～外国人内地旅行問題とイタリア政府について～

##### [5-4-1—イタリア政府の情報管理について]

石井孝氏が『明治初期の国際関係』において取り扱った英国・米国側の史料はイタリア政府の動きと方針とを少なからず明らかにするが、イタリア政府がどの程度まで日本における外国人内地旅行問題に関する情報を把握していたかという点を十分に追究してはいない。本節では、この問題を取り扱うイタリア側の未刊史料を紹介し、分析することで、未だ闇に覆われたこの点に光を投げ、その全容を明らかにしたい。

岩倉翔子氏はその著書『岩倉使節団とイタリア』において、「岩倉使節団の到着以前の交信」を紹介し、その「分析結果として、一つには、総じて事前の情報の少なさ、とりわけ

直前までの不正確さと不明瞭さが目立つ」<sup>1</sup>と述べている。この状況は、まさに岩倉翔子氏の『岩倉使節団とイタリア』で述べられているとおり、ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣とその同僚達の内政優先型外交政策、そして日本関係の情報に対する関心の低さによるものだと言える。

日本における外国人内地旅行問題の状況は頗る複雑だったことは否めないが、これに関するイタリア側史料を少し参照してみると、同様に「イタリアらしい」混沌とした情報管理が際立つ。

イタリア農工商大臣カスタニョーラ (Stefano Castagnola 1825-1891) は、1873 (明治6) 年4月中旬に帰国したフェ伯爵と会見したため、2月22日の規則案の存在を知っていたのは明らかであるが、それ以外の情報は把握していなかったと見られる。但し、彼には、日本に向かって出発しようとしていた蚕卵商人らに内地旅行ができるか否かを速やか(6-7月以内)に伝える義務があった。そこで、農工商大臣は1873 (明治6) 年5月12日に、外務省宛てに、以下に挙げる書簡を送った。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*MINISTERO DI AGRICOLTURA, INDUSTRIA E COMMERCIO*

*Oggetto: Trattato col Giappone per la libera circolazione dei semai. <minuta>*

*Roma, addì 12 Maggio 1873*

*Al Ministro degli Affari Esteri*

*E' venuto a mia conoscenza anche per notizia datamene dal conte Fè d' Ostiani che sia stato sottoscritto un trattato col Giappone per la libera circolazione dei semai italiani in quello Impero. E se non mi inganno penso che questa facilitazione sia stata concessa in generale a tutti i semai. Prego il mio Emer. Collega a dirmi come effettivamente stanno le cose e nel caso che il trattato esista se possa essere ratificato.*

*F.to Castagnola<sup>2</sup>*

<sup>1</sup> 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、62ページ出典。

<sup>2</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 (未刊)

〔日本語訳〕

農工商省

件名：蚕卵商人の自由移動を許可する日本との協定 <草稿>

1873年5月12日、ローマにて

外務大臣閣下

フェ・ドスティアーニ伯爵から伺った情報によると、小生は日本におけるイタリア人蚕卵商人の自由移動を許可する協定がその帝国と締結されたことを存じております。小生が間違っていなければ、以上の便宜が全般的に、蚕卵商人全員に与えられたものであると理解しております。よって、この件に関する現状、以上の協定が実在するか、そしてそれは批准できるかを外務大臣殿に伺いたいと思っております。

署名 カスタニョーラ

この書簡の内容から推察すると、やはり農工商大臣カスタニョーラが把握する協定に関する情報が大変漠然としたものであることは明白であると言える。

しかしながら、不思議なことに、カスタニョーラに返事を出したイタリア外務省領事・商業総局長アウグスト・ペイロレーリ (Augusto Peiroleri) も、外務大臣ヴェノスタと岩倉との会見から一ヶ月以上過ぎていたにも拘わらず、詳しい実情を把握していなかったようである。問題の展開が不明だったせいも、ペイロレーリが農工商省に返事を出すまでにはおよそ2ヶ月が経過していた。その間に多くの蚕卵商人が既に日本に向けて出発していたであろうことは容易に想像できる。これらの情報の根拠として、ペイロレーリがその頃、つまり1873(明治6)年7月5日に、農工商省に宛てた書簡を以下に挙げることにする。

〔イタリア語原文〕〔未刊史料〕

*MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI*

*Direzione generale dei consolati e del commercio*

*Oggetto: Ammissione degli stranieri nell' intero Giappone*

*Confidenziale*

*Roma, addì 5 Luglio 1873*

<sup>1</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述は本論の筆者が追加したものである。

*Al Ministero di Agricoltura e Commercio*

*Il sottoscritto è oggi in grado di sciogliere la riserva espressa nella propria nota in data 16 Maggio s.o, N.316, responsiva a quella di codesto dicastero in data 12 maggio N.7219, Div. 1a.*

*Le condizioni alle quali il Governo Giapponese ammetterebbe gli stranieri a circolare per tutto l' Impero sono quelle che appariscono dal foglio qui acchiuso. Poichè fu esaminata la materia, nè dai gabinetti interpellati vennero gravi obiezioni, è sembrato che allo approssimarsi della stagione serica si dovesse senz' altro indugio pigliare una risoluzione conforme all' opinione che fin da principio si era manifestata alle potenze: doversi, cioè bensì riservare integro fino alla revisione dei trattati il presente regime convenzionale, ma, potersi intanto notificare ai rispettivi nazionali le condizioni alle quali volontariamente e liberamente assoggetterebbero coloro i quali volessero approfittare della licenza accordata dal Governo del Mikado. Istruzioni concepite in questo senso furono in data d' oggi stesso impartite al R. Incaricato d' Affari al Giappone.*

*Pel Ministro, A. Peiroleri<sup>1</sup>*

[Accluso il testo in francese (versione in 4 punti) dell' accordo del 22 Febbraio]

[日本語訳<sup>2</sup>]

外務省・領事・商業総局 件名：日本全国における異邦人の受け入れ許可

機密書類 第424号 1873年7月5日、ローマにて

農工商省へ

署名者は本日、5月12日の貴簡7219号1局に応じる去る5月16日の返事316号において付した留保事項を解説できるようになりました。

日本政府が外国人の帝国全域における旅行を許可する条件は本書簡に添付した別紙に現われるものです。この問題に関する調査が行われ、質問に応じた執務室から異議がなかったため、

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento, b.599, fascic.3439, 1873年7月5日、領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。〈〉内の記述は本論の筆者によるものである。

蚕卵仕入れの季節が迫る中で、当初より諸外国に表明した意見と一致した解決策に即刻着手する必要があるように思われています。それらの意見とはつまり、条約が改正されるまで現在の状態を完全に維持すること、そして、それと同時に、ミカドの政府が是認した許可を利用した者が自発的に、そして自由に従うことになる条件を関係者に通知できることです。

このような方針は本日、駐日代理公使に指示されました。

大臣へ ア・ペイロレーリ

<別紙に、フェ伯爵が2月22日に副島に受けた規則案(本章3節に挙げた全四則のみのもの)のフランス語文が以上の書簡に付録されている>

これが1873(明治6)年7月5日現在、日本における外国人内地旅行問題に対するイタリア政府の本音だった。しかしながら、ペイロレーリが付け加えたのは、フェ伯爵が1873年2月22日に受けた規則案(第五則を含まないもの)であることは注目に値する。それは、イタリア政府は英米政府の批判を浴びながらも、フェ伯爵が帰国してからの展開、つまり第五則が追加されたなどの事実を知らなかったからだと推察される<sup>1</sup>。

#### [5-4-2—駐日代理公使リッタ伯爵と蚕卵商人たちの申請について]

外務省はペイロレーリの書簡に現われる方針を駐日代理公使リッタ伯爵(Conte Balzarino Litta Biumi Resta, 1832-1880)にも電報で知らせた。しかしながら、ペイロレーリが7月10日に書いた書簡<sup>2</sup>から判断すると、実際、外務省はその書簡が発される数日前に、リッタからの電報を受けたことが窺える<sup>3</sup>。その電報に、リッタは日本政府が外国人内地旅行を結局、一切許可していないことと、後に書簡にてその点に関する詳細な情報を提供することを外務省に通達したと見られる<sup>4</sup>。

そして1873(明治6)年8月21日に、代理公使リッタ伯爵が日本から7月2日に外務

<sup>1</sup> フェ伯爵は2月25日に帰国し、代理公使は5月1日に到着したため、ちょうどその間に、公使館の義務は日本に到着したばかりの領事、ディエゴ・デ・バリリス(Diego De Barrilis, 1835-1881)に委ねられた。

<sup>2</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 1873年7月10日、領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。(未刊)

<sup>3</sup> ペイロレーリは10日にリッタからの電報を受けたと述べているが、以下に引用したリッタの書簡、そしてペイロレーリ自身が8月26日に書いた書簡からすると、電報は7月1日に打たれたことが明らかになる。もし、電報が7月1日に打たれた場合は、ペイロレーリがその存在を知らずに、7月5日の書簡を書きってしまったことになる。

<sup>4</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439、1873年7月10日、外務省領事・商業局長ペイロレーリより、農工商大臣宛の書簡。(未刊)

省に宛てた商業関係<sup>1</sup>の書簡（電報の内容を詳しく解説するもの）が届いた。次に挙げるのはその書簡の内容である。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Commerciale N° 100*

*Telegramma circa il rifiuto di permessi per viaggiare nell'interno.*

*A Sua Eccellenza il Sig. Cav. Visconti Venosta Ministro degli Affari Esteri Roma*

*Tokio 2 Luglio 1873*

*Signor Ministro,*

*Ieri ho spiccato all' Eccellenza Vostra un telegramma, mandandolo ad Hong-Kong per informarLa che in quest' anno il governo giapponese non accorda nessuna ammissione nell' interno, senza distinzione di nazionalità, e per pregarla di voler far conoscere questa cosa al pubblico.*

*Quello che io prevedeva nel mio rapporto dell' 11 Giugno n.s. N° 82 Commerciale, che cioè i semai, indotti in errore dalle notizie premature apparse nei giornali italiani dell' esistenza di un patto in vista del quale gli italiani sarebbero stati ammessi nell' interno, avrebbero anticipato il loro arrivo, si è verificato.*

*Qualche semajo infatti, già qui giunto, si è rivolto a questa Legazione, perchè per mezzo suo si sollecitasse dalle autorità giapponesi il permesso di viaggiare nell' interno, e ad onta della mia risposta negativa, queste domande facendosi insistenti e frequenti, io dovetti ricorrere alla Eccellenza Vostra perchè il pubblico sapesse come sono in realtà le cose.*

*Sia per gelosia degli altri, sia per le trasgressioni dello scorso anno perpetrate da qualche italiano, sia per l' incertezza dei negoziati pendenti per la revisione dei trattati, il fatto sta ed è che questo governo divenne rigorosissimo e non fa eccezioni di sorta per nessuno, e non permette che si vadi nell' interno. Io non farò mai cosa che non sia meno che decorosa per questa R. Legazione, e quindi mi rifiuterò sempre ad indirizzare al*

---

<sup>1</sup> 外交官たちが世界各国から送っていた通商系の報告書は、残念ながらイタリア外務省歴史外交資料館（ASDMAE）によって廃棄された。そのため、残されたものは非常に少なく、大抵その他の資料館において保管されている。

*Governo Giapponese domande che so che verrebbero recisamente respinte. Come ho detto nel mio rapporto N° 95 di questa Serie, questa sorte toccò ad una domanda fatta dal mio collega di Germania. Fare altrimenti sarebbe burlarsi del governo giapponese, e mancare di dignità come rappresentante italiano, e sotto questo doppio punto di vista io nutro fiducia, anzi certezza di avere l'approvazione dell'Eccellenza Vostra. Ma come ho detto, occorre che il pubblico sappia come sono le cose, altrimenti potrebbe supporre che io manco di diligenza e di premura, quando ho invece la coscienza di avere fatto il mio dovere.*

*Aveva già preparato il mio corriere per quest'oggi, ma ho dovuto aggiungere anche questo dispaccio, appunto perchè jeri a sera mi sono trovato nel caso di respingere per una terza volta un'istanza presentatami da un semajo per poter andare nell'interno.*

*Gradisca, Signor Ministro, gli atti dell'alta mia considerazione.*

*B. Litta<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

通商系第 100 号

内地旅行許可の拒絶に関する電報

ヴィスコンティ・ヴェノスタ外務大臣 閣下 ローマ

1873年7月2日 東京にて

外務大臣殿

今年日本政府が内地旅行の許可を、国籍を問わず一切与えないということを閣下に伝えるため、そしてこれを国民に知らせて頂くために、昨日は香港経由で閣下に電報を打ちました。小生が去る6月11日の通商系報告書第82号において予想していたとおり、イタリア人の内地旅行が認可される協定の存在に関するイタリアの新聞に掲載された非公式の報道のせいで思い違いをした蚕卵商人らが早期に来日しました。

既にこちらに来た複数の蚕卵商人たちは本公使館に対して、日本政府に内地旅行を行う許可を与えさせるための仲介を依頼しています。しかしながら、小生の拒否回答にも拘らず、

<sup>1</sup> ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell'Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年7月2日、駐日イタリア代理公使リッタより、イタリア外務大臣宛の書簡(未刊)。下線部は手書きの書簡に現われるものであり、本論の筆者がつけたものではない。

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。



それらの依頼が徐々にしつこく、そして頻繁に行われるようになってきました。よって、国民が実情を把握できるように、小生は閣下のお世話にならざるを得ませんでした。

他国の者の羨望のせい、昨年イタリア人が犯した違反のせい、そして条約改正を行うための交渉が不透明であるせい、日本政府は非常に厳重な措置をとり、少しの例外も認めず、誰に対しても内地へ赴くことを禁じています。小生は本公使館の名誉を損なう行動をするつもりはないので、日本政府に断固として拒否されるだろうとわかっているような申請を出すつもりはありません。本系報告書第95号で述べたように、小生の同僚であるドイツ公使が出した申請<sup>1</sup>は以上のように処理されました。小生は述べた通りに行動しないと、日本政府を馬鹿にするだけでなく、イタリアの代表者としての品位を失ってしまうことになるでしょう。

この二つの立場を考えると、小生は閣下の同意を得られることを信じている、否、確信しております。しかしながら、以上述べた通り、国民は実情を知る必要があります。さもなければ、小生がいくら公使としての義務を果たした自覚を持っているにせよ、勤勉さと配慮とに欠けると思われる可能性があるのです。

昨夜、小生は蚕卵商人が出した内地を訪れるための申請を三度目却下することになったため、本日の郵便を用意していたところ、本書簡も追加する必要性を感じました。

敬具 B. リッタ

結局、7月頃に、多くの蚕卵商人たちは内地旅行の許可に関する詳しい情報を持たずに日本に赴いた。その時までイタリアの日刊紙において、フェ伯爵が日本政府と何らかの協定を結んだことが宣伝されていたため、多くの蚕卵商人たちは内地旅行が可能であると思込んで例年より早めに出発してしまったのである。

フェ伯爵は2月25日に帰国の途につき、代理公使リッタ伯爵はそのおよそ2ヶ月後の5月1日に来日した。その2ヶ月間で、内地旅行問題をめぐる論争は様々な展開を見せたが、この状況を理解し、イタリア政府に伝達するものは日本にいなかった。

これは基本的に、駐日イタリア公使の不在、そしてイタリア政府の不注意が生んだ結果である。日本に到着したばかりのリッタ伯爵は、その論争の急な展開どころか内地旅行問

<sup>1</sup> この件について、副島の不在中に、1873（明治6）年6月23日に宮本外務大不丞がドイツ公使館の通訳に宛てた書簡（日本語原文）及びそれに対する駐日ドイツ公使が7月2日に上野外務卿代理に出した書簡（ドイツ語原文と日本語訳）が遺されている。これらの書簡などは日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955、654-658ページ、に収録されている。

題の経緯をすら把握していなかったのである。そのため、外交上の問題が発生するのを恐れていたせいも、慎重な姿勢を取ろうと決心したのではないか。

以上の書簡を受けたイタリア外務省は5日後、つまり8月26日に、「日本政府は内地旅行を厳重に禁じている」という事情を農工商省に伝え<sup>1</sup>、農工商省の方も9月2日の回状でその旨を各県知事や商工・農業会議所長、その他の農会長宛に通達した<sup>2</sup>。それと同時に、リッタ伯爵は蚕卵商人達の内地旅行申請を拒否し続けたのである。

その結果、1873（明治6）年に、来日したイタリア人の蚕卵商人たちは内地旅行を行えず、何度もその不満を顕にすることがあった。

#### [5-4-3—明治六年の政変と外国人内地旅行問題について]

岩倉使節団が欧米を訪れている頃、留守政府の首脳たちはいわゆる「征韓論問題」の解決に必死だった。征韓論問題といえば、日本政府は当時の韓国政府に国交を求めた時に拒否された際に日本国内に沸騰した論争である。一方で、板垣退助、江藤新平、後藤象二郎や副島種臣らが韓国の挑発に乗り、武力行使を行うべきであることも主張していた。また、他方で、西郷隆盛は自ら使節を率い、開国を勧めるために韓国へ赴くべきであることを主張していた。結局、1873（明治6）年8月17日に、西郷の韓国派遣が決定された。

岩倉使節団と別れて、一足先に日本に帰国した大久保と木戸とは、留守政府が慌しく行った改革によって国民の間に引き起こされた混乱と不満とを目の当たりにし、大変驚愕したであろうことは想像に難くない。また、政権の最重要な地位が旧土佐・肥前藩の者に占領されていたことは二人の憤慨を引き起こしたのではないかと想像される。木戸は体調不良だった一方で、大久保は西郷を韓国派遣する決定を取り消そうとしたが、彼の試みは失敗に終わった。そのため、二人は心配しながらも、岩倉たちが帰国するまで待機することになった<sup>3</sup>。

いよいよ、9月13日に、岩倉使節団が帰国し、10月15日に閣議は予定通り西郷の韓国派遣を裁決した。これを受けた大久保は、二日後に木戸と岩倉と同時に太政大臣三條実美

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 外務省領事・商業局長ペイロレーリより農工商大臣宛（1873年8月26日）の書簡（第511号）（未刊）。

<sup>2</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439, 1873年9月2日、農工商省フィナーリ（G. Finali—カスタニョーラの後任者）より各県知事、諸商工・農業会議所長等宛の回状（第256号）（未刊）。この回状に、様々な県知事及び農会長からの返事も残されている。この度、1873年5月末に北イタリアを訪れた日本養蚕視察団を熱烈に歓迎したコネツリャーノ（Conegliano）村農業共進会のデ・ベネデッティ（De Benedetti）会長は日本政府の決定に対して失望感を表した。（1873年9月15日付の書簡）（未刊）

<sup>3</sup> 犬塚孝明著『寺島宗則』吉川弘文館 1990、187ページ参照。

に辞表を提出することによって、西郷派遣が天皇に上奏されるという事態を、一日延期させることに成功した。そして翌 18 日に、いわゆる「明治六年の政変」<sup>1</sup>が起った。その日の早朝、ショックのせいか、三條は突然精神錯乱に襲われて倒れ、岩倉具視は太政大臣代理になり、天皇から征韓不可の裁可を獲得することができたのである。すると、今度は西郷が辞表を提出し、24 日に征韓派の参議、即ち板垣、江藤、後藤や副島が一斉に下野する事態となった。

太政大臣三條実美と右大臣岩倉具視とが占める地位は変わらず、大久保利通（薩摩）は国内の治安を司る内務省を新設し、自ら内務卿となった。次いで、工部省に伊藤博文（長州）、大蔵省に大隈重信（肥前）、司法省に大木喬任（肥前、1832-1899）、海軍省に旧幕臣の勝海舟が着任した。そして副島種臣（肥前、1828-1905）の後任者として外務卿となったのは寺島宗則（薩摩、1832-1893）である。彼らは「大久保政権」を支える人物たちだったのである。

いずれにしても、岩倉使節団に参加したいわゆる「外遊組」、即ち大久保、伊藤、木戸などが再び日本政府において力を持つようになった時点から、明治政府の政治的方針が著しく変化する。なぜなら、1年 10ヶ月の間に自ら世界の情勢を観察することによって、彼らの国際政治観、そして価値観が以前より大きく変わったからである。よって、明治六年の政変後に成立した大久保政権の日本は欧米の影響を受けた近代的な対外政策を採用し始めたと言えよう。

岩倉使節団は不平等条約の改正に成功を収めることができず、帰国以来、条約改正問題は 1894（明治 27）年まで大きな展開を見せることはなかった。しかしながら、新たに成立した大久保政権の対外政策には方針の変化がはっきりと現われてくる。

例えば、犬塚孝明の著書『寺島宗則』に目を通すと、本章で扱っている外国人内地旅行問題に対して、寺島外務卿は着任してからすぐ、副島より遥かに強硬な姿勢をとっていたことが窺える。宗則は駐英公使時代から、治外法権の撤廃なくして、外国人の内地旅行を認可するわけにはいかないという持論を堅持していたのである<sup>2</sup>。

#### [5-4-4—駐日イタリア代理公使リッタと新外務卿寺島外務]

寺島外務卿は 1873（明治 6）年 11 月 8 日<sup>3</sup>に諸外国代表者と会見し、彼らと内地旅行間

<sup>1</sup> このテーマについては、毛利敏彦『明治六年政変』中公新書 1979、という研究が詳しい。

<sup>2</sup> 犬塚孝明著『寺島宗則』吉川弘文館 1990、191 ページ参照。

<sup>3</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』（第六巻）1955 675-683-ページ参照。

題についての意見を交わした。そして、およそ1ヵ月後の1873(明治6)年12月9日に、駐日代理公使リッタ伯爵がイタリア外務大臣に、以下に挙げる親展書簡を送っている。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Yeddo 9 Dicembre 1873*

*Pregiatissimo Sig. Ministro*

*Il Sig. Kawoski, nuovo Ministro del Giappone a Roma parte oggi per l' Europa; egli anderà per qualche giorno a Parigi, e poi verrà a prendere domicilio a Roma, rimanendo accreditato come Inviato Straordinario e Ministro Plenipotenziario, soltanto presso la nostra Corte, e non anche presso quella di Vienna, come lo fu il suo predecessore Sig. Sano. Il Sig. Kawoski, prima di essere diplomatico, aveva un' alta carica nella Corte del Mikado: è un uomo timido assai, ma mostra buona volontà e desiderio di far bene il proprio dovere. Il Ministro degli Affari Esteri mi ha incaricato di raccomandarlo alla speciale benevolenza di Lei, e di volerlo compatire se nei primordi della sua missione egli non mostrerà la pratica di un diplomatico provetto.*

*Gli ho dato una lettera per il Cav. Peiroleri, col quale si troverà in maggiori rapporti per le questioni commerciali.*

*Io oso pregarLa, Sig. Ministro, a voler parlare al Sig. Kawoski della questione dell' ammissione dei forastieri nell' interno del Giappone, questione che col Soyedjima aveva fatto molto progresso, ma che invece col Terashima non solo rimane stazionaria, ma anzi pare che indietreggi. Io ho parlato chiaro a quest' ultimo, come risulta dal mio rapporto Commerciale N° 160 del 18 Novembre u.s. e spero di avere interpretato le idee del governo, per cui se è così, sarebbe opportuno che il governo giapponese ricevesse la conferma delle mie parole per mezzo del suo ministro a Roma.*

*La situazione qui è grave, almeno così pare a me, come a quei Ministri che da parecchi anni si trovano al Giappone: una recrudescenza di ostilità dei nuovi Ministri verso i forastieri, crea imbarazzi ed (accresciuta) difficoltà: tutti sono indisposti contro la (presente) amministrazione: il paese è malcontento, si temono movimenti insurrezionali nel mezzodi, e la guerra colla Corea diventa di giorno in giorno una necessità. Sarebbe*

*urgente che noi avessimo qui almeno due bastimenti da guerra: per il momento non se ne ha alcuno, ed in verità è troppo poco.*

*Se la Guerra con la Corea si fa, vedremo svilupparsi parecchie gelosie frà qualche Potenza, ed allora il buon accordo che esiste al presente frà tutti, se ne anderebbe in fumo con danno di tutti. Se è necessaria un'azione è meglio che l'azione sia comune anzichè isolata, e questo accordo sarebbe bene che si stabilisse prima in Europa, per modo che i ministri esteri qui ricevessero istruzioni identiche dai propri governi. Se non occorrerà di servirsene, tanto meglio, ma (sarà sempre) utile essere preparati, perchè a dir il vero non si vede chiaro.*

*La prego a volermi scusare se mi estendo troppo su questo argomento, ma credo obbligato di dirLe, signor Ministro, come sono le cose in questo momento.*

*Voglia aggradire, signor Ministro, gli atti della mia più alta considerazione.*

*Suo devotissimo servo      B.Litta<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

1873年12月9日、江戸にて

外務大臣 殿

新しく任命された駐ローマ日本公使カヴォスキ<河瀬>氏は本日ヨーロッパに赴きます。彼は数日間パリへ行き、その後は、前任者である佐野とは異なり、遣奥・伊でなく、我が国にのみ特命全権公使として派遣され、ローマに住居を定める予定です。カヴォスキ<河瀬>氏は、外交官になる前に、ミカドの朝廷で高い地位に就いていました。彼は非常に内気な人ですが、熱意そして与えられた義務を果たす願望を持っています。外務卿はくれぐれも貴方に彼を推薦するように、そして彼の着任に応じて経験豊かな外交官並みの腕を見せない場合でも彼<河瀬>を容赦できるように伝える任務を小生に任せました。

彼は商業関係の諸問題をめぐって、主にペイロレーリ氏と深く関わることになるだろうか

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], Personale, archivio Visconti Venosta, pacco 11 fascic. 7。1873年12月9日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。原文は相当読み難い手書きで書かれている。( ) は本論の筆者によって追加されたもので、その内の記述は読み難い箇所を指すものである。

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> 河瀬正孝(かわせまさたか、1840-1919)、数年イギリスに留学してから、1873(明治6)年から1877(明治10)年までの間、弁理公使に命ぜられ、イタリアとオーストリアに在勤する。詳しくは富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985、212ページ参照。

ら、小生が彼にペイロレーリ氏宛の書簡を託しました。

小生は外務大臣殿に、カヴォスキ<河瀬>氏と日本における外国人内地旅行問題に関して話すように懇願したいと存じております。この問題は副島<外務卿>の働きかけによって目覚ましい進展を見せましたが、寺島<外務卿>が着任してから膠着状態になった、否、逆行しているように見えます。去る11月18日の商業系報告書第160号に書いたとおり、小生は寺島にはっきりと話しました。その時に、小生は<我が>政府の方針を正しく代弁したと信じています。そのため、日本政府は、ローマに駐在する<日本>公使を通して、小生の言葉に相違がないことを<イタリア政府に>確認する方がよいかと存じます。

ここでの状況は深刻です。とにかく、これは小生、そして数年前から日本に駐在している諸外国公使らの印象に過ぎません。新たな卿達の外国人に対する反感の再発は迷惑や更なる困難を生み出します。皆が現在の政権に対して悪い感情を抱いています。国中に不満が広がり、南の地方における蜂起の恐れがあり、そして朝鮮との戦争は日ごとに不可避になっていくばかりです。我々は至急、ここで少なくとも二隻の軍艦を持てるようにしなければなりません。目下のところ、一隻もありませんので、それは真に少なすぎます。

朝鮮との戦争が行われた場合は、様々な列強の間で多くの対立が発生するに相違ありません。こうなれば、現在諸列強間で成り立っている良好な関係が水の泡になり、各国にとって大損になるでしょう。もし武力行使が必要であれば、これが単独ではなく、共同で行わなければなりません。したがって、まずはヨーロッパで列強間の協定を結び、ここに駐在している諸外国公使がそれぞれの政府から同じ指示を受けた方がよいでしょう。その協定が利用されることがなければ、それに越したことはありませんが、実際、事情は明らかでないため、いざという時に備えなければなりません。

以上の件に関してくどい説明をしすぎて申し訳ございませんが、現在の状況を閣下に報告するのが小生の果たすべき義務であると存じております。

敬具                      B. リッタ

この書簡で、リッタ伯爵は婉曲な言葉遣いをせずに、駐伊日本公使河瀬正孝の派遣、日本で成立した大久保新政権の対外政治方針（特に寺島宗則の外国人内地旅行問題に対する姿勢）、そして朝鮮問題などを簡単にまとめてイタリア外務大臣に報告した。

リッタ伯爵が以上の書簡で取り扱っている日本国民の不満に関しては、実際、岩倉使節団が欧米諸国を訪問していた頃に留守政府によって行われた様々な急進的改革（学制、徴

兵令、地租改正など)によって掻き立てられたものであり、新政権が起こした問題ではないと指摘する必要がある。しかしながら、その他の問題、つまり諸外国代表者に対する冷淡な態度、寺島外務卿の強硬な外交姿勢、そして朝鮮問題の不透明な事情は、条約改正に失敗した岩倉使節団のメンバーで構成されている大久保政権と直接に関わってくるものである。

そのため、この深刻な状況を把握できたリッタ伯爵、そして他国の外交官は日本で成立した大久保政権に対して深い懸念を抱かざるを得なくなった。

1873 (明治6)年12月12日<sup>1</sup>と25日<sup>2</sup>とに、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵は改めて寺島外務卿と会談し、内地旅行問題に関する新たな意見を交換したが、問題の解決に向かっている進展は一切見られなかった。

#### [5-4-5—代理公使リッタ伯爵の過ちについて]

しかしながら、ここで、フェ伯爵の努力が全て台無しになったと思いきや、新たな展開が見えてきた。代理公使リッタ伯爵はついに、翌1874 (明治7)年2月15日に寺島外務卿と会見した上で、1872 (明治5)年の夏に、フェ伯爵と副島外務卿との間に成立した約束、つまり「暗黙の合意」の存在を知るようになる。その旨をすぐにイタリア外務省に伝えたことを寺島外務卿に報告するリッタ伯爵の書簡 (全文) を以下に挙げることにする。

[フランス語原文] [未刊史料]

*Monsieur Le Ministre,*

*Tokio 16 Fevrier 1874*

*Sans préjuger les negociations pendantes entre le Gouvernement Imperial et les représentants des Puissances étrangères, concernant la question de l'ouverture du Japon, j' ai pris note avec une vive satisfaction de la déclaration que Votre Excellence a bien voulu me faire hier c'est-a-dire: qu' ainsi qu' en 1872 et aux memes conditions les founctionnaires envoyès par le Gouvernement Italien et les Italiens qui desirent visiter les provinces sericicoles du Japon afin d' examiner et d' etudier l' education du vers à soie, ce qui ne peut que profiter a ce genre d' industrie si rèpondue en Italie, seront autorizes à*

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻) 1955 683-689 ページ参照。

<sup>2</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻) 1955 689-690 ページ参照。

*circuler dans les provinces surdites munis d'un passeport delivré par le Ministère Imperial du Affaires Etrangères sur la demande de la Légation Royale.*

*J'ai porté sans délai ce qui precede à la connaissance de mon Gouvernement et je suis convaincu qu' on apprendre avec plaisir la declaration de Votre Excellence, vù qui elle repond en grande partie aux desirs du Gouvernement Italien.*

*Je saisir volontiers cette occasion pour vous offrir de mon côté mes vifs remerciements, et vous prier d' agréer, Monsieur Le Ministre les assurances de ma plus haute consideration.*

*Litta<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

外務卿 殿

1874年2月16日

貴政府及び諸外国列強の代表者たちの間で行われている日本の外国人旅行問題に関する未解決の交渉を妨げずに、昨日閣下が小生に表明した旨、即ち1872年と同じく、そしてその時と同じ条件で、イタリア政府によって派遣された役員及び養蚕業を視察し、研究するために（このことはイタリアにおいて非常に重要なこの産業に利益をもたらすに相違ない）、日本の養蚕地域を訪問することを望むイタリア人達が、イタリア公使館の申請によって日本外務省に発行される旅券を持って、上述の地域を旅行する許可が認められることを気に留めさせて頂きました。

小生はこの旨をためらわずに、我国の政府に報告させて頂きました。政府は、その願望に大きく応じる上で、閣下が表明した旨を喜んで受け入れるだろうと小生は確信しております。

この好機をつかみ、小生の方から貴卿に心から感謝の意を申し上げたいと思っております。

敬具 リッタ

それからおよそ二ヵ月後に、リッタ伯爵の報告を受けた外務省の領事・商業局長ペイローリは、1874（明治7）年4月18日に農工商省宛てに以下に挙げる書簡を送った。

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雜件 第三卷 自二年至六年」1874年2月16日、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵より副島外務卿宛の書簡。

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。()は、原文の非常に長い文章を理解しやすくするために、本論の筆者が追加したものである。



[イタリア語原文] [未刊史料]

*Ministero degli Affari Esteri – Direzione Generale dei Consolati e del Commercio*

*N. 253 Oggetto Italiani nell'interno del Giappone*

*Al Ministero di Agricoltura e Commercio*

*Roma, addì 18 Aprile 1874*

*Il R° Incaricato d'Affari a Tokio riferisce, con suo più recente Rapporto, che un malinteso è occorso fra lui ed il Governo Giapponese per ciò che riguarda la provvisoria ammissione degli stranieri nelle provincie sericole dell' interno, al quale argomento riferivasi la nota di questo Ministero in data del 7 Aprile ult° , N.220 Comm.le.*

*Da un nuovo scambio di note risultò, infatti, che il regime al quale il Governo Giapponese intende di sottoporre l'ammissione degli Italiani nell' interno, è precisamente quello convenuto nel 1872 fra il Conte Fè e quel Governo. Lo scrivente reputa opportuno di qui unito trasmettere a codesto Dicastero copia della nota scritta il 20 Giugno 1872, dal Ministero degli Affari Esteri Giapponese a quel R° Ministro, dalla quale si rileva che la facoltà è concessa soltanto a quegli italiani che siano inviati dal Governo Italiano a studiare l' industria sericola od altre industrie del paese, e che il Governo del Giappone riservasi di rilasciare il suo assenso per ogni singola domanda.*

*Pel Ministro*

*A. Peiroleri<sup>1</sup>*

<Annessa la lettera di Soejima al Conte Fè del 20 Giugno (25 Luglio solare) 1872>

[イタリア語原文からの日本語訳<sup>2</sup>]

外務省 – 領事・商業総局

第 253 号 件名 日本の内地におけるイタリア人

農商省宛

1874年4月18日、ローマにて

駐東京イタリア代理公使は最近の報告によると、本省が発した商業系 220 号、去る 4 月 7 日付の書簡に扱われた件、つまり外国人の内地養蚕地域立入を許す暫定許可をめぐって、彼

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 (未刊)

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。

と日本政府との間で誤解が生じたようです。

新たなやりとりによれば、日本政府がイタリア人を内地に立ち入らせる状況は1872年にフェ伯爵とその政府とが合意の上、決めたものであることが判明しました。筆者は貴省に、1872年6月20日に日本外務省が書き、フェ伯爵に送った書簡の複写を添付することが適切であると存じます。その中から、特権は養蚕業、またはその他の日本産業を研究するためにイタリア政府に派遣されたイタリア人に限ること、そして日本政府は一つひとつの申請に承認を下す<権利>を留保するということが把握できます。

大臣へ          ア・ペイロレーリ

<本書簡に、本章の第2節に引用したフェ伯爵宛に、1872(明治5)年7月25日(1872年6月20日は陰暦)に副島外務卿が書いた書簡が添付されている>

この事実が明らかになると、1873(明治6)年にイタリア人の蚕卵商人が一人として内地旅行ができなかったのは、フェ伯爵の不在及びイタリア政府の情報管理の悪さだけによるものではないことが窺える。実は情報を十分に把握していなかったリッタ伯爵がとった慎重な態度もその一因だったのである。

リッタ伯爵自ら書いた書簡から明らかなように、ドイツ公使が出した内地旅行の申請が拒否されたという事実だけにに基づき、彼は内地を訪れたい蚕卵商人の要求に一切耳を傾けなかった。もちろん、彼はフェ伯爵と直接話したことがなかったため、1872(明治5)年の「暗黙の合意」の存在を知らず、1873(明治6)年夏に、フェ伯爵と共に「暗黙の合意」を成立させた副島外務卿との外国人内地旅行をめぐる交渉に踏み切らなかった。リッタ伯爵が外国人内地旅行問題をめぐる会談に初めて出席したのは11月8日<sup>1</sup>、つまり以前、フェ伯爵と「暗黙の合意」を結んだ張本人の副島が明治六年の政変で下野した頃のことである。

状況がついに明らかになった1874(明治7)年の夏に、ピエトロ・サヴィオ(Pietro Savio)、ポンペオ・マッツォッキ(Pompeo Mazzocchi)やイシドーロ・デルオーロ(Isidoro Dell'Oro)などの数名のイタリア人蚕卵商人たちは内地旅行を行うことができた<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 日本国外務省編『日本外交文書』(第六卷)1955 675-683 ページ参照。

<sup>2</sup> 以前述べた通り、サヴィオは翌1875(明治8)年に旅行の報告書を一冊の本として SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d'oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875 を刊行した。また、マッツォッキとデルオーロも1875年度の『領事会報』において収録されている。MAZZOCCHI, Pompeo, DELL'ORO, Isidoro, *Relazioni di viaggi di bachicultori italiani nell'interno del Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, Bollettino

最後に、1873（明治 6）年の夏にイタリア外務省と農工商省の間で行われた書簡のやりとりを調べてから再度 1872（明治 5）年を振り返ると、更なる事実が明らかになる。それは、農工商省どころか外務省までもが、1872（明治 5）年に副島がフェ伯爵と交わした「イタリア政府に指定された者」にのみ内地旅行を解禁するという約束の存在すら知らなかったという事実である。もともとイタリア政府（主に農工商省及び外務省）は不満の声を上げる養蚕家や蚕卵商人らに圧力をかけ続けられていた。しかしながら、イタリア政府は蚕卵商人たちとの直接的な関係は一切持っておらず、自ら日本の内地に派遣される者を選んでいたわけではない。イタリア政府（外務省）がしたことは、1872（明治 5）年 6 月にイタリア人による日本の内地旅行解禁の実現を、電報という形で、フェ伯爵に要請するだけであった（本章 2 節で検討した 1872（明治 5）年 6 月 24 日の書簡参照）。

一方で、副島は、フェ伯爵に宛てた 7 月 25 日付の書簡において「貴政府評議の末其筋巧者本國より態々被差越候に付」と書いている（本章 2 節参照）。彼はつまり、蚕卵商人たちがイタリア政府に直接的に派遣された者であると「誤解」していた（これはもちろん、他国外交官の非難を逸らすための意図的な誤解だった）。

他方で、1872（明治 5）年 7 月 26 日付、フェ伯爵より副島外務卿宛ての書簡（本章 2 節参照）に記された言葉「在ローマ<外務>省が命令致しましたように、チヴェッタ氏は蚕卵の孵化不良に関する調査を行うために本公使館に任命された養蚕研究家の一人です」の曖昧さは注目し得る。これは、蚕卵商人チヴェッタとローマの政府との関係を詳細に明らかにしない巧妙な言い方であり、フェ伯爵の優れた交渉能力を証明するものであると言える。

フェ伯爵は、副島外務卿の協力を得、「養蚕研究家」（実際は蚕卵商人だった）と「イタリア政府」（外務省）との本当の関係を明白にしないことによって、諸外国公使の非難や干渉を回避でき、副島外務卿との「暗黙の合意」を成立させることに成功したのである。

#### [5-4-6—フェ伯爵の活動とその歴史的意義について]

フェ伯爵は 1872（明治 5）年から 1873（明治 6）年にかけて、イタリア人蚕卵商人のために日本政府から内地旅行許可を獲得する努力をしていた。そこで、本セクションでは、彼の努力の成果と歴史的意義とをまとめることにする。

1872（明治 5）年に交わしたフェ伯爵と副島外務卿との「暗黙の合意」のおかげで、1872（明治 5）年の夏、そして 1874（明治 7）年の夏以降も、数人の蚕卵商人が日本内地の主

---

Consolare, Vol. XI, parte 1, 1875, 161 ページ参照。

な養蚕地域において視察旅行を行うことができた。フェ伯爵の努力なしに、ブレッシャーニやサヴィオなどの蚕卵商人達が日本の養蚕業に関する貴重な情報を集めることは、おそらくできなかつたであろうことは容易に推測できる。また、それがきっかけとなって、ブレッシャーニやサヴィオらはその経験を盛り込んだ大変興味深い報告書をまとめることができた。それらの報告書は、イタリア人の目に映った明治初期の日本を描くばかりでなく、当時の日伊関係に関する情報の源であるため、非常に価値の高い一次史料であると言える。

しかしながら、フェ伯爵の不在や外国人内地旅行問題に関する論争がもたらした混迷、そしてリッタ伯爵が犯した過ちなどが原因で、1873（明治6）年に日本を訪れたイタリア人蚕卵商人は一切内地旅行を行うことができなかった。

全ての原因はフェ伯爵が1873（明治6）年2月7日にとった決断（本章3節参照）に求めるべきである。なぜなら、その日に提出した提案に諸外国の反感を掻き立てるリスクがあったことをフェ伯爵が十分に承知していなかつたはずがないからである。英伊・米伊各々の間に存在する利害関係をめぐり衝突が起こる恐れが十分にあったことは確実である。しかしながら、彼は、日本政府が柔軟な対外政策を見せている時機を失しないために、一か八かの決断に踏み切ったことが推察される。その決断が即ち、イタリア外務大臣が駐日イタリア公使に与えた指示の一項目、つまり「日本政府と修好通商条約を結んでいる他国の利害と対立し得る外交活動を行わないこと」（本論第2章1節参照）に違反することになったわけである。

結局、イタリア外務大臣は英米政府との摩擦が発生することに気づいた瞬間に、即座に慎重な姿勢をとったので、外交的危機は辛くも回避されることとなったが、この経験は外交官としてのフェ伯爵にとって非常に大きな挫折となったのである。

いずれにせよ、1873（明治6）年2月7日の決断の歴史的意義は強調に値する。条約改正の予備談話が始まって以来、条約締結国は治外法権を日本各地に拡大することを望んでいた一方で、日本政府は（特に寺島外務卿が着任して以来）治外法権の無条件撤廃を求めていた。その中で、フェ伯爵は日本政府に一步譲り、実際に治外法権の是非をめぐり交渉を開始させる重要な役割を果たしたわけである。フェ伯爵の決断ははからずも、不平等条約が定めた均衡を破る端緒になったと言えよう。

## ■第6章■フェ伯爵の留守と日本再着任について

### [6-1] ～日本政府の種紙直輸出計画について～

#### [6-1-1—フェ伯爵の留守と危険に晒される蚕卵商人のビジネスとについて]

前章で検討したように、フェ伯爵が1873-74（明治6-7）年に一時帰国した間に、駐日外交団の間には外国人内地旅行問題に関する論争が発生し、フェ伯爵が発案した蚕卵商人たちによる完全自由内地旅行の解禁を目的とした計画は挫折に終わった。日本政府は、フェ伯爵が1873（明治6）年2月7日にとった決断が治外法権の撤廃への糸口になることを期待していたことが十分に考えられる。この事実を考えると、天皇自らが出発直前のフェ伯爵に捧げた「あなたはわれわれの友人の一人です」<sup>1</sup>という言葉の意味はさらに明白になる。

しかしながら、フェ伯爵がちょうど帰国の準備をしている頃、日本政府は蚕卵商人のビジネス及び日伊蚕卵貿易の継続を著しく脅かす計画の実行へと踏み切ろうとしていたのである。

#### [6-1-2—渋沢喜作らのイタリア派遣及びその目的について]

ここで、その計画は一体どのようなものだったのかについて論じる。まず、1872（明治5）年11月9日（陰暦10月9日）付の書簡を紹介し、分析する。その内容は、当時大蔵省の租税寮に勤めていた渋沢喜作（本名：成一郎、1838—1912、渋沢栄一の従兄）<sup>2</sup>、及び中島才吉（本名：謙益、1846-1925）<sup>3</sup>のイタリア派遣に関するものである。一体なぜ二人がイタリアに派遣されることになったのかという疑問に対する説明は下記の史料を見れば明らかとなる。

<sup>1</sup> 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、51ページ参照。

<sup>2</sup> 渋沢喜作は武蔵国洗島村の豪農渋沢文平の長男として生まれた。幼い頃から従弟栄一と行動を共にする。農業を好まず、武術を修業する。しだいに尊皇攘夷の考えを持つようになり、文久3年には栄一らと攘夷のため横濱焼打ちを計画する。翌年は栄一と共に幕臣となる。1872（明治5）年に、既に新政府に出仕していた栄一の尽力により大蔵省七等出仕となる。同年イタリアに派遣され、帰国後に、従弟栄一が大蔵省を辞任したと知り、すぐさま辞職する。その後、小野組を経て東京に廻米問屋、横浜に生糸売込問屋を経営するようになる。渋沢についてより詳しくは、富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 300-301ページ参照。

<sup>3</sup> 中島才吉は中島庄右衛門の三男として生まれる。横濱仏蘭西語伝習所においてフランス語を学ぶ。明治初期に大蔵省租税寮に移り、1875（明治8）年2月に外務省の一等書記生となり、外交官としてイタリアに赴任する。中島についてより詳しくは、富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 430-431ページ参照。

〔日本語原文〕

十月九日 五年

租税寮七等出仕澁澤喜作へ達 御用有之伊太利國へ被差遣候事

租税寮八等出仕中島才吉へ達 御用有之伊太利國へ被差遣候事 誌

大蔵省伺

生糸蠶種ノ儀元來 皇國ニ於テ第一ノ物産ニ有之候處是迄製造方免角區々且ハ貿易場ニ於テ賣込方モ御國內商人共各國形情不知按ヨリ右両品製造方始適當ノ方法モ相立兼連年御國損ニ相成候次第ニ御坐候處此度小野善助ヨリ精撰蠶種五万枚程イタリヤ國へ手代ノ者ニ為持同國ニ於テ賣捌方且實地形情試験旁ニ差送度趣申出候ニ付手代ノ者ノミニテハ實際目撃試験ノ儀モ何トモ無覺來去逆御國第一之産物今日迄ノ姿ニテハ多少ノ御損益ニモ可有之就テハ來癸酉年ヨリ確定ノ規則ヲモ取極可申付候間實際景況目撃トシテ當省官員ノ内別紙名前ノモノ兩人イタリヤ國へ實際景況目撃取調トシテ出張為致候上同國政府へモ篤ト掛合相遂ケ後來ノ目途相立申度候尤蚕種ノ儀ハ朗節モ有之候儀當月十七日横濱出航ノ郵船ニテ出發候様致シ度至急御差圖有之度此段相伺候也 十月八日 大蔵 伺之通 十月八日<sup>1</sup>

蚕卵商人たちがイタリアに帰り、種紙を売り捌き始める頃にちょうどイタリアに到着する予定だった渋沢と中島は、1872（明治5）年11月17日（上記の史料に現れる日付は陰暦、10月17日）に横浜を出発した。彼らは日本政府から派遣された者でありながら、本論の第4章で検討した佐々木長淳の一行及びその案内掛だったフェ伯爵とは直接に関わっていない点指摘しなければならない。佐々木の一行と渋沢たちの訪伊の目的は全く異なるものだった。一方では、佐々木の目的は養蚕研究方法及び養蚕製糸技術を習得することだった。しかしながら、他方では、渋沢たちはイタリアで日本産種紙を売り捌く会社の設立を計画するにあたって、イタリアで市場調査を行う任務を帯びていた。ちなみに、種紙の買占めとこの商社の設立とに必要な資本金を投資する者は、江戸時代に設立された豪商「井筒屋」（いづつや）の代表者小野善助で、イタリアで種紙を売り捌くために派遣される者は「井筒屋」（小野組）の浅野幸兵衛という人物だった。また、『渋沢栄一伝記史料』によれば、渋沢栄一自身がこの計画に関与していたことが窺える。1868（明治元）年

<sup>1</sup> 日本国立公文書館、2A-009-00 太 00308100 リール番号：003700 開始コマ：0139～ 「租税寮七等出仕澁澤喜作外一名伊太利國へ差遣」

から、栄一は大蔵省に所属していたため、彼自身が「井筒屋」の計画に政府の支援を与え、大蔵省租税寮所属の従兄である喜作のイタリア派遣を発案した者である<sup>1</sup>。

以下で、イタリア側史料を用い、渋沢と中島のイタリア訪問、そして特に、二人が訪れたイタリアの都市やそこで出会った人物などに関する情報を簡潔にまとめることにする<sup>2</sup>。

渋沢と中島の出発は、フェ伯爵によって通商関係報告書を通してイタリア政府に伝えられたと推測される。1873（明治6）年1月18日付の書簡で、イタリア外務省領事・商業総局長ペイロレーリは渋沢たちの訪伊を農工商省に伝えた<sup>3</sup>。同じ書簡で、ペイロレーリは、養蚕製糸が最も発展している地域の農業共進会と連絡を取ることを渋沢たちが望んでいる旨も伝えた。翌日付の書簡で、農工商大臣カスターニョラ（Stefano Castagnola）は北イタリア主要都市やその周辺の各県知事、各農業共進会会長、各商工会議場宛に二人の出迎え準備に着手するように伝えた<sup>4</sup>。

渋沢たちがミラノに到着したのは1月末頃のことである。彼らは農工商省において局長として勤めるポンペオ・コロンボ（Pompeo Colombo）及びミラノ商工会議所（Camera di Commercio di Milano）の副所長ガエターノ・カントーニ（Gaetano Cantoni）などに市内・郊外（製糸所）を案内された<sup>5</sup>。二人はミラノに滞在しながら、周辺の養蚕主要都市（コモやブレッシャなど）をも訪れたと見られる。

ちなみに、代理公使リッタ伯爵が日本に到着して三日後、つまり1873（明治6）年5月4日にイタリア外務大臣に宛てた下記の報告書において、次のように述べている。

[イタリア語原文]

Legazione d' Italia al Giappone

Yokohama il 4 Maggio 1873

Politica N.49

Presentazione al Ministro degli Affari Esteri

A Sua Eccellenza Il Sig. Cav. Visconti Venosta Ministro degli Affari Esteri Roma

<sup>1</sup> 「井筒屋」及び小野に関して、渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』（第14巻）、1957、447-459ページを参照。

<sup>2</sup> 渋沢と中島の訪伊に関する史料は、イタリア側にも（新聞記事や公文書）日本側にも（公文書や私文書）多く遺されているため、本論の筆者は近い将来、研究ノートという形で紹介する予定である。

<sup>3</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Dir. Gen. Agr. II versamento, b. 153, 1873年1月18日、外務省領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡（未刊）

<sup>4</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Dir. Gen. Agr. II versamento, b. 153, 1873年1月19日、農工商大臣より、北イタリア主要都市やその周辺の各県知事、各農業共進会会長、各商工会議場宛の書簡（未刊）

<sup>5</sup> ACS [イタリア国立古文書館] , MAIC, Dir. Gen. Agr. II versamento, b. 153, 1873年2月5日、ミラノ商工会議所所長カントーニより、農工商省宛の書簡（未刊）

[...]Ho detto al mio interlocutore che durante il breve soggiorno fatto da me a Milano, mia città natale, aveva avuto il vantaggio di conoscere personalmente e di vedere con qualche frequenza i Signori Schibousawa e Nakashima, commissari commerciali in Italia: che l'accoglienza loro fatta tanto dalle autorità locali quanto da quelle persone colle quali essi s'erano trovati in rapporti era stata cortese, e che quei signori si erano mostrati meco molto soddisfatti. [...] B. Litta<sup>1</sup>

〔日本語訳文<sup>2</sup>〕〔未刊史料〕

在日イタリア公使館

1873年5月4日、横浜にて

政治関係第49号

外務卿への紹介

外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ閣下 ローマ

[中略] 小生は、我が故郷ミラノにおける短期間の滞在中に、イタリアに派遣された商業委員 渋沢と中島両氏と知り合い、相当の頻度で顔を合わせる機会に恵まれ、彼らは当局及び関わった人々に受けた歓迎が温かく、大変満足そうに見えた、と小生の話し相手に言いました。[中略]

B. リッタ

又、トリノ県知事が農工商省に送った書簡<sup>3</sup>によると、2月10日の午前8時、渋沢と中島はトリノに到着し、町を遊覧してから同市商工会議所長に会った。また、同書簡からは二人が翌11日からトリノ周辺の主な養蚕関係施設を訪れる予定だったことも確認される。二人のトリノ訪問に関する更なる情報は日刊紙「ラ・ガゼッタ・ピエモンテーゼ」(La Gazzetta Piemontese)の1873(明治6)年2月10日号及び2月12日号にも掲載されている。これによって、二人はトリノ市内の「Albergo Europa」というホテルで宿泊し、クーネオ(Cuneo)出身の蚕卵商人カルロ・キアペッロ(Carlo Chiapello, 1821-1878)<sup>4</sup>が彼らに随行していたなどの事実が明らかになる。2月12日号に記載されている記事によると、渋沢と中島とはその日の午前中にクーネオ市に向かって出発し、その後はパリへ赴く予定であったことも

<sup>1</sup> ASDMAE, Moscati VI, b.1289, 1873年5月4日、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N. 49 (未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳文は本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> ACS [イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II versamento, b. 153, 1873年2月10日、トリノ県知事より、農工商省宛の書簡 (未刊)

<sup>4</sup> この蚕卵商人に関する詳しい情報は ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 302-303 ページ参照。



窺える。

イタリア側史料において、渋沢と中島とが「イタリアの産業を研究するために日本政府に派遣された」という情報以外のものは現れない。こうした事実に基づくと、イタリア側は二人の訪伊の真の目的を把握していなかったと推測できる。

[6-1-3—農工商大臣の蚕卵商人達への直撃—7月8日の回状について]

イタリア側史料（主に日刊紙に表れる記事）のみに基づくザニエル氏の研究によれば<sup>1</sup>、イタリア政府が日本政府の種紙直輸出計画の噂を耳にしたのは1873（明治6）年7月頃のことであった。同年7月8日に、辞任直前の農工商大臣カスタニョーラは各県知事、農業共進会、そして商工会議所宛に一通の回状を送った。その回状で、カスタニョーラは在日イタリア領事館から得た情報に基づき、日本人が大規模の商社を設立したことを明らかにする。カスタニョーラによれば、その商社は日本で輸出用の種紙を大量に買占め、それらをイタリアに輸出し、そこで直接に売り捌こうとしていた。また、日本人がイタリアで蚕卵を直接販売することによって、大勢の蚕卵商人が毎年日本へ渡り、競争して種紙を高価で買い占める必要がなくなり、イタリア人養蚕家はより安い価格で種紙を購入できるのではないかと主張していた農工商大臣カスタニョーラはこの計画を支持していたことが窺える<sup>2</sup>。この回状が発されたのは、1869（明治2）年から続いていたランツァ（Giovanni Lanza, 1810-1882）内閣の瓦解、そして農工商大臣としてのカスタニョーラの辞任（7月10日）の僅か二日前のことである。カスタニョーラの回状は、長年農工商省に圧力をかけ続けた蚕卵商人たちを攻撃したことは明らかである。

回状が発されたちょうどその頃、蚕卵商人たちの大多数が日本へ渡る途中だった。8月16日現在、日本に到着した蚕卵商人30名程度<sup>3</sup>は、日本政府の計画に関する非公式の情報や噂に踊らされていた。

1873（明治6）年7月23日に、イタリア軍艦「ゴヴェルノーロ号」（Governolo）が横浜に入港した<sup>4</sup>。その艦長エンリーコ・アッチンニ（Enrico Accinni）は海軍省宛に、1873（明

<sup>1</sup> ザニエル氏の研究は主にイタリア側史料（特に当時の日刊紙）に基づくものである。その中で、イタリアの種紙を直輸出する日本の商社設立に言及するが、詳細な情報は表れない。

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 223-224 ページ参照。ザニエルの研究によれば、カスタニョーラが7月8日に発した回状の全文はミラノ商工会議所の機関紙「イル・ソーレ」（Il Sole）の1873（明治6）年12月13日号に掲載されている。

<sup>3</sup> Archivio Storico della Marina Militare (ASMM) [イタリア海軍資料館]、busta n. 2159、1873年8月19日、アッチンニ艦長より海軍大臣宛の書簡（付録付）（未刊）

<sup>4</sup> 「ゴヴェルノーロ号」の航海に関しては、LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa)*, Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 169-233 ページを参照。そこで、艦長アッチン

治6)年8月19日付の長い報告書を送っている<sup>1</sup>。この報告書には、以上の噂(主に日本政府が輸出用種紙の数を減らし、それらを後にイタリアで直接に売り捌く計画を実行しようとしているなど)から生じた蚕卵商人たちの懸念がはっきりと表れている。以下にその報告書を掲載する。

[イタリア語原文] [未刊史料]

CORVETTA GOVERNOLO N. 199

Yokoama, 19, Agosto 1873

[...]

*La rimostranza dei nostri connazionali che commerciano su' semi de' bachi da seta si basa su di una recente disposizione emanata dal Governo Giapponese, e venuta a loro conoscenza per mezzo d' impiegati subalterni, tendente a limitare ai venditori il numero de' cartoni da portare al mercato, mentre la rimanente parte sarebbe messa in vendita dopo la partenza de' semai stessi, oppure esportata per conto del Giappone in Italia con maggior profitto. E' chiaro che con ciò il prezzo de' Cartoni seme-bachi da seta aumenterà e gl' incettatori faranno meno buoni affari, oltre a che se fosse vera la ordinanza governativa essa è contro la libertà di commercio stabilita da' nostri trattati, e sancita dalla consuetudine fino ad oggi.*

*Il fatto che ha dato origine al reclamo de' nostri negozianti è, come ho detto, venuto a conoscenza per organi affatto subalterni, e nessuna notizia ufficiale se ne ha, per modo che credo alla nostra Legazione sarà difficile prendere un' iniziativa, tanto più che gli ufficiali del Governo negano l' esistenza di tale disposizione.*

*A maggiormente chiarire il fatto dò alcuni dati sulla vendita de' cartoni, quelli prodotti*

---

ニ (Enrico Accinni) が日本から海軍省に送る報告書の抜粋が紹介されている。そこで、艦長アッチンニは近代化に向かって歩み始めた日本の発展を高く評価するとともに、日本へ渡る蚕卵商人たちの旅費に関する大変興味深い情報を明らかにする。一人の蚕卵商人が日本に渡るために、乗客として負担しなければならない金額は(片道)、およそ465ドル(2580リラ)に相当していたことが窺える。また、種紙一枚当たりの運賃は普段、フランス・イギリス船で、およそ0.09ドル(0.5リラ)に相当していたことが窺える。このデータを挙げる艦長アッチンニは、種紙の価格を下げるために、その運輸を運賃の高いフランス・イギリス郵船でなく、イタリア国旗を掲げた船にさせることを提案する。(詳しくは、同書194-197ページを参照)。また、「ゴヴェルノーロ号」の航海やその乗組員の日本滞在に関する興味深い史料も残っている。それは海軍少尉ジャコモ・ボーヴェが執筆した『航海日誌』である。PUDDINU, Paolo (ed.), *Un viaggiatore italiano in Giappone nel 1873 - II "Giornale Particolare" di Giacomo Bove*, Ieoka, 1998。岩倉具忠「明治初年の日伊交流 —未刊行史料ボーヴェの『航海日誌』に見られる—」、京都外国語大学 編『研究論叢 LII』京都外国語大学 1999年、を参照。

<sup>1</sup> Archivio Storico della Marina Militare (ASMM) [イタリア海軍資料館]、busta n. 2159、1873年8月19日、アッチンニ艦長より海軍大臣宛の書簡(付録付)(未刊)

*nell' intero Giappone in quest' anno sono 1976672, de' quali 600000, secondo i dati degli anni scorsi, occorrono alla riproduzione pel venturo anno, e 1376672 sono disponibili pel mercato, sembrerebbe invece che in vendita quest' anno se ne metterebbero 1101844, e che i rimanenti 274828 sarebbero appunto quelli che il Governo Giapponese vorrebbe riserbare a farli vendere dopo la partenza de' semai.[...]<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

コルヴェット艦ゴヴェルノーロ号 第199号 1873年8月19日 横浜にて

[中略]

蚕卵を以って商業を行う我が同国人たちの不服は、彼らが非公式に知った日本政府が最近発した命令に基づいています。この命令は、販売人たちが市場に出す種紙の数を制限する一方で、残りの分は蚕卵商人が帰国した後に販売されるか、更なる利益を得るために、日本側によってイタリアに輸出されるという主旨であるらしいです。

これによって、種紙の価格が高騰し、買占め業者<sup>3</sup>たちはあまり得な取引ができなくなるだろうということは明白です。更に、もし以上の命令が本当であれば、それは我々の条約が制定し、今日まで慣行に裏付けられた貿易の自由に違反します。

我が国の商人らの苦情を発生させた件は、以前小生が述べたとおり、全く非公式の機関によって知らされており、それに関する公式な情報は一切ありません。したがって、政府<sup>4</sup>当局はその様な命令が存在することを否定しているのでいっそう我が国の公使館が、何らかのイニシアチブを取ることは困難になるでしょう。

この件に更なる光を投じるために、種紙の販売に関するデータを挙げましょう。今年日本全国で生産されたものは 1976672 枚に及びます。前年のデータに基づくと、その中の 600000 枚は来年度の生殖に必要なもので、1376672 枚は市場に回されるはずですが、今年販売向けとされた種紙は 1101844 枚で、残りの 274828 枚はちょうど日本政府が蚕卵商人たちの出発後に売り捌かせるために取っておくものとされます。[後略]

<sup>1</sup> Archivio Storico della Marina Militare (ASMM) [イタリア海軍資料館]、busta n. 2159、1873年8月19日、アッチェニ艦長より海軍大臣宛の書簡(付録付)(未刊)

<sup>2</sup> 日本語訳は本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> 蚕卵商人たちを指す。

<sup>4</sup> 日本政府を指す。

以上の報告書から、カスタニョーラの回状は公式の情報でなく、単なる噂に基づくものだったことが窺える（イタリア外務省経由で農工商省に情報を送った駐日公使リッタも公式の情報を把握していなかった）。

いずれにせよ、蚕卵商人たちがカスタニョーラの回状に初めて目を通すことができたのはおそらく9月上旬のことである<sup>1</sup>。カスタニョーラの回状は、日本滞在中の蚕卵商人たちの憤怒を爆発させる結果となった。本論の第5章にも述べたとおり、1873年に蚕卵商人が一切内地旅行もできなかったことを忘れてはならない。

ザニエル氏の研究によれば、第一に、蚕卵商人たちは9月17日に、カスタニョーラの回状に応じて、イタリア政府（そして日本でそれを代表する公使）が取った無責任な姿勢を猛烈に批判する長い電報を打った<sup>2</sup>。その中には、抗議文の内容に賛成する者たちの署名も印されていた<sup>3</sup>。ちなみに、電報に署名した商人らの数は50人を超えていたが、フェ伯爵の弟ピエトロは、おそらく公使として活躍していた兄の立場を考慮して、署名しなかったと見られる。

第二に、経験豊富で代表的な有力蚕卵商人7人<sup>4</sup>が協力し、日本における蚕卵商人たちの活躍に関する報告書を横浜で執筆した。ザニエル氏によれば、その報告書には、日本政府の妨げ及びそれに対するイタリア政府や駐日公使の無関心な態度にも拘らず、彼らがいかにイタリア人養蚕家の利益を意識しながら、長年良質の品物を仕入れる努力をしてきたかが強調されている。また、蚕卵商人たちは、日本で内地旅行ができないにも拘わらず、岩倉使節団や養蚕視察団がイタリア政府やその代表者たちに支援され、イタリア各地を自由に回っていた事実を許せないと主張した（それらを案内していたフェ伯爵の名前は記されていないが、彼に対する不満は明らかに表れている）<sup>5</sup>。

そして最後に、8月23日にイタリア国王の甥ジェノヴァ公トマゾ・ディ・サヴォイア

<sup>1</sup> かなりの長文で、回状の全文は電報で報告できるものではなかったため、郵送された可能性が高い。郵送された回状文はおよそ2ヵ月後（9月上旬）に日本に届いたと推測される。

<sup>2</sup> この電報は、ミラノ商工会議所の機関紙「イル・ソーレ」(Il Sole)の1873(明治6)年9月22-23日号に掲載された。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 228ページ参照。

<sup>3</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 228ページ参照。

<sup>4</sup> この7人はカルロ・アントンジーニ (Carlo Antongini)、アントニオ・ドゥズイーナ (Antonio Dusina)、ヴィンチェンツォ・ガッティノーニ (Vincenzo Gattinoni)、カルロ・ムッティ (Carlo Mutti)、イッポリト・パッラヴィチーノ (Ippolito Parravicino)、1872(明治5)年にフェ伯爵の仲介のおかげで日本の内地を訪れたチェーザレ・ブレッシャーニ (Cesare Bresciani) そしてトリノで彼らの計画を知らずに渋沢喜作らに随行していたカルロ・キャペッロ (Carlo Chiapello) だった。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 228ページ参照。

<sup>5</sup> この報告書も、「イル・ソーレ」(Il Sole)の1873(明治6)年12月4日号以降に連載された。ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 228ページ参照。

(Tomaso di Savoia, Duca di Genova)<sup>1</sup>が軍艦「ガリバルディ号」(Garibaldi)に乗って、来日した際、日本政府による公式の歓迎会が9月1日に催された、多くの蚕卵商人たちがそれに顔を出さないというイタリア政府に対する背信行為にまで及び、不満を表したのである。

#### [6-1-4—渋沢の種紙輸出計画の破綻について]

蚕卵商人たちの懸念は農工商大臣カスタニョーラの回状という具体的な形をとったが、それでも非公式の情報に基づいていた。しかしながら、本節の最初に検討した書簡によると、日本側に種紙の買占め計画が実際に存在していたことが見て取れる。まさに、それは「火のないところに煙は立たぬ」という言葉にふさわしい状況だった。

次に、日本政府(渋沢栄一とその従弟喜作)は結局のところ、なぜこの計画の実行に移せなかったのかという理由を探ることにする。主な理由は二つあると考えられる。

①種紙の生産者、そして、特に横浜蚕卵市場の販売人たちは、利潤が減ることを恐れ、政府による種紙の買占め計画を簡単に許すわけにはいかなかった。したがって、彼らはあらゆる手段で、日本政府の企みを阻止しようとしたのである。この断定を裏付ける根拠は、以下に挙げる「ゴヴェルノーロ号」の艦長アッチンニが海軍大臣に宛てた1873(明治6)年9月1日付の書簡にある。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*CORVETTA GOVERNOLO N. 201*

*Yokoama, 1 Settembre 1873*

*[...] Facendo poi seguito a quanto le riferiva nella lettera anzidetta sul reclamo de' semai per la ritenuta del Sambuici (1/3) de' Cartoni che si producono, ho l'onore d'informarla che in base a quell'ordinanza del Governo Giapponese anche la provincia di Gioscio, che è una delle più antiche, e più importanti che praticano la bachicoltura, dovrebbe esser soggetta a*

<sup>1</sup> ガリバルディ号の航海に関する全般的情報は LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 150-168 ページ、にある。ジェノヴァ公が日本で受けた歓迎に関する大変興味深い情報は PUDDINU, Paolo (ed.), *Un viaggiatore italiano in Giappone nel 1873 - Il "Giornale Particolare" di Giacomo Bove*, Ieoka, 1998, 190-193 ページ、ジェノヴァ公の来日に関してはまた、DI RUSSO, Marisa, *Un principe di Casa Savoia e un diplomatico del Regno d'Italia conquistano la Corte Meiji*, AISTUGIA, *Atti del XXVI convegno di Studi Giapponesi*, 2002, 157 ページ、も興味深い。そこで、フェ伯爵の後任者バルボラーニ (Raffaele Ulisse Barbolani) に関する興味深い情報も表れる。

quella ritenuta. Ma s'oppongono a questa misura i contadini bachicoltori, ed i proprietari de' semi bachi da seta, perchè la credono per essi troppo tassativa, e decisero d' inviare a Tokio (Yeddo) due eletti fra di loro onde presentare le proprie rimostranze al Governo. Il Ministro delle Finanze li ha ricevuti, ma non ha dato loro alcuna risposta. Questo fatto, connesso con l' altro che il Ministro degli Affari Esteri ha ricevuto dal nostro Incaricato d' Affari una nota tendente a non aggravare le condizioni della vendita de' Cartoni, molto probabilmente darà una soluzione favorevole a' nostri semai, che potranno far migliori affari.

Già si contrattano i cartoni a 2 dollari e 1/2 ognuno ed è molto facile che si faranno affari migliori. [...]

*Il Comandante di bordo. E. Accinni<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

コルヴェット艦ゴヴェルノーロ号 第 201 号                      1873 年 9 月 1 日      横浜にて

[中略] 前述の書簡において小生が報告した種紙生産量の三分一 (1/3) が保有されることに基づく蚕卵商人たちの抗告に関しては、上州地方という古から最も主要な養蚕地域も日本政府のあの法令に服従し、その保有に服するはずであることを謹んでお知らせ致します。しかしながら、<日本の>養蚕家と種紙の所有者とは、彼らにとって余りに厳しいものなので、この政策に反対します。彼らは政府に抗議する目的で、彼らの間で選出された二人の代表者を東京 (江戸) に遣ることにしました。大蔵卿は一応この二人と面会しましたが、一切返事を出しませんでした。外務卿が種紙の販売状況を悪化させないことを願った我が国の代理公使の書簡を受けたという事実を考慮に入れますと、ほぼ確実に我が国の蚕卵商人たちにとって有利な結果をもたらし、彼らがよりよい取引ができるようになるでしょう。

種紙一枚あたりの価格は既に 2.5 ドルで、更により取引ができる確率が高いと思われれます。

[中略]

艦長

E. アッチンニ

<sup>1</sup> Archivio Storico della Marina Militare (ASMM) [イタリア海軍資料館]、busta n. 2159、1873 年 8 月 19 日、アッチンニ艦長より海軍大臣宛の書簡 (付録付) (未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者によるものである。

日本に駐在するイタリア人蚕卵商人がちょうどカスターニョーラの回状を受け、イタリア政府をボイコットしている頃にかかれた以上の書簡に表れる事実は大変重要である。その中から、日本人の養蚕家・種紙販売人の不満及び彼らによる日本政府（大蔵省）の計画を阻止するための積極的な活動が証明される他にも、本当の目的を知らずにミラノで渋沢喜作に会った代理公使リッタ伯爵が日本外務省に書簡を送ったことも窺える。リッタ伯爵の長文の書簡は1873（明治6）年8月21日付で、日本外務省外交史料館に保管されている<sup>1</sup>。その中で、リッタ伯爵は外務省にイタリア人蚕卵商人たちの不満を訴え、大蔵省が即座に種紙保有計画を中止するように催告した。

②渋沢栄一と従弟喜作とがほぼ同時に大蔵省を辞任した<sup>2</sup>ことも計画の中止に決定的な影響があったと推察される。渋沢栄一に関する有名な史料全集『渋沢栄一伝記資料』には、渋沢喜作がヨーロッパに駐在している頃に、従弟栄一に送った書簡などの他にも、「青淵先生伝初稿」（第七章五・第六一—六二頁〔大正八—十二年〕）からとった次の引用が収録されている。

〔日本語原文〕

### ○大蔵省出仕

#### 渋沢喜作の伊太利派遣

渋沢喜作は箱館の戦敗れて縛に就き、東京に幽せられしが、後赦免せらるゝや、先生之を大蔵省に薦めて勸農司七等出仕となしたりしが、明治五年十月製糸・養蚕等の調査研究を命ぜられ、租税寮八等出仕中島才吉と共に、生糸の産地として名高き伊太利に赴けり。蓋し製糸の改善発達を図り、且つ之によりて貿易の利を興し、将来の国富を期するにありて、先生が井上と謀議計画の結果なり。然るに喜作が帰朝せる時は、先生辞職の後なりしかば、喜作も亦官を辞して野に下り、海外に学びし所を實行せんとて、生糸の輸出貿易に従事し、斯業の為に尽せること大なりしは下文にいふべし。<sup>3</sup>

<sup>1</sup> 日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雜件 第一卷 自二年至六年」1873年8月21日 駐日イタリア代理公使リッタ伯爵より 副島外務卿宛の書簡。（未刊）（フランス語文である）

<sup>2</sup> 渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』（第14巻）、1957、447-459ページ参照。

<sup>3</sup> 渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』（第14巻）、1957、453ページ出典。

渋沢栄一、そして喜作が官を辞したのはちょうど 1873（明治 6）年夏のことである。

最後に、以上の事実を更に裏付けるために、『渋沢栄一伝記資料』に収録された「竜門雑誌」（第三四六号・第一八頁〔大正六年三月二五日〕）から引用された文を以下に挙げることにする。

〔日本語原文〕

○実験論語処世談（廿二）（青淵先生）

喜作洋行して小野組に入る

○上略

依て私○栄一は、兎に角一度洋行して来るが可からうと勧め、又当人○喜作に於ても、未だ一度も行つた事が無いから是非爾うして欲しいものだとの希望があつたところ、翌る明治五年養蚕業取り調べの名目で、伊太利へ留学仰付けられる事になつたのである。然し、養蚕業取調べは単に名目だけのことで、實際は欧州の状況を視察するにあつたのだが明治六年に帰朝して見れば、私は既に大蔵省を辞して民間に下り、又井上さんも辞職してしまはれたので、栄一も井上さんも居らぬ知己の乏しい官界にあつたからとて、別に面白くも無い故、自分も官途を退きたいとの事であつた。之れには私も同感であつたから、喜作は帰朝早々官を辞することになつたのであるが、私には当時既に銀行業に従事しやうとの意志があつたので、喜作と私と同じ事を行つてもなからうと私より喜作を小野組糸店の総管古川市兵衛の参謀に推薦したのである。然し不幸にも翌七年に至り、小野組は破産して倒れたので、喜作も小野組を去らねばならぬよ  
うになつた。○下略

以上の文によると、渋沢喜作は養蚕業に関する取り調べを名目として、イタリアに派遣されたとあるが、最初にあげた 1872（明治 5）年 11 月 9 日付の公文書に改めて目を通してみると、彼の真の目的が単に「欧州の状況を視察する」でなく、むしろ、日本産の種紙を輸出する計画を実行するための市場調査だったことを指摘しなければならない。いずれにせよ、小野組（井筒屋）は翌七年に倒産し、それ以来、蚕卵商人たちの活動はその脅威に晒されることはなかった。

<sup>1</sup> 渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』（第 14 巻）、1957、452 ページ出典。



### [6-1-5—一件が日伊蚕卵貿易関係にもたらした影響について]

軍艦「ゴヴェルノーロ号」艦長の書簡においても確認できるように、日本政府が企てた計画及びそれが実行に移される前に漏れてしまった非公式の情報と噂とは 1873（明治 6）年度に日本を訪れた蚕卵商人のビジネスに極めて有害だった。蚕卵商人らは横浜に到着した時に、日本政府の計画をめぐる噂に駆り立てられ、種紙をできるだけ早く仕入れようと決心したに相違ない。その結果、日本政府の計画は 1873（明治 6）年の種紙一枚当たりの平均価格急騰の一因となり、イタリア人蚕卵商人は 1873（明治 6）年は前年よりも高い平均価格で種紙を購入することになった<sup>1</sup>。逆に日本政府の企てをめぐる噂がイタリア人蚕卵商人の間で広まったことは、不本意ながら日本人の種紙販売人にとって大変有利となった。

結局、本論の付録①のグラフからも確認できるように、1873（明治 6）年に実際に輸出された種紙の総枚数はおよそ 142 万枚にも及び、1872（明治 5）年のおよそ 130 万枚を上回ったことが窺える<sup>2</sup>。この事実も日本政府の計画が頓挫したことを証明する一つの証拠である。

フェ伯爵の不在中に起きた大騒動は言うまでもなく、日伊蚕卵貿易関係を深く傷つける影響があったと見られる。実際、翌 1874（明治 7）年に日本を訪れた蚕卵商人の数は急激に減少し、前年と比べると 21 人の商人が日本で蚕卵を仕入れなかったことが窺える（本論の付録①を参照）。1875（明治 8）年以降も、日本産種紙の需要が更に少なくなるに連れて、日本を訪れる商人たちの数が減少していくばかりとなった。

## [6-2] ～フェ伯爵の日本産塩漬鮭輸出計画について～

### [6-2-1—日伊貿易の継続について]

1869（明治 2）年にルイ・パスツールによって発見された微粒子病の予防法は、佐々木長淳の報告書においても確認できる通り、中小規模の養蚕場には、すぐに普及しなかった。とは言え、その有効性は 1870（明治 3）年代前半から徐々に認められ始めていた。そのため、その頃はイタリアで国内産の蚕卵生産が再開される一面で、日伊蚕卵貿易及び蚕卵商

<sup>1</sup> 本論の第 1 章及び第 3 章 4 節において説明したように、1873 年の種紙一枚あたりの平均価格（2.13 ドル）は、1872 年（1.45 ドル）と比べると、0.68 ドルも急増した。また、その急増の理由として、蚕卵商人の多人数（1873 は最も多い年 68 人）による買い入れ競争の激しさ、及び蚕卵商人たちの競争率を抑える積極的な役割を果たしたフェ伯爵の不在を挙げた。なお、そのデータは ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 136 ページ、に表れるものである。

<sup>2</sup> 詳しくは、ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 131 ページ参照。

人たちのビジネスにも終焉が見え始めていた。

フェ伯爵はもちろん、この事情をよく把握していた。また、進取の精神に富み、商才も兼ね備えていた。そのため、彼は、日伊貿易関係を継続させる目的で、新たな品目の輸出も計画していた。

#### [6-2-2—日伊貿易を継続させるための計画—日本産塩漬鮭の輸出について]

本節では、日伊蚕卵貿易の短い寿命を意識しながら、フェ伯爵によって計画された日本産塩漬鮭の輸出という新たな提案について論じる。石井元章氏（大阪芸術大学助教授）は、『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』という研究の第一部「明治初期の交流」において、駐日イタリア公使フェ伯爵の経歴及び彼が奨励した日伊文化交流（主に、ヴェネツィア商業高等学校における日本語講座の開設やイタリアに派遣される日本人留学生など）について論じている。その中で、石井元章氏はフェ伯爵の日伊貿易を繁盛させるための提案について簡潔に言及し、註にその件に関する日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」（1873年4月10日号）の記事を紹介している。以下に、まず、その記事の日本語訳を引用する。（日本語訳は石井元章によるものであり、ルビと註は本論の筆者が追加したものである）。

#### [イタリア語文からの日本語訳]

「日本の魚。駐日イタリア大使<sup>マッ</sup>フェー伯爵は友人やイタリア各州の知事への贈り物として、日本の北の海で取れた塩漬鮭を試験的に数箱送って寄越した。膨大な量の漁獲量があり価格も手頃なことから、イタリアにとって利用価値の高い輸入品目になる可能性を考えてのことである。パドヴァやブレジャ、ミラノ、ジェノヴァではこの魚を既に試食し、味もよく価格も安いと判断された。フェ伯爵はヴェネツィアでは知事に送付し、知事は商工会議所長に転送、また試験的にホテルにも配った。24時間水に浸けて塩抜きした後、水茹ですると、通常ヴェネツィアで使っている標準クラスのイギリスの鮭よりも高い品質のものと言われている。この鮭の現状を考慮すると、これを導入することでかなり利潤を上げることもできるため、商人の方々にお知らせする次第である」<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999 30ページ参照。

<sup>2</sup> 石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999 298ページ出典。

石井元章氏の研究から引用した上記の記事に表される情報は極めて少ない。そのため、フェ伯爵の新たな発案はどのような経緯で生まれたか、そしてそれはどのような展開を見せたかなどの情報を獲得するために、他の史料を利用する必要があると考えられる。

### [6-2-3—副領事ブルーニの報告書について]

以前も述べたように、イタリア外務省歴史外交資料館 (ASDMAE) には、政治・諸件に関する外交官の報告書や書簡は多く保管されているが、その一方で通商関係のもの (Serie Commerciale) はほとんど残されていない。ただし、イタリア外務省資料館が 1861 (文久元) 年以降に毎年発刊している『領事会報』(Bollettino Consolare) には、日伊貿易に関する貴重な情報とデータとが記されている。

例えば、1873 (明治 6) 年度の『領事会報』(第 10 巻、上)には、塩漬鮭の輸出可能性に関する報告書が掲載されている<sup>1</sup>。この報告書の執筆者はフェ伯爵ではなく、駐日イタリア副領事ブルーニである。以下に、その長い報告書の主要な部分を日本語に翻訳して分析する。

#### [イタリア語原文からの日本語訳<sup>2</sup>]

##### 日本からの塩漬鮭の輸出可能性について 1873 年 12 月

日本人が主な食糧を海からとっている、米と一緒に食べるものは主に海苔やその他の海草、及び全国の海岸沿いにとれる美味の魚であることは周知の通りである。米は彼らにとって、我々の食生活におけるパンの位置を占めるにも拘らず、特製料理に用いられるのも珍しくないことである。更に、米に多量の砂糖を加えると菓子類にもなる。

また、海草も菓子類やその他のご馳走に用いられるし、下層民であっても同様に、裕福な家で食べられているように生魚を食べる。ただし、裕福な家では、色とりどりのご馳走を作るために、魚に火を通したり、茹でたり、様々な材料で作られたタレで調理して出したりすることもある。特に、横浜や開港されたその他の町においても小規模に、およそ二年前から、最も裕

<sup>1</sup> BRUNI, Francesco, *Sulla possibile esportazione di salmoni salati dal Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.X, Parte 1, 1874, 262-269 ページ参照。(イタリア語文)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。[中略] も本論の筆者によるものである。イタリア語原文は BRUNI, Francesco, *Sulla possibile esportazione di salmoni salati dal Giappone*, in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.X, Parte 1, 1874, 262-269 ページにおいて、活字となっている。

福な日本人は外国人に倣い、欧風に調理された肉を食べるようになった。しかしながら、幼い頃からずっと食べてきたものではないため、毎日肉を食べる人は非常に少なく、気がつかないうちに、いつの間にかこうした人たちでも、米や海草、そして魚を中心とした食生活に戻ることが多い。

したがって、漁業は日本において、非常に大規模に行われ、最も有益な産業の一つである。この産業に従事する会社の中では、膨大な資金を有し、商業に極めて適任であり、大掛かりに商売を営んでいるものが多い。特に鮭漁は盛んである。鮭は保存しやすいため、日本で最も食べられている魚である。また、ここではその価格は非常に安いいため、駐日イタリア王国公使フェ・ドステアーニ伯爵はその導入がイタリアの貧しい階層にとって大变得になるのではないかと判断した。よって、フェ伯爵はパドヴァ商業会議所などに鮭の試食用サンプルを送り、その会議場の構成員らは、長い旅を経たものである割にはその味は上等であるという感想を述べた。このように、彼らは、パドヴァ県の塩漬肉屋の代理で、イタリア王国農工商省に本領事館が本商売の損得などを判断するために必要なデータを提供するように依頼した。本領事館はイタリア王国外務省から、わざわざこの件についての質問書を受けた。この報告書はその質問書に対する適切な答えにもなる。

ヨーロッパにおいては非常によく知られている魚であり、日本でとれるのもそれと一切異なることはないため、しゃけ、または鮭<sup>1</sup>の様子についての説明は省略しよう。普段、その長さはおよそ1メートルで、成熟した時の重さは2キロから3キロの間である。鮭は日本で、言わば民間の魚である<sup>2</sup>。なぜなら、ここでは、お祝いや幸運の願いを魚で表すからである。鮭は、周知のように、川の急流をさかのぼり、上から下の川床<sup>3</sup>に高く跳ね上がり、瀧でも止められないため、鮭を人に贈呈することは、その人の力と勇気を認める意味がある。[中略<sup>4</sup>]

鮭の漁が盛んに行われている所は蝦夷<sup>5</sup>の島である故、その商売に携わる主な二つの会社はここに開設されている。それらは島の県庁所在地である函館市にある。一つ目は最も重要で、林<sup>6</sup>といい、東京の北紺屋町8番地<sup>7</sup>に支社もある。そして、二つ目は北海道商会<sup>8</sup>と呼ばれる

<sup>1</sup> イタリア語原文には *salamone, o salmone* とある。

<sup>2</sup> イタリア語原文には *E' desso al Giappone il pesce per dir così popolare*, とある。

<sup>3</sup> 伊文には *spicca immensi salti per gittarsi dal letto superiore in quello inferiore d'un fiume*. とある。このブルーニの記述は不正確である。なぜなら通常、鮭は卵を産み落とすために川を遡るからである。そのため、瀧があった場合は、「上の川床から下の川床に」でなく、「下の川床から上の川床に」飛び跳ねることになるのである。

<sup>4</sup> 中略した文には、副領事ブルーニは、その他の魚（鯛や鯉）は日本で何を象徴しているかについて報告し、鯉のぼりの習慣についても説明している。

<sup>5</sup> イタリア語原文には *isola di Yesso* とある。

<sup>6</sup> イタリア語原文には *Hayaschi* とある。

<sup>7</sup> イタリア語原文には *Kito-con-ya-ciò N.8* とある。

<sup>8</sup> イタリア語原文には *Ocaido Sciocai* とある。

会社である。それらの会社は船員、船や釣り用具を雇うことも、所有することもあり、政府のしかるべき許可を得、決定された境界の内にその事業に従事する。政府は会社に与えた許可の代わりに、漁獲高の20%を現物支給として徴収する。

漁は8月末から11月末までの間に行われるが、11月に行くと漁獲は多く、魚は当然大きい。日本人は、獲れたものを「鮭」<sup>1</sup>（サケ）と「鱒」<sup>2</sup>（マス）という二つの種類に区別するが、これら二種類は一緒に、混ざり合って獲られる。「鮭」は「鱒」よりも大きいため値打ちがある。しかし、両種類の味は同じで、品質も同等である。また、両種類の品物をまとめて卸で売る際、それに一つの平均価格をつける。漁は大きな魚網によって昼間に行われるが、夜間にも漁に出ることもあるため、その時は船の舳先（へさき）に灯し火を置く。河口において漁を行うと、漁獲は更に多い。

日本人は新鮮な鮭を食べるが、全般的に塩漬けの鮭を購入する。日本では、どんなに貧乏な家族でも家の天井や壁に数匹吊るされている。この現地人たちの家に入ると、最初に目に入る物は大抵食べかけられた鮭である。日本人は鮭の卵も食糧にする。「鮭」の卵は「鱒」の卵と共に、茹でて、又は塩漬けにして食べる。フェ・ドスティアーニ伯爵が用意して発送した鮭の箱には鮭の卵の試食サンプルが無かったものの、近ごろバツリーリス氏がイタリアに持って行った箱には入っていた。向こうでそれらが無事に届いたか否かを判断されるだろうが、小生はこの点に関して疑問を抱いている。また、鮭の卵が定期的かつ有益な商品となる可能性があるか否かという点に関しても小生は疑わしく思っている。

最後に、年間に獲れる鮭の数は国内の需要を満たしている三百万匹に過ぎないが、その商品に販路が開拓されると、現地の商人らはずっと豊富な漁獲を期待できるだろう。

日本では、鮭一匹当たりは1分<sup>3</sup>、つまり1.40リラの金貨<sup>4</sup>に相当する。

これまで鮭の生産について紹介してきたので、以下には、特に我々イタリア人が関係する鮭の輸出に関して述べたい。

鮭をここから余所の国に輸出することはない。最初にその輸出を求めるのはイタリアであることになる。ここで、遠距離、塩漬の商品であるため長い運送期間に耐えなければならないということ、そして低い価値のわりに相当の重量があり著しい容積を占めることを考慮すると、それは蒸気船ではなく、帆船で輸出すべき商品であることが容易に推定できる。ただし、ここ

<sup>1</sup> イタリア語原文には Sake とある。

<sup>2</sup> イタリア語原文には Mas とある。

<sup>3</sup> 伊文には al prezzo d'un bu l'uno とある。1分は1両（1円）の1/4となる。1両は当時、1メキシコドル、つまりおよそ5.6イタリアリラに相当していた。

<sup>4</sup> イタリアリラのことである。

で注目すべきもう一つの点は、インド、紅海、そしてスエズ運河、つまり熱帯地方や高気温地方の頗る蒸し暑いルート<sup>1</sup>の全てがおそらく例の商品に被害をもたらすであろう、ということである。つまり、塩は溶け、魚は熱気に触れ、腐敗することになるだろう。よって、小生の意見では、喜望峰を經由しヨーロッパに赴く貨物船に積む必要がある。イタリアでなく、ヨーロッパと述べたのは偶然ではない。なぜなら、日本から我が国の港へ赴く帆船は全く出港せず、可能な目的地はイギリス、ドイツ、フランス、オランダの港に限る。よほど大量なイタリア行き<sup>2</sup>の鮭の積み荷がなければ、貨物船のルートを変更させることは不可能であろう。

もし仮に需要が多ければ、直接に貨物船を専用に調達することができるだろう。例えば、以上に述べた林商店は複数の貨物船を所有し、その積載量は著しいものである故、その中の一隻を外国人の船長に任せ、この商売に使うこともできるだろう。この場合は、魚の価格はイタリアまでの運送料を含むことになるだろう。そうでない場合は、日本からの運送料の見当をつけるために、ほぼ完全に確定している現在の帆船の運送料を紹介しよう。ヨーロッパでの上陸地を問わず、50立方英尺<sup>1</sup>の1トン当たりに4<sup>0</sup>・0<sup>0</sup>ポンドになる。以上の料金に、保険金及び輸出税として100カティ（日伊修好通商条約によると1カティは0.60453キログラムに相当する）当たり<sup>2</sup>に日伊修好通商条約にて定められた0.75分を加算しなければならない。

鮭を蒸気船に乗せる場合は、多くの塩に漬け、箱に詰めなければならないだろうが、帆船の場合は、鱈（タラ）のように、そのまま荷積みするだけでよからう。漁は11月に終了するが、それに鮭を塩漬けにする期間を考慮すると、輸出は毎年12月末に始まることになるだろう。また、帆船が喜望峰を經由した場合、イタリアに上陸するまでの期間は5ヶ月であることを考えると、魚は5月半ばに届くだろう。ここで、鮭は季節の変化に耐え、傷みが遅いというものの、この事実だけに頼るわけにはいかない。なぜなら、向こうまで運べば、非常に長い間積み込まれ、様々な地域を通ることになるからである。したがって、これを一年間試験的に行う必要はあるが、今まで行われた発送も参考にはなるだろう。

一方では、我が国の塩付肉商人らと日本の鮭商人らが、言語の壁に大きく妨げられている故、直接に連絡を取り合えないだろう。他方では、日本人がローマ字を習っても、西洋人の指導がなければ、物品の発送を行うことができない。更に、我が国の商人らが日本の商人らに先払いで代金を支払うことも勧められない。[中略]また、通貨の違いと日本の通貨の継続的変動とは、正しい支払い金額を計算する能力を全く持たない日本人らを大いに困惑させるだろう。したがって、イタリアの商人らが口座を開くこと、あるいは絹や屑糸などの商売を行う時のよう

<sup>1</sup> 50立方英尺は1.41584233立方メートルに相当する。

に、ここに以前より開設されている商社に頼ることは最良の方法である。このようにすれば、商社は発注者の指示に応じ、この市場で普段 5%とされる手数料を受け、鮭の仕入れと発送との義務を引き受けることになるだろう。

イタリア人がこの報告書の対象になるため、この地に開設されたイタリアの商社を薦めたい。その名前を、参考のために、アルファベット順に書き連ねよう。

(V. Aymonin e Co.)	ヴィ・アイモニン商会
(G. Bolmida.)	ジー・ボルミーダ
(Dell'Oro e Co.)	デローロ商会
(Farfara e Grenet.)	ファルファラ・エ・グレネ

最後に、そのような商品の発送に起こり得る不都合な点及びその商売から得られる利潤を知るために、今年から小規模にも、その商売を始めるべきだと指摘したい。なぜなら、この経験が有利と見なされた場合には、その翌年に、その商売を大規模にして継続できる。更に、商品の発送を遅くとも 12 月末までにできれば、その方がよいに相違ない。

以上の情報が日本からイタリアへの塩漬鮭の年間輸出を始めたい者に参考として役立てば幸いである。

副領事ブルーニの報告書は以上の通りである。この報告書の日付は 1873 (明治 6) 年 12 月となっている。つまり、「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」の 4 月 10 日号に塩漬鮭に関する記事が掲載されてから、少なくとも、およそ 7 ヶ月が経過していることになる。

この報告書から、フェ伯爵が発案した塩漬鮭の商売は少なくともイタリア農工商省及び外務省によって検討されていたことが証明される。また、駐日イタリア総領事の任務を背負ったバツリーリスも、1873 (明治 6) 年の秋から冬にかけての間にイタリアに帰国した際、塩漬鮭やイクラの運送を試みた事実も相当興味深い。

#### [6-2-4 計画の失敗について]

副領事ブルーニは、『領事会報』の報告書で、所々に個人的な意見を漏らしながらも、忠実に塩漬鮭を中心とした貿易の損得を検討した計画を立てている。しかしながら、ブルーニの文章に目を通してみると、日本とイタリアとの間の塩漬鮭の商売は、運送料やリスク

の高さが原因となり、非常に困難であることが窺える。更に行間を読むと、その成功の可能性は低いというブルーニの見解が明らかになる。

更に、ブルーニの報告書で用いられている言葉からは、商売相手となる日本人に対する不信や軽蔑も感じられる<sup>1</sup>。この文章に漂う慎重な姿勢がイタリアの塩漬肉商人らに日本と塩漬鮭の商売を始める勇気を与えはしなかったことはほぼ間違いないだろう。

フェ伯爵が 1873（明治 6）年 2 月下旬から翌 1874（明治 7）年 9 月下旬までの間に日本を離れ、イタリアで岩倉使節団や養蚕視察団の接伴及びウイーン万博で日本とイタリアとの政府が課した諸義務に従事し、塩漬鮭貿易の指揮をとれなかったことも忘れてはならない。

ブルーニの報告書以来、塩漬鮭の貿易に関する未刊史料は現在のところ発見されていない。翌 1874（明治 7）年度の『領事会報』においても、それに関する情報は一切存在しない。

この事実に基づいた上で、そして副領事ブルーニの報告書がイタリアにもたらした影響を考えると、フェ伯爵が考え出した塩漬鮭の貿易は、領事バツリーリスの試みで終わったのではないかという結論が導かれる。

このように、日伊蚕卵貿易の規模が徐々に小さくなっていく中で、フェ伯爵が日本とイタリアとの間に新たな貿易の道を開けるといふ試みは挫折に終わったと言える。

## [6-3] ～フェ伯爵の再着任と二度目の日本滞在について～

### [6-3-1—フェ伯爵留守期間延長の理由について]

フェ伯爵の休暇期間は相当長く、1 年半以上にも延長されることになった。ここで、一体なぜフェ伯爵はすぐに戻らなかったのだろうかという疑問が湧いてくる。この理由はやはり、彼の日本における外交活動及びそれがもたらした結果に求めるべきであろう。本論の第 5 章で論じたように、フェ伯爵は帰国する直前に、イタリア人蚕卵商人たちが個人の領事裁判権を棄て、自由に日本各地を旅行できるための便宜を日本政府から得ようと大いに努力した。この決断は外国人内地旅行問題論争の開幕の原因となったほか、駐日外公団の反感を誘う結果となった。

代理公使リッタ伯爵は、1873（明治 6）年 7 月 30 日に、イタリア外務大臣ヴィスコンテ

<sup>1</sup> ちなみに、フェ伯爵が書簡や報告書の中で日本人に対する姿勢は、一切このような見方をしていない。



イ・ヴェノスタ宛てに、一通の書簡(私文書)を書いた。その中で、リッタ伯爵は、フェ伯爵が帰国する前にとった決断(本論 5 章を参照)を猛烈に批判しながら、公使が駐日外交団の間に残した印象について下記のように報告している。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Yeddo 30 Luglio 1873*

*Pregiatissimo Sig Ministro.*

*Coll' ultimo corriere ho scritto al Cav. Artom una lettera, pregandolo a volerne dare coscienza all' E. V. circa la posizione fattasi qui dal titolare di questa Missione.*

*Io mi sono trovato nella necessità di esprimere al Cav. Artom quali fossero gli apprezzamenti dei Ministri di Francia, di Germania, e di Russia intorno alla condotta osservata dal loro collega di Italia. Sebbene avessi una marcata ripugnanza a prendere la penna per scrivere cose così poco favorevoli al conte Fè, dovetti però cedere all' inconfutabile necessità, e adempiere un dovere che mi è imposto dagli interessi stessi del paese.*

*Jeri il Ministro di Olanda mi diede confidenziale e riservatissima comunicazione di un dispaccio scritto dal Ministro Olandese a Parigi al suo Governo. Egli mi sarebbe difficile di qui ripetere le parole testuali, ma ne ho ben compreso il senso, che è il seguente: a Parigi si fu oltremodo meravigliati di apprendere la notizia della convenzione italo-giapponese: il Governo francese non dubita che il Governo Italiano sconfesserà al più presto il suo ministro al Giappone, e spera che d' ora in avanti meglio informato sul vero stato delle cose in questo paese, si ritirerà dalla via nella quale si è messo. Così si sarebbe espresso il Conte di Rémunot. La data del dispaccio del Ministro Olandese è quella del 17 di Maggio. Avanti jeri alla conferenza del corpo diplomatico, due Ministri, che non nomino, hanno detto che se il Conte Fè ritorna demanderanno il suo richiamo.*

*In presenza di questi fatti, dovevo io tacere? Essendo qui sul posto non mi è difficile capacitarmi della posizione impossibile che il Conte Fè avrebbe, quando ritornasse al suo posto. Egli separandosi tutt' affatto dagli altri colleghi, e facendo, come egli soleva dire, una politica garibaldina, ha rovinato sè stesso, compromesso la dignità della Legazione, e,*

*è duro a dirsi, negletto i veri interessi politici dell' Italia nell' estremo oriente, senza far nulla per gli interessi commerciali, giacchè non si può mettere tra i trionfi diplomatici di accettare proposte uguali a quelle fatteci dai giapponesi, in uggia a tutta l' Europa.*

*L' E.V. troverà forse esagerato questo mio linguaggio, ma, creda, che non lo è: bisogna essere qui a vedere e a sentire: tutti hanno scritto contro il nostro Ministro: perfino chi è incaricato degli affari svedesi, ha scritto a Stoccolma, quantunque la Svezia non sia qui rappresentata da agente diplomatico. Il Governo Giapponese si è giuocato del Conte Fè, che cadde ciecamente nel laccio che gli venne teso, mettendo così la disunione sul corpo diplomatico, e servendosi del rappresentante italiano onde far prevalere idee e principi che non avrebbero mai trovato accesso presso gli altri. Ella vedrà Signor Ministro se dopo quanto scrissi al Cav. Artom ed all' E.V. con queste linee, sia il caso di rimandare al Giappone il Conte Fè, o se invece non sia miglior consiglio attendere che la <sup>s</sup> <sup>i</sup> <sup>c</sup> barrufa si calmi, e che la Legazione consolidi la posizione che ha ricuperato. [...]*

*B. Litta<sup>1</sup>*

[日本語訳<sup>2</sup>]

1873年7月30日、江戸にて

大臣 殿

つい最近、小生はアルトム氏に書簡を送り、本公使館の代表者が陥ってしまった立場を閣下に知らせるように懇願しました。

小生はアルトム氏に、フランス、ドイツ、ロシアの各公使が彼らの同役であるイタリア公使の態度に関して如何なる判断を下したかを表明せざるを得ませんでした。フェ伯爵に関する不都合な事柄を書くために筆を執ることに大変嫌悪を感じたものの、結局その反駁できない必要性に屈し、国益が小生に課する義務を果たさなければなりません。

昨日、オランダ公使は駐パリ・オランダ公使が自国政府に送った報告をごく内密に小生に知らせました。ここに本文どおりの言葉を引用することはできませんが、次に挙げるその意

<sup>1</sup> ACS [イタリア国立古文書館], Personale, Archivio Visconti Venosta, pacco 11, fascic.7、1873年7月30日、代理公使リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。(未刊)

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も本論の筆者が追加したものである。下線は原文のままである。

味はしっかりと理解できました。パリでは、伊日協定の知らせを受けて、<皆が>余りに驚きました。フランス政府はイタリア政府が速やかにその駐日公使を更迭すると確信し、以降この国の実情をより詳しく把握し、陥った立場から脱することを願っています。レミュノ伯爵はこのように述べました。オランダ公使の書簡は5月17日付です。一昨日、外交団の会議において、ここで名を挙げていない公使二方は、もしフェ伯爵が戻れば、彼の召還を求めると言いました。

この事実を目のあたりにし、小生は黙るべきだったのでしょうか？現地にいる小生にとって、フェ伯爵が再着任した時に、いかに困った立場に追いやられるかは想像に難くありません。彼は他国の同役<の立場>から孤立し、彼がしばしば言っていたように、ガリバルディらしい<大胆不敵な>外交姿勢を持つことによって、自分自身に損を与え、公使館の名誉を汚し、そして、大変言いづらいことですが、極東におけるイタリアの本当の政治的利益を無視し、貿易関係を奨励するための成果を得ることもできませんでした。なぜなら、ヨーロッパ全域の反感を誘いながら、日本人の提案をそのまま受け入れることが外交的勝利だとはとても言えないからです。

閣下は恐らく、小生の言い方を大げさに思うかもしれませんが、そうではないことを信じて下さい。ここにいればわかります。ここで皆が我国の公使に対する反感を文章にしたのです。スウェーデンがこの地において外交官に代表されていないものの、スウェーデンの任務に携わる者も、ストックホルムに<この旨に関する>報告を送りました。

日本政府はフェ伯爵を弄びました。彼は何も知らずに仕掛けられた罠にかかってしまいました。このように、<日本政府は>外交団を分裂させると共に、イタリア公使を利用して、他国代表者が受け入れるはずがない提案や法則を通そうとしました。

小生がアルトム氏及び閣下にしたことを踏まえた上で、フェ伯爵を日本に再派遣するか、あるいは論争が落ち着き、公使館が取り戻した立場を固めるまで待つかを閣下のご検討にお任せ致します。[中略]

## B. リッタ

この書簡はまず、フェ伯爵に対する外交団の反感を明らかにしている。第3章にも検討したように、フェ伯爵は本来すぐに再着任する予定だった。しかしながら、外務省は恐らくリッタ伯爵のアドバイスに従い、外国人内地旅行問題をめぐる論争が落ち着く時まで待つことにしたのだと推測される。

フェ伯爵が日本政府の畏にはまったというリッタ伯爵の見方も注目に値する。もちろん、日本政府は外交団の中で最も好意的な公使だったフェ伯爵に働きかけることによって、最恵国条款で治外法権の全面撤廃を狙うという企てがあったことは推測できる。しかしながら、それを裏付ける更に具体的な根拠が示されない限り断定は下せない。

結局、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは、外交官として大きな失敗を犯したにも拘らず、フェ伯爵を再着任させることにした。やはりフェ伯爵は養蚕家や蚕卵商人たち自身に批判されながらも、帰国中にも岩倉使節団や養蚕視察団の案内をしたことによって、日本政府から好意を得ており、日伊蚕卵貿易を継続させるためには、やはり最適の人物だったからではないかと推察される。

#### [6-3-2—フェ伯爵の再着任について]

フェ伯爵が、米国経由で日本に戻り、イタリア公使館に再着任したのは 1874 (明治 7) 年 9 月 23 日のことである<sup>1</sup>。その頃、フェ伯爵に対する駐日外交団の反感が治まったか否かは不明であるが、彼が二度目の来日に際して、日伊貿易を奨励する便宜を獲得する目的で、以前と同じような抜本的で大胆な決断をとることはなかった。

というのも、岩倉使節団の帰国後は、日伊関係の性質が大きな変化を迎えようとしていたからである。イタリアにおける日本産蚕卵の需要が減少すると共に、日本側はイタリアと文化・芸術を中心とする交流を開始した。したがって、日本とイタリアとを結ぶ貿易関係が時代に屈し、徐々に衰退していく一方だったにも拘らず、両国は 1880 年代半ばまでには、非常に盛んな文化交流を保つことができた。

以前より日本政府が近代化に向けて努力していることを高く評価していたフェ伯爵が、駐日イタリア公使として友好に基づいた日伊関係を支えるために尽力したことは否めない。しかしながら、彼が再着任してから帰国するまでのおよそ 2 年半は、初期のような日伊蚕卵貿易を盛んに継続させるための「攻勢」的な姿勢を見せることはなかった。彼はむしろ、日本の政治情勢及び改革の展開を見守る「守勢」的な外交姿勢をとった。

フェ伯爵が再着任してから、どんな形で日伊関係を支えたかについては、本論の内容と直接に関わらない上に、石井元章氏などの先行研究において充分にとりあげられているため、長く留まるつもりはない。そこで、フェ伯爵の最も重要な活動として、次に示す 3 点

<sup>1</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1874 年 9 月 23 日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。S.N. Personale (未刊)。

が挙げられる。

- ① 伊藤博文に工部美術学校<sup>1</sup>の開設及びイタリア人御雇い外国人の雇用を勧める。
- ② トリノのイタリア王立国際学院 (Regio Istituto Internazionale Italiano) に日本人留学生の派遣を奨励する<sup>2</sup>。
- ③ 日本の政治的情勢を注意深く観察し、日伊友好関係を保護し続ける<sup>3</sup>ことだった。

どの資料館で徹底調査を行っても、1874 (明治 7) 年 9 月以降の日付を記したフェ伯爵の書簡や報告書の中で、養蚕関係のものはほとんど発見されていない。いずれにせよ、これらの年の蚕卵貿易の最も貴重な情報源は、バツリーリスの後任者として 1874 年 8 月末に領事として着任した<sup>4</sup>ピエトロ・カステッリ (Pietro Castelli, 1836-1898) <sup>5</sup>が外務省刊行の『領事会報』に掲載した、1876, 1877, 1878 (明治 9, 10, 11) 年の蚕卵仕入れ期に関する報告書である<sup>6</sup>。

### [6-3-3—フェ伯爵の異動出願について]

フェ伯爵は再着任してからおよそ一年後に、外務省総務局長アルトム (Isacco Artom,

<sup>1</sup> 工部省工学寮付属として、1876 (明治 9) 年、東京虎ノ門 (つまり、イタリア公使館の近く) に開設された日本最初の官立美術学校。そこで、イタリアから風景画家アントニオ・フォンタネージ (Antonio Fontanesi, 1818-1882)、彫刻家ヴィンチェンツォ・ラグーザ (Vincenzo Ragusa, 1841-1927)、そして建築家ジョヴァンニ・ヴィンチェンツォ・カベレッティ (Giovanni Vincenzo Cappelletti, ?-1887?) が講師として招かれている。但しこの学校は寿命が短く、1883 (明治 16) 年に廃校にされたのである。又、フェ伯爵と 1875 (明治 8) 年に来日した版画家エドアルド・キヨッソーネ (Edoardo Chiossone, 1832-1898) に関して詳しくは、KONDO, Eiko, *Dipinti giapponesi a Brescia, STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996 (13-20 ページ)、13-15 ページ参照。フェ伯爵と工部美術学校の開設については、井関正昭『画家フォンタネージ』中央公論美術出版 1984、150-156 ページ参照。

<sup>2</sup> この点に関しては、石井元章「明治初期トリノの日本人留学生」、『イタリア学会誌』第 53 号、2003、29-54 ページ参照。この研究によると、フェ伯爵は鹿兒島出身の若者井尻義三郎の派遣に関わったこと以外にも、佐々木長淳の次男佐々木三六 (さんろく、1860-1928) もトリノで留学したことが窺える。

<sup>3</sup> この点に関しては、ASDMAE, Moscati VI, b.1289 において保管されている駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の政治関係報告書が最大の情報源となる。この書簡の一部は、DI MAIO, Silvana, *Il Conte Fè d' Ostiani nei rapporti fra Italia e Giappone negli anni settanta dell' Ottocento*, TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Nell' Impero del Sol Levante - Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone*, Fondazione Civiltà Bresciana, 1998 (133-155 ページ)、136-137 ページで紹介されている。

<sup>4</sup> 日本外務省外交史料館 6-1-8-3-9 「在本邦各國領事任免雜件 (伊太利之部) 第一卷 自明治二年至參十五年」1874 年 8 月 23 日、駐日イタリア公使リッパ伯爵より 寺島外務卿宛の書簡。(未刊)

<sup>5</sup> トリノ出身の外交官。1874 (明治 7) 年 8 月 23 日に駐日イタリア領事となり、1879 年前半にコロンビアに転任される。1876 (明治 9) 年 1 月 7 日から 7 月 21 日までの期間は、駐上海イタリア領事ヴィニャーレ (Lorenzo Vignale, 1829-1875) の急死に際して、在上海イタリア領事館を運営した。更なる情報については、GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 160-161 ページ参照。

<sup>6</sup> CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1876* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIII, 1877, 615-626 ページ参照、CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1877* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIV, 1878 73-74 ページ参照、CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1878* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XV, parte I, 1879 451-456 ページ参照。

1829-1900) <sup>1</sup>に一通の書簡(1875(明治8)年11月25日付、私信)を送り、その中で異動を請願した。以下はその内容を紹介して、分析する。

[イタリア語原文] [未刊史料]

*Legazione d' Italia,*

*Tokio, 25 Novembre 1875*

*All' Ill. Com. Artom Roma*

*Caro collega*

*Ho visto nei giornali qualche movimento nel nostro corpo diplomatico, e le notizie private accennano ad altri movimenti possibili, senza che si faccia allusione al mio nome.*

*Ripartendo io per Tokio nel Giugno 1874, colle piu' vive istanze ti avea pregato d' avermi in mente per destinarmi a quella qualunque residenza ove mi fosse possibile stare con mia figlia e compierne la sua educazione. Essa avrà presto 17 anni. Il mio soggiorno è oramai meno utile in questo paese, ove non dovendo avere l' Italia una iniziativa propria in politica, ho compiuto quel poco che era possibile a farsi per noi, <sup>sic</sup> ne vedo affari di prossima importanza per l' Italia da trattenermi pel regio servizio, in confronto de' miei sentimenti e doveri di padre.*

*Ora è finita, e vantaggiosamente per gli italiani anche questa campagna bacologica, ed io desidero almeno essere autorizzato ad un congedo tosto che lo esige una prevedibile urgenza domestica. [...]*

*Addio*

*Aff. Amico e Collega*

*Fè<sup>2</sup>*

[日本語訳<sup>3</sup>]

イタリア公使館、

1875年11月25日、東京にて

アルトゥム 殿 ローマ

我が親しき同僚へ

<sup>1</sup> ピエモンテ州、アスティ (Asti) 出身の外交官。1870年11月27日から1876年3月24日までの間は外務省総務局長の任務を帯びる。詳しくは、GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 28-29 ページ参照。

<sup>2</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1875年11月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務省総務局長アルトゥム宛の書簡。N.1 Personale (未刊)

<sup>3</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。[中略] も本論の筆者によるものである。

新聞で、我が国の外交官の異動に関する情報を見ましたが、更に内密の情報によればその他の異動の可能性を示唆してはいますが、小生の名前は言及されていません。

小生が1874年6月に東京に向って出発した頃、我が娘の教育の面倒を見るために、彼女と一緒にいられるどの公使館へも異動させて頂けるように懇願しました。彼女はもうじき17歳になります。イタリアはこの国において、特別な政治的イニシアチブを持たなくてもよい上に、小生は僅かですが、我が国民のためにできるだけことはしました。また、小生の父親としての思いやりと義務に匹敵するほどに、自分が必要とされる要務は見当たらない現在となって、この地における小生の駐在はもはや意味を失いつつあります。

今年の蚕卵仕入れ期も、イタリア人にとって有利に終わりました。そして小生は、少なくとも予想できる家庭の事情によって休暇の認可を望んでいます。[中略]

我が友へ さようなら

フェ

ここで、フェ伯爵は1871(明治4)年と同じ様に休暇期間を求めている。この度の主な理由は娘の教育であると見られる。この書簡から、1874(明治7)年6月に、東京に向けて出発する前に、フェ伯爵がアルトム外務省総務局長と会見したことが明らかになる。その時に、フェ伯爵は初めて娘の面倒を見るための休暇を求めたが、結局は再着任することになったことが推測できる。アルトムも、外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは、1873(明治6)年夏に、本章で検討したリッタの書簡を受けたため、フェ伯爵の外交官としての失敗と日本における難しい立場とを十分に理解しているはずだった。しかしながら、彼らにとって、日伊貿易関係をフェ伯爵のように保護できる外交官はいなかった。

いずれにせよ、フェ伯爵自身も、自ら考案した計画が他国外交団に阻止され、彼の行動の結果として外国人内地旅行問題をめぐる論争が始まっていたこと、1873(明治6)年夏に発された農工商大臣カスターニョーラの回状に反発した蚕卵商人たちのイタリア政府及び駐日公使に対する猛烈な批判、そして日伊蚕卵貿易の衰退を知ったことによって、1874(明治7)年6月にアルトムと会見した時に、娘の件で日本における再派遣を避けようとしたのではなかろうかということも推測できる。

再着任してからおよそ一年後に、フェ伯爵は以上に挙げた書簡を以って、再びアルトムに異動を請願する。しかしながら、この度は「自分が必要とされる要務は見当たらない現在となって、この地における小生の駐在はもはや意味を失いつつあります」という本音をはっきりと表している。フェ伯爵はやはり、日本にいる動機付けを失っていたのである。

以上の書簡が書かれたのは 1875 (明治 8) 年 11 月 25 日、つまり同年度の蚕卵仕入れ期が終わった頃である。フェ伯爵がその中で、「今年の蚕卵仕入れ期も、イタリア人にとって有利に終わった」と述べるが、本論の付録①に収録したデータを見ると、1875 (明治 8) の蚕卵貿易はさほどよい結果をもたらさなかったことが明らかになる。まず、1874 (明治 7) 年以降の種紙一枚の価格が急落<sup>1</sup>することが注目に値する。この状況は日本産種紙の需要が供給よりはるかに少なくなったことを意味する。したがって、種紙の価格を下げるには駐日公使フェ伯爵の努力はもはや必要でなかったことが明らかになる。更に、1875 (明治 8) 年度に輸出される種紙の枚数が前 1874 (明治 7) 年の半分 (僅か 73 万枚) となったことも、蚕卵商人たちが二年前の半分程度 (35 人) に減少したことも、彼の弟ピエトロも 1874 (明治 7) 年以降は日本を訪れなくなったことも、すべて注目に値する要素である。

この事態を目の当たりにしたフェ伯爵は、蚕卵商人たちの商売を擁護する役割、そして日本にいる動機付けを失ったことを実感して、以上の書簡の執筆に駆り立てられたことが推察される。

結局、以上の請願が受け入れられ、フェ伯爵は 1877 (明治 10) 年 2 月 13 日の省令によって、駐中国・日本イタリア公使を解任されローマに呼び戻された。そして 1877 (明治 10) 年 5 月 11 日に、後任者ラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ伯爵 (Conte Raffaele Ulisse Barbolani, 1818-?)<sup>2</sup> にイタリア公使館を引き渡して<sup>3</sup> から、モンゴル・シベリア経由で帰国した。このようにして、フェ伯爵の日本における任務は終了したのである。

---

<sup>1</sup> 1873 年 : 2.13 ドル、1874 年 : 0.53 ドル、1875 年 : 0.67 ドル。(1874 年の価格は 1873 年のおよそ 25% に相当する。)

<sup>2</sup> イタリア中部のキエーティ (Chieti) 県コレ・ディ・マチネ (Colle di Macine) 出身の外交官。ナポリ大学法学部を卒業する。1867 年 4 月 17 日から 1869 年 10 月 29 日まで外務省の総務局長となる。1877 (明治 10) 年 2 月 13 日の省令によって、東京に派遣され、1881 年 8 月 31 日の省令でミュンヘンに派遣される。GRASSI, Fabio, *La formazione della diplomazia nazionale*, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 48-49 ページ参照。

<sup>3</sup> ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1877 年 5 月 11 日、任期满了の駐日イタリア公使フェ伯爵及びその後任者バルボラーニ伯爵の公使館引渡し届。(未刊)



## ■ 結論 ■

---

本論の筆者は、クラウディオ・ザニエル氏や岩倉翔子氏などの先行研究の恩恵を受けながら、イタリア、そして日本で収集した多種の未刊史料を分析し、その中に隠された貴重な情報を抽出した結果、フェ伯爵と日伊蚕卵貿易とに関する多くの知られざる側面を明らかにすることができた。

フェ伯爵が日伊蚕卵貿易をイタリアにとって有利に継続させることに尽力したことは否めない事実である。彼の努力は、日本を訪れる蚕卵商人たちが有利な取引ができることを目標としたものだったと言える。

フェ伯爵は日本政府との長い交渉の結果、幾つかの便宜（政府による種紙の押印制定及び1872（明治5）年の内地旅行許可）を獲得できたにも拘らず、蚕卵商人たちは、彼の名前をあからさまに挙げずとも、イタリア政府及びその代表者である駐日公使を猛烈に批判していた（1873（明治6）年夏、フェ伯爵が不在の際の出来事に反発して書いた報告書はその最も代表的な例となるが、同年に刊行された日刊紙にも大体同じ内容の記事が多く掲載されていた）。更に、イタリア政府も日本に対する無関心が主な原因で、フェ伯爵の活躍を、必要最低限にしか積極的に支援することもなかった。

その中で、フェ伯爵が頼れるのは自らの力だけであった。彼は孤軍奮闘し、真っ向から外交の経験が浅い日本政府の弱点を攻めようとした。彼の前任者ド・ラ・トゥール伯爵は、この「攻勢」的な外交姿勢を見せることはほとんどなかった。

無論、ド・ラ・トゥール伯爵の着任期間（1867-70年）は、徳川幕府が崩壊し、明治政府の基礎がまだ確立していなかった時でもあった。ド・ラ・トゥール伯爵は、フェ伯爵より先に明治政府の好感を得て、1869（明治2）年6月に行われた上州の養蚕現場における前例のない外国人内地遠征を成功に導いたことも事実である。しかしながら、ド・ラ・トゥール伯爵は、養蚕知識が乏しく、自分自身が全く養蚕業界と無関係だったせいも、領事ロベッキや書記官サヴィオ、そしてイタリア外務大臣に頼りすぎる傾向があったのである。結局、彼が計画した第二次日本内地遠征の提案は、イタリア外務省の経済的支援を求めるものだったため、すぐに却下されたのである。また、ド・ラ・トゥール伯爵が1867（慶応3）年から導入した種紙「証印」（公使館印）制度も、蚕卵商人たちの名誉を傷つけ、何らの効果も生み出さない無駄な作業だった。

一方で、初代駐日イタリア公使という難しい任務を帯びて日本へと渡ったド・ラ・トゥール伯爵は、非常に勤勉で、慎重で洞察力に富んだ外交官だったと言えるが、養蚕知識、進取の精神、そして熱心なビジネス感覚を欠いていたのである。他方で、フェ伯爵は外交の面が無謀なところがあったことは否めないが、前任者ド・ラ・トゥール伯爵になかった特長の持ち主だった。こうした理由に基づき、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタはド・ラ・トゥール伯爵の駐日公使としての任期を延長せず、フェ伯爵がその後任者になるようにしたのである。

フェ伯爵の積極性の裏には、自分の兄弟、家族や知り合いの利益に直接に繋がる「我田引水」的な要素も隠されていたことが推測できる。第一に、1872（明治5）年にフェ伯爵の仲介で日本の内地を訪れることができた商人ブレッシャーニとチコーニャは彼と同じブレッシャ出身の者で、以前から知り合いだった可能性が非常に高い。第二に、彼が帰国した頃、岩倉使節団の副使や養蚕視察団に、家族、親戚、そして地元の蚕卵商人たちとの接触の場を設けたこともこの点に関わっていると考えられる。第三に、彼の弟ピエトロが1874（明治7）年、義弟パオロ・ファッキは1875（明治8）年以降、日本を訪れることがなかったことは、フェ伯爵の動機付けを失わせた一つの理由としても挙げられる。いずれにせよ、現在のところ、フェ伯爵が特に兄弟や知り合いなどの商売活動の支援を優先していたことは状況証拠にしか裏付けられていないので、ここで断言は避けたい。

本論の第4章2節で、1873（明治6）年フェ伯爵が、帰国中に、佐々木長淳が率いる養蚕視察団の案内係を勤め、その旅費の一部を自己負担してまでその視察旅行を支援したことを明らかにした。もちろん、佐々木の一行はイタリア養蚕製糸業に関する技術的・科学的知識や情報を集めるためにイタリアを訪れた。しかしながら、それらの知識と情報とを日本に導入して、実際に活用することによって、イタリア人養蚕家がしばしば訴える日本産蚕卵の品質悪化問題の解決に繋がる可能性があったからこそ、フェ伯爵は積極的に佐々木たちの北イタリア訪問を支援したことが推察される。また、フェ伯爵が佐々木の一行と同行することに、日本政府に対する暗黙の懇願も含まれていたことも十分に考えられる。つまり、彼はイタリア人蚕卵商人の利益に繋がる日本における内地旅行を許す措置を期待し、日本人がイタリアの養蚕製糸技術を自由に視察できることを伝えようとした可能性がある。

本論の第4章3節で検討したように、フェ伯爵は一時帰国した期間にも、蚕卵商人たちの活動を支える目的を視野に入れながら、積極的に動いた。種紙の孵化不良問題をめぐっ

て養蚕家が蚕卵商人に（そして自分自身に）浴びせた批判と苦情に終止符を打つために、パドヴァ養蚕実験局において、取り調べを行おうと発案した。その結果、彼とヴェルゾン博士は蚕卵商人たちの立場を考慮した解決策を提案することになったのである。

フェ伯爵の帰国は、一方で、岩倉使節団や養蚕視察団のイタリア訪問と重なることによって、将来の日伊関係に著しく影響しており、この面から見ると、非常にタイミングがよかった。しかしながら、フェ伯爵の帰国は日本に多くの未解決問題（主に、本論の第5章で論じた外国人内地旅行問題）を残し、蚕卵商人たちの商売を危険に晒し（本論の第6章で検討した渋沢・井筒屋の種紙の買占め及び直輸出計画）とそれに関して有害な噂が立つこととの原因となった。その結果、1873（明治6）年夏に、日本にいる蚕卵商人たちが内地を訪れることができなかったことと、カスターニョラ農工商大臣の回状がもたらした混乱は、代理公使リッタ伯爵の犯した過失だけでなく、フェ伯爵の不在にも大きな原因があることを指摘しなければならない。

当時の駐日イタリア公使はもちろん、イタリア養蚕業会にしばしば非難される身となる「贖罪のヤギ」（スケープゴート）のような存在であった。しかしながら、フェ伯爵は、蚕卵商人の利益保護者としては見事に成功し、帯びた任務の遂行に向けて尽力したため、蚕卵商人などの批判は彼に不当だったと言える。これらの批判は主に、1870年代前半のイタリア養蚕業の悲惨な状況が生んだ絶望の表れに過ぎなかった。

但し、フェ伯爵の日本における活動を厳密に外交の面から見ると成功だったとは言い難い。無論、フェ伯爵はウイーン万博の日本出展に積極的に協力するなどをして、交渉相手だった明治政府に対して親日感情を示す機会があった上に、彼の交渉能力によって、1871-72（明治4-5）年に相当大きな成功（特に種紙の押印制定やイタリア人内地旅行をめぐる副島外務卿との「暗黙の合意」）を収めることができた。

しかしながら、彼は1873（明治6）年2月にとった決断（つまり、日本政府に提出した個人の領事裁判権の放棄を条件に、イタリア人の自由内地旅行を許す提案）によって、絶対に越えてはならない一線を越えてしまった。駐日イタリア公使の任務を帯びた者は、日伊貿易関係及び信仰の自由を擁護・奨励すると共に、その他の条約締結国の利害に触れる活動を避けなければならなかった。フェ伯爵は外交官にあるまじき無責任な態度で、他国と相談することなく、単独で日本政府に彼の画期的な計画を提出してから帰国した。フェ伯爵の行動は一方で、日本側にとって治外法権の撤廃をめぐる交渉の糸口となり、非常に大きな歴史的意義を持ったと言えるが、他方で、在日イタリア公使館の名誉を傷つけると

共に、外交的危機に発展し得る他国の反感を招く結果となった。この大きな失敗を犯したにもかかわらず、彼は1874（明治7）年9月23日以降にも再び駐日公使として東京に派遣されることになったが、もはや以前のような「攻勢」的な外交姿勢を見せることがなかった。

パスツールの微粒子病予防策が発見され、蚕卵貿易の寿命があと数年に限られていることに気づいたフェ伯爵は、別の形で日伊貿易を継続させる意志があったことから、廉価で購入できる日本産の塩漬け鮭の輸出までも計画した。しかしながら、外国人内地旅行問題で日本の休暇期間を延長することになり、結局、この計画は一切展開を見せなかったが、それを考案し、その実行を試みたという事実だけで、日伊関係を貿易という形で継続させる彼の意志を汲み取ることができる。

鮭の計画を諦め、およそ1年半ぶりに日本に再着任した頃に、日本産蚕卵の需要が急減し、販売価格が急落した結果、日伊関係の中心が貿易から文化・芸術に切り替わる傾向を見せる中で、彼は自分の日本駐在が意味を失ったことに気づき、外務省総務局長に異動を求めることになったのである。1880年代半ば頃から、日伊蚕卵貿易は完全に終焉を迎え、日本とイタリアとは二度と明治初期の蚕卵貿易のように盛んな貿易関係で結ばれることはなかった。

最後に、以上の論述に基づき、本論の「はじめに」に挙げた5つの問題については、次のように結論づけることができる。

- ① イタリア養蚕業会の非難を浴びていたにも拘わらず、フェ伯爵は駐日公使に問われる能力を所持していたと言える。彼は交渉能力の優れた外交官であった上に、日伊貿易を常に意識した「商売人らしい」進取の精神の持ち主であった。
- ② 彼は日本でも、イタリアでも蚕卵商人たちのために努力し続け、実際に日本政府と交渉することによって、彼らの利益を目的とした有用な便宜（主に日本政府による種紙押印制定やイタリア人の内地旅行を許した「暗黙の合意」の成立）を獲得できた。
- ③ フェ伯爵の前任者ド・ラ・トゥール伯爵は基本的に、優れた外交官だったにも拘わらず、余りに慎重な外交姿勢をとり、イタリア政府などに頼りすぎる傾向があった。また、フェ伯爵のような養蚕知識、そして蚕卵商人の立場を十分に理解できる「商売心」を持っていなかった。

- ④ フェ伯爵の交渉能力は優れたものであったが、彼は蚕卵商人たちの利益を意識し過ぎて、1873（明治6）年2月に、外国人内地旅行問題をめぐる論争を起こしてしまった。イタリア政府から受けた指示を守れず、外交的危機に展開し得る事態を発生させたため、彼は外交官として失敗したと言える。
- ⑤ フェ伯爵は外交的危機も恐れず、着任してからすぐに「攻勢」的な外交姿勢を見せ続けた。外交官として大きな過ちを犯したにも拘らず、彼は最後まで日伊蚕卵貿易を擁護し、有益に継続させる役割を見事に果たしたと言える。

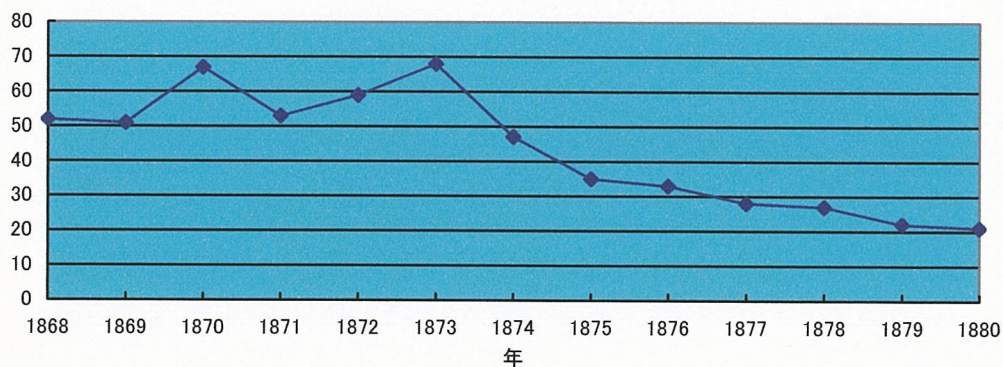
フェ伯爵の「攻勢」的な外交姿勢は、実質的に蚕卵貿易の破綻と共に終焉したと言える。これは時代の流れであった。しかしながら、明治初期における日伊貿易が盛んであった時代に、舞台の表裏でこれに関わっていたフェ伯爵の名は、日伊関係の歴史の中で記憶すべきであろう。

## 付録①～日伊蚕卵貿易のデータ（1868-1880）～

ここで、ピサ大学教授クラウディオ・ザニエル（Claudio Zanier）氏がイタリア人蚕卵商人をめぐる研究『*SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*』（『日本における蚕卵商人たち（1861-1880）』）に収録した日伊貿易関係に関する最も信頼性の高いデータを分析する。これらのデータは本論において論証される要点を裏付ける根拠となるので、非常に重要なものであることを改めて強調する。

ザニエル氏は、多種の史料（主に当時のイタリアで刊行された日刊紙・雑誌や『領事会報』など）に基づいて、1864（明治元）年から1880（明治13）年までの間に、日本を訪れるイタリア人蚕卵商人の人数<sup>1</sup>、横浜で販売される種紙一枚の平均価格（ドル）<sup>2</sup>、日本から輸出される種紙の総合枚数<sup>3</sup>と総輸出高（ドル）<sup>4</sup>に関する各年のデータをまとめる。1864（元治元）年から1867（慶応3）年までのデータは非常に不確かであるので<sup>5</sup>、ここでは1868（明治元）年以降のデータをグラフにまとめて、その変動を見ることにする。

① 日本を訪れたイタリア人蚕卵商人の人数



ザニエル氏はその研究において、1861年から1880年まで確実に日本を訪れたイタリア人蚕卵商人の総合人数は150人前後にも及ぶと述べている<sup>6</sup>。グラフ①からすると、日本を

<sup>1</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 142 ページ出典。

<sup>2</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 136 ページ出典。

<sup>3</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 131 ページ出典。

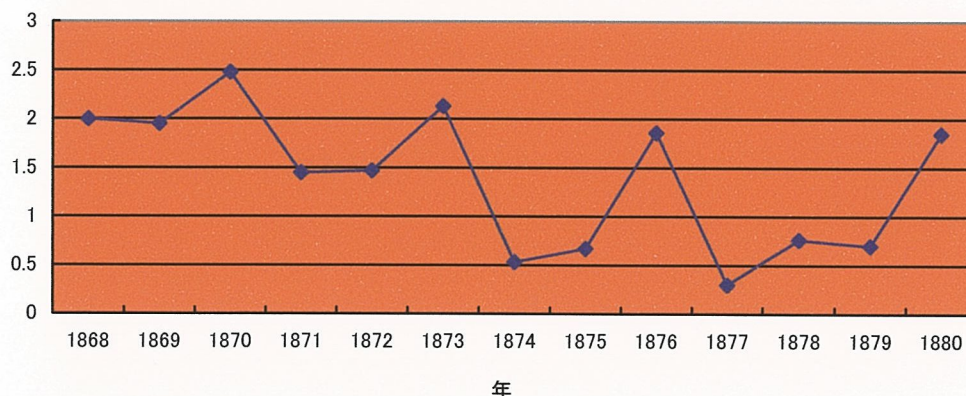
<sup>4</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 136 ページ出典。

<sup>5</sup> ザニエル氏は1864-67年までの種紙平均価格を2.00ドルとしながら、このデータは不正確である可能性が高いと述べている。しかしながら、前述したイタリア領事ロベッキの書簡に記述される価格を見ると、実際の価格は2ドルよりはるかに安かったことが推測できる。（この書簡は、1865-67の期間の種紙一枚価格に関して、非常に重要なヒントを提供してくれる。）

<sup>6</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 140 ページ参照。148人の蚕卵商人に関するそれぞれの情報は同書269-399ページに含まれている。

訪れるイタリア人蚕卵商人の数が最も多いのは 1870 (明治 3) 年 (のべ 67 人)、そして 1873 年 (のべ 68 人) で、1874 (明治 7) 年以降、カーブは下がっていく一方である。この減少の理由は本研究で論じられる点の一つである。

② 横浜における種紙一枚の販売価格(1868-1880、単位はメキシコドル)



グラフ②には、種紙一枚の販売価格<sup>1</sup>の変動が現れる。種紙一枚の平均価格は 1868 (明治元) 年から 1873 (明治 6) 年までは相当高い。しかし、1871-72 (明治 4-5) 年の価格が一時的に下がるのはフェ伯爵の働きかけによるものである (詳細は本論の第 3 章参照)。1873 (明治 6) 年、つまりフェ伯爵が帰国した年の種紙価格は再び高騰するのである。

1874-75 (明治 7-8) 年には 0.5-0.6 ドルまで急激に下がる。翌 1876 (明治 9) 年には再び急上昇するが、1877 (明治 10) 年に 0.3 ドルの最低価格に暴落する。1880 (明治 13) 年にもまた価格が急増する。

パスツールによる微粒子病予防策が発見されてからは、日本産蚕卵の需要はゆっくりと減少する傾向をみせ、種紙の価格が 1870 (明治 3) 年のおよそ 2.5 ドル/枚の水準には二度と達しない。しかしながら、パスツールの予防法はすぐに普及しなかったため、蚕卵の需要はすぐに減ることはなかった。1868 (明治元) 年から 1873 (明治 6) 年までの高値期間は日本を訪れる蚕卵商人の人数の増大に繋がる可能性は十分にある。ちょうどその頃、日本を訪れた蚕卵商人の人数は最高潮に達する (グラフ①を参照)。大勢の蚕卵商人が日本を訪れ始める頃から、彼らの間で競争はますます激しくなり、それにつれて、蚕卵商人同士で協力し、グループで行動することは徐々に難しくなっていく。種紙の値下げを待つ商人

<sup>1</sup> この計算には、極めて安い「夏蚕」の種紙も含まれているから、種紙一枚の平均価格は相当安くなる。実際、特に 1870 (明治 3) 年以降は、イタリア人蚕卵商人はほとんど「夏蚕」の種紙を購入していない。(「夏蚕」は主にフランス人に購入される品物だった。)

もいれば、高価であっても良質の種紙を早急に入手したいと考える商人<sup>1</sup>もいた。後者のような理由から、日本人の蚕卵販売者はなかなか種紙の価格を下げなかったであろうと推測される。駐日イタリア公使フェ伯爵は種紙の購入を指揮する役割も果たした（第3章参照）。

ちなみに、翌1870（明治3）年2月19日、そして3月3日に、イタリア領事ロベッキは、種紙販売価格の上昇に関して、日本政府に不満を表明する2通の書簡<sup>2</sup>を送った。2月19日の書簡では、ロベッキは種紙一枚の価格上昇を訴え<sup>3</sup>、日本人の蚕卵生産者・販売者の態度を批判している。同時に、その状況が継続すれば、日伊蚕卵貿易が断絶され、日本が相当の収入を失うであろうと示した<sup>4</sup>。更に、ここで領事は1865-69（慶応元—明治2）年までに輸出された種紙総合枚数のデータをも挙げる<sup>5</sup>。1870（明治3）年3月3日の書簡では、領事は同年2月13日に、日本人蚕卵販売者が日本政府を通して蚕卵生産者に種紙の生産を減らすように求めたことが真実であるかどうか尋ねている。それに対して、外務省はその旨に関して一切承知しないと述べ、関係当局者がこの一件について調査を行う約束をしていたことが窺える。その書簡で、ロベッキは改めてその件に関する情報や説明を期待すると述べる<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 素人で、初めて日本で蚕卵を仕入れに来た商人らは特にこの傾向を見せることが多かった。

<sup>2</sup> これら二通の書簡は未刊史料である。日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年2月19日、1870年3月3日、駐日イタリア領事ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。（未刊）

<sup>3</sup> 2月19日に、ロベッキは1865-1869年の種紙一枚の平均価格を挙げる。〔英語原文〕「For the last six years Italian landed-proprietors have sent their Agents out to Japan for the purpose of buying Silkworm Eggs, and the price thereof has gradually and steadily risen from year to year, as shown by the following figures representing about the average price per card of the best description during the last five seasons, viz. in 1865 \$1.-, " 1866 " 1.60, " 1867 " 2.20, " 1868 " 3.-, " 1869 " 4.-」。とにかく、ロベッキが挙げる平均価格は「最良品」のものである。日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年2月19日、駐日イタリア領事ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。（未刊）

<sup>4</sup> 〔英語原文〕「[...] The Japanese merchants of Yokohama are said to contemplate a compact among them, the result of which, if carried out, would be to further increase the price of cards for next season 1870, to \$6 and more: and it is obvious that, if the practice of asking higher and higher prices for the seed is to go on in such wanton manner, the advisability whether of coming out here or of seeking for other markets shall be a matter of very serious consideration for Italian seed merchants: if however seed is not produced in Italy as of old (as it is hoped it will) in sufficient quantities to meet requirements. Under the circumstances Italian commerce and industry may suffer some temporary inconvenience, but a certain source of actual gain would be lost to Japan. [...]」日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年2月19日、ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。（未刊）

<sup>5</sup> 〔英語原文〕「[...] The following is a Table of the export of eggs for the last five years, as returned in the report of the Yokohama Chamber of Commerce. In the year 1865 cards 3,000,000 " " 1866 " 950000 " " 1867 " 850000 " " 1868 " 2300000 " " 1869 " 1390000 [...]」日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年2月19日、駐日イタリア領事ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。（未刊）

<sup>6</sup> 〔英語原文〕「Gentlemen, In an interview with one of Your Excellencies at the Foreign Office in Tokei on the 13<sup>th</sup>. Ultimo I had the honour to ask whether it was a real fact that Japanese Merchants had petitioned the Imperial Government, urging it to issue orders and instructions to growers and proprietors in the several silk districts, or otherwise to influence their minds, so, as to persuade them to produce but a limited quantity of Silkworm Eggs for the approaching silkworm season. I was told then, that it was not to the knowledge of the Foreign Office that such a petition had been made, the competent office would be questioned in the subject, and an answer sent to me shortly. The commerce of Italy being greatly interested in the matter, I beg again to be supplied with the information I require and have the honour to be: Gentlemen, With respect and consideration C. Robecchi



こうしたロベッキの懸念は、日本産生糸の質的悪化が良質の蚕卵の輸出過剰に起因すると考える者<sup>1</sup>もいたことが原因で生じたことと推測される<sup>2</sup>。結局、蚕卵生産者が何らかの形で圧力がかけられたか否かは不明であるが、輸出される蚕卵の総合枚数は1869年とほぼ同じだったと言える。(以下のグラフ③を参照)。しかしながら、グラフ②から観察されるように、1870(明治3)年の種紙一枚の平均販売価格は、ロベッキが懸念していた通り、1869(明治2)年より上昇したことは事実である。

グラフ①に見たように、1873(明治6)年以降、需要と共に、蚕卵商人の数は減少していくばかりだった。この現象は1874-75(明治7-8)年、そして1877-79(明治10-12)年に販売された種紙の値下げを説明する理由の一つとして挙げられる。(需要と共に、競争も減っていた)いずれにせよ、1874-75(明治7-8)年の種紙価格の暴落は、おそらく1873(明治6)年の世界恐慌の影響を受けていることも否定できない<sup>3</sup>。

また、1876(明治9)年に、種紙の価格は急上昇する。この理由は翌年に刊行された『領事会報』の報告書<sup>4</sup>において説明されている。1876(明治9)年は、一方で、フランスやイタリアの養蚕業にとって不作の年だった。生糸や蚕卵の生産量が非常に低かったため、日本産蚕卵の需要は急増した。しかし他方で、この年は日本の養蚕業に有利な状況をもたらした。この事情を知ることができた日本人の蚕卵販売者は、前述の通り、日本養蚕業の詳しい事情を把握できない外国人商人らに、例年よりも種紙の販売を意図的に遅らせ、しばらく高価で販売しつづけた。翌1877(明治10)年には、イタリアにおける無病蚕卵の生産が非常に好調であったため、日本産種紙の需要は、その販売価格と共に暴落した<sup>5</sup>。

最後に、1880(明治13)年の価格上昇は、ザニエル氏が『SEMAI』で述べているよう

---

H.Ital.M.'s Consul and in Charge of H.M.'s Legation」。日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年3月3日、駐日イタリア領事ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。(未刊)

<sup>1</sup> その人は英人F. O. アダムズ(Francis Ottiwell Adams)だった。イギリスは日本から生糸を大量に輸出する重要な貿易相手の一つだったため、生糸となる繭の生産ではなく、蚕卵の生産が優先されることを懸念していたことが十分に考えられる。

<sup>2</sup> 2月19日の書簡に次のような段落がある。(下線部は原文にも現れる)「[...] I have read in a Yokohama paper Mr. Adams's interesting report on the Ugi (2), and there I have found a passage running thus: another cause of deterioration of the silk doubtless arises from the immense export of eggs of the best quality, which statement must be rectified. [...]」(2)の註には次の様に書かれている「(2) Japan Weekly Mail 29<sup>th</sup> Jan. 1870 - and half-yearly report of the Yokohama Chamber of Commerce - January 1870. 日本外務省外交史料館 3-5-2-3 「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸関係雑件 第一巻 自二年至六年」、1870年2月19日、駐日イタリア領事ロベッキより、澤外務卿宛の書簡。(未刊)

<sup>3</sup> 1873年の世界恐慌の影響で、1874-75年の輸出糸価も暴落した。中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社、1992、240ページ参照。

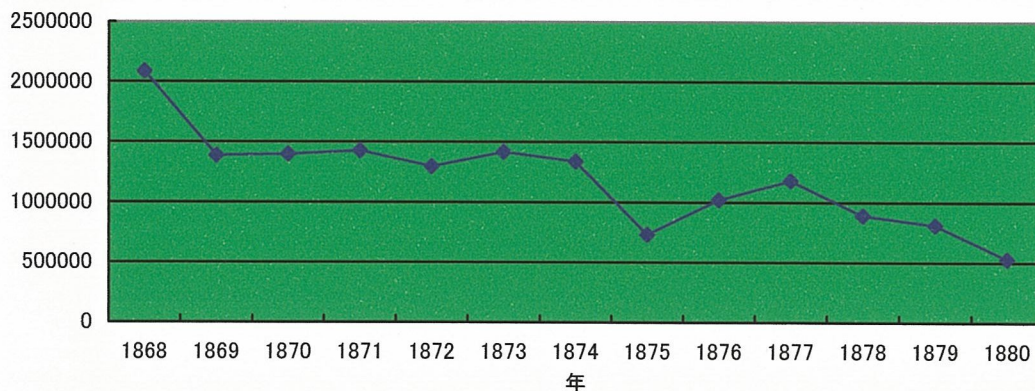
<sup>4</sup> CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1876* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIII, 1877, 615-626 ページ参照。

<sup>5</sup> CASTELLI, Pietro, *Riassunto statistico sul mercato di seme serico in Yokohama nel 1877* in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare*, Vol.XIV, 1878 73-74 ページ参照。

に、1880（明治13）年前後に渡日するイタリア人蚕卵商人が主に奥州産の種紙（最高級・最高価のもの）を求めていたことが原因で生じた現象である<sup>1</sup>。

ちなみに、日本産の種紙一枚のイタリアでの小売平均価格は、1870（明治3）年に26－32 リラ（4.64－5.71 ドル）、1873（明治6）年に23.5－27.5 リラ（4.20－4.91 ドル）で、極めて高い。しかし翌1874（明治7）年から種紙一枚の小売価格が8.25－12.50 リラ（1.47－2.23 ドル）に暴落する<sup>2</sup>。このデータにも、ヨーロッパにおける蚕卵需要の減少が明らかに反映されている。

③ 日本から輸出された種紙の総合枚数



ここで、日本から輸出された種紙の総合枚数の変動（グラフ③参照）を追うことにする。輸出枚数が最も多い年は1868（明治元）年<sup>3</sup>で、それ以来、輸出される種紙の総合枚数が150万枚を超えることはない。1874（明治7）年までに目立った変動はないが、イタリアで、パスツールの微粒子病予防策による無病の蚕卵生産が再開され、1875（明治9）年に種紙輸出枚数ははじめて10万枚を切る。前述の通り、1876（明治9）年は蚕卵の需要が多い年で、翌1877（明治10）年の種紙一枚あたりの価格は極めて安かったという理由に基づき、輸出枚数の上昇が十分に説明できる。そして1877（明治10）年以降、種紙の輸出枚数は減少するばかりである。ちなみに、ザニエル氏の研究によると、1881（明治14）年に輸出された種紙は375000枚、1882（明治15）年は177000枚、そして1883（明治16）年には僅か35000枚<sup>4</sup>で、その頃から、日伊蚕卵貿易が終焉に向かっていくのは必至であった。

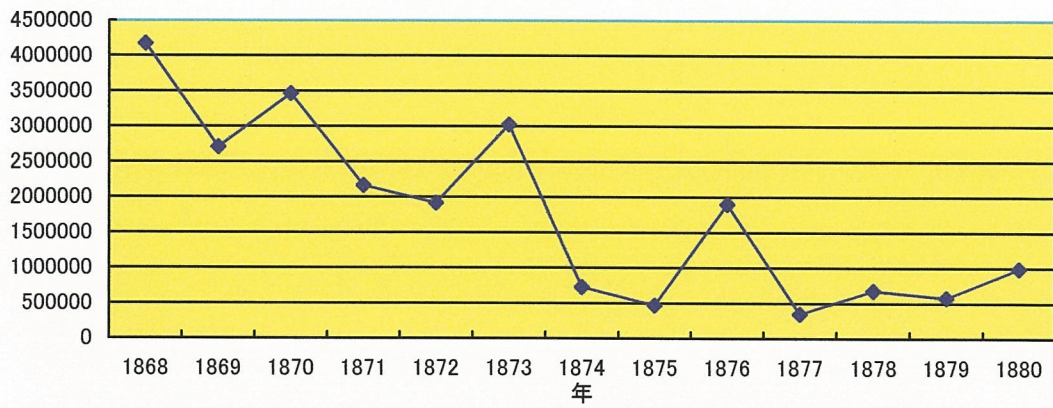
<sup>1</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 139-140 ページ参照。

<sup>2</sup> 小売価格データは ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 138 ページ参照。

<sup>3</sup> ザニエル氏は2090000枚としているが、その他の史料によれば、2200000－2300000枚としている。イタリア領事ロベッキも、以前挙げた1870年2月9日の書簡において、1868年の種紙枚数データを2300000としている。

<sup>4</sup> ZANIER, Claudio, *SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006, 140, 143 ページ参照。

④ 日本から輸出される蚕卵の総額(1868-1880、単位はメキシコドル)



最後に挙げる以上のグラフ④において、ザニエル氏が挙げる蚕卵輸出総額のデータ（種紙一枚の価格×枚数）を利用し、日本から輸出される種紙の総額を見ておきたい。このグラフをグラフ②と比べると、二つのカーブの動きは類似していることが容易に観察される。

## 付録②～私文書に見るフェ伯爵とイタリア公使館～

ある人物とその活動について歴史研究を行う時は、その生きた時代の歴史的情勢を徹底的に調べ、その経歴や業績、そしてその性格、生活様式、関わった人物についての情報を把握しなければならない。

本研究は駐日イタリア公使アレッサンドロ・フェ・ドスティアーニ伯爵、そしてその日本での活動を中心としているものである。もちろん、歴史研究であるため、主に公文書を中心とするものでなければならない。

複数のイタリアと日本の公文書館において、フェ伯爵が執筆した公文書は比較的多く保管されている一方で、彼の日記は発見されておらず、彼に関する私的な物はほとんど遺されていない。家族や親友宛の進展な手紙なども極めて少ない。そのため、フェ伯爵の私生活は多くの謎に包まれている。

ここで、これらの謎を明らかにするために、駐日公使時代のフェ伯爵と関わりを持った数々の人物が残した記録を収集し、一斉に紹介することにする。こうして、公文書が提供しないフェ伯爵の性格、生活様式、仕事環境に関する新鮮な描写、そして貴重な情報を得ることが可能になる。更に、以下に紹介する史料において、在日イタリア公使館に関する多くの情報も含まれている。

### 〔史料①—イタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」の航海日記〕

ここではまず、イタリア海軍が数回に亘って、イタリアとアジア諸国との間の貿易を保護、そして奨励するために、東洋に派遣したコルヴェット艦「ヴェットール・ピザーニ号」(R. Corvetta "Vettor Pisani")の航海日記を扱うことにする。

「ヴェットール・ピザーニ号」がはじめて東洋に派遣されたのは1871年から1873年にかけての間である。海軍資料館に保管されている史料や、イタリア軍艦の世界一周航海をめぐる先行研究<sup>1</sup>からすると、この軍艦の初めての世界一周航海に際して、「ヴェットール・ピザーニ号」は二回にわたって日本の港にて錨を下ろした。一回目は1871(明治4)年9月26日(横浜着)から同年12月17日(長崎発)まで、そして二回目は1872(明治5)年8月7日(横浜着)から同年11月1日(横浜発)までの時期である。ちなみに、「ヴェ

<sup>1</sup> LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1* (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 125-149 ページ参照。

ットール・ピザーニ号」は、イタリア養蚕業が必要としていた蚕卵を購入する目的で毎年日本へと渡っていたイタリア人商人が最も多い時期（夏と秋）に日本に来航したのである。

この度、「ヴェットール・ピザーニ号」の副水先案内人ウーゴ・ベディネッロ（Ugo Bedinello）は航海日記を執筆し、それを1876（明治9）年『1871,72,73年度のイタリア王国コルヴェット艦「ヴェットール・ピザーニ号」の世界一周航海日記』（*Diario del Viaggio intorno al globo della Regia Corvetta Italiana <Vettor Pisani> negli anni 1871, 1872, 1873*）という題名で刊行した。これは海軍に所属する者によって愛国心を込めて執筆されたものである。また、著者は刊行の際、日記の一部を直接にイタリア王に贈呈したと見られる。

これらの理由で、日記の著者はアジア・オセアニア各国の政治・経済的情勢、風俗、習慣、人々については興味深い描写を書き連ねるが、もちろん祖国の代表者である公使や領事らの性格や活動に対する個人的意見や余計な賛辞の記述を避ける傾向を示す。

フェ伯爵と在日イタリア公使館に関する言及も例外ではない。著者ベディネッロは、1872（明治5）年東京におけるイタリア公使館を訪れた際、フェ伯爵に関して、次のように述べている。

[イタリア語原文]

*[...]Presi alloggio presso il nostro ministro plenipotenziario, il Conte Fè d' Ostiani, grazie la di lui squisita cortesia. La di lui abitazione è situata nel quartiere imperiale detto Jamaksas ed è una graziosa ed elegante palazzina in miniatura, d'un piano solo, a motivo dei frequenti terremoti. Vi sono annesse tre case di legno, fabbricate alla giapponese, che servono per l' interprete, per l' alloggio dei forestieri e la terza per la servitù. Il vasto giardino che circonda l'abitato è adorno di bellissime piante esotiche ed è accuratamente coltivato.*

*Il Conte Fè d' Ostiani fu il primo tra i ministri esteri che si stabilirono nel suddetto quartiere, sicchè la nostra bandiera fu la prima a sventolare nel recinto del castello imperiale.[...]<sup>1</sup>*

<sup>1</sup> BEDINELLO, Ugo, *Diario del viaggio intorno al globo della regia corvette Italiana "Vettor Pisani" negli anni 1871-73*, (Seconda edizione) Tipografia Domenico Del Bianco, Udine, 1893 132 ページ出典。

[日本語訳文<sup>1</sup>]

我が国の全権公使フェ・ドスティアーニ伯爵の親切さのおかげで、公使館に投宿しました。彼の住居はヤマクサスという皇居地区に位置されて、頻繁に発生する地震のため、一階建てに建てられた優美で上品な小邸宅です。それに、日本風に建てられた木造の家が三軒付設されています。その中の一軒は通辯が利用し、もう一軒は外来客が投宿する所で、三軒目は使用人専用のもので、これらの建物を囲む広い庭園は異国情緒あふれる美しい植物で飾られていて、丁寧に手入れされています。

フェ・ドスティアーニ伯爵は上述の地区に居を構えた最初の外国公使だったために、初めて皇居敷地内に翻ったのは我が国旗です。

この日記では、フェ伯爵とイタリア公使館に関する記述はこれのみである。

しかしながら、同じコルヴェット艦「ヴェットール・ピザーニ号」の1874年から1877年にかけて行われた第二次世界一周航海の際に、海軍大尉ルイーダ・グラッファーニ (Luigi Graffagni) によって、新たな航海日記が執筆され、その中でフェ伯爵とその活動並びにイタリア公使館については数箇所に取り上げられている。この日記の題目は『「ヴェットール・ピザーニ号」艦内で過ごした三年 (1874-1877)』 (*Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)*) である。この史料も公式な刊行物として出版されたため、フェ伯爵という人間とその活動を高く評価し、祖国の名誉を傷つける恐れのある、いわゆる「都合の悪いところ」を一切報告しない「偏った」見方をしていたことを認識するべきである。

今回も、蚕卵商人らの来日に合わせて、「ヴェットール・ピザーニ号」は二回 (一回目は1874 (明治7) 年8月31日から11月13日まで、二回目は1875 (明治8) 年7月15日から11月1日まで) に亘って横浜に入港した。その中で次の記述が現れる。

[イタリア語原文]

*[...] Il nostro Ministro conte Fè d' Ostiani, essendo stato incaricato dal Re a far gli onori in Italia all' Ambasciata Giapponese; ed in seguito nominato Commissario del Giappone*

<sup>1</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。

*per l'Esposizione di Vienna, era partito da un anno, avendo lasciato incaricato d'affari il Conte Litta segretario di Legazione. [...]Egli ha la residenza a Jeddo dove fu uno dei primi diplomatici esteri a stabilirsi. Resegli le dovute visite e i dovuti onori, egli ci offerse la sua casa, della quale non tardammo ad approfittare<sup>1</sup>. [...]*

[日本語訳<sup>2</sup>]

[前略]我が国の公使フェ・ドスティアーニ伯爵は、王様に委ねられて、日本使節団のイタリア訪問を歓迎して、後にウイーン万博にて日本代表委員に任命されたため、一年前から出発して、書記官のリッタ伯爵を代理公使にしていました。[中略]彼<フェ伯爵>は江戸<東京>に居を構えた最初の外国公使の一人です。彼は、挨拶を交わしてから、公使館を我々の宿にしてくれて、我々は早速これを利用して頂きました。[後略]

フェ伯爵は 1874 (明治 7) 年 9 月 23 日にアメリカを経由して、再び日本に到着した。しかし、「ヴェットール・ピザーニ号」が翌年日本を再度訪問する部分において、フェ伯爵に関する言及は圧倒的に多くなる。今回も、軍艦の参謀本部の数人がフェ伯爵に招待され、公使館に 8 日間宿泊することになった。ここで、著者のグラッファナーニ大尉はフェ伯爵の人気度について語る。

[イタリア語原文]

*[...]Il nostro ministro è tanto conosciuto in quella città, sebbene immensamente grande, che basta dire, <Italian Minister>, perchè il ginrikisha parta velocemente per la sua destinazione. Non credere che questo avvenga anche per gli altri ministri esteri, perchè, per esempio, il Russo per farsi portare a casa, che è presso quella del nostro, è obbligato a dire <Italian Minister>.<sup>3</sup>[...]*

<sup>1</sup> GRAFFAGNI, Luigi, *Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)*, IIa ed. Edizioni "Alpes" Milano, 1927 65-66 ページ出典。

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も、[前略]、[中略]、[後略] も本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> GRAFFAGNI, Luigi, *Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)*, IIa ed. Edizioni "Alpes" Milano, 1927 184-185 ページ出典。

[日本語訳文<sup>1</sup>]

[前略]その都会が広大であるにも拘らず、「イタリアン・ミニスター」という一言で、人力車がその目的地に向かって、凄い速度で発進するくらい我が公使は非常によく知られています。しかし読者よ、これは他国の公使にもあることだと思わないでください。例えば、イタリア公使館の付近に住んでいるロシア公使は、帰宅するために、「イタリアン・ミニスター」と言わなければなりません。[後略]

グラッファーニ大尉の言葉は少し大げさに聞こえるが、フェ伯爵は東京にて大変よく知られていたようである。次は、グラッファーニ大尉がフェ伯爵の家において受けた歓迎やフェ伯爵自身とその活動について書く。

[イタリア語原文]

*[...]Il nostro Ministro da quattro anni è al Giappone; conosce l'indole di quel popolo, e sa farsi amare e stimare da tutti, nel mentre che egli stesso ama i giapponesi, per modo che, oltre ai servi, la sua casa è sempre frequentata dagli indigeni, e vi incontri non di rado ministri, daimios, cughè ed altri personaggi d'alto rango di quella nazione. Fra I molti, vedemmo qualche volta un principino della casa Imperiale, allievo del Collegio di Marina. Stimato e ben veduto da tutta la Colonia, il conte Fè ha sempre la casa aperta e la tavola imbandita per qualunque italiano; e credo non vi sia semaio, che non vada a passare qualche giorno in casa di quell gentiluomo. Qual Mecenate accoglie e protegge gli artisti del suo paese, e lo vedemmo soccorrere una famiglia di cantanti, ed ottenere per essa un concerto alla presenza del Mikado, cosa non da poco. L'Imperatore del Giappone gli fece dono di una ricca sciabola d'onore al ritorno dall'Esposizione di Vienna, dove era membro della commissione giapponese. Mediante i suoi uffici ottenne che alla scuola Politecnica (stabilita in Tokio) fossero ammessi alcuni professori italiani, mentre spedisce alcuni giovani giapponesi al collegio Internazionale di Torino. Egli si adopera in tutti i modi per il*

<sup>1</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。[前略]と[後略]も本論の筆者によるものである。



*bene ed il progresso del Giappone, non disgiunto mai dal bene massimo dell'Italia.<sup>1</sup> [...]*

[日本語訳<sup>2</sup>]

[前略]我が公使が日本に駐在してから4年が過ぎました。あの国民の性質を知り、日本の国民を愛しながら、皆に愛され、尊敬されています。この理由で、彼の家には、使用人らの他にも、現地人もしばしば行き来しています。そこで、大臣、大名、公家などのあの国の上流社会<sup>3</sup>に属する人物たちに会うのが決して珍しいことではありません。その中で、海軍士官学校の生徒である皇室の若い王子様も時々見かけました。外国人居留地の住民に尊敬され、好感を持って扱われているフェ伯爵は、いつもあらゆるイタリア人を快く邸宅に歓迎し、豪華な食事でもてなしています。おそらく、あの紳士の邸宅でせめて数日間を過ごさない蚕卵商人はいないでしょう。文芸の保護者として、彼は自分の国の芸術者を歓迎して庇護します。我々は彼が歌手一家を庇護して、ミカドの下で演奏会を披露するための許可を得るのを目撃しました。彼は日本代表委員として勤めていたウイーン万博から戻ったときに、天皇から立派な太刀を贈呈物として受け取りました。彼の斡旋によって、理工科学校（東京に開設されています）でイタリア人教授が雇われるようにしながら、トリノの国際学院に日本人の若者を送ります。彼は、イタリアの幸福と切り離せない日本の福祉と進歩に尽力しています。[後略]

この一冊で、フェ伯爵の活動と努力はしばしば強調されている。その後も、フェ伯爵の邸宅にて剣道の試合が開かれたことや、公使館の敷地内に小聖堂が開設されたなどの出来事が以上と同じ調子で語られている。

[史料②—ドイツ人医師エルヴィン・ベルツの日記]

1876（明治9）年から1905（明治38）年に亘ってのおよそ30年間の間日本に滞在を続けた著名なドイツ人内科医エルヴィン・フォン・ベルツ博士（Dr. Erwin von Baelz 1849-1913、写真①参照）もフェ伯爵に面会した経験がある。息子のトク・ベルツ（Toku Baelz）が編集した日記においても、フェ伯爵の人物像が描かれている。

<sup>1</sup> GRAFFAGNI, Luigi, *Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)*, IIa ed. Edizioni "Alpes" Milano, 1927 186-187 ページ出典。

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。[前略]と[後略]も本論の筆者によるものである。

<sup>3</sup> 著者はおそらく、詳しいところまで日本の歴史的・政治的情勢を把握していなかったと見られる。

[英語訳文]

*Tokyo, November 15, 1876.*

*This morning I went to a call at the Italian legation, where Wernich introduced me to Count Fe, the Italian minister. He is the most popular member of the European community, and with good reason. He has a full-moon sort of face fringed by a big reddish-brown beard, wears a shooting jacket, a slouch hat, and top boots, so that at the first glance one might take him for a German forester. He was an officer in the army before*



写真①：エルヴィン・ベルツ

*becoming a diplomatist, and has retained something of the manners of a dragoon. Having in the old days seen garrison service in Vienna, he speaks German fluently; also French and English. He has a reckless demeanour, which is little disturbing at times. Everything about the man is perpetually in movement; he is full of life, and seems to pay no heed to what is said to him, but really stores it all up in an excellent memory. Count Fe is a widower, and keeps house in rather a queer fashion. He loves entertaining, and has the art of making his guests feel at home. [...]<sup>1</sup>.*

[日本語訳<sup>2</sup>]

1876年11月15日 東京にて

今朝はイタリア公使館に呼び出されて、そこでヴェルニツヒ氏が私にイタリア公使フェ伯爵を紹介しました。彼は尤もな理由で、ヨーロッパ人社会で一番人気のある者です。赤味がかつた茶色いひげに飾られた満月のような顔をして、サファリ・ジャケットを着用して、緑の垂れ

<sup>1</sup> BAELZ, Erwin; BAELZ Toku (Ed.) *Awakening Japan*, Indiana University Press 1974, 25 ページ出典。

<sup>2</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。[後略] も本論の筆者によるものである。

た帽子をかぶって、狩猟靴を履いていますので、一見したところはドイツの森林労働者のように思えます。外交官になる前に、陸軍士官だったので、どこかで竜騎兵らしい態度が残っているように見えます。嘗てはウイーンで守備兵として従軍したので、流暢にドイツ語を話して、フランス語も英語も堪能です。時に少し神経に障る無謀な態度の持ち主です。彼のすべては絶え間なく動いています。活気に満ちていて、言われる事に対して一切注意を払わないように見えますが、実はすべてを非常によく記憶しています。フェ伯爵は男やもめで、風変わりな室内装飾を施しています。客をもてなすことが好きで、人をくつろがせる才能を持っています。[後略]

[史料③一週刊誌「The Tokio Times」(1877年1月20日 第3号)記事]

1877(明治10)年1月20日の週刊英字新聞「The Tokio Times」において、イタリア公使館についての記事が現れる。ここで、日伊通商修好条約の締結にまでさかのぼる歴史的背景の後、イタリア公使館の歴史が紹介されている。

[英語原文]

#### FOREIGN LEGATIONS IN JAPAN

-----

#### III- ITALY

*[...]To Count De la Tour succeeded Count Alexander Fè d' Ostiani, the present worthy representative of the royalty of Italy at the Japanese Court. After the overthrow of the Tokugawa rule, Count Fè removed his residence to the capital, where he permanently fixed his quarters on the spot to this day occupied by the Italian Legation, in buildings constructed by himself. The visitor to Tokio may find the Italian Legation by entering the castle enclosure through the Tiger Gate. Close to the Foreign Office, opposite the private entrances to the houses of the professors in the Imperial College of Engineering, and contiguous to the rear of the enclosure where stands the elegant mansion recently built by the Russian Minister, is a large piece of ground which was formerly the property, and on which was erected the town residence, of the daimio Takagi Masatada. [...]It was the spacious town domain of this noble family, near Tora no Mon, which Count Fè purchased,*

*and in which he erected at his own expense the first of the foreign Legation buildings expressly constructed for this purpose that now stand in Tokio. The house which he then built he still dwells in, the honored representative of his sovereign, and second in social esteem and personal popularity to none of the foreign Ministers. The ground and house have been purchased from him by the Italian government, who contemplate considerable enlargements and improvements on this their Tokyo estate. His present residence is destined to the occupancy of the official staff, and the offices of the mission; while a large and handsome mansion will be built for the Minister, in a portion of the pleasant garden already selected for the purpose.*

*In 1875 a pretty little Catholic chapel was added, in a retired spot within the grounds, to the then existing edifices. We happened to see this chapel on the day when the mortuary mass for the repose of Her late Royal Highness the Duchess of Aosta, ex-Queen of Spain, was held. In front of the portico hung a black veil bearing in the centre a gilt crucifix. The sides of the interior, to within a few inches of their extremities, were draped with black curtains edged with gold. A white canopy, blazoned with the universal emblem of eternity, curtained the roof, and the altar was resplendent with the accustomed imagery. [...]*

*Count Fè d' Ostiani is well known as a lover of art. He is an enthusiast for good music. Periodically, in the fine autumn weather he erects a bijou theatre at the back of his abode, for private operatic entertainments which are always of the most agreeable kind.[...] Count Fè is not a mere *dilletante*. He is more fortunate than some of his fellows in the possession of leisure, through not having a quantity of turbulent nationals to govern, and probably no very intricate political webs to weave. The Italians here are few and give but little trouble. [...] At any rate he has had enough wherein to invent a stove, in the advantages of which, over other stoves, he has great faith. [...] The result is the stove à la Count Fè, a warming apparatus which is at once cheap, clean and useful, which has already been adopted in many houses, [...]¹.*

---

<sup>1</sup> The Tokio Times, 1877年1月20日より。ちなみに、この記事は、イタリア外務省歴史外交資料館にて保管された書簡に添付されていた。(ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1289.) (未刊)

〔日本語訳<sup>1</sup>〕

在日外国公使館

III- イタリア

〔前略〕ド・ラ・トゥール伯爵の後任者は現在の優れた駐日イタリア国代表者アレクサンダー・フェ・ドスティアーニ伯爵である。徳川幕府の崩壊後に、フェ伯爵は都に邸宅を移動させ、現在イタリア公使館が存在する場所に、自ら建設した建物に居を構えた。東京を訪れる者は、虎ノ門をくくって城壁の内側へ行くと、イタリア公使館を発見できる。外務省の近く、工部大学の教授ら専用の住居入り口の真向かいに、最近ロシア公使によって建設された優雅な屋敷を囲む垣の裏側に隣接しているのは、嘗て高木マサタダ<sup>2</sup>という大名の藩邸が建てられていた広い土地である。〔中略〕

フェ伯爵が購入したのは虎ノ門の近くにある、前述の華族が所有していた土地である。そこで、彼は自費ではじめて現在、東京にある公使館専用施設の建物を建てた。好評と人気の面で他国公使に劣らない<イタリア>国王の尊敬すべき代表者は未だに自ら立てた家に住んでいる。この東京にある地所の相当な拡大と改造を計画しているイタリア政府が後に彼から土地と家を購入したのである。わざわざそのために選ばれた庭園の一部には、近いうちに公使のために壮麗な屋敷が建設されるため、彼が現在住んでいる建物は将来、公使館の事務所且つ職員の住居となるだろう。

1875年には、当時既に存在していた建物に、その土地に含まれた人目につかない場所に、ごちんまりした礼拝堂が追加された。我々がこの礼拝堂を見たのは偶然で、永眠した以前スペイン女王だったアオスタ公爵夫人陛下の葬式がとり行われた日である。柱廊玄関の前に、黒いベールがかけられ、その中心に金の十字架があった。室内の側壁は、先端の数インチ以外、金縁の黒いカーテンに覆われていた。全世界に通じる不滅の象徴で飾られた白い天蓋は天井を覆い、祭壇は見慣れた画像で輝いていた。〔中略〕

フェ・ドスティアーニ伯爵は美術の愛好者としてもよく知られている。彼はよい音楽にも熱

<sup>1</sup> この日本語訳は本論の筆者によるものである。<>内の記述も、〔前略〕、〔中略〕、〔後略〕も本論の筆者によるものである。

<sup>2</sup> 1869（明治2）年まで丹南藩主だった高木正坦（たかぎまさひら）であろう。（高木氏の藩主たちの中で、マサタダという名前の人物はいない。）

中している。彼は住居の裏に、お洒落で小さな劇場を建てて、定期的に、天候のいい秋の日々に、そこでいつも楽しい歌劇風の演出を行う。[中略]

フェ伯爵は単なる美術愛好家ではない。彼は、抑制しなければならない多くの騒々しい同国人を持たず、おそらく解決しなければならない複雑に絡み合った、重大な政治問題も持たない故、他の公使と比べて、わりと暇のある生活を送っていると言える。イタリア人たちは少なく、ほとんど問題を起こさない。[中略] いずれにせよ、彼は、ストーブを発明するために十分に<暇が>あった。彼は、このストーブが、その特長によって、他のストーブよりも優れたものであると信じている。[中略] その結果はフェ伯爵流ストーブである。同時に安く、環境に優しくて便利な暖房機械で、すでに多くの家で利用されている。[後略]

#### 〔史料④—彫刻家長沼守敬の自叙伝〕

最後に日本側史料も紹介する。それは、『中央公論』の1936年7月号に掲載された「現代美術の揺籃時代」という題目のものである。内容は詩人・彫刻家高村光太郎（1883—1956）によって編集された彫刻家長沼守敬（ながぬまもりよし、1857—1942、写真②参照）の短い自叙伝である。



写真②：長沼守敬

若い長沼守敬は、美術、そして美術家を庇護していたフェ伯爵に出会い、しばらくイタリア公使館に通ったと見られる。もちろん、ここからもフェ伯爵とその活動に関する貴重な情報を抽出することができる。ただし、このような史料を扱う時は、注意しなければならないことがある。これは一人の年老いた人間の思い出から生まれたものであるもので、その中に含まれる情報（特に詳細な点）は完全に正確でない恐れがある。

ここで様々な逸話を挙げることにする。

#### 〔日本語原文〕

##### 一、生ひ立ちから上京まで

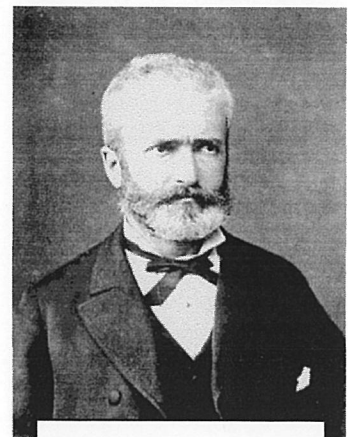
[中略] 最初、日本橋濱町に住み、後麹町の平河町に住んでゐた。私は伊太利語を学ぼうと思ひ立ち、キヨソネ<sup>1</sup>の門を叩いて伊太利語を教へてくれと申込んだところ、彼は私から日本

<sup>1</sup> エドアルド・キヨッソーネ (Edoardo Chiossone, 1832-1898・写真②参照) イタリアの版画家。1875 (明治8) 年に来日する。日本の印刷技術の進歩に貢献したほか、日本美術を故国に紹介、「西郷隆盛像」など貴顕の肖像を多く遺した。日本で死去した。

語を習ふといふ交換条件で承諾した。向こうは英、佛、獨語まで出来るのに、<sup>こちら</sup> <sup>かたこと</sup>此方は片語さへ出来ぬのであるから、キヨソネの方が損な譯であつた。暫く通つてみたが、どうしても伊太利語が覚えられぬので弱つた。

當時伊太利公使館は虎ノ門にあつた。公使館に勤めてゐた曲垣如長君(有名な馬術の達人平九郎の末裔といふ)に會つて、キヨソネの處へ行つて伊太利語を習つてゐるがどうしてもよく覚えられぬで困ると相談すると、その事を公使のコント・フェイに語つて呉れた。公使は、そのうち伊太利の軍艦が来るからそれに乘せてやらう、との事であつた。

やがて、伊太利の軍艦が來たので、公使の名刺を貰つて、軍艦を横濱に訪ねた。明治八年のことである。軍艦と云つても、帆前と蒸氣を併せたコルベット型で、艦名はベツトルピサニと云つた。乗員すべて伊太利人のこととて、私の出来る唯一の會話「これは何といふものか」を連發して、水夫でも誰でも掴へて、訊いた名稱を手帳に書きつけ、約3ヶ月軍艦内で生活したので大いに得る處があつた。



写真③：E. キョソネ

出帆も間近になつて、私を伊太利へ連れて行くといふ話も出たので喜んでゐた譯である。

[中略] 公使も連れて行くやうに云つてゐたが、一人の母を残して外國へ行く事は忍び得なかつたのでやめた。2、3日して公使に會ふと、彼は何故行かなかつたかと詰問したが、私の語學は其理由を細々説明するわけには達してゐなかつた。

## 二、伊太利公使館時代

ベツトルピサニ號からオルトリニ<sup>1</sup>と云ふ人が下船して、公使館に留まっていたので、それから語學を學んだ。然し、いよいよ食ふ事が出来ず、途中でやめるのは残念であるが已むを得ぬから、田舎に歸つて百姓でもしようと思ふ、といろいろ窮状をオルトリニに話したところ、それを公使が聞き知つて、それは可哀想だから食ふ丈けの費用をやらう、といふ事で伊太利公使館へ月6圓で傭はれることになつた。

6圓と云つても、當時の下宿代が2圓50錢か3圓位の相場の事とて、公使館の片隅の部屋

<sup>1</sup> エットレ・オルトリニ (Ettore Ortolini) : 本論で扱つた『「ヴェットール・ピザーニ号」艦内で過ごした三年 (1874-1877)』(Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)) という一冊において、この人物の名前と情報が現れている。彼は海軍に所属するものでなく、22歳の若者で、天文学を學ぶために乗船していたようである。

ただ無代で住はして貰ひ、結構やつてゆけたのである。外務省へは私を通辯見習として届けたのであるが、實際は使ひ走りの小僧に過ぎなかつた。

公使コント・フェーは細君と死別して獨身であつたが、實によい人で年中私を可愛がつて、散歩に行く時には必ず連れていつて呉れた。その途中の會話が私の勉強になつた。或日のこと、銀座の唐物屋——その頃の洋品店で買物をした時、公使は生憎財布を忘れて來たことを知り、金を持って來なかつたと云ふ事を私に通辯させた。唐物屋では公使を知つてをるので、代は此の次で結構ですと云つたが、公使は、何か品物の代として質に置いて行かうと云ふ。ところが、私にはその質といふ伊太利語が判らない、すると公使は銀座の人通りの眞ん中で、私の耳を引張つて質といふ語を教へようとしたから、通行人は何事かと思つて眼を見張るのであつた。

[中略] 公使はこんな風に實によく私の面倒を見て呉れた。ブラジルで結婚した細君に死なれて、以後獨身だつたせいもあるが、風采などにかまはず、上衣の縁の切れた洋服などを着たり、横濱へ行く時新橋驛へ驅けつけるのに、鳥の骨の大きいのをしやぶり乍ら行くといふ粗野なところのある人であつた。[後略]<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 『中央公論』1936年7月号、215-218ページ出典。この文献、そしてその他の長沼自身による文献資料は『長沼守敬近代彫塑の原点』萬鉄五郎記念館1992、というカタログに含まれている(61-78ページ参照。)



付録③～日伊修好通商条約（和文・仏文・伊文）～

（外務省記録局『締盟各国条約彙纂』第一編 1884,1889 477-504 ページ出典）

TRATTATO

D'AMICIZIA E DI COMMERCIO

FRA IL REGNO

D'ITALIA E L'IMPERO  
DEL GIAPPONE.

Firmato a Yeddo li 25 Agosto 1866  
(li 16° giorno, 7° mese del  
secondo anno di Kei-o.)  
Ratificazione scambiate a Yeddo  
li 3 Octobre 1867 (li 6° giorno di  
9° mese del 3° anno di Kei-o.)

Sua Maestà il Re d'Italia e  
Sua Maestà il Taicoun del  
Giappone, animati egual-  
mente dal sincero desiderio  
di stringere rapporti d'ami-  
cizia fra i due Stati, hanno  
deliberato di conchiudere un  
Trattato di reciproca utilità,  
ed a tale effetto hanno nomi-  
nati Loro plenipotenziari:

Sua Maestà il Re d'Italia,  
Vittorio Arminjon, Capitano  
di Fregata di 1ª classe nella  
Regia Marina, Ufficiale del  
l'Ordine equestre dei SS.  
Maurizio e Lazzaro, Cava-  
liere dell'Ordine Imperiale  
Francese della Legione  
d'Onore, ecc. Sua Maestà il  
Taicoun del Giappone,  
Chibata Hioungano Kami,  
Asaina Kaino Kami e Ochi-  
gomi Tchouzaïemon i quali  
dopo essersi comunicati i  
loro pieni poteri, e trovati  
questi in buona e legale for-  
ma, hanno stipulato gli arti-  
coli seguenti.

TRAITÉ

D'AMITIÉ ET DE COMMERCE

ENTRE

L'ITALIE ET LE JAPON.

Signé à Yédo, le 25 Août 1866 (le  
16<sup>e</sup> jour du 7<sup>e</sup> mois de la 2<sup>e</sup> an-  
née de Kei-o.)  
Ratifications échangées à Yédo, le  
3 Octobre 1867 (le 6<sup>e</sup> jour du 9<sup>e</sup>  
mois de la 3<sup>e</sup> année de Kei-o.)

Sa Majesté le Roi d'Italie  
et Sa Majesté le Taïcoun du  
Japon, également animés du  
désir sincère d'établir des  
rapports d'amitié entre les  
deux États, ont résolu de  
conclure un Traité récipro-  
quement utile et ont nommé  
à cet effet pour leurs Pléni-  
potentiaires, savoir:

Sa Majesté le Roi d'Italie:  
Monsieur Victor Arminjon,  
Capitaine de Frégate de pre-  
mière classe dans la Marine  
Royale, officier de l'ordre  
Royale d'Italie des S. S.  
Maurice et Lazare, chevalier  
de l'ordre Impérial de France  
de la Légion d'honneur, etc.  
Et sa Majesté le Taïcoun  
du Japon; Messieurs Shibata  
Hioungano Kami, Asaina  
Kaino Kami, Oushigomi  
Tchouzaïemon.

Lesquels, après s'être com-  
muniqué leurs pleins pou-  
voirs, trouvés en bonne et  
due forme ont arrêté les arti-  
cles qui suivent.

約通國伊日

商修太本

條好利國

應應三年丙寅七  
月十六日(西曆  
千八百六十六年  
第八月廿五日)  
開印應應三年丁  
卯九月六日(西  
曆千八百六十七  
年第十月三日)  
於江戸本封交換

帝國日本大君と伊太利國王と兩國の間に親親の因を結ひ且  
其各臣民に緊要たる和親航海交易の條約に及はん事を決し  
日本大君は柴田日向守朝比奈甲斐守牛込忠左衛門に此事を  
任し伊太利國王にはカビティス、ド、ブレガット、ド、ブレミエ  
ル、グラス、ダン、テマリ、ド、ロワキヤール、オフィシエ、ド、ロ  
ルドル、ロワキヤール、シタリ、デ、サイント、モリス、ラザ  
ル、シエワリエ、ド、ロルドル、インベリアル、ド、フランス、ド、ラ  
レジオン、ド、ノール、ウイクトル、アルミンジョンに命し雙方委  
任の書を照應し狀實良好にして其至適たるを見下文の條々  
を合議決定せり

四七七  
\* 横文ニ  
ハ 單ニ和  
親ノ條約  
云々ト  
アツテ航  
海交易ノ  
文字ナシ

1 条約のイタリア語文の数箇所には、綴りの間違いが表れている。条約の第 22 条にもよれば、フランス語文は原文とされている（佛蘭西語を以て原と見るへし）。

ARTICOLO 1°.

Sarà pace perpetua ed amicizia costante frà Sua Maestà il Re d'Italia e Sua Maestà il Taicoun del Giappone, i loro eredi e successori, come pure fra i rispettivi loro sudditi, senza eccezione di luogo e di persona.

ARTICOLO 2°.

Sua Maestà il Re d'Italia avrà il diritto, ovunque lo voglia, di nominare un agente diplomatico, che risiederà nella città di Yeddo, e dei Consoli o Agenti Consolari nelle città e porti del Giappone che saranno aperti al commercio italiano.

L'Agente diplomatico ed il Console Generale d'Italia al Giappone avranno il diritto di viaggiare liberamente per ogni parte dell'Impero.

Sua Maestà il Taicoun del Giappone potrà accreditare un agente diplomatico presso la Corte di Sua Maestà il Re d'Italia, e nominare dei Consoli o degli Agenti Consolari nelle città e porti d'Italia.

L'agente diplomatico ed il Console Generale del Giappone avranno il diritto di viaggiare liberamente per ogni parte dell'Italia.

ARTICOLO 3°.

Le città ed i porti di Kanagawa, Nagasaki ed Hakodate saranno aperti al commercio ed ai sudditi italiani, dal giorno in cui il presente trattato avra vigore.

Gli Italiani potranno risiedere permanentemente nelle dette città e porti; avranno

ARTICLE I.

Il y aura paix perpétuelle et amitié constante entre Sa Majesté le Roi d'Italie et Sa Majesté le Taicoun du Japon leurs héritiers et successeurs comme aussi entre leurs sujets respectifs, sans exception de personnes et de lieux.

ARTICLE II.

Sa Majesté le Roi d'Italie aura de droit de nommer, si bon Lui semble un Agent diplomatique, qui résidera dans la ville de Yédo, et des Consuls ou Agents Consulaires dans les villes et dans les ports du Japon qui seront ouverts au commerce italien.

L'Agent diplomatique et le Consul général d'Italie au Japon auront le droit de voyager librement dans toutes les parties de l'Empire.

Sa Majesté le Taicoun du Japon pourra accréditer un Agent diplomatique près la cour de Sa Majesté le Roi d'Italie et nommer des Consuls ou des Agents consulaires dans les villes et dans les ports de l'Italie

L'Agent diplomatique et le Consul général du Japon auront le droit de voyager librement dans toutes les parties de l'Italie.

ARTICLE III.

Les villes et ports de Kanagawa, Nagasaki et Hakodate seront ouverts au commerce et aux sujets Italiens dès le jour où le présent Traité entrera en vigueur.

Les Italiens pourront résider en permanence dans ces villes et ports; ils auront le droit d'y louer des terrains

條 一 第

日本大君は伊太利國王其親族並に世世と其互の所領臣民無差別永久の平和懇親あるへし

條 二 第

日本大君は伊太利王都に在留する政事に預る役人を任し並に伊太利國諸港の中に在留する諸取締の役人及貿易を處置する役人を必用と鑑みる時は是を任する事勝手たるへし其政事に預る役人及頭立たる諸取締の役人は故障なく伊太利國內を旅行すへし  
伊太利國王は江戸府に在留するチプロマチーキ、アゲントを緊要と鑑る時ハ之を命し並に此約條にて伊太利貿易の爲に開きたる日本の港及ひ町に在留するコンシユライル吏人を命すへし其チプロマチーキ、アゲント及ひコンシユル、ゼチライルハ故障なく日本國內を旅行すへし

條 三 第

神奈川長崎箱館の港及ひ町は此條約施行の日より伊太利臣民交易の爲に開くへし  
前條の港及ひ町に於て伊太利臣民居住する事を許すへし  
フ云 後編 族六 三親 掃ル \* 横

il diritto di prendersi terreni in affitto, comprarvi delle case; e potranno fabbricarvi abitazioni e magazzini. Ma non vi potrà sorgere alcuna fortificazione o posto fortificato militare, sotto il pretesto di magazzino o di abitazine; ed affine di assicurarsi che questa clausola è fedelmente eseguita le autorità giapponesi competenti avranno il diritto di visitare di tempo in tempo ogni costruzione che si eseguisca, si cangi o si ripari.

Il sito che gli Italiani occuperanno e sul quale potranno edificare le loro case sarà determinato dal Console Italiano, d'accordo con le autorità giapponesi competenti del luogo; e questo sarà pure quanto ai regolamenti del porto, e se il Console e le autorità locali non potranno mettersi d'accordo sul soggetto, la questione sarà sottomessa all'Agente diplomatico italiano ed al Governo giapponese.

Attorno ai luoghi di residenza degli Italiani non saranno nè costrutti nè posti dalle autorità Giapponesi muri, sbarre o chiusure nè ostacoli di sorta, che possano imbarazzare la libera entrata ed uscita dei detti luoghi.

Gli Italiani potranno circolare liberamente nello spazio compreso dai limiti qui sotto indicati:

Da Kanagawa sino al fiume Lokugo (che sbocca nella baja di Yedo fra Kawasaki e Sinagawa) ed in ogni altra direzione sino alla distanza di dieci ri.

Da Hakodate sino alla distanza di dieci ri in ogni direzione. Queste distanze saranno misurate a terra partendo dal Gojosio, o casa

et acheter des maisons et ils pourront y bâtir des habitations et des magasins. Mais aucune fortification ou place forte militaire n'y sera élevée sous prétexte de construction de hangars ou d'habitation, et pour s'assurer que cette clause est fidèlement exécutée, les Autorités Japonaises compétentes, auront le droit d'inspecter de temps à autre toute construction qui serait élevée, changée ou réparée.

L'emplacement que les Italiens occuperont et sur lequel ils pourront construire leurs habitations, sera déterminé par le Consul Italien de concert avec les Autorités Japonaises compétentes de chaque lieu; il en sera de même pour les règlements de port, et si le Consul et les Autorités locales ne parviennent pas à s'entendre à ce sujet, la question sera soumise à l'Agent diplomatique Italien et au Gouvernement Japonais.

Autour des lieux où résideront les Italiens, il ne sera élevé ni placé par les Autorités Japonaises, ni mur, ni barrière, ni clôture, ni tout autre obstacle qui pourrait entraver la libre sortie ou la libre entrée de ces lieux.

Les Italiens pourront circuler librement dans les enceintes formées par les limites désignées ci-après:

De Kanagawa jusqu'à la rivière Lokugo (qui se jette dans la baie de Yédo, entre Kawasaki et Shinagawa) et dans toute autre direction, jusqu'à une distance de 10 ris (dix ris).

De Hakodaté jusqu'à une distance de dix ris dans toutes les directions. Ces distances seront mesurées par

し其者等地所を賃を以て借り又其地に在る建物を買ふ事を得且住宅倉庫を建る事を許すと雖是を建るに托して要害の場所を警むへからず○此規定を守る事を證せん爲に其建物を普請修補するに當りて日本其筋の役人見分する事當然たるへし○伊太利國の臣民住すへき爲め得る所の地所及び建物を警むへき場所は其所々の日本役人と伊太利のデプロマチーキ、アダメントに示し處置せしむへし○伊太利國の臣民住すへき場所の周圍には日本の方にて増柵を設けず自由の出入を妨くへからず日本開港の場所に於て伊太利人遊歩の規程左の如し

神奈川 川崎品川の間にて江戸海灣に注ぐ所の六郷川筋を限りとし其外は各方へ十里  
箱館 各方へ十里

comunale di ognuno dei porti sunnominati.

Il *Ri* equivale a 3,910 metri.

A Nagasaki gli Italiani potranno girare liberamente per tutto il dominio imperiale circostante.

ARTICOLO 4°.

Gli Italiani dimoranti al Giappone avranno il diritto di professare liberamente la loro religione. A tale effetto, sul terreno concesso a loro stabilimenti, potranno essi erigere fabbricati per l'esercizio del loro culto o per uso del medesimo.

ARTICOLO 5°.

Tutte le discrepanze che potrebbero insorgere fra italiani residenti al Giappone circa le loro proprietà e le loro persone, saranno sottoposte alla giurisdizione delle autorità italiane costituite nel paese.

Ogni italiano che avesse a lagnarsi d'un giapponese dovrà rivolgersi al Consolato d'Italia ed esporvi il suo reclamo. Il Console esaminerà ciò che vi sarà di fondato, e procurerà appianare la vertenza amichevolmente.

Del pari ove un giapponese avesse a lagnarsi d'un italiano, il Console d'Italia lo ascolterà con interesse, e procurerà aggiustare la cosa per via amichevole.

Se venissero ad insorgere difficoltà le quali non potessero essere per tal modo appianate dal Console, questi ricorrerà all'assistenza delle

四八〇

terre, à partir du Goyosio ou maison de ville de chacun des ports susnommés, le ri équivalant à 3,910 mètres.

\* A Nagasaki les Italiens pourront se rendre partout dans le domaine Impérial du voisinage.

ARTICLE IV.

Les Italiens demeurant au Japon auront le droit de professer librement leur religion. A cet effet ils pourront élever sur le terrain destiné à leur établissement des édifices pour l'exercice ou à l'usage de leur culte.

ARTICLE V.

Tous les différends qui pourraient s'élever entre Italiens résidant au Japon, au sujet de leurs propriétés ou de leurs personnes, seront soumis à la juridiction des Autorités Italiennes constituées dans le pays.

Tout Italien qui aurait à se plaindre d'un Japonais, devra se rendre au Consulat d'Italie et y exposer sa réclamation. Le Consul examinera ce qu'elle aura de fondé et cherchera à arranger l'affaire à l'amiable.

De même si un Japonais avait à se plaindre d'un Italien, le Consul d'Italie l'écouterà avec intérêt et cherchera à arranger l'affaire à l'amiable.

Si des difficultés surviennent qui ne puissent pas être applanies ainsi par le Consul, ce dernier aura recours à l'assistance des Autorités

\* La communication relative au circuit plus étendu des limites, de la 12<sup>e</sup> année de Meiji, se trouve annexée à l'article sur la région de Nagasaki.

都て里數ハ港々の奉  
行所又は御用所よ  
り陸路の程度なり  
一里は三千九百十  
メートルに同じし  
長崎 其所の周圍  
に在る御料所を限  
ぞす

條四第

日本に居留す  
る伊太利人は  
自國の宗旨を  
自由に信仰し  
且其居留場内  
へ拜所を營む  
事障りなし

條五第

日本に在る伊太利人の間に一身又は所持の品に付  
ての争論は都て伊太利司人の裁斷たるへし  
伊太利人日本人に付て訟ふべき事あらはコンシ  
ル館に赴き其旨を告ぐへしコンシユル吟味の上實  
意に處置すへし  
日本人より伊太利人に就てコンシユル懇に相亂し實意に處置すへ  
事あれば亦コンシユル懇に相亂し實意に處置すへ

明治十二年規程取  
摺ノ書  
翰アリ  
長崎ノ  
部ニ載  
ス

autorità Giapponesi competenti, perchè di accordo con esse, possa prendere l'affare in serio esame e dargli equo scioglimento.

Se qualche Giapponese venisse a non pagare quanto deve ad un italiano, od a celarsi fraudevolmente per non adempire ai suoi impegni, le autorità Giapponesi competenti faranno tutto quanto da esse dipende per trarlo in giudizio ed ottenere da lui il pagamento del suo debito e dei danni fatti subire al suddeto italiano. E se qualche italiano si celasse fraudevolmente per non pagare i suoi debiti o per non adempire ai suoi impegni verso un giapponese, le autorità italiane faranno del pari tutto quanto de esse dipende per condurre il delinquente in giudizio ed obbligarlo a pagare quanto deve.

Nè le autorità italiane, nè le giapponesi saranno responsabili del pagamento dei debiti contratti da loro nazionali rispettivi.

ARTICOLO 6°.

Ogni giapponese che si rendesse colpevole di un atto criminale verso un italiano, sarà arrestato dalle autorità giapponesi competenti e punito in conformità delle leggi del Giappone.

Ogni italiano che si rendesse colpevole di un crimine verso i giapponesi o verso sudditi o cittadini di ogni altra nazione, sarà tradotto davanti al Console d'Italia o davanti altro potere giudiziario italiano competente e sarà punito in conformità delle leggi del Regno d'Italia.

japonaises compétentes, afin que, de concert avec elles, il puisse examiner sérieusement l'affaire et lui donner une solution équitable.

Si quelque Japonais venait à ne pas payer ce qu'il doit à un Italien ou s'il se cachait frauduleusement pour ne pas remplir ses engagements, les Autorités japonaises compétentes feraient tout ce qui dépendrait d'elles pour le traduire en justice et pour obtenir de lui le paiement de sa dette et les pertes qu'il aurait pu faire éprouver au sujet italien, et si quelque sujet italien se cachait frauduleusement pour ne pas remplir ses engagements envers un Japonais, les Autorités italiennes feraient de même tout ce qui dépendrait d'elles pour amener le délinquant en justice et le forcer à payer ce qu'il devrait.

Ni les Autorités italiennes ni les Autorités japonaises ne seront responsables du paiement des dettes contractées par leurs nationaux respectifs.

ARTICLE VI.

Tout Japonais qui se rendrait coupable de quelque acte criminel envers un Italien, sera arrêté par les Autorités japonaises compétentes et puni conformément aux lois japonaises.

Tout Italien qui se rendrait coupable de quelque crime contre des Japonais ou contre des sujets ou citoyens d'autres nations, sera traduit devant le Consul d'Italie ou devant un pouvoir judiciaire compétent italien, et sera puni conformément aux lois du Royaume d'Italie.

し若しコンシユル是を處置し難き時は日本司人へ申立俱に吟味し當然の判断をなすへし  
若し日本人伊太利人に逋債ありて償を怠り又は偽を以て遁れんとする時は日本司人は是を裁断し逋債を償はしむる事を務むへし伊太利人日本人に逋債あるも伊太利コンシユル是を處置するは同様たるへし  
日本奉行所伊太利コンシユルは雙方國人の逋債を償ふ事なし

第六條

伊太利人に對し惡事を爲せる日本人は日本司人にて糺し日本法度にて罰すへし  
日本人或は外國人に對し惡事を爲せる伊太利人は伊太利コンシユル或は其爲威權ある公の伊太利官人に糺し伊太利の法度は隨て罰すへ

四八一  
非横文  
ニハ日  
本司人  
ノ下ニ  
之ヲ  
裁判所  
ニ引致  
シ  
テ  
語アリ

伊

La giustizia sarà d'ambe  
le parti amministrata equa-  
mente ed imparzialmente.

ARTICOLO 7°.

Tutti i reclami per multe  
o confische incorso per in-  
frazioni al presente trattato  
ed ai regolamenti commer-  
ciali che gli sono annessi,  
saranno sottoposti alla de-  
cisione delle autorità con-  
solari italiane. Le multe o  
confische da queste imposte  
apparterranno al governo  
giapponese.

ARTICOLO 8°.

In tutti i porti del Giap-  
pone aperti al commercio,  
gl'Italiani avranno il diritto  
d'importare dai loro propri  
paesi o da porti stranieri e  
di vendere come pure di  
comperare e di esportare ver-  
so i loro propri porti o quelli  
d'altri paesi, ogni sorta di  
mercanzia chd non siano di  
contrabbando. Essi non  
pagheranno che i diritti  
stipulati nella tariffa annessa  
al presente trattato, senza  
supportare altro carico.

Gl' Italiani potranno libe-  
ramente comperare dai  
giapponesi e vendere ad essi  
ogni sorta di articoli senza  
intervento d'alcun impiegato  
giapponese, sia nelle vendite  
e nelle compre, sia nei paga-  
menti da eseguirsi o da rice-  
versi.

Ogni Giapponese senza  
distinzione potrà comprare  
dagli Italiani mercanzie di  
qualunque sorta, conservarle,  
adoperarle, e rivenderle.

四八二

La justice sera équitable-  
ment et impartialement ad-  
ministrée de part et d'autre.

ARTICLE VII.

Toutes les réclamations  
d'amendes ou confiscations  
encourues par suite d'infrac-  
tions au présent Traité ou aux  
règlements commerciaux qui  
y sont annexés, seront sou-  
mises à la décision des Auto-  
rités consulaires italiennes.  
Les amendes ou confiscations  
qui seront imposées par celles-  
ci, appartiendront au Gou-  
vernment Japonais.

ARTICLE VIII.

Dans tous les ports du Ja-  
pon ouverts au commerce, les  
Italiens auront le droit d'im-  
porter de leur propre pays ou  
des ports étrangers, et de  
vendre, comme aussi d'ache-  
ter et d'exporter pour leurs  
propres ports ou pour ceux  
d'autres pays toute espèce de  
marchandises qui ne seraient  
pas de contrebande. Ils ne  
paieront que les droits stipu-  
lés dans le tarif annexé au  
présent Traité, sans avoir à  
supporter aucune autre char-  
ge.

Les Italiens pourront libre-  
ment acheter des Japonais et  
leur vendre toutes sortes d'ar-  
ticles, sans intervention d'au-  
cun employé japonais, soit  
dans ces ventes ou achats, soit  
dans les paiements à  
effectuer ou à recevoir.

Tous les Japonais sans dis-  
tinction pourront acheter aux  
Italiens toutes sortes de mar-  
chandises ainsi que les gar-  
der, les employer ou les re-  
vendre.

し裁斷  
は雙方  
よ於て  
偏頗な  
く正直  
に取捌  
くへし

條七第

此條約に添たる税則の規律  
を犯せる過料又は取揚品は  
吟味の爲め伊太利のコンシ  
ニライル吏人に相達し其吏  
人吟味し過料又は取揚品の  
都て日本政府に屬すへし

條八第

伊太利人日本の開港に於て自國の品物は勿論他國の品物にても  
日本禁止の品にあらざる交易の諸品物を輸入し賣拂又は買入れ  
自國又ハ外國の港へ輸出する事自由なるへし  
制禁外の品物規定の運上納濟の上ハ其他の運上を拂ふ事なし  
伊太利人日本人と品物を賣買する事並受取拂方とも都て故障な  
く日本役人は是に立合はず諸日本人差別なく伊太利人より諸品を  
買ひ得是を所持し又は再び是を賣る共俱に妨なし

若横交  
ニハ此  
條約ノ  
下ニ  
「或ハ  
之レニ」  
云々ト  
アリ

ARTICOLO 9°.

Il Governo Giapponese non farà ostacolo alcuno a ciò che gli Italiani residenti al Giappone possano prendere dei Giapponesi al loro servizio ed impiegarli ad ogni occupazione che non sia vietata dalle leggi.

ARTICOLO 10°.

I regolamenti commerciali e la convenzione addizionale annessi al presente trattato saranno considerati come facenti parte integrante del medesimo e saranno per conseguenza egualmente obbligatori per le due Potenze contraenti.

L'Agente diplomatico d'Italia al Giappone di concerto cogli uffiziali, che potranno essere nominati a tale effetto dal Governo Giapponese, avranno facoltà di stabilire in tutti i porti aperti al commercio i regolamenti che saranno necessari per metterlo in esecuzione quanto è stipulato nei regolamenti commerciali qui annessi.

ARTICOLO 11°.

Le autorità giapponesi adotteranno in ogni porto quelle misure che ad esse sembreranno più opportune per prevenire la frode ed il contrabbando.

ARTICOLO 12°.

Qualunque bastimento italiano che arrivi dinanzi ad uno dei porti aperti del Giappone sarà libero di prendere un pilota per entrare nel

ARTICLE IX.

Le Gouvernement Japonais n'apportera aucun obstacle à ce que les Italiens résidant au Japon, puissent prendre à leur service des Japonais et les employer à toute occupation que les lois ne prohibent pas.

ARTICLE X.

Les règlements commerciaux et la convention additionnelle annexés au présent Traité seront considérés comme en faisant partie intégrante et ils seront en conséquence également obligatoires pour les deux Hautes Parties Contractantes:

L'Agent diplomatique d'Italie au Japon, de concert avec les fonctionnaires qui pourraient être désignés à cet effet par le Gouvernement Japonais, auront le pouvoir d'établir dans tous les ports ouverts au commerce les règlements qui seraient nécessaires pour mettre à exécution les stipulations des règlements commerciaux ci-annexés.

ARTICLE XI.

Les Autorités japonaises, dans chaque port, adopteront telles mesures qui leur paraîtront les plus convenables pour prévenir la fraude et la contrebande.

ARTICLE XII.

Tout bâtiment italien arrivant devant l'un des ports ouverts du Japon, sera libre de prendre un pilote pour entrer dans le port et de

條九第

日本に在留せる伊太利人の日本人を雇ひ是を法度に於て禁せざる諸用に於て是を妨げざるへし

條十第

此條約に添たる税則約書は條約の一部として雙方共に堅く相守るへし  
日本に在る伊太利國のデプロマチーキ、アゲントの日本政府より委任の役人と相接し此條約に附屬する税則の趣意を施行する爲め交易に關へき諸港に緊要至當の規律等を立る權あるへし

條一十第

各開港の日本商人の密防奸曲をめぐりて規相防奸曲を當のたを立

條二十第

伊太利國の船日本の開きし港に來る時入港の爲め水先案内を雇ふ事

伊

porto; e del pari, allorquando avrà soddisfatto a tutti i carichi ed a tutti i diritti legalmente impostigli, e sarà pronto alla partenza, sarà libero di prendere un pilota per uscire dal porto.

ARTICOLO 13°

Gli Italiani che avranno importata della mercanzia in uno dei porti aperti del Giappone e che avranno pagato i diritti fissati, potranno ottenere da capi della dogana giapponese un certificato constatante i fatti pagamenti, ed avranno facoltà allora di riesportare le dette mercanzie e di sbarcarle in uno degli altri porti aperti del Giappone, senza pagare diritti addizionali di sorta alcuna.

ARTICOLO 14°

Tutto le mercanzie importate da Italiani in uno dei porti aperti del Giappone e che avranno pagati i diritti fissati nel presente trattato, potranno essere trasportate dai Giapponesi in ogni parte dell' Impero, senza avere da pagare tasse o diritti di transito o di altra qualsiasi natura.

ARTICOLO 15°

Ogni sorta di moneta estera avrà corso al Giappone e passerà pel valore del suo peso, paragonato a quello della moneta giapponese analogo.  
Gli Italiani ed i Giapponesi potranno liberamente far uso di moneta estera o giapponese nei pagamenti

四八四

même, lorsqu'il aura acquitté toutes les charges et tous les droits qui lui auraient été légalement imposés et qu'il sera prêt à partir, il sera libre de prendre un pilote pour sortir du port.

ARTICLE XIII.

Les Italiens qui auraient importé des marchandises dans l'un des ports ouverts du Japon et payé les droits établis, pourront obtenir des chefs de la Douane japonaise un certificat constatant que ce paiement a eu lieu, et il leur sera permis alors de réexporter ces marchandises et de les débarquer dans l'un des autres ports ouverts du Japon, sans avoir à payer de droit additionnel d'aucune espèce.

ARTICLE XIV.

Toutes les marchandises importées par des Italiens dans l'un des ports ouverts du Japon et qui auront payé les droits fixés par ce Traité, pourront être transportées par les Japonais dans toutes les parties de l'Empire sans avoir à payer aucune taxe ni aucun droit de transit ou de toute autre nature.

ARTICLE XV.

Toute monnaie étrangère aura cours au Japon et passera pour la valeur de son poids comparé à celui de la monnaie japonaise analogue.  
Les Italiens et les Japonais pourront librement faire usage des monnaies étrangères ou japonaises dans tous les

し 時も同様たるへ 濟にて港を出る 租税及び通債拂 に同國船規定の 勝手たるへし並

條三十第

伊太利國の商民は開きたる港に 品物を輸入し規定の運上納濟の 上は運上所より其證書を得る事 勝手たるへし再び其品物を他の 開ける港に轉致し陸揚する共二 重の税の取立さるへし

條四十第

伊太利人より開港場に輸 入せし荷物定例の運上拂 濟の上は日本人より國中 何方に輸送する共別に運 上又は輸送税を取立る事 なし

條五十第

外國の諸貨幣は日 本の貨幣と同種の 同最を以て通用す へし 雙方の國人互に物 價を拂に日本と外 國との貨幣を用る



che avrebbero a fare reciprocamente.

La moneta di ogni specie, fatta eccezione di quella giapponese di rame, potrà essere esportata dal Giappone, del pari che l'oro e l'argento esteri non monetati.

ARTICOLO 16°

Ove i capi della dogana giapponese non siano soddisfatti della valutazione data dai negozianti a qualcuna delle loro merci, i detti uffiziali potranno stimarne il prezzo ed offrire di comprarle al valore così fissato. Se il proprietario rifiuta l'offerta che gli vien fatta, dovrà pagare agli Uffiziali della dogana i diritti proporzionali alla detta stima.

Se al contrario l'offerta fosse accettata, il prezzo proposto sarebbe immediatamente pagato al negoziante senza sconto o ribasso alcuno.

ARTICOLO 17°

Se un bastimento italiano avesse a naufragare o ad essere gettato sulla costa dell'Impero del Giappone o se fosse nella necessità di cercare un rifugio in qualche porto del territorio imperiale, le Autorità giapponesi competenti, avuto cognizione del fatto, daranno immediatamente a quel bastimento tutta la possibile assistenza. Le persone del bordo saranno trattate con benevolenza, e qualora fosse necessario, si darebbero loro i mezzi per recarsi al più vicino Consolato Italiano.

paiements qu'ils auraient à se faire réciproquement.

Les monnaies de toute espèce, à l'exception de la monnaie japonaise de cuivre, pourront être exportées du Japon, aussi bien que l'or et l'argent étrangers non monnayés.

ARTICLE XVI.

Si les chefs de la Douane japonaise n'étaient pas satisfaits de l'évaluation donnée par des négociants à quelques-unes de leurs marchandises, ces fonctionnaires pourraient en estimer le prix et offrir de les acheter au taux ainsi fixé.

Si le propriétaire refusait d'accepter l'offre qui lui aurait été faite, il aurait à payer aux fonctionnaires de la Douane les droits proportionnels à cette estimation.

Si au contraire l'offre était acceptée, la valeur offerte serait immédiatement payée au négociant, sans escompte ni rabais.

ARTICLE XVII.

Si un bâtiment italien venait à naufrager ou à être jeté sur les côtes de l'Empire du Japon, ou s'il était forcé de chercher un refuge dans quelque port du territoire impérial, les Autorités japonaises compétentes, ayant connaissance du fait, donneraient immédiatement à ce bâtiment toute l'assistance passible. Les personnes du bord seraient traitées avec bienveillance et on leur fournirait, si cela était nécessaire, les moyens de se rendre au Consulat italien le plus voisin.

に妨なし諸貨幣  
は日本銅錢を除  
は輸出する事を  
得並に外國の金  
銀は貨幣に鑄る  
も鑄さるも輸出  
する事を得へし

條六十第

日本運上所の荷主申立の價  
を奸ありと察する時其價に  
り相當の價を附けるに  
て其品の買入る事を談す  
荷主は其價に  
て其品の買入る事を談す  
荷主は其價に  
て其品の買入る事を談す  
荷主は其價に  
て其品の買入る事を談す

條七十第

伊太利國の船日本海岸にて  
破船又は漂着し或は危難を  
遁れ來る事を知らぬ其所の  
司人は是を救ひ厚く扶助を加  
へて最寄のコンシルへ送り  
渡すへし

ARTICOLO 18°

Tutto le forniture per uso dei bastimenti da guerra italiani, potranno essere sbarcate a Kanagawa, a Hakodate, a Nagasaki e messe in magazzino a terra sotto la custodia di impiegati italiani, senza pagamento di alcuna tassa. Ma se qualcuna di dette forniture fosse venduta a dei Giapponesi o a degli esteri l'acquirente pagherà alle Autorità Giapponesi l'ammontare dei diritti che sarebbero ad essa fornitura applicabili.

ARTICOLO 19°

È espressamente stipulato che il Governo di Sua Maestà il Re d'Italia ed i suoi sudditi godranno liberamente, dal giorno in cui il presente trattato sarà messo in vigore, di tutti i diritti, immunità privilegi e vantaggi che sono stati accordati e che sarebbero accordati in avvenire da Sua Maestà il Taicoun del Giappone al Governo ed ai sudditi di ogni altra nazione.

ARTICOLO 20°

È convenuto che le due Potenze contraenti potranno dal 1° Luglio 1872, proporre la revisione del presente Trattato, per introdurre quelle mutazioni o quei miglioramenti che l'esperienza avrebbe dimostrati necessari. Ma una simile proposta dovrebbe essere annunziata almeno un anno prima.

ARTICLE XVIII.

Toutes sortes de fournitures à l'usage des bâtimens de guerre italiens, pourront être débarquées à Kanagawa, à Hakodaté et à Nagasaki et placées en magasin à terre sous la garde d'employés italiens, sans avoir à payer de droits, mais si quelques-unes de ces fournitures étaient vendues à des Japonais ou à des Etrangers, l'acquéreur paierait aux Autorités japonaises la valeur des droits qui y seraient applicables.

ARTICLE XIX.

Il est expressément stipulé que le Gouvernement de Sa Majesté le Roi d'Italie et Ses sujets jouiront librement à dater du jour où le présent Traité entrera en vigueur, de tous les droits, immunités et privilèges ou avantages qui ont été accordés ou qui seraient accordés à l'avenir par Sa Majesté le Taicoun du Japon, au Gouvernement ou aux sujets de toute autre nation.

ARTICLE XX.

Il est convenu que les deux Hautes Parties Contractantes pourront, à dater du 1<sup>er</sup> Juillet 1872, proposer la révision du présent Traité, pour y introduire les changements ou les améliorations que l'expérience aurait démontrés nécessaires. Mais une pareille proposition devra être annoncée au moins une année d'avance.

條 八 十 第

伊太利軍艦用意の諸品は神奈川長崎箱館に陸揚し倉庫に納め伊太利の番人守護すへし尤夫か爲め運上を收むる事なし若し其品を日本人又は外國人に賣拂ふ時ハ買得る人より規定の運上を日本役所に收むへし

條 九 十 第

日本政府より既に外國の政府及び臣民に許し又ハ以後何の國なり共許さんとする殊典は伊太利政府及び臣民にも此條約施行の日より同様の免許あるべきを方今確定せり

條 十 二 第

兩國にて條約の實地を驗し全備する爲に改革せむ事を求る時は其一年前に通達して再驗を爲すへし尤來壬申年(一千八百七十二)年第七月(一日)を期とすへし

シ  
ノ  
際  
ナ  
爲  
ス  
ル  
ニ  
ハ  
全  
ク  
横  
文

ARTICOLO 21°

Tutte le comunicazioni ufficiali del l'Agente diplomatico e dei Consoli, indirizzate alle Autorità Giapponesi, saranno stese in Francese od in Italiano.

Tuttavia per facilitare la pronta risoluzione degli affari, queste comunicazioni saranno accompagnate da una traduzione in lingua Olandese o giapponese durante i primi cinque anni, dopo la data in cui il presente Trattato entrerà in vigore.

ARTICOLO 22°

Il presente Trattato è fatto in sette copie, di cui due sono scritte in Giapponese tre in Francese e le altre due in Italiano. Le tre versioni hanno lo stesso significato e lo stesso valore, ma la versione Francese sarà considerata come il testo originale del Trattato, di modo che ove al testo Italiano ed al testo Giapponese sia data una diversa interpretazione, il testo Francese darà la norma.

ARTICOLO 23°

Il presente Trattato sarà ratificato da Sua Maestà il Re d'Italia e da Sua Maestà il Taicoun del Giappone, e le ratifiche, debitamente firmate e munite di sigillo, saranno scambiate a Yeddo non appena si possa.

Questo Trattato entrerà in vigore dal primo gennaio Milleottocento sessanta sette.

ARTICLE XXI.

Toutes les communications officielles de l'Agent diplomatique et des Consuls d'Italie adressées aux Autorités japonaises seront écrites en français ou en italien.

Toutefois, pour faciliter la prompte expédition des affaires, ces communications seront accompagnées d'une traduction en langue hollandaise ou japonaise, pendant les cinq premières années qui suivront la date où le présent Traité entrera en vigueur.

ARTICLE XXII.

Le présent Traité est fait en sept expéditions, dont deux sont écrites en japonais, trois en français et les deux autres en italien. Les trois versions ont le même sens et la même portée, mais la version française sera considérée comme le texte original du Traité, de manière que, dans le cas où une interprétation différente serait donnée au texte italien et au texte japonais, le texte français ferait foi.

ARTICLE XXIII.

Le présent Traité sera ratifié par Sa Majesté le Roi d'Italie et par Sa Majesté le Taicoun du Japon, et les ratifications dûment signées et scellées, seront échangées à Yédo aussitôt que faire se pourra.

Ce Traité entrera en vigueur à partir du 1<sup>er</sup> Janvier mil-huit-cent-soixante-sept.

條 一 十 二 第

伊太利國のデプロマチーキアゲン  
ト及コンシュライル吏人より日本  
司人にいたす公事の書通ハ佛蘭西  
語伊太利語を以て書すへし尤此條  
約施行の時より五箇年の間ハ和蘭  
語或は日本語の譯文を添ゆへし

條 二 十 二 第

此條約は都合七通にし  
て日本語伊太利語各二  
通及び佛蘭西語三通を  
添たり其文は固より同  
義同意なりと雖佛蘭西  
語を以て原と見るへし

條 三 十 二 第

此條約は日本大君と伊  
太利國王との名と印と  
にて確定し本書は用意  
整ひ次第江戸に於て取  
替すへし  
此條約は來十一月廿六  
日(即西洋千八百六十  
七年第一月一日)より

四八七  
\*横文  
ニハ同  
意ナリ  
ト雖ノ  
下ニ一  
女意相  
進スル  
ヲアラ  
ハシメ  
テアリ

In fede di che i Plenipotenziarii rispettivi Phanno firmato e vi hanno apposto i loro sigilli.

Fatto a Yeddo il venticinque Ogesto dell' anno di grazia Milleottocento sessantasei, corrispondente al sedicesimo giorno settimo mese del seconde anno di Ké-o (detto del Tigre).

(Loro Sigilli)

Firmati; V. Arminjon.

„ Chibata Hiougano kami.

„ Asaina Kaino kami.

„ Ochigomi Tchouzaïeman.

En foi de quoi les Plénipotentiaires respectifs l'ont signé et y ont apposé leurs sceaux.

Fait à Yédo le vingt-cinq Août de l'an de grâce millehuit - cent - soixante-six, correspondant au seizième jour du septième moi de la deuxième année de Kei-ô (dite du Tigre.)

(L. S.)

(Signé) V. Arminjon.

„ Shibata Hiougano kami.

„ Asaina Kaino kami.

„ Oushigomi Tchouzaïemon.

柴田日向守 花押  
朝比奈甲斐守 花押  
牛込忠左衛門 花押  
ウイクトルアルミンジョン 手記

施行すへし  
右取極として慶應二年丙寅七月十六日江戸に於て雙方委任の全權等名を記し調印する者あり

**REGOLAMENTI**

nei porti giapponese aperti al commercio Italiano.

**1° REGOLAMENTO.**

Entro le quarant' otto ore dall'arrivo d'un bastimento italiano in uno dei porti giapponesi aperti al commercio, eccettuate le domeniche, il Capitano od il podrone del detto bastimento consegnerà alla dogaga giapponese il certificato del Console d'Italia comprovante essere presso di lui in deposito tutte le carte di bordo, gli scontrini di ricevuta ecc; ed il capitano o padrone annunzierà allora l'entrata del suo bastimento in dogana, consegnando una dichiarazione scritta indicante il nome del bastimento e quello del porto d'onde viene, la sua portata, il nome del Capitano o padrone, i nomi dei passeggeri, quando ne abbiano, ed il numero delle persone componenti l'equipaggio. Questa dichiarazione sarà certificata come vera dal capitano o padrone e da lui segnata. Egli depositerà nel tempo stesso un manifesto del suo carico indicante il numero e la marca dei colli che la compongono, il loro contenuto quale è specificato negli scontrini di ricevuta, col nome della persona e delle persone alle quali questi colli sono indirizzati. Sarà aggiunta al manifesto una note delle provvigioni del bordo. Il capitano od il

**RÈGLEMENTS**

sur les ports Japonais ouverts au commerce Italien.

**1<sup>er</sup> RÈGLEMENT.**

Dans les quarante-huit heures (les dimanches exceptés) qui suivront l'arrivée d'un bâtiment italien dans l'un des ports Japonais ouverts au commerce, le capitaine ou le maître de ce bâtiment remettra, à la Douane japonaise, reçu du Consul d'Italie, qui prouvera qu'on a déposé chez lui, tous les papiers du bord, les connaissements etc. et le capitaine ou le maître annoncera alors l'entrée de son navire en Douane, en remettant une déclaration écrite qui fera connaître le nom du navire et celui du port d'où il provient, son tonnage, le nom de son capitaine ou maître, le nom des passagers, s'il y en a, et le nombre des personnes qui composent son équipage. Cette déclaration sera certifiée véritable par le capitaine ou le maître et sera signée par lui. Il déposera, en même temps, un manifeste de son chargement, indiquant le nombre et la marque des colis qui le composent, leur contenu, tel qu'il est détaillé, dans les connaissements, avec le nom de la personne ou des personnes auxquelles ces colies sont adressés. Une liste des provisions du bord sera jointe au manifeste. Le capitaine ou le maître

**日本の開港場における伊太利商船の定則**

**第一則**

日本の開港の場所へ伊太利商船入津次第二十四時中(伊太利の四十八時但日曜日を除く)に船司又は頭立たる者より日本役所へ伊太利コンシユールの請取書附を示すへし  
 此請取書と伊太利の控通り認たる船目録其外の書類を伊太利コンシユールへ預けたる請取書なり  
 並に其者共其船の差出書を出すへし  
 右は入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或は頭立たる者の名乗來る旅人の名(乗組有之節は認入る)一船の乗組人數を認めたる者にして書面の通相違なき旨を船司或は頭立たる者與書致し證據として當人の名前を認入たる者なり  
 同時其船積荷の告書を役所に預くへし  
 右は其荷物の記號並に番附且其入目斤數等を送狀に認し通に寫し荷物引受先の人々の名を記

伊

padrone certificherà che tale manifesto contiene la descrizione esatta di tutto il carico e delle provigioni del bastimento, e vi apporrà la propria firma.

Quando sia riconosciuto un errore incorso nel manifesto, questo potrà essere corretto nelle ventiquattro ore, eccettuate le Domeniche, senza che ciò possa dar luogo al pagamento d'alcuna multa; ma se trascorso questo tempo, fosse fatta una alterazione od una tarda dichiarazione nel manifesto, il delinquente avrà imposta una multa di quindici piastre.

Tutte le merci non dichiarate nel manifesto pagheranno, al momento del loro sbarco, il doppio della tassa.

Ogni capitano o padrone che trascurasse nel prescritto termine di tempo di dichiarare l'entrata del suo bastimento nella dogana giapponese pagherà una multa di sessanta piastre per ogni giorno di ritardo alla dichiarazione che ha dovere di fare.

2° REGOLAMENTO.

Il Governo Giapponese avrà il diritto di porre impiegati della dogana a bordo d'ogni bastimento entrato in porto (le navi da guerra eccettuate). Questi impiegati saranno trattati con riguardo, e saranno loro accordate tutte le possibili facilitazioni.

Nessuna merce sarà sbarcata innanzi il levare del sole a dopo il suo tramonto, senza un permesso speciale delle Autorità doganali e la stiva e i boccaporti che conducono al luogo ove il carico è rinchiuso, nell' intervallo fra

certifiera que ce manifesto contient la description exacte de toute la cargaison et des provisions du bâtiment et le signera de son nom.

Si une erreur est reconnue comme ayant été commise dans le manifeste, elle pourra être corrigée dans les vingt-quatre heures (dimanches exceptés) sans qu'elle puisse donner lieu au paiement d'aucune amende; mais, si une altération ou une déclaration tardive dans le manifeste était faite après ce laps de temps, une amende de quinze piastres serait imposée au délinquant.

Toutes les marchandises non déclarées dans le manifeste, paieront un double droit au moment de leur débarquement.

Tout capitaine ou maître de navire qui négligerait de déclarer l'entrée de son navire en Douane japonaise dans le temps prescrit par ce règlement, paiera une amende de soixante de piastres par chaque jour de retard apporté à la déclaration à faire.

II° RÈGLEMENT.

Le Gouvernement Japonais aura le droit de placer des employés de la Douane à bord de tout bâtiment entré dans le port (les navires de guerre exceptés). Tous ces employés seront traités avec égard et toutes les facilités qu'on pourra leur accorder leur seront données.

Aucune marchandise ne sera débarquée avant le lever du soleil ni après son coucher, sans une permission spéciale des autorités de la Douane, et la cale et les

せる者なり  
船中用意の品物の目録も告書に加ふへし  
但し船中用意の品も書面の通相違なき旨船司又は頭立たる者與書し其名前を記すへし  
此告書の文面相違の廉日本十二時(伊太利の二十四時但日曜日を除く)の中に心附き改るに於ては過料の沙汰に及はず若し其期限後に至り書改る歟又は告書に書入するに於ては十五ドルの過料を日本役所へ納むへし  
積荷總目録告書中に載せざる品を陸揚するに於ては其品二重の運上を日本役所に納むへし船司或は頭立たる者入港の手敷納方の期限後、時は過料として怠る一日毎に六十ドルの過料を日本役所へ納むへし

則二第

日本政府より其港内入津の船々(軍艦を除く)に運上方の役人を差置へし  
乗組の者共は右役人に對し不敬無之丁寧に取り扱致し船中可成丈相當の用便を爲すへし夜中の日本役所より許なくして荷卸すへららず且其出入口其外總て船中に荷物を仕舞置所の戸口ベリ口共

il tramonto ed il sorgere del sole, rimaranno sotto la custodia degli impiegati giapponesi, mediante sigilli, serrature, e chiusure d'altre specie; e se alcuno, senza previo permesso, aprisse uno dei detti boccaporti, o rompesse i sigilli o le serrature apposte dagli impiegati della dogana giapponese, sarà passibile di una multa di sessanta piastre per ogni infrazione.

Tutte le mercanzie che saranno sbarcate da un bastimento, senza essere state dichiarate legalmente alla dogana giapponese, siccome fu detto più sopra, saranno confiscate a beneficio della dogana.

I colli di mercanzie disposti coll' coll' intenzione di frodare l'erario giapponese col nascondere articoli di valore non dichiarati nel manifesto, saranno confiscati.

Ogni bastimento italiano il quale faccia del contrabbando, o tenti introdurre merci nei porti del Giappone che rimangono chiusi, avrà le sue merci confiscate a beneficio del Governo giapponese, ed il bastimento stesso verra aggravato di una multa di mille piastre per ogni contravvenzione.

I bastimenti che avessero d'uopo di qualche riparazione potranno, per tale effetto, sbarcare il loro carico senza pagamento d'alcuna tassa. Le mercanzie, in tal caso sbarcate, saranno poste sotto la custodia delle autorità giapponesi, contro pagamento di tutto le spese di magazzinaggio, lavori e sorveglianza; ma se una parte

issues du bâtiment qui mènent au lieu où se trouve renfermée la cargaison seront gardées par les Officiers japonais pendant les heures comprises entre le coucher et le lever du soleil, au moyen de scellés, de serrures ou d'autres fermetures, et, si, sans en avoir la permission, quelqu'individu ouvrirait une de ces issues qui auraient été fermées, ou brisait les scellés, les serrures ou les autres fermetures apposés par les employés de la Douane japonaise, il serait passible d'une amende, pour chaque infraction, de soixante piastres.

Toutes les marchandises qui seraient débarquées d'un bâtiment, sans avoir été légalement déclarées à la Douane japonaise, ainsi qu'il est dit ci-dessus, seraient confisquées au profit de la Douane.

Les colis de marchandises disposés avec l'intention de frauder le revenu du Japon, en cachant des articles de valeur qui ne seraient pas déclarés dans le manifeste d'entrée, seront confisqués.

Si quelque bâtiment italien faisait la contrebande ou cherchait à introduire des marchandises dans les ports du Japon qui sont encore fermés, ces marchandises seraient confisquées au profit du Gouvernement Japonais et le bâtiment serait imposé à une amende de mille piastres pour chaque contravention.

Les bâtiments qui auraient besoin de réparations pourront à cet effet débarquer leur cargaison sans avoir à payer aucun droit. Toutes les marchandises ainsi débarquées seraient placées sous la garde des Autorités

夜中は日本役人錠を卸し或ハ印封し夫々堅固に取締を爲し置へし萬一許なく是を開き又ハ錠印封を破り又は是を取除く等の者あらハ其犯せる人毎に六十ドルルの過料を日本役所へ取立へし日本役所へ當然の差出書を出さずして荷卸致し或ハ其事を謀れる品々は次の箇條に定めたる通り取押へ日本役所へ取上へし

荷物の中積荷目録ニ載せざる品々を取隠し置收納を減せんと仕組たる者は其品を日本役所へ取上へし

若し伊太利船日本の開かざる港にて密賣買を爲すは勿論其仕組を爲したる時ハ其諸品を日本役所に取上の上犯せる毎に千ドルルの過料を納むへし

修復の爲め入津の船々は還上なく積荷を陸揚すへし其荷物は日本役所にて預るへし尤藏敷作事並に番人等の諸入用ハ

トアリ  
ヘシ  
揚シ得  
ハ一陸  
ニ據レ  
\* 積文  
四九一

di questo carico fosse venduta, si pagheranno per questa parte le debite tasse.

I carrichi potranno essere trasportati sopra un altro bastimento ancorato nel medesimo porto, senza pagamento d'alcun diritto; ma ogni trasbordo dovrà essere fatto sotto la vigilanza d'impiegati giapponesi, dopo che le autorità della dogana avranno avuta la prova della buona fede della transazione, e dopo che queste autorità avranno dato il permesso di cseguire il trasbordo.

L'importazione dell'oppio essendo vietata, ogni bastimento italiano che arrivi al Giappone per farvi commercio, e che avesse a bordo più di tre catty d'oppio, potrà sottostare per parte delle Autorità Giaponesi, alla confisca ed alla distruzione della quantità eccedente; ed ogni individuo che faccia o tenti il contrabbando dell'oppio sarà possibile d'una multa di quindici piastre per ogni catty d'oppio colto in contrabbando.

3<sup>o</sup> REGOLAMENTO.

Il proprietario della mercanzia, o chi la riceve in consegna, volendola sbarcare, ne farà la dichiarazione alla dogana giapponese. Questa dichiarazione sarà scritta e conterrà il nome della persona che farà l'introduzione e quello del bastimento ove la mercanzia si trova, come pure il numero e la marca dei colli. Il contenuto ed

japonaises et toutes les dépenses à faire pour magasinage, travaux et surveillance, seraient payées, mais si une partie de cette cargaison était vendue, les droits légaux devraient être payés pour la partie dont on aurait disposé.

Les cargaisons pourront être transbordées sur un bâtiment mouillé dans le même port sans avoir à payer aucun droit. Mais tout transbordement devra être fait sous la surveillance des employés japonais, après que les autorités de la Douane auront acquis la preuve de la bonne foi de la transaction, et lorsque ces autorités auront aussi donné la permission d'opérer le transbordement.

L'importation de l'opium étant prohibée tout bâtiment italien arrivant au Japon pour y faire le commerce et ayant plus de trois catties d'opium à bord, pourra voir le surplus de cette quantité confisqué et détruit par les Autorités japonaises et tout individu faisant ou essayant de la contrebande d'opium, sera passible d'une amende de quinze piastres pour chaque cattie d'opium entrée ainsi en contrebande.

III<sup>o</sup> RÈGLEMENT.

Le propriétaire ou le consignataire de marchandises qui voudrait les débarquer en fera la déclaration à la Douane japonaise. Cette déclaration sera écrite et contiendra le nom de la personne qui fera l'introduction et celui du bâtiment où se trouvent les marchandises ainsi que le nombre et la marque des colis. Le contenu

相當の償を出すへし  
若し其荷物の内を賣拂ふ時其荷物又は規定の通り日本役所へ運上を納むへし  
運上なく積荷を同港内の他船へ移す事を得尤其節は日本役人見分の上事情明白に相分りし後其渡す所の免狀を受取て爲すへし  
阿片の輸入は禁制なる故若し日本に商賣に來る伊太利船量目三斤以上の阿片を所持する時其餘量を日本司人取上且減却すへし且つ阿片を密商し或は其事を謀りし者あらは阿片一斤毎に十五ドルラルの過料を日本役所へ取立へし

則 三 第

品物を送る荷主又は引受先の者より入津の荷物を陸揚せんとする者は其積荷の差出書を日本役所に出すへし  
此書面は荷主又は引受人の名前積送りたる船の名荷物の記號番附其積荷の



il valore di ogni collo saranno constatati separatamente sullo stesso foglio, ed alla fine della dichiarazione si sommerà il valore di tutte le mercanzie che si vogliono così introdurre in dogana. Il proprietario della merce, o chi la riceve, attesterà per iscritto, sopra ogni dichiarazione, essere nella medesima esposto il valore attuale della merce, e che nulla è stato dissimulato nell'intento di nuocere alla dogana giapponese. Il proprietario della merce, o chi la ritira, apporrà la sua firma a questo certificato.

La fattura o le fatture delle merci, per tal modo introdotte saranno presentate alle autorità della dogana, e rimarranno nelle loro mani infino a che queste autorità abbiano esaminato le merci mentovate nella dichiarazione. Gli impiegati giapponesi potranno verificare uno o più dei colli dichiarati, e per tale effetto potranno, ove lo vogliano farli trasportare alla dogana; ma questa visita non dovrà cagionare all'introduttore alcuna spesa, nè recar pregiudizio alle merci; e dopo il loro esame i giapponesi ricollocheranno queste nei colli nello stato in cui primitivamente si trovavano, per quanto ciò sia possibile. Questa visita dovrà essere fatta senza perdita di tempo.

Se qualche proprietario od introduttore di mercanzie s'accorgesse che esse hanno subita avaria durante il viaggio d'importazione, prima che a lui ne fosse fatta la consegna, potrà notificare alle autorità della dogana le avarie accorse, e le merci avariate saranno stimate da due o più persone com-

et la valeur de chaque colis seront constatés séparément sur la même feuille, et à la fin de la déclaration on additionnera la valeur de toutes les marchandises qui composent l'entrée en Douane. Sur chaque déclaration, le propriétaire ou le consignataire certifiera, par écrit qu'elle contient la valeur actuelle des marchandises et que rien n'a été dissimulé pour nuire à la Douane japonaise. Le propriétaire ou le consignataire signera ce certificat.

La facture ou les factures des marchandises ainsi introduites seront présentées aux autorités de la Douane et resteront entre leurs mains, jusqu'à ce que ces autorités aient examiné les marchandises mentionnées dans la déclaration. Les employés japonais pourront vérifier un ou plusieurs de ces colis ainsi déclarés et à cet effet ils les feront transporter à la Douane s'ils le veulent, mais cette visite ne devra causer aucune dépense à l'introduteur ni porter préjudice aux marchandises, et après leur examen les Japonais replaceront ces marchandises dans l'état où elles se trouvaient primitivement. Cette visite devra être faite sans perte de temps.

Si quelque propriétaire ou introducteur de marchandises s'apercevait qu'elles ont été avariées pendant le voyage d'importation avant qu'elles ne lui aient été délivrées, il pourra notifier aux autorités de la Douane les avaries survenues, et les marchandises avariées seront évaluées par deux ou par plusieurs personnes

斤數石高毎品の代料を認め其總ノ高を其書附の末に認むへし  
 都て此差出書附は持主又は引受人認たる偽なき價を申立る書面にて運上の害を爲る隠し荷物等なき證據として銘々  
 名前を記すへし右の通積荷目録差出等の書類日本役所ニ差出し右書附引合せ積荷用意品等取調濟造は日本役所の預  
 りたるへし

日本役人右の通差出たる荷物の内或は總体を定式の通改ひへし若し運上役所に引上げ改る事ある時は輸入人の失費  
 相掛けす品物の損せざる様に致し改濟の上は可成丈素の如く取始末をへし尤取調方格外時日を費さくるへし  
 荷主或は輸入人銘々受持の品改濟役所より引渡さくる以前輸入の途中(日本役所へ差出さくる以前の事をいふ)破壊

ニ差出シ右  
 差出書中ニ  
 記シタル品  
 ヲ取調云  
 ヲ下アリ  
 以下横文ニ  
 據レハ一差  
 出シタル積  
 荷目録本書  
 ハ運上役人  
 四九三

petenti, e disinteressate, le quali, dopo maturo esame, rilasceranno un certificato constatante l'ammontare ad un tanto per cento delle avarie subite da ciascun collo separatamente, indicandoli colle loro marche e numeri. Queste certificato sarà sottoscritto dai periti, in presenza degli impiegati della dogana, e l'introduttore lo unirà al suo manifesto, facendovi le convenienti riduzioni. Ma questo fatto non impedirà gli impiegati della dogana di appropriarsi le dette merci, secondo le forme indicate dall' Articolo 16 del Trattato, al quale, questi regolamenti sono annessi.

Pagati i diritti, il proprietario riceverà l'autorizzazione di riprendere le sue merci, sia che queste si trovino alla dogana, sia che non abbiano lasciato il bordo.

Tutte le mercanzie da esportarsi passeranno per la dogana giapponese innanzi venir trasportate a bordo. La dichiarazione sarà fatta in iscritto, e conterrà il nome del bastimento sul quale esse devono essere esportate, col numero dei colli, la loro marca e natura e l'attestazione del valore del loro contenuto.

La persona che esporterà queste merci certificherà per iscritto che la sua dichiarazione è una fedele distinta di tutte le mercanzie di cui fa menzione, e vi apporrà la sua firma.

Tutte le mercanzie che fossero imbarcate a bordo di un bastimento per essere esportate, innanzi essere passate per la dogana, come pure i colli che contenessero articoli colpiti di proibizione,

compétentes et désintéressées qui, après mûr examen, délivreront un certificat faisant connaître le montant à tant pour cent des avaries éprouvées dans chaque colis séparément en le décrivant par ses marques et numéros. Ce certificat sera signé par les experts en présence des employés de la Douane et l'introduteur annexera ce certificat à son manifeste en y faisant les réduction convenables, mais ce fait n'empêchera pas les employés de la Douane de s'approprier de ces marchandises selon les formes indiquées dans l'article 16 du présent Traité auquel ces règlements sont annexés.

Lorsque les droits auront été payés, le propriétaire recevra l'autorisation de reprendre ses marchandises, soit qu'elles se trouvent à la Douane, soit qu'elles n'aient pas quitté le bord.

Toutes les marchandises destinées à être exportées passeront par les Douanes japonaises avant d'être transportées à bord. La déclaration sera faite par écrit et contiendra le nom du bâtiment sur lequel elles devront être exportées avec le nombre des colis, leur marque, leur nature et la déclaration de la valeur de leur contenu. La personne qui exportera ces marchandises certifiera par écrit que sa déclaration est un exposé sincère de toutes les marchandises dont elle fait mention et elle la signera.

Toutes les marchandises qui seraient embarquées à bord d'un bâtiment pour être exportées avant d'avoir passé par la Douane et tous les colis qui contiendraient des articles prohibés seront

損傷の品々心附く時は當人より其段運上役所に申立其品取扱ふ職業の廉潔なる者兩人以上出會直組爲致其荷物毎に損し高を歩割に記し其記號番數共に證書に認込へし尤日本役人立合にて直組人等名を記すへし右の證札を兼々持參の差出書へ添へ總高の内を引落すへし尤條約第十六箇條の取極の通り運上役所にて取扱ふ事故障あるへからず  
諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すへし品物渡方は運上役所にて船中にて其者の願ふ任すへし  
輸出に極りたる荷物は船に輸送する前廣に運上役所へ船名荷物の記號番附入高斤數量目性合並に代料を記せる差出書附を出すへし其書附は書面の通り聊偽なき由を證據とせる爲め輸出入等名前を認むへし  
運上役所へ差出を爲さる以前船中へ積込たる荷物並に運上役所へ差出濟の上禁制の品を竊に荷積の内へ入れ有之は改の上

cadranno nelle mani del Governo giapponese.

Non sarà necessario il far passare per la dogana le provigioni per uso dei bastimenti italiani, dei loro equipaggi e dei loro passeggeri nè gli effetti di vestiario di questi.

Le mercanzie che le autorità consolari italiane avessero dichiarate confiscabili saranno rimesse immediatamente alle autorità giapponesi, e le multe inflitte dalle autorità consolari italiane saranno riscosse da esse al più presto e pagate alle autorità giapponesi.

4° REGOLAMENTO.

I bastimenti italiani che verranno essere licenziati dalla dogana la avvertiranno ventiquattro ore innanzi, ed allo spirare di queste termine avranno il diritto di ricevere le loro licenze; ma se queste fossero ricustate dalla dogana, gli impiegati di questa amministrazione dovranno immediatamente informarne il Capitano del bastimento, od il ricevitore della merce, facendogli conoscere le ragioni di questo rifiuto. La stessa dichiarazione sarà fatta al Console.

Le navi da guerra italiane potranno liberamente entrare nei porti ed uscirne, senza presentare manifesto. Gli impiegati della dogana e della polizia non avranno diritto di visitarle. Quanto alle navi italiane che portassero valige postali, esse dovranno entrare in dogana, ed essere licenziate nello stesso giorno, e non avranno a presentar manifesto se non per i passeggeri e per le merci

saisis par le Gouvernement Japonais.

Il ne sera pas nécessaire de faire passer en Douane les provisions destinées à l'usage des bâtiments italiens, de leurs équipages et leurs passagers ni les effets d'habillement des passagers.

Les marchandises que les Autorités consulaires auront déclarées confiscables seront remises immédiatement aux Autorités japonaises et les amendes prononcées par les Autorités consulaires italiennes seront perçues au plus tôt par elles et payées aux Autorités japonaises.

IV° RÈGLEMENT.

Les bâtiments italiens qui voudront être expédiés par la Douane, la préviendront vingt-quatre heures d'avance, et à l'expiration de ce terme ils auront le droit de recevoir leurs expéditions; mais si elles leur étaient refusées par la Douane, les employés de cette administration devraient immédiatement en informer le capitaine ou le maître ou le consignataire du bâtiment et lui faire connaître les raisons de ce refus; ils feront la même déclaration au Consul.

Les navires de guerre italiens pourront librement entrer dans le port et en sortir sans avoir à présenter de manifeste. Les employés de la Douane et de la police n'auront pas le droit de visiter ces bâtiments. Quant aux navires italiens qui porteraient les malles, ils devront entrer en Douane et être expédiés le même jour et ils n'auront à présenter de manifeste que pour les passagers et les marchandises

日本役所へ取上へし  
 \* 常用の品又は乗組旅客の常用衣類等は運上役所へ差出を爲さるへし  
 伊太利コンシニルは日本役所へ可取上品物は遅滞なく差出し且當人へ申付の罰金をも速に催促して日本役所へ收むへし

則 四 第

出港手数を願ふ船々は日本十二時(伊太利二十四時)前に運上役所へ申立へし此期限内に右手数遅延せざる様取扱ふは勿論たるへし若し其手数を差留る事あらは日本役人より船司又は頭立たる者並に其船荷の取引人等へ其段申渡し伊太利コンシニルに申達すへし  
 伊太利軍艦は入港出港の手数に及はず運上役人並に番兵等差辨ふ事なし  
 伊太利飛脚の爲の蒸氣船は入港出港の手数を一日に致し日

四九五  
 \* 横文ニ船ルニ  
 常用ノ品ニ作リ  
 客ノ常用ノ下  
 客ノ品及ヒ旅客  
 ノ品アリ  
 出ラ爲スニ及ハ  
 ストアリ  
 此期限以下勿  
 論ニ至ルマテ  
 文ニ至ルハ一  
 期後出港スヘ  
 キ理アリト雖モ  
 云々トアリ

伊

che avessero da sbarcare. Ma questi bastimenti dovranno sempre ricevere la loro spedizione.

I bastimenti pericolanti, o approdanti in ricerca di provigioni, non saranno obbligati a porgere alcun manifesto dal loro carico; però, ove più tardi volessero commerciare, dovranno presentarne uno, osservando le formalità prescritte dal primo regolamento.

La parola bastimento, qualunque sia il posto che tiene in questo trattato e nei suoi annessi, significherà sempre nave a vela o a vapore, di qualsiasi dimensione o specie.

5° REGOLAMENTO.

Ogni individuo che segnasse una dichiarazione falso, od un falso certificato, nel proposito di defraudare l'erario giapponese, pagherà una multa di Cento venti cinque piastre per ogni commessa.

6° REGOLAMENTO.

I bastimenti italiani non sottostaranno ad alcun diritto di tonnello nei porti del Giappone, ma pagheranno le seguenti tasse alla dogana giapponese.

Per l'entrata di un bastimento quindici piastre.

Per il licenziamento di un bastimento sette piastre.

四九六

Per ogni bollettino di

qu'ils auraient à débarquer. Mais ces bâtiments devront toujours faire leur entrée à la Donane et en recevoir leur expédition.

Les bâtiments italiens en détresse ou relâchant pour avoir des provisions, ne seront pas tenus de fournir un manifeste de leur cargaison, mais s'ils veulent plus tard faire le commerce, ils auront à en donner un, en observant les formalités prescrites par le premier règlement.

Le mot bâtiment quelle que soit la place qu'il occupe dans ce Traité et dans son annexe signifiera toujours navire, trois-mâts, barque, brick, goëlette, sloop ou bâtiment à vapeur.

V° RÈGLEMENT.

Tout individu qui signerait une fausse déclaration ou un faux certificat dans l'intention de frauder le revenu du Japon, paiera une amende de cent vingt-cinq piastres pour chacune des infractions qu'il aurait commises.

VI° RÈGLEMENT.

Aucun droit de tonnage ne sera perçu sur les bâtiments italiens dans les ports du Japon, mais les taxes suivantes seront payées par eux à la Douane japonaise :

Pour l'entrée d'un bâtiment, quinze piastres.

Pour l'expédition d'un bâtiment, sept piastres.

本に上陸する旅客並に品々に付ての外は告書を差出す事なしと雖何箇度にてても入津の度毎に出港入港の手續は致すへし薪水食料等用意の爲め入港の難船は其積荷の告書を出さずと雖若し其積荷を賣拂ひんと願ふ時は第一則に定むる所の手續をいたすへし  
税則並に條約書中に船と唱ふるものハナーベ、ハルコ、ブリカンテ、ノ、ゴローレタ、スクーター、子ル蒸氣船等を總ていふなり

則五第

日本運上役所の規則  
違ひたる偽差出し  
積荷目録を出し並に  
證書に名前を記せる  
輩は其犯す毎に百二十五ドルラルの過料を日本役所へ納むへし

則六第

噸税は日本の船  
に於て伊太利の  
より取り立る事  
し但し次の定め  
たる所の謝銀は  
運上の方の役人  
差出すへし

ニハ日  
本ノ收  
納ヲ爲  
セン爲  
メニ偽  
ノ告書  
或ハ云  
書ニシ  
テアリ

sanità una piastra e mezza. Per ogni altro documento una piastra e mezza. Fatto a Yedo il venticinque Agosto dell'anno Mil-leottocent osessantasei corrispondente al sedicesimo giorno, settimo mese, del secondo anno di Ke-o (detto del Tigre).	Pour chaque bulletin de santé, une piastra, et demie. Pour tout autre document, une piastra et demie. Fait à Yédo, le vingt-cinq Août de l'an de grâce Mil-huit-cent-soixante-six correspondant au seizième jour du septième mois de la deuxième année de Kei-ô (dite du Tigre).
(Loro Sigilli)	(L. S.)
Firmati: V. Arminjon.	(Signé) V. Arminjon.
„ Chibata Hiougano kami.	„ Shibata Hiougano kami.
„ Asaina Kaino kami.	„ Asaina Kaino kami.
„ Ochigomi Tchouzaïemon.	„ Oushigomi Tchouzaïemon.

右  
江 其場一一  
戸 外所船船  
に の場 のの  
於 各所出入  
て 書健港港  
取 に 固手手  
極 付狀數數  
ひ に に に  
る 付付付  
者 也 一一七十  
向 也 下下下五  
柴 田 日 者 也 一 一 七 十  
朝 比 田 日 者 也 一 一 七 十  
牛 込 忠 奈 日 者 也 一 一 七 十  
ウイクトルアルミンジョン 左 甲 衛 斐 門 守 守  
手 花 花 花  
記 押 押 押



CONVENZIONE  
ADDIZIONALE.

ARTICOLO 1°.

Le Parti contraenti, dichiarano a nome dei rispettivi loro Governi, di accettare e formalmente accettano come obbligatoria la tariffa annessa alla presente Convenzione.

ARTICOLO 2°.

Questa tariffa rimane soggetta ad una revisione alla data del 1° Luglio 1872. Tuttavia due anni dopo la firma della presente Convenzione, ciascuna delle Parti contraenti, dandone avviso sei mesi innanzi, avrà la facoltà di reclamare la modificazione dei diritti sul té e sulla seta, prendendo per base il 5% del valore medio di questi articoli durante i precedenti tre anni.

Sulla domanda d'una delle Parti contraenti, il diritto *ad valorem* ammesso ora pei legnami da costruzione, potrà essere convertito in un diritto fisso, sei mesi dopo la firma della presente Convenzione.

ARTICOLO 3°.

Le licenze d'imbarco e di sbarco saranno esigibili, come in passato, ma saranno rilasciate gratuitamente.

CONVENTION  
ADDITIONNELLE.

ARTICLE I.

Les Parties Contractantes déclarent, au nom de leurs Gouvernements respectifs, accepter et acceptent formellement comme obligatoire le tarif annexé à la présente Convention.

ARTICLE II.

Ce tarif reste sujet à révision à la date du 1<sup>er</sup> Juillet 1872. Toutefois, deux ans après la signature de la présente Convention, chacune des Parties Contractantes aura la faculté en en donnant avis six mois à l'avance, de réclamer la modification des droits sur le \*thé et la \*soie en prenant pour base le 5 % de la valeur moyenne de ces articles durant les trois années précédentes.

A la demande de l'une des Parties Contractantes, le droit *ad valorem* admis aujourd'hui pour les \*bois de construction pourra, être ramené à un droit fixe, six mois après la signature de la présente Convention.

ARTICLE III.

Les permis d'embarquement et de débarquement seront exigibles comme par le passé, mais ils seront délivrés sans frais.

\* La Convention révisée sur la soie, le thé et les bois de construction, se trouve annexée au Traité avec la France.

書約屬附

條一第

雙方の全權兩政府の名代として左の通り約書を議定し此約書に添たる運上目録を採用し兩政府の臣民皆堅く之を遵奉すへき事とせり

條二第

此約書に添たる運上目録は來壬申年中（西洋千八百七十二年七月一日）に至り改むへしと雖茶生糸運上の分は此約書調印より二箇年の後雙方の内何れの方よりなり共六箇月前に告知して前三箇年中平均相場場の五分の基き之を改むる事を求むへし亦材木の運上は此約書調印より六箇月後に告知して時相場に従ひ運上を納むる事を改めて品物に従ひ運上高を定むる事を得へし

條三第

荷物陸揚船積に付ての免状は是迄通りたるへしと雖以後は其謝銀を出す事なかるへし

生茶 及材 本改 税ノ 約ア 國ノ 俄 部ニ 俄ス

## ARTICOLO 4°.

Nel porto di Kanagawa (Yokohama) e nei porti di Nagasaki e di Hakodate, il governo giapponese dovrà mettere a disposizione del commercio alcuni magazzini onde ricoverare, con esenzione di tasse, le mercanzie d'importazione sulla domanda che gli sarebbe presentata dall' importatore. La custodia delle dette mercanzie spetta al governo giapponese per la durata della loro stazione nei magazzini, i quali d'altronde saranno costrutti e disposti in maniera da poter essere assicurati dalle Compagnie d'assicurazione contro l'incendio. Quando, gli importatori od i proprietari delle merci poste nei magazzini verranno ritirarle, dovranno pagare le tasse fissate nella tariffa; ma loro sarà facoltativo di riesportare le loro merci senza pagare alcun diritto. Rimane inteso che in ambi i casi il Governo giapponese preleverà all'esca di dette merci un diritto di sosta il quale sarà fissato di comune accordo delle Parti contraenti, al pari dei Regolamenti che reggeranno queste diverse operazioni.

## ARTICOLO 5°.

Tutti i prodotti giapponesi potranno essere portati da ogni parte del Giappone ai porti aperti al commercio,

## ARTICLE IV.

Dans le port de Kanagawa (Yokohama) et dans les ports de Nagasaki et de Hakodaté, le Gouvernement Japonais devra mettre à la disposition du commerce des entrepôts destinés à recevoir, en franchise de droits, les marchandises d'importation à la demande qui lui en sera faite par l'importateur. La garde des susdites marchandises incombe au Gouvernement Japonais durant leur séjour dans les entrepôts qui devront d'ailleurs être construits et disposés de façon à ce qu'ils puissent être assurés par les Compagnies d'assurance contre l'incendie. Lorsque les importateurs, ou les propriétaires des marchandises mises en entrepôt voudront les en retirer, ils devront payer les droits fixés par le présent tarif; mais il leur sera loisible de ré-exporter leurs marchandises sans avoir à payer aucun droit.

Il est entendu que dans les deux cas, le Gouvernement Japonais prélèvera, au moment de leur sortie, un droit de magasinage qui, ainsi que les règlements auxquels seront soumises ces diverses opérations, sera établi, d'un commun accord, par les Parties Contractantes.

## ARTICLE V.

Tous les produits japonais pourront être amenés de toutes parties du Japon aux ports ouverts au commerce,

## 條 四 第

神奈川長崎箱館に於て日本政府にて輸入する者の求に應じ運上を納る事なく外國より輸入の品を藏に入置く用意を爲すへし日本政府にて其品を預り置く間は盜難並に風雨の損害なき様引請へし尤火難は政府にて引請けすと雖外國商人共右荷物火難の請合十分出來をへき様堅固の土藏を取建へし就ては荷物を輸入する人又は荷主是を藏より引取んとする時は運上目録通りの運上を拂ふへし其品物を再び輸出せんと欲する時は輸入運上を納むるに及はず荷物を引取る節は何れにも藏敷を拂ふへし右藏敷高並に貸藏取扱向規則は雙方相談の上議定すへし

## 條 五 第

日本<sup>四九九</sup>の産物の運送の陸路水路修復の爲め諸商賣に付て取立る通例の運上

senza essere sottoposti ad alcuna o diritto di transito, fuori i diritti di pedaggio ordinario, che sono egualmente prelevati da tutti i trafficanti per il mantenimento delle strade e delle vie di navigazione.

## ARTICOLO 6°

In seguito ai Trattati conclusi dalle Potenze estere col Giappone, relativi alla circolazione delle monete, i quali stipulano che ogni moneta estera avrà corso al Giappone passerà pel valore del suo peso paragonato a quello della moneta giapponese analoga, la dogana giapponese receve in pagamento dei diritti i dollari pel loro peso in *bous* comunemente detti *itchibous*), vale a dire in ragione di trecento undici *bous* per cento dollari.

Tuttavia il Governo Giapponese, desiderando modificare quest'uso, ed astenersi da ogni ingerenza nel cambio di monete estere contro quelle del paese, ha di già preso le opportune misure, affine di dare alla fabbricazione attuale delle monete giapponesi lo sviluppo che permetta di produrre la quantità necessaria a tutti i bisogni del commercio estero ed indigeno.

Il Governo giapponese s'impegna così a ricevere negli Uffizii a tal uopo creati tutte le monete e le verghe d'oro e d'argento che italiani e gli indigeni vorranno cambiare contro monete del paese rappresentanti lo stesso valore intrinseco, col carico ad essi di sottostare ad una

sans être soumis à aucune taxe ou droits de transit autres que les droits de péage ordinaires qui sont également prélevés sur tous les trafiquants pour l'entretien des routes et des voies de navigation.

## ARTICLE VI.

En conséquence des articles des Traités, conclus par les Puissances étrangères avec le Japon, relatifs à la circulation des monnaies, et stipulant que toute monnaie étrangère aura cours au Japon et passera pour la valeur de son poids comparé à celui de la monnaie japonaise analogue, la Douane japonaise reçoit en paiement des droits, des dollars pour leur poids en *bous* (communément appelés *itchibons*) c'est-à-dire à raison de trois cent onze *bous* pour cent dollars.

Toutefois le Gouvernement Japonais, désireux de modifier cet usage et de s'abstenir de toute ingérence dans l'échange des monnaies étrangères contre celles du Pays, a déjà pris des mesures afin de donner à la fabrication actuelle des monnaies japonaises le développement qui lui permettra d'en produire la quantité nécessaire à tous les besoins du commerce étranger et indigène.

Ainsi le Gouvernement Japonais s'engage à recevoir, dans les établissements créés à cet effet, toutes les monnaies et les lingots d'or et d'argent que les Italiens et les Indigènes demanderont à échanger contre des monnaies du Pays représentant la même valeur intrinsèque à charge par eux d'acquitter

の外に別に運送運上を納むる事なく日本の内何れの地よりも外國交易のため開きたる各港へ運送する事勝手たるへし

## 條六第

日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すへしと取極たる箇條に従ひ是迄日本運上所にて墨是哥ドルラルを以て運上を納る時は一分銀の量目に比較しドルラル百枚を一分銀三百一十箇の割合を以て請取來れり然る處日本政府に於て右仕來を改め總て外國の貨幣日本の貨幣と引替る事に障なき様にし又日本通用の貨幣を不足なき様にし交易を便利にせん事を欲するに由り日本金銀吹立所を盛大にせん事を既に決せり然る上は日本人又は外國人より差出すへき總て外國金銀貨幣並に地金は日本貨幣に吹替其諸雜費を差引其質の眞位を以て其爲め定



semplice tassa di manetazione.

Questa tassa di monetazione sarà ulteriormente fissata di comune accordo fra le Parti contraenti. Tuttavia, non potendosi questa misura attivare prima che le altre potenze che hanno conchiusi trattati col Giappone non abbiano acconsentito a modificare gli articoli di questi trattati che sono relativi al cambio delle monete, il Governo giapponese sottoporra immediatamente l'adozione di queste modificazioni alle potenze stipulatrici di questi trattati e se verranno acconsentite, sarà pronto dal 1° gennajo 1868 a porre in esecuzione la misura qui sopra indicata.

ARTICOLO 7°

Nello scopo di porre un termine a molti abusi ed inconvenienti che si sono manifestati nei porti aperti circa il disbrigarsi degli affari nella dogana, l'imbarco, e sbarco delle merci, la mercede pei battelli, pei facchini, pei domestici, ecc., le Parti contraenti convennero in ciò che i Governatori dei porti aperti abbiano ad intendersi immediatamente coi Consoli delle Potenze firmatrici dei trattati, affine di stabilire di comune accordo i Regolamenti necessari per mettere termine a questi abusi ed inconvenienti, e per dare ogni facilità e ogni possibile sicurezza alle operazioni commerciali ed alle transazioni particolari. È espressamente stipulato col presente articolo che si abbia a costruire tettoie su di uno o piu punti

un simple droit de monnayage.

Le taux de ce monnayage sera ultérieurement fixé, d'un commun accord, entre les Parties Contractantes. Toutefois comme cette mesure ne peut être rendue exécutoire avant que les autres Puissances qui ont conclu des Traités avec le Japon n'aient préalablement consenti à modifier les articles de ces Traités qui sont relatifs à l'échange des monnaies, le Gouvernement Japonais soumettra immédiatement l'adoption de ces modifications aux Puissances signataires des Traités, et si elles sont consentie, il sera prêt, à partir du 1<sup>er</sup> Janvier 1868, à mettre à exécution la mesure ci-dessus indiquée.

ARTICLE VII.

Dans le but de mettre un terme à plusieurs abus et inconvenients qui ont été signalés dans les ports ouverts, relativement à l'expédition des affaires à la Douane, à l'embarquement et débarquement des marchandises, au louage des bateaux, des coulis, des domestiques etc., les Parties Contractantes sont convenues que les Gouverneurs des ports ouverts s'entendraient immédiatement avec les Consuls des Puissances signataires des Traités afin d'établir, d'un commun accord, les règlements nécessaires pour mettre un terme à ces abus et à ces inconvenients et pour donner toutes les facilités et toute la sécurité possibles aux opérations commerciales et aux transactions particulières. Il est stipulé expressément par les présentes que des hangars

めたる場所に於て引替んとす此處置を行ふ爲め條約に書載たる貨幣通用に關係せる箇條を改る事緊要なれば右箇條を改むる様日本政府より申談し承諾の上來丁卯年十一月中(西洋千八百六十八年第一月一日)より其處置を取行ふへし  
吹替の雜費として取立へき高の割合は向後雙方の全權協議の上定むへし

條七第

運上所諸取扱向荷物の陸揚船積及び船人足小使等雇方に付開港場に於て是迄訴出たる不都合を除かんか爲よ各開港場の奉行速に外國のコンシユルと談判し及び雙方協議の上右の不都合を決して無之様規則を立て交易の道並に各人の所務を可成丈容易くし且安全ならしむる様雙方茲に議定せり  
右規則の内には各港に於て外國人荷物陸揚船積の爲に

國ハ  
約各  
下ニ  
ヨリ  
不日  
政府  
ニハ  
日  
五〇一

伊

della riva del mare nei porti aperti, onde mettere le mercanzie al riparo delle intemperie all'atto dello sbarco o dell'imbarco.

seront construits sur un ou plusieurs points des quais, dans les ports ouverts, afin de mettre les marchandises à l'abri des intempéries au moment du débarquement ou de l'embarquement.

用ふる波戸場  
の内にて荷物  
雨露に損せさ  
る様小屋掛を  
作る事を書入  
へし

ARTICOLO 8°

ARTICLE VIII.

Ogni suddito giapponese potrà comperare nei porti aperti del Giappone od all'estere qualsiasi specie di bastimenti a vele od a vapore applicabili al trasporto dei viaggiatori o di mercanzie, eccettuate le navi da guerra, il cui acquisto non può essere fatto senza l'autorizzazione del Governo giapponese.

Tout sujet japonais pourra acheter dans les ports ouverts au Japon ou à l'étranger, toute espèce de bâtiments à voiles ou à vapeur destinés au transport des voyageurs ou des marchandises, à l'exception des navires de guerre dont l'acquisition ne peut être faite qu'avec l'autorisation du Gouvernement Japonais.

I bastimenti acquistati dai sudditi giapponesi saranno registrati come bastimenti giapponesi, mediante il pagamento di un diritto fisso di tre bous per tonnellata per le navi a vapore e di un bou per le navi a vela.

Les bâtiments achetés par les sujets japonais seront enregistrés comme bâtiment japonais, moyennant le paiement d'un droit fixe de trois bous par tonneau pour les navires à vapeur et d'un bou par tonneau pour les navires à voiles.

La portata di ogni bastimento sarà iscritta sui registri di bordo che dovranno essere presentati sulla domanda delle Autorità giapponesi dal Console della parte interessata, il quale ne certificherà l'autenticità.

Le tonnage de chaque bâtiment sera constaté sur les registres du bord qui devront être présentés à la demande des Autorités japonaises par le Consul de la partie intéressée qui en certifiera l'authenticité

第八條  
日本人身分に拘はらず日本開港場又は海外に於て旅客又は荷物を送るべき各種の帆前船蒸氣船共買入る事勝手たるへし尤軍艦の日本政府の免許なければ買入る事を得ず  
日本人買入たる諸外國船は蒸氣船ハ一噸ニ付一分銀三箇帆前船は一噸ニ付一分銀一箇の運上を定め通り相納むる時は日本の船とし船籍に書載すへし尤其船の噸數を定むる爲め日本長官の需に應し其筋のコンシユルより本國の船目錄寫を相示し其眞を證すへし

ARTICOLO 9°

ARTICLE IX.

I negozianti e commercianti giapponesi di ogni classe sono liberi di commerciare direttamente coi negozianti stranieri senza intervento d'alcun uffiziale del Governo, non solo nei porti aperti del Giappone, ma di tutti i paesi esteriore sono autorizzati di

Les négociants et trafiquants japonais de toute classe, sont libres de commercer directement avec les négociants étrangers sans l'intervention d'aucun officier du Gouvernement, non-seulement dans les ports ouverts du Japon, mais dans tous les Pays étrangers où ils sont autorisés à se rendre en

第九條  
日本諸商人政府役人の立合なく相對に日本の開港場及び此約書中第十條に載せたる仕方に於て海外へ出る許を得れば各外國に於

portarsi, osserbando i Regolamenti di cui all'Articolo 10° della presente Convenzione. Nei loro rapporti commerciali cogli stranieri, i giapponesi non saranno sottoposti a tasse più elevate di quelle che sono imposte ai negozianti indigeni nelle loro transazioni abituali. Il governo Giapponese dichiara inoltre che tutti i Daimios e le persone da essi impiegate sono liberi, sottoponendosi alle medesime condizioni, di recarsi in tutti i paesi esteri, come nei porti aperti del Giappone, dove potranno commerciare cogli stranieri nel modo che ad essi piacerà e senza intervento di alcun Ufficiale giapponese, conchè si sottomettano ai vigenti Regolamenti di Polizia ed al pagamento dei diritti stabiliti.

ARTICOLO 10.

Ogni suddito giapponese potrà in tutti i porti aperti del Giappone ed in tutti i porti delle Potenze estere, imbarcare le sue merci a bordo di qualunque nave; appartenga questa ad un giapponese o ad un suddito delle Potenze firmatrici dei trattati.

Potrà inoltre recarsi all'estero per studiare a farvi commercio, alla condizione di munirsi di un passaporto dalle Autorità competenti come è determinato dal Proclama pubblicato a tale soggetto dal Governo Giapponese in date del 23 Maggio 1866.

observant les règlements expliqués dans l'article X de la présente Convention. Dans leurs relations commerciales avec les Etrangers, les Japonais ne seront pas soumis à des taxes plus élevées que celles imposées aux négociants indigènes dans leurs transactions habituelles.

Le Gouvernement Japonais déclare en outre que tous les Daïmios et les personnes employées par eux sont libres, en se soumettant aux mêmes conditions, de se rendre dans tous les Pays étrangers ainsi que dans les ports ouverts du Japon où ils pourront commercer avec les Etrangers comme ils l'entendront et sans l'intervention d'aucun Officier japonais, en tant qu'ils se soumettront aux règlements de police existants et au paiement des droits établis.

ARTICLE X.

Tout sujet japonais pourra, dans tous les ports ouverts du Japon et dans tous les ports des Puissances étrangères, embarquer ses marchandises à bord de tout navire, qu'il appartient à un Japonais ou à un sujet d'une des Puissances signataires des Traités.

Il pourra en outre, se rendre à l'étranger pour y étudier ou y faire le commerce, à la condition de se munir d'un passeport auprès des Autorités compétentes ainsi que cela est déterminé dans la proclamation émanée à ce sujet du Gouvernement

ても外國商人と交易する事勝手たるべく尤日本  
商人通例商賣に付て取立る運上より餘分は日本  
政府へ收むる事なし且諸大名並に其使用する人  
々現在取締の規則を守り定め通の運上を納むる人  
時は日本役人の立合なく諸外國又は日本諸關  
港場に赴き其場所にて交易する事右同様勝手次  
第たるへし

第十條

日本人身分に拘らず日本の開港場又  
は各外國の港々より日本の開港場又  
は各外國の港々に赴くべき日本人所  
持の船又は條約濟外國船に荷物を積  
入るゝ事勝手たるへし且既に慶應二  
年丙寅四月九日(西洋千八百六十六年  
五月廿三日)日本政府より觸書を以  
て布告せし如く其筋より政府の印章



NOTE:—

Communication relative à l'exportation du cuivre.—

Convention relative aux droits augmentés de la soie et du thé.—Communication relative à l'exportation du salpêtre.—Communication relative à l'exportation du riz, du blé, et des farines de riz et de blé.

[Tous ces documents se trouvent annexés au Traité avec la France.]

銅輸出に關る書簡○  
 生糸茶増稅約書○  
 石輸出に關る書簡○  
 米麥及び米麥粉の輸出に關る書簡○  
 (此等の書類は總て佛蘭西の部に載するを以て畧す)

## 付録④～訪れた古文書館や資料館～

### ■ イタリア側史料

2004（平成16）年10月から2007（平成19）年6月の期間、本論の筆者は3回に亘って資料調査のためにイタリアへ赴いた。1回目は2005（平成17）年8月—9月で、2回目は2006（平成18）年2月—3月で、3回目は2006（平成18）年8月—9月である。その際、次に挙げる古文書館や資料館において資料調査を行った。

#### ① ASDMAE(Archivio Storico Diplomatico del Ministero degli Affari Esteri ～ イタリア外務省外交史料館)

ここで、駐日イタリア公使館からイタリア外務省宛てに送られた公使・領事たちなどの報告書や書簡を収集した。残念ながら、通商関係報告（Serie Commerciale）は外務省によって処分され、現在残っている少数のものは別の史料館（主にイタリア国立古文書館）に保管されている。また、日本に対するイタリア政府の（無）関心をよりよく理解するために、外務大臣からの主な書簡を含むファイルをも収集した。また、今回は1866（慶応2）年から1877（明治10）年までの間、日本に滞在していた外交官らの個人ファイルを調べることができ、この人物たちの活動に関する更なる貴重な未公開史料を入手することができた。他にも、史料館の付属図書館において、主に日伊貿易をめぐるフェ伯爵らの「領事会報」（Bollettino Consolare）なども集めた。

#### ② ACS(Archivio Centrale dello Stato ～ イタリア国立古文書館)

この古文書館においても、多くの未公開史料が眠っていた。ここで、フェ伯爵の書簡だけでなく、岩倉使節団とほぼ同じ時期に北イタリアの養蚕場を回覧した視察団、パドヴァと東京の養蚕研究所の通信、イタリア人蚕卵商人らの活動や奥地旅行などについての非常に興味深い史料を手に入れた。

#### ③ ASDMM(Archivio Storico Della Marina Militare ～ イタリア海軍資料館)

この小さな資料館では、日本を訪れたイタリア王国海軍の軍艦に関する史料が多く保管されている。1866年から1881年の時期にかけて渡日した「マジェンタ号」（Magenta）、「プリンチペッサ・クロティルデ号」（Principessa Clotilde）、「ゴヴェ

ルノーロ号」(Governolo)などの船長や参謀本部の報告書や書簡は、時に極めて興味深い情報を提供する。

## ■ 日本側史料

また、以上の資料が含む情報を補完するために、2005-2006（平成 17-18）年にわたって日本側史料の調査を行った。

### ① 宮内庁書陵部

ここで、フェ伯爵の謁見や、皇室との接触に関する史料が保管されているが、その中でも公開されていない史料が多い。

### ② 日本国立公文書館

この公文書館で、イタリア公使の謁見や日本政府との接触、イタリア人蚕卵商人の内地旅行、北伊養蚕場視察団、イタリア公使館などについての貴重な日本側資料が数多く保管されている。ここの史料は日本語のみである。

### ③ 日本外務省外交史料館

ここで、駐日イタリア公使フェ伯爵や代理公使リッタ伯爵などが日本外務省に送った未公開の書簡が多く保管されている。今回は、特に、内地旅行や蚕卵貿易、フェ伯爵とウイーン万博などに関するファイルを調べ、これらの件について更なる情報を得ることができた。また、フェ伯爵が明治天皇に提出した信任状もここで保管されている。ここで発見した史料は公使らが日本外務省に送った書簡なので、フランス語で書かれたものが多い。

## 付録⑤～参考文献～

### ① 日本語

#### ①-A 単行本

- 1) 荒木幹雄『日本蚕糸発達とその基盤 ―養蚕農家経営―』ミネルヴァ書房 1996
- 2) アルミニョン・V・F著、大久保昭男編訳『イタリア使節の幕末見聞記』講談社学術文庫 2000
- 3) 池井優『三訂 日本外交史概説』慶應通信 1992
- 4) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会 1972
- 5) 石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977
- 6) 石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999
- 7) 泉三郎『岩倉使節団という冒険』文春新書 2004
- 8) 泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004
- 9) 泉三郎『明治四年のアンバサドル』日本経済新聞社 1984
- 10) 井関正昭『画家フォンタネージ』中央公論美術出版 1984
- 11) 稲生太郎『条約改正論の歴史的展開』小峯書店 1976
- 12) 大塚孝明著、日本歴史学会編集『寺島宗則』吉川弘文館 1990
- 13) 岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997
- 14) 上垣守国著、西村法橋他画『養蚕秘録』（複写版）1803
- 15) 内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983
- 16) 大江志乃夫『木戸孝允 維新前夜の群像④』中公新書 1968
- 17) 大久保利謙『岩倉具視 維新前夜の群像⑦ 増補版』中公新書 1973
- 18) 大塚武松編『澁澤榮一滞佛日記全』日本史籍協會 1928
- 19) 岡光夫、山崎隆三編著『日本経済史 ―幕藩体制の経済構造―』ミネルヴァ書房 1983
- 20) 尾佐竹猛『幕末遣外使節物語 夷狄の国へ』講談社学術文庫 1989
- 21) 片岡啓治『攘夷論』イザラ書房 1974
- 22) 勝田孫彌『大久保利通傳』（上中下全三巻）同文館 1911
- 23) 角山幸洋『ウイーン万博の研究』関西大学経済・政治研究所 1999
- 24) 鹿野政直『近代日本思想案内』岩波文庫 1999



- 25) 木戸孝允、妻木忠太『木戸孝允日記』日本史籍協會 1934
- 26) 久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』（全五巻）岩波文庫 1977
- 27) 久米美術館編『歴史家久米邦武展』 1991
- 28) 宮内省臨時帝室編修局編修『極秘 續愚林記 二』 1921
- 29) クリストファー・ダガン著、河野肇訳『イタリアの歴史』創土社 2005
- 30) 五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998
- 31) 小宮一夫『条約改正と国内政治』吉川弘文館 2001
- 32) 斉藤多喜夫『幕末明治 横浜写真館物語』吉川弘文館 2004
- 33) 佐々木克『岩倉具視』吉川弘文館 2006
- 34) 佐々木克監修『大久保利通』講談社学術文庫 2004
- 35) 佐々木克『志士と官僚 明治を「創業」した人々』講談社学術文庫 2000
- 36) 佐々木長淳『微粒子病蠶之顛末』佐々木長淳 1907
- 37) 下村富士男『明治初年条約改正史の研究』吉川弘文館 1970
- 38) 鈴江英一『キリスト教解禁以前 切支丹禁制高札撤去の史料論』岩田書院 2000
- 39) 鈴木健夫『ヨーロッパ人の見た文久使節団 —イギリス・ドイツ・ロシア—』早稲田大学出版部 2005
- 40) 高木俊輔『幕末の志士 草莽の明治維新』中公新書 1976
- 41) 高橋是清、上塚司編『高橋是清自伝』中公文庫 1976
- 42) 田嶋弥平『養蚕新論』（乾坤）1872
- 43) 多田好問 編『岩倉公実記』（上中下全三巻）原書房 1968
- 44) 田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの米欧』講談社現代新書 1977
- 45) 田中彰『岩倉使節団『米欧回覧実記』』岩波書店 2002
- 46) 田中彰『明治維新と西洋文明 —岩倉使節団は何を見たか—』岩波新書 2003
- 47) 田中彰『岩倉使節団の歴史的研究』岩波書店 2002
- 48) 田中彰『岩倉使節団 明治維新のなかの欧米』講談社現代新書 1977
- 49) 田中彰『集英社版日本の歴史⑩ 開国と倒幕』集英社 1992
- 50) 田中彰『「脱亜」の明治維新 岩倉使節団を追う旅から』NHKブックス 1984
- 51) チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子編『ロングフェロー日本滞在記 明治初年、アメリカ青年の見たニッポン』平凡社 2004
- 52) 徳富猪一郎『岩倉具視公』岩倉公旧蹟保存会 1932
- 53) 中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992

- 5 4) 中山和芳『ミカドの外交儀礼 明治天皇の時代』朝日新聞社 2007
- 5 5) 西川武臣『幕末明治の国際市場と日本 生糸貿易と横浜』雄山閣出版 1997
- 5 6) 日伊協会著『日伊文化交流史』日伊協会刊行 1941
- 5 7) 日伊協会編『幕末・明治期における日伊交流』日本放送出版協会 1984
- 5 8) 日本史籍協会『木戸孝允文書』東京大学出版会 1971
- 5 9) 芳賀徹編『岩倉使節団の比較文化史的研究』思文閣出版 2003
- 6 0) 浜屋雅軌『開国期日本外交史の断面』高文堂出版社 1993
- 6 1) 春敏公追頌会『伊藤博文傳』(上中下全三巻) 原書房 1970
- 6 2) 福沢諭吉著 富田正文校訂『新訂 福翁自伝』岩波文庫 1978
- 6 3) 福沢諭吉著 松沢弘陽校注『文明論之概略』岩波文庫 1995
- 6 4) 藤木久志『刀狩り』岩波新書 2005
- 6 5) 藤本實也『開港と生糸貿易 上巻・中巻・下巻』刀江書院 1939
- 6 6) 米欧回覧の会 編『岩倉使節団の再発見』思文閣出版 2001
- 6 7) 松岡英夫『安政の大獄 一井伊直弼と長野主膳一』中央公論新社 2001
- 6 8) 宮永孝『幕末異人殺傷録』角川書店 1996
- 6 9) 毛利敏彦『岩倉具視』PHP 研究所 1989
- 7 0) 毛利敏彦『明治六年政変』中央新書 1979
- 7 1) 森田鉄郎 編『世界各国史 15 イタリア史』山川出版社 1976
- 7 2) 横浜開港資料館 編『図説 横浜外国人居留地』有隣堂 1998
- 7 3) 横山伊徳 他『幕末維新論集 7』吉川弘文館 2001
- 7 4) 吉浦盛純『日伊文化史考』イタリア書房 1969
- 7 5) 吉田光邦『両洋の眼 幕末明治の文化接触』朝日選書 1978

#### ①-B 辞書・辞典・全集類

- 1) 我妻栄、他『日本政治裁判史録 明治・前』第一法規 1969
- 2) 石井良助 編『太政官日誌』(全 8 巻) 東京道出版、1980
- 3) 加藤友康、他 編『日本史総合年表』 吉川弘文館 2001
- 4) 宮内省臨時帝室編修局編修『明治天皇紀』(全 12 巻) 吉川弘文館 1969
- 5) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(全 15 巻) 川出書房新社 1979~1997

- 6) 渋沢栄一伝記史料刊行会『渋沢栄一伝記史料』(全70巻) 1955～
- 7) 多田好問編『岩倉公実記』(上中下全三巻) 原書房 1979
- 8) 田中彰編『日本近代思想大系』岩波書店 1991
- 9) 田中芳男、平山成信 編『澳國博覧會參同紀要』森山春雍 1955
- 10) 手塚晃、他 編『幕末明治海外渡航者総覧』柏書房 1992
- 11) 東京都公文書館『東京都公文書館所蔵蔵書目録1 (慶應4年～明治30年)』東京都公文書館 1974
- 12) 東京文化財研究所美術部 編『明治期府県博覧會出品目録 明治4～9年』東京文化財研究所 2004
- 13) 富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985
- 14) 日本国外務省 編『日本外交文書』日本外交文書頒布會 1955
- 15) 『日本初期新聞全集』ペリかん社 1991
- 16) ユネスコ東アジア文化研究センター『史料御雇い外国人』小学館 1975
- 17) 吉野作造、他 編『明治文化全集』日本評論社 1929

#### ①-C 新聞・雑誌・カタログ類

- 1) 『維新の道』霊山顕彰会 1995年1月10日(第76号)、1997年7月1日(第86号)(新聞)
- 2) イタリア学会『イタリア学会誌 Studi Italic』1986年3月(第35号—論文集)、2005年10月刊行(第55号—論文集)
- 3) 岩倉翔子、Lia Beretta、他『お雇い外国人エドアルド・キヨッソーネ没後100年展 1997.4.16～6.22』大蔵省印刷局記念館 1997年4月16日(カタログ)
- 4) 川上倫逸 編『あうろーら』21世紀の関西を考える会 2000年春(19号—季刊誌)
- 5) 京都外国語大学 編『研究論叢 LII』京都外国語大学 1999年3月(論文集)
- 6) 憲政記念館『大久保利通・木戸孝允・伊藤博文特別展展示目録—立憲政治への道—』憲政記念館 1986年2月26日(カタログ)
- 7) 就実女子大学史学科 編『就実女子大学史学論集』(第15-16号) 就実女子大学史学科 2000-2001(論文集)
- 8) 武雄市図書館・歴史資料館編校『海に火輪を 山口尚芳の米欧回覧』武雄市図書館・歴史資料館(平成十三年度 特別企画展) 2002(カタログ)
- 9) 武雄市図書館・歴史資料館編校『早稲田大学図書館所蔵 大隈文書 山口尚芳書簡』武雄市図書館・歴史資料館 2002(カタログ)

- 1 0) 『中央公論』(1936年7月号)(月刊誌)
- 1 1) 日本近代史研究会編『画報近代日本史第一集 1850-1863』 国際文化情報社 1953年3月5日発刊 (月刊誌)
- 1 2) 日本近代史研究会編『画報近代日本史第二集 1863-1868』 国際文化情報社 1953年11月5日発刊 (月刊誌)
- 1 3) 萬鉄五郎記念館 編『長沼守敬 近代彫塑の原点』萬鉄五郎記念館 1992 (カタログ)

## ② 英語

### ②-A 単行本

- 1) ADAMS, Francis O., *History of Japan*, (2 volumes), H.S. King, London, 1874-1875
- 2) AUSLIN, Michael R., *Negotiating with Imperialism – The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy*, Harvard University Press, 2004
- 3) BAELZ, Erwin ; BAELZ Toku (Ed.) *Awakening Japan*, Indiana University Press 1974
- 4) BEASLEY, William G. *Japan Encounters the Barbarian – Japanese Travellers in America and Europe*, Yale University Press, 1995
- 5) BEASLEY, William G. *Meiji Restoration*, Stanford University Press, 1972
- 6) BEASLEY, William G., *Select documents on Japanese foreign policy, 1853-1868*, Oxford University Press, 1955
- 7) BLACK, John R., *Young Japan Yokohama and Yedo*, (2 volumes) London Trubner & Co – Yokohama Kelly & Co. 1880-1881
- 8) DANIELS, Gordon, *Sir Harry Parkes: British Representative in Japan, 1865-83*, Richmond Japan Library, 1996
- 9) FAIRBANK, John K., *East Asia: The modern transformation*, Houghton Miffling Company, 1965
- 1 0) HAROOTUNIAN, Harry D., *Toward restoration: the growth of political consciousness in Tokugawa Japan.*, University of California Press, 1970
- 1 1) KEENE, Donald, *Emperor of Japan: Meiji and his world, 1852-1912*, Columbia University Press, 2002
- 1 2) McLAREN, W.W., *A political history of Japan during the Meiji era (1867-1912)*, Frank Cass, 1916
- 1 3) NISH, Ian (ed.), *The Iwakura mission in America & Europe. A new assessment*, Japan Library, 1998
- 1 4) SANSOM, George B., *An history of Japan, 1615-1867*, Stanford University Press, 1963

- 1 5) SATOW, Ernest M., *A Diplomat in Japan*, Seeley, Service & Co., London, 1921
- 1 6) SHEPARD, Charles O., *Christmas stories for my sister's children – Personal reminiscences of a not uneventful life*, Entre nous, 1878
- 1 7) WALL, Rachel F., *Japan's century*, The Historical Association, 1964
- 1 8) WILSON, Robert A., *Genesis of the Meiji government in Japan*, Berkeley, University of California Press, 1957

### ②-B 辞書・辞典・全集類

- 1) SATOW, Ernest M., *Collected works of Ernest Mason Satow Part One: Major Works*, Ganesha, 1998  
(全集)
- 2) SATOW, Ernest M., *Collected works of Ernest Mason Satow Part Two: Collected Papers*, Ganesha, 2001  
(全集)

### ②-C 新聞・雑誌・カタログ類

- 1) ALTMAN, Albert, *Guido Verbeck and the Iwakura embassy.*, in *Japan Quarterly* (8-1 1966 季刊誌)
- 2) MAYO, Marlene, *The Iwakura Mission to the United States and Europe. 1871-1873*, in *Researches in the Social Sciences in Japan*, Columbia University East Asian Studies, 1956, VI, pg. 28-47 (論集)

## ③ イタリア語

### ③-A 単行本・論文

- 1) AMMANNATI, Francesco; et al., *Un viaggio ai confini del mondo, 1865-1868 : la crociera della pirocorvetta Magenta dai documenti dell'Istituto geografico militare*, Sansoni, 1985
- 2) ARMINJON, Vittorio, *Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta*, Genova, R.I. Sordomuti, 1869
- 3) BEASLEY, William.G., *Storia del Giappone moderno – Nuova edizione*, Piccola Biblioteca Einaudi, 1975
- 4) BEDINELLO, Ugo, *Diario del viaggio intorno al globo della regia corvette Italiana "Vettor Pisani"*

- negli anni 1871-73*, (Seconda edizione) Tipografia Domenico Del Bianco, 1893
- 5) BOLLE, Giovanni, *La bachicoltura nel Giappone*. Paternolli, 1898
  - 6) BORSA, Giorgio, *Introduzione alla storia*, Marzorati Editore, 1988
  - 7) BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), *Viaggio nell' interno del Giappone 日本国内旅行 (1872)*, Cleup, 2006
  - 8) CAMPORESE, Chiara, *La Missione Iwakura in Italia*, Universita' Ca' Foscari di Venezia, Tesi di laurea (学士論文), 1998
  - 9) DAL VERME, Luchino, *Giappone e Siberia. Note di viaggio*, Hoepli, 1882
  - 1 0) DUCOS, Marziale, *Ombre – alcuni scritti per amici scomparsi*, Fratelli Geroldi, 1961
  - 1 1) GATTI, Francesco, *La fabbrica dei samurai*, Paravia, 2000
  - 1 2) GIGLIOLI, Enrico Hillyer, *Giappone perduto*, Luni Editrice, 2005
  - 1 3) GRAFFAGNI, Luigi, *Tre anni a bordo alla Vettor Pisani (1874-1877)*, Edizioni "Alpes" Milano, 1927
  - 1 4) HALLIDAY, Jon, *Storia del Giappone contemporaneo. La politica del capitalismo giapponese dal 1850 a oggi*, Einaudi, 1979
  - 1 5) ISTITUTO PER LA STORIA DEL RISORGIMENTO ITALIANO – COMITATO DI ROMA, *Lo stato liberale Italiano e l' eta' Meiji – Atti del I Convegno Italo-Giapponese di studi storici (Roma, 23-27 settembre 1985)*, Edizioni dell' Ateneo, 1987
  - 1 6) IWAKURA SHOKO (ed.), *Prima e dopo la missione Iwakura. Testimonianze inedite*, L' Erma di Bretschneider, 1994
  - 1 7) LEVA FAUSTO (ed.), *Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina – Volume 1 (Ristampa)*, Ufficio Storico della Marina Militare, 1992
  - 1 8) LUZZATTO, Gino, *L'economia italiana dal 1861 al 1894*, Piccola Biblioteca Einaudi, 1968
  - 1 9) MACK SMITH, Denis, *Storia d'Italia*, Editori Laterza, 2000
  - 2 0) MAZZANTI, PATRIZIO *La diplomazia italiana e i cartoni giapponesi* (tesi di laurea Univ. Bocconi Milano) 2002 (学士論文)
  - 2 1) MAZZEI, Franco, *Il capitalismo giapponese. Gli stadi di sviluppo.*, Liguori Editore, 1979
  - 2 2) MONTANELLI, Indro, *Storia d' Italia – L'Italia del Risorgimento 1831-1861*, Biblioteca Universale Rizzoli, 1998
  - 2 3) MONTANELLI, Indro, *Storia d' Italia – L' Italia dei notabili 1861-1900*, Biblioteca Universale Rizzoli, 2002

- 2 4) PUDDINU, Paolo (ed.), *Un viaggiatore italiano in Giappone nel 1873 – Il “Giornale Particolare” di Giacomo Bove*, Ieoka, 1998
- 2 5) REISCHAUER, Edwin O., *Storia del Giappone. Dalle origini ai giorni nostri*, Bompiani, 1994
- 2 6) REMOND, Renè, *Introduzione alla storia contemporanea Il XIX Secolo (1815-1914)*, Biblioteca Universale Rizzoli, 1976
- 2 7) SABBATUCCI, Giovanni; VIDOTTO, Vittorio, *Storia contemporanea – L’ Ottocento*, Laterza, 2002
- 2 8) SALDI BARISANI, Caterina, *Pompeo Mazzocchi: La vita e i viaggi*, Fondazione civiltà bresciana, 1999
- 2 9) SAVIO, Pietro, *Il Giappone al giorno d’oggi nella sua vita pubblica e privata*, F.lli Treves, 1875
- 3 0) SAVIO, Pietro, *La prima spedizione italiana nell’interno del Giappone e nei centri sericoli effettuati nel mese di giugno dell’anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour*, E.Treves editore, 1870
- 3 1) SAVOIA, Tomaso di, *Viaggio della R. corvetta Vettor Pisani (1879-1881)*, tip. Barbera, 1881
- 3 2) SERRA, Enrico, *Manuale di storia dei trattati e di diplomazia – V edizione*, ISPI, 1985
- 3 3) TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Italia Giappone 450 anni*, 2004
- 3 4) TAMBURELLO, Adolfo (a cura di), *Nell’ Impero del Sol Levante – Viaggiatori, missionari e diplomatici in Giappone*, Fondazione Civiltà Bresciana, 1998
- 3 5) TESORO, Marina (a cura di), *Monarchia Tradizione Identità nazionale, Germania, Giappone e Italia tra ottocento e novecento*, Bruno Mondadori, 2004
- 3 6) WOOLF, Stuart J., *Il Risorgimento italiano* (2 volumi), Einaudi, 1981
- 3 7) ZANIER, Claudio, *Accumulazione e sviluppo economico in Giappone*, Piccola Biblioteca Einaudi, 1975
- 3 8) ZANIER, Claudio, *Alla ricerca del seme perduto. Sulla via della seta tra scienza e speculazione (1858-1862)*, Franco Angeli Editore, 1993
- 3 9) ZANIER, Claudio (a cura di), *Il Diario di Pompeo Mazzocchi 1829-1915*, La Compagnia della Stampa – Massetti Rodella Editori, 2003
- 4 0) ZANIER, Claudio, *SEMAI – Setaioli italiani in Giappone (1861-1880)*, Cleup, 2006
- 4 1) ZANIER, Claudio et al., *La seta in Italia dal Medioevo al Seicento. Dal baco al drappo*, Marsilio, 2000

### ③-B 辞書・辞典・全集類

- 1) FAPPANI, Antonio, *Enciclopedia bresciana – volume IV*, Edizioni “La Voce del Popolo” Brescia, 1981 (百科事典)

③-C 新聞・雑誌・カタログ類

- 1) AISTUGIA, *Atti del XXVI convegno di Studi Giapponesi*, 2002
- 2) IWAKURA SHOKO (ed.), *Il Giappone scopre l'Occidente, una missione diplomatica (1871-73)*, Istituto Giapponese di Cultura in Roma, 1994 (カタログ)
- 3) MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, *Bollettino Consolare, 1867-1880* (領事会報)
- 4) PURI PURINI, Antonio, *Primi approcci diplomatici fra Italia e Giappone*, in *L'Osservatore politico letterario*, a.XXV, n.5, 1979 (80-90 ページ・雑誌)
- 5) STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), *Dipinti giapponesi a Brescia*, Grafo editore, 1996 (カタログ)
- 6) SUSANI, Guido, *La Selezione Microscopica – Rivista bacologica, 1871-1874* (養蚕雑誌)
- 7) TRUFFI, Riccardo, *Un principe di casa Savoia due volte in Giappone nello scorcio del secolo passato iniziando rapporti di fervida amicizia tra i due paesi (dalla corrispondenza epistolare di Luchino Dal Verme)* in *Bollettino Storico Pavese - Vol. II Fasc. II, Pavia 1939* (45-62 ページ・雑誌)



付録⑥～駐日イタリア公使アレッシンドロ・フェドスティアーニ伯爵と日伊蚕卵貿易関係—総合年表～

年	月	日	フェ伯爵の生涯と活動	日本・東アジア	イタリア・欧米	史料(参照)
1818(文政元)年	8月	13日			キエーティ(Chieti)市付近の村、コッレ・ディ・マーチネ(Colle di Macine)にて、1877年にフェ伯爵の帰国後に駐日イタリア公使となるラッファエーレ・ウリッセ・バルボラーニ(Raffaele Ulisse Barbolani)が生まれる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 48ページ
1821(文政4)年	8月	1日			ミラノで、1867年に初代駐日領事官となるクリストフオロ・ロベッキ(Cristoforo Robecchi)が生まれる。(1891年1月4日没)	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 625ページ
1822(文政5)年	12月	28日		佐賀藩士下村充賢の五男として肥前国早津江に、政治家・日本赤十字事業の創始者佐野常民(さのつねたみ)が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人人名典』日外アソシエーツ 1985 286ページ
1825(文政8)年	6月	12日	フェ伯爵はブレッシャ市、フェ宮殿(現在、同市マッテオッティ通り54番地)にて父ジュリオ・ディ・マルカントニオ(Giulio di Marcantonio)と母パオラ・フェナローリ(Paola Fenaroli)の間で第五子として生まれる。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ、STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1827(文政10)年	9月	7日			トリノで、1867年に初代駐日イタリア公使となるヴィットリオ・サリエ・ド・ラ・トゥール(Vittorio Sallier De La Tour)が生まれる。(1894年2月25日没)	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 651ページ
1829(文政12)年	1月	22日			数回に渡ってイタリア外務大臣となる優れた外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタ(Emilio Visconti Venosta)がミラノで生まれる。(1914年11月24日没)	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1830(文政13)年	不明	不明		越前国福井で、1873年に遣欧養蚕視察団を率いる養蚕研究者佐々木長淳(ささきながつ、又はちようじゆん)が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人人名典』日外アソシエーツ 1985 280ページ
1830(天保元)年	12月	18日	フェ伯爵の弟、蚕卵商人のマルカントニオ(Marc'Antonio)がブレッシャにて生まれる。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1831(天保2)年	不明	不明			亡命先のマルセイユ(Marseille)にて、マツジーニ(Giuseppe Mazzini, 1805-1872)が「青年イタリア党」を結成する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1832(天保3)年	5月	19日			ミラノで、1873年に一時帰国したフェ伯爵の日本での任務を代理公使として受け取ったバルツァリーノ・リッタ(Balzarino Litta Biumi Resta)伯爵が生まれる。(1880年3月4日没)	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 420ページ
1833(天保4)年	1月	10日	フェ伯爵の弟、蚕卵商人のピエトロ(Pietro)がブレッシャにて生まれる。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1834(天保5)年	4月	20日	フェ伯爵の妹カミッラ(Camilla)がブレッシャで生まれる。カミッラはジョバンニ・ファッキ(Giovanni Facchi)と結婚する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1835(天保6)年	1月	26日			トリノで、第二次駐横濱領事官(1872-1875年)として勤めたディエゴ・ロレンツォ・フィリッポ・バツリーリス(Diego Lorenzo Filippo Barrilli)が生まれる。(1881年12月17日没)	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 57ページ
1836(天保7)年	11月	24日			トリノで、1875年に駐日イタリア領事となるピエトロ・カステッリ(Pietro Castelli)が生まれる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 160ページ
1838(天保9)年	6月	10日		武蔵国洗島村の豪農滋澤文平の長男として、1873年に中島才吉(謙益)と共にイタリア養蚕場を訪れる実業家滋澤喜作(しぶさわきさく)一榮一の従兄が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人人名典』日外アソシエーツ 1985 300-301ページ

1839(天保10)年	6月	15日		江戸本所石原で、幕臣瀬戸本太夫の子として、外交官・実業家中山隴治(新太郎)が生まれる。1873年1月より駐伊日本総領事となる。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 439-440ページ
1839(天保10)年	10月	不明			ナポリからポルティチ(Portici)までの鉄道線が開設される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1840(天保11)年	2月	9日		1873年(明治6)年駐伊弁理公使となる外交官、川瀬真孝(かわせ・まさたか)が周防国佐山村にて、山口藩士石川淳介の三男として生まれる。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 212ページ
1840(天保11)年	7月	12日			ミラノで、初代公使ド・ラ・トゥールの下で活躍した書記官マルコ・アレゼ・ルチーニ(Marco Arese Lucini)伯爵が生まれる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 160 ページ
1841(天保12)年	11月	9日		秋田川尻村にて、「川尻組」という養蚕組合を組織した養蚕商人川村永之介(かわむらえいのすけ)が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 214ページ
1842(天保13)年	5月	11日		佐賀藩に、官吏及び岩倉使節団員となった山口尚芳(ますか)が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 604ページ
1844(弘化元年)年	不明	不明			1844年と1849年の間に、南フランスでペブリン(伊ペbrina、微粒子病としても知られている)という猛烈な蚕の病が発生し、その感染の範囲が拡大していく。	ZANIER, Claudio (a cura di), <i>Il Diario di Pompeo Mazzocchi 1829-1915</i> , La Compagnia della Stampa - Massetti Rodella Editori, 2003 20ページ
1844(弘化元年)年	2月	6日			サレルノ(Salerno)付近にあるノチエーラ・インフェリオーレ(Nocera Inferiore)村で、1870年から1875年までの間に横浜で副領事として活躍したフランチェスコ・ブルーニ(Francesco Bruni)が生まれる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 112ページ
1845(弘化2)年	8月	9日			フェッラーラ(Ferrara)で、1870年から1872年までの間に、駐日公使フェ伯爵の下で書記官として勤めたウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)が生まれる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 586ページ
1845(弘化2)年	不明	不明			フランスで最初の微粒子病感染のケースが現れ始める(1845年前後—詳細は不明である)。	ZANIER, Claudio, SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880), Cleup, 2006, 21ページ
1846(弘化3)年	6月	1日			ローマ法王グレゴリウス十六世(Gregorio XVI)が死去する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1846(弘化3)年	6月	17日			ピウス九世(Pio IX)がローマ法王になる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1846(弘化3)年	不明	不明		中島庄右衛門の三男として、澁澤喜作と共に1873年(佐々木の視察団より数ヶ月前)にイタリア養蚕場を視察した外交官中島才吉(謙益)が生まれる。フランス語が運着で、ヨーロッパに渡ったとき、澁澤喜作の通訳として活躍した。その後、駐伊日本総領事中山隴治の下で書記官として勤めた。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 430-431ページ
1847(弘化4)年	8月	不明		フェ伯爵はウイーン大学法学部を卒業する。		GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1848(嘉永元年)年	1月	12日			パレルモ(Palermo)にて蜂起が勃発する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元年)年	2月	11日			両シチリア国王フェルディナンド二世(Ferdinando II di Borbone)は憲法を發布する。(1849年5月に廃止される。)	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元年)年	2月	17日			トスカーナ大公が憲法を發布する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元年)年	3月	4日			サルデーニャ国王のカルロ・アルベルトによって、憲法(Statuto Albertino)が署名され、翌日発布される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 162-163ページ

1848(嘉永元)年	3月	18日			ミラノにて、反オーストリア勢力の蜂起(5日間の蜂起・Le Cinque Giornate di Milano)が始まる。23日に、ロンバルディア暫定政府が成立する。(同年8月6日、ミラノがオーストリアに再占領される)	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元)年	3月	22日			ヴェネツィアにも独立のための蜂起が勃発したあげく、暫定政府(サンマルコ共和国)が成立する。(1849年8月24日にヴェネツィアもついにオーストリアに再占領され、暫定政府が解散される。)	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元)年	3月	23日			サルデーニャ王国はオーストリア帝国に宣戦布告し、正式に第一次イタリア独立戦争が始まる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元)年	4月	17日	フェ伯爵は在ロンバルディア国サルデーニャ王国公使館に勤め、同年5月5日から書記官になる。1848-49年戦闘の際、フェ伯爵はサルデーニャ国王の参謀本部の一員となる。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1848(嘉永元)年	7月	25日			サルデーニャ王国軍はクストーツァ(Custoza)にて敗戦する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元)年	8月	9日			サルデーニャ王国とオーストリア帝国の間で、サラスコ(Salasco)の休戦協定が締結される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 517ページ
1848(嘉永元)年	9月	3日	フェ伯爵は第七騎兵連隊に入り、外務省に仕える。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1848(嘉永元)年	11月	24日			ローマ法王ピウス九世はローマから追放される。(1850年4月12日にローマに戻る。)	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1849(嘉永2)年	2月	9日			マツツイーニ(Giuseppe Mazzini)・サッフィ(Aurelio Saffi)・アルメツリーニ(Carlo Armellini)によって、ローマ共和国が生まれるが、その寿命は極めて短く、7月3日にフランス軍によって占領される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1849(嘉永2)年	3月	2日	フェ伯爵は二等書記官に昇進する。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1849(嘉永2)年	3月	23日			サルデーニャ国王カルロ・アルベルト(Carlo Alberto)が退位し、息子のヴィットリオ・エマヌエーレ二世(Vittorio Emanuele II)が国王になる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1849(嘉永2)年	5月	7日			マッシモ・ダゼーリオ(Massimo d'Azeglio)がサルデーニャ王国の首相となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1849(嘉永2)年	8月	26日			ヴェネツィアがオーストリアに再占領される。同時に、ミラノにて、サルデーニャ王国とオーストリア帝国が平和条約を結ぶ。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1849(嘉永2)年	9月	17日	フェ伯爵はリオ・デ・ジャネイロ赴任が決定される。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1850(嘉永3)年	1月	1日	フェ伯爵は在リオ・デ・ジャネイロ・サルデーニャ王国公使館と領事館を兼任し始める。(1857年4月6日まで)			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1850(嘉永3)年	2月	13日	フェ伯爵はマルタ騎士称号を拝受する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1850(嘉永3)年	10月	11日			カヴール伯爵(Gamillo Benso Conte di Cavour)がサルデーニャ王国のダゼーリオ内閣に入る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1850(嘉永3)年	12月	11日		江戸に、旧東京府士族狩野伊教の子として、フェ伯爵及び岩倉使節団の通訳としても活躍した外交官吉田要作が生まれる。		富田仁『海を越えた日本人名事典』日外アソシエーツ 1985 631ページ

1852(嘉永5)年	11月	4日			カヴール伯爵が初めてサルデーニャ王国の首相となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1853(嘉永6)年	7月	8日		(陰暦6月3日)ペリー提督(Matthew Calbraith Perry, 1794-1858)が浦賀に来航する。7月17日(陰暦6月12日)に江戸湾を去る。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 50ページ
1853(嘉永6)年	7月	14日		ペリー提督が久里浜にて、米大統領の国書及び要求書を幕府に提出する。		W.G.Beasley, <i>Storia del Giappone moderno</i> (nuova edizione), Einaudi, 1975, 72ページ
1853(嘉永6)年	11月	30日			ロシア帝国がオスマン帝国船を攻撃し、クリミア戦争が勃発する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 356ページ
1854(安政元)年	2月	17日		(陰暦1月16日)ペリー提督が再び江戸湾に来航する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 59ページ
1854(安政元)年	3月	31日		(陰暦3月3日)ペリーが幕府と日米和親条約(神奈川条約とも)を締結した。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 60ページ
1854(安政元)年	8月	3日	フェ伯爵は一等書記官に昇進する。			GRASSI Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1855(安政2)年	1月	10日			サルデーニャ王国もオスマン帝国、フランスとイギリスに加えて、クリミア戦争に出兵する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1856(安政3)年	8月	21日		(陰暦7月21日)初代駐日米総領事タウンゼント・ハリス(Townsend Harris, 1804-1878)は下田に到着する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 62ページ
1857(安政4)年	4月	6日	フェ伯爵は家族の事情により、休暇をとり、帰国する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1857(安政4)年	4月	16日			オーストリア帝国とサルデーニャ王国の間に存在していた外交関係が断絶される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1857(安政4)年	不明	不明	フェ伯爵の妹カミラ(Camilla Fe D'Ostiani)は、プレツィヤ市長ガエターノ・ファッキ(Gaetano Facchi)の兄弟ジョバンニ(Giovanni)と結婚する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1858(安政5)年	5月	20日	フェ伯爵は在リオ・デ・ジャネイロ・サルデーニャ王国公使館に再度着任する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1858(安政5)年	6月	4日		井伊直弼(1815-1860)が大老になる。		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 86ページ
1858(安政5)年	7月	21日			サルデーニャ王国首相カヴール伯爵(Cavour)がプロンビエール(Plombieres)にて、フランス皇帝ナポレオン三世(Napoleon III)と会見し、フランスがイタリアと共にオーストリアと戦うことを目的とした同盟密約を結ぶ。(プロンビエール協定)	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 398-409ページ
1858(安政5)年	7月	29日		日米修好通商条約が締結される。 [安政の仮条約]		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 86ページ
1858(安政5)年	8月	18日		日蘭修好通商条約が締結される。		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 86ページ
1858(安政5)年	8月	19日		日露修好通商条約が締結される。		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 86ページ
1858(安政5)年	8月	23日		日英修好通商条約が締結される。		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 87ページ
1858(安政5)年	9月	上旬		日仏修好通商条約が締結される。		BEASLEY, William.G., <i>Storia del Giappone moderno - Nuova edizione</i> , Piccola Biblioteca Einaudi, 1975 87ページ

1858(安政5)年				「安政の大獄」が始まり、翌1859年まで続く。米蘭露英仏と修好通商条約の締結後に、井伊直弼が尊皇運動を徹底的に弾圧した。藤司政通、三條実良などの公家、徳川斉昭、松平慶永などの大名そして井伊に反対した幕吏までが厳しく処罰された。		田中彰『集英社版日本の歴史⑯ 開国と倒幕』集英社 1992、112ページ
1859(安政6)年	4月	28日			オーストリア帝国がサルデーニャ王国に宣戦布告する。このように、第二次イタリア独立戦争が勃発する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1859(安政6)年	6月	8日			第二次イタリア独立戦争が続き、フランス帝国軍とサルデーニャ王国軍がマゼンタ(Magenta)にてオーストリア軍を打ち破り、ミラノに入る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1859(安政6)年	6月	12日		フェ伯爵と妻、ブラジル出身のリータ・デ・ソウザ・ブレイヴェス(Rita de Souza Breves)の間で、娘のマリア・パウリーナ・アントニア(Maria Paolina Antonia)が生まれる。		STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1859(安政6)年	7月	1日		横浜港および長崎が開港される(日米修好通商条約にて、7月4日と決定されているが、実際、開港は7月1日になった)。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ
1859(安政6)年	7月	8日			サルデーニャ王国とオーストリア帝国の間に、ヴェローナ(Verona)の近くのヴィッラフランカ(Villafranca)にて、休戦協定が結ばれ、オーストリア帝国がロンバルディア州における支配権を失った。8月と9月に、第二次イタリア独立戦争の結果として、モデナ公国とパルマ公国、そしてトスカーナ大公国および教皇領の一部がサルデーニャ王国に併合される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 428-440ページ
1859(安政6)年	7月	9日		在リオ・デ・ジャネイロ公使館が廃止されるため、フェ伯爵は再び帰国し、休職になる。		STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1859(安政6)年	7月	12日			カヴール伯爵が首相として辞任する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 518ページ
1859(安政6)年	8月	25日		午前、新しく開港された横浜にて、二人のロシア人船員が浪人によって切り殺される。この事件で、外国人墓地が開かれることになる。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ
1860(万延元)年	1月	1日		新潟港が開港される。		日米修好通商条約の英語版はAUSLIN, Michael R., <i>Negotiating with Imperialism - The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy</i> , Harvard University Press, 2004, 214-221ページ に載っている。
1860(万延元)年	1月	21日			カヴール伯爵が改めてサルデーニャ王国の首相となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 519ページ
1860(万延元)年	2月	13日		(陰暦1月22日)最初の日本遣米使節(新見使節)が、日米修好通商条約批准書交換のために、横浜を出発し、アメリカを訪問し、世界一周をする。ホノルルをはじめ、サンフランシスコ・パナマ・ワシントン・ボルチモア・フィラデルフィア・ニューヨークに赴き、帰りにロアンダ・喜望峯南方を通過し、バタビアや香港経由で1860年11月9日(陰暦9月27日)に帰国する。利用された船はアメリカ軍艦パウハタン(Powhatan)号である。人数:77人。正使:新見豊前守正興。警護船(乗船者:96名)に福沢諭吉や中浜万次郎も乗船。		田中彰『集英社版日本の歴史⑯ 開国と倒幕』集英社 1992、223ページ、また、尾佐竹猛『幕末遣外使節物語 夷狄の国へ』講談社学術文庫 1989、10-161ページを参照。
1860(万延元)年	2月	下旬		横浜にて、オランダ人が二人切り殺される。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ

1860(万延元)年	3月	24日		(陰暦3月3日)「桜田門外の変」が発生する。水戸藩士17名、そして薩摩藩士1名は、1858-59年にいわゆる「安政の大獄」を実行させた井伊直弼を桜田門付近で暗殺する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑯ 開国と倒幕』集英社 1992、117ページ	
1860(万延元)年	4月	22日			プロンビエール協定通り、サルデーニャ王国領土であったニツツア(Nizza - Nice)およびサヴォイア(Savoia - Savoy)はフランスに割譲される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 519ページ	
1860(万延元)年	5月	5日			ジュゼッペ・ガリバルディ(Giuseppe Garibaldi, 1807-1882)が、いわゆる「千人隊」を率い、北西イタリア・ジェノヴァ(Genova)付近のクアルト(Quarto)港をシチリアに向かって出港する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	5月	10日			ガリバルディと千人隊がシチリア島西部にあるマルサーラ(Marsala)に上陸する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	5月	15日			ガリバルディと千人隊がシチリア島のカラタフィーミ(Calatafimi)にて両シチリア王国軍を打ち破る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	8月	20日			ガリバルディ達がメッシーナ海峡(Stretto di Messina)を渡り、カラブリア(Calabria)に入る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	9月	7日			ガリバルディと千人隊が両シチリア王国の主要都市ナポリ(Napoli)に入る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	9月	18日			サルデーニャ王国軍がイタリア中部アンコーナ(Ancona)周辺にあるカステルフィダルド(Castelfidardo)にて、教皇軍を打ち破る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	10月	1日			ガリバルディと千人隊が両イタリア、ヴォルトゥルノ(Volturmo)川にて、両シチリア国王フランチェスコ二世の軍を打ち破る。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ	
1860(万延元)年	10月	25日			同年春と夏にかけての間、「千人隊」を率いて両イタリアを占領したガリバルディ(Giuseppe Garibaldi, 1807-1882)は、ナポリ北方に位置しているテアーノ(Teano)において、軍を南下させたサルデーニャ国王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世(Vittorio Emanuele II)に金見し、自分の全権を譲り、イタリア南部を国王に献上した。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia del Risorgimento 1831-1861</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 1998 450-465, 519ページ、クリストファー・ダガン著、河野肇訳『イタリアの歴史』創土社 2005、188ページ	
1860(万延元)年	11月	9日			新見豊前守の遣米使節が日本に帰国する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑯ 開国と倒幕』集英社 1992、223ページ	
1861(文久元)年	1月	15日			深夜、駐日米国公使館で書記官として勤めるヘンリー・ヒュースケン(Henry Heusken, 1832-1861)は、江戸にて切り殺される。この事件は外交官らの治安に対する心配をかき立てる効果があった。	AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ	
1861(文久元)年	2月	18日				「サルデーニャ王国第八次国会」が召集され、サルデーニャ王国の憲法、行政・関税制度、商業協約がイタリア全国に適用されることになった。	MACK SMITH, Denis, <i>Storia d'Italia</i> , Editori Laterza, 2000, 65ページ
1861(文久元)年	2月	28日			フェ伯爵は在ベルシャ公使館における一等書記官の任命が決定される。	STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ	
1861(文久元)年	3月	17日				ヴィットリオ・エマヌエーレ二世(Vittorio Emanuele II)がイタリア国王となり、このように、イタリア王国の統一が完成される。	MACK SMITH, Denis, <i>Storia d'Italia</i> , Editori Laterza, 2000, 65ページ

1861(文久元)年	6月	6日			サルデーニャ王国、そして生まれたてのイタリア王国の首相カヴール伯爵が急死する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1861(文久元)年	6月	12日			ベッティノー・リカソリ(Bettino Ricasoli)が、カヴール伯爵の後任者として、イタリア国王の首相となる。	MACK SMITH, Denis, <i>Storia d'Italia</i> , Editori Laterza, 2000, 77ページ、MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1861(文久元)年	7月	5日		(陰暦5月28日)第一次東禅寺事件が発生する。水戸藩出身の浪人(少なくとも14人)が駐日イギリス公使館(東禅寺)を襲撃する。イギリス公使だったラザフォード・オールコック(Rutherford Alcock)は無事だった。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ
1861(文久元)年	不明	不明			最初のイタリア人養卵商人が日本を防れる。	ZANIER, Claudio, <i>SEMAI - Setaioi italiani in Giappone (1861-1880)</i> , Cleup, 2006 48ページ
1861(文久元)年	11月	18日		フェ伯爵は在パリ公使館に赴任する。		GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1861(文久元)年	12月	22日		フェ伯爵は聖マウリツィオとラザロの騎士勲位(Cavaliere dell'Ordine dei Santi Maurizio e Lazzaro)を拝受する。		STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 169ページ
1862(文久2)年	1月	21日		(陰暦文久元年12月22日)竹内遣欧使節が新潟・江戸・大坂・兵庫の開港の延期を求め、条約締結と要求談判を行う目的で品川を出て、ヨーロッパに赴く。訪問した国はフランス・イギリス・オランダ・プロシア・ロシア・ポルトガルである。その結果、いわゆる「ロンドン覚書」で、4都市の開港が1868年1月1日に延期されることになる。総勢は38人に及び、正使は竹内下野守保徳である。		田中彰『集英社版日本の歴史⑤ 開国と倒幕』集英社 1992、224ページを参照。また、AUSLIN, Michael R., <i>Negotiating with Imperialism - The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy</i> , Harvard University Press, 2004, 82-88ページ、尾佐竹猛『幕末遣外使節物語 夷狄の国へ』講談社学術文庫 1989、164-204ページにも詳しい情報が含まれている。
1862(文久2)年	2月	13日			坂下門外の変が発生。井伊直弼の後任者、老中安藤信正が水戸藩などの浪人に襲撃される。	AUSLIN, Michael R., <i>Negotiating with Imperialism - The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy</i> , Harvard University Press, 2004, 83ページ
1862(文久2)年	3月	不明			ラッタツィ(Urbano Rattazzi, 1808-1873)がイタリア王国の首相となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1862(文久2)年	3月	30日		フェ伯爵は代理公使として、改めてブラジル赴任が決定される。		GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1862(文久2)年	6月	6日			竹内使節は「ロンドン覚書」の調印で、4都市開港の延期(1868年1月1日)に成功する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑤ 開国と倒幕』集英社 1992、224ページを参照。
1862(文久2)年	6月	26日		(陰暦5月28日)第二次東禅寺事件が発生する。第一次東禅寺事件から陰暦で数えると、ちょうど一年後にイギリス公使館は再び襲撃を受ける。今回、公使館に駐在していたイギリス人兵士二人が斬殺された。襲撃者伊藤軍兵衛が事件直後に切腹した。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ
1862(文久2)年	8月	29日			ローマをイタリア王国に返還させるために、ガリバルディが遠征するが、南イタリアのカラブリア(Calabria)州アスプロモンテ(Aspromonte)山にてイタリア王国軍に阻止される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1862(文久2)年	9月	14日		(陰暦8月21日)生夷事件が発生する。薩摩藩主の父島津久光の行列が生夷にさしかかった時、イギリス人4人が騎馬のまま行列の前を通過しようとしたことに憤慨し、従士が刀を鞘から抜き、一連を襲いかかった。C. L. リチャードソン(Charles Lennox Richardson)が切り殺され、残りの三人が重傷を追うことになった。この事件は薩英戦争のきっかけとなる。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ

1862(文久2)年	12月	1日			ラツタツツィがアスプロモンテ事件で首相を辞め、その後継者はファリーニ(Luigi Carlo Farini, 1812-1866)となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1862(文久2)年	12月	8日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタはイタリア外務省の総務部長となる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1863(文久3)年	1月	22日	フェ伯爵はベルシヤの太陽と獅子の称号を拝受する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1863(文久3)年	1月	28日		(陰暦文久2年12月9日)竹内使節は品川に入港し、帰国する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 224ページを参照。
1863(文久3)年	3月	19日	聖マウリツィオとラツザロの上級騎士勲位(Cavaliere Ufficiale dell'Ordine dei Santi Maurizio e Lazzaro)を拝受する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1863(文久3)年	3月	24日			ファリーニ首相が脳病気で辞退し、その後継者はミンゲッティ(Marco Minghetti, 1818-1886)となる。同時に、外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタは一回目イタリア外務大臣(1863年3月24日-1864年9月27日)となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ、GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1863(文久3)年	6月	3日	フェ伯爵はブラジルの蕃薇高官勲章を拝受する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1863(文久3)年	8月	15日		「薩英戦争」が勃発する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 134ページ
1864(元治元年)年	1月	18日	フェ伯爵はブラジルで弁理公使に昇進する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1864(元治元年)年	2月	26日		(陰暦文久3年12月29日)池田達仏使節が、横浜の鎖港を求め、横浜を出発する。スエズ経由でマルセイユに到着し、そこからパリへ赴く。横浜の閉鎖を断念され、この使節の派遣は結局、目的を達せず失敗に終わった。一行の総勢は35人に及ぶ。正使は池田筑後守長、岩倉使節団にも参加する田辺太一も一行に随行する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 224ページを参照。また、AUSLIN, Michael R., <i>Negotiating with Imperialism - The Unequal Treaties and the Culture of Japanese Diplomacy</i> , Harvard University Press, 2004, 105-108ページ、尾佐竹猛『幕末遣外使節物語 夷狄の国へ』講談社学術文庫 1989, 205-240ページにも詳しい情報が含まれている。
1864(元治元年)年	4月	不明		駐日フランス公使ロッシュ(Léon Roches, 1809-1901)が着任する。		田中彰『開国と倒幕』(児玉幸多、他編『集英社版日本の歴史』第⑮巻)、集英社、1992、314-315, 330ページ
1864(元治元年)年	5月	28日	フェ伯爵はサルツツォ(Saluzzo)軽騎兵隊(Reggimento Cavalleggeri)の少佐となる。			GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 319ページ
1864(元治元年)年	6月	20日			池田達仏使節は下関通航の安全を保障する「パリ条約」を締結するが、それで横浜港の閉鎖は認められない。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 224ページを参照。
1864(元治元年)年	8月	19日		池田達仏使節は横浜に到着し、帰国する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 224ページを参照。
1864(元治元年)年	8月	25日		池田達仏使節が締結した「パリ条約」は幕府に破棄される。		田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992, 224ページを参照。
1864(元治元年)年	9月	21日			21日と22日にかけて、トリノにてイタリア王国の首都をトリノからフィレンツェへの移動に反対するデモが発生する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1864(元治元年)年	9月	27日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタはイタリア外務大臣の一回目の任務(1863年3月24日-1864年9月27日)を辞職する。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1864(元治元年)年	11月	20日		ポールドウィン・バード殺害事件が発生する。鎌倉を訪問していた二人のイギリス人ポールドウィン少佐(Major George Baldwin)とバード少尉(Lieut. Robert Bird)が無情に切り殺される。襲撃者のリーダー清水清次が幕府によって拘束され、公共の場にて処刑された。		AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ



1864(元治元)年	12月	20日			外交官フランチェスコ・ブルーニ (Francesco Bruni) はナポリ大学法学部を卒業。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 112ページ
1865(慶応元)年	9月	8日		この日の横浜で発行された英字新聞『Japan Times』によれば、蜜蝋の輸出を禁じる「蜜蝋輸出禁止令」という法令が解除されたことがわかる。		ZANIER, Claudio, SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1860), Cleup, 2006, 65ページ
1865(慶応元)年	10月	3日			日伊修好通商条約を締結する任務を帯びた特命全權大使フィットリオ・アルミニオン海軍中佐 (Vittorio Arminjon) はパリへ赴き、芝田日向守と会見する。	ARMINJON, Vittorio, <i>Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta</i> , Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 205-206ページ
1866(慶応2)年	2月	2日			特命全權大使アルミニオンを乗せた「マゼンタ号」が日本に向かって、ウルフアイ・モンテビデオを出航する。	ARMINJON, Vittorio, <i>Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta</i> , Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 209ページ
1866(慶応2)年	2月	28日	フェ伯爵の妻リタ・デ・ソウザ・ブレヴェス (Rita De Souza Breves) がリオ・デ・ジャネイロで死亡する。			ASDMAE, Serie I Personale, b.172 (E-J), Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1866年3月7日、外務大臣ラ・マルモラ將軍宛の書簡。
1866(慶応2)年	3月	7日	フェ伯爵は外務大臣ラ・マルモラ將軍 (Alfonso La Marmora) に書簡を送り、そこで妻の死亡とそれに関わる事情 (健康上の理由など) のため、休暇を求める。	坂本竜馬の仲介で、薩長藩の指導者西郷隆盛と桂小五郎は京都で薩長盟約を結ぶ。		ASDMAE, Serie I Personale, b.172 (E-J), Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1866年3月7日、フェ伯爵より外務大臣ラ・マルモラ將軍宛の書簡。薩長盟約については、田中彰『集英社版日本の歴史⑤ 開国と倒幕』集英社 1992, 261ページを参照。
1866(慶応2)年	3月	18日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタは特命全權公使となり、コンスタンチノープル (Constantinople) に派遣される。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1866(慶応2)年	4月	8日			イタリア首相兼外務大臣ラ・マルモラ (Alfonso La Marmora) は、フランスの仲介で、ビスマルク宰相と対オーストリア同盟を結ぶ。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	4月	19日	フェ伯爵は聖マウリツィオとラツザロのコンメンダトーレ勲位 (Commendatore dell'Ordine dei Santi Maurizio e Lazzaro) を拝受する。			STRADIOTTI, Renata; CERVATI Luisa (a cura di), <i>Dipinti giapponesi a Brescia</i> , Grafo editore, 1996, 170ページ
1866(慶応2)年	6月	20日			ヴェネツィアを取り戻すために、イタリアが普墺戦争に参戦する。第三次イタリア独立戦争が始まる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	6月	24日			イタリア軍を率いるラ・マルモラ (Alfonso La Marmora) 將軍はクストザ (Custoza) でオーストリア軍に撃退される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	6月	28日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタは二回目イタリア外務大臣 (1866年6月28日-1867年4月10日) となる。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1866(慶応2)年	7月	3日			プロイセン軍を率いるモルトケ (Hermuth Carl Graf von Moltke) 元帥はサドワ (Sadowa) で、オーストリア軍に圧勝する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	7月	5日		イタリア使節を乗せたコルヴェット艦「マゼンタ号」は江戸湾に到着する。		ARMINJON, Vittorio, <i>Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta</i> , Genova, R.I. Sordomuti, 1869, 218-225ページ
1866(慶応2)年	7月	20日			イタリア海軍はリッサ (Lissa) で敗戦する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	7月	21日			ガリバルディが率いる軍はベッセツカ (Bezzecca) でオーストリア軍を撃退する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	8月	12日			普墺戦争を終結させるコルモン (Cormons) 休戦協定が結ばれる。ヴェネツィア、そしてヴェーネト州はイタリアに返還される。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 74-82, 324ページ
1866(慶応2)年	8月	25日		日伊修好通商条約が締結される。		ARMINJON, Vittorio, <i>Il Giappone e il viaggio della corvetta Magenta</i> , Genova, R.I. Sordomuti, 1869
1866(慶応2)年	8月	29日		(陰暦7月20日) に第14代将軍徳川家茂は大坂城にて死去する。		田中彰『集英社版日本の歴史⑤ 開国と倒幕』集英社 1992, 266ページ

1866(慶応2)年	9月	28日		(陰暦8月20日)幕府は第15代将軍として徳川慶喜の着任を宣言する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、266ページ	
1867(慶応3)年	1月	1日		日伊修好通商条約が定める日伊国交開始日。	外務省記録局『締盟各国条約彙集』第一編 1884,1889 487ページ	
1867(慶応3)年	1月	27日	フェ伯爵は二等特命全權公使に昇進する。		GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ	
1867(慶応3)年	1月	30日		(陰暦慶応2年12月25日)孝明天皇は急死する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、295ページ	
1867(慶応3)年	2月	13日		明治天皇(睦仁)の継承儀式が行われる。	KEENE, Donald, <i>Emperor of Japan: Meiji and his world, 1852-1912</i> , Columbia University Press, 2002, 81ページを参照。	
1867(慶応3)年	2月	15日		徳川昭武遣仏使節が、将軍徳川慶喜の名代としてパリ万博の参列と観覧、そして締盟各国の訪問を目的として、フランス・スイス・オランダ・ベルギー・イタリアそしてイギリスに赴く。イタリアのトリノ・ミラノ・フィレンツェ・リヴォルノ(Livorno)をも訪問する。田辺太一・澁澤榮一も参加し、一行の総勢は30人に及ぶ。一行がヨーロッパに滞在している間に、幕府が崩壊する。(一行は翌1868年12月16日に帰国する。)	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、225ページを参照。また、一行のイタリア訪問に関しては、岩倉卿子「岩倉使節団と維新前後の日本使節 一イタリア訪問をめぐって」、米政回覧の会編『岩倉使節団の再発見』、思文閣出版、2001、52-66ページ が興味深い。	
1867(慶応3)年	4月	1日			パリ万国博覧会の開会式が行われる。日本は初めて博覧会に参加し、幕府・薩摩藩・佐賀藩が出品する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、225ページを参照。
1867(慶応3)年	4月	10日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタはイタリア外務大臣の二回目の任務(1866年6月28日-1867年4月10日)を終職する。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1867(慶応3)年	4月	13日			初代駐日・清イタリア公使の任命を受けたヴィットリオ・サリエド・ラトゥール(Vittorio Sallier de La Tour)は、書記官マルコ・アレーゼ(Marco Arese Lucini, 1840-1893)と共に、エジプト北部のアレクサンドリアを4月24日、または28日(実際は25日になる)に出発し、上海、そして横浜へ赴くと、外務大臣宛の書簡にて、報告する。	ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1867年4月13日、ド・ラトゥール伯爵(Conte De la Tour)より、イタリア外務大臣宛の書簡。(Serie Politica No.1, No.2)。
1867(慶応3)年	6月	5日		初代駐日イタリア公使ド・ラトゥールは、書記官アレーゼと共に、上海に到着するが、直接に横浜へ赴く。	ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1867年6月5日、ド・ラトゥール伯爵(Conte De la Tour)より、イタリア外務大臣宛の書簡。(Serie Politica No.3)。	
1867(慶応3)年	6月	9日		初代駐日イタリア公使ド・ラトゥールは、書記官アレーゼと共に、横浜に到着し、在日イタリア人たちに歓迎される。	ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1867年6月12日、ド・ラトゥール伯爵(Conte De la Tour)より、イタリア外務大臣宛の書簡。(Serie Politica No.4)。	
1867(慶応3)年	6月	21日	リオ・デ・ジャネイロで、フェ伯爵の娘マリア・パオリーナ・アントニア(Maria Paolina Antonia)は再び母方の祖父・祖母によって誘拐される。		ASDMAE, Serie I Personale, b.172 (E-J), Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1867年6月23日、フェ伯爵より、ディ・カンベッロ理事官宛の書簡。	
1867(慶応3)年	8月	8日		イタリア公使館・領事館による種紙押印制度が初めて導入される(この制度は1871年に廃止される)。	ACS, MAIC, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1867年7月30日、駐日イタリア領事ロベッキよりイタリア人蚕卵商人宛の回状(未刊)	
1867(慶応3)年	11月	9日		(陰暦10月14日)徳川慶喜が「大政奉還」を朝廷に申し出、翌日に朝廷はそれを許可する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、298ページ	
1868(明治元)年	1月	1日		(陰暦慶応3年12月7日)大坂と兵庫が開港される。	AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページ	
1868(明治元)年	1月	3日		(陰暦慶応3年12月9日)討幕派は「王政復古」クーデターを行う。薩摩・芸州やその他の藩で官門を固め、岩倉具視らが朝廷の実権を握って、「王政復古の大号令」を発する。その頃、イタリア公使ド・ラトゥール伯爵と領事ロベッキは大坂にいた。	田中彰『集英社版日本の歴史⑮ 開国と倒幕』集英社 1992、318ページ。公使・領事に関しては、ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1868年1月5日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。(Serie Politica N.18) (未刊)	

1868(明治元)年	1月	27日	京都の鳥羽・伏見にて元將軍徳川慶喜の歩兵が薩摩・長州軍と交戦し始める。この戦いによって、いわゆる「戊辰戦争」が始まる。	中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、16-36ページ
1868(明治元)年	1月	29日	ド・ラトゥール伯爵やロベッキは、他の外交官らと共に大坂を離れ、天保山に逃走する。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月7日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.21) (未刊)
1868(明治元)年	2月	2日	ド・ラトゥール伯爵とロベッキは兵庫に到着する。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1868年2月7日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡。(Serie Politica N.21) (未刊)
1868(明治元)年	2月	4日	(陰暦慶応4年1月11日)神戸事件が発生する。新しく開港された兵庫港(神戸)にて、備前藩兵の行列が三宮神社の前を通りかかる時、外国人水兵に横切られたことが原因で、備前藩兵の先兵であった瀧善三郎が発砲を命じ、水兵一人は重傷を負うことになる。瀧善三郎が明治政府によって拘束され、およそ一か月後に切腹をする。	AUSLIN, Michael, <i>Terrorism and Treaty Port Relations: Western Images of the Samurai during Bakumatsu and Early Meiji Japan</i> , in HANES, Jeffrey; YAMAJI, Hidetoshi (Ed.), <i>Image and Identity: Rethinking Japanese Cultural History</i> , Kobe University, 2004, 143-166ページを参照。また、神戸事件に関しては、内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983 という一冊が詳しい。
1868(明治元)年	2月	8日	東久世勲使は、外交団に天皇を中心とする新政府の樹立を報告する宣言書を提出する。	内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983、66ページ
1868(明治元)年	3月	2日	神戸事件の際に外国人水兵に対する発砲を命じた備前藩士瀧善三郎は、公共の場(数福寺)にて、諸国外交官らの目の前に切腹をする。駐日イタリア公使館の書記官ピエトロ・サヴィオも切腹を目撃したとみられる。	内山正熊『神戸事件 明治外交の出発点』中公新書 1983、156-157ページ
1868(明治元)年	3月	8日	堺事件が発生する。フランス軍艦「デュプレ」号の乗組員11人が土佐藩の士族に殺される。	佐々木克『志士と官僚 明治を「創業」した人々』講談社学術文庫 2000、162-163ページ
1868(明治元)年	3月	23日	駐日代理公使パークス(Harry Smith Parkes, 1828-1885)が京都市内で二人の暴徒に襲われる。	佐々木克『志士と官僚 明治を「創業」した人々』講談社学術文庫 2000、163-165ページ
1868(明治元)年	4月	6日	(陰暦3月14日)新政府の方針を表した「五箇条の御誓文」が発表される。	中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、52-53ページ
1868(明治元)年	5月	3日	江戸城は無血で開城される。	中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、22ページ
1868(明治元)年	6月	17日	(陰暦閏4月21日)明治国家の政治体制を体系化する「政体書」が発表され、これによって「太政官」が成立する。	中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、55-56ページ
1868(明治元)年	9月	3日	天皇の詔によって、江戸を東京に改称される。	W.G.Beasley, <i>Storia del Giappone moderno (nuova edizione)</i> , Einaudi, 1975, 138ページ
1868(明治元)年	10月	30日	書記官アレーゼが帰国する。	ASDMAE, Serie II, Consolati, fasc. Y-1, Yokohama, 1868年11月7日、ド・ラトゥール伯爵より、外務省メナブレア宛の書簡。Affari in genere, N.28(未刊)
1868(明治元)年	11月		明治天皇は東京に幸行する。	W.G.Beasley, <i>Storia del Giappone moderno (nuova edizione)</i> , Einaudi, 1975, 138ページ
1868(明治元)年	11月	上旬	公使は、ピエトロ・サヴィオ(Pietro Savio, 1838-1904)を代理書記官として雇用する(2ヶ月間のみ)。	ASDMAE, Serie II, Consolati, fasc. Y-1, Yokohama, 1868年11月7日、ド・ラトゥール伯爵より、外務省メナブレア宛の書簡。Affari in genere, N.28(未刊)
1868(明治元)年	12月	16日	徳川秋武遠使節が横浜に帰国する。	田中彰『集英社版日本の歴史⑩ 開国と倒幕』集英社 1992、225ページを参照。
1868(明治元)年	12月	24日	軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)が初めて横浜に入港する。	LEVA FAUSTO (ed.), <i>Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa)</i> , Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 123ページ
1869(明治2)年	1月	4日	ド・ラトゥール伯爵はその他の公使らと共に天皇に信任状の提出を行う。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1869年1月15日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵より、イタリア外務省宛の書簡
1869(明治2)年	4月	8日	軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)が横浜を出航する。	LEVA FAUSTO (ed.), <i>Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa)</i> , Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 123ページ

1869(明治2)年	5月			明治天皇および太政官が東京に移る。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、319ページ
1869(明治2)年	6月	9日		日本内地養蚕地域(上州)における突地調査を行うために、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵らは横浜から出発する。		SAVIO, Pietro, La prima spedizione italiana nell' interno del Giappone e nei centri sericoli effettuati nel mese di giugno dell' anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour, Treves, 1870
1869(明治2)年	6月	22日			イタリア政府は領事ロベッキに聖マウリツィオ・エ・ラツツァアロ(Santi Maurizio e Lazzaro)の騎士称号を与える	ASDMAE, Serie I, fasc. I, R-4, 1869年6月22日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタより、領事ロベッキ宛の書簡。(Serie Personale N.420)(未刊)
1869(明治2)年	6月	27日		北海道に脱出した旧幕府海軍副総裁榎本武揚(1836-1908)が降伏し、戊辰戦争が終わる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、34-38ページ
1869(明治2)年	6月	28日		日本内地養蚕地域(上州)における突地調査を行ってから、ド・ラトゥール伯爵の一行は横浜に戻る。		SAVIO, Pietro, La prima spedizione italiana nell' interno del Giappone e nei centri sericoli effettuati nel mese di giugno dell' anno 1869 da Sua Eccellenza il Conte De La Tour, Treves, 1870
1869(明治2)年	6月	30日		軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)が2度目横浜に入航する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992、123ページ
1869(明治2)年	7月	15日		新政府が版籍奉還を命じる。これによって、諸藩の土地及び領民が天皇に返上される。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、320ページ
1869(明治2)年	8月	15日		祭政一致(神祇・太政二官制度)を基本とした新太政官制が導入されるが、廃藩置県後に改革される。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、322ページ
1869(明治2)年	9月	2日		公使ド・ラトゥール伯爵は怪我の治療のために、外務大臣に休暇期間を要望する。		ASDMAE, Serie I, B.174, Pi - S - Sallier De La Tour, 1869年9月2日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵より、外務大臣兼内閣総理大臣メナブレア伯爵宛の書簡 Serie Politica, S.N.(未刊)
1869(明治2)年	10月	28日			イタリア政府はド・ラトゥール伯爵の休暇要望を受け入れる。	ASDMAE, Serie I, B.174, Pi - S - Sallier De La Tour, 1870年3月21日、ド・ラトゥール伯爵よりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡(未刊)
1869(明治2)年	11月	16日		軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)は、横須賀、函館を訪れてから、2度目横浜を出航する。(その後は兵庫・長崎へ赴き、長崎から上海に向かって出発したのは12月1日のことである。)		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992、123ページ
1869(明治2)年	12月	14日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタは三回目イタリア外務大臣となる(1869年12月14日-1876年3月25日)。	GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ
1869(明治2)年	12月	24日			外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタは在中国イタリア公使館の開設に関する情報をフェ伯爵宛の書簡にて報告する。	ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, G.te Alessandro, 1869年12月24日、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタよりフェ伯爵宛の書簡。Divisione Politica (下書き)(未刊)
1870(明治3)年	1月	10日		この日に送った書簡において、ド・ラトゥール伯爵は新たに計画した日本内地旅行をイタリア外務大臣に紹介する。結局、この提案は外務大臣によって却下されることになる。		ACS, MAIG, Dir. Gen. Agr., II vers., b.153 1870年1月10日、駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵よりイタリア外務省宛の書簡、Serie Commerciale N.60 Confidenziale Riservato (付録付き、未刊史料)
1870(明治3)年	3月	7日		フェ伯爵は特命全権公使に昇進し、彼の日本・中国赴任が決定される。		GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1870(明治3)年	3月	25日		フェ伯爵はエジプトのアレクサンドリアで、後に彼の書記官となるウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)と合流する。		ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, G.te Alessandro, 1871年5月1日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Personale S.N.(未刊)
1870(明治3)年	4月	22日		駐日イタリア公使ド・ラトゥール伯爵は横浜を出発し、帰国する。領事ロベッキはフェ伯爵の来日まで代理公使となった。		ASDMAE, Serie I, B.174, Pi - S - Sallier De La Tour, 1870年3月21日、ド・ラトゥール伯爵よりイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡(未刊)、ASDMAE, Moscati VI, b.1288, 1870年5月2日、駐日イタリア領事・代理公使ロベッキより、イタリア外務大臣宛の書簡。(未刊)

1870(明治3)年	5月	4日	フェ伯爵は香港に到着する。			ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年5月9日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.1 (未刊)
1870(明治3)年	5月	22日	フェ伯爵は上海に到着する。			Fè d' Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, Bollettino Consolare, Vol.V, parte II 1870, 172-180ページ
1870(明治3)年	5月	27日	フェ伯爵は養蚕実地調査を行う目的で、2隻の舟で、江浙省に向かって出版する。			Fè d' Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, Bollettino Consolare, Vol.V, parte II 1870, 172-180ページ
1870(明治3)年	6月	6日	フェ伯爵は江浙省で養蚕実地調査を行ってから、上海に戻る。			Fè d' Ostiani, Alessandro, Escursione nei distretti bachicultori del Tche-Kiang (China), in MINISTERO DEGLI AFFARI ESTERI, Bollettino Consolare, Vol.V, parte II 1870, 172-180ページ
1870(明治3)年	6月	21日		中国、天津で外国人18人が無残に虐殺される事件(天津事件)が起きる。		ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年7月7日、駐中国イタリア領事ヴィニャーレ(Vignale)より、イタリア外務大臣宛の書簡。Serie Politica N.6(未刊)
1870(明治3)年	6月	下旬	フェ伯爵は芝罘(しふ)に到着する。			ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年7月9日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N. 5 (未刊)
1870(明治3)年	7月	16日		領事ロベッキは日本の内地旅行(信州、奥州など)を行うために横浜から出発する(この旅行は30-40日間に及んだと見られる。)		ASDMAE, Serie I, fasc. I R/4, Cristoforo Robecchi, 1870年7月22日、駐日イタリア副領事ブルーニより、外務大臣宛の書簡(未刊)
1870(明治3)年	7月	18日		軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)が3度目横浜に入航する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 124ページ
1870(明治3)年	9月	9日	フェ伯爵はイタリア外務大臣宛の書簡で、ロベッキ、そして聖明商人たちの活動を支援するために日本へ赴く意志を伝える。			ASDMAE, Moscatti VI, b.1288, 1870年9月9日、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵よりイタリア外務大臣宛の書簡、Serie Politica N. 11 (未刊)
1870(明治3)年	9月	20日			イタリア軍はローマのポルタ・ピア(Porta Pia)に入る。	MONTANELLI, Indro, Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900, Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 101-108ページ
1870(明治3)年	10月	2日			国民投票の後、ローマはイタリアに返還される。	MONTANELLI, Indro, Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900, Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 101-108ページ
1870(明治3)年	10月	22日	フェ伯爵は上海を出港し、日本に赴く。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1870年11月3日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.1)
1870(明治3)年	10月	30日	長崎・兵庫を経由し、フェ伯爵は横浜に到着する。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1870年11月3日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.1)
1870(明治3)年	11月	3日	フェ伯爵は初めて東京(江戸)を訪問し、そこで外務卿に会見し、信任状を提出するために、天皇への謁見の日(11月8日)を決定する。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1870年11月3日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.1)
1870(明治3)年	11月	7日	フェ伯爵は朝、軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」に乗船し、午後には東京に到着する。そこで、日本政府の役人に歓迎を受け、夕方は謁見式の儀礼を整える。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1870年11月11日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.2)
1870(明治3)年	11月	8日	(陰暦10月15日)フェ伯爵は、「プリンチベッサ・クロティルデ号」の乗組員・仕官らに護送されながら、正午、馬車にて、皇居に向かう。そこで、外務卿と会見し、明治天皇に信任状を提出する。その後、フェ伯爵は運れの書記官ウーゴ・ピサ(Avv. Ugo Pisa)、副領事フランチェスコ・ブルーニ(Francesco Bruni)そして「プリンチベッサ・クロティルデ号」の船長カルロ・アルベルト・ラッキア(Carlo Alberto Racchia)などを紹介し、全員が晩餐会に招待される。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1870年11月11日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.2)。また、フェ伯爵の天皇への謁見について、LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 113ページをも参照。そこで、「プリンチベッサ・クロティルデ号」の船長が執筆した航海日誌において興味深い情報が含まれている。謁見式および晩餐会の流れに関する日本側資料は官内庁書庫部にて保管されている。(外事録、武部崇(武部職)明治三年、第九号・皇室例規書纂部局共通明治三年、第十四号)
1870(明治3)年	11月	17日		軍艦「プリンチベッサ・クロティルデ号」(Principessa Clotilde)は、兵庫、広島、対馬などを訪れてから、3度目横浜を出航し、帰国の途につく。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 124ページ

1870(明治3)年	11月	19日	フェ伯爵は、東京から横浜に戻り、前駐日イタリア公使ド・ラ・トゥール伯爵が公使館として利用していた建物に入り、領事ロベッキ(Cav. Cristoforo Robecchi)より公使館の記録文書を授かったと、書簡にて、イタリア外務卿に知らせる。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1870年11月19日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.3)
1870(明治3)年	12月	2日	フェ伯爵は日本外務省の代表者安藤に、11月8日に提出した信任状に対する返事の勅書(フランス語訳付き)を授かる。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1870年12月2日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.4)
1870(明治3)年	12月	3日	フェ伯爵は勅書の日本語原文を、ルイーヂ・ロカテリ(Luigi Locatelli)氏に預けて、イタリア外務大臣に送ると書簡に書く。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1870年12月3日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.5)
1871(明治4)年	1月	13日		英国人教師ダラスとリングは東京・神田鍋町にて妻と共に歩いている時、三人の日本人に刀で後ろから襲われ、背中などに大怪我をする。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年1月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡(附録:伊語訳文)。(Relazioni dell'Europa col Giappone, n.28)
1871(明治4)年	1月	20日	英公使パークス、フェ伯爵、及び他国公使は日本陸外務大臣らに、13日に発生したダラス・リング襲撃事件を訴え、犯罪者の逮捕を促す。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年1月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡(附録:伊語訳文)。(Relazioni dell'Europa col Giappone, n.28)
1871(明治4)年	1月	21日	フェ伯爵はダラス・リング襲撃事件のこと及び日本政府にそれを訴えたことを書簡にて、イタリア外務大臣に報告する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年1月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Relazioni dell'Europa col Giappone, n.28)
1871(明治4)年	2月	4日	フェ伯爵は日本外務省に、種紙が「夏蚕」であるか、または「春蚕」であるかを見分けるために有効な措置を採るように要請する。		日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸關係雜件 第一卷 自二年至六年」1871年2月4日 駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡。(未刊) この書簡のイタリア語訳はACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年2月17日付、通商係報告第5号、附録その1(未刊)、にある。
1871(明治4)年	2月	11日		日本外務省は、フェ伯爵の依頼に応じ、種紙が「夏蚕」であるか、または「春蚕」であるかを見分けるための装置を採用する旨をフェ伯爵に報告する。	ACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年2月17日付、通商係報告第5号、附録その2(未刊)
1871(明治4)年	2月	16日		領事ロベッキは、日本政府の種紙押印が制定された旨を伝える回状をジャン・ヘラルド(The Japan Herald)に掲載する。	ACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年2月17日付、通商係報告第5号、附録その2(未刊)
1871(明治4)年	2月	17日	フェ伯爵はイタリア外務大臣に、日本政府による種紙押印が制定された旨を書簡にて報告する。		ACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年2月17日付、通商係報告第5号、附録その2(未刊)
1871(明治4)年	2月	27日	フェ伯爵は書簡にて、日本外務省に新しく制定された政府印のサンプルを送るように依頼する。		日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸關係雜件 第一卷 自二年至六年」1871年2月27日、駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務卿宛の書簡。(未刊)
1871(明治4)年	3月	8日	フェ伯爵は在中國公使館としての任務もあったので、書記官ウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)と共に上海に向かって横浜を出港する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年3月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Personale)
1871(明治4)年	3月	17日	フェ伯爵とピサは中国・上海に到着する。航海は風のせいで、大変困難だったと報告する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年3月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Personale)
1871(明治4)年	3月	21日	フェ伯爵は在中國公使館の管理に着手し、領事ヴィニャーレ(Vignale)より公使館の記録文書を授かったと、書簡にて、イタリア外務大臣に報告する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年3月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Personale)

1871(明治4)年	4月	1日			養蚕季誌「La Selezione Microscopica」(顕微鏡検査)が創刊される。創刊者は北イタリア州ロンバルディア(Lombardia)州レッツァーテ(Rezzate)村に開設された養蚕研究所「カンザー・バスツール」の所長であるグイド・スザーニ(Guido Susani)氏である。スザーニ氏の研究所は、蚕や蚕卵に顕微鏡検査を行い、ペブリンなどの病に冒されている蚕を隔離することによって、国内産の良質蚕卵を生産する目的があった。雑誌の趣旨は顕微鏡検査の大規模普及を奨励することだったため、日本での蚕卵仕入れに関しては批判的な姿勢をみせる。最終号は1874年10月に刊行される。	「La selezione microscopica」, Anno I Num.1, Agenzia della Perseveranza, Albiate, 1873
1871(明治4)年	4月	6日	フェ伯爵は上海を発ち、北京へ赴く。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年4月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡
1871(明治4)年	4月	17日	フェ伯爵は北京に到着する。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年4月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡
1871(明治4)年	4月	20日			イタリア農工商省総務部長ルイー・ルツァツティ(Luigi Luzzatti, 1841-1926)は、イタリア外務省より報告された日本政府による種紙押印に関する情報をイタリアの養蚕家と蚕卵商人たちに一刻も早く報告するように、全国の農業共進会に回状を送る。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1871年4月20日付の回状。(未刊)
1871(明治4)年	4月	22日	フェ伯爵は総理衙門(そうりがもん)に赴き、恭親王奕訢(きょうしんのうえききん、1832-1898)に謁見する。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年4月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡
1871(明治4)年	5月	30日	フェ伯爵は日本に戻るために、北京を出発する。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年7月10日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale N.3(未刊)
1871(明治4)年	6月	23日		領事ロベッキが横浜を出港し、帰国する。		ASDMAE, Serie I Personale, b.R-4, Fasc. Robecchi, 1871年6月23日、領事ロベッキより、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.65 Affari in Genere personale (未刊)
1871(明治4)年	6月	27日		(陰曆5月10日)日本円の誕生。「新貨条例」が公布される。貨幣制度として、純金1.5グラムの価値をもつ1円金貨を原貨とした金本位制を採用される。(金貨:20円、10円、5円、2円、1円・銀貨:50銭、20銭、10銭、5銭・銅貨:2銭、1銭、半銭、1厘)。また、貿易銀として利用できる「一円銀」も採用され、その価値はメキシコドルと同等である。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、224ページ
1871(明治4)年	7月	2日			イタリア国王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世(Vittorio Emanuele II)はフィレンツェからローマへ移る。ローマはイタリア王国の新首都となる。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 101-108ページ
1871(明治4)年	7月	5日	午前中に、フェ伯爵は中国から横浜に到着する。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年7月10日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale N.3(未刊)
1871(明治4)年	7月	10日	フェ伯爵はイタリア外務大臣宛の書簡にて、父の死亡を原因に休暇(一時帰国)を求める。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1871年7月10日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。Serie Personale N.3(未刊)

1871(明治4)年	8月	21日	フェ伯爵は日本の政權変化を、書簡にて、イタリア外務大臣に知らせる。詳細に言ふと、この書簡で、フェ伯爵は薩摩、長州、肥前などの代表者らが徐々に公家の代わりに政府高官の席に就いていることを報告する。また、ここでフェ伯爵は日本国における政治の異変を知るのには極めて困難であると指摘する。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年8月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.13)
1871(明治4)年	8月	29日		(陰暦7月14日)に鹿藩置県の詔が宣せられる。鹿藩置県によって、全国を治める中央集権的な国家が成立する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、95ページ
1871(明治4)年	9月	4日	フェ伯爵は書簡にて、日本の政治的变化について、外務卿として沢宣嘉の辞任と岩倉具視の着任、鹿藩置県などの具体的な情報をイタリア外務大臣に提供する。また、ここでフェ伯爵は以上の変化が日本の外交姿勢に異変をもたらすか否かを知らないと述べるが、それによって日本国は近代的な政治制度を導入しようとしていることを高く評価する。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年9月4日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.14)
1871(明治4)年	9月	6日	フェ伯爵は米国公使デロングに、蝦夷(北海道)における探検旅行に同行するように提案されたが、要領商人が日本を訪れる季節(7月-11月)に公使館を離せないため、書記官のウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)を代わりに行かせた。	駐米米国公使デロングが率いる一行は「エリエール」号に乗船し、蝦夷(北海道)の未開の地域に向かって横浜港を出港する。そのグループに、イタリア公使館の書記官ウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)も参加する。ちなみに、この旅の際、デロングの随行員だったチャールズ・ロングフェロー(Charles Longfellow)は『日本滞在記』において、イタリア公使館の書記官ピサが同行したこと、公使デロングを冒した病氣だけに、不愉快な思いをしたと書く。		チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』、平凡社 2004、50ページを参照。デロングの誘いに関しては、ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月24日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.20)を参照。また、イタリア側資料として、この旅行の際にピサが書いた報告書が興味深い。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月21日、ピサより、フェ伯爵宛の書簡。
1871(明治4)年	9月	26日		イタリア海軍のコルヴェット艦ヴェットール・ピザーニ(R. Pirocorvetta Vettor Pisani)は横浜港に錨を下ろす。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 148ページ
1871(明治4)年	9月	28日			イタリア外務大臣はフェ伯爵に帰国する許可を与える。しかしながら、帰国は1873(明治6)年3月以降になったと見られる。	ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872年12月2日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.15 Affari in Genere (未刊)
1871(明治4)年	11月	5日		ウーゴ・ピサ(Ugo Pisa)を含むデロングの一行は薩で東北地方などの内地を訪れてから東京に到着する。		チャールズ・A・ロングフェロー著、山田久美子訳『ロングフェロー日本滞在記』、平凡社 2004、50ページを参照。ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年12月21日、ピサより、フェ伯爵宛の書簡
1871(明治4)年	11月	18日	フェ伯爵は書簡にて、日本の政治的改革の展開をイタリア外務大臣に知らせる。まず、徹底的な改革が行われたものの、日本の治安が悪化するなどの問題は一切なかったと報告する。ここで、フェ伯爵は日本政府の役人や官僚の服装・髪型の欧風化およびその買金の変更(米から通貨)を指摘する。また、以前庶民の目に隠され続けていた天皇が誕生日の際に、東京市内に現れ、近い将来に横須賀の造船所を訪れるそうであると書く。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1871年11月18日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.16)
1871(明治4)年	11月	20日		イタリア海軍のコルヴェット艦ヴェットール・ピザーニ(R. Pirocorvetta Vettor Pisani)は横浜を出航する(後に、12月17日までの間は兵庫・大坂・長崎を訪れる)。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 148ページ



1871(明治4)年	11月	22日	フェ伯爵は11月21日に岩倉使節団の欧米派遣について日本政府に通知され、書簡にてその件をイタリア外務大臣に報告する。岩倉使節団の出発日、目的、構成員などに関する最初の情報も現れるが、一行のイタリア訪問の日には未だに未定である。また、フェ伯爵は条約改正の予備会談に向かって、岩倉使節団に加わる日本政府代表者らは近いうちに各国公使に会見する旨も報告し、イタリア外務大臣に公使館の適切な調度を整える必要性を促す。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1871年11月22日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.17)	
1871(明治4)年	11月	30日	フェ伯爵は副外務卿寺島宗則より岩倉使節団の大使と副使らの名前と目的の通知書を受け、伊外務大臣にその仏語翻訳と内容を解説する書簡を送る。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1871年11月30日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.18)	
1871(明治4)年	12月	20日	フェ伯爵は岩倉使節団の構成員リストを伊外務大臣に送る。それと共に、副島種臣が外務卿、寺島宗則が副外務卿となったこと、大蔵省が使節団のために280000両(1700000イタリアリラ)を充当したことを報告する。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1871年12月20日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.19)	
1871(明治4)年	12月	23日	外交団長だったデロングが岩倉使節団と共に日本を離れた。この日から、フェ伯爵は新しい外交団長となる。	(陰暦11月10日)岩倉使節団を乗せた「アメリカ号」は横浜港から米欧に向かって出発する。		久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第一巻 41ページ	
1872(明治5)年	1月	15日			(陰暦明治4年12月6日)岩倉使節団はアメリカ(サン・フランシスコ)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第一巻 75ページ	
1872(明治5)年	1月	25日			イタリア外務省の領事・商業総局長ペイロレーリ(Augusto Peiroleri)は農工商大臣に宛てた書簡で、日本政府に種紙の押印制度を導入させたフェ伯爵の努力を高く評価している(それによって、イタリア側は輸出用種紙の生産枚数という貴重なデータを把握できるようになり、養蚕商人らは以前より低価で種紙を仕入れることが出来た)。		ACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.153, 1872年1月25日、領事・商業総局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡。(未刊)
1872(明治5)年	1月	29日	フェ伯爵は日本政府における改革によって、天皇を人前に姿を現すようになり、横須賀の造船所を訪れた際、オーストリア人スチールフリード男爵(Barone Stillfried)が天皇の写真を撮った事件について、書簡にて、伊外務大臣に報告する。スチールフリード男爵が無許可に天皇の姿を撮影し、その写真を販売しようとした際、日本政府は奥国公使カリチエ(Calice)に抗議した。よって、カリチエ公使は写真の販売を禁じ、報道機関における論争のあげく、事件は終了したと書く。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年1月29日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.22)	
1872(明治5)年	2月	11日	フェ伯爵は書簡にて、伊外務大臣に、日本暦における新年の際、欧米諸国を代表する外交官ら全員がはじめて同時に天皇へ新年の挨拶をするための謁見企画を2月10日(陰暦、明治5年1月2日)に実行させたと報告する。(当時、フェ伯爵は外交団長となっていたため、謁見の企画及び新年挨拶のスピーチをした。)			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年2月11日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.23)	
1872(明治5)年	2月	24日	フェ伯爵は、駐日オーストリア公使カリチエ男爵(Baron Henry Calice)の不在によって、ウィーン万国博覧会の日本政府事務取扱者になる。		この日付で、駐日オーストリア公使カリチエ男爵は大隈重信、寺島宗則、井上馨宛の書簡にて、不在のため、駐日イタリア公使フェ伯爵にウィーン万国博覧会の日本政府事務取扱者という任務を委ねる。	カリチエの書簡(ドイツ語原文、日本語訳付)は日本国外務省 編『日本外交文書』日本外交文書頒布会 1955, 594-595ページ に現れる。手書きの書簡は日本外務省外交史料館、ファイルNo.3-15-2-3、『奥国雑也納開股萬国博覧会ニ帝國政府参同一件(単巻)』ウィーン万国博二本部委員会『Notice sur L'Empire du Japon et sur sa participation a l'Exposition Universelle de Vienne, 1873』、C.Levy, Yokohama, 1873, 55ページ、岩倉翔子編『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 46ページをも参照。	
1872(明治5)年	2月	29日			(陰暦1月21日)岩倉使節団は米國サクラメント(Sacramento)、ソルトレイクシティ(Salt Lake City)、シカゴ(Chicago)を訪れてから、ワシントン(Washington)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第一巻 76-203ページ	

1872(明治5)年	3月	10日			イタリアの革命家マツツイーニ(Giuseppe Mazzini)が死去する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d'Italia - L'Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 325ページ
1872(明治5)年	3月	31日	フェ伯爵は書簡にて、2月25日と26日の間の夜に、白い衣を纏った謎の十人が皇居に入ろうとし、その中の五人は逮捕され、残りの五人は衛兵に斬られて命を落とした事件について伊外務大臣を知らせる。初めは、この事件は外国人コミュニティを大変心配させたが、それに対して日本政府がとった厳しい対策によって、早くも忘れられることになり、政府がしっかりと治安を保てる証拠となった。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年2月11日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.24)、また、日本側史料として、陰曆2月18日の「横浜毎日新聞」を参照。ここで、侵入者らの名前も現れる。
1872(明治5)年	4月	17日		1872年度京都博覧会が開催される。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年5月14日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc.2)。この中に、京都博覧会に関する3月16日にフェ伯爵が送った商業系報告書(Serie Commerciale No.27)の存在が明らかになる。(商業関係の報告書はイタリア外務省外交資料館において一切保管されておらず、ほぼ完全に失われている。)
1872(明治5)年	5月	14日	フェ伯爵は、1872年4月17日から開催された京都博覧会の際、日本政府は一時的に京都まで外国人の移動を許す積極的な姿勢をとり、その時までは外国人訪問者は無事に往復していることを伊外務大臣宛の書簡において報告する。また、その中で、フェ伯爵はもしま上の状況が博覧会の閉会まで続ければ、条約改正の際、外国人の内地旅行を禁ずる規制制限の大幅な緩和は帝國政府に求めやすく、そして獲得しやすくなるだろうと期待する。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年5月14日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc.2)
1872(明治5)年	5月	25日		体調不良が原因で、在日イタリア公使館で勤めていた書記官ウーゴ・ピサは帰国する。		ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872年5月26日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェヌスタ宛の書簡。Contabilità N.13 (Duplicata)(未刊)
1872(明治5)年	6月	1日			イタリア外務省の領事・商業総局長ペイロレーリ(Augusto Peiroleri)は農工商大臣に宛てた書簡で、日本政府はフェ伯爵の働きかけのおかげで、1872(明治5)年にも、イタリアにとって非常に有益な種紙の押印制度を行い続ける旨を伝える。	
1872(明治5)年	6月	24日	フェ伯爵は外務副島種臣にイタリア人蚕卵商人たちの日本における内地旅行の解禁を求める一通の書簡を送る。			日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸關係雜件 第三卷 自二年至六年」1872年6月24日 駐日イタリア公使フェ伯爵より 副島外務副宛の書簡[未刊]
1872(明治5)年	6月	28日		日本各地にある主要都市を訪れるために、明治天皇が蒸気船(全九隻)にて、東京品川から出発する。行程は志摩(鳥羽、伊勢神宮、鳥羽)、紀州(大島、大坂、伏見、京都、伏見、大坂、神戸)、讃岐、備後(姫路)、九州(長崎、熊本)を訪れてから伊勢、熱海を経由し、品川に到着し、浜御殿に帰る)		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年6月30日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.27, allegato)
1872(明治5)年	6月	30日	フェ伯爵は伊外務大臣に書簡にて、明治天皇の日本各地旅行について報告する。天皇の旅行は日本全国の治安の良さを証明するものだ。また、天皇家の古来の習慣の変化にアクセントを置く。天皇の旅行行程(フランス語文)も附録されている。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年6月30日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.27, allegato)
1872(明治5)年	7月	1日		日伊修好通商条約によると、1872(明治5)年7月1日は日本と条約を結んだ諸外国との間に、不平等条約改正の予備会談が開始される予定日である。		外務省記録局『締結各条約彙纂』第一編 1884,1889 477-504ページ
1872(明治5)年	7月	4日	フェ伯爵は日本外務副島種臣に書簡を送り、日本内地の蚕卵場を訪れたいイタリア人蚕卵商人チエーザレ・ブレッツィヤニ(Cesare Bresciani)そしてジャコモ・チコーニヤ(Giacomo Cicogna)のために通過許可証を求める。			フェ伯爵の書簡は日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル蚕卵紙生糸關係雜件 第一卷 自二年至六年」に保管されている。1872年7月4日、フェ伯爵より、副島宛の書簡。

1872(明治5)年	7月	5日		即時に日本政府の許可を得たイタリア人養蚕商人たちプレッシャーニとチコーニヤは横浜を発ち、イタリア公使館に着き、そこで一泊する。		BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), <i>Viaggio nell' interno del Giappone</i> 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006 53ページ
1872(明治5)年	7月	6日		プレッシャーニとチコーニヤは早朝に東京から出発し、旧中仙道に沿って、熊谷、島村、本庄、高崎、松井田、小諸、田中、上田などの小・中規模養蚕場を訪問し、そこで、二人は日本の養蚕技術ばかりでなく、生糸の生産技術を視察した。		BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), <i>Viaggio nell' interno del Giappone</i> 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006 53ページ
1872(明治5)年	7月	17日		駐日英国臨時代理公使ワトソン(R. G. Watson)は副島外務卿に、横浜の英字新聞が報道するイタリア人に与えられた内地旅行の「特権」に関する説明を求めた一通の書簡を送る。		日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻) 1955 557ページ。1872年7月17日 ワトソン発、副島宛の書簡。
1872(明治5)年	7月	19日		プレッシャーニとチコーニヤは群馬県と長野県を訪れてから、再び東京に到着し、日本養蚕場視察旅行を終える。		BRESCIANI, Cesare (A cura di Claudio Zanier), <i>Viaggio nell' interno del Giappone</i> 日本国内旅行 (1872), Cleup, 2006 53ページ
1872(明治5)年	7月	25日	フェ伯爵は副島の書簡を受け、即座に返事を送る。フェ伯爵はそこで、イタリア人らに与えられた内地旅行の許可は一時的なものであり、利用できる人数は限られていることを完全に承知していると副島に伝える。また、最惠国の条約を含む条約の下で、単独で日本政府から特権を獲得する意思はないことも明らかにする。	外務卿副島種臣が7月17日のワトソンの書簡を受け、フェ伯爵がイタリア人内地旅行の件に関して誤解していないことを確認する目的で、一通の書簡を送る。		日本語文は日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻)1955 558-559ページ に収録されている。しかし、この書簡のフランス語文はイタリアのACS [イタリア国立古文書館]、MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento, b.599, fascic.3439 で本館の筆者が発見した。1872年7月25日(陰暦6月20日)、副島外務卿発、フェ伯爵宛の書簡。フェ伯爵の書簡は日本国外務省編『日本外交文書』(第五巻)1955 559-560ページ に収録されている。1872年7月25日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡。
1872(明治5)年	7月	26日	フェ伯爵は改めてイタリア人養蚕商人のための内地通過許可証を求めため、副島外務卿に書簡を送る。今回の養蚕商人はデヴェッタ(Civetta)という人物であり、群馬県の養蚕場を視察する意志があった。			フェ伯爵の書簡は日本外務省外交史料館 3-9-4-9「外国人内地旅行関係雑件 - 自明治元年至廿一年」に保管されている。1872年7月26日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡。
1872(明治5)年	8月	6日			(陰暦7月23日)岩倉使節団は米国ワシントン(Washington)、フィラデルフィア(Philadelphia)、ニューヨーク(New York)、ボストン(Boston)を訪れ、ボストン港を出て、英国に向かう。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第一巻 204-370ページ
1872(明治5)年	8月	7日		イタリア海軍のコルヴェット艦ヴェットール・ピザーニ(R. Pirocorvetta Vettor Pisani)は2度目横浜港に錨を下ろす。		LEVA FAUSTO (ed), <i>Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1</i> (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 148ページ
1872(明治5)年	8月	不明		領事ロベッキの後任者ディエゴ・デ・バリリス(Diego De Barrilis)が横浜に到着する。		ASDMAE, Serie I Personale, b.B-1, Fasc. Barrilis, 1872年7月9日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。 Affari in Genere N.13(未刊)、1872年7月19日、在ニューヨークイタリア公使より、イタリア外務大臣宛の書簡。 Affari in Genere N.808(未刊)
1872(明治5)年	8月	16日			(陰暦7月13日)岩倉使節団は英国ロンドン(London)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第二巻 64ページ
1872(明治5)年	8月	21日	フェ伯爵は伊外務大臣に書簡にて、岩倉使節団が欧米で行っている条約改正準備談話の行方(駐日米国公使デ・ロングの発言など)、天皇の行幸、そして日本における箱学について報告する。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年8月21日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.29-minuta)
1872(明治5)年	9月	5日		明治政府は日本の学校制度を定める法令、「学制」を公布する。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998, 322ページ
1872(明治5)年	9月	30日	フェ伯爵は伊外務大臣宛の書簡にて、イギリスの報道機関が訴えた日本におけるキリスト教徒に対する差別事件に関する真実(そのような差別は発生せず、イギリス側が事実を誇張し過ぎた)を知らせる。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年9月30日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc. 4)

1872(明治5)年	10月	15日		(陰暦9月13日)に、東本願寺法嗣現如上人大谷光壁の一行(総勢五人)は、教会を訪れる目的で、ヨーロッパ(フランスとイタリア)に向かって横浜港を出発する。成島柳北も参加し、旅日記『抗西日乗』を執筆する。イタリアのフィレンツェ、ローマ、ナポリ、ヴェネツィアを訪問する。これは公式使節ではなかった。		この一行のイタリア訪問に関しては、岩倉卿子「岩倉使節団と維新前後の日本使節ーイタリア訪問をめぐってー」、米政回覧の会編『岩倉使節団の再発見』、思文閣出版、2001、52-86ページを参照。成島の日記に関しては小林馨『『航西日乗』明治五年柳翁洋行會計録』解題、『明治文化全集 第七巻 外国文化篇』日本評論社 1986 29ページを参照。
1872(明治5)年	10月	16日	フェ伯爵は諸国外交団長として、外交東京横浜の鉄道線の際に、明治天皇に挨拶の辞を述べた。	東京横浜の鉄道線が開設される。明治天皇自身も開設式に出席した。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年10月20日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.34)
1872(明治5)年	10月	20日	フェ伯爵は書簡にて伊外務大臣に、10月16日に行われた東京横浜の鉄道線の開設式について報告する。また、近い内に行われる欧州との電信の開設や横浜市内でのガス導入(日本の技術的進歩)についても触れる。フェはウイーン万博の用事や壺壺商人たちの来日で大変忙しいとも述べる。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年10月20日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.34)
1872(明治5)年	11月	1日		イタリア海軍のコルヴェット艦ヴェットール・ピザーニ(R. Pirocorvetta Vettor Pisani)は、8月31日から9月20日までの期間に横須賀を訪れてから、横浜を出航し、帰国の途につく。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 148ページ
1872(明治5)年	11月	4日		上州(現在の群馬県)富岡に、富岡製糸場が設立される。ここで、イタリア・フランスの最先端技術、そしてお雇い外国人ポール・ブリュナー(Paul Brunat)の知識が導入され、良質の生糸が生産されていた。		中村哲『集英社版日本の歴史⑧ 明治維新』集英社 1992、240-254ページ
1872(明治5)年	11月	9日		渋沢喜作と中島才吉のイタリア派遣が決定される。		日本国立公文書館、2A-009-00 太00308100 リール番号:003700 開始コマ:0139 「租税寮七等出仕渋沢喜作外一名伊太利国へ差遣」
1872(明治5)年	11月	13日		ロシア帝王の三男アレクセイ・アレクサンドロヴィッチ大公はフリゲート艦「スヴェトラナ号」にて横浜に入港する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年11月22日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.35)
1872(明治5)年	11月	22日	フェ伯爵は伊外務大臣にロシアのアレクセイ大公の来日及びその際に受けた歓迎について報告する。その時、フェ伯爵は外交団長として、皇居の敷地内において行われたレセプションや宴会に招待される。そこで、外交団は初めて皇后を紹介される。フェ伯爵は挨拶の辞を述べ、翌日の日本軍艦閲兵もアレクセイ大公を接待する予定だった。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年11月22日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.35)
1872(明治5)年	11月	25日	フェ伯爵は、外交団長として、アレクセイ大公を接待する。	悪天候のため、アレクセイ大公のために行われる日本軍艦閲兵は11月25日に延期された。天皇も参加し、外交団に対しては非常に友好的な姿勢を示す。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年12月1日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.36)
1872(明治5)年	12月	1日	フェ伯爵は伊外務大臣に、日本政府がウイーン万博の準備に注いでいる努力について報告する。天皇のいとこ有栖川宮やその他の高官の参加、欧州に派遣されている岩倉使節団の博覧会訪問、400トンにも及ぶ博覧会の日本展示品の運輸について言及する。フェ伯爵は、日本政府の努力が条約改正に繋がる意義があると指摘し、改めて日本の近代化を高く評価する。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1872年12月1日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc. N.5)
1872(明治5)年	12月	2日	フェ伯爵は書簡にて、イタリア外務大臣に帰国する旨を伝える。そこで、フェ伯爵は1873(明治6)年3月に出発する予定であること、彼の帰国中にはちよと岩倉使節団がイタリアを訪れることを報告する。			ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1872年12月2日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。N.15 Affari in Genere (未刊)

1872(明治5)年	12月	10日	フェ伯爵は書簡にて、9日の天皇への謁見を報告する。謁見の目的は先任者ド・ラ・トゥール伯爵が不在のため届けられなかったイタリア国王より天皇宛の書簡(1869年1月16日と同年11月25日の日付・件名はイタリア王の孫プリア公とナポリ王子の誕生)の提出である。フェ伯爵はその際、天皇にイタリア国王についての事情を聞かれる。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年12月10日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.38)
1872(明治5)年	12月	16日		(陰暦11月16日)岩倉使節団は英国ロンドン(London)、リバプール(Liverpool)、マンチエスター(Manchester)、グラスゴー(Glasgow)、エジンバラ(Edinburgh)、ニューキャストル(Newcastle)、シェツフィールド(Sheffield)、バーミンガム(Birmingham)などを訪問してから、再度ロンドンに赴き、ヨーロッパ大陸(フランス)へ渡る。		久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使欧回覽実紀』岩波文庫 1977 第二巻 64-385ページ
1872(明治5)年	12月	17日	フェ伯爵は伊外務大臣宛の書簡にて外交団の集会について報告する。その集会において、湾岸監督事務所長の任命や日本政府が決定した外国人所有土地(抵当権の禁止)に関する法令などが取り扱われる。また、フェ伯爵は所員における裁判所の開設についても簡潔に報告する。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年12月17日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica S.N.)
1872(明治5)年	12月	下旬	フェ伯爵は書簡にて、伊外務大臣に日本と韓国の外交・貿易関係について報告する。(薩藩置軍後の対馬情勢や外務省の官僚達の韓国訪問についての内容である。)			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年12月??日(下旬)、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.39)
1872(明治5)年	12月	29日	フェ伯爵は伊外務大臣宛の書簡にて、日本における陽暦の導入を知らせる。また、休日が日曜日と決定される可能性があるが、その他の祭日はまだ未定であると述べる。いつも皇居で陰暦1月2日に行われていた新年会も暦の変更に応じて陰暦1月2日になる。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年12月29日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.41)
1873(明治6)年	1月	1日		(陰暦明治5年12月3日)日本政府は陰暦を廃止し、陽暦を導入する。		ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1872年12月29日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.41)、五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、329ページ
1873(明治6)年	1月	2日	フェ伯爵は外交団長として、天皇に新年の祝辞を述べる。外交官らは夕方、果物のかごを受ける。	皇居にて新年会が開かれる。		ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1873年1月5日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.43 e allegato)
1873(明治6)年	1月	5日	フェ伯爵は伊外務大臣に皇居における新年会のことを報告する。			ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1873年1月5日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.43 e allegato)
1873(明治6)年	1月	10日		徴兵令が発布される。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998、322ページ
1873(明治6)年	1月	18日	フェ伯爵は体調不良で浜御殿における送別会に参加できない。	2日後横浜を出発し、オーストリア帝国のトリエステへ赴くウィーン博覧会日本部委員会のメンバーのために、浜御殿において送別会が行われる。	イタリア外務省領事・商業総局長ペイロレーリは洗沢と中島の訪伊を農工商省に伝える。	ウイーン万博日本部委員会『Notice sur l'Empire du Japon et sur sa participation a l'Exposition Universelle de Vienne, 1873』、C.Levy, Yokohama, 1873、55ページを参照。ACS[イタリア国立古文書館]、MAIG, Dir. Gen. Agr. Il versamento, b. 153, 1873年1月18日、外務省領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡(未刊)
1873(明治6)年	1月	20日		ウイーン万博博覧会の日本部委員会及びそこに展示される物品を乗せたフランス運送蒸気船「ファース号」(Phase)は横浜を出港する。		日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年3月28日号、「イル・チッタディーノ」(Il Cittadino)、1873年3月22日号を参照。
1873(明治6)年	1月	23日			トリノで、第二次駐横濱領事官(1872-1875年)として勤めたディエゴ・ロレンツォ・フィリッポ・バツリリス(Diego Lorenzo Filippo Barrilis)の父親が死去する。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 57ページ

1873(明治6)年	1月	29日	フェ伯爵は伊外務大臣に、日本政府がローマとウィーンに公使館を開設するつもりであるという事実を書簡にて報告する。二つの公使館は、岩倉使節団及びウィーン万博日本部委員会の帰国まで、一人の公使、佐野常民に委ねられる。この書簡と共に、太政官がイタリア王宛ての書信を送り、イタリア王に渡すべき天皇の肖像は手元にあり、休暇の時にイタリアへ赴く際に持参すると述べる。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年1月29日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.44)。この書簡の日本語訳は、岩倉翔子編『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、41-42ページ にある。	
1873(明治6)年	1月	末			浪沢喜作と中島才吉はミラノに到着する。	ACS[イタリア国立古文書間], MAIG, Dir. Gen. Agr. Il versamento, b. 153, 1873年2月5日、ミラノ商工会議所長カントーニより、農工商省宛の書簡(未刊)	
1873(明治6)年	2月	7日	フェ伯爵は副島外務卿に外国内人内地旅行に関する一通の書簡を送る。ここで、フェ伯爵はイタリア人蚕卵商人の日本内地旅行に関する意見を述べながら、イタリア人に限る領事裁判権の放棄を条件に、自由の内地旅行を検討するように求める。			フェ伯爵の書簡は 日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻)1955 651-652ページ に収録されている。1873年2月7日、フェ伯爵より、副島外務卿宛の書簡。フランス語文は未発見。	
1873(明治6)年	2月	10日	フェ伯爵は伊外務大臣に書簡を宛て、そこでは、第一に、1月29日の書簡に言及した佐野常民の着任が公式に決定されたことを伝える。また、自分、そして佐野のヨーロッパに向かっての出発及び移動計画を紹介する。		浪沢喜作と中島才吉はミラノ及びその周辺の主な養蚕施設を訪問してから、トリノに着く。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年2月10日、フェ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.45)。この書簡の日本語訳は、岩倉翔子編『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、43-44ページ にある。ACS[イタリア国立古文書間], MAIG, Dir. Gen. Agr. Il versamento, b. 153, 1873年2月10日、トリノ県知事より、農工商省宛の書簡(未刊)	
1873(明治6)年	2月	17日			岩倉使節団はフランス(主にパリ)に二ヶ月程度滞在してから、ベルギーのブリュッセル(Bruxelles)へ到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第三巻、21-164ページ	
1873(明治6)年	2月	21日	フェ伯爵は領事バツリーリスと共に、浜御殿における宴会に招待される。			ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年3月2日、代理公使バツリーリス宛、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.46)	
1873(明治6)年	2月	22日	午前10時30分に、フェ伯爵は、彼の出発と代理公使リツタ伯爵の来日(5月1日)の間に公使館の義務に従事する領事バツリーリスと共に、一時帰国および代理公使の着任に際する挨拶のために天皇に謁見する。また、この際、フェ伯爵は天皇と皇后の肖像を受け取り、イタリア王にそれを提出する任務を帯びる。この際にも、天皇及び日本政府は「あなたは我々の友人の一人です」という言葉などを捧げ、フェ伯爵に対する好意と信頼が大いにあらわになる。また、フェ伯爵は金箔入りの漆塗箱などを3個贈呈される。		副島は、イタリア人内地旅行の認可に関する規則案をフェ伯爵に提出する。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年3月2日、代理公使バツリーリス宛、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.46)この書簡の日本語訳は、岩倉翔子編『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、50-52ページ にある。副島がフェ伯爵に提出する規則案は日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻)1955 652ページ出典。この規則案のフランス語訳文(つまりフェ伯爵が受けとったもの)は、本論の筆者によってイタリア国立古文書館(ACS)で発見された。ACS[イタリア国立古文書間], MAIG, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento, b.599, fascic.3439. (未刊)	
1873(明治6)年	2月	24日			横浜の外国人居留地に刊行されている「The Japan Herald」紙に、フェ伯爵のヨーロッパに向かっての出発直前の天皇への謁見と、彼の日本での様々な活動について報告する記事が掲載される。この記事の筆者は駐日イタリア副領事フランチェスコ・ブルーニ(Francesco Bruni)である。この記事は「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙(1873年4月15日号)にも掲載される。		「The Japan Herald」、1873年2月24日号、「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」、1873年4月15日号を参照。
1873(明治6)年	2月	25日	フェ伯爵は佐野常民と共にイタリアに向かって出発する。		岩倉使節団はベルギーのブリュッセル(Bruxelles)を訪れ、アントワープ(Antwerp)を経由し、オランダのハーグ(The Hague)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第三巻、165-232ページ	
1873(明治6)年	3月	2日			フェ伯爵の出発後、代理公使バツリーリスは2月22日の謁見に関する報告書を伊外務大臣に送る。その中に、皇居の様子、天皇及びフェ伯爵が述べた言葉なども記録されている。この長い書簡の内容は非常に興味深いものである。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年3月2日、代理公使バツリーリス宛、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.46)この書簡の日本語訳は、岩倉翔子編『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、50-52ページ にある。

1873(明治6)年	3月	9日			岩倉使節団はオランダのハーグ(The Hague)、ロッテルダム(Rotterdam)、レイデン(Leiden)、そしてアムステルダム(Amsterdam)を訪れてから、プロイセン(Pruessen)に入り、ベルリン(Berlin)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第三巻、233-300ページ
1873(明治6)年	3月	13日			フェ伯爵に代わる代理公使バルツァリーノ・リッタ伯爵(Conte Balzarino Litta)はミラノを出発し、マルセイユ(Marseille)経由で日本へ赴く(5月1日に到着)。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年5月4日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.49)
1873(明治6)年	3月	21日			ウィーン万国博覧会の日本部委員会及びそこに展示される物品を乗せたフランス運送蒸気船「ファース号」(Phase)は、当時オーストリア帝国領土であったトリエステ(Trieste—現在イタリア領土)に到着する。乗客らは欧風の服装を纏い、「ホテル・デロルム」(Hotel Delorme)に滞在する。	日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年3月28日号、「イル・チッタディーノ」(Il Cittadino)、1873年3月22日号を参照。
1873(明治6)年	4月	1日			岩倉使節団はプロイセン訪問を終え、列車にて、ロシアに入国し、サンクト・ペテルブルグ(Sankt Peterburg)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻、21-110ページ
1873(明治6)年	4月	7日	フェ伯爵はウィーン万国博覧会日本部総理事および駐イタリア弁理公使となる二つの任務を担った佐野常民と共に、エジプトのアレクサンドリア(Alexandria of Egypt)に到着する。兼帯視察団長佐々木長淳も随行している。		駐イタリア弁理公使になる予定の佐野常民がこの日に伊外務大臣に書簡を宛て、ウィーン万国博覧会の任務による着任延期の旨を伝え、フェ伯爵の日本での活躍を高く評価する。	ASDMAE, Fondo Moscati VI, b.1288 には、佐野常民がアレクサンドリアからイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタに宛てた書簡が保管されている(日本語本文・英訳付)。この興味深い書簡は岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997、44-45ページにも引用されている。
1873(明治6)年	4月	10日			日刊紙「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)紙に、フェ伯爵が提案する日本の塩漬鮭の輸出についての記事が掲載される。	「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年4月10日号。記事の日本語訳は、石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999 298ページにある。
1873(明治6)年	4月	13日	フェ伯爵は佐野常民と共に、イタリア南部ブリンディシ(Brindisi)港に到着し、直ぐに一人でローマへと赴く。佐野は翌日ヴェネツィアへ赴く。			「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年4月14日号。
1873(明治6)年	4月	14日			午後5時。駐伊日本総領事中山譲治がヴェネツィアに到着する。中山と会見するために、佐野常民はブリンディシ(Brindisi)港でフェ伯爵と別れ、そのままヴェネツィア(Venezia)へ赴く。	「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年4月14日号。
1873(明治6)年	4月	18日			岩倉使節団はサンクト・ペテルブルグ(Sankt Peterburg)訪問を終え、北ドイツのハンブルグ(Hamburg)などを通り、デンマークに到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻、111-132ページ
1873(明治6)年	4月	23日		旧薩摩藩の島津三郎(久光)はおおよそ2000人の兵隊を率い、東京を訪問する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年5月21日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.52)。この書簡にて、リッタは島津久光について長く記述している。
1873(明治6)年	4月	24日			岩倉使節団はデンマーク訪問を終え、コペンハーゲン(Copenhagen)を立ち、船でスウェーデン(Sweden)に移動し、ストックホルム(Stockholm)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻、133-155ページ
1873(明治6)年	4月	26日	フェ伯爵はヴェネツィア(Venezia)に到着する。			「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年4月27日号。
1873(明治6)年	4月	27日	午前、フェ伯爵はヴェネツィア(Venezia)を出発し、ウィーン万国博覧会の開会式に出席するために、オーストリア帝国ウィーン(Wien)へ赴く。			「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」(La Gazzetta di Venezia)、1873年4月27日号。
1873(明治6)年	5月	1日		代理公使リッタ伯爵(Conte Balzarino Litta)は横浜に到着する。	オーストリア帝国・ウィーン万国博覧会(The Wien World Exposition - Wien Weltausstellung)の開催式が行われる。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年5月4日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.49)

1873(明治6)年	5月	4日		代理公使リッタ伯爵は伊外務大臣に書簡を送り、日本外務省の訪問を行ったと報告する。リッタは、ミラノで、イタリア養蚕業の事情を視察する流澤喜作と中島才吉に救出会ったこと、彼らが非常に良いもてなしを受けたと述べる。また、この書簡で、駐イタリア日本総領事中山譲治は、日本領事館をヴェネツィアよりも、養蚕業の中心であるミラノに設けた方がいいと述べたことも明らかにする。		ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1873年5月4日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.49)
1873(明治6)年	5月	5日		早期、皇居は火事によって、数時間で全焼する。天皇は赤坂の宮殿に移動し、家事の原因を調べる調査が始まる。		ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1873年5月6日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.50)
1873(明治6)年	5月	7日			岩倉使節団はストックホルム(Stockholm)訪問を終え、スウェーデン(Sweden)を出国する。また、ドイツを北から南まで横断し、フランクフルト(Frankfurt)を経由し、南ドイツの都市ミュンヘン(Munchen)に到着する。ミュンヘンの訪問を終え、列車にて、PM11:00ミュンヘン(Munchen)駅を立ち、イタリアへ赴く。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 156-250ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	8日		フェ伯爵はトリノから外務省に通の書簡を送り、その中で、イタリア養蚕業から上がっていた不満の声に耳を傾け、種紙の孵化不良に関する取り調べの実行を提案する。	PM2:00、岩倉の一行はオーストリアを通り、境伊国境を越え、ヴェローナ(Verona)に到着し、フィレンツェ行きの列車に乗り換える。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 257-259ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。種紙孵化不良に関する取調べについては、AGS『イタリア国立古文書刊』MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年5月8日、フェ伯爵より、外務省宛の書簡(未刊)
1873(明治6)年	5月	9日		フェ伯爵はフィレンツェのグランデ・アルベルゴ・レアル・デッラ・パーチェ(Grande Albergo Reale della Pace)にて岩倉使節団を出迎え、岩倉使節団の接伴としての活躍を始める。この日に、フェ伯爵はフィレンツェを案内する。	AM3:00、岩倉使節団はフィレンツェに着き、グランデ・アルベルゴ・レアル・デッラ・パーチェ(Grande Albergo Reale della Pace)に宿泊する。AM11:00からフィレンツェの中心部にあるサンタ・マリア・デル・フィオーレ(S.Maria del Fiore)教会、町の美術館(Galleria degli Uffizi)やナツィオナーレ博物館(Museo Nazionale)などを見学する。午後はカシーネ(Cascine)公園を馬車で回る。また、日本におけるイタリア人内地旅行に関して、英国外務大臣グランヴィルは駐伊英国公使バジト(Paget)に、この問題に関するイタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ(Ermilio Visconti Venosta)の意見を聞くよう依頼する。バジトと会見してから、ヴィスコンティ・ヴェノスタは外交的危機を回避するために、外国人による日本内地旅行問題に対して慎重な姿勢をとるようになった。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 260、272-285ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。ヴィスコンティ・ヴェノスタとバジトの会見に関しては、石井孝『明治初期の国際関係』吉川弘文館 1977、105ページ、を参照。
1873(明治6)年	5月	10日		岩倉使節団にフィレンツェ市内及び郊外(桑畑など)の案内をする。	岩倉使節団は徒歩でフィレンツェ市内にあるモザイク師の家や日本物産店を見学し、午後は馬車で公舎のドッチャ(Doccia)磁器製造工場を訪れる。その後、フィレンツェの周辺にある桑畑を馬車で走り回る。*ここで久米邦武は『米欧回覧実記』において、イタリア養蚕業に関する記述を書き連ねる。夕方、一行はフィレンツェを立つ。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 272-285ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	11日		フェ伯爵は岩倉使節団と共にローマに到着する。	岩倉使節団は早朝ローマに到着し、駐伊日本総領事中山譲治に迎えられ、ホテル・コスタンツィ(Hotel Costanzi)にて宿泊する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 290ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	12日		フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。	午前中に、岩倉たちはイタリア外務大臣エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタを訪問し、イタリア王への謁見を申請する。午後には、一行は馬車でサン・ピエトロ広場(Piazza San Pietro)、サンタンジェロ城(Castel Sant'Angelo)、パンテオン(Pantheon)、コロッセオ(Colosseo)やその他の旧跡を回覧する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 295-304ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	13日		フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。	AM10:00岩倉使節団はイタリア王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世(Vittorio Emanuele II)に謁見し、国書を奉呈する。夕方は下院議会(Camera dei Deputati)を訪問する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 305ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。



1873(明治6)年	5月	14日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。	駐日イタリア代理公使リッタ伯爵は書簡にて、イタリア王の甥(ジェノヴァ公)が近いうちに蒸気船「ガリバルディ」号で来日する可能性があること述べる。よって、リッタ伯爵は外務省にその件をめぐる詳細な情報を提供するように促す。	PM1:00岩倉使節団はバチカン美術館(Musei Vaticani)を見学する。PM6:00から、王宮にてイタリア王の晩餐会が開かれ、それに参加する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 305-307ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	15日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団は馬車で、ローマ市内を回覧する。ドムス・アウグスターナ(Domus Augustana)、カラカッラ浴場(Terme di Caracalla)、マッシモ大競技場(Circo Massimo)などを見学する。午後に兵屯所、軍病院そしてローマ城外壁の周辺の養蚕場を訪問する。フェ伯爵の種紙孵化不良に関する取り調べの提案を受けたイタリア外務省領事商衆局長ペイロレーリは、5月15日に農工商大臣に遺の書簡を宛て、フェ伯爵の意志を伝える。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 307-314ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。ペイロレーリの書簡はACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年5月19日、イタリア外務省領事商衆局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡(未刊)を参照。
1873(明治6)年	5月	16日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はAM9:00から、ローマにてカピトリノ美術館(Museo Capitolino)、マメルティヌス牢獄(Carcere Mamertino)、ローマ水道の遺跡などを見学する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 314-319ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	17日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。	PM2:00に駐日イタリア代理公使リッタ伯爵は天皇に謁見する。	岩倉使節団はローマにて滞在する。*『米欧回覧実記』にはこの日に関する特別な記述はない。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 319ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。リッタの謁見については、ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年5月21日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.54)を参照。(リッタが天皇に述べた挨拶の辞も書簡に追加されている。)
1873(明治6)年	5月	18日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団は外務率相より招宴される。*『米欧回覧実記』にこれ以外の記述はない。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 319ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	19日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はPM9:00に汽車に乗り、南へ向かう。この節に、久米は『米欧回覧実記』において、ローマが西洋文明の源であることについて述べる。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 320-321ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	20日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		早期に、岩倉の一行はナポリの付近にあるカゼルタ(Caserta)に到着する。ここで、午前中にカゼルタ王宮(Palazzo Reale又はReggia di Caserta)及びその庭園を訪問する。PM5:00にカゼルタを発ち、pm6:00にナポリのホテル・デュ・グラン・ブレターニュ・エ・アングリテール(Hotel du Grand Bretagne et d'Angleterre)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 322-325ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	21日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。	駐日イタリア代理公使リッタ伯爵は書簡にて、伊外務大臣に、駐中国イタリア公使でもあったフェ伯爵が中国政府に一時帰国を通告する義務を怠ったと述べる。	岩倉使節団は朝からナポリ市内を見学する。王宮(Palazzo Reale)、考古学博物館(Museo Archeologico)、カステル・デッロ・オヴォ(Castel Dell'Ovo)などを訪問。同時に、佐々木長淳の養蚕視察団はオーストリア帝国の首都ウィーンから出発する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 325-330ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。佐々木の一行については、田中芳男、平山成信編『澳國博覧會參同記要』、1897、下巻、第二章、30ページを参照。リッタの書簡については、ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年5月21日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica No.53)を参照。
1873(明治6)年	5月	22日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はAM8:00からヴェスヴィオ火山の麓にあるポンベイ及びヘルクラネウム(Ercolano)の遺跡を訪れる。この日の夕方6時に、『いいなづけ』や『アデルキ』などの作品で有名なイタリア小説家・劇作家アレクサンドロ・マンゾーニ(Alessandro Manzoni)が88歳で死去する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 330-335ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	23日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はPM12:50に汽車でナポリ駅を発ち、ローマに戻り、またホテル・コスタンツイで投宿する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 335-336ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	24日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はローマにて滞在する。*『米欧回覧実記』に記述はなし。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 335-336ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。

1873(明治6)年	5月	25日	フェ伯爵は岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はAM9:30からイタリア王ヴィットリオ・エマヌエーレ二世へ別離の謁見をする。午後に、一行は再びパチカンを訪れ、ピンチョ・ヴィッラボルゲーゼ(Pincio, Villa Borghese)公園にて散策をしながらローマのパノラマを眺める。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 336ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	26日	フェ伯爵はイタリア王国海軍士官カリーニ(Ufficiale di Marina Alfonso Carini)と共に、岩倉使節団に同行する。	岩倉使節団の副使であった大久保利通は欧米から帰国する。	岩倉使節団はPM9:45に王室専用列車に乗車し、水の都ヴェネツィアに向かって出発する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 336-337ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。大久保の帰国については泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004 222ページ
1873(明治6)年	5月	27日	フェ伯爵は岩倉使節団と共にヴェネツィアに到着する。しかし、彼は今回、佐々木の視察団と共に、「ホテル・ラルーナ」(Hotel La Luna)に投宿する。		岩倉使節団はフィレンツェ、ボローニャ(Bologna)、パドヴァ(Padova)経由で、PM10:00にヴェネツィア・サンタルチア駅に到着する。中山領事とその書記官が岩倉の一行を迎える。岩倉らはホテル・ニューヨーク(Hotel New York)にて宿泊する。同時に、佐々木の養蚕視察団は汽車で、イタリア東北フリウリ(Friuli)州にあるウディネ(Udine)市経由で、岩倉使節団と同じ日に、ヴェネト(Veneto)州、ヴェネツィア市に到着し、「ホテル・ラルーナ」(Hotel La Luna)にて投宿する。この日にヴェルソン博士も一行と合流する。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年5月28日号、久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 337-346ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。*ちなみに久米邦武は『米欧回覧実記』を編集した時に、パドヴァの養蚕学校およびイタリア養蚕業に関する記述に、佐々木の報告書に含まれた情報を利用したことが明らかにわかる。この事実は佐々木の視察団が岩倉使節団の任務を補う重要な役割があったという説を強調するのである。
1873(明治6)年	5月	29日	AM7:00に、フェ伯爵は岩倉使節団の副使であった伊藤博文と山口尚芳と共に、プレッシャ市(Brescia)・ミラノ市(Milano)へと出発する。プレッシャにて、フェ伯爵は自宅で賓客のための宴会を開き、その宴会に多くの養蚕家および養蚕商人も参加する。*この旅行の報告は『米欧回覧実記』に現れない。		岩倉使節団は二つのグループに分かれ、一方で、岩倉大使が体調を崩したため、ヴェネツィアに滞在し、他方では、伊藤・山口副使らはフェ伯爵に案内され、列車でプレッシャ及びミラノへ赴く。岩倉の一行はグリエモ・ベルシェー(Guglielmo Berchet)に案内され、国立古文書館を訪れ、1615年支倉六衛門がヴェネツィアを訪れた際に残した署名を見て、サンタ・マリア・デッラ・サルターテ(S.Maria della Salute)教会などを訪問する。同時に、佐々木の養蚕視察団はヴェルソン博士と共に、ウディネ市へと向かい、ウディネ市内の「グランデ・アルベルゴ・ディタリア」(Grande Albergo d'Italia)に投宿する。ウディネ市、そしてコネツィアーノ(Conegliano)村周辺の製糸所・養蚕場を見学した。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 350-355ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。伊藤・山口のプレッシャ訪問およびフェ宮殿における宴会についてはLa Sentinella Bresciana(「ラ・センチネッラ・プレッシャーナ」紙)、1873年5月30日号を参照。佐々木の一行に関しては田中芳男、平山成信 編『奥国博覧會参同記要』、1897、下篇、第二章、30ページなどを参照。
1873(明治6)年	5月	30日	フェ伯爵は伊藤・山口副使の一行を案内し、ミラノにて滞在する。*この旅行の報告は『米欧回覧実記』に現れない。		岩倉の一行はAM9:00から船に乗り、ムラーノ島(Murano)を訪れる。そこでガラス工芸館および複数の工房を見学する。同時に、佐々木の養蚕視察団はウディネ市・コネツィアーノ村周辺の製糸所・養蚕場を見学。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 355-356ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	5月	31日	フェ伯爵は伊藤・山口副使の一行を案内し、ミラノにて滞在する。*この旅行の報告は『米欧回覧実記』に現れない。		岩倉の一行はAM9:00から、ヴェネツィアのアカデミア美術館(Galleria dell'Accademia)を見学する。同時に、佐々木の視察団は再びフリウリ州からヴェネト州に入り、パドヴァ(Padova)市へ到着し、そこで滞在する。ヴェルソン博士の養蚕学校・養蚕実験局を訪れ、そこで養蚕技術・蚕病の検査方法・蚕の解剖方法などを学ぶ。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 357ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	6月	1日	夜、フェ伯爵は伊藤・山口副使らと共にヴェネツィアに戻り、岩倉大使の一行と再合流する。		日曜日であり、ヴェネツィアは非常に賑やかになる。夕方は岩倉大使の一行と伊藤・山口の一行が再合流する。同時に、佐々木の視察団はパドヴァにて滞在。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 357ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	6月	2日	フェ伯爵はイタリア王国海軍士官カリーニと共に、国境まで岩倉使節団に同行する。		岩倉使節団はPM10:30に、王室専用列車を利用して、伊頓国境に向かって出発する。同時に、佐々木の視察団はパドヴァにて滞在。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 357ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。
1873(明治6)年	6月	3日	朝、フェ伯爵はナブレシナ駅にて岩倉使節団と別れ、ヴェネツィア方面に戻る。		岩倉使節団はウディネ(Udine)経由でイタリアの国境を越え、当時オーストリア帝国領土であったナブレシナ(Nabresina)の駅で駐日オーストリア公使カリチエ(Calice)及び佐野常民と落ち合う。同時に、佐々木の養蚕視察団は温泉名所のアバノ(Abano)村を経由して、ヴィチエンツァ(Vicenza)市へ到着する。ヴィチエンツァ周辺の養蚕場・製糸場を訪れる。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻 357、377ページ。岩倉翔子編著『岩倉使節団とイタリア』京都大学学術出版会 1997 も参照。

1873(明治6)年	6月	4日	ヴィチエンツァ市において、岩倉使節団と告別したフェ伯爵は佐々木の一行と再会流す。	フェ伯爵と共に、佐々木の一行はスキオ(Schio)村の製糸場を訪問した。	
1873(明治6)年	6月	5日		同時に、岩倉使節団はオーストリア帝国ウィーン(Wien)に到着し、この都市及びそこで開催されている万博博覧会を回覧し始める。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号、久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第四巻、377-410ページ、第五巻、21-52ページ
1873(明治6)年	6月	6日	フェ伯爵は佐々木の視察団を自宅に招待し、プレツィヤ周辺の養蚕家に会わせる。	養蚕視察団は早朝デセンツァーノを発ち、ロンバルディア(Lombardia)州に入る。プレツィヤ(Brescia)県レッツァーテ(Rezzate)村にあるフェナローリ(Fenaroli)家の養蚕場を訪問した。そこから、正午、一行はプレツィヤ市へ移動し、博物館、テアトロ広場(Piazza del Teatro)にある蚕の市場などを見学した後、岩倉使節団と同じように、佐々木らはフェ伯爵の自宅にて宴会でもてなしを受けた。その後、一行はロンカデッレ(Roncadello)村のグアイネーリ(Guaineri)兄弟の城へ赴き、近くの養蚕場において、数人の養蚕家と面会した。夕方、視察団は電車でミラノ(Milano)市へと出発した。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	7日		ミラノ市に到着した佐々木らの視察団は博物館と農業高等学校を訪れた。一行はミラノ市内に投宿した。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	8日		この日に、佐々木らはブリアンツァ(Brianza)地方のランカーテ(Rancate)村へ赴く。そこで、スザーニ氏(Cav. Guido Susani)の「カシーナ・パストゥール」(Cascina Pasteur)という私立養蚕試験場を見学する。この施設において、佐々木らはイタリアで飼育された良質で無病の蚕を見ることが出来る。その次、一行は絹名産地コモ(Como)市とその周辺の製糸場・養蚕場を見学する。またミラノにて宿泊する。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	9日		佐々木の一行はアンノーニ伯爵(Conte Annoni)の馬車に乗り、同伯爵のバター・チーズ工場を見学し、夕方はピエモンテ(Piemonte)州アレクサンドリア(Alessandria)市へ赴く。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	10日		アレクサンドリア市内の蚕市場などを見学し、夕方はトリノ(Torino)市に向かって出発する。	La Gazzetta di Venezia(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」紙)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	11日		視察団は早朝からトリノ市の蚕市場も見学した後、電車に乗り、附近のカセッレ(Caselle)村にあるデプレ男爵(Barone Depra)の製糸場などを訪れた。夕方、一行は二つのグループに別れる。佐々木とグレーフェンの連中は視察旅行を続けるために、スイス、そしてオーストリアに向かって出発した一方で、フェ伯爵、ヴェルソン博士と日本総領事中山は、バドヴァに戻ることになる。	日刊紙「La Gazzetta di Venezia」(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」)、1873年6月17日号
1873(明治6)年	6月	16日		ヴェルソン博士がイタリア農工商省に、佐々木らの養蚕視察旅行の報告書を送る。	ACS[イタリア国立古文書館]、MAIC, II Vers. b.153、1873年6月18日、ヴェルソン博士より農工少省宛の書簡。(未刊)
1873(明治6)年	6月	17日		ヴェルソン博士、フェ伯爵、そして駐イタリア日本領事中山護治はバドヴァの養蚕実験局において、種紙の孵化不良に関する取り調べの第一次集会を開始した。	日刊紙「La Gazzetta di Venezia」(「ラ・ガゼッタ・ディ・ヴェネツィア」)、1873年6月16日号、6月17日号
1873(明治6)年	6月	20日		岩倉使節団はオーストリア(Austria)回覧を終え、再度ミュンヘンを経由し、スイス(Switzerland)の都市チューリッヒ(Zurich)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第五巻、53-64ページ
1873(明治6)年	6月	28日		佐々木長淳と共に北イタリアの養蚕所・製糸所を視察したグレーフェン(Engel A. Greven)が日本政府に対する連白書を執筆する。	日本国立公文書館 2A-009-00 太00379100 マイクロフィルムNo.004500 pos.0090~

1873(明治6)年	7月	1日		駐日代理公使リッタ伯爵は外務省に電報を打ち、それで、外国人(そしてイタリア人)の日本における内地旅行は一切認められていない旨を伝える。		ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年7月2日、駐日イタリア代理公使リッタより、イタリア外務大臣宛の書簡(未刊)。
1873(明治6)年	7月	2日		駐日代理公使リッタ伯爵は外務省に書簡を送り、そこで、7月1日の電報に含まれた情報を詳しく説明する。		ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年7月2日、駐日イタリア代理公使リッタより、イタリア外務大臣宛の書簡(未刊)。
1873(明治6)年	7月	5日			イタリア外務省領事・商業総局長アウグスト・ペイローリ(Augusto Peiroleri)は、農工商省に一通の書簡を送り、そこで日本における外国人の内地旅行に関して、1873(明治6)年2月22日にフェ伯爵が獲得した便宜(副島の規則案)によって、イタリア人が日本の内地を自由に旅行できると述べる(実際はそうでなく、その協定の批准はイタリア外務大臣と岩倉具視が見る前にイギリスに阻止されていた。)外務省は電報で、この旨を駐日代理公使リッタ伯爵に知らせた。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年7月5日、領事商業局長ペイローリより、農工商省宛の書簡。
1873(明治6)年	7月	8日	フェ伯爵は、駐日日本弁理公使佐野常民からの書簡を受け、ローマから伊外務大臣宛の書簡にその内容を報告する。そこで、主に佐野常民の信任状提出の件について述べる。結局、国王不在のため、佐野の謁見は更に延長されることになる。また、佐野はイタリア政府が岩倉使節団や養蚕視察団を熱烈に歓迎したことを感謝しているとも伝える。フェ伯爵は最後に、ウイーンに赴く意を伝える。		辞任直前の農工商大臣カスターニョーラは各県知事、農業共進会、そして商工会議所宛に一通の回状を送る。その回状で、カスターニョーラは在日イタリア領事館から得た情報によると、日本で輸出用の種紙を大量に買占め、それらをイタリア市場において直接に売り捌く大規模の商社が設立されたことを明らかにする。また、日本人がイタリアで養蚕を直接販売することによって、大勢の蚕卵商人が毎年日本へ渡り、競争して種紙を高価で買占める必要がなくなり、イタリア人養蚕家はより安い価格で種紙を購入できると主張していた農工商大臣カスターニョーラはこの計画を支持していたことが窺える。この回状は蚕卵商人たちの怒りを呼び起こす結果となった。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年7月8日、フェ伯爵より(ローマより)、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(S.N.)カスターニョーラの回状に関しては、ZANIER, Claudio, SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880), Cleup, 2006, 223-224ページ参照。ザニエルの研究によれば、カスターニョーラが7月8日に発した回状の全文はミラノ商工会議所の機関紙「イル・ソレ」(Il Sole)の1873(明治6)年12月13日号に掲載されている。
1873(明治6)年	7月	10日			ランツァ(Giovanni Lanza, 1810-1882)内閣が瓦解したに際して、農工商大臣カスターニョーラが辞任する。農工商大臣の任務を受け継いだのはファイナリ(Gaspare Finali)だった。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 324ページ
1873(明治6)年	7月	15日			岩倉使節団は、スイス(Switzerland)のベルン(Bern)及びジュネーブ(Geneve)の訪問を終え、この日の夜に、南フランスの都市リヨン(Lyon)に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実記』岩波文庫 1977 第五巻、65-112ページ
1873(明治6)年	7月	21日			佐々木長淳はスイスの視察旅行を終えた頃、第一次報告書を書く。	日本国立公文書館 2A-009-00 太00379100 マイクロフィルムNo.004500 pos.0090~
1873(明治6)年	7月	23日		岩倉使節団の副使であった木戸孝允が欧米から帰国する。また、イタリア軍艦「ゴヴェルノロ号」(Governolo)は横浜に到着する。		泉三郎『堂々たる日本人 知られざる岩倉使節団』祥伝社黄金文庫 2004 225ページ。「ゴヴェルノロ号」の航海に関しては、LEVA FAUSTO (ed.), <i>Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1</i> (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 169-233ページを参照。
1873(明治6)年	7月	28日		太政官は「地租改正」を公布することによって、土地制度及び税制を改革した。		五味文彦他『詳説日本史研究』山川出版社 1998, 324ページ
1873(明治6)年	7月	30日		代理公使リッタ伯爵は、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛てに、一通の書簡(私書)を書く。その中で、リッタ伯爵は、フェ伯爵が帰国する前(1873年2月7日)にとつた決断を猛烈に批判しながら、フェ伯爵が駐日外交団の間に残した非常に悪い印象について報告する。		ACS[イタリア国立古文書館], Personale, Archivio Visconti Venosta, pacco 11, fascic.7, 1873年7月30日、代理公使リッタ伯爵より、イタリア外務大臣ヴィスコンティ・ヴェノスタ宛の書簡。(未刊)
1873(明治6)年	8月	17日		「征韓論」の挙句、西郷隆盛の韓国派遣が決定される。		犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990, 187ページ

1873(明治6)年	8月	19日		「ゴヴェルノーロ号」(Governolo)の艦長エンリーコ・アッチニ(Enrico Accinni)は海軍省宛に長い報告書を送る。その中で、日本政府が輸出用種紙の数を減らし、それらを後にイタリアで直接に売り捌く計画を実行しようとしているなどの点に触れる。		Archivio Storico della Marina Militare (ASMM) [イタリア海軍資料館], busta n. 2159, 1873年8月19日、アッチニ艦長より海軍大臣宛の書簡(付録付)(未刊)
1873(明治6)年	8月	21日			駐日代理公使リッタ伯爵の7月2日付の書簡(外国人による日本内地旅行の全面禁止の旨を報告するもの)は外務省に届く。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年7月2日、駐日イタリア代理公使リッタより、イタリア外務大臣宛の書簡(未刊)。
1873(明治6)年	8月	23日		PM2:00にイタリア国王の甥ジェノヴァ公を乗せたフリゲート艦「ガリバルディ号」は横浜に入港する。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年9月2日、領事パツリス発、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Affari in genere No.28)。それに、ジェノヴァ公の来日と謁見を扱う「The Japan Daily Herald」(9月1日、2日号)に関する記事が抜粋され、追加されている。
1873(明治6)年	8月	26日			外務省は8月21日にリッタ伯爵の書簡を受けてから5日後、農工商省に、「日本政府は内地旅行を厳重に禁じている」という事情を農工商省に伝える。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439 外務省領事・商業局長ペイロレーリより農工商大臣宛(1873年8月26日)の書簡(第511号)(未刊)。
1873(明治6)年	9月	1日		AM11:00にイタリア国王の甥ジェノヴァ公トマス・ディ・サヴォイア(Tomaso di Savoia)は、横浜に錨を下ろしたフリゲート艦「ガリバルディ号」(Garibaldi)を下船し、諸国領事ら(フランス領事以外)などの歓迎を受けた。後に、ジェノヴァ公は、領事パツリスと副領事ブルーニに随行され、列車にて東京へ赴き、天皇に謁見する。農工商大臣カスターニョラの回状を耳にした蚕卵商人たちの多くは、ジェノヴァ公の歓迎会に出席しない。		ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年8月26日、領事パツリス発、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Affari in genere No.26)。蚕卵商人たちの怒りに関しては、ZANIER, Claudio, SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880), Cleup, 2006, 228ページ、を参照。
1873(明治6)年	9月	2日			農工商省は回状で「日本政府は内地旅行を厳重に禁じている」という旨を各県知事や商工・農業会議所長、その他の農会長宛に通達する。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439. 1873年9月2日、農工商省フィナーリ(G. Finali—カスターニョラの後任者)より各県知事、諸商工・農業会議所長等宛の回状(第256号)(未刊)。
1873(明治6)年	9月	9日	孵化不良種紙に関する取り調べの第二次集会所が開かれるため、フェ伯爵はわざわざウィーンから帰国し、パドヴァに着く。	イタリア国王の甥ジェノヴァ公トマス・ディ・サヴォイア(Tomaso di Savoia)は、東京から横浜に錨を下ろしている「ガリバルディ号」(Garibaldi)に戻る。リッタ伯爵は書簡にて、ジェノヴァ公の浜御殿における滞在や好意に満ちた歓迎のことを伊外務大臣に報告する。9月8日の夕方、外務副卿島種臣がリッタ伯爵に握手し、ジェノヴァ公の日本訪問以来、「イタリアと日本を隔てる距離は無くなった」と述べた。	パドヴァの養蚕実験局で孵化不良種紙に関する取り調べの第二次集会所が開かれる。	ASDMAE, Serie Moscati VI, b.1288, 1873年9月9日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Doc.9)。フェ伯爵と孵化不良種紙の取り調べに関しては、ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年9月9日、フェ伯爵より、農工商省(?)宛の書簡。(私文書)(未刊)参照。
1873(明治6)年	9月	10日			佐々木長淳はジョヴァンニ・ボルレ博士(Dr. Giovanni Bolle)の下で、オーストリア帝国(現在イタリア領土)ゴルツ(Gorz, Gorizia)市蚕事実験場における養蚕学術コースを開始する。	田中芳男、平山成信 編『澳國博覧會參同紀要』、1897、下篇、第二章、30ページ
1873(明治6)年	9月	13日	フェ伯爵は改めてウィーンに向かって出発する。		岩倉使節団は南フランスの都市リヨン(Lyon)及びマルセイユ(Marseille)訪問を終え、同地を出港してから、ナポリ(Napoli)、ポートサイド(Port Said)、アデン(Aden)、シンガポール(Singapore)、サイゴン(Saigon)、香港(Hong Kong)、上海(Shanghai)、そして長崎を経由し、ついに横浜に到着する。	久米邦武編、田中彰校注『特命全權大使米欧回覧実紀』岩波文庫 1977 第五巻、112-337ページ。フェ伯爵の発出に関して、ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1873年9月9日、フェ伯爵より、農工商省(?)宛の書簡。(私文書)(未刊)参照。
1873(明治6)年	9月	17日		カスターニョラの回状に応じて、日本にいる蚕卵商人たちは、イタリア政府(そして日本でそれを代表する公使)が取った無責任な姿勢を猛烈に批判する長い電報を打つ。		この電報は、ミラノ商工会議所の機関紙「イル・ソレ」(Il Sole)の1873(明治6)年9月22-23日号に掲載された。ZANIER, Claudio, SEMAI - Setaioli italiani in Giappone (1861-1880), Cleup, 2006, 228ページ参照。

1873(明治6)年	9月	24日			佐々木長淳はオーストリア帝国(現在イタリア領土)ゴルツ(Gorz, Gorizia)市軍事実験場における養蚕学術コースを終え、修了証明証を入手する。	田中芳男、平山成信 編 『澳國博覽會參同記要』、1897、下篇、第二章、30ページ
1873(明治6)年	10月	7日			代理公使リッタ伯爵は書簡にて、伊外務大臣に、岩倉具視との会見について報告する。この書簡で、岩倉具視はちょうどその頃日本にいたジェノヴァ公にも会見し、岩倉使節団がイタリアで受けた熱烈な歓迎を感謝したことがわかる。更に、リッタ伯爵は本書簡で米国公使デロング(De Long)の解任とその後任者ビンハム(Bingham)の着任にも言及する。	ASDMAE, Serie Moscatti VI, b.1288, 1873年10月7日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Politica N.83)
1873(明治6)年	10月	13日			イタリア軍艦「ゴヴェルノロ号」(Governolo)は横浜を出港する。	LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 231ページ
1873(明治6)年	10月	15日			閣議は予定通り西郷隆盛の韓国派遣を裁決する。	犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、187ページ
1873(明治6)年	10月	17日			西郷の韓国派遣に憤慨した大久保利通は三条に辞表を提出する。	犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、187ページ
1873(明治6)年	10月	18日			明治六年の政変が発生する。太政大臣三條実美が倒れ、岩倉具視が天皇に征韓不可の裁可を得たため、西郷は辞表を出す。	犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、187-188ページ
1873(明治6)年	10月	24日			征韓論に敗れた参議板垣退助、後藤象二郎、江藤新平、副島種臣が辞表を提出し、下野する。	犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、188ページ
1873(明治6)年	10月	29日			イタリア領事館に通訳として勤めていた吉田要作(よしだようさく)はヴェネツィア商業高等学校(現在のヴェネツィア大学)で開かれた日本語講座の初代講師となる。	石井元章『ヴェネツィアと日本 美術をめぐる交流』ブリュッケ 1999、41-46ページ
1873(明治6)年	11月	1日			イタリアのフリゲート艦「ガリバルディ号」(Garibaldi)は横浜を出航する。	LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 168ページ
1873(明治6)年	11月	8日			リッタ伯爵は寺島宗則と会見し、外国人内地旅行問題について意見を交換する。	ACS[イタリア国立古文書館], Personale, archivio Visconti Venosta, pacco 11 fascic. 7. 1873年12月9日、リッタ伯爵より、イタリア外務大臣宛の書簡。日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻)1955 675-683ページ
1873(明治6)年	12月	12日			リッタ伯爵は再度、寺島宗則と会見し、外国人内地旅行問題について意見を交換する。	日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻)1955 683-689ページ
1873(明治6)年	12月	25日			リッタ伯爵は改めて、寺島宗則と会見し、外国人内地旅行問題について意見を交換する。	日本国外務省編『日本外交文書』(第六巻)1955 689-690ページ
1874(明治7)年	1月	15日			種紙孵化不良の取り調べの結果が公式に発表される。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. II Vers. b. 153, 1874年1月15日、中山謙治・フェ伯爵・ヴェルソン博士より、農工商省宛の書簡。(私文書)(未刊)
1874(明治7)年	1月	17日			征韓論に破り、下野した板垣退助らは左院に「民権議員設立連白書」を提出する。これはいわゆる「自由民権運動」の口火となる。	鹿野政直『近代日本思想案内』岩波文庫 1999、61ページ
1874(明治7)年	2月	6日			「台湾出兵」が閣議によって決定される。1871年12月に琉球の漂流民が台湾の原住民に殺害された。清国は賠償金の支払いを拒否したため、日本は台湾に対する武力行使を行うように決めた。	犬塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、200-201ページ
1874(明治7)年	2月	15日			リッタ伯爵は寺島宗則と会見した後、1872年7月の外国人内地旅行問題をめぐるフェ伯爵と副島元外務卿の間に「暗黙の合意」が成立していたことを知る。	日本外務省外交史料館 3-5-2-3「伊太利國ニ於ケル暹羅紙生糸關係雜件 第三卷 自二年至六年」1874年2月16日、駐日イタリア代理公使リッタ伯爵より副島外務卿宛の書簡。

1874(明治7)年	4月	18日			「暗黙の合意」をめぐるリツタ伯爵の報告を受けた外務省の領事・商業局長ペイロレーリは、農工商省に書簡を送り、そこでその非公式の協定はまだ有効であると報告する。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Direzione Generale dell' Agricoltura, IV versamento. b.599, fascic.3439(未刊)
1874(明治7)年	5月	22日		西郷隆盛の弟従道(1843-1902)は日本政府軍を率い、台湾に到着する。		大塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、203ページ
1874(明治7)年	6月	1日		西郷従道は台湾の原住民に対する軍事行動を開始させる。		大塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、203ページ
1874(明治7)年	6月	20日		明治政府は朝の廟議にて、外務大臣寺島宗則に圧力をかけられた後に、「外国人内地旅行」を認めないと決定した。午後、寺島宗則は諸国代表と会見し、「日本側の準備不足を理由に、当分の間、賓客とみなす少数の外国人だけに内地旅行を許可するつもりである」という日本政府の見解を伝える。		大塚孝明『寺島宗則』吉川弘文館 1990、196ページ
1874(明治7)年	8月	11日		フェ伯爵はニューヨークに到着する。		ASDMAE, Serie VII, F-4, Alessandro Fe' D'Ostiani 1874年8月11日、註ニューヨークイタリア領事コンセッキ(Conseccchi)宛、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Aff.in genere No.1209)
1874(明治7)年	8月	25日		フェ伯爵は日本に向かって、蒸気船で米国サンフランシスコを出港する。		ASDMAE, Serie VII, F-4, Alessandro Fe' D'Ostiani 1874年8月11日、註ニューヨークイタリア領事コンセッキ(Conseccchi)宛、イタリア外務大臣(Visconti Venosta)宛の書簡。(Serie Aff.in genere No.1209)
1874(明治7)年	8月	31日		2度目の世界一周航海に派遣されたイタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」は横浜に到着する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 246ページ
1874(明治7)年	9月	23日		フェ伯爵は東京に到着し、駐日イタリア公使としての任務に再び着任する。		ASDMAE, Serie VII, F-4, Alessandro Fe' D'Ostiani 1874年9月23日、Processo Verbale
1874(明治7)年	11月	13日		2度目の世界一周航海に派遣されたイタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」は横浜を出港する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 246ページ
1875(明治8)年	3月	24日			イタリア外務省領事・商業総局長ペイロレーリが農工商省へ一通の書簡を送り、その中で、ペイロレーリは佐々木長厚によって東京で設けられた蚕室がパドヴァの養蚕実験局との通信・交流を開始したいことを報告する。この交流は駐日公使フェ伯爵に支持されている。	ACS[イタリア国立古文書館], MAIC, Dir. Gen. Agr. b. 22, f. 240 1875年3月24日、外務省領事商業局長ペイロレーリより、農工商省宛の書簡(未刊)
1875(明治8)年	7月	15日		2度目の世界一周航海に派遣されたイタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」は2度目横浜に到着する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 246ページ
1875(明治8)年	11月	1日		2度目の世界一周航海に派遣されたイタリア軍艦「ヴェットール・ピザーニ号」は2度目横浜を出港する。		LEVA FAUSTO (ed.), Storia delle Campagne Oceaniche della R. Marina - Volume 1 (Ristampa), Ufficio Storico della Marina Militare, 1992, 246ページ
1875(明治8)年	11月	25日		フェ伯爵は再着任してからおよそ一年後に、外務省総務局長アルトム(Isacco Artom, 1829-1900)に一通の書簡(1875(明治8)年11月25日付、私信)を送り、その中で異動を請願した。		ASDMAE, Serie VII Personale, b.F-4, Fasc. Fe D'Ostiani, C.te Alessandro, 1875年11月25日、駐日イタリア公使フェ伯爵より、イタリア外務省総務局長アルトム宛の書簡。N.1 Personale (未刊)
1876(明治9)年	3月	18日			デプレティス(Agostino Depretis)はイタリアの新政府(イタリア王国初左翼政府)を形成する。	MONTANELLI, Indro, <i>Storia d' Italia - L' Italia dei notabili 1861-1900</i> , Biblioteca Universale Rizzoli, 2002, 325ページ
1876(明治9)年	3月	22日		日朝修好条約が批准される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑧ 明治維新』集英社 1992、307ページ
1876(明治9)年	3月	25日			外交官エミリオ・ヴィスコンティ・ヴェノスタはイタリア外務大臣の三回目の任務(1869年12月14日-1876年3月25日)を辞職する。	GRASSI, Fabio, <i>La formazione della diplomazia nazionale</i> , Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 751ページ

1876(明治9)年	3月	28日		明治政府によって廃刀令が布告される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、307ページ
1876(明治9)年	3月	29日		大蔵卿大隈重信が秩禄処分の方針を太政大臣に申し上げる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、307ページ
1876(明治9)年	8月	5日		明治政府は金禄公債発行条例を布告する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、307ページ
1876(明治9)年	10月	24日		太田黒伴雄らの敬神党(総勢がおよそ200人に及ぶ)は熊本で蜂起するが、簡単に鎮圧される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、307ページ
1876(明治9)年	10月	27日		秋月の乱という小規模の蜂起が発生し、直ぐに鎮圧される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、308ページ
1876(明治9)年	10月	28日		元兵部大輔前原一誠は500人の兵隊を率い、蜂起するが、数日後に鎮圧される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、308ページ
1877(明治10)年	1月	29日		西郷隆盛が退官後(1874年)に鹿児島市の城山で創設した私学投党急進派は弾薬庫を襲い、武器を奪い、最高幹部であった桐野利秋(きりのとしあき)や篠原国幹(しのはらくにもと)が率兵上京の方針を決め、西郷隆盛に伝える。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、309ページ
1877(明治10)年	2月	12日		西郷・桐野・篠原の連名で、薩軍の率兵上京の届けが県庁に提出される。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、310ページ
1877(明治10)年	2月	13日	外務省の省令によって、駐中国・日本イタリア公使フェ伯爵が解任され、ローマに呼び戻される。			GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318ページ
1877(明治10)年	2月	15日		薩軍の一番大隊および二番大隊が東に向かって出発し、17日までに全軍が動き出す。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、311ページ
1877(明治10)年	2月	19日		明治政府は上京している薩軍に対して征討令を発し、いわゆる「西南戦争」が始まる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、311ページ
1877(明治10)年	2月	21日		夜と翌日の早期にかけての間、薩軍は熊本城を包囲強襲する		
1877(明治10)年	3月	4日		3月20日まで、田原坂(現在の熊本県鹿本郡植木町大字壺間)で政府軍と薩軍は死闘を続ける。政府軍の死傷者は3000人にも及ぶ。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、312ページ
1877(明治10)年	3月	20日		田原坂は政府軍の手に落ちる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、312ページ
1877(明治10)年	4月	14日		黒田清隆中将が率いる政府部隊が背後に薩軍を攻撃し、熊本城に向かう。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、312ページ
1877(明治10)年	4月	15日		木留・植木・鳥巢に防衛線を敷いて40日にわたって政府軍を阻止した薩軍はついに退きはじめる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、313ページ
1877(明治10)年	5月	11日	フェ伯爵は日本を出発し、シベリア経由でイタリアに帰る。			GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987, 318-319ページ
1877(明治10)年	5月	26日		木戸孝允が病気で死去する。		大江志乃夫『木戸孝允 維新前夜の群像④』 中公新書 1968 194ページ
1877(明治10)年	6月	1日		政府軍は人吉を占領する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、313ページ
1877(明治10)年	7月	24日		薩軍が政府軍によって都城(みやこのじょう)を攻略される。その後、薩軍の戦力は急激に低下する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、313ページ
1877(明治10)年	8月	15日		薩軍は3000人の残兵で反撃の試みに挑むが、失敗し、長井にて部隊を解散する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』 集英社 1992、313ページ



1877(明治10)年	9月	1日		薩軍の兵隊の著しい部分が政府軍に降伏してから、西郷隆盛が率いる数百人の兵隊が鹿児島に突入し、城山を占領する。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、313ページ
1877(明治10)年	9月	24日		山県有朋参軍が8日に鹿児島に到着し、準備を終えてから、政府軍は西郷の軍隊に対して最終攻撃を始める。西郷隆盛、桐野利秋などは自刃し、西南戦争が終わる。		中村哲『集英社版日本の歴史⑩ 明治維新』集英社 1992、313ページ
1877(明治10)年	11月	25日	フェ伯爵は在ブラジルイタリア公使館に派遣される。			GRASSI, Fabio, La formazione della diplomazia nazionale, Istituto Poligrafico e Zecca dello Stato, Roma, 1987、318-319ページ